

広島経済大学研究双書第25冊

中国对外經濟論

片岡幸雄 鄭 海東

溪水社

まえがき

去る6月14日甲南大学で開催された2003年度「アジア政経学会西日本大会」の共通論題では、「グローバル化とアジア経済」という論題が取り上げられ、末廣昭教授（東京大学）が「進化する多国籍企業とアジア」と題して基調報告され、特に中国を対象を絞って佐々木信彰教授（大阪市立大学）が「グローバリズムと中国」と題して基調報告された。

末廣教授は、これまでの基本認識はアジア地域が世界の「成長の軸」を占めつけ、各国が国際環境に適応することで、当該地企業は世界の発展と調和的に発展すると想定してきたが、①経済のグローバル化とアジア諸国内部での経済の自由化のインパクト、②世界規模のM&Aの増加と上位企業のメガ化のインパクト、③生産・経営方式の競争から「ビジネス・モデル」の競争への転換、④中国の台頭とアジア地域へのインパクトの四つの観点から、「企業と発展途上国」に関する新しい議論が必要であると問題提起され、従来の「国民経済モデル」、「外国資本vs民族資本・ホームベース資本」という認識図式の不十分さを指摘され、今日の状況に対する一つの視点として、問題はありとされながらもハイマールの「新帝国秩序論」的観点に一定の評価を与えられた。

佐々木教授は、中国の改革・開放政策への転換とグローバリズムとを一先ず併置され、その中で従来世界経済（必ずしもグローバリズムと同一のものではない）秩序に背を向けてきた中国が、世界経済の中に積極的に参画していく過程とグローバリズムの進展を結びつけられ、その光と影に焦点を当てられた。

多国籍企業の世界戦略によって途上国の命運が左右されるという末廣教授の問題提起に思いを巡らせれば、やはり「帝国主義論」との関連で今日の世界経済の問題を整理し、今日の世界経済が「帝国主義論」の主要内容

と現象形態あるいは本質認識上どちらがうのかに焦点を合わせて、今日的課題の位相を正確に押さえた上で、積極的政策課題を考えていかなければなるまい。「資本輸出」、「戦争と革命」、「社会主義」といったことに対して改めて整理を行った上で、今日的状況に対する問題を議論する必要があると思われる。佐々木教授の観点での問題整理も、世界経済の現段階的主潮流であるグローバリズムに対する中国の単なる対応（受容）として以上に、中国にとっての積極策としての位置づけが与えられなければなるまい。この意味からすれば、中国の台頭とアジア地域の発展は共通の課題と分岐をもつといえる。

中国自身改革・開放政策への転換の中で、世界政治経済が今いかなる段階にあり、その中に自己をどう位置づけるべきかの議論を通して、本格的改革・開放の中身を整えてきたのである。世界政治経済に対する歴史認識構造の変化に応じて、中国の対外経済関係の基軸も変わってきた。このことを踏まえて、国内経済の運営方針も変えざるをえなかったわけでもある。中国の研究者あるいは日本の研究者が、屢々「改革・開放への転換以後」という書出して、その後の議論なり、改革の進展の叙述に入るのを見かけるが、改革・開放への転換の前提あるいは基礎条件こそが問題だと筆者は考えている。

建国後の中国の経済建設路線が封鎖的 inward 型経済建設方式であるといわれること自体にまちがいはないのだが、実はそれは前提として「帝国主義」段階にある世界政治経済の中で、中国の採用する経済建設として最良であるとの判断にもとづくものであった。それはまた中国にとって、生産力発展の桎梏としての「帝国主義」、「死滅しつつある資本主義」、生産力解放の必然的道としての世界的な「社会主義革命の前夜」における輝かしい先進的経済建設方式であった。したがって、この場合の封鎖的 inward 型経済建設方式は、世界経済と無関係に切り離された建設方式として認識されていたのではなく、むしろ世界経済に規定された経済建設方式として認識されていたわけである。

改革・開放政策への転換後、中国の世界政治経済に対する歴史認識構造

は大きく変わったが、さりとて「社会主義」の看板をまったく捨てたわけではないことは周知のところである。旧来の認識は改めたが、それは苦悩とある意味では矛盾を胎内にもつ「新しい社会主義」の模索の始まりである。「社会主義市場経済論」がそれである。従来「中央集権的計画経済」＝「指令性計画経済」では、すべては中央が計画を立て、指令性下達にしたがって経済運営が行われるから（その方がより生産力の解放に役立つと考えていた）、個別経済単位が自己の特性にそって自発的に分業を進展させることはなかった。改革・開放の本格化とともに、経済発展の段階に応じて、社会的分業を経済発展の大きな源泉の一つとして位置づけるようになってきた。国際分業もその枠組の中に組み込まれる。このことを考えに入れて、現段階の中国経済を「国家資本主義」と位置づける立場もあるが、この議論は後日に残して、本書の中では直接この論争に立ち入らない。しかし、中国の正統派の経済学者達は、本論の中でみるように、五つの所有制の併存とその積極性から「社会主義」の理念を下ろしてはいない。「社会主義市場経済論」を正面に据え、市場経済に傾斜していったからといって、世界経済のグローバル化に合わせて、中国は「民族経済」概念を完全に捨象したわけではない。この意味では、一般均衡論的世界経済の予定調和論的立場をすべての人が支持しているわけではない。冒頭で述べた末廣教授の問題提起の観点に、中国の論者達の多くは注視している。どのように論を立てるべきかに対する末廣教授の苦悩の模索への努力と同様に、中国の論者達も苦悩の模索の道を歩んでいるのである。末廣教授の問題提起のように、複雑な事態に対して、従来型の整理のみでは事は片付かないのである。今日の中国の先端的主流派が考えるように、現段階の世界政治経済が「帝国主義」の「国家独占資本主義」段階をすでに脱却した新しい国際的協調と調整の段階にある（したがって、「戦争と革命」の時代から「平和と発展」の時代に入ったとみる）とする見解は、昨今のアメリカへの一極集中と、国際的協調と調整に解決の突破口が開けなかった本年3月20日のアメリカの「イラク侵攻」をみると、手放して全面的賛成もし難い部分がのこる。

を分担執筆しており、氏の学位論文の内容も織り込みつつ、中国のWTO加盟の経緯を辿りながら、看過あるいは故意に外された問題の摘出と加盟後におけるそれら問題の顕在化から目をそらさず、WTO加盟後の中国経済のディレンマに自らの苦悩を重ね合わせている。共著者二人の問題意識は共通してはいるが、すべての点について見解が必ずしも一致しているわけではない。熱烈な愛国心に裏打ちされた鄭氏の筆鋒に、片岡もいささかたじろぎがちというのが実情である。

本書は元々「広島経済大学学術共同研究—中国の対外経済関係の深化・拡大と中国国民経済統合のディレンマ」(研究者代表 広島経済大学・片岡幸雄、広島経済大学・溝口敏行、福井県立大学・鄭海東)の三ヵ年にわたる共同研究の成果を下敷きにしている。当時学部長の任にあられた溝口教授は本書の執筆には直接参加されなかったが、共同研究の機会を通じて数々の有益なご指導を賜った。深謝申し上げる。

本書は、広島経済大学の出版助成を受け、同大学の研究叢書として刊行されるものである。

本書が時宜をえて出版されるについては、石田学園 広島経済大学 石田恒夫理事長・学長の格別のご支持とご高配をえた。特記して厚くお礼申し上げます。また、箱木眞澄地域経済研究所長は本書の出版に当たって、煩雑な学内事務処理と出版社との交渉に労を惜しまれなかった。衷心お礼申し上げます。また、本学大学院後期課程院生 田 海波君と呂 明星君は本書の作表・作図などの作業を手伝ってくれた。両君にも謝意を表したい。

末筆ながら、執筆の遅れの中を忍耐強く励まされ、現下の学術書の出版事情の困難な中を、本書の出版を快諾された溪水社社長 木村逸司氏に賜ったご厚情のほど厚くお礼申し上げます。

2003年中秋節を前に

執筆者を代表して

片岡 幸雄

中国対外経済論
目 次

まえがき i

序 章 本書の構成	3
第一章 建国期における世界政治経済に対する 歴史認識構造と対外経済関係論	11
第1節 建国期における世界政治経済認識	11
1 中国の世界政治経済状況に対する基本姿勢	11
2 アメリカを中心とした資本主義諸国の対中経済包囲網の形成	13
第2節 国民経済構築戦略の基本論理構造と対外経済関係の 地位	17
1 反帝国主義—独立自主政治主導型国民経済構築論理	17
2 世界的な社会主義革命への歴史的体制転換過程にある 中国国民経済の構築論理	18
3 社会主義計画経済の優越性を前提とした国民経済の構築論理	21
4 国際市場経済関係捨象—封鎖型自己完結的国民経済構築論理	22
第二章 世界政治経済の変革主体認識構造と対外経済関係論	29
第1節 「戦争と革命」の時代認識	29
第2節 世界政治経済における米ソの姿勢と中国の対外戦略	31
第3節 対外経済関係の地位—対外経済関係の理論認識	40
第三章 世界政治経済に対する認識の変化	45
第1節 「戦争と革命」の時代認識との訣別	45
1 認識の変化の底流	45
2 「戦争と革命」の時代認識との訣別	47

第2節	資本主義の再評価と現代資本主義論	54
1	資本主義再評価論の登場—鄭勵志氏の問題提起	54
2	「現代資本主義論」—「帝国主義」は変わったか	58
第四章	新しい中国社会主義経済論と対外経済論	77
第1節	「平和と発展」の時代認識下における新たな対外 経済論構築への始動	
	—旧来の認識下における国民経済構築論理から新たな国民経済 構築論理への転換—	77
1	反帝国主義—独立自主政治主導型国民経済構築論理の基礎前提の転換	77
2	世界的な社会主義革命への歴史的体制転換過程認識の抽象時間 化と国民経済構築の新編成論理	79
3	社会主義計画経済の優越性を前提とした経済建設理念と政策展 開の相対化	82
4	国際市場経済関係捨象—封鎖型自己完結的国民経済構築論理の基軸転換	84
第2節	中国社会主義経済論の新展開	88
1	三大挑戦課題	88
2	中国社会主义市场经济論への道程	92
第3節	社会主義市場経済理論の形成	94
1	商品経済と市場経済の区別	94
2	社会主義市場経済論	96
第4節	対外経済論	108
1	中国の対外貿易の地位と役割	108
2	併存する二つの世界市場論	110
3	中国対外経済貿易発展理論の基礎構造	112
4	対外経済貿易発展戦略	123
5	外資直接投資の導入と貿易及び経済発展	134
6	APECと中国	135
7	WTOと中国	136

8	中国対外経済貿易の総体政策	138
第五章 中国における外資系企業と民族経済論		
第1節	旧中国—半植民地半封建経済下における外資系企業 に対する評価	143
第2節	史的認識構造からみた民族経済概念のコントラスト	146
1	民族経済概念捨象論	147
2	伝統的民族経済擁護論	149
第3節	新民族経済論	153
1	新しい民族経済概念	153
2	民族経済保護論	156
第4節	協調と対立—協調的管理政策を求めて	161
第六章 改革・開放と外資直接投資導入の動態		
	—成果と問題—	165
第1節	対外開放の歩み	166
第2節	外資導入の概況	169
第3節	外資直接投資の発展と外資直接投資導入政策内容の 変化	173
1	第一段階（1979～83年）—対外開放の試験的準備期	174
2	第二段階（1984～91年）—発展段階期	174
3	第三段階（1992～93年）—高度発展段階期	175
4	第四段階（1994～99年）—調整・安定的発展期	176
5	第五段階（2000年～）—WTO加盟と新段階	180
第4節	外資系企業の地位と基本的特徴	186
1	中国国民経済における地位概況	186
2	製造業部門における外資系企業の地位と特質	188
第5節	外資系企業の進出戦略と中国のディレンマ	212

第七章	貿易体制改革、外資系企業の貿易参入と 対外貿易の発展—成果と問題	225
第1節	貿易体制改革と外資系企業の貿易における地位 の躍進	226
1	第一段階（1979～83年）—貿易体制改革開始期	226
2	第二段階（1984～87年）—本格的体制改革突入期	229
3	第三段階（1988～90年）—旧体制脱皮への試走期	232
4	第四段階（1991～93年）—旧体制脱皮期	234
第2節	新たな貿易体制の構築過程と現行貿易体制	237
1	外国為替管理の刷新	238
2	新しい枠組の貿易体制の構築	239
第3節	貿易形態と構造的特質	252
1	貿易形態	252
2	貿易形態の構造的特質	258
第4節	貿易の産業構造的特質と輸出競争力	275
1	貿易の産業構造的特質と形成要因	275
2	輸出競争力の現状	278
第5節	内在するいくつかの問題	282
第八章	中国のGATT加盟問題の由来	287
第1節	加盟申請の経緯	288
1	台湾のGATT脱退と中国の加盟申請	288
2	「地位回復三原則」	298
第2節	GATT加盟の経済的背景	303
1	加盟のメリット	303
2	貿易依存度の増大	308
第3節	GATT加盟の複眼的視点	315

第九章 遠のくGATT	319
第1節 交渉の難航	319
第2節 遠ざかるGATT	329
第3節 加盟条件の整理	337
1 客観基準のない加盟条件	337
2 関税と非関税措置	339
第4節 ルールの再検討	345
1 発展途上国資格の問題	345
2 GATT35条問題	348
3 選択的セーフガード	350
第十章 朱鎔基首相の訪米と米中合意	353
第1節 1995年後の加盟交渉	354
1 GATT加盟からWTO加盟へ	354
2 強硬態度を崩さぬ米国	357
3 二国間交渉の進展	363
4 成果なしのクリントン訪中	368
第2節 朱鎔基訪米と米中合意	372
1 中国の動揺	372
2 波乱の朱鎔基訪米	375
3 米中交渉の合意	378
第3節 米中合意の評価	384
1 二つの譲歩案の内容と意味	384
2 合意内容の意味	390
第十一章 WTO正式加盟と中国経済への影響	395
第1節 米中合意後の加盟交渉	396
1 EUの豹変	396
2 対中PNTR供与問題の決着	401

第2節	加盟議定書と正式加盟	405
1	多国間交渉の難航	405
2	正式加盟の実現	410
3	台湾のWTO加盟	414
第3節	加盟条件と中国経済の将来	418
第十二章	努力代替型工業化の行方	431
第1節	中国GATT/WTO加盟問題の再整理	432
1	政治問題としての加盟問題	432
2	米国主導の加盟交渉	435
3	苛酷な加盟条件	437
第2節	外資依存型経済と加盟交渉	440
1	米国市場依存の高まり	440
2	加工貿易と経済成長	445
3	外資依存型経済下の中国産業	448
第3節	努力代替型工業化の行き詰まり	454
1	技術進歩の幻覚	454
2	技術開発メカニズムの不在	458
3	「捷徑主義」と市場経済主義	462
第4節	結びに代えて	466

索引 469

中国对外經濟論

序章 本書の構成

本書は全12章から成るが、内容構成からするとほぼ七つの構成部分に分けられる。

第一の部分は、反帝反封建民族解放闘争を経て中華人民共和国を建国し、世界経済が独占資本主義の段階にあるとの認識の上に立ち、「死滅しつつある資本主義」に対する新しい体制としての「社会主義計画経済」体系が構築される中に、対外経済関係がどのように位置づけられ、組み込まれていったかに関する部分である。この構成部分は第一章である。

第一章「建国期における世界政治経済に対する歴史認識構造と対外経済関係論」では、先ず当時の世界政治経済が「独占資本主義段階—帝国主義段階」にあるとの基本認識にもとづき、アメリカを頭目とする反共的、独占段階にある資本主義は、最早これ以上の生産力の解放をなしえない「死滅しつつある資本主義」であるにとらえ、世界的反帝闘争理論とその実践的展開を広げ、新しい生産力解放を推進するものとしての「社会主義」体制の論理の構築に力を注ぎ、実践的にもソ連と組んでその方向での政策を積極的に推進した状況を整理する。

「死滅しつつある資本主義」に取って代わる「社会主義」への歴史的体制転換過程にあるこの時期にあって、「社会主義計画経済」の「資本主義」経済運営に対する絶対的優位の確信とその貫徹こそが「社会主義計画経済」の優位性の保証であること、反帝独立自主政治主導型国民経済構築論理を背景として、対外経済関係の捨象あるいは軽視論が主軸的地位を占めるようになる。論理構造としては貿易関係における比較生産費説の徹底批判、貿易搾取論と資源の独占的収奪論が主軸に立つようになる。

第二の部分は、資本主義陣営に対する社会主義陣営内部において、外

交・国際経済関係をめぐる姿勢に亀裂が生じ、決定的対立にまで発展していき、中国がこれに対して外交・国際経済戦略に対する考え方を漸次改めていき、現実の外交・国際経済関係においても基軸の置き方と組み合わせに変化が出てきた事態に関する部分である。第二章「世界政治経済の変革主体認識構造と対外経済関係論」である。

中ソの意見の対立は1956年からとされるが、60年以後対立は公開された形となり、党さらに進んでは国家間対立にまで発展する。本論との関連からいえば、世界各国、植民地、従属国のプロレタリアートの積極的な反帝闘争こそが歴史のダイナミズムの源泉であるとの立場から、現行世界政治経済秩序を徹底否定する中国と、社会主義陣営の頭目としてのソ連が、資本主義対社会主義の対立の構図の中における資本主義の命運を決定する主軸であり、ソ連の主導する秩序こそが根幹となるとするソ連の対立である。

その後中国は1968年ソ連を「社会帝国主義」と非難し、社会主義陣営の団結ということから背を向け、70年頃から性急な革命路線にブルーをかけ、西側への傾斜をすすめる。第三世界を世界変革の原動力であるとしつつも、社会主義陣営がすでになくなったとの認識に立つ中国は、「資本主義の全般的危機」と「併存する二つの世界市場」を否定し、民族主義的立場を強調するようになり、資本主義の長期生命性を肯定的にとらえるようになる。貿易に対する認識では、基本的には従来の考え方が踏襲されたが、西側との貿易は、体制的、制度的に組み込まれた搾取論を退けた、自国要求に基づく積極的「有無相通ずる貿易」として展開されることになる。

第三の部分は、従来の世界戦略の抜本的再点検に入り、現段階の世界政治経済の歴史発展段階的位置づけの再検討と、その中における「社会主義」の歴史発展段階的定在設定、このことを踏まえた新たな世界戦略の構築に関する部分である。具体的にいえば、現代世界経済はどう変わったか、経済発展段階に応じた社会主義経済の内容の模索—「社会主義市場経済論」、「改革・開放」、経済協力の位置づけ、世界経済秩序の新たな方向の模索などである。第三章「世界政治経済に対する認識の変化」と第四章「新しい中国社会主義経済論と対外経済論」である。

1960年代から兆しはあったものの、ある程度察知できる形でそれが現れてくるのは78年の初期頃からであろうか。現代世界政治経済の下においては、帝国主義戦争を抑止することができるとの認識（帝国主義戦争を契機とする社会主義革命の展望の困難性）、「死滅しつつある資本主義」と社会主義の全面勝利の構想は相当長期にわたって客観的に実現性に乏しいとの認識、戦後資本主義の高度発展の現実の前に、資本主義体制の自己調整能力と生命力に対する再評価と、両体制の長期共存は客観的に現実性をもつとの認識等々が力をえてくるようになり、従来の認識が変わっていった。

このような認識の変化の前提は、理論的には現代資本主義をどう評価するか、「現代資本主義は変わったか」といった問題が基礎となる。今日の資本主義を「国家独占資本主義」としてとらえ、その積極的役割を評価する論が力をもってくる。この点に関しては、今日政策との関連で注目すべき論は、「国家独占資本主義」を「帝国主義」段階の一小段階とみなす立場と、これをすでに「帝国主義」段階を脱却した新しい段階（この下では帝国主義戦争が回避される可能性が展望でき、国家独占資本主義の国際的連合、協調、協力の体系を通じて生産力の発展が期待できる）としてとらえる立場の二つであろう。前者も改革・開放政策に必ずしも全面的反対ではない。

上述の基本認識を土台として、先づ建国期の経済建設の基本的な考え方と、新たな認識に立っての経済建設の基本的考え方を対照的に整理する作業を行い、この大枠を基礎とする「新しい中国社会主義経済論」の構築過程と内容をまとめた。この中での論理的起点は、従来の中央政府による指令性計画の中で否定されてきた個別経営単位の自己の特性に基づく分業の肯定である。このためにまた、従来の所有制の変革と基本的には五つの混合所有制の重層的国民経済統合構築論が正統的地位をえる。対外経済関係もこの中に位置づけられ、国際分業も世界経済の社会的分業としての位置づけをみる。比較生産費説が肯定的に評価されるようになり、国際貿易における搾取論が後退し、本格的対外経済開放の枠組と、これに基づく中国対外貿易および外資直接投資導入を組み込んだ積極的開発戦略と政策の策定が推し進められる。

第四の部分は、第三の部分の一部分でもあるが、現在最も関心の深い問題であることから、敢えて「中国における外資系企業と民族経済論」を第五章として設け、解放前中国における外資直接投資と今日の外資直接投資の本質的なちがいを明確にし、今日の中国の経済建設における外資直接投資に対する理論問題、現下の世界経済における民族経済および民族資本概念の必要性否定論と、民族経済および民族資本概念を飽くまでも根底におかなければならないとする論の両論の立場を整理している。

第五の部分は、第三と第四の部分の内容を基礎にした外資直接投資導入政策と対外貿易政策の展開、両面における動態の分析と問題である。第六章「改革・開放と外資直接投資導入の動態—成果と問題」および第七章「貿易体制改革、外資系企業の貿易参入と対外貿易の発展—成果と問題」である。

中国の対外経済関係をみていく場合、改革・開放前との関連性、改革・開放前と改革・開放後の比較をみることからいえば、先ず対外貿易から始めるというのが通常の方法かと思われるが、今日の状況からすれば外資系企業の貿易における地位が中心的位置を占めるということから、先に外資直接投資の進展の状況をみることにした。ここでは後の章のために、対外開放の歩みを概略し、外資直接投資の拡大とこれに対する中国の導入政策の変遷を最新のところまで辿った。入手される工業部面全般にわたる最新の2001年の資料によって、工業部面各業種における外資系企業の地位を生産額、付加価値額、売上高の三つの面から押さえ、外資系企業の特化度、特化度とマーケットシェアの関係を整理し、さらに各業種ごとの国内市場と輸出市場における地位をみた。この作業の上に立って外資系企業の対中進出戦略を分類し、外資系企業の戦略と国内資本企業との関係を検討し、WTO加盟後を目ざした外資系企業の新たな戦略変化の動きの中での今後の問題を探った。

貿易の面においては、貿易体制改革が進められる中で、従来貿易の国家独占制の下で中央の数社の対外貿易専業会社が専ら貿易を担当していた状態から、地方が自ら対外貿易会社を認可・設立して貿易経営をおこなう体制へ転換され、一部の国内資本メーカーも対外貿易経営権をもつようにな

り、外資系企業も貿易権をもつようになった。今日では私営企業にも貿易経営権が与えられている。この過程で外資系企業の数も膨大な数に膨れ上がっていくと同時に、貿易形態の種類も広がっていった。貿易形態上今日中心的位置にあるのは加工貿易形態のもので、通常貿易がこれに次ぐ状況になってきている。加工貿易を担う中心的主体は外資系企業で、国内資本企業は通常貿易を中心としている。貿易の中心的存在となっている加工貿易を担う主軸的主体が外資系企業であることは、上述の外資系企業の生産額やマーケットシェアにおける地位と有機的な内的関係をもち、ここに中国対外貿易の発展における一つの大きな問題もある。

中国の貿易の急速な発展は目を見張るほどのものがあり、産業内貿易指数でみるとかなり産業内貿易指数の高い部門もあるが、これも加工貿易と内的関連をもつ。輸出競争力は一応輸出競争力指数として測定でき、いくつかの分野では内容的にも中国が独自にかなりの競争力をもつものもあるが、委託加工・組立貿易と輸入加工貿易形態による輸出競争力という内面的な事情が含まれ、表面的には競争力をもつようにも見えるが、実体的内容としてはやはり労働集約的低次加工や低技術加工輸出の部分も多い点、またWTO加盟後の日中貿易にみられるように輸出競争力の低下がみられる点など、今後の問題をいくつかみている。

第六の部分は、第三、第四、第五の部分とも関連するが、中国が自己の経済発展を全面的かつ積極的に世界経済に結合する重要な道としての、中国のGATTの地位回復（加盟）、WTO加盟問題を軸として、中国対外開放政策の特徴と問題点を透析する部分である。中国は、1986年のGATTの地位回復申請から2001年WTOへ正式に加盟するまで、前後15年余りの年月を要した。この長期化した加盟交渉の過程において、中国の立場を左右したものは何であり、また米国の対中戦略はどのように加盟交渉に影響したのかを検証しながら、WTO加盟が中国経済の将来にどのような意味合いをもつのかを考察していく。この第六の構成部分は第八章から第十一章である。

ここでは、先ず中国のGATTの地位回復問題の由来を整理し、政治的要

素が如何に当初からこの問題を規定してきたかを明らかにする。1986年に中国がGATTの地位回復の申請を行った背景を政治と経済の両側面から検討し、中国が当時提出した地位回復条件の思惑を分析する。GATTの地位回復交渉はかなりのところまで進むが、暗礁に乗り上げる。地位回復頓挫の原因は何か。1989年天安門事件を境目に米国の対中姿勢に大きな変化が見られた結果、中国の地位回復交渉の行方が急に不透明になった。中国側の再三の譲歩にもかかわらず、米国の中国の地位回復を阻止する意思を変えられなかった。この経緯を通じて、いわゆる国際ルールの重みを検討する。

これに次いで、1995年のWTO成立から98年までの間における中国のWTO加盟交渉の状況を整理し、最も中心的課題である1999年米中二国間交渉の経緯と意味合いを考察する。1999年の米中合意は、朱鎔基首相が行った大幅な対米譲歩がベースであった。朱鎔基にこれほどの対米譲歩を駆り立てさせた原因とは何であったか、その譲歩がその後の加盟交渉ないし中国经济にとってどのような意味合いをもつかを検討する。

さらに、EUをはじめとするWTO加盟国との二国間交渉における妥結条件を概観し、2001年12月の正式加盟に到達するまでの交渉過程を振り返る。そして、中国のGATT/WTO加盟に最後まで大きく影響し続けた台湾のWTO加盟条件を一瞥する。最後に、中国のWTO加盟条件を前章の分析を踏まえながら分析し、その苛酷さ、不条理さを検証する。

第七の部分は、第五の部分と第四の部分の実態を踏まえ、中国经济のディレンマと脱出の方向を探る。

中国ははたして真の経済大国に邁進する諸条件を有するのか。この観点から、外資による産業支配や技術革新力の欠如を中心に、中国经济の基本的弱点を考察し、このような弱点を生み出す背景を探る。第十二章「努力代替型工業化の行方」がこの第七の構成部分である。

この部分では、中国のGATT/WTO加盟の特徴を再整理し、中国がこのような不利な加盟条件を受け入れた真の理由は一体何かを再び問う。この問いに対する答えはこうである。

外国直接投資の大量流入によって中国经济の貿易依存度が大きく上昇し

たことを主因とし、1990年代に入って外資の流入と米国市場をはじめとする海外市場が、中国の高度成長を支える最も重要な部分となった。このことが中国が条件の譲歩を重ねつつも、WTO加盟に執着した理由である。ところが、第六章の論述とも関連するが、この外資依存型の経済成長は、必然的に中国の産業における外資の存在を高める結果となる。外資の経済支配力が急速に増大するという事実を前にして、中国国内資本企業ははたして劣勢を挽回できるか。その鍵を握るのは、中国の企業が技術革新力を有するか否かにかかっている。しかし、改革・開放政策の下で中国国内資本企業が、技術進歩の面で大きな成果を上げたとは言い難い。20数年の経済改革を経ても、中国国内資本企業の技術革新力が高まったどころか、企業改革の失敗と外資の大量流入による外部環境の悪化で、技術革新力はかえって弱体化していつている。

改革期に急速に高まった中国経済の対外依存を生み出す原因を、時代文脈と結びつけて考えると、GATT/WTO加盟問題にみられた中国側のビヘイビアは、結局形を変えた急進的経済政策の下で生まれた捷徑主義の結果と判断される。

第一章 建国期における世界政治経済に対する 歴史認識構造と対外経済関係論

「まえがき」にも述べたように、建国以来構築された中国の経済建設モデルは屢々封鎖的内向指向型・自己完結的国民経済構築原理として捉えられているが、それは中国自身の世界政治経済に対する歴史認識構造からすれば、「帝国主義」という世界政治経済段階の客観性によって規定された必然的存在であった。したがって、それは生まれながらにして世界経済性を体化したものであったといえる。それ故にまた、中国の世界政治経済に対する歴史認識構造の変化に対応して、中国の経済建設モデルは変わるが、そのこともまた世界経済からの規定性をもつのであって、自ずから世界経済性を体化している。

改革・開放政策への転換は中国の世界政治経済に対する歴史認識構造の変化の反映であるが、このことを十全に把握するために、以前とどこが、何がどのように変わったかを明確にする作業として、先ず建国期における世界政治経済に対する歴史認識構造と対外経済関係の位置づけから始めることにしよう。

第1節 建国期における世界政治経済認識

1 中国の世界政治経済状況に対する基本姿勢

激しい民族解放闘争を通じて、帝国主義による半植民地支配から民族の独立を勝ち取り、1949年10月1日中華人民共和国建国を成し遂げた中国人

民にとって、新中国の建国は輝かしい偉業だったにしても、新中国を取り巻く資本主義世界政治経済の環境は依然として帝国主義の支配の壁に囲まれたものであった。周りには未だ帝国主義の支配下にある植民地、従属国が多数存在していたし、目下民族解放闘争の渦中にあるものも数多あった。新たに建国した中華人民共和国自体なお未解放のイギリス帝国主義の支配の下にある香港、ポルトガルの支配下にあるマカオといった植民地を残し、アメリカ帝国主義の保護下にある台湾地域が未解放のままであった。したがって、新中国にとって資本主義世界政治経済は正しく帝国主義そのものの環境であるとの認識に立っていた。

1949年9月29日中国人民政治協商会議第1回全体会議の採択した『中国人民政治協商会議共同綱領』第一章総綱第11条は「中華人民共和国は世界のすべての平和、自由を愛する国と人民、なによりもまず、ソ連、各人民民主主義国、各被抑圧民族と連合し、国際平和民主陣営の側に立って、世界の恒久平和を保障するため、ともに帝国主義の侵略に反対するものである¹⁾」と謳い上げ、外交政策に関する第54条は、「中華人民共和国の外交政策の原則は、自国の独立、自由と領土主権の保全を保障し、世界の恒久平和と各国人民の間の友好協力を擁護し、帝国主義の侵略政策と戦争政策に反対することである²⁾」、と述べている。

1950年6月の朝鮮戦争の勃発に際し、毛沢東は中央人民政府委員会第8回会議において、自国領土の侵略も含むアメリカ帝国主義の侵略行為を糾弾し、同会議は周恩来外交部長の当該問題に関する非難声明を一致して支持した³⁾。

1955年4月インドネシアのバンドンで開かれた「アジア・アフリカ会議」に出席した周恩来は、今日のアジア・アフリカはこれまでのアジア・アフリカとは異なり、自らの運命を自らが決定するという歴史的状況下に

1) 柳随年・呉群敢主編『中国社会主义経済略史(1949-1984)』(邦訳版)、北京周報社、1986年、538頁。

2) 同上書、548頁。

3) 鄭徳榮・邵鵬文・朱陽・顧民主編『新中国紀事(1949-1984)』、東北師範大学出版社、1986年、29~30頁。

あるとの基本認識に立ちながらも、「植民地主義の当該地域における支配は決してまだ終わってはならず、新たな植民地主義者が旧植民地主義者の地位に取って代わろうと画策している⁴⁾」と警告している。

中国の認識に基づけば、レーニンのいう帝国主義なるものが眼前に客観的に存在する以上、帝国主義による侵略政策、戦争政策が常に企てられ、遂行されようし、またそれが「社会主義革命の前夜」なるものの存在であれば、社会主義諸国（陣営）との戦いも企てられ、遂行されるとの基本認識に立ったと思われる⁵⁾。事実アメリカを中心とした主要資本主義諸国によって、その動きは実行された。

2 アメリカを中心とした資本主義諸国の対中経済包囲網の形成

アメリカはソ連及び東欧の共産圏諸国に対する輸出統制を1948年から始め、さらに主要資本主義諸国を抱き込む形で、共同でその輸出統制政策作りと実行を画策した。主要資本主義諸国もこの動きに応じ、対ソ連圏諸国向け輸出統制を実行していった。1949年11月組織的にこの方向での共同の意見を協議するため非公式な多角的協議機関がパリに設置され、1950年1月から活動を開始した。この協議機関の下に非公式な形ながら、実務的な作業を行うために設置されたのが調整委員会（Co-ordinating Committee 略称のいわゆるCOCOM）である。これによって作られた禁輸リストがココム・リストである。ココムへの当初の参加国はアメリカ、イギリス、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー及びルクセンブルグであったが、その後数年の間に西ドイツ、カナダ、デンマーク、ノルウェ

4) 周恩来「在亜非会議全体会議上の発言」、『周恩来選集（下巻）』、人民出版社、1984年、147頁。

5) 周知の通りレーニンは、所謂『帝国主義論』の中で「列強のあいだでの世界の分割」、「帝国主義が社会主義革命の前夜である」との認識を示している（ヴェ・イ・レーニン、マルクス＝レーニン主義研究所訳「資本主義の最高の段階としての帝国主義—平易な概説」、ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス＝エンゲルス＝レーニン研究所編、マルクス＝レーニン主義研究所訳『レーニン全集』第22巻、大月書店、1965年、293～306頁、215頁、345～352頁）。

一、ポルトガル、トルコ及び日本が参加した。この頃から、アメリカはこの内容と共通する戦略的貿易統制を中国にも拡大することを、秘密裏にココム参加国と交渉し始めた。朝鮮戦争の勃発直後の1950年7月、ココム参加国はこのアメリカの意図に同意した⁶⁾。

特定国中国に対する選択的貿易統制は1949年初め（1949年10月1日に中華人民共和国の建国が宣言されるから、同国の成立前である）から始まった。その後1950年3月までに、アメリカの対中輸出統制はソ連及び東欧諸国に対するものと同等の範囲にまで拡大されていった。

1950年6月24日朝鮮戦争の勃発の3週間後アメリカは中国に対して輸出の全面的許可制を採用した。同年7月20日までに非戦略物資は別として、アメリカは対中輸出の禁止を実施した。「翌月、国務省の要請にもとづき、海外に設備をもつ米国の石油会社は、あらゆる方面からの中国に対する石油の輸出を禁止することを自発的に同意した⁷⁾」。さらに10月の中国の朝鮮戦争への参戦をうけて、対中貿易統制を強化した。12月3日商務省は中国に対する直接、間接のいかなる商品輸出に対しても、同省による書面による許可を必要とする旨の命令を発した。また、12月17日財務省は中国（および北朝鮮）の居住者のアメリカにある資産を凍結し、中国国民よりの一切の輸入と取引を禁止した。「商務省はまた、合衆国に登録された船舶および飛行機が中国の諸港や諸地域に停泊あるいは着陸すること、あらゆる種類の貨物を中国共産主義者の統制のもとにある中国および一切の地域に輸送すること、および直接的あるいは間接的に共産中国向けのものであることを知って、いかなる積荷をも外国に運ぶことを禁止する命令を発した。かようにして、米国はその中国との貿易および支払取引を全面的に禁止してしまったのである⁸⁾」。

アメリカは自国の対中貿易統制の強化に合わせて、他の資本主義諸国も

6) 宮下忠雄・上野秀夫著『中国経済の国際的展開』、ミネルヴァ書房、昭和50年、113～114頁。

7) 同上書、110頁。

8) 同上書、110～111頁。

対中経済包囲網戦線に抱き込んだ。かくて、各国によって程度の差はあれ、資本主義諸国の戦略物資禁輸強化措置が採られるようになり、全体的な資本主義諸国による対中経済封鎖・禁輸網が形成されることとなった⁹⁾。

このような動きの中で、1951年2月1日国連特別総会は中国に対して「侵略者」という刻印を押し、同年5月17日の国連総会では中国（および北朝鮮）に対する戦略物資禁輸案が可決された¹⁰⁾。この決議は1951年6月までに、そのすべてあるいは一部が実施されつつあることが、大部分の国連加盟国から表明された¹¹⁾。

中国に対する経済封鎖・禁輸の包囲網は、共産圏全体に対するものと特定国中国に対するものが重なり合う形で展開、形成されていくようになるが、中国の朝鮮戦争への介入後の1950年11月、アメリカはココム・リスト以上に厳しい貿易統制を中国（および北朝鮮）に実行した。

1951年8月「1951年相互防衛援助統制法」（通称バトル法）がアメリカ

9) 「1950年7月10日、米国は、化学薬品以下、輸出統制品目に含まれる一切の貨物の中国向け輸出を禁止するとともに、日、英、オランダの諸国をしてこれに同調させた。7月29日には、香港も、石油、ゴム以下10品目の輸出を禁止し、8月18日には、禁輸品目を鋼鉄、金属製品以下200品目に拡大した。しかし自由諸国の対中輸出制限が強化せられるようになったのは、同年12月3日、米国が全面的に中国に対する物資の供給を制限したのちのことであった。すなわちこれを契機として、日本、カナダ、香港などの米国経済に依存するところの大きい国から、漸次に多数の国にわたって、国ごとに程度の差はあるが、戦略物資禁輸強化の措置が採られた」（同上書、111頁）。

10) 1951年5月14日国連集団対策委員会で可決された対中禁輸決議案の中での対中禁輸措置に関する規定は以下の通りである。

- 「一、共産中国政府の支配下にある地域および共産主義北朝鮮に対し、兵器、弾薬、軍需資材、原子力原料、石油および兵器・弾薬・軍需資材の製造に役立つ品目の輸出を禁止する。
- 二、各国は、その領土から輸出される商品のうち、いかなる日用の消費物資品目が禁輸品目に該当するかを決定し、その輸出を禁止する。
- 三、各国は、対共産中国輸出禁止案に参加しない国を中継地とする再輸出のような禁輸決議回避策を阻止するように努力する。
- 四、各国は禁輸案を実行するために協力する。
- 五、各国は、集団対策委員会に、対共産中国禁輸についていかなる手段を採ったかを、30日以内に報告する。」（同上書、111～112頁）。

11) 同上書、112頁。

議会を通過し、10月26日トルーマン大統領は同法に署名した。「同法は〈ソ連およびその支配下にある一切の国ぐに《共産中国が含まれる》に対して、同法に記載した物資を輸出した国には、米国の援助をあたえない〉旨を定めたものである¹²⁾」。

1952年9月にはアジア共産圏諸国向けのココム版中国委員会（China Committee略称のいわゆるChincom）が設けられ、中国に対しては特別の禁輸リスト（いわゆるチンコム・リストあるいはチャイナ・リストと呼ばれたりする）が作成された。このリストはココム・リストよりも二倍も長いものだったといわれている。対ソ連圏諸国向け禁輸リストも対中国向け禁輸リストも、いずれもココム参加国による絶対的な、最低の合意を示したもので、実際には多くの国ぐには禁輸リストよりも広汎な管理を行っていた。アメリカはこの後も中国に対して、チンコム・リストよりもより厳しい対応措置で臨んだ¹³⁾。その後もチンコムはずっと残されるが、この点については後に触れることとする。

12) 同上書、112頁。宮下忠雄教授によれば、同法の要点は以下のようなものである。

「バトル法第1章に基づく禁輸リスト（“Title I Goods”といわれる）はA類（Category A）とB類（Category B）の2類にわかれている。A類には、兵器、弾薬、戦争用具および原子力物資など最重要物資24品目をあげており、B類は26品目にわたり、石油、戦略的価値を有する輸送資材および兵器・弾薬・戦闘用具の生産においてソ連圏諸国にとり第一次的戦略価値を有する種目を指定している。バトル法によれば、A類物資を輸出した国に対しては、米国の当該国に対する援助が全面的に停止される。B類物資を輸出した国に対しても、援助が停止されるが、しかし援助の停止がかえって米国の安全に有害であるという事態が明瞭であるならば、米国大統領は例外的に援助の継続を認めることができることになっている。バトル法第2章第22条は、前述のA、B両類以外のもの（“Title II Goods”といわれる）であっても、ソ連圏諸国に対して輸出を管理するように交渉すべきであると思われる品目については、米国は被援助国に対して、これを管理するように交渉すべきであると規定している。そのなかには、工作機械、原料、輸送・鉱業・建設・電気設備などの第二次的戦略価値ある物資が含まれている」（同上書、112～113頁）。

13) 次頁へ

第2節 国民経済構築戦略の基本論理構造と対外経済関係の地位

1 反帝国主義—独立自主政治主導型国民経済構築論理

新中国は建国と同時に三大外交方針と政策を打ち出した。

① 外交の新規まき直し（另起炉灶）

従来の国民党政府との間で結ばれた外交関係はすべて取り消し、国民党時代のいかなる外交機関・外交要員の地位も取り消される（旧中国で駐在していた各国使節は一般の中国居住外国人とみなされ、いかなる意味の外交的代表ともみなされない）。平等互惠、主権・領土の相互尊重の完全なる基礎の上にあらゆる国との外交関係を樹立する。

② 帝国主義のいかなる在華特権的要素及びその残滓たるものの一掃と新外交の探索（打掃干浄屋子再請客）

急がず道を探して機を待つ。

③ 向ソ一辺倒政策¹³⁾

激烈な反帝反封建民族解放闘争の中から、民族独立を勝ち取り、建国を果たした新中国にとって、民族独立を達成したとはいえ、そのことはすぐさま自己の希求する帝国主義諸国との正常な政治経済関係が打ち立てられるということを保障するものではなかった。況してや上に述べてきたよう

13) 同上書、114頁。なお、宮下忠雄教授によればココム・リストは機密に属し、公表されていないとのことである。宮下教授は前述の「相互防衛援助統制法」の年報に掲載された概要を、以下のように紹介されている。

「ココム・リストには、約160に上る類（Categories）の生産物を含んでいた。それらのうちの約40種類は、(1)兵器、(2)弾薬、(3)戦争用具、(4)原子力原料に関係している。他のものは、次のような一定の型あるいは種類の品目を含んでいる。すなわち、(1)電気設備、(2)化学品、類金属および石油製品、(3)科学機械およびその装置、(4)金属、鉱物およびそれらの製品、(5)化学設備および石油設備、(6)輸送設備、(7)一般的工業設備、(8)合成ゴムおよび合成フィルムである」（同書、114頁）。

14) 戴德錚等著『当代世界格局与国際関係』、武漢大学出版社、1999年、418～419頁。

に、帝国主義諸国を中心にした対中政治経済包囲網が張り巡らされる中では、そのことは不可能であったし、中国側も強くこれに対抗せざるをえなかったであろう。

新中国にとって、民族独立、領土主権の不可侵と尊重は建国の起点であり、このことの上立ってこそ新たな政治経済発展があるのであり、これを蔑ろにすれば元の道への回帰となると考えたのである。民族独立、領土主権の不可侵と尊重の国是は、レーニンの規定する意味の帝国主義諸国との関係はもちろんのこと、その他の国々にとの関係においても、当然強く認識されていた。民族独立、領土主権の不可侵と尊重ということは、それ自体としては政治概念であり、新中国の国際経済構築の前提に政治性が突出して置かれる所以である。具体的な新中国を取り巻く世界的な政治経済環境からして、新中国が帝国主義諸国を中心とした資本主義諸国と積極的に深い経済関係を打ち立てようとしなかったし、打ち立てられなかった事情はここにある。新中国の前提的基本論理構造の第一はこの点である。

2 世界的な社会主義革命への歴史的体制転換過程にある中国国民経済の構築論理

第二に、中国の反帝反封建闘争の歴史的な位置づけにかんする前提的論理構造がある。中国の反帝反封建民族解放闘争は、共産主義への歴史認識を根底にもった中国共産党の指導する反帝反封建民族解放闘争であったから、その闘争は「社会主義革命の前夜」としての帝国主義に対する闘争として位置づけられていた。レーニンの「資本主義の最高の段階としての帝国主義」に示される基本認識は、目下の世界経済に対する中国共産党の現状認識そのものだったのである。

レーニンは同上書において、現段階の資本主義を資本主義の発展段階としての独占資本主義段階と論断し、「帝国主義とは、独占と金融資本との支配が成立して、資本の輸出が顕著な重要性を獲得し、国際トラストによる世界の分割がはじまり、最強の資本主義諸国によるいっさいの領土の分

割が完了した、そういう発展段階の資本主義である¹⁵⁾」と規定している。

それ故、中国共産党にとっては、反帝反封建民族解放闘争は直接に社会主義革命と結合したものとして認識されていた。ソヴェト社会主義革命の勝利によって、資本主義は最早世界経済の唯一の、すべてを包括する制度ではなくなった。このことは資本主義の全般的危機として認識される¹⁶⁾。第二次世界大戦後の状況の進展は、この認識を強く裏づけるものであった。

1952年スターリンが「ソ同盟における社会主義の経済的諸問題」論文の中で論断した、「全体を包括する単一の世界市場の崩壊」と「たがいに対立している併行的な二つの世界市場をもっているということ」に対して、薛荣久教授は当時の中国国内の全体的認識状況として、「50年代この理論に対して疑いを挟む学者もいないではなかったが、この理論は中国の学界としてほぼ全面的に受け容れられるところとなっていた¹⁷⁾」と指摘されている。

「全体を包括する単一の世界市場の崩壊」と「たがいに対立している併

15) ヴェ・イ・レーニン、マルクス=レーニン主義研究所訳「資本主義の最高の段階としての帝国主義—平易な概説」、ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス=エンゲルス=レーニン研究所編、マルクス=レーニン主義研究所訳、『レーニン全集』第22巻、大月書店、1965年、308頁。

16) 周知のように、スターリンによってこの全般的な総括は与えられた（イ・ヴェ・スターリン「ソ同盟共産党〈ボ〉第16回大会にたいする中央委員会の報告」、ソ同盟共産党〈ボリシヴィキ〉中央委員会付属マルクス=エンゲルス=レーニン研究所編、スターリン全集刊行会訳『スターリン全集』第22巻、大月書店、1953年、271頁。同スターリン著、飯田貫一訳『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』、国民文庫社、1955年、69頁）。

薛荣久教授によれば、中国は建国当初全面的にソ連の理論を導入した（強制された）。

この中には所謂「二つの世界市場論」が含まれている（薛荣久学術報告、片岡幸雄・林家凡要約「中国国際貿易理論の史的展開—変遷と新たな模索—」、『広島経済大学経済研究論集』第13巻第4号、1990年、102～103頁）。

また、鄭勵志教授も同様のことを指摘されている。「若干のわが同志たちは過去相当長期間にわたって……戦後資本主義経済の発展についての評価が十分でなく、認識がはっきりしていなかった。この問題では、スターリンの論断が一定程度影響している」（鄭勵志、游仲勳・片岡幸雄共訳「戦後主要資本主義諸国の経済発展（上）」、『世界経済評論』Vol.24 No.7 1980年7月号、37頁）。

17) 次頁へ

行的な二つの世界市場をもっているということ」の状況の下で、資本主義陣営の社会主義陣営に対する経済封鎖によって、「新しい世界市場は息の根をとめられないどころか、つよまることになったのである……戦後の時期にこれら諸国が経済的に結束して経済的な協力と相互援助とをうちたてた……ただ一つの資本主義国も、ソヴェト同盟が人民民主主義諸国に与えているような効果的で技術的に質の高い援助を、これら諸国にあたえることはできなかった。……その結果、これらの諸国では工業の発展テンポが高い。工業がこのようなテンポで発展してゆけば、これらの諸国は、資本主義諸国から商品を輸入する必要がなくなるばかりか、自分の生産する余剰の商品をそとへ出す必要を感じるようになるのもまもないことだ、と確信をもっていえるのである。……以上のことからして、主要資本主義諸国（アメリカ、イギリス、フランス）が世界資源にたいして力をくわえうる範囲は、拡大するどころか縮小することになり、これら諸国にとっての世界の販売市場の諸条件は悪化し、またこれらの諸国における諸企業の操縦は増大する、ということになる¹⁸⁾。

この状況を踏まえれば、第二次世界大戦後の条件の下においては、かつてレーニンが述べた、資本主義は腐朽化するにもかかわらず、「しかも全体としては、資本主義は、以前と比較にならないほど急速に発展するのである」という命題は最早効力を失った。裏を返していえば、今日の資本主義は最早発展に向けての余地さえの見込みもなき、直接に死に向かった資本主義であるということになるわけである¹⁹⁾。

このような発展の見込みなき、瀕死の資本主義と積極的な経済関係を構築することにそれほど力を入れる必要はない（勿論友好的な形の経済協力

- 17) 薛荣久「対建国以来中国外経貿理論の回顧、帰結与發展的思考（綱要）」、中国国際貿易学会重点研究課題「対建国以来中国外経貿理論の回顧、帰結与發展的思考」総括報告、中国国際貿易学会、1999年、13頁、拙訳「新たなる中国對外經濟貿易理論發展の道（Ⅱ）—建国50年中国對外經濟貿易理論の回顧と総括を踏まえて—」、『広島経済大学経済研究論集』第24巻1号、2001年、134頁。
- 18) スターリン著、飯田貫一訳『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』、国民文庫社、1955年、39～40頁。
- 19) 同上書、41頁。

関係を拒絶するのではないが)、こういった基本的立場が基底に置かれることになる。先に挙げた向ソ一辺倒政策が、中国の対外関係の枢要な基軸とされる所以である。太田勝洪教授が指摘されるように、この段階の中国の認識からすれば、国際的平和民主陣営と帝国主義侵略陣営の対立の中では、いかなる中間陣営もありえないということになろうから、選択はアメリカかソ連の二者択一しかなかったのであった。中国はソ連との関係の中における従属的關係に激しい反発を抱きつつも、対ソ同盟関係を結ぶことになる²⁰⁾。

さらに、ここで改めて指摘しておかなければならないことは、反帝反封建民族解放闘争の中から民族独立を勝ち取った中国にとっては、先ずもって主権領土の尊重、相互不可侵、内政不干涉、平等互惠等を前提とする外交政策はあらゆる対外関係の基本前提であることはいうまでもないが、これと同時に自らの進める民族解放闘争は、死滅しつつある帝国主義を追い詰める世界的な社会主義革命の一環である政治闘争でもあれば、国際関係において政治優先、外交優先、外交に奉仕する経済関係という全体的国家基本戦略が設定されることになるという論理構造が成立しよう。

3 社会主義計画経済の優越性を前提とした国民経済の構築論理

第三に、経済体制としての資本主義経済に対する社会主義計画経済の優越性にかんする前提的論理構造（絶対的確信）がある。「死滅しつつある資本主義」経済に対して、社会主義計画経済は何故により高い経済発展を保証できるのか。スターリンによれば、「国民経済の計画性をもった発展の法則の作用と国民経済の計画作成とがわれわれにあたえている恒久的で恒常的な収益性のより高度の形態²¹⁾」は、「収益性を個々の企業や生産部門の見地からかんがえないで、また一年をくぎってかんがえないで、全国

20) 太田勝洪「中国対外政策の軌跡」、安藤正士・入江啓四郎編『現代中国の国際関係』、(財団法人)日本国際問題研究所、昭和50年、69～70頁。

21) 前掲書、32頁。

民経済の見地から、またたとえば十年ないし十五年をくぎってかんがえる」のであって、それは「国民経済を破壊し巨大な物質的損害を社会にあてる周期的な経済恐慌からわれわれをすくい、国民経済が高いテンポで不断に成長するのをわれわれに保障する²²⁾」からである。

「国民経済が高いテンポで不断に成長するのを保障する」ためには、生産諸手段生産の優位を実現していかなければならない。「というのは、…それと同時に生産諸手段の生産の優位をも実現しないことには不可能だからである²³⁾」。言うなれば、これは重工業優先発展の経済発展モデルといえる。

新中国が歴史認識構造から社会主義建設への展望の中で、特に初期建設段階で手本としたのはやはりソ連の経済発展計画モデルであり、特にスターリンの「ソ同盟における社会主義の経済的諸問題」論文の影響は絶大であったといわれる²⁴⁾。半植民地半封建的経済構造を独立した自立的再生産構造に改造していくという中国にとっての一大課題解決の要請とも相俟って、そのモデルは容易に受け容れられ、大きな影響を与えた。

4 国際市場経済関係捨象—封鎖型自己完結的国民経済構築論理

第四に、中国社会主义国民経済構築論理の基礎前提として国際市場経済関係捨象論理構造がある。この論理構造は、結果的に自己完結型・鎖国封鎖型国民経済の建設方式の採用に導く。

既に見たように、新中国の建設の最大課題は、畸型的な半植民地的半封建的経済構造を、独立した自立的な経済に改造し、遅れた経済を飛躍的に発展させることにあった。毛沢東は次のように述べている。「中国の領土から帝国主義、封建主義、官僚資本主義と国民党の支配（これは帝国主義、

22) 同上書、32頁。

23) 同上書、31～32頁。

24) 趙德馨主編『中華人民共和国経済史・1949-1966』、河南人民出版社、1989年、164頁。董輔弼主編『中華人民共和国経済史（上巻）』、経済科学出版社、1999年、230頁。

封建主義、官僚資本主義の三者の集中的表現である)が一掃されても、独立した、完全な工業体系をうちたてる問題は解決されたことにはならない。経済面で大きな発展をとげ、おくれた農業国からすすんだ工業国になったとき、この問題ははじめて最終的に解決されたことになるのである²⁵⁾」。この課題に取り組む場合、帝国主義に取り巻かれている環境の中では、帝国主義の牛耳る世界経済に背を向けた経済建設方式を採用することは当然のことともいえる。さらにまた、「死滅しつつある資本主義」と社会主義の対峙のなかにあつて、社会主義計画経済の優位性に強い確信があればなおさらのことであろう。

しかし、上述のような事情は排他的、自己収斂型対外経済関係構築指向への一般的な潜在的与件ではあつたとしても、積極的な社会主義国民経済構築の基軸論理は、それとは別に、あるいはそのことをも内に用意するそれ自体の積極的統合論理でなければならなかつたはずである。これが用意されなければ、自己収斂型対外経済関係構築それ自体が与件という籬はあるものの、分散的内容のものとなつてしまうからである。

ここでも、中国社会主義国民経済構築の論理の中にソ連の経済学の強い影響を見出すことができる。

スターリンは上掲論文「ソ同盟における社会主義の経済的諸問題」の中において、社会主義における商品交換の存在の原因を二つの公有制に帰し、全人民所有制内部における商品交換関係は除去させていくべきであるとの認識に立っている。しかし、国内的に全人民所有制の完成があつたとしても、対外貿易のウエイトが高ければ、商品生産の命運はこの問題との関連が解決を大きく左右すると考えている²⁶⁾。このコンテキストからすれば、スターリンは社会主義国民経済建設にとって対外貿易の比重が大きくなることには否定的であつたように思われる。少なくとも商品交換としての対

25) 毛沢東「中国共産党第7期中央委員会第2回総会での報告」、邦訳『毛沢東選集』第4巻、外文出版社、1969年、483頁。

26) スターリン著、飯田貫一訳『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』、国民文庫社、1955年、17～21頁。

外貿易は消極的に位置づけられていた。言うなれば、商品交換としての對外貿易は、社会主義における二つの公有制を原因とする商品生産の存在以外の、社会主義国民経済建設にとっての阻害的、あるいは場合によっては破壊的な異端害悪の存在の可能性をもつ位置づけだったのである。

一般的にいて社会主義経済にとって、自国の計画経済の完結性こそが資本主義経済に対する優越性の起点になるが、對外経済関係を自国の計画に組み込む比率が高ければ高いほど、自国計画経済の自己完結性は低くなる（対資本主義国と対社会主義国との関係では同様ではないにせよ）。この場合問題となるのは、先ずは計画経済の完結性と對外経済関係の一定以上の導入が相互補完的か、対立するかであろう。資本主義的搾取関係を止揚し、無政府的な競争メカニズムを否定した計画経済によって経済発展をはかっていくという立場からすれば、両者は基本的には対立するといえよう。計画経済体制そのものと矛盾するし、計画経済そのものによって保証される経済発展が無実体化してしまうからである。

問題はまた別の観点からも立てられる。マルクス主義の立場からする貿易そのものに対する基本認識から出てくる理論的帰結である。薛荣久教授は、建国の第一段階の時期中国はソ連のマルクス主義貿易理論を全面的に導入し、西側の貿易理論を全面的に否定したと指摘されているが²⁷⁾、実際にソ連から招聘され、中国の国際貿易理論の形成に影響力のあったパターポフ等の著作『国際貿易』では、先進工業国と後進国との間の貿易関係について、次のように認識されている。「資本による労働生産性の国民的相違の利用は、経済的に立遅れた諸国が、外国貿易という水路を通じて工業国から交換によって輸入された商品に比べて、輸出商品に体化されたより多くの労働を引渡すことを意味する。このようにして、工業的に発達した国の資本は、外国貿易という方法によって後進国の労働者を搾取している。これら二つの国群の間におこなわれる外国貿易は不等価交換の性格を帯びる。世界価格という機構を通し、外国貿易を媒介として世界市場において

27) 薛荣久学術報告、片岡幸雄・林家凡要約「中国国際貿易理論の史的展開—変遷と新たな模索—」、『広島経済大学経済研究論集』第13巻第4号、1990年、102頁。

作用するところの価値法則を基礎として、工業国の大資本による経済的に立遅れた国の収奪が実現されるのである。従って、外国貿易が利潤率に及ぼす作用は、ブルジョアジィがその援けを借りて自国の労働者階級のみでなく、他の経済的に遅れた弱小国の諸国民の搾取をも強化するところの、資本主義的搾取の手段の一つとしての資本主義的外国貿易の本性を暴露している²⁸⁾】。

このとらえ方は、木下悦二教授のいわれる所謂「マルクス派の人々の定説的世界市場観」である。木下教授によれば、この立場は「貿易による追加的利潤の本質を他国で創出された価値の無償移転＝価値収奪、すなわち国際的不等価交換とみる立場で、先進国による後進国の収奪こそ資本主義貿易の基本特徴であるとする。この見解は歴史的事実の説明としては説得的で、これに帝国主義による植民地収奪を重ね、マルクス派の人々の定説的世界市場観ができて上がっていた。……後進国は貿易により一方的に窮乏化するというのでは、外国貿易を行なわぬのがもっとも望ましいということになろう²⁹⁾】。

このような考え方からすれば、少なくとも先進資本主義世界市場との対外貿易は必要最小限に止めるべきであり、純粹の市場原理にもとづく貿易関係は基本的には拒否されるべきものということになろう。貿易は当該国民経済にとって何らかの意味の積極的な蓄積の源泉としての位置づけが、ここでは後退することになる。かくて、商品としての積極的性格を剥ぎ取られた、物財計画経済上の要求からの位置づけしか与えられない輸出入には、

28) 筆者はバターポフ・ロギンスキイ・カペリンスキイ共編『国際貿易』、外国貿易出版社、1954年出版のロシア語版ももっていないし、読むこともできないが、同書は中国において相当重視されたとみられ、1957年北京対外貿易学院翻訳室によって翻訳版が出されている。筆者は中国の対外貿易理論研究者との学術交流の中で本書の占める位置を知り、中国語版で読んだ次第である。なお、同書の日本語版抄訳が故中田操六教授によってなされており、引用訳文は同教授による訳文である。中田操六訳「資本主義下の世界市場および外国貿易の基本的特質」、『福岡大学商学論叢』第1巻第1号、昭和31年、111頁。

29) 木下悦二「外国貿易の理論問題」、木下悦二編『貿易論入門（新版）』、有斐閣、昭和54年、112頁。

積極的意義が認められなくなっていく。

貿易を通じた国民経済の間接的蓄積の視点が退けられるようになると、国民経済発展への戦略基軸は、国内の蓄積を基本とし、重工業優先発展によるダイナミックな生産力の発動効果に依拠する開発方式が中心的位置を占めるようになる。この計画経済のやり方は、先ず全体としての国民経済の国内計画を定め、それとの関連における必要物資（商品概念と区別された直接配分物財）の輸入を決め、輸入の必要上からする外貨獲得のための輸出を確定するというやり方である。したがって、この場合輸出は輸入の必要上からする輸出であって、中国の輸出入に関して「輸入のための輸出」と屢々総括されてきた所以はここにある。この原則を基礎とした上で、ソ連を中心とした社会主義圏との相互貿易も、市場原理とは別の友好協力原則に基づく貿易として行われたのである。

中国対外貿易理論研究の著名な指導的論者王林生教授は、この間の事情に関して次のように総括されている。「輸出は一日も早く自給自足を実現するために、国内で一時的に生産できないとか、あるいは数量が不足するとか、全部の種類がそろわないとか、品質が十全でないような生産物を、外国から取り入れるためののみ存在するということになるのである。この点では、ソ連の関連著作のいくつかのものが例として引き合いに出せようが、これらの著作はかつて我国理論界に重大な影響を及ぼしてきた³⁰⁾」。

「輸出の基本任務は、輸入をまかなう外貨を獲得することにある」ということ、また「輸入の基本任務は、できるだけ迅速に社会主義建設計画を完成し、技術的にも、経済的にも独立を達成できるよう、生産物を輸出し、さまざまな機械をはじめとする外国商品をそれと交換に手に入れることにある」などといったことは、「社会主義における対外貿易の位置と役割を単純に輸入をまかなうための輸出であるとか、対外貿易は単に物資バラ

30) 王林生「試論社会主義対外貿易的作用問題」、中国社会科学院世界经济研究所編『当前世界经济与中国经济问题』所収、中国财政经济出版社、1982年、363～364頁、拙訳「社会主義経済における対外貿易の役割」、拙編訳『世界経済への挑戦—中国対外経済開放政策の理論的基礎—』所収、東京出版、1986年、46頁。

ス表上において余ったものとか、一度にどっと出て来たものとかで、緊急に必要なものとか、不足したものを外国と交換するなどといったことにせよ、貿易の主要な目的を、対外的交換を通じて生産物の物的な形態における転換をはかるもので、重要なのは使用価値であって価値ではない、このように結論づけることにせしめたのである³¹⁾」。

この点については、レーニンの認識が一部関連しよう。レーニンは社会主義の将来像に関して、社会主義国家では、「すべての市民が、一つの全人民的な国家的〈シンジケート〉の勤務員と労働者になる。……社会全体が、平等に労働し平等に賃金をうけると、一事務所、一工場となるであろう³²⁾」と考えていた。さらに、十月革命の勝利後、社会主義社会に商品・貨幣関係が存続しつづけることを拒否していた³³⁾。その後レーニンは考えを改めたかには見えませんが、1921年12月のゲ・エム・クルジジャンフスキーに宛てた文書の中で、「新経済政策は単一の国家経済計画を改めるものではなく、またその枠外に出るものでもなく、その実現のためのやり方を改めるものだ³⁴⁾」と述べている。レーニンのこの考え方は、その後にも尾を引いていたとみられる³⁵⁾。

31) 同上論文、同上書、363～364頁、同上拙訳、同上書、46～47頁。

32) ヴェ・イ・レーニン、マルクス＝レーニン主義研究所訳「国家と革命—マルクス主義の国家学説と革命におけるプロレタリアートの諸任務」、ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス＝エンゲルス＝レーニン研究所編、マルクス＝レーニン主義研究所訳『レーニン全集』第25巻、大月書店、1965年、511～512頁。

33) 同上『全集』第29巻、101頁。

34) 同上『全集』第35巻、587頁。

35) この考え方から、貿易も国家独占制の方式で運営されることとなる。

※本章は「中国の世界経済に対する歴史認識構造と対外経済論（I）」、『広島経済大学経済研究論集』第24巻第3号、2001年に掲載したものを一部加筆、修正したものである。

第二章 世界政治経済の変革主体認識構造と対外経済関係論

本章では、従来の世界政治経済に対する歴史認識構造と社会主義陣営に対する中国の考え方、姿勢が変化していき、中国が従来の路線を修正していく過程をたどりながら、新たな認識を確立していく底流をさぐる。世界政治経済における変革主体の認識をめぐる中ソの不和・決裂・対立、これに応じた外交路線・経済関係の軌道修正、それまでの論理構造との矛盾の中での西側外交・経済関係構築への展開をみる。この時期中国は、これまでの世界的な社会主義革命に向けての展望の基本路線を堅持しつつも、この基本認識にブルーをかけ、世界的な社会主義革命指向から民族主義的指向に傾斜していく。

第1節 「戦争と革命」の時代認識

建国以来毛沢東と中国共産党は基本的時代認識として、レーニン及びスターリンの帝国主義とプロレタリア革命の時代という時代認識に立っていた。1917年のソヴェト十月革命は第一次世界大戦の中で起こり、第二次世界大戦後多くの社会主義国家が成立した。世界戦争と社会主義革命は緊密な関連をもつ。

毛沢東と中国共産党の人々は、時代認識として現在も同様な状況の下にあると考え、第三次世界大戦の発生の可能性を予想していた。帝国主義戦争を超克できるのは社会主義革命によるしかありえないと考えたのであっ

1) 次頁へ

認識に立っていることにまちがいない。しかし、問題は闘争の焦点をどこに当てるかで基本戦略が異なってくるということである。

帝国主義段階の資本主義はそれ自体のその内的な経済体制からして世界資本主義としての構築物であるから、この内的論理の貫徹の過程において、それ自体が反帝民族解放闘争を準備、発展させる。この意味において反帝闘争は世界性を賦与される。レーニンの認識では、帝国主義戦争の中で帝国主義（この段階の資本主義）は死滅する運命にある。ここで国際共産主義運動は世界性をもった連帯的存在となる。これは帝国主義それ自体が創出した存在物である。具体的に個別的に存在する各国、植民地、従属国のプロレタリアートは、世界から帝国主義を完全追放するまで何らかの関連において、帝国主義の抑圧と搾取から免れることはできない。反帝国際共産主義運動の積極の意味がここに設定される。

理念的にはそうであっても、国際共産主義運動は、帝国主義がそれ自体の中に国際経済システムとしての内的統合の貫徹論理（抑圧、搾取、強制を用いる）を具備しているのと異なり、それ自体経済システムとしての内的統合の貫徹論理を具備していない。戦争の中で個別各国、植民地、従属国は、そのおかれた客観的条件の歴史的特殊性に依じて一応の社会主義革命を遂行する。

社会主義政権といえども、自己にとっての内外の主要課題に対するスタンスに差が出ることは当然といえる。ソ連側の、現代世界における主要矛盾は社会主義と資本主義との間の矛盾であり、社会主義世界体制が人類社会発展の決定的な要因に転化しつつあるという認識についていえば、既に成立している反帝国主義社会主義諸国の関係（実質的にいえばソ連傘下にある社会主義世界体制）が、世界の政治経済の動向を左右するということである。社会主義世界体制とはいうならばestablishedされた体制ということであろうから、それはそれ自体として帝国主義的な意味での、かつ経済的意味での国際性、世界性をもたない（すでに経済建設戦略上における対外経済関係の地位について述べてきたように）本性から、帝国主義陣営の跋扈する範囲が狭くなり、相対的に帝国主義の力を低下させたという意味

で一定の存在を占めるようになったとはいえ、反帝国主義闘争という点からいえば積極性に欠けた存在になったということでもある。

岡部達味教授は炯眼をもってこの間の事情を、次のように透視されている。

「戦後の世界では、〈社会主義世界体制〉の成立とともに、アメリカにつぐ世界第二の大国となったソ連からみるならば、自国を先頭とする社会主義陣営と帝国主義陣営の間の、資本主義か社会主義かの闘争こそが、世界の運命を決する要因であるという解釈が生まれてくる。

革命以来すでに50年を経たソ連はもはや現状維持に利益を感じている国だといえよう。ソ連の内外政策は、急激な革命的变化を求めるものではなくなっている。ソ連の目標とするところは、内にあっては、既存の建設の成果の上に一層の経済発展と国民の福祉の向上をもたらすことであり、外にあっては、東欧の社会主義諸国を強化し、社会主義陣営全体の立場を強化することであろう。

現状の固定化をのぞみ、国内経済建設を重視する以上、熱核戦争を防ぐことが最大の眼目となる。西側との平和共存が対外政策の中心となる。そして現代の基本矛盾である、社会主義と資本主義との間の矛盾は、戦争を通じてではなく、平和な経済競争を通じて解決されなければならない。世界熱核戦争を挑発するような局地戦争は極力その発生をおさえ、平和的に解決しなければならないのである⁵⁾」。

これに対して、中国の認識は基本的に異なる。中国は未だ台湾地域、香港、マカオは帝国主義に占拠されているうえ、周辺をめぐる国境の未画定部分も抱えている。「中国は現状の固定化をおそれている。……現状の固定化ものぞまず、世界熱核戦争ものぞまぬ中国は、民族解放闘争が激しくなればなるほど、帝国主義の手足はしばられ、帝国主義が戦争を起こす危険性はそれだけ減少するという定式をたてたのである。平和は乞い求めて得られるものではなく、闘いによってかちとられるものであると主張するのである⁶⁾」。

5) 同上書、140～141頁。

6) 同上書、142頁。

中ソ論争の中で、1964年アメリカ帝国主義とそれに連なる勢力を除くすべての勢力の団結を意識して、打ち出されたのが中間地帯論であるが、プロレタリア文化大革命の中での革命造反外交の行き詰まり、1968年のベトナム和平の始まりをうけ、中間地帯論は後退していった。1968年8月のソ連・東欧軍のチェコ侵攻に対し、中国はソ連を「社会帝国主義」と非難した⁷⁾。宇野重昭教授は、「これは中国の対ソ観の質的転換をもたらした。“社会主義陣営”という概念は、事実上解消した⁸⁾」と論断されている。

1970年毛沢東は「五・二〇声明」の中で、「新たな世界戦争の危険は今も依然として存在している。各国人民は必ずやこれに備えなければならぬ。しかし、当面の世界の主な傾向は革命である」と述べた。宇野重昭教授は、「この毛沢東声明は〈アメリカ帝国主義〉にその非難を集中し」ているにもかかわらず、「〈戦争〉でない〈革命〉、つまり歴史の流れに沿った漸進的な平和的変革の道を指向したことである⁹⁾」と指摘されている。

以後の米中接近、1971年の国連復帰、72年のニクソン訪中と、中国は急速に外交基軸を転回していったが、注目すべきは「米中共同コミュニケ」の次のような内容である。

「中米両国の社会制度と対外政策には本質的な違いがある。しかし、双方はつぎのことに同意した。各国は社会制度のいかんをとわずいずれも、各国の主権と領土保全の尊重、他国にたいする不侵犯、他国の内政にたいする不干渉、平等互惠、平和共存という原則にもとづいて国と国との間の関係を処理すべきである¹⁰⁾」。

さらに、同「コミュニケ」では、中国が「いかなる覇権主義と強権政治にも反対する」ことを提起し、「どちら側もアジア・太平洋地域で覇権を求めるべきではない。いずれの側もいかなるその他の国あるいは国家集団

7) 「ソ連現代修正主義の全般的破産」(『人民日報』評論員論文、同紙1968年8月23日号)、中国研究所編『新中国年鑑・1969年版』、新中国年鑑刊行会、1969年、232～233頁。

8) 宇野重昭著『中国と国際関係』、晃洋書房、1981年、297～298頁。

9) 同上書、300頁。

10) 「訪中したニクソン・アメリカ大統領との共同コミュニケ」(1972年2月28日)、中国研究所編『新中国年鑑・1973年版』、大修館書店、昭和48年、255頁。

がこうした覇権をうちたてようとすることに反対する¹¹⁾と謳った。

この内容は一見すると今日の外交政策の始まりかとも判断できようが、見落としてならない基本的なちがいは、中国のアメリカへの接近が「社会帝国主義」ソ連を意識した外交戦略としてとられたことである（所謂聯美反蘇外交¹²⁾）。また、同「コミュニケ」の中で使用されている「覇権」（1968年以来使用されるようになったといわれ、今日も屢々用いられる）なる用語であるが、宇野重昭教授はこれについて次のような判断を示されている。

「この表現では、およそ他を圧迫し、権力を拡張しようとするものならなんでも、軍事的、政治的、経済的であるとを問わず、すべて包括してしまう。…それは大国一般の強圧外交を指すこともできるし、また、帝国主義一般、あるいは米ソ二超大国、さらには、〈ソ修覇権主義〉の具体的〈侵略政策〉のみに集中することもできるからである。したがって中国は、新段階の外交戦略を明らかにするため、この言葉を多用しはじめた¹³⁾」。

この宇野教授の見解に特別に反対する理由はないのであるが、筆者の後

11) 同上「コミュニケ」、255～256頁。同「コミュニケ」の台湾問題に関する部分はこうである。「中国側はつぎのように自己の立場をかさねてあきらかにした。台湾問題は、中米両国関係の正常化を妨げているカギとなる問題である。中華人民共和国政府は中国の唯一の合法政府である。台湾は中国の一つの省であり、はやくから祖国に返還されている。台湾の解放は中国の内政問題であって、他国には干渉する権利はない。アメリカのすべての武装力と軍事施設は台湾から撤去されなければならない。中国政府は、〈1つの中国、1つの台湾〉〈1つの中国、2つの政府〉〈2つの中国〉〈台湾独立〉をつくること、〈台湾帰属未定〉を鼓吹することを目的とするいかなる活動にもだんこ反対する。

アメリカ側はつぎのことを声明した。アメリカは、台湾海峡両側のすべての中国人がみな中国はただ1つであり、台湾は中国の一部であると考えていることを認識した。アメリカ政府はこの立場に異議を申し立てない。アメリカ政府は、中国人自身による台湾問題の平和的解決にたいするアメリカ政府の関心を重ねて明らかにする。この展望に立って、アメリカ政府は台湾からすべてのアメリカの武装力と軍事施設を撤去する最終目標を確認する。この期間に、アメリカ政府はこの地域の緊張情勢の緩和にしたがって、台湾におけるその武装力と軍事施設をしだいに減らしてゆくであろう」（同上「コミュニケ」、同上『年鑑』、256頁）。

12) 宇野重昭著「中国と国際関係」、晃洋書房、1981年、309頁。

13) 同上書、308～309頁。

の論のために一言つけ加えておきたい。元来中国が「帝国主義」なる用語を使用する場合、レーニンのいう「資本主義の最高の段階としての帝国主義」という意味の概念として使用されており、それは「社会主義革命の前夜」としての存在概念である。それは単に「帝国主義」の対外政策を意味するものではない。レーニンのいう「帝国主義」概念と区別して一般にいわれる「帝国主義」なるものは「侵略政策」をいう場合が多く、この概念の次元は外交政策次元上にある。本稿の本来の課題である経済問題との関係で言えば、生産力の格段上にあるレーニンの意味の「帝国主義」概念との関連が重要になってくるから、外交戦略上で使用される「覇権主義反対」という「帝国主義一般」に対する次元で対応するのは別に、やはり中国はレーニンの意味の「帝国主義」概念を底に秘めた上で打ち出した外交上の戦略用語であると筆者は考えている。

さて、対外戦略の転換を迫られた中国は「三つの世界」論でもって、外交戦略の組直しをはかった。1974年の第6回国連特別総会における鄧小平演説にみられる「三つの世界」論である。

「戦後の一時期に存在していた社会主義陣営は、すでに存在しなくなり、「天下大いに乱れる」という状況の下で、「いまの世界には、事実上、互いに連系をもちながら、互いに矛盾しあっている三つの方面、三つの世界が存在している」。「アメリカとソ連が第一世界で、アジア・アフリカ・ラテンアメリカの発展途上国とその他の地域の発展途上国が第三世界で、この両者の間にある発達国が第二世界である」。「世界の覇権を争奪し……調和できない矛盾が存在して」いる「二つの超大国は、現代における最大の国際的搾取者、抑圧者であり、新しい世界戦争の策源地である」とし、1970年の毛沢東の「五・二〇声明」の基本認識を押える。「植民地主義、帝国主義、とりわけ超大国の収奪と搾取によって、貧しい国はますます貧しくなり、富める国はますます富んでいき、貧しい国と富める国との差はいよいよ大きくなっている」。「発展途上国は、世界の歴史の車輪の前進を推進する革命的原動力であり、植民地主義、帝国主義、とりわけ超大国に反対する主な力である」。「二つの超大国の覇権主義と強権政治」に対する

第二世界の発達国の闘争も国際情勢に重要な影響をもつ。「中国は社会主義国であり、また発展途上国でもある。中国は第三世界に属している」。中国は第三世界諸国と人民の団結と連合の中で闘いを進める¹⁴⁾。

注目すべきは、この中で「社会主義陣営は、……すでに存在しなくなった」とした上で、「中国は第三世界に属している」と強調した点である。なお「新たな世界戦争の危険は今も依然として存在している。……当面の世界の主な傾向は革命である」との認識に立ちつつも、中国は「プロレタリア国際主義より民族的立場を重視する方向に傾斜していった¹⁵⁾」のである。このことはある意味では、「資本主義の全般的危機」の解消と「併存する二つの世界市場」の存在の否定を公言したことになる。一方で「戦争と革命」（社会主義陣営の拡大への展望）の時代を標榜しながら、他方で「資本主義の全般的危機」と「併存する二つの世界市場」への否定的認識を表明することは、中国自体の論理自己矛盾と苦悩を表明するものでもあった。

米中接近に対するベトナムの非難、ソ越接近の中で、「プロレタリア国際主義」に対して冷めたスタンスをとり始めた中国は、レーニンの提起した「帝国主義」の段階的位置づけにブルーをかけ、なお「ソ米両超大国の覇権主義」に対決しつつ、自己の対外戦略の再修正をはからざるをえなかった。「帝国主義」の歴史認識構造にブルーがかけられた以上、帝国主義諸国との経済関係との内容にも認識構造上の修正が出てくるのは当然のことといえよう。1977年11月1日の『人民日報』編集部論文「三つの世界の区分についての毛主席の理論は、マルクス・レーニン主義にたいする大きな貢献である」に、それを見ることができる。

この論文の中においても、「三つの世界」区分は現在の世界情勢が「帝国主義とプロレタリア革命の時代である」との基本認識の上で、

14) 「国連特別総会における鄧小平中華人民共和国代表団団長の発言」、中国総覧編集委員会編『中国総覧・1978年版』所収、財団法人霞山会、昭和52年、667～675頁。
なお、この中では「アメリカ帝国主義」の用語が使用されている（669頁）。

15) 前掲書、312頁。

「こんにち、世界戦争の不可避性は、ほかでもなく、主として資本主義のアメリカと、資本主義の復活したソ連とのあいだに存在している」。「ソ連はたんにアメリカと同様、世界を脅かす帝国主義超大国になったばかりでなく、世界戦争のもっとも危険な策源地となった」。しかし、この論文の以下の内容は注目される。「資本主義制度が世界的な範囲で社会主義制度に移行するのは、長期にわたる、まがりくねった、複雑な闘争にみちた過程であり、この過程のさまざまな時期に、世界の政治勢力にさまざまな組合せがあらわれるのは、避けられないことである」。「第三世界の諸国と人民は反帝・反植民地主義・反覇権主義の主力軍であり」、「第三世界の主力軍としての役割は長期的なものであることが決定づけられるのである」と述べている点である。この表現の仕方は、現下の情勢が革命の時代であるとの認識からすればやや緊迫感に欠け、革命の展望に長期性要素をもちこんでいるといえる。しかも、第二世界は「新しい条件と新しい形態のもとに第三世界の多くの国にたいする支配と搾取を維持しようとしてつめているが、全局的にみて、これら諸国は、第三諸国を支配し抑圧する主要な勢力となることがもはやできなくなっている」から、「当面の主要な敵ソ米両覇権主義国と第二世界諸国を区別して、これに対処することも、……考慮する必要のある重要な問題で」、「第二世界は反覇権闘争のなかの連合しうる勢力である」ととらえる¹⁶⁾。

ここで後の論のために言及しておきたい。それは支配と搾取にかかわる問題である。例えば、外国の直接投資は一般的にいて進出先国を搾取するが、そのあり方によって、一定の条件の下において進出先国経済破壊型と必ずしもそうではない場合がありうるということである。典型的な帝国主義型進出は進出先国経済破壊型搾取の内容となるといえよう。政治的支配が経済関係の前提的基礎となるからである。政治的支配と搾取は必ずしも並列的別概念でなく、両者の組合せによって経済的内容に大きなちがいが

16) 『人民日報』報編集部「三つの世界の区分についての毛主席の理論は、マルクス・レーニン主義にたいする大きな貢献である」、『北京週報』（日本語版）No.45、1977年11月8日号、10～38頁。

が出てくるといふ内的関係をもった両概念であることである。

さて、建国直後第三世界の国々を除く先進資本主義国との中で先ず北欧4カ国とスイスが新中国を承認し、1950年イギリスとオランダが新中国を承認した¹⁷⁾。しかし、既に前章で述べたアメリカを中心とする対中経済包囲網はココム文書例外措置を用いる形で緩和されつつも、その後もずっと継続されてきた。注目さるべきは、その後の研究によれば、一般には1957年消滅したといわれているチンコムは1971年まで存続していたといふことである¹⁸⁾。

アメリカは第二次世界大戦後1980年代末まで一貫して共産主義に対する封じ込め政策をとり続けてきたが、70年代以前とそれ以降とをさらに二つの段階に分けることができる。アイゼンハウア大統領の時期は全面的封じ込めの時期といえよう。ケネディ—ジョンソン大統領の時期は、両陣営内部に矛盾が現れ、イデオロギー上の対立矛盾が希薄化し、米ソの力の差が縮小して、中米関係も変化するにつれ、アメリカは全面的共産主義封じ込め政策を改め、ソ連に対する封じ込めに焦点を置くようになった。米ソは対抗と協調の複雑な関係にあった。ニクソン—フォード大統領の時期アメリカの軍事力、経済力は相対的に下がり、ニクソンは所謂「ニクソン主義」収縮戦略をとることになる。ソ連との勢力均衡をとりつつ、同盟国と協調し、中国との関係正常化を実現し、第三世界における戦線を縮小していった¹⁹⁾。

中国はこのようなアメリカの動きに合わせて外交戦略基軸の転換をはかっていったことが、上記の点と照らし合わせれば容易に理解される。アメリカ帝国主義の地位の低下、ソ連社会帝国主義との関係、第三世界との連携、中国自体の世界における地位の向上等を考慮にいれ、また、中国自身の世界政治経済上における方も自己認識しつつ、「戦争と革命」の時代認

17) イギリスは台湾に領事館を維持したため代理大使級関係、オランダは中華人民共和国の台湾領有権を認めるまで代理大使関係に止まり、1972年2月28日の「米中共同コミュニケ」発表後同年間もなく正式大使交換に同意した。

18) 加藤洋子著『アメリカの世界戦略とココム・1945-1992—転機にたつ日本の貿易政策』、有信堂、1992年、189～190頁。

19) 李広民著『世界経済と政治と当代中国外交』、中国書籍出版社、2001年、82～83頁。

識の修正をはかってきたといえる。プロレタリア文化大革命は、ある意味では時代認識と戦略をめぐる対立の一頂点であったと見なすこともできる。社会主義陣営の崩壊は「戦争と革命」の時代認識の変容を迫るものであり、それは陣営としてのイデオロギーの相対化でもある。また、それは現代帝国主義をどう評価するか、今日の段階における支配と搾取の内的関係どう設定するかといった問題と裏腹の関係に立つ。米中関係の正常化への道へ踏み出したとはいえ、封じ込め政策の清算を慎重に見定めつつ、次への積極的な全体的対外政治経済戦略を打ち出すまでに、今しばらくの時間を必要とした。

第3節 対外経済関係の地位—対外経済関係の理論認識

前章で述べたように、向ソ一辺倒政策がとられる中で、1950年代の貿易理論と政策の根幹は国家統制型保護貿易の理論と政策であった。いうまでもなく、「比較生産費説」にもとづく国際分業は全面的に否定された。対外経済関係は外交のために奉仕するものとしての位置づけが与えられた。したがって、「兄弟国」、「民族主義国」、「中立国」、「帝国主義国及びその追随者」に対しては、異なった貿易政策を採用する²⁰⁾。社会主義諸国間の経済関係は国際主義に基づく相互援助関係であり、貿易は平等互惠、有無相通ずるといふ形の貿易であり、計画貿易である²¹⁾。

中ソの対立が経済協力と貿易で決定的になった1960年以降、中国は社会主義国際分業の修正主義的見解に対して批判を行った。

20) 薛荣久『対建国以来中国外経貿理論的回顧、帰結与発展的思考(綱要)』、中国国際貿易学会重点研究課題「対建国以来中国外経貿理論的回顧、帰結与発展的思考」総括報告、中国国際貿易学会、1999年、2頁、拙訳「新たな中国対外経済貿易理論発展の道(Ⅰ)—建国50年中国対外経済貿易理論的回顧と総括を踏まえて—」、『広島経済大学経済研究論集』第23巻第4号、2001年、60頁。

21) 李曉西「対外開放理論」、張卓元主編『論争与発展：中国経済理論50年』所収、雲南人民出版社、1999年、615頁。

薛栄久教授によれば、1964年末開かれた「社会主義国際分業についての学術シンポジウム」で、「大多数の人は、社会主義国際分業は客観的存在であり、……これと一線を画するものの実体とは、現代修正主義が社会主義国際分業を盾に、資本主義諸国間に他に傷を負わせながらも自己の利益を追求するというやり方を模倣し、兄弟国が自力更生で自国経済を発展することに反対し、これらの国を経済的に従属させ、政治的にコントロールするということである。真の社会主義国際分業とは社会的労働の節約をはかることができるという分業である。しかし、現代修正主義の所謂“国際分業”は実体上は資本主義的国際分業なるものであって、資本主義的国際分業や対外貿易は、決して参加国に真の意味の社会的労働の節約をもたらすことはできない」との認識に立ったと証言されている²²⁾。

これに対して、社会主義国際分業なるものの含意は、次のように与えられる。

- ① 社会主義各国は自力更生によって、本国の経済を全面的、総合的に発展させるという条件の下で、プロレタリア国際主義の原則に則り、平等互惠を基礎とし、相互の需要と供給可能性、相互の要求に基づき、一部の生産上の相互協力を進め、社会主義兄弟国間の計画的貿易と経済協力関係の中に具体的にその表現をみる、実体化された労働の分業関係を行う。
- ② 各々の社会主義国は、自国の経済的独立と自国の需要に影響がないというかぎりにおいて、当該製品を生産できないような他の社会主義国が必要とするような製品を余分に生産し、需要に供する。その目的は使用価値を供することであり、使用価値の交換である²³⁾。

自力更生と社会主義国際分業については、多くの人は、社会主義国際分業は必ずや自力更生の基礎の上に打ち立てなければならない、また相互に自力更生を促進していかなければならないと考えた²⁴⁾。

22) 薛栄久前掲総括報告、9頁、前掲拙訳（Ⅱ）、前掲誌第24巻第1号、2001年、128頁。

23) 同上総括報告、9頁、同上拙訳（Ⅱ）、同上誌同上号、128頁。

24) 同上総括報告、9頁、同上拙訳（Ⅱ）、同上誌同上号、128頁。

また、同教授は中国社会主義国民経済における対外貿易の必要性に関する当時の主流の見解として、劉漢秉氏の考えを掲げておられる。劉氏は中国の社会主義再生産過程における不均衡の問題から出発し、中国には対外貿易が必要だとの見解を打ち出している。「如何なる国家であれ、何らかの物資或いは技術の有無、また過不足の問題が常に発生する。特に社会主義の不断の拡大再生産と人民の生活水準の絶えざる向上の下では、社会生活と人民も生活の需要は多方面にわたり、また絶えず変化しており、再生産の過程の中で、何らかの環節において常に不均衡が生じる。したがって、対外貿易ということの外部条件を利用し、外国と有無相通ずる関係を結んでいくことは客観的に必要なことでもあり、また利用可能なことでもある。物資の輸出入或いは外国の先進技術の導入を通じ、国内の再生産の過程における各種比例関係を調節し、有無の調節、不足の充足などを行い、バランスをとって再生産のスピードアップをはかり、国民経済の発展を促進するとともに、人民の生活の需要を満たしていくことは必要なことでもあり、可能なことなのである。以上のことから、対外貿易は国家の対外活動の重要な一戦線を構成するというだけではなく、経済の側面から世界革命を支援する重要な一つの方法でもある。また、それは社会主義再生産過程の一つの必要な環節であり、全交換過程の一部であり、社会主義国民経済のなくてはならない一部門である²⁵⁾」。

この時期中国ではいくつかの大学で西側の国際貿易理論が紹介されるようになり、1960年から西側の経済理論と西側の貿易理論を研究する研究生が募集されるようになったが、西側の貿易理論を批判しながら紹介するという方法がとられた。また、開発の経済学が正式の地位を得るようになった。

注目すべきは、この時期中国は国際間の不等価交換の問題の研究に着手したことである。この問題で研究の起点となったのは、ソ連の経済学者セングダロフの『帝国主義による植民地原料の略奪』という書であった。この

25) 同上総括報告、10頁、同上拙訳（Ⅱ）、同上誌同上号、130頁。

書物は当該問題研究者の必読書となった²⁶⁾。この問題は1964年初めて開かれた国連貿易開発会議において大きく取り上げられ、政治的に独立を達成したアジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国は、国際貿易における不等価交換の解消を強く要求した。中国はこの立場を支持し、帝国主義国家との経済関係、社会帝国主義との経済関係にだんだんと否定的になってきた。半面として第三世界との経済交流の中で政治的要素（市場原理によらない政治的価格設定）を増していった（政治に対する経済の従属ということ…括弧内筆者）。プロレタリア文化大革命の中で、社会主義社会の理念とも絡み、この種のイデオロギー的観点が突出した形で前面に出てくる²⁷⁾。

中ソの対立激化にともなって、この時期1959年をピークとした両国間貿易額は60年代一貫して減少の一途をたどり、68年、69年は政府間貿易協定も締結されないといった有様であった。1970年の中ソ貿易額は当年の中国の貿易総額のわずか1%を占めるにすぎない。

70年代には中ソ貿易は上昇基調に転ずるが、79年に約5億ドルに達したのが最高額で、中国の貿易総額の1.7%程度のウェイトを占めているにすぎない。1971年からは、従来の協定貿易で行われてきたルーブル表示のバーター貿易記帳決済方式は、スイス・フラン建てによるバーター貿易記帳決済方式に改められた。また1975年からは従来の1958年価格を基礎とした取引価格設定方式が、国際市場価格を基礎とした価格設定方式に改められた²⁸⁾。

中ソ貿易のこのような事情の中で、中国は西側諸国との貿易に比重を移していくこととなるが、第二世界との経済関係については先の「三つの世界」論からその意味を理解できるとしても、アメリカとの貿易の拡大をどのように考えていけばよいのであろうか。上に見た帝国主義による搾取論からすれば、しかも第一世界のアメリカとの貿易は、理論上は搾取の最も

26) 薛荣久学術報告、片岡幸雄・林家凡要約「中国国際貿易理論の史的展開—変遷と新たな模索—」、『広島経済大学経済研究論集』第13巻第4号、1990年、105～106頁。

27) 李曉西「対外開放理論」、張卓元主編『論争と発展：中国経済理論50年』所収、雲南人民出版社、1999年、621頁、622頁。

28) 詳しくは拙稿「中国の協定貿易—その盛衰と残光—」、『広島経済大学経済研究論集』第15巻第2号、1992年を参照されたい。

はなはだしいものとして拒否さるべきものであろう。しかし、中国はアメリカとの貿易を拡大していったのである。その論理はどうか。以下は筆者なりの解釈である。

中国の立場からすれば、あくまで自国の保護貿易主義にもとづく社会主義計画経済の要求からした「輸入のための輸出」と「有無相通ずる貿易」を、理論的な枠組みとしたと考えられる。しかし、独立自主の自国の意思による「有無相通ずる貿易」による「輸入のための輸出」といった貿易には、貿易の個別的な中身それ自体には厳然として搾取が含まれるが、それは自国の意思にもとづくものであって、体制的、制度的に組み込まれた搾取ではない。制度的に組み込まれた搾取は断固排除すべきであるが、「有無相通ずる貿易」はそうではない。貿易にある意味の搾取がともなうのは不可避的なことであるが、また貿易とは元来「有無相通ずる」という性格のものであるが、中国が固有に「有無相通ずる貿易」概念を設定した意味は、体制的、制度的に搾取が組み込まれた貿易を、体制的、制度的に搾取が組み込まれていない貿易と区別して位置づけ、それに積極的な任務を担わせようとしたことにあるのではないかと筆者は見ている。その意味で「有無相通ずる貿易」概念は、現実の政策遂行上に欠くべからざるものとして設けられていたのではあるまいか。この限りにおいて、アメリカとの貿易にも柔軟に対応できる枠組があったといえる。中国は既に見た世界政治経済上の戦略と併わせ、貿易理論上も帝国主義搾取論と併行してこういった論理を内にもっていたと筆者はみている。

※本章は「中国の世界経済に対する歴史認識構造と対外経済論（I）」、『広島経済大学経済研究論集』第24巻第3号、2001年に掲載したものを一部加筆、修正したものである。

第三章 世界政治経済に対する認識の変化

本章では、上述のような色調の変化を帯びた問題意識から、プロレタリア文化大革命後世界政治経済に対する従来の歴史認識構造を再検討する作業が始まり、それが従来の経済建設方式を根本的に改める全体的基礎認識として形成されていく過程をみていく。現代世界政治経済の下における帝国主義戦争の抑止力の積極的評価、帝国主義戦争を契機とした民族解放闘争と社会主義革命への転化という筋書に対する展望の困難性、戦後資本主義の高度発展と資本主義の生命力に対する積極評価などがここでは議論され、現代世界政治経済は「帝国主義」段階にあるのか、それとも既に「帝国主義」段階を超えた新しい段階にあるのかが問題となる。

第1節 「戦争と革命」の時代認識との訣別

1 認識の変化の底流

「戦争と革命」の時代認識に対するいささかの認識の変化の底流は、60年代に遡る。1962年当時の党中央対外連絡部部长王稼祥等は、国際問題と対外方針の調整に関して何度か周恩来、鄧小平、陳毅などに意見を提出し、党内の世界戦争、世界革命、民族解放運動、対外援助についての一面的な観点を修正するよう働きかけた模様である。

過度に戦争の危険を強調しないで、むしろ警戒を高め、闘争を強めて、戦争の危険を克服し、平和の維持を闘い取るべきであって、平和運動に対して適当な評価と支持を与えるべきである。民族解放運動のみを強調して、

平和運動を評価せず、平和組織の中で民族解放運動を平和運動以上のものとして過度に強調すべきではない。中国の急速な社会主義建設を押し進めるために、対外的に緊張緩和の方針を採るべきであって、緊張を煽るような方針を採るべきではない、というのが彼らの意見であった¹⁾。

貿易問題に焦点を当てて言えば、すでに筆者が別稿で取り上げたように、60年代に入ってから、57年以来実施されてきた“以進養出”（輸入によって輸出をはかる）、主として原料を輸入し製品に加工して輸出するというやり方が拡大されていき、化学工業品、軽工業品、紡績・紡織品の一部では、この“以進養出”業務による加工輸出の形による輸出に一定の成果がみられた。さらに周恩来と陳雲の輸出商品基地建設の指示に基づき、対外貿易部は関連地区、部門の海南島、珠江三角洲、密山、合江、新疆の開拓区等の重点地区、綿糸、綿布、豚肉、乾燥タバコ、リンゴ、茶葉、生糸、水銀等の重点商品の輸出商品生産基地建設活動を援助し、一定の成果を上げた²⁾。

しかし、「戦争と革命」の時代という歴史認識、客観的な経済発展段階を踏まえない教条的社会主義理想像を追求、権力闘争の奇怪かつ狂気じみたプロレタリア文化大革命の中で、文革派は、帝国主義支配下の世界体制の下でその秩序にしたがって輸出入を行うことは、資本主義体制の擁護であり、帝国主義に奉仕するものであるとし、第一次産品の輸出は資源の売り渡しであり、積極的な輸出外貨の獲得は外貨第一ということであり、技術導入は外国への諂いであると批判した。国外需要に合わせた輸出商品を作ることや、国際市場価格に合わせて価格取り決めを行うこと、また一般

1) 柳建輝「從“戦争与革命”到“和平与發展”」、宮力主編『鄧小平的外交思想与实践』、黒龍江教育出版社、1996年、107頁。

2) 趙德馨主編『中華人民共和國經濟史・1944-1966』、河南人民出版社、1989年、711～712頁。輸出商品生産基地、輸出商品生産専門工場、工場内輸出商品生産部門などは1960年からつくられた（《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国对外贸易（上）』、当代中国出版社、1992年、29頁）。《当代中国的经济管理》編輯部編『中華人民共和國经济管理大事記』、中国経済出版社、1987年、143頁。前後の関連事情については、拙稿「中国对外贸易機構の変遷（Ⅳ-1）」、『広島経済大学経済研究論集』第20巻第4号、1998年、50～51頁を参照されたい。

的な国際的貿易方式にしたがって取引を行うなどは“無原則の右傾”であり、“主権喪失・国威失墜”であると批判され、すでにながりの規模にまでなっていた輸出商品生産基地は廃止され、輸出専門工場も転業、多くの伝統的工芸技能者は転業し、輸出商品の種類も減り、品質も下がっていった。対外貿易の中で重要な役割を果たしていた“以進養出”のやり方や、委託加工、指定品生産などの機動性変則特殊貿易も停止に追い込まれることとなった。1968年からは技術導入も中断され、60年代前期に導入した84項目の建設にも影響が及んだ³⁾。

妨害に遭って中断されたとはいえ、周恩来は国際経済面において中国ができるであろう潜在的経済利益の可能性とその実現の機会から目を離さず、1970年代初め機を見て、貿易の国内商業、生産、科学研究に対する積極的意義について方針を提出した。國務院はこの意見を承認し、国家計画委員会は1973年「出口農副産品生産基地和出口工業品専廠的試行弁法」を公布し、広東省仏山地区に輸出商品生産総合基地をテストケースとして設立した。以後全国各地に特定の品種に特化した農副産品輸出基地や輸出工業品専門工場、専門部門が続々と設立されていった⁴⁾。

こういった動きは限定的なものであったとはいえ、後に対外開放政策に踏み切る以前の段階において、具体的な経験から後の政策転換のための機運が醸成されつつあったことを物語るものであり、経済そのものの視点から中国の全般的開発戦略の本格的再検討の課題を提起する材料であったと言えよう。

2 「戦争と革命」の時代認識との訣別

1978年2月26日に開催された第5期全国人民代表大会第1回会議の華国鋒による政府活動報告における「国際情勢とわが国の対外政策」に関する

3) 《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易（上）』、当代中国出版社、1992年、33～34頁。

4) 同上書（下）、1992年、178頁。

内容は、それ自体内的に矛盾したものとなっており、中国自身今一つ踏ん切れない迷いを内に含む内容となっている。

同報告では、先ず「革命の要素はたえず増大している」との基本認識の上で、「ソ米両覇権主義国は、依然として世界の覇権争奪に拍車をかけ、侵略政策と戦争政策を狂気のようにおしすすめている。革命の要素が増大するとともに、戦争の要素もいちじるしく増大しており、世界大戦の危機は日ましに激しく各国人民を脅かしている。社会帝国主義と帝国主義が存在するかぎり、戦争は避けられない」とするのであるが、同時に、「われわれは、各国人民が団結を強め、警戒心をたかめ、準備をととのえ、宥和主義政策に反対し、戦争をひきおこそうとする超大国の陰謀と断固たたかい、その戦略的配置を狂わせるなら、戦争の勃発を遅らせることは可能である⁵⁾」との認識を示す。

同年10月22日日中平和友好条約批准書交換式主席のため来日した鄧小平副総理は、同25日東京での記者会見において談話を発表した⁶⁾が、この中でも同様の認識を示している⁶⁾。

この認識は少なくとも、従来のレーニンの「資本主義の最高の段階としての帝国主義」認識に裏打ちされた、戦争と社会主義革命を直接的に結びつけた基本認識の修正を要求するものである。極めてパラドキシカルない方をするならば、「反覇権国際統一戦線」の強化によって「戦争の勃発を遅らせることが可能である」（少なくとも戦争の抑止要因として作用するということ……括弧内筆者）ということは、社会主義革命という点から見ればそれだけ革命が遅らされるということの意味する。帝国主義戦争がなくなるまでも、遅らされるということの善し悪しはおくとして、ある期間の平和の時期が存在するということがここで設定されたということになる。

5) 華国鋒政府活動報告「団結して、現代化した社会主義強国を建設するために奮闘しよう」、中国研究所編『新中国年鑑・1979年版』、大修館書店、昭和54年、186頁、187頁。

6) 「鄧小平副総理の東京での記者会見における談話と質疑応答」(78.10.25)、同上『年鑑』、220頁。

この方向での予兆を、宇野重昭教授は既に1970年の毛沢東の「五・二〇声明」に読みとっておられ、教授は中国は「〈戦争〉でない〈革命〉、つまり歴史の流れに沿った漸進的な平和的変革の道を指向した」と指摘されている点については、既に見てきたところである。さらに先に見た77年11月1日の『人民日報』編集部論文「三つの世界の区分についての毛主席の理論は、マルクス・レーニン主義にたいする大きな貢献である」の中の「資本主義制度が世界的な範囲で社会主義制度に移行するのは、長期にわたる、まがりくねった、複雑な闘争にみちた過程であり、この過程のさまざまな時期に、世界の政治勢力にさまざまな組合せがあらわれるのは、避けられないことである⁷⁾」との認識は、華国鋒と鄧小平の上述の言及と呼応する。

屢々改革・開放政策への転換に踏み切ったといわれる1978年12月22日の党第11期3中全会で採択された「公報」によると、「1979年から全党の活動の中心を社会主義現代化の建設に移すべきであるむね決定した」が、当然ながら、この事業の本格的推進のためには、平和の環境が前提とされなければならない。しかし、この段階では「戦争の危険性は依然として存在しており、われわれは国防を強化し、いかなる方面からの侵略者をも撃退する準備を常にととのえておかなければならず、一面で「国防を強化できるかどうかは、……世界の平和と進歩の事業にとってもひじょうに重要な意義をもって」おり、さらに一面で反覇権国際統一戦線を発展させているとして、社会主義現代化の前提条件としての平和の保障に対する歯切れはあまりよくない。この戦争抑止力の有効な条件の限りにおいてということになろうが、「自力更生をふまえて世界各国との平等・互恵の経済協力を積極的に発展させ、世界の先進技術と先進設備を努めて取り入れるとともに、現代化の実現に必要な科学・教育活動を大いに強化している⁸⁾」

7) 『人民日報』報編集部「三つの世界の区分についての毛主席の理論は、マルクス・レーニン主義にたいする大きな貢献である」、『北京週報』（日本語版）、No.45、1977年11月8日、12頁。

8) 「中国共産党第11期中央委員会第3回総会の公報」（78.12.22採択）、中国研究所編『新中国年鑑・1979年版』、大修館書店、昭和54年、216～217頁。

という。この条件の下で推し進められる経済関係は「経済協力」として認識されるという点が、ここでは重要事である。

1981年6月27日党第11期6中全会で採決された「建国以来の党の若干の歴史的問題についての決議」でも、戦争と国防については同様の認識が示されており、「対外関係の面では、帝国主義、覇権主義、植民地主義および人種差別主義に反対し、世界平和を守る方針をひきつづき堅持しなければならない⁹⁾」とされる。

プロレタリア国際主義については「プロレタリア革命は国際的な事業であり、各国のプロレタリアートの相互支援が必要である。だが、この事業をやりとげるには、なによりもまず、各国のプロレタリアートが自国に立脚点をおき、自国の革命勢力と人民大衆の努力に依拠して、マルクス・レーニン主義の普遍的原理を自国の革命の具体的実践と結びつけ、自国の革命事業をりっぱにやりとげなければならない¹⁰⁾」と殊更に謳い、「われわれは各国人民との平和共存、平等互助を主張する。われわれは独立自主を堅持するとともに、他国人民の独立自主の権利をも尊重する。自国の特徴に適した革命と建設の道は、ただその国のみが自らさがしあて、つくりだし、決定しうるのであり、いかなる人も自己の考えを他人に押し付ける権利はない。これこそが真の国際主義であり、さもなければ覇権主義になってしまう。今後の国際関係において、われわれは永遠にこの原則的立場を堅持するであろう¹¹⁾」と、プロレタリア国際主義も各国の独自の革命事業の遂行の過程を通じて推進されるものだと認識が示され、反帝国主義、反覇権主義、反植民地主義および反人種差別主義に対する闘争の位置づけがなされる。

ここで考えてみなければならない点は、すでにみた「米中共同コミュニケ」や「日中平和友好条約」の中に盛り込まれている反覇権主義文言の意

9) [建国以来の党の若干の歴史的問題についての決議] (1981年6月27日、中国共産党第11期中央委員会第6回総会で一致採択)、中国研究所編『新中国年鑑・1982年版』、大修館書店、1982年、228頁。

10) 同上「決議」、同上『年鑑』、225頁。

11) 同上「決議」、同上『年鑑』、226頁。

味、位置づけである。反帝国主義という場合の帝国主義概念は、レーニンの意味からすれば、それは資本主義発展の特殊段階の総体的社会経済制度を意味する。これに対して、反覇権主義という場合の覇権主義概念は、帝国主義の对外政策の遂行、拡大、発展を指す¹²⁾。反帝国主義は体制転換にかかわる問題の性格をもったものであるが、反覇権主義はその限りにおいては、それ自体は民族独立、民族自主の性格にかかわる問題であり、直接的には体制問題とは関連をもたない。反植民地主義はそれ自体は民族独立、民族自主問題であるが、帝国主義概念との関係では体制問題と関連する。反覇権主義は既に独立を達成した民族国家の覇権主義反対ということである。現下の世界情勢からみれば、既にみてきた中国の認識からして、反覇権主義が重要な意味をもち、中心的課題となる（もちろん、中国にとって香港、マカオ、台湾問題から、反帝国主義、反植民地主義も決して等閑にはできない問題ではあるが）。中国が反覇権主義を中心に国際戦略を考えるということは、プロレタリア国際主義は前提として民族国家（その階級性を別にして）の独立性の保障を先ず最重要優先事項として、その中から出てくるプロレタリアの連帯（場合によっては、プロレタリアの連帯はある民族国家の国家権力と対立することがありうる）を次に位置づけるということを意味しよう。このことは、階級性を異にした国家権力の下にある民族国家との関係では、中国は先ず反覇権主義に基づく民族国家の独立自主を最重要視し、それと矛盾しない範囲内でプロレタリア国際主義という連帯をはかるということの意味する。反覇権主義を国際戦略の中心に置くとすれば、レーニンの考えた帝国主義を「社会主義革命の前夜」として位置づけ、直線的に社会主義革命に結びつける構想と一定の距離を置いて、社会主義への移行構想を考えざるをえなくなろう。

1984年5月17日鄧小平はエクアドル大統領ウルタド氏と会見した際、現下の世界政治経済における根本的な問題として二つの問題をあげた。「一つは覇権主義に反対し、世界平和を守ることであり、今一つは南北間

12) 肖楓著『兩個主義—百年—資本主義・社会主義』、当代世界出版社、2000年、281頁。

題である¹³⁾」、というのである。また、同5月25日ブラジル大統領フィゲイレド氏との会見においても、同様の主旨のことを述べている¹⁴⁾。さらに、同10月31日ビルマ大統領サン・ユ氏との会見の中で、平和の問題と南北問題について触れ、(世界の政治経済には…括弧内筆者)「その他に多くの問題があるが、この二大問題ほど全般にわたり、グローバルかつ戦略的意義をもつ問題はない¹⁵⁾」と、この二大問題の汎世界性を指摘した。即ち、かつてレーニンが世界政治経済全般にかかわる一特殊段階としての帝国主義段階概念を打ち出した時と同じような、世界政治経済全般にかかわる問題としてこの二大問題を位置づけ、提起したと思われる。レーニンの提起は「戦争と革命」ということであつたが、ここで鄧小平は世界政治経済上における構造的な問題として「戦争(抑止…括弧内筆者)と平和」の問題を提起したのである。

この時点で、中国を代表する著名国際問題専門家宦郷氏が示した論は、この問題の位置をより鮮明なものにするのに役立つ。

「われわれがかつて唱えていた〈帝国主義は将に滅亡せんとし、社会主義は将に全面勝利しようとしている〉ということも、現在では、おそらく実際からかけ離れたものとなっている。長期的にみると、社会主義は必ずや資本主義にとってかわる。しかし今の世界情勢全体からみると、資本主義と社会主義は相当長期にわたって—50年かあるいはそれ以上—共存し続けるといわねばならない。なぜなら、資本主義体制はなお自己調整の可能性と、一定の生命力を持っているからである¹⁶⁾」。

1985年3月鄧小平は日本商工会議所訪中団との会談の中で、覇権主義に反対することが世界平和を維持することであり、戦争の危険がまだ存在しているが、戦争を抑止する力も発展してきている中で(中国の立場からすれば、帝国主義戦争の抑止力の発展があり、このことからする少なくとも

13) 『人民日報』1984年5月28日号。

14) 『鄧小平文選』第3巻、人民出版社、1999年、56頁。

15) 同上『文選』同上巻、96頁。

16) 宦郷「国際戦略・外交構造論」、小林弘二編『中国の世界認識と開発戦略関係資料集』、アジア経済研究所、1989年、85頁。

しばらくの直接的社会主義革命への展望の後退、資本主義国の側からすれば、覇権主義の行使による支配の困難…括弧内筆者)、この政治的グローバル戦略問題を踏まえれば、ここから引き出される今一つのグローバル戦略問題は反覇権主義と各国主権を前提とした発展問題であり、南北問題であるとの見解を表明した¹⁷⁾。

続いて同年6月鄧小平は「軍事委員会拡大会議」における講話の中で、「世界の平和勢力の力が戦争遂行勢力の力を凌駕している。……かなりの長期間にわたって大規模な戦争発生の可能性はなく、世界平和の存続が展望される。……われわれは従来の差し迫った戦争の危険という見方を改めた。」「目下目覚しい勢いで進んでいる世界的な新しい科学技術革命の中で、経済と科学技術は世界競争の中で特別重要な地位を占めるようになってきており、このような状況の下でアメリカ、ソ連、その他の先進国及び発展途上国は、いずれもこれに真剣に取り組まざるをえない¹⁸⁾」との認識を表明した。

1988年5月鄧小平はアルゼンチン大統領アルフォンシン氏との会談の中で、70年代以来の中国の世界政治経済に対する認識の変化について総括して、次のように述べている。「70年代以後、われわれは平和勢力の力量が戦争遂行勢力の力量を上回ったことを見て取った。このことから見方を改めてきた。現在では対話が抗争にとって代わる流れになっている。国際紛争の平和的解決の趨勢が発展してきている。……かなりの長い期間平和が勝ち取れる展望がある。われわれには少なくとも50年は平和がなければならない。これはわれわれの最大の望みだ¹⁹⁾」。

「戦争と革命」の時代認識に裏打ちされた従来の中国社会主義経済建設はいわばその特殊性に規定された、しかも発展途上国の社会主義経済建設であるが、今新たな「戦争（抑止…括弧内筆者）と平和」の時代認識の下

17) 前掲『文選』前掲巻、104～106頁。

18) 鄧小平「在軍委拡大会議上の講話」、同上『文選』同上巻、127頁、『人民日報』1985年6月11日号。

19) 『人民日報』1988年5月16日号。

で設定される中国社会主義経済建設もその時代の特殊性によって規定される、発展途上国社会主義経済建設である。前者は帝国主義戦争の力学の中で、しかも「死滅しつつある資本主義」という認識の下で登場してきた社会主義である。今帝国主義戦争を封じ込めることができ、資本主義の発展を目の当たりにした時代認識に立てば、従来の中国社会主義経済建設戦略の変更が迫られることになる。中国自体総体的社会経済制度としての帝国主義の存在を否定しているわけではなく、帝国主義の対外政策としての覇権主義、強権主義に反対し、その極端な発動としての戦争を封じ込められるという特殊段階にある当代資本主義を含む世界政治経済の現状認識の上に乗って、当面死に瀕していない、生命力ある資本主義経済の成果をいかに自己の経済建設に取り込むかという新たな課題を自己に課したわけである。

第2節 資本主義の再評価と現代資本主義論

1 資本主義再評価論の登場—鄭勵志氏の問題提起

プロレタリア文化大革命は1976年に収束をみるが、復旦大学世界経済研究所の鄭勵志氏は『復旦学報』1978年第1期号、第2期号に「試論戦後主要資本主義国家的経済発展速度」（戦後主要資本主義諸国の経済発展—戦後資本主義諸国が飛躍的に発展した理由はどこにあるか—）²⁰⁾ 論文を発表し、戦後主要資本主義諸国の経済発展の事実を押え、戦後資本主義の再検討作業の上に立ち、従来の中国の評価に対する修正意見を提起した。この論文は、共訳者の游仲勲教授が「訳者はしがき」でも指摘されている通り、「〈四人組〉追放後の比較的早い時期から、研究に取りかかっていた

20) 鄭勵志「試論戦後主要資本主義国家的経済発展速度」、『復旦学報』1978年第1期、第2期、游仲勲・片岡幸雄共訳「戦後主要資本主義諸国の経済発展（上）—戦後資本主義諸国が飛躍的に発展した理由はどこにあるか—」、『世界経済評論』Vol.24 No.7、1980年7月号、「同（下）」、同上誌、Vol.24 No.8、1980年8月号。

成果の蓄積と推測され、……いわば先駆的なものと評価できるだろう²¹⁾。

鄭勵志氏は、1950～77年（原著者は論文の執筆の関係上1977年までの期間をとっている…括弧内筆者）のこの時期の時代的特徴として、世界的な大戦がないこと、第三次科学技術革命がおこったこと、国際経済関係も1914～49年の時期²²⁾より安定していることをあげた上で、「第二次大戦後の終結いらい相当長い期間にわたって、主要資本主義諸国の経済成長は明らかにはやかた²³⁾」と事実関係を押さえる。

この事実の上に立てば、スターリンが「ソ同盟における社会主義の経済的諸問題」の中で、「レーニンが述べたところの、資本主義の腐朽化にもかかわらず、〈全体として資本主義は、以前とは比較にならないほど急速に発展する〉という、あの有名な命題は……効力をうしなってしまった²⁴⁾」と論断したことは、客観的事実に合致していないという²⁵⁾。レーニンがいわゆる「帝国主義論」の中で指摘した、「この（帝国主義の…括弧内筆者）腐朽の傾向は資本主義の急速な発展を排除すると考えたら、誤りであろう。……しかも全体としては、資本主義は、以前とは比較にならないほど急速に発展するのである²⁶⁾」との透視こそ重視すべきであると、鄭氏は主張する²⁷⁾。

資本主義制度は既に腐朽しているにもかかわらず、このように一見腐朽とはっきり相反するような現象が出てきたのはなぜなのか。この原因は、

21) 同上訳「同（上）」、同上誌、35頁。

22) 鄭勵志氏は主要資本主義諸国の経済発展速度を史的に概括分析するため、1871年からの100年間の時期を1871～1913年の第一段階、1914～49年の第二段階、1950～77年の第三段階に分けて議論している。

23) 前掲訳「同（上）」、前掲誌、36頁。

24) スターリン著、飯田貫一訳「ソ同盟における社会主義の経済的諸問題」、国民文庫社、1955年、41頁。

25) 前掲訳「同（上）」、前掲誌、37頁。

26) ヴェ・イ・レーニン、マルクス＝レーニン主義研究所訳「資本主義の最高の段階としての帝国主義—平易な概説」、ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス＝エンゲルス＝レーニン研究所編、マルクス＝レーニン主義研究所訳『レーニン全集』第22巻、大月書店、1965年、347頁。

27) 前掲訳「同（上）」、前掲誌、37頁。

やはり資本主義の内在的矛盾の運動の中から引き出されなければならないとし、基本的視点をレーニンに求める。「独占資本主義が資本主義のあらゆる矛盾をどれほど激化させたかは周知のところである。……矛盾のこの激化こそ、世界金融資本が最終的に勝利したときからはじまった歴史的過渡期のもっとも強力な推進力である²⁸⁾」との基本認識から、資本主義的独占は必ず停滞と腐朽の傾向をもたらす（ひどい場合は後退も生ずる）が、このせいでひきおこされる矛盾の激化が、独占資本の支配に致命的な危険をもたらし、それによる一種の強制力が、独占資本をしてあらゆる可能な手段を使ってできるだけ危機をちぢめ、経済成長を促進するように駆り立てる。このため、一定の条件の下では、一定の時期国民経済に比較的高速度の経済発展を出現させることがある。戦後主要資本主義諸国の経済が、かなり長期にわたって比較的速く発展した共通の原因として、鄭氏は①科学技術の発展、②経済に対する国家介入の強化、③対外拡張に有利なような国際経済秩序の確立への努力の三つの要因をあげる。

(1) 科学技術の急速な発展と経済発展

独占資本主義は一方で生産力と科学技術の発展にとって極端となるが、他方で激烈な競争とさまざまな矛盾の先鋭化が、独占資本に生産力の発展、科学技術の発展の中から、出口を探し出すようにうながす。戦後の科学技術革命は、主要資本主義諸国が経済発展を推し進めるきわめて重要な要因となった。戦後アメリカからおこった科学技術革命の波は急速に主要資本主義諸国に波及して、経済発展にとってきわめて大きな推進的役割を果たした。主要資本主義諸国の労働生産性は急速に高まり、相対的剰余価値の生産による高資本蓄積が達成された。このことをうけて、農業の資本主義的近代化が促進された。農業部門から移転してきた労働力は、工業、建設業、交通運輸業、サービス業の発展を支える労働力の供給源泉となった。国民経済構造は大きく変化した。科学技術の進歩は生産手段市場を拡大し、

28) 前掲論文、前掲『全集』、347頁。

延いては一般消費財、耐久消費財市場の拡大をもたらした。科学技術の発展による相対的剰余価値の生産はまた労働者の実質賃金の引き上げを可能にした。また、戦後の科学技術の発展は交通運輸の一大革新をもたらし、流通革命による市場の拡大がさらに推し進められた²⁹⁾。

(2) 国家独占資本主義の強化と経済発展

各国の独占資本は資本主義制度の矛盾の激化に対応して、いずれも国家独占資本主義への道を歩んだ。国家は再生産の各領域に対して、広汎な「調整」を行うようになった。各国が特定の歴史的条件下で、経済発展に有利な条件を手にしたのは、国家の介入や援助に負うところが大きい。例えば、各国政府は相当大規模な科学研究の組織化をはかった。また、独占資本が拡大再生産をおこなうのに必要な大口資金は、政府金融機関の貸付と切り離せない。さらに、経済恐慌が発生するというような状況の下では、「不況対策」がすでに各国政府の恒常的な活動となっている。多くの資本主義諸国では、経済に対する国家の調節機能は既に国家の経済活動全体に対する計画策定にまで発展している。

(3) 対立と依存の中での国際経済秩序の構築と役割

資本主義諸国間には鋭く矛盾した面と、相互に依存しあって、資本主義体制を維持していかざるをえないという一面もある。1930年代からの西側資本主義諸国間の経済関係の極度の緊張、空前の矛盾の激化、経済交流の破壊の経験に鑑み、第二次世界大戦後アメリカ帝国主義はその政治経済上の絶対的優位を利用して、アメリカを中心とする資本主義世界経済体制を打ち立てた。これを道具として西側諸国を支配し、覇を唱えたが、このGATT、IMFを主とする体制が西側諸国間の経済関係の発展も促すところとなった。

GATT、IMFを中心とする体制は貿易交渉を通じて自由貿易を実現し、

29) 前掲訳「同(上)」、前掲誌、38～41頁。

世界貿易・金融秩序の安定、国際商品価格安定、国際間の経済の安定に役立ち、各国の経済発展、生産の大規模な社会化による先進資本主義諸国間相互補完市場の拡大を強力に促進した。戦後第三世界の政治的独立と経済発展も、資本主義諸国の販売市場を拡大した。

戦後国際経済関係の中で今一つの顕著な特徴は、アメリカの経済拡張が大いに強まったことである。大量のアメリカ資本が全世界に輸出され、とりわけ第二世界に対する直接投資が急速に増加したことである。アメリカ資本のこれら諸国への流入は、これら地域に先進技術をもたらし、工業の規模を拡大し、経済の発展と技術水準の向上に役割を果たした。

戦後の経済発展が大きく科学技術の発展・導入によってもたらされたことを考えると、戦後の技術貿易の意義は大きい。戦後主要資本主義諸国は、主としてアメリカからの先進技術の輸入によって、比較的短期間のうちに先進的技術水準にまで追いつくことができた。技術貿易の発展も主要資本主義諸国の経済発展の一つの要因と見なされよう。

さらに、一方で科学技術の発展は第三世界の鉱産資源の開発を容易なものとし、このことは他方で第三世界の民族経済発展の要求と結びつき、一定の経済交流が行われる中で、西側諸国は古い国際経済秩序を利用して、安価な輸入原料、燃料を基盤とした有利な再生産体制を作り上げた。このことは主要資本主義諸国の戦後の速やかな経済成長を支える一つの要因となった³⁰⁾。

2 「現代資本主義論」—「帝国主義」は変わったか

鄭勵志氏は戦後資本主義の発展の客観的事実を押えた上で、資本主義に対するスターリンの基本認識と展望を正面から批判し、戦後資本主義はレーニンが示唆した発展の局面に入っているとの見解を打ち出したのであ

30) 前掲訳「同(下)」、前掲誌Vol.24 No.8、1980年8月号、74～76頁。なお、鄭氏は上述の要因のほか、戦後における日本及びヨーロッパの破壊からの復興、朝鮮戦争、ベトナム戦争、ソ連社会帝国主義との覇権争奪軍備競争なども挙げている(同上訳「同(下)」、同上誌、76頁)。

た。その背景として、彼は資本主義は国家独占資本主義の段階に入っており、国家の経済活動全般に対する諸々の調整、介入が、戦後資本主義の高度経済発展を支えてきたことを指摘したのである。

それでは、戦後資本主義の高度経済発展が、レーニンの示唆したありうる帝国主義の高度経済発展の可能性の現実版であるとして、レーニンがいった「帝国主義が社会主義革命の前夜であること」、「死滅しつつある資本主義」といったことと、どのように関連づけて解釈していけばよいのであろうか。

レーニンは帝国主義を一般的な帝国主義と区別して、「帝国主義とは資本主義の独占的段階で」あり、「資本主義の特殊の段階としての帝国主義」と規定し、五つの基本的標識をあげているが、就中この段階の「資本一般の支配から金融資本の支配への転換」を強調し、「帝国主義」と「金融資本の支配」を等置すらしている。「他のすべての形態の資本にたいする金融資本の優越は、……金融寡頭制の支配を意味し、金融上の〈力〉をもつ少数の国家がその他のすべての国家から傑出することを意味する」と述べている。この状況の下で、「列強のあいだでの世界の分割」を巡って帝国主義戦争が遂行される。「戦争と革命」という時代認識の出てくる所以である。然らば、鄭勵志氏の指摘する第二次世界大戦後「世界的な大戦がないこと」との関係はどう解釈すればよいのであろうか。また、第三世界の帝国主義戦争抑止力を評価するとしても、「世界的な大戦がないこと」と国家独占資本主義とは無関係なのであろうか。

上に述べてきたような点について、以下問題を整理してみたい。

(1) 帝国主義の「腐朽性」問題と資本主義の新たな発展

鄭勵志氏の提起した主要資本主義諸国の高度経済発展の原因の深層を探れば、これら諸国経済のミクロ的基礎から引き出される動態性問題に行き着く。中国は従来、帝国主義諸国の経済発展のミクロ的基礎に対して否定的にとらえてきた。もしこの観点（既述のようにスターリンはこのように考えていた）が誤りであったとするならば、帝国主義諸国との経済関係を

新たな観点から再構築しなければならないということになる。現段階の世界経済の環境条件と、ありうる中国とこれら諸国との関係の中で設定される一定の条件の下において、戦略基軸の転換が迫られることになる。

「帝国主義のもっとも奥深い経済的基礎は独占である。これは資本主義の独占である。……この独占は、あらゆる独占と同様に、不可避免的に停滞と腐朽との傾向を生みだす³¹⁾」。ここにいう独占とは、絶対的独占を意味しているのかどうか、ここでは問題になろう。ここでレーニンが述べている独占というのは、競争を排除するものではない。今日のブルジョア国家は独占の国家、社会に対する弊害をよく認識しており、独禁法など法的な手段などによって、独占の蔓延のを制限している。歴史的にみても、全体的には資本主義の独占は資本主義的競争と併存している。独占は競争を排除する傾向があるが、より競争を激化させる傾向をももつ。独占条件の下での競争はさまざまであるが、科学技術の飛躍的發展、製品の生存周期の短縮化、経済の国際化、各国経済の相互依存の強化、資本主義の不均等發展の加速などは、むしろ競争を激化させた。現代資本主義の独占組織の規模は過去に比べて無比の規模に達し、資本力も大きい。この巨大な力が国内外の激烈な競争の中で、科学技術の進歩と生産力の發展を推し進めた。この動態は、一般的な独占資本主義が国家独占資本主義にかわっても変わらず、競争を阻害しないし、排除もしない。第二次世界大戦後の半世紀をみると、帝国主義の科学技術の進歩は著しく、未だ帝国主義の「腐朽」現象は現れていない。既に鄭勵志氏の指摘した通りである。

では、レーニンの述べた帝国主義の「腐朽性」はいかなる意味に理解すればよいのであろうか。レーニンが帝国主義の「腐朽性」を問題にするのは、独占資本主義のあるいは停滞、腐朽、あるいはかなり高速度發展の両局面をにらみつつ、歴史發展の全体的趨勢から「腐朽性」をとらえたので

31) ヴェ・イ・レーニン、マルクス＝レーニン主義研究所訳「資本主義の最高の段階としての帝国主義—平易な概説」、ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス＝エンゲルス＝レーニン研究所編、マルクス＝レーニン主義研究所訳『レーニン全集』第22巻、大月書店、1965年、319頁。

あって、「腐朽性」と停滞の問題を直接的に結びつけたわけではない。現代資本主義を全体的みると、科学技術の進歩は著しく、生産力の発展も急速で、経済成長もつづいており、活力を持っていると判断される³²⁾。

(2) 帝国主義の「寄生性」問題

レーニンは周知のように、「自由競争が完全に支配していた古い資本主義にとっては、商品の輸出が典型的であった。だが、独占が支配している最新の資本主義にとっては、資本の輸出が典型的となった³³⁾」と、帝国主義段階における資本輸出に特別の位置づけを与えた。

資本輸出は19世紀末から発展してくるようになり、20世紀初め大々的に発展するようになってくるが、その形態別構造からみれば、19世紀末から20世紀初めまでの期間における帝国主義国からの資本輸出は、主として直接投資に重点があった³⁴⁾。20世紀初めから第二次世界大戦までの期間における資本輸出の主要部分は、貸付資本形態の資本輸出であった³⁵⁾。この基本趨勢をレーニンは、「帝国主義とは、少数の国に貨幣資本が大量に蓄積されることであって、……帝国主義のもっとも本質的な経済的基礎の一つである資本輸出は、金利生活者の層の生産からこの完全な遊離をますますつよめ、いくつかの海外の諸国や植民地の労働の搾取によって生活している国全体に、寄生性という刻印をおす³⁶⁾」と総括し、「金利生活国家は、寄生的な、腐朽しつつある資本主義の国家であり³⁷⁾」、この性格が社会的

32) 肖楓著『兩個主義—百年—資本主義・社会主義』、当代世界出版社、2000年、248～252頁。

33) 前掲論文、前掲『全集』、277頁。

34) 蔡中興、漆光瑛編著『世界經濟發展歴史綱要』、復旦大学出版社、1999年、109頁。

35) 国家教委社科司組編、吳樹青・衛興華・洪文達主編『政治経済学（資本主義部分）』、中国経済出版社、1993年、357頁。

36) ヴェ・イ・レーニン、マルクス＝レーニン主義研究所訳「資本主義の最高の段階としての帝国主義—平易な概説」、ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス＝エンゲルス＝レーニン研究所編、マルクス＝レーニン主義研究所訳『レーニン全集』第22巻、大月書店、1965年、319頁。

37) 同上論文、同上『全集』、322頁。

生産力の発展を阻害、破壊するという、このことは帝国主義段階になると資本主義的私有制と高度に発展した社会化した生産とのあいだの矛盾が頂点に達しているということとしてとらえたのである。生産関係と生産力との先鋭な矛盾は、帝国主義の必然的滅亡を運命づけるというわけである。「私経済的關係と私的所有者的關係は、もはやその内容にふさわしくなくなっている外被であること、そしてその外被は、その除去を人為的に引きのばされると、不可避免的に腐敗せざるをえないこと、また（不幸にも、日和見主義の腫物の治癒が長びくようならば）比較的長いあいだ腐敗状態にとどまることがありうるにしても、しかしやはり不可避免的に除去されるであろうということが、明白になるのである³⁸⁾」。

しかし、今日の先進資本主義諸国の資本輸出は事情が異なる。今日の先進資本主義諸国の発展途上国向け資本輸出は数量的には増大しているが、これら諸国の対外投資総額の中に占めるその割合はそれほど多くはなく、主要部分は先進資本主義諸国間の相互投資である。アメリカは資本輸入国ですらある³⁹⁾。さらに、第二次世界大戦前の資本主義諸国からの民間資本輸出は、既に見たように貸付資本（間接投資）形態のものが主であったが、戦後のそれは直接投資が間接投資を凌駕している点に特徴がある。この点からみると、レーニンのとらえた帝国主義の「寄生性」は、必ずしも強化しているとはいえない⁴⁰⁾。

資本主義が自由競争段階にある場合には、商業資本の国際的な運動が資本の国際運動の主要形式となる。資本主義が独占段階に入ると、資本輸出は特別重要な意味をもってくる。この段階では、先ずは金融貸付資本の国際的な運動が資本の国際運動の主要形式となる。金融資本が地球的な支配を行うようになる。

第二次世界大戦後国際的な資本運動には重要な意義をもつような条件変

38) 同上論文、同上『全集』、350～351頁。

39) 蔡中興、漆光瑛編著『世界経済発展歴史綱要』、復旦大学出版社、1999年、214～215頁。王全火編著『新編政治経済学教程』、对外经济贸易大学出版社、2000年、187頁。

40) 肖楓著『兩個主義一百年—資本主義・社会主義』、当代世界出版社、2000年、253頁。

化が生じた。

- ① 戦後進展した科学技術革命の下での生産力の急激な発展
- ② 独占資本主義の国家独占資本主義段階への段階移行にともなう国家独占と民間独占資本の緊密な結合
- ③ 戦後アメリカを中心とした世界的通商・金融体制の構築と国際経済協調の推進
- ④ 多国籍企業の勃興とこれに内実化された産業資本の国際的な運動の急速な発展
- ⑤ 大規模な国際的資金流動の発展

これらの新しい条件の下で、資本の国際運動は流通領域から生産領域にまで拡大し、産業資本の国際運動を中核とし、この主導による資本の国際化が形成された。

資本の国際的活動の軸舞台と資本主体は、歴史発展段階と条件によって規定をうけ、その主要活動領域には時代的特徴が与えられる。このため、歴史的にはそれに応じた中心活動主体も総資本循環の分担一環節を担う商業資本、金融資本という具合になってきた。戦後の状況はこれまでの状況と異なり、資本の国際的運動は資本の総過程を含む総資本の全過程の運動として、強いていうとすれば産業資本が国際化の核心と主体であり、これによって貸付資本と商業資本の国際化が導かれたといえる⁴¹⁾。

金融貸付資本を主要形態とした資本輸出は、レーニンの指摘したように帝国主義の「寄生性」の傾向を強めるが、今日の所有と経営の分離した状況が多くを占める資本主義の下における産業資本を核心と主体とする資本輸出は、産業資本が主体となった積極的な剰余価値の生産と位置づけることができよう⁴²⁾。だとすると、この面から帝国主義の死滅を導きだすことは難しい。

41) 国家教委社科司組編、呉樹青・衛興華・洪文達主編『政治経済学（資本主義部分）』、中国経済出版社、1993年、357～358頁。

42) 前掲書、254頁。

(3) 帝国主義の歴史的地位

レーニンはその当時の帝国主義の実体と基本矛盾から、帝国主義列強の間での世界の分割、帝国主義の政治経済上の不均等発展を踏まえ、それらの勢力の変化につれて、帝国主義諸国間の領土と勢力範囲の争奪をめぐる新たな戦争が必ず引き起こされると考え、帝国主義時代には戦争は不可避的であると判断した。この状況の下で、プロレタリアートは帝国主義戦争を国内革命戦争に転化しうる。ここからレーニンは、帝国主義を「死滅しつつある資本主義」として、また「社会主義革命の前夜」として位置づけたのである。レーニンは資本主義の独占段階を資本主義の最後の段階とみなしたから、この段階で資本主義は社会主義への過渡期を終えたとらえたので、「過渡的」ということと「死滅しつつある」ということは同義であったといつてよい。この判断と戦略思想は、当時の状況の下ではまちがいはなかったし、事実そのように事態は進んだというのが、中国の多くの人たちの認識である。

しかし、昨今の中国では、今日の資本主義にこの認識をそのままは適用し難いとするものが多いようにみうけられる。ここでは肖楓氏の見解を取り上げてみよう。氏はレーニンの帝国主義の歴史的な位置づけについては、次元を異にする二つのことがあるという。一つは、社会主義への過渡的な資本主義としての帝国主義という全体的な歴史趨勢的な視座であり、今一つは当面の帝国主義を社会主義への直接的過渡的な資本主義として認識したという点である。前者の視座は正しく、また後者の判断も当時の状況にもとづけばまちがいはなかったという。ただし、後者の正しさは、当時の帝国主義の基本的状況が変わらなければ、レーニンの描いた展望がありえたという意味の限定つきでの正しさである。

しかし、第二次世界大戦後半世紀を経て、世界の状況は大きく変わった。現代資本主義とレーニンの時代の資本主義とでは、資本主義の本質は変わらないが、全体的にいえば、当面革命に直結するような状況になく、世界戦争はかなりの期間にわたって起こりそうもない。状況が変化したため、レーニンの「社会主義革命の前夜」という論断が現下の実情と合わなくな

ったという。現代資本主義の分析からすれば、社会主義への過渡性の問題は、前者の視座から改めて探る作業を行っていかねばならないというわけである⁴³⁾。

(4) 「現代資本主義論」—「帝国主義」は変わったか

上に見てきたように、レーニンがいう帝国主義の「腐朽性」は、今日の資本主義において顕在化していない。また、帝国主義の「寄生性」についても同様の状態にある。レーニンは独占資本主義の下での帝国主義列強による世界の領土分割と勢力範囲の争奪をめぐる戦争の中で、帝国主義戦争を社会主義革命戦争に転化できると考え、帝国主義を「社会主義革命の前夜」、「死滅しつつある資本主義」として位置づけたのであった。しかし、第二次世界大戦後の状況からすれば、差し迫った帝国主義戦争の可能性と社会主義革命の広がりへの展望は乏しい。

では、今日の資本主義の発展を可能ならしめたものは何か、レーニンが、「この腐朽の傾向は資本主義の急速な発展を排除すると考えたら、誤りであろう。……全体としては、資本主義は、以前と比較にならないほど急速に発展するのである」と示唆した今日の資本主義発展の局面の現実的基礎は何なのか、差し迫った帝国主義戦争の可能性と社会主義革命の広がりへの展望が後退してきたのはなぜなのか、さらに踏み込んでいえば、今日の資本主義の発展を可能ならしめ、少なくとも差し迫った帝国主義戦争の可能性を遠のかせた、今日の資本主義が具えた内的統合論理と機構は何なのかである。

今日の資本主義の発展問題に対する中国の専門家達の意見は大方一致している。彼等はこぞって国家独占資本主義をあげる。しかし、国家独占資本主義の本質と歴史段階的位置づけについては意見は異なる。仇啓華主編の『現代壟断資本主義経済』の整理に最近の筆者の観察を加えて鳥瞰すれば、以下のように要約できよう。

43) 同上書、255～260頁。

第一の部類に属する論者は、国家独占資本主義としての発展は認めるものの、その本質と段階性認識においては、これに積極的な評価を与えない。国家独占資本主義は基本的には私的独占の上に成立するもので、所詮それは私的独占のためのものであり、金融資本が支配的地位に立ち、国家の経済的力量はさほど大きくはない。新しい段階として、区別して認識されるに足りないというのである⁴⁴⁾。

第二の見解は仇啓華氏らの見解で、国家独占資本主義を独占資本主義内の一般的独占資本主義段階と⁴⁵⁾ 区別して、新たに発展した一段階として認識する立場である。この見解では、国家独占資本主義は国家がその場の状況に応じてその都度とる単なる政策ではなく、それは独占資本主義という条件下における資本主義の基本的矛盾の発展の必然的産物であって、資本主義生産関係の一部質的な変化を内包する。

レーニンの帝国主義の五つ基本的標識に照らしていえば、「生産と資本の集積」と「金融寡頭制」といったものはすでに純粹の私的独占資本と金融資本として存在しているのではなく、独占ブルジョア国家と独占資本の結合として形成された各種の資本形態であり、国有独占資本、国と私的資本の共有独占資本、国と私的資本の密接に連合した独占資本が含まれる。「資本の輸出」については、国家独占資本主義の発展はこの領域では著しく、国家独占資本の輸出が資本輸出総額の中で飛躍的成長をとげ、私的独占資本の輸出も国家と密接に結合した形で行われ、国家独占資本主義が国内から国外にまで進展していることを意味する。

「資本家の国際的独占団体」の形成と「世界の分割」については、従来の私的独占資本の結びつきを基礎とする「国際的独占団体」は、すでに国家独占資本主義の国際的連合を基礎とする国際的独占同盟に代わってきて

44) 仇啓華主編『現代壟断資本主義経済（修訂本）』、中共中央党校出版社、1987年、320～325頁。例えば、龔維敬「国家壟断資本主義是資本主義發展的“新階段”嗎？」、『經濟研究』編輯部編『論当代帝国主義』所収、上海人民出版社、1984年、162～177頁。

45) この見解では資本主義は大きく自由競争段階の資本主義と独占段階の資本主義に分けられる。独占資本主義は二つの小段階、すなわち一般独占資本主義段階と国家独占資本主義段階に分けられる（同上書、319頁）。

おり、この同盟のメンバーは総独占資本家としての国家、あるいは国家と緊密な関係にある私的独占資本になっており、その範囲は従来の流通領域からさらに進んである程度まで生産領域にまで及んでいる。

「資本主義的最強国による地球の領土的分割」については、列強が世界を分割し、直接に「植民地・従属国」を占有するという旧植民地主義は、すでに帝国主義が経済的に入り込むとか、政治的にコントロールするなどの形で勢力範囲を広げて、発展途上にある民族主義国を搾取するという新植民地主義に変化している。

以上のことから、この見解をもつ人達は国家独占資本主義を独占資本主義＝帝国主義段階内の一つの新しい段階とみなすのである⁴⁶⁾。

第三の見解は、国家独占資本主義を独占資本主義発展の中の一つの特殊段階としてではなく、資本主義発展の第三段階⁴⁷⁾、あるいは独占資本主義段階を超えた新しい段階⁴⁸⁾とみる立場である。

当初この議論は、レーニンの提起した「過渡期」の解釈問題として出てきた。周知のようにレーニンは、帝国主義を「過渡的な資本主義」として位置づけている。「過渡的な資本主義」である独占資本主義はどこへ向かうのか。国家独占資本主義を資本主義発展の第三段階と位置づける論者は、独占資本主義は次の段階として国家独占資本主義にいたるのだという。レーニンは「資本主義の最高の段階としての帝国主義—平易な概説」を出したしばらく後、独占資本主義は国家独占資本主義に移行すると考えたという。

仇啓華氏等はこの解釈に反対する。レーニンは次のように述べている。「帝国主義は、その経済的本質からすれば、独占資本主義である。帝国主義の歴史的地位は、すでにこのことによって規定されている。なぜなら、自

46) 同上書、318～319頁。

47) 同上書、325頁。同書では褚葆一氏と張幼文氏の見解として取り上げられている。褚葆一・張幼文「論資本主義發展的新階段」、《經濟研究》編輯部編『論当代帝国主義』所収、上海人民出版社、1984年、148～161頁。同上著『当代帝国主義經濟』、安徽人民出版社、1985年。

48) 李琮著『当代資本主義的新發展』、經濟科学出版社、1998年、16頁、18頁。肖楓著『兩個主義一百年—資本主義・社会主義』、当代世界出版社、2000年、265頁。

由競争を地盤として、しかもほかならぬ自由競争のなかから成長してくる独占は、資本主義制度からより高度の社会経済制度への過渡だからである⁴⁹⁾。ここで言われている高度の社会経済制度というのは、社会主義経済制度のことであり、国家独占資本主義を指すのではない。また、レーニンの述べている次のような点からも、国家独占資本主義は独占資本主義が過渡していく次の段階の資本主義ではない。

レーニンは、「帝国主義の経済的本質について以上に述べたすべてのことから、帝国主義は、過渡的な資本主義として、もっと正確に言えば、死滅しつつある資本主義として、特徴づけられなければならない⁵⁰⁾」とのべ、資本主義の過渡性と資本主義の死滅性を同一のものとみなしている。レーニンは引き続き段落で、「私経済的關係と私的所有者の關係は、……不可避免的に除去される⁵¹⁾」と述べている。このことと関連して、「資本主義の最高の段階としての帝国主義—平易な概説」の序文（1917年4月26日）の中で述べた「帝国主義が社会主義革命の前夜である」との認識を、フランス語版とドイツ語版の序文（1920年7月6日）の中で、「帝国主義はプロレタリアートの社会革命の前夜である」と再確認したのである。このことから、過渡していく方向は社会主義で、国家独占資本主義ではないといえる。

さらに、レーニンは「帝国主義と社会主義の分裂」の中で、「帝国主義が死滅しつつある資本主義、社会主義へ移行しつつある資本主義であるという理由は、明らかである。資本主義から生じる独占は、すでに資本主義の死滅であり、資本主義から社会主義への移行の始まりである⁵²⁾」と明確

49) ヴェ・イ・レーニン、マルクス=レーニン主義研究所訳「資本主義の最高の段階としての帝国主義—平易な概説」、ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス=エンゲルス=レーニン研究所編、マルクス=レーニン主義研究所訳『レーニン全集』第22巻、大月書店、1965年、345～346頁。

50) 同上論文、同上『全集』、349頁。

51) 同上論文、同上『全集』、350頁。

52) ヴェ・イ・レーニン、マルクス=レーニン主義研究所訳「帝国主義と社会主義の分裂」、ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス=エンゲルス=レーニン研究所編、マルクス=レーニン主義研究所訳『レーニン全集』第23巻、大月書店、1964年、114頁。

に述べている。帝国主義すなわち独占資本主義は、社会主義への始まりであり、それは国家独占資本主義へ過渡していくのではない。

仇啓華氏等はレーニンの提起した論の解釈論から、国家独占資本主義第三段階論をこのように批判する。これに対して、第三段階論主張論者の一人である李琮氏は、レーニン理論の解釈論としては仇啓華氏等の見解に同意しつつも、レーニンの論述の解釈論としての正しさと今日の資本主義がどういう段階にあるかの判断は別のことであるとの認識に立って、次のようにいう。「レーニンはかつて独占段階の資本主義について議論した時、独占資本主義こそが帝国主義であり、帝国主義は資本主義の最高段階であるとはっきりと述べた。一部の学者達が、国家独占資本主義を独占資本主義の一小段階としかみなさないのは、おそらくレーニンのこの論断と関係をもつのであろう。このことは、独占資本主義がすでに最高段階に達した以上、それからは最早それ以上に新しい段階はありえないということである。レーニンは……独占資本主義は戦争を推し進める中で、国家独占資本主義に変わると指摘した。このことには、国家独占資本主義は独占資本主義の後の別の一つの新しい段階であるとの含意がふくまれている。……レーニンは偉大な天才であったが、われわれは彼に今日の事態に対する具体的予見を求めることはできない。レーニンの思想と精神の本質からして、われわれは事実の通りに現代の資本主義は独占資本主義を超えた別の一つの新しい段階とみなすべきである。……資本主義発展の歴史段階を段階区分するとすれば、資本の原始蓄積段階は資本主義の準備段階あるいは萌芽期、自由競争段階は初級段階、独占資本主義は中級段階、国家独占資本主義は高級段階とみなすべきだということはずでに見てきたところである⁵³⁾」。

資本主義から社会主義への移行を、レーニンは今日明日の間近に差し迫った問題として論じなければならぬ境遇にあり、このことは現実にも見たように、「帝国主義はプロレタリアートの社会革命の前夜である」と述べたのに引き続き、「このことは、1917年以来、世界的規模で確証され

53) 李琮著『当代資本主義的新発展』、経済科学出版社、1998年、17～18頁。

た」と強調している点からも窺われる。しかし、レーニンが社会主義革命の世界的な広がりを一方で展望しつつ、他方で「全体としては、資本主義は、以前とは比較にならないほど急速に発展する」と、その生命力のしぶとさも見越している。レーニンの独占資本主義、国家独占資本主義に関する解釈として、「死滅しつつある資本主義」、「資本主義から社会主義への移行の始まり」といった文言は、直接的に目的指向に引き付けて解釈すれば、いささか短絡的で、短兵急な解釈となる可能性を免れ得ない恐れがでる。レーニン自体革命の目的指向性から、特に各々の局面に臨んであるいはいささか全面性を欠く、短兵急な判断があった可能性もなしとしない。仇啓華氏等の解釈にはいささかその感がかんじられ、「資本主義から社会主義への移行の始まり」は全面的な直線的段階をたどるのか、必ずしもそうではない余地を残すと考えられていたのか、「死滅しつつある資本主義」も全面的に、段階的に独占資本主義が変質の過程を経ることなく死滅していくととらえられていたのか疑問がのこる。「過渡的な資本主義」の解釈にも、同様な問題点が残る。「国家独占資本主義が、社会主義のためのもっとも完全な物質的準備であり、社会主義の入口⁵⁴⁾」というレーニンの提起との解釈上の整合性も問題になる。さらに問題は、李琮氏が提起するように、今日の資本主義の現実をどのように認識するかである。今日の資本主義の基本的特徴に関する李琮氏や肖楓氏の見解を、後段で見てみることにしよう。

レーニンの国家独占資本主義を資本主義発展の第三段階としてとらえる論者達が、そのように考える今一つの論拠は、資本主義発展の過程で独占資本とも相関連しない、私的独占資本を基礎ともしない国有経済の登場、このことがそれに帝国主義段階と全く質的に異なった性格を賦与するという点である。このことから、彼等はそれは第三段階とみなすのにふさわしいと判断するのである。

54) ヴェ・イ・レーニン、マルクス＝レーニン主義研究所訳「さしせまる破局、それとどうたたかうか」、ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス＝エンゲルス＝レーニン研究所編、マルクス＝レーニン主義研究所訳『レーニン全集』第25巻、大月書店、1965年、386頁。

この問題に対する仇啓華氏等の批判は正鵠を得ていると思う。彼等の批判の中身は、国家独占資本主義は飽くまでも資本主義、独占資本主義の基礎の上に成立しているものであって、国家独占資本主義の中に国有経済が含まれるといっても、その本質が区別されなければならない。それは社会主義制度下における国家資本主義経済を、社会主義国営経済とみなすのと同様にとらえてはならないということである⁵⁵⁾。

さて、国家独占資本主義を積極的に評価する上記第二、第三の見解によって、対外経済関係問題の取り扱いにいかなる差異が出てくるであろうか。これが以下で論ずる問題である。

第二の見解の重点的視点は、国家独占資本主義段階では「社会経済生活の中で支配的地位を占めているものは、すでに純粋の私的独占資本と金融資本として存在しているのではなく、独占ブルジョア国家と独占資本の結合として形成された、国有独占資本、国と私的資本の共有独占資本、国と私的資本の密接に連合した独占資本を含む各種の資本形態のものである⁵⁶⁾」ということにある。第三の見解の重点的視点は、「国家独占資本主義というのは国家が独占資本と結合し、私的独占資本のために尽くすということである。この結合の中では、国家が主導的な役割を果たす。私的独占がこの結合の基礎である。私的独占資本を含む全体としての社会資本は国家の干与と支配をうける。さもなければ、私的独占資本は正常な運行ができなくなり、最大の利潤が確保できなくなる。要は今日の私的資本の生存と発展の条件とメカニズムはすでに過去のものとは全く異なっており、それはすでに国家の干与と支配の下に入ってしまったということである⁵⁷⁾」ということに、要約できよう。

李琮氏は、国家独占資本主義の国際的側面での特徴を王懷寧氏の整理に

55) 仇啓華主編『現代壟断資本主義経済（修訂本）』、中共中央党校出版社、1987年、327頁。

56) 同上書、318頁。

57) 李琮著『当代資本主義的新發展』、経済科学出版社、1998年、11頁。同様の観点は国家教委社科司組編、呉樹青・衛興華・洪文達主編『政治経済学（資本主義部分）』、中国经济出版社、1993年でも打ち出されている（同書、245頁、248頁、258頁）。

依拠しつつ、今日の状況がかつての帝国主義時代の特徴と異なる点を強調する。王懷寧氏のいう特徴とは以下の通りである。

- ① 国家独占資本主義の基本的特徴は、独占資本と国家政権が相結合し、その巨大な力で以って全社会経済に対して干与と調整をおこなうこと
- ② 国家の参与と支持、援助の下で、私的独占が新しい発展を遂げ、資本の社会化が新たな水準に達したこと
- ③ 国家の促進の下に、生産と資本の大規模な多国籍化が進展し、就中対外直接投資の規模が不断に拡大し、多国籍企業の大きな発展が進んだこと
- ④ 国家の直接の参与の下で、国際経済組織が作られ、世界経済の発展と運行に対して調節と規範化が行われるようになってきたこと
- ⑤ 国家が直接全面に出てきて、各種経済協力のための協定が結ばれ、地域経済の一体化やグローバル化が促進されてきたこと
- ⑥ 国家は各種の手段を用いて、主として経済的手段を用いて、大々的に自己の搾取と勢力範囲を拡大したこと⁵⁸⁾

李琮氏はここでも国家の主導的役割を強調する。

肖楓氏もまた、今日の国家独占資本主義が国際面で同様の諸特徴をもつという⁵⁹⁾。肖楓氏はいう。「経済の国際化、グローバル化の発展によって、資本主義国家相互間の相互依存性は深化し、競争と闘争が存在すると同時に、国際的な連合、協調、協力というこの面がはっきりと出てきた。戦争（帝国主義戦争…括弧内筆者）の可能性は少なくなった。レーニンの時代の帝国主義は軍事力と経済力を植民地と勢力範囲の争奪の拠り所としたが、今日では主として科学技術を中心とした総合的国力の競争と闘いの展開が主流となっている。現代資本主義は生産力が空前の高さに達し、生産関係にも重要な調整が行われ、その運行システムもますます完備され、管理経

58) 王懷寧「試論当代資本主義的基本特徴」、《世界経済与中国》編輯組編『世界経済与中国』所収、経済科学出版社、1996年、42～47頁。

59) 肖楓著『兩個主義一百年—資本主義・社会主義』、当代世界出版社、2000年、261～264頁。

験と方法がかなり成熟した資本主義になっている。このため、国内の階級矛盾も緩和し、現代資本主義は相対的に安定的発展の状況にある。かなりの長期にわたって直接革命が進行する状況をもたえていない⁶⁰⁾。「世界戦争も相当の長きにわたって起こりそうもない⁶¹⁾」。「状況は変わって、レーニンの〈社会主義革命の前夜〉といったようなことは目下の実際状況に合わなくなっている。したがって、今日〈社会主義革命の前夜〉といった論断を引き続き強調することはできない⁶²⁾」。「現代資本主義はすでに〈資本主義の全般的危機〉概念に描かれたような全面的危機の状況にはない⁶³⁾」。

第一の見解と第二の見解はともに国家独占資本主義の発展を認め、当面世界戦争が発生する可能性を否定する。しかし、第一の立場は、国家独占資本主義発展を飽くまで独占資本主義＝帝国主義内の発展としてとらえ、その発展も帝国主義の「腐朽」としてとらえる。

「今日の国際独占資本の闘争の主要な形式は〈経済戦〉である⁶⁴⁾」。しかし、「経済戦は必然的に政治闘争、それから軍事闘争－戦争を伴う⁶⁵⁾」。「現代国際独占資本関係の運動は先ずは〈闘争－連合－闘争〉の形態で現れる。ここでは闘争が絶対的である⁶⁶⁾」。帝国主義諸国間の不均等発展を背景とした対立と闘争の中で、縦しんば戦争に到らないとしても、この激化の過程で、社会主義革命への転化の可能性を視野にいれる。あるいは、新植民地主義の支配と搾取の中で、発展途上国において社会主義革命が起こるかもしれない。この立場からすれば、国家独占資本主義の発展は、その支配下においても社会主義革命への帝国主義的条件を完全に止揚するものではない。したがって、第三の見解をとる立場が、国際的な国家独占資本主義の連合、協調、協力を通じて、帝国主義戦争が回避され、社会主義

60) 同上書、262頁。

61) 同上書、260頁。

62) 同上書、260頁。

63) 同上書、262頁。

64) 呉健・張伯里・李伝章著『現代国際壟断資本関係』、中共中央党校出版社、1987年、187頁。

65) 同上書、186頁。

66) 同上書、199頁。

革命への展望を後退させ、相互連携による生産力発展への視点に重点を移していったのに対して、第二の立場は基底にレーニンの帝国主義的視点を据えた上で、生産力視点を加味するという論理構造となっている。

第二の立場の論者は、現代国際独占資本との連合を全く拒否するわけではない。彼等の意見はこうである。「現代資本主義世界情勢には大きな変化が起こっている。しかし、プロレタリア階級は連合して全国際ブルジョア階級に反対する闘争を行うということが、依然として今日のプロレタリア階級の闘争のスローガンである。同時に、この闘争の中で異なった条件の下に、現代国際独占資本を利用するに都合のよいような連合と闘争を行っていかねばならない⁶⁷⁾」。

第三の立場に立つ論者の見解については、すでに上段でかなり見てきたので、ここではごく簡単に追加的に触れて終わりたい。今日の情況はいずれにしても、レーニンが規定した「帝国主義」の時代にもないし、「社会主義革命の前夜」にもない。「資本主義の全般的危機」の時代にもない。21世紀も「社会主義への移行の始まり」の時代の中にあるということになろう。世界的には今は「社会主義の時代」ではない⁶⁸⁾。帝国主義戦争から社会主義革命への転化、発展の過程で登場した社会主義は、経済的、文化的に後れた国で生まれた。当時の情況にもとづくレーニンの判断にまちがいはなかったのであるが⁶⁹⁾、初期条件下、また従来の帝国主義の情況下ならいざ知らず、戦後国家独占資本主義の発展の中で遅れをとっている。国家独占資本主義の発展の状況の下、帝国主義戦争が回避される可能性が展望される中で、いずれの国も国家独占資本主義の国際的な連合、協調、協力の体系を通じて、生産力の発展に力点をおくべき時代ということになる⁷⁰⁾。プロレタリア国際主義の後退ということになる⁷¹⁾。具体的に中国自身のことについても、彼等はこの枠組で考える。「平和と発展」の時代に

67) 同上書、35頁。

68) 肖楓著『兩個主義—資本主義・社会主義』、当代世界出版社、2000年、351～352頁。

69) 同上書、260頁。

70) 同上書、352頁。

71) 同上書、356頁。

おける対外経済関係を、第三の立場にたつ論者達はこのように設定する。

「国家独占資本主義の実体は、独占ブルジョア階級がさらに高い独占利潤を獲得するのを保障するために、ブルジョア国家と独占資本が結合し、剰余価値の生産、実現、分配を遂行することにある⁷²⁾」以上、この経済関係における搾取は当然ながら、容認せざるをえないが、南北関係上では公正で、合理的な新経済秩序の確立の闘いが、発展途上国にとって重要な意味をもつものとしての位置に立つ⁷³⁾。

この経済関係の前提条件として、各国の独立性が当然侵害されてはならない。「覇権主義」と「強権政治」に対する闘いがここでは重視される。注意すべきは、これは反帝国主義ではないことである。「帝国主義」概念は資本主義発展の一特殊段階における全体的社会政治経済制度を指すのであって、「覇権主義」、「強権政治」は昔日の帝国主義的要素の対外政策の外延と発展を指す⁷⁴⁾。国家間関係はこのような関係として位置づけられる。

72) 国家教委社科司組編、呉樹青・衛興華・洪文達主編『政治経済学（資本主義部分）』、中国经济出版社、1993年、258頁。

73) 同上書、410～413頁。

74) 肖楓著『兩個主義一百年—資本主義・社会主義』、当代世界出版社、2000年、281頁。
※本章は「中国の世界経済に対する歴史認識構造と対外経済論（Ⅱ）」、『広島経済大学経済研究論集』第24巻第4号、2002年に掲載したものを一部加筆、修正したものである。

第四章 新しい中国社会主義経済論と 対外経済論

新しい時代認識の下で、それに応じた新しい国民経済構築論理の枠組が整えられ、新たな中国社会主義経済論形成の作業が進められるが、現段階にあっては、それは「社会主義市場経済論」としての形成をみている。所謂「社会主義混合経済論」である。ここでは多種の経済構成体が相互依存的に併存し、この性格規定をうけた各経済単位は自己の特性にもとづく分業を発展させ、全体としての社会的分業と協業を発展させるものとされる。対外経済関係もこの枠組の中に位置づけられる。比較生産費説は肯定され、貿易における搾取論が後退し、国際分業の積極的位置づけがなされ、外資直接投資の導入に積極的地位があたえられる。この基本路線にもとづき中国対外経済貿易発展戦略が打ち出される。WTO加盟もこの路線を全面的に推進するための重要な条件整備として位置づけられる。

第1節 「平和と発展」の時代認識下における新たな対外 経済論構築への始動

—旧来の認識下における国民経済構築論理から新たな国民経済構築論理への転換—

1 反帝国主義—独立自主政治主導型国民経済構築論理の基礎前提 の転換

新中国にとって、帝国主義戦争の中で民族解放闘争を経て勝ち取った民族独立であれば、取り巻く外的環境は正しく帝国主義そのものの時代であ

り、「戦争」の時代であるとの認識を前提とし、すべてが「戦争に備えて」という政治主導突出型の国民経済構築論理、すなわち、反帝国主義—独立自主政治主導型国民経済構築論理が出来上がったのは、至極当然のことといえよう。

しかし、1970年代に入り、それまでの国民経済構築論理の基礎前提となっていた世界経済に対する歴史認識構造には微かに揺れが見られるようになってきた。この変化についてはすでに見てきたところである。要約的に言えば、現下の世界経済は、すでに単なる独占資本主義時代、独占と金融資本の支配の時代を超えた国家独占資本主義という新しい段階（この段階を帝国主義段階内の一小段階としてとらえるか、すでに帝国主義段階を超えたものとしてとらえるかについては、先にみたように見解が分かれる）に入っているとの認識が主流的認識となり、この認識が新しい国民経済構築論理の前提的基礎に据えられている。帝国主義世界戦争の可能性をまったく否定するわけではないが、差し迫った戦争の可能性は遠退いたとの認識が、国民経済の新構築論理の前提におかれている。現代における世界戦争の抑止力としては、第三世界の戦争抑止力、核兵器の巨大破壊力それ自体が戦争発動者を自制させること¹⁾、さらに、資本主義が国家独占資本主義の段階に入ったこの状況下では、生産資本が主導して商業資本、金融資本を動員する形のグローバル化が推し進められており、この中では従来のような独占と金融資本の支配を利潤の源泉とする社会的背景からする、軍事力を背景とした独占的領土の分割の動きが後退し、経済のグローバル化の中で独占企業、独占企業集団が実体としての経済競争上の優位を目指して行動するのが主な形態となること（経済メカニズムそれ自体の中に戦争の必然性が内装備されていないこと）などが、理由としてあげられる。

したがって、今日における世界経済は「戦争」の時代から「平和と発展」の時代に入ったというのである。この状況下では、当然ながら、中国の国民経済構築に向けての戦略も「戦争に備えて」から固有の意味の「経済建

1) 肖楓著『兩個主義一百年—資本主義・社会主義』、当代世界出版社、2000年、260頁。

設」へ重点が転換され、政治主導型の経済運営が後退する。

従来の国民経済構築論理の基礎前提が、帝国主義段階における「戦争に備えて」ということであったということは、帝国主義戦争の下での民族の独立の主体の確保が戦争との関連で最も重要な課題だったということになるが、新しい認識の下では戦争の可能性は遠退いたという認識に立つから、この時期における民族主体性の認識上からすれば、今なお引き続き存続しつづける帝国主義的対外政策の外延と発展に対して、反「覇権主義」、反「強権政治」を主張し、公正かつ対等の国家関係の上に国民経済の構築を行っていくという論理構造となる。

言うまでもないことであるが、この次元での問題は民族の主体性確立とその前提の下での国民経済の構築といったことであるから、その限りにおいてはこの問題自体はナショナリズムの次元の話である。しかし、帝国主義概念は歴史認識としては社会主義革命と有機的関係をもち、社会主義経済は具体的にはその置かれた歴史段階と個別的条件によって規定されたナショナリズムの転形として、しかも民族経済（国家を頂点に戴く国民経済）として現れるから、具体的に中国で社会主義経済建設と国民経済建設がほぼ同一のものとして登場してきたとはいえ、両者は概念的には一応別のものの構成として取り扱うべきであろう。

2 世界的な社会主義革命への歴史的体制転換過程認識の抽象時間化と国民経済構築の新編成論理

「死滅しつつある資本主義」であり、「社会主義革命の前夜」であるとレーニンが位置づけた帝国主義は、当然死滅しそうにもなく、国家独占資本主義として何らかの発展段階に入っている。ここでは新たな資本主義の発展がみられる。

レーニンは帝国主義戦争から国内革命戦争への転化、発展をへて、社会主義革命が現実の目の前に到来したと判断したのであった。事実1917年の十月革命から社会主義陣営の広がり急速に拡大をみた。国内革命戦争

は帝国主義国、植民地、半植民地、従属国のいずれにおいても、進行するものという展望に立っていた。

この中で半植民地・半封建的性格の遅れた経済構造をもった発展途上国中国は、正に社会主義革命への転換期の真っ只中で、中国にとって経済建設の道は社会主義の道以外ないと考えたのであった。中国は植民地、従属国から政治的独立を勝ち取った第三世界の国々にとっても、事情は同様であるとの考え方をもちようになった。

理念的に資本主義の最高段階としての帝国主義を止揚するものとしての社会主義は、同時に発展の必然性として帝国主義にいたる資本主義そのものも否定する理論構造となっていた。しかし、死滅するはずの、死滅しなければならない弱さを内にもっていた帝国主義としての資本主義は、国家独占資本主義として旺盛な生命力をもって弱まるどころか、発展を遂げたから、中国（従来型社会主義計画経済方式を採用した国々）は独占資本主義（帝国主義）が短期間に社会主義へ直結転換するというそれまでの展望を改めざるをえなくなった。

一方において、個別主体としての中国は、帝国主義がその中に繋ぎ留めておくことができない、その体制から引き裂かれていかざるをえない帝国主義の弱い環として離脱した社会主義を目指す国家として独立したから、帝国主義の眼前の即事的対立物としての存在であった。中国は帝国主義の眼前の即事的対立物としての存在であるという事であればあるほど、帝国主義は眼前の即事的弱い存在のものでなければならない。それは生産力の面において、そして生産力を支える社会システム、構造として弱いものでなければならないはずである。しかし、帝国主義戦争遂行の中で形成されていった国家独占資本主義は、すでに述べたように帝国主義の質的変化を体化して、ここしばらくは死滅しそうにない。

一方において、帝国主義戦争の中から中国は社会主義として生まれ出で、また一方において帝国主義の質的変化を体化した、必ずしも弱体化したともいえない国家独占資本主義がある。両者は体制理念としては対立物ではあるが、眼前の即事的対立物としての顕現的存在たる必然性があるかが、

ここで問題として出てくる。

この意味からすれば、先にみた国家独占資本主義を帝国主義の一小段階として位置づける論者達も、マルクス、エンゲルスが想定したように、プロレタリア革命が各々の先進国で同時におこり、勝利をえるというのであれば、ひとつの世界体系としての帝国主義の死滅過程は比較的短いといえようが、プロレタリア革命が先ずある一国で勝利をえ、社会主義が世界的勝利をえるのには一国ごとの革命の勝利を積み重ねていく結果として達成される外はないというのであれば、一つの世界体系としての帝国主義の死滅の過程には、必然的に相当に長い歴史的時間を要することになる²⁾、との展望を示さざるをえなくなる。この過程で両者は、一定の条件の下で共存の道を設定し、相互の積極的政策展開をおこなっていかざるをえまい。この場合の共存には協調と対立の二面性が含まれる。一国社会主義、あるいは陣営としての社会主義固有の積極的な基軸展開が形成されない条件下において、自己の社会主義建設の特性を保持しながらの、資本主義との間で開拓、構築される経済関係の道である。世界的な社会主義革命への歴史的体制転換過程認識の変化と、これに対応させた一国社会主義国民経済構築論理は、新たにこのような再編成の方向にむかう。

蛇足ながら、補足的にこの問題について筆者の整理を若干付け加えておきたい。世界政治経済の現段階を帝国主義段階を超えた独立した発展段階としての国家独占資本主義として位置づける論者の立場からすれば、発展途上国社会主義は歴史発展の必然的趨勢の中における先発社会主義国（体制転換の契機が帝国主義戦争であったか、経済発展水準が高いか低いかは別にして）としての存在となる。帝国主義が存在しないとみる現段階においては、それは帝国主義の直接の対立物としての社会主義存在である必然性はないからである。その社会主義は帝国主義の直接的対立物ではなく、独立国の民族主体が自ら自己選択し、自己擁護する社会主義なのである。それゆえに、この社会主義は反帝国主義としての社会主義ではなく、民族

2) 仇啓華主編『現代壟断資本主義経済（修訂本）』、中共中央党校出版社、1987年、358頁。

主権国家としてそれへのいかなる干渉をも許さない「覇権主義」、「強権政治」に対する対立物としての社会主義である。強いというならば、民族国家の主権行使の範囲内の自由に委ねられた社会主義であり、ナショナリズムをベースにした、その上での社会主義であるといえようか。

これに対して、国家独占資本主義を帝国主義段階内の一小段階として位置づける論者は、社会主義は飽くまでも歴史段階としての位置にある帝国主義の直接的対立物、帝国主義を「死滅しつつある資本主義」、「社会主義革命の前夜」として位置づけるから、帝国主義の死滅までになお相当の時間を要するとして、その道程を抽象時間化するとしても、社会主義は飽くまでも帝国主義の直接的対立物としての体制論をベースに置き、その上で個別的事情を加味した政策展開をはかっていくという論理構造となろう。

3 社会主義計画経済の優越性を前提とした経済建設理念と政策展開の相対化

資本主義は歴史的に死滅していく運命にあり、その過程に入っているからといったところで、今日の資本主義が質的に変化し、眼前で死滅しつつある状況がなく、なお生命力をもっている以上、今日の資本主義を旧来の帝国主義段階にあった資本主義と等置して眼前で斃死してっているとみて、これとの対比で社会主義計画経済の絶対的優越性を前面に押し出す論理は、迫力に欠けたものとなることは必至である。今日の資本主義を一般的独占資本主義の発展としての国家独占資本主義、あるいは帝国主義段階を超えた新しい発展段階としての国家独占資本主義といういずれの立場をとるにせよ、世界的な社会主義への体制転換過程は相当に長期にわたるとの判断に立っているから、この過程で、腐朽の傾向はあるにしても、「全体としては、資本主義は、以前とは比較にならないほど急速に発展する」という動態的要素を、自己に取り込むことを拒否できなくなるであろう。

況してや、中国社会主義は、帝国主義支配下の半植民地・半封建社会から、成熟した資本主義を経ないで直接に体制転換した社会主義である。生

産力水準が低い段階にある中国社会主義であるというこの背景からすれば、生産力の発展はある意味では至上命令ともいえる。1958年に打ち出された「大いに意気込み、つねに高い目標をめざし、より多く、よりはやく、よりよく、よりむだなく社会主義を建設する総路線」、「大躍進」政策は、その一つの発動形態である（この場合、生産力の急速な発展をはかることが直接的に階級闘争と結びつけられ、階級闘争による経済発展の動的過程が展開される中では、これとの対比でむしろ厳格な中央集権的計画は静態的にとらえられ、経済計画権限は下放された）。

この強い要求の中で、少なくとも急速な経済発展を可能にした資本主義発展の中に体化された発展の動因を取り込まなければならない。この観点は、ある意味では資本主義の中に体化された経済発展の動因の積極的評価を意味する。資本主義は資本主義としてではあるが、効率的社会的分業を推し進め、資本蓄積を遂行する中で、社会主義への体制転換を準備する。この一段階としての帝国主義段階における帝国主義戦争の中から体制を離脱した、経済的に遅れた社会主義国においては、資本主義発展の中で確立されているべき課題が未だ確立されていないままに、この課題を社会主義体制の中で遂行していくために、旧来の社会主義計画経済の方法によってこの課題に取り組んでいくことには無理があったとしても、あるいは当然のことといわなければならない。ここにある段階における旧来の社会主義計画経済の絶対的優越性（他の経済体制の中で運行していたシステムの全面的否定）を基礎とした経済建設理念と政策運営の相対化の根拠が出てくる。

しかし、それは生産手段の私的所有制を基礎とした資本主義体制による経済建設方式と同一のものであるということではない。それは資本主義経済システムの中に内包されていた経済発展推進システムを、生産手段の公有制の基礎の上に有機的に組み込むという方向の道を探るという試みである。

4 国際市場経済関係捨象—封鎖型自己完結的国民経済構築論理の基軸転換

国際市場経済関係捨象—封鎖型自己完結的国民経済構築論理については前述したが、要は全般的な国際分業の否定ということである。社会的分業は大きく国内の分業と国際分業に大別され、国内分業と国際分業はいささか位相を事にした分業であるが、先ず第一に社会的分業そのものが否定されれば、当然ながら国際分業は問題にならない。当然ながら、生産力の発展に向けての社会的組織化が問題になる時、社会的分業を全面的に否定するということは一般的にはありえないことであるから、ここでの問題は国内における分業の構築のあり方や、一定の前提条件の下における国際分業の全面的否定ということになる。

国内における分業をどのように構築していくかは、また、自国民経済に国際経済関係をどのように位置づけていくか、場合によっては国際分業といったような関係そのものを否定する場合とも絡んで問題となってくる。すでに見たようにスターリンは、二つの公有制に基づく以外の商品の存在を社会主義計画経済にもち込むことに否定的であったし、資本主義経済に対する社会主義計画経済の優越性は、自国の社会主義計画経済の自己完結性を高めれば高めるほど、より高くなると考えられていた。また、国際貿易関係の中に不等価交換＝国際的搾取関係をみる「マルクス派の人々の定説的世界市場観」から、少なくとも先進資本主義国との対外貿易は必要最小限に留めるべきものであり、純粹の市場原理にもとづく貿易関係は基本的には拒否されるべきものとして取り扱われてきた。かくて、貿易を通じた国民経済の間接的蓄積の視点は退けられる破目となっていった。

王林生教授は社会主義経済において商品が存在する根拠は、二つの形態の公有制ということだけにあるのではなく、さらに重要な事情があるという。王林生教授は、社会主義経済において商品が存在する理由は、二つの形態の公有制の基礎の上での生産力の発展が低い段階における物質的利益

と関連するという。「生産力水準がまだまだそれほど高くないような状況の下では、労働はまだ生活の第一の欲求とはならない。このことから、労働は生活の手段となる。労働は消費手段分配の唯一の尺度となり、労働者の社会的貢献が大きければ大きい程、獲得する物質的利益もますます大きいものとなる。労働者個々人の間の物質的利益のちがいととも、個別企業も経営状態の善し悪しによって、異なった経済的效果が出てくることになる。このため、企業およびその従業員にも異なった物質的利益が伴うことになる。こういったちがいを認めないということになれば、実際には社会主義企業の相対的独立計算単位としての存在を否定することになり、……生産力の発展を阻害することとなる」。社会主義経済においては、基本的には国家、企業、個人の物質的利益は一致しているが、他面でまたこれらの間には矛盾が存在している。これら三者の物質的利益のちがいをよく認識した上で、三者をうまく結合していくことが、社会主義生産の不断の発展の動力である。「したがって、等価交換の基礎の下に、商品貨幣関係を通じて物質的利益原則の実現を保証すること、このことは社会主義経済発展の客観的要求であり、社会主義において商品交換が存在する正しく根源でもある³⁾」。王林生教授はこのようにいう。

商品なるものの存在は必然的に資本主義の復活をもたらすものとして、これまでその消滅への道が追求されてきた。資本主義経済においては労働力も資本としての生産手段も私的に分離、分断され、分離、分断された私的労働力と資本が市場における経済競争を通じて、事後的に、間接的に社会的分業を達成するという仕組となっている。

これに対して社会主義経済においては、前もって労働力は生産手段と結合されているから、ここにおける分業はそれ自体として当初から直接に社会的分業として構成されている。労働力も生産手段も当初から計画的に配置され、直接的な社会的分業が編成され、その成果に対しても計画的に配

3) 王林生「試論社会主義対外貿易的作用問題」、中国社会科学院世界经济研究所編『当前世界经济与中国经济問題』所収、中国財政経済出版社、1982年、363頁、拙訳「社会主義経済における対外貿易の役割」、拙編訳『世界経済への挑戦—中国対外経済開放政策の理論的基礎—』所収、東京出版、1986年、44～45頁。

分されるという仕組となっている。したがって、そこでの分配は、資本主義経済におけるように、市場関係を前提とした私的な企てとして参加、推進される間接的な社会的分業の中で、結果的に効率的、積極的社会的分業の達成の成果が直接的分配に結実するというのとは事情を異にする。資本主義経済においては、分配は結果としての社会的分業への効率的、積極的参加を反映したものとなり、社会主義経済における分配はこの積極性動員のメカニズムを内蔵していない。これまでの社会主義計画経済は、この意味において積極的な社会的分業の推進と生産力の発展を全面的に解放するに不十分なものであった。王林生教授の問題提起はこの点に関連する。

従来等価交換を前提とした効率的社会的分業という形での分業の組織化がはかられてこなかった全体的な原因については、すでに上段でみてきたところであるが、王林生教授は中国ではそれが比較的受け容れられ易い固有の背景も根強く存在していたと指摘される。

第一は経済建設における「左」の誤り、第二は長い歴史をもつ封建社会の下で形成されてきた自然経済思想が引き継がれたこと、第三に自力更生の一面的解釈によって形成されてきた自給自足の傾向であるという⁴⁾。

この考え方は対外貿易面にも大きな影響を与え、国際分業を否定的に評価する理論的展開を形成してきたと王林生教授は指摘する。教授の指摘はこうである。

「国際分業は客観的な一つの経済的範疇である。この発生と発展は生産力によって決定されるのであり、国際的な範囲において生産の社会化が発展した結果である。われわれはこのように考えている。社会主義経済の発展には、国内的に商品貨幣関係を利用しなければならないのはいうまでもないが、対外経済貿易関係を通じて、必ずや国際分業のもたらす利益を十分に利用するというでなければならない。従って、社会主義対外貿易の位置と役割を、国民経済の物資のバランス表上における欠落を補填するか、種類の調整とかいったことに、消極的に限定すべきではないのである。

4) 同上論文、同上書、365頁、同上拙訳、同上書、49頁。

われわれは先ず以て第一に国際分業を利用し、社会的労働を節約する有効な方途として、対外貿易を取り扱っていかなければならないのである⁵⁾。「社会主義経済を發展させるためには、必ずや国内において専門化した協業が組織されなければならない、そして地区の封鎖的、また部門分断的自給自足状態に反対していかなければならない⁶⁾」。

国内分業を發展させ（商品経済を發展させるということ）、これを国際分業と結合していくという考え方、このことは取りも直さず対外経済関係を拡大していくということになるが、このことは国際分業を指導原理としていくということと同義なのかという点について、王林生教授は次のようにいう。

「このような原則（国際分業を指導原理としていくということ…括弧内筆者）は独立した、比較的整った国民経済体系を建設するというに背馳するようなものではないかというのである。実際に分業と対立するのは、鎖国閉鎖的な自給自足体系であって、独立した完全な経済体系というわけではない。〈独立〉とは決して世界市場から遊離して存在するということを意味するものではなく、政治的独立を勝ち取って、経済的命脈をおさえ、経済的に国家の基本利益にマッチした道に沿った發展をはかっていく、主としてこういったことを指すのである。〈完全な〉というのは、〈全て他に求めるところがない〉ということを決して意味するものではなく、生産の社会化が進んだ基礎の上で、経済部門がほぼそなわっており、現代科学技術の成果の吸収能力がかなりあって、国内外の環境の変化（天災とか戦争とかいったような）に対して適応能力もかなりある、主としてこういったことを指すのである。概ねこういった経済体系にとって、国際分業の利用度は極めて大きい……今日われわれには、国際分業を利用していくべき国内外の有利な条件が備わってきている。われわれは国民経済の調整過程で、完全に内向型でもなく、完全に外向型というわけでもない、国情とか国力

5) 同上論文、同上書、366頁、同上拙訳、同上書、49～50頁。

6) 同上論文、同上書、369頁、同上拙訳、同上書、53頁。

とかに適った経済構造を、漸次作り上げていかなければならない⁷⁾」。

「プロレタリア階級が政権を握り、経済的命脈もプロレタリア階級が掌握しているという条件の下では、国際分業を正しく利用していけば、国民経済の対外的な依存と奇形的な発展という側面はつくり出さないでもすむ。これに反して、自給自足の原則を追求するという影響の下で、一方的に重工業、特に鉄鋼業と機械工業とを発展させてきたことが、国民経済のバランス関係を失わせるにいたったことは、すでに事実の表明するところでもある⁸⁾」。

第2節 中国社会主義経済論の新展開

1 三大挑戦課題

王林生教授の上に挙げた三つの問題について、まず整理しておきたい。

(1) 経済建設における「左」の誤りの問題

「左」の誤りといわれるものは三つの内容からなる。「戦争に備えて」、「階級闘争を要とする」、「理想主義的な社会主義経済モデル」である。「戦争に備えて」については既に述べたのでここで再述する必要はあるまい。「階級闘争を要とする」ということの内容は、帝国主義との闘いが世界的な社会主義革命の部分的構成をなすという意味から「戦争に備えて」ということと一部関連するが、生産力の発展の議論との関連でみれば、プロレタ

7) 同上論文、同上書、369頁、同上拙訳、同上書、53～54頁。

8) 同上論文、同上書、369頁、同上拙訳、同上書、54頁。王林生教授は、過去の中国の対外経済政策が当時の国際関係に大きく規定されたことを指摘している。「当然に過去の国際環境、例えばアメリカをトップにした西側諸国の封鎖・禁輸、ソ連の不当な背信的行為によってもたらされた経済的困難なども、客観的には我国が経済建設を行っていく過程で、自給自足を追い求めていくという傾向を強めるように作用した」(同上論文、同上書、369頁、同上拙訳、同上書、54頁)。

リア階級意識に裏打ちされた労働主体の積極的な主観的能動性が生産力の全面的な解放を保証するという極端な労働主体の主観的能動性社会エネルギー結集論である。社会主義建設の総路線からプロレタリア文化大革命の中に典型的に見られる。「理想主義的な社会主義経済モデル」は、マルクスのいう「共同の生産手段で労働し自分たちのたくさんの個人的労働力を自分で意識して一つの社会的労働力として支出する自由な人々の結合体⁹⁾」概念を起点にしている。そこでは従来分離していた労働が直接的な社会的労働となり、私的労働と社会的労働の対立、具体的労働と抽象的労働の対立、使用価値と価値の対立が消滅し、商品生産は排除され、商品経済社会形態は物財経済社会形態に席を譲る。「諸個人の普遍的な発展のうえにきずかれた、また諸個人の共同体的 (gemeinschaftlich)、社会的 (gesellschaftlich) 生産性を諸個人の社会的力能として服属させることのうえにきずかれた自由な個性性は、第三の段階である¹⁰⁾」とされる共産主義社会である。

ここでは生産手段の単一の公有制、商品経済の制限・排除と物財経済、分配上における平均主義 (労働に応じた分配の排除) が強調され、経済の発展段階と無関係に急進的な共産主義社会の建設が追求された。

(2) 強固な自然経済思想

中国における歴史的に長期にわたる封建社会の伝統では、人々に農業を重視し商業を抑えるべきだという思想 (重農抑商思想) と、このことを基礎とした政策が根強い伝統となっていた。商業は蔑むべき存在として意識されていた。自給自足の自然経済が社会の基礎となっていたからである。半植民地・半封建社会にあつて、自然経済は崩壊し始めていたが、全国的

9) カール・マルクス、大内兵衛・細川嘉六監訳「資本論」、ドイツ社会主義統一党中央委員会付属マルクス＝レーニン主義研究所編集、大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集』第23巻第1分冊、大月書店、1990年、105頁。

10) カール・マルクス、資本論草稿集翻訳委員会訳「〈要綱〉貨幣にかんする章・ノート I—貨幣の成立と本質」、ソ連邦共産党中央委員会付属マルクス＝レーニン主義研究所・ドイツ社会主義統一党中央委員会付属マルクス＝レーニン主義研究所編、資本論草稿集翻訳委員会訳『マルクス資本論草稿集・1857—58年の経済学草稿 I』、大月書店、1981年、138頁。

にみれば商品経済は未発達の状態の下にあった。

新中国の建国とともにすべての分野で社会主義的改造が展開され、主要農産品に対する国家の計画買付・計画販売、またいくつかの農産品に対する割当買付などを実施し、農民の自主販売の積極性を発揮させるような市場関係を発展させてこなかった。工業分野においても、主要工業品は「統配物資」、「部管物資」、「地方管理物資」に区分する形で、大部分は直接分配するというようにされたから、企業は基本的には市場と関連することはなかった。そこでは個別経済主体の効率性に基づく分配（商品経済関係）とは別の、経済主体が直接的に組織された社会有機的共同体原理に基づく直接的分配関係が支配する。したがって、そこでは商品経済社会におけるように人的経済関係が直接的ではなく、商品という物的関係を媒介として事後的に確認される社会的関係＝人的関係の価値関係としての構成形態から隔絶された、物財経済関係が支配する。ここにおいては商品経済による市場的経済統合過程（効率的分業の形成過程…破壊的な場合も含まれる）の動力が作用しないから、自然的条件あるいは初期設定の条件の枠内における閉鎖的な自給自足的経済が形成される。人民公社、工場における自給的なすべてのものがそろった物財経済的運営である。このような閉鎖型自給自足体制は、既に述べた世界政治経済に対する帝国主義認識を背景とした「戦争に備えて」という戦略目的からする地域的自給自足体制の構築という政策によって、より強固なものに形づくられていった。

このような体制の構築が受け容れられやすかったのは、歴史的に自然経済思想が根強く、商品経済による効率的な市場統合の積極性に対する認識が弱かったことが背景となっている。「左傾」思想が、社会化した大規模生産の基礎の上に打ち立てられたマルクス主義認識を、一面的に「小生産化」して解釈するところとなったのは、強固な封建的小生産思想の影響であるといわれる¹¹⁾。

11) 董輔弼主編『中華人民共和國經濟史（下卷）』、經濟科学出版社、1999年、10頁。
「右傾」思想も同様に自然経済思想の反映であるといわれる（同書、同上頁）。

(3) 自力更生論の一面的解釈

毛沢東は次のようにいう。「中国の領土から帝国主義、封建主義、官僚資本主義と国民党の支配（これは帝国主義、封建主義、官僚資本主義の三者の集中的な表現である）が一掃されても、独立した、完全な工業体系をうちたてる問題は解決されたことにはならない。経済面で大きな発展をとげ、おくれた農業国からすすんだ工業国になったとき、この問題ははじめて最終的に解決されたことになるのである¹²⁾」。この課題を実現するために、毛沢東は自力更生論を打ち出した。「われわれは自力更生を主張する。われわれは外からの援助をのぞむが、それに依存してはならず、自分の努力により、軍民全体の創造力にたよる¹³⁾」。

一個の独立国は経済建設のために自己の主導の下に、内外の積極的要素を総動員するということになるが、この場合自国を中心にするようになるのは至極当然のことである。自己の主導の下に、経済的に整合性のある効率的経済体系を構築すること、工業体系を構築することは、合理的な国際分業をおこなうことと直接対立するものではない。しかし、過去長期にわたって中国の生産力の解放を抑圧し、不平等な独占的収奪を強いてきた帝国主義支配下における国際分業の経験から、国際分業と独立した整合性のある国民経済の構築とは対立するものとの観念が強固に組み込まれるところとなった。さらに、この観点は先に見た「マルクス派の人々の定説的世界市場観」によって強められた。この観念の下においては、独立した完全な工業体系は、完全な自国の直接的主導権の下に打ち立てられなければならない。国際分業は自国の完全な直接主導権の下にはない。完全な直接的主導権の下にない国際分業には搾取や収奪が必ず含まれる。国際分業に参加することからえられる利益と不利益を加減すれば、全体として国際分業

12) 毛沢東「中国共産党第7期中央委員会第2回総会での報告」、邦訳『毛沢東選集』第4巻、外文出版社、1969年、483頁。

13) 毛沢東「経済活動に習熟しなければならない」、邦訳『毛沢東選集』第3巻、外文出版社、1968年、272頁。自力更生論は他の指導者達も主張し、今日まで引き継がれている。例えば、周恩来も主張している（周恩来「当前財經形勢和新中国経済的幾種關係」、『周恩来選集（下巻）』、人民出版社、1984年、10頁）。

に参加するよりも自国で作arius出す方が大きな成果がえられる。況してや、死滅しつつある帝国主義段階の資本主義諸国との間の国際分業を積極的ににおこなう必要はない、こういった閉鎖型経済建設路線が主張されることになる。

この思想的傾向は、①社会主義建設における「左」の誤り、②分業の経済発展に対するダイナミックな力を過小評価する自然経済思想の影響と相俟って、閉鎖的自給自足型経済建設路線を背後で強力に支えた。

2 中国社会主義市場経済論への道程

基層レベルの経済単位の改革までも含む形で、本格的に経済体制改革の作業を開始したのは、國務院に経済体制改革弁公室が設置された1980年5月からとみられる¹⁴⁾。同年9月同弁公室は「关于经济体制改革的初步意见」を取り纏めたといわれる。筆者は経済体制改革に関する最初の政府のこの文献を入手していないが、桑百川教授によると、この中では次のように述べられているとのことである。

「我国の现阶段の社会主義経済は生産手段の公有制が優位を占める、各種经济構成体の併存する商品经济である」。経済改革の原則と方向は、商品经济を發展させ、社会化した大規模生産を推進していくという要求に合わせて、「単一の計画調節を計画的指導の下に、市場調節作用を十二分に發展させるように改めていくことである¹⁵⁾」。

その後農業における請負責任制による改革の成果を踏まえて、都市経済体制の改革と計画的商品経済理論が提出された。1984年6月鄧小平は

-
- 14) それ以前第一次5ヵ年計画期の後期にも、地方政府と企業の積極性を發揮させるため、中央管理企業を地方政府の管理に下放したことがあるが、このような企業の隸属関係の改革は、経済政策の決定権が政府に集中した、資源配置の指令性計画を改めたものではなかった(拙稿「中国対外貿易機構の変遷(Ⅲ-1-①)」、『広島経済大学経済研究論集』第17巻第1号、1994年参照)。
- 15) 桑百川・王全火主編『中国市場経済理論研究』、对外経済貿易大学出版社、2001年、4頁。中国社会科学院経済研究所編『中国改革開放以来経済大事輯要(1978~1998)』、経済科学出版社、2000年、21頁。

「中国の特色をもつ社会主義の建設」を打ち出した。同9月国務院は経済体制改革の中の計画体制問題、価格問題、国家の職能の問題について、党中央政治局常務委員会に建議を提出した。この意見は同10月に開かれた第12期3中全会を通過した「経済体制改革に関する中国共産党中央委員会の決定」に盛り込まれた。この中では、「計画体制を改革するには、なによりもまず、計画経済と商品経済とを対立させる古くからの通念を打破し、社会主義計画経済は意識的に価値法則に依拠し、それを運用すべきもので、共有制をふまえた計画的な商品経済であるということ、このことをはっきり認識しなければならない。商品経済の十分な発展は、社会経済発展のとびこえることのできぬ段階であり、わが国経済の現代化を実現する必要条件である¹⁶⁾」、と述べられている。

1982年の党第12回全国代表大会後、何が社会主義なのか、どのようにして社会主義を建設していくのかといった問題が議論され、社会主義は各々の国の国情に基づかなければならないこと、経済的・文化的に遅れた条件下における社会主義建設は長期にわたる初級段階を経なければならないこと、社会主義の根本的任務は生産力を発展させ、力を集結して現代化をはかっていくということであること、社会主義経済は計画的な商品経済であるということ、改革をするということが社会主義社会の発展の動力たること、対外開放は社会主義現代化の必要条件であること等々について、明確な認識が深められた¹⁷⁾。

1987年の党第13回全国代表大会では、初級段階の社会主義の理論が明確な形で打ち出され、92年の党第14回全国代表大会では中国経済体制改革の長期目標である社会主義市場経済体制の建設が打ち出された。翌1993年の党第14期3中全会では現代企業制度を打ち立てていくことが明確に示された。

16) 「経済体制改革に関する中国共産党中央委員会の決定」(1984年10月20日、中国共産党第12期中央委員会第3回総会で採択)、中国研究所編『中国年鑑・1985年版』、大修館書店、1985年、147頁。

17) 杜受祜・劉世慶等著『社会主義市場経済体制的建設』、四川人民出版社、2001年、12頁。

1997年の党第15回全国代表大会では、「国民経済の市場化過程を加速化しなければならない。引き続き各種市場を發展させ、就中資本、労働力、技術等の生産要素市場を發展させ、生産要素価格形成のメカニズムを完全なものにしていく¹⁸⁾」ことへ取り組んでいくことが強調され、1999年9月党第15期4中全会は「関于国有企業改革和發展若干重大問題的決定」の中で、「引き続き商品市場を完全なものとし、要素市場を育て發展させていき、商品、資金、技術、労働力が合理的に流動するようになるような全国的統一市場体系を打ち立てていく¹⁹⁾」ことを謳い上げた。

第3節 社会主義市場經濟理論の形成

1 商品經濟と市場經濟の区別

共産主義社会にいたる經濟社会の發展の歴史的過程について、マルクスは次のような考えをもっていた。最初の社会形態は、人格的な依存諸関係（最初はまったく自然発生的）を基礎としたもので、この形態においては人間的生産性は狭小な範囲においてしか、また孤立した地点においてしか展開されない。第二の發展形態は、物象的依存性の上にきずかれた人格的独立性を特徴とする社会形態である。この形態においては一般的社会的物質代謝、普遍的諸関連、全面的諸欲求、普遍的諸力能といったものの一つの体系が形成される。第三段階は、諸個人の普遍的發展のうえにきずかれた、また諸個人の共同体的、社会的生産性を諸個人の社会的な力能として服属させることのうえにきずかれた自由な個性發揮の社会形態である。

18) 江澤民「高举鄧小平理論偉大旗幟、把建設有中国特色社会主義事業全面推向二十一世紀—在中国共产党第十五次全国代表大会上的報告（1997年9月12日）」、『人民日報』（海外版）1997年9月22日号。

19) 「中共中央関于国有企業改革和發展若干重大問題的決定」（1999年9月22日中国共产党第15届中央委員会第4次全体会議通過）」、『人民日報』（海外版）、1999年9月27日号。

第二段階は第三段階の諸条件をつくりだす²⁰⁾。

中国経済の発展段階は、上述のマルクスの第一段階の後期から第二段階の前半期の発展段階にあると位置づける以上、中国は商品経済、市場経済を発展させていかなければならないことになるが、その課題を自然発展的な動態に任せるのではなく、固有の含意をこめた初級段階の社会主義としての商品経済、市場経済として発展させていくというのが、中国の目指す経済建設の内容である。

経済の発展が自然経済段階を越えて、社会的生産の専門的分業が高度に発展してくると、生産者は交換のために生産し、製品は市場を通じて売買されて、各種需要が満たされるようになる。こういった経済が商品経済である。これに対して、製品の交換が商品交換の方式ではなく、異なった生産者の間の製品の交換の場合は物財経済である。商品経済といわれることの中身には、まだ資源配置のあり方に関する内容は含まれていない。

市場経済は、その中に生産者が交換のために生産するという内容の当然含むが、各種経済形態の内在的特性に応じて、主として市場メカニズムを通じて社会的資源が配置されるという方式の経済をいう²¹⁾。

商品生産、市場経済存在の根底的基礎について、王偉光氏は次のようにいう。

社会的分業は商品生産、市場経済存在の一般的前提であり、典型的には私有制が商品生産、市場経済発生の直接的原因である。しかし、両者は相互に無関係なわけではなく、所有制は本質的には社会的分業の発展段階と発展水準に一致し、私有制という単独の条件のみで商品生産、市場経済を認識することはできない。もっと突き詰めていえば、商品生産、市場経済

20) カール・マルクス、資本論草稿集翻訳委員会訳「〈要綱〉貨幣にかんする章・ノート I—貨幣の成立と本質」、ソ連邦共産党中央委員会付属マルクス＝レーニン主義研究所・ドイツ社会主義統一党中央委員会付属マルクス＝レーニン主義研究所編、資本論草稿集翻訳委員会訳『マルクス資本論草稿集・1857-58年の経済学草稿 I』、大月書店、1981年、138頁。

21) 桑百川・王全火主編『中国市場経済理論研究』、対外経済貿易大学出版社、2001年、46~47頁。朱光華教授等も同様の見解である（朱光華・段文斌等著『過渡経済中的混合所有制—公有制与其它经济成分關係研究』、天津人民出版社、1999年、13頁）。

という存在は単純に所有制関係の性質や具体的な歴史的形式によって決まるのではなく、最終的には社会的分業によって作り出された労働の社会的形式、相対的に独立した経済的利益主体としての存在、分業と労働の社会的形式によって決定される独立した経済的利益主体によって決定されるのであって、このことが商品生産、市場経済が存在する最も重要な内在的要因である²²⁾。

社会主義市場経済の下における労働の社会的形式、分業と労働の社会的形式によって決定される独立した経済的利益主体の存在を基礎とした市場経済論の内的論理構造については次に述べよう。

2 社会主義市場経済論

(1) 社会的分業論

1992年の党第14次全国代表大会において、中国の経済体制改革の目標が社会主義市場経済体制の構築にあることが明確に打ち出され、93年11月の党第14期3中全会で通過した「社会主義市場経済体制の確立にかかわる諸問題についての中共中央の決定」では、「公有制を主体とした多様な経済構成体」の共存共栄を基礎にすえた社会主義市場経済体制の基本的枠組がはっきりとした形で示された。1997年9月の党第15次全国代表大会ではさらに一步踏み込んで、「公有制を主体とした多様な所有制経済の共同の発展」を中国社会主義初級段階の基本的経済制度とし、2010年までに比較的整った社会主義市場体制の基本的枠組を整えていくことが謳われ、99年にはこのことが憲法に盛り込まれた。

この過程では多くの論争がおこなわれたが、ここでは今日ほぼ初歩的に形成されたかに思われる社会主義市場経済なるものの経済理論的内容の概要をみておきたい。

「死滅しつつある資本主義」、「社会主義革命の前夜」としての帝国主義

22) 王偉光著『利益論』、人民出版社、2001年、303頁。

に対する直接対立物として遂行された中国革命は、革命遂行の中心主体が社会主義的性格のものであったことはいうまでもない。それゆえに、経済建設も社会主義計画経済理念を直接適用していく形で推し進められてきた。その発想は、マルクス、エンゲルスがヨーロッパ資本主義社会に取って代わるであろうと予測した、生産力の高度に発展した未来社会の素描に基礎を置くものであった。現実に先進資本主義国に先行して登場した中国社会主義は、マルクス、エンゲルスが前提としたような高度に生産力が発展した状況の下にはなく、生産力水準の低い経済状態にあった。したがって、マルクス、エンゲルスが描いていたような社会主義をもし標準形とすれば、中国社会主義はそれとは一定の距離をもった社会主義といえる²³⁾。

マルクス、エンゲルスは、「生産力の総体は社会的状態を条件²⁴⁾」づけ、すでに述べた共産主義社会にいたる経済社会発展の歴史的過程を、必然的な「自然史的過程²⁵⁾」としてとらえ、社会主義は資本主義市場経済の高度な発展の上に打ち立てられるもの²⁶⁾で、共産主義の第一段階としての社会主義においては商品、市場、貨幣は存在しない²⁷⁾ものと考えていた。

しかし、現実の社会主義は市場経済が未発達で、生産力の発展水準が低い後れた国において成立した。それがすでに述べてきたように、資本主義の不均等発展と帝国主義戦争がつくりだした革命情勢によるものであったという事情はあるにせよ、社会発展は一つの「自然史的過程」である以上、人類の社会発展の第二形態である第二段階は人類社会発展の越えることの

23) 俞思念・于文俊等著『中国社会主義認識史』、湖北人民出版社、2001年、289頁。

24) マルクス・エンゲルス、大内兵衛・細川嘉六監訳「ドイツ・イデオロギー」、ドイツ社会主義統一党中央委員会付属マルクス＝レーニン主義研究所編集、大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集』第3巻、大月書店、1991年、25頁。

25) カール・マルクス、大内兵衛・細川嘉六監訳「資本論」、同上研究所編集、同上監訳、同上『全集』第23巻第1分冊、同上書店、1990年、10頁。カール・マルクス、大内兵衛・細川嘉六監訳「経済学批判序言」、同上研究所編集、同上監訳、同上『全集』第13巻、同上書店、1991年、6頁。

26) フリードリヒ・エンゲルス、大内兵衛・細川嘉六監訳「亡命者文献」、同上研究所編集、同上監訳 同上『全集』第18巻、同上書店、1991年、551頁。「ゴータ綱領批判」の前提的発想自体先進国革命論である。

27) 次頁へ

できない歴史段階ということになる。このような性格をもつ社会主義は必然的に市場経済の充分なる発展を経ることなくしては、より高度の社会にいきつくことはできまい。社会主義市場経済論が打ち出された理由はここにある。社会主義初級段階の市場経済関係の論理的起点は、やはりこの段階における労働の特殊性にあらう。

自然経済内部における生産力の発展につれて、自然発生的に社会的分業が発生し、労働の交換と分配が生ずる。生産物の交換は私的所有関係を確立し、その発展は生産手段の私有制にいたる。社会的労働は分割され特殊私的利益をもった相対的に独立した分散的商品生産者が担うこととなり、従来直接的であった社会的労働は私的労働と社会的労働、具体的労働と抽象的労働の相互に対立、分離した労働に分裂する。元の直接社会的存在であった生産物は価値と使用価値という矛盾を含む商品となる。それまでの人々の間の直接的相互依存関係は物的な関係として、交換価値上の社会関係となって現れる²⁸⁾。

27) 「共産主義の社会を考えてみれば、まず第一に貨幣資本は全然なくなり、したがって貨幣資本によってはいつてくる取引の仮装もなくなる」(カール・マルクス、大内兵衛・細川嘉六監訳「資本論」、同上研究所編集、同上監訳、同上『全集』第24巻、同上書店、1991年、385頁)。「社会的生産では貨幣資本はなくなる。社会は労働力や生産手段をいろいろな事業部門に配分する。生産者たちは、たとえば指定券を受け取って、それと引き換えに、社会の消費在庫のなかから自分たちの労働時間に相当する量を引き出すことになるかもしれない。この指定券は貨幣ではない。それは流通しはしないのである」(同上邦訳書、438頁)。「ゴータ綱領批判」の中で、マルクスは共産主義を二つの段階に分けて、その第一段階の特徴として、①全生産手段の社会的共有、②労働者は労働量証明書によって労働に応じた分配を受ける、③ここでは階級差別がなく、商品生産も貨幣交換も存在しない、といったような社会状況を想定している(カール・マルクス、大内兵衛・細川嘉六監訳「ゴータ綱領批判」、同上研究所編集、同上監訳、同上『全集』第19巻、同上書店、1991年、19～22頁)。

28) カール・マルクス、大内兵衛・細川嘉六監訳「資本論」、同上研究所編集、同上監訳、同上『全集』第23巻第1分冊、同上書店、1990年、97～98頁。カール・マルクス、資本論草稿集翻訳委員会訳「〈要綱〉貨幣にかんする章・ノートI—貨幣の成立と本質」、ソ連邦共産党中央委員会付属マルクス＝レーニン主義研究所・ドイツ社会主義統一党中央委員会付属マルクス＝レーニン主義研究所編、資本論草稿集翻訳委員会訳『マルクス資本論草稿集・1857—58年の経済学草稿I』、大月書店、1981年、138頁。

人類の労働活動は二つの基本的関係を通じて実現される。一つは人と人との間の有機的分業関係（社会的分業関係）であり、今一つは労働と労働条件との関係（所有制関係）である。前者は社会的分業関係における労働の質と量の差異に応じた分配にかかわり、後者は一定の生産手段と結合した労働活動の実現形式に応じた分配にかかわる。過去においては生産手段の公有制と指令性計画経済が社会主義経済の主要な特徴とみなされ、生産手段の所有制関係では共同所有、共同労働、労働に応じた分配原理ということで、社会主義労働は直接的なものとしての社会的労働で、労働は本来的に分離、独立したものとしての存在ではない仕組となっていた。生産手段の私的所有制に基づく資本主義的大工業生産は、自然発生的な分業を最高の形態にまで発展させた。ここでの分業は、その存在の前提としての分業の固定性、自然発生性、労働者に対する強制性を必然化する。しかし、この発展は同時に自然発生的な分業を消滅させるための物質的、技術的前提と基礎をも準備する。資本主義下の古い分業に取って代わる新しい分業は、マルクス、エンゲルスの述べた共産主義的な諸個人の普遍的発展のうえにきずかれた、また諸個人の共同体的、社会的生産性を諸個人の社会的な力能として服属させることのうえにきずかれた自由な個性性発揮の分業である。

旧式の自然発生的分業から新式の分業へ移っていく過程は一つの長期にわたる過程であり、社会主義は旧式分業が新式の分業に移行していく過渡期の段階であり、社会主義初級段階はその始まりである。社会主義初級段階の分業には新旧の両要素が存在する。社会主義初級段階にあつては、この段階における社会的分業の特質と労働の分離の特質が、社会主義初級段階の所有制関係の内在的矛盾を決定し、この二つの基本的社会前提が社会主義初級段階における商品生産と市場経済段階を経なければならないという必然性を決定するのである。中国の社会主義初級段階の分業には、以下のような旧分業の特質が引き継がれる。

- ① この段階では、労働は諸個人の普遍的発展のうえにきずかれた、自由な個性性発揮というところまでいっておらず、人々の職業選択の自由度は大きな制約をうけ、分業は固定的専門化たらざるをえない。

- ② ①の事情から、この段階の労働は、個々の労働者が個別的能力を発揮して分配を高めようとする自発的な自然発生的個別的行動として現れるから、分業もまた、生産力の高い段階である共産主義社会における、諸個人の共同体的、社会的生産性を諸個人の社会的な力能として服属させることのうえにきずかれた自由な個性発揮の分業を計画調整するという意味の計画的な分業ではない。
- ③ この段階ではまだ生産力の発展段階が高度に達していないことから、労働は本質的には人々の生活手段であり、①、②の事情から分業にも強制性がともなう。
- ④ この段階の分業には自発性を背後にもつ自然発生的な要素が残る。上記のことからして、この段階の労働には都市と農村、工業と農業、頭脳労働と肉体労働の差別が依然として残る。

これに対して、社会主義初級段階の新しい分業には以下のような特徴がある。

- ① 社会主義初級段階の分業は生産手段の公有制を主体とした多様な経済構成体の併存する下での分業である。社会主義初級段階の公有制を主体とした条件の下では、公有要素を含むいかなる経済単位における労働者も、程度のちがいはあれ、生産手段を共有し、一定の範囲内ではあるが、労働に応じた分配の原則に則り労働の成果物に対して合理的な分配が行われ、異なった生産部門や異なった職業の労働者の間には一定の直接社会的な労働関係が存在している。これはある種労働共同体としての分業への参加という形での社会的な労働成果の自己実現という要素である。また、非公有制の経済構成体においても、社会主義という基本的制度、公有制の主体的役割のために、その労働者も旧分業の中に組み込まれているのと同じではない。
- ② この段階の分業は生産手段の公有制が主体的地位にあることから、全体的にある程度意識的に旧分業の強制性、個別的労働の発動としてのみの自然発生性を抑え、一定の範囲内で計画的に合理的な社会的分業を推し進め、個人の個性を発揮させるようにして、個人の積極性と創

造性を動員する可能性を内に含む。

- ③ 社会主義初級段階は公有制を主体とした所有関係であることから、各種の分業関係は一つの有機的な社会的労働となっている。このことから、各分業主体の間に差別と矛盾は存在するものの、基本的には階級的利益は一致している。非公有制経済の中における労働者の分業も、旧式分業そのものではない。
- ④ この段階の分業では新旧両種の分業の要素が併存している。新式分業の直接的社会的分業の自己自覚性、計画性が一方にあり、一方で旧式分業の自然発生性、強制性、盲目性という色濃い母斑が残されている²⁹⁾。

(2) 所有制論

先に述べたように、人類の労働は二つの基本的関係—社会的分業と労働と労働条件との関係（所有制関係）—を通じて実現されるが、後者即ち労働と労働条件との関係は、社会主義市場経済論の中でどのように位置づけられるのであろうか。

マルクスは共産主義社会の第一段階での権利について、次のようにのべている。「長い生みの苦しみののち資本主義社会から生まれたばかりの共産主義社会の第一段階では……権利は、社会の経済構造およびそれによって制約される文化の発展よりも高度であることはけっしてできない³⁰⁾」。マルクスは共産主義の第一段階としての社会主義段階における確定された権利の重要性について肯定している。従来の所有制の再検討と所有制の改革をめぐっては1980年代から議論が展開されているが³¹⁾、ここでは所有制

29) 王偉光著『利益論』、人民出版社、2001年、278～280頁。

30) カール・マルクス、大内兵衛・細川嘉六監訳「ゴータ綱領批判」ドイツ社会主義統一党中央委員会付属マルクス＝レーニン主義研究所編集、大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集』第19巻、大月書店、1991年、21頁。

31) 趙曉雷著『新中国経済理論史』、上海财经大学出版社、1999年、380～424頁、晁亮「所有制理論」、張卓元主編『論争と発展：中国経済理論50年』、雲南人民出版社、1999年、131～172頁参照。

構造と混合所有制の議論をみてみよう。

従来の中国社会主義建設の中における理想主義的な社会主義経済を目指す急進主義的単一所有制のもたらした弊害の教訓から、中国社会主義初級段階の市場経済は公有制を主体とした多様な経済構成体の相互依存的混合経済体制として設定されるということであるが、これは公有制の基礎の上に打ち立てられる個人所有制と集団所有制を組合わせた協調的發展を目指すものであり、所有制構造からは公有制を主体とした社会経済は公有制体系であり、この中における多様な経済形式は、公有制経済の全体的性格をもち、全体的性格が各々の性格と運行の方向を規定する。いわゆる西側資本主義経済の混合経済というのは、私有制を主体とした私有制経済体系であって、社会主義混合経済とは異なる³²⁾。

混合所有制構造の中においては個人所有制部分がある。個人所有制部分は必ずしも小私有制経営経済構成体を指すわけではない。個人所有制にかかわるのは個人労働力、生産手段、両者によって決定される消費財である。個人労働力は本来的に個人所有たらざるをえない。問題は生産手段の個人所有制にかかわる部分である。この部分は基本的には二つに分けられる。一つは、公有制と個人所有制（財産権）が分けられ、なおかつ両者の重層的な所有構造が設定、構築されるという場合において、労働者個人が公有生産手段の中で取得する所有権の持分としての部分である。今一つは、労働者個人の自前の生産手段の所有権である。

個人の生産手段に対する所有権の実現方式は基本的には二つに分かれる。一つは「独立型」である。これは個人所有権が小私有制経営経済の中で実現される。例えば、農村における農家経営請負制の中では、農民は自己の労働力を占有し、請負を通じて入手した土地等の基本生産手段を擁するが、生産物の中の差額地代の第Ⅱ形態の部分は個人に帰属し、自然的豊度とか、位置上の差異といった差額地代の第Ⅰ形態の部分と絶対地代の部分は国に帰属する。今一つの実現方式は「コンコルド型」である。これは個人所有

32) 朱光華・段文斌等著『過渡經濟中的混合所有制—公有制与其它經濟成分關係研究』、天津人民出版社、1999年、92頁。

権が企業経営のなかで実現されるものである。公有制と個人所有権が分けられ、これらが重層的に組織される条件の下での国有企業の中における労働者は、労働者としての主体的存在であることから、労働力としての個人所有権をもち、当該企業の労働者は共同の集団として当該企業の生産手段の平等の持分としての所有権をもち、賃金を主とする労働報酬は労働に応じた分配ということになる。この限りにおいては、個人所有権は実現される余地はない。

混合経済の中における集団所有制との関連では、一定の成果を生み出す集団労働力、集団所有の生産手段、集団共用財が問題となる。集団労働の中では共同労働によって新たに集団労働力が形成されたら、これは集団の共同所有である。生産手段の集団所有制には、基本的には二つの場合がある。一つは国有企業における集団所有の部分の生産手段である。これは全人民所有制の中から分割される当該企業の持分所有である。今一つは集団企業の自前の生産手段の所有である。

集団所有権の実現形式は大きくは二つに分かれる。一つは前述した個人所有権の場合と同様の「独立型」である。すなわち、集団所有権は集団企業の経営の中で実現される。例えば、郷鎮企業の場合のように、集団で共同で自前の生産手段を占有するような場合である。この場合の所得は三分される。一部分は個人労働力所有権の報酬として、一部分は税として、一部分は集団所有権の所得として分配される。今一つは「コンコルド型」である。この場合には、集団所有権は国有企業の経営の中で実現される。国有企業では、所有権が分離され、経営管理は企業によって行われるから、企業は当該企業の生産手段を擁することになる。この生産手段は法的には全人民所有制であるが、実際の経営活動の中ではこの生産手段は企業自身に帰属する。これは事実上新しいタイプの所有権の分有である。所得は個人労働力の創造した部分は個人の報酬として分配され、集団労働力によって創造された部分は二つに分けられる。一部分は税として、一部分は企業に残される。この公有制の二重構造は基本的にも、客観的にも、原動力上からも、公有制の本質はそのままということになる。

所有制は公有制としての全人民所有制と集団所有制、非公有制に分けられるが、後者は小私有経営経済、私有経営経済、外資経済から構成される。これらが併存、交叉、連携する混合所有制には五つの形態がある³³⁾。

① 社会的混合所有制

a 集団所有制下の労働者のように集団所有制の財産権をもち、かつ全人民所有制の財産権ももつという形態

b 私有経営経済従事者のように小私有財産権をもち、かつ全人民所有制の財産権ももつという形態

② 企業内生産手段の混合所有制

企業において生産手段に対する二つ以上の基本所有制部分が連合、結合した形態

③ 企業内剰余に対する混合所有制

企業剰余（利潤…括弧内筆者）に対する多元的混合所有制形態…企業の生産の結果としての剰余に対する多元的剰余分配請求権（典型としては株式会社企業形態における株式に対する配当など³⁴⁾）

④ 企業内所有者と経営者の混合所有制

これは正確には混合所有・経営制とも呼ぶべきものであるが、経営権も広義の所有権に含まれることから、混合所有制と呼ばれる。これは企業内、あるいは同一の所有制内において一つの所有制主体が別の経済主体に対して経営権を譲渡することによって形成される混合所有制形式である。具体的には国有民営、民有民営等（請負経営、リース経営等）である。経営者は所有者とは異なるが、経営方式や内容は全体

33) 劉烈龍「我国混合所有制的五種形式」、『中南財經大學學報』1995年第2期、1～7頁。同上書、95～103頁。

34) 株式所有は企業の生産手段に対する所有権であるとする立場からすると②に分類されるが、生産手段と各種財産権は法人としての企業に所属するとか、剰余は企業活動の結果の一部であり、企業活動の条件や前提ではないという立場からすると、独立したものとして設定される。ここでは両者を区別している。なお、剰余所有権と社会主義経済における必然性とその意義については、史正富「労働、価値と企業所有権—馬克思労働価値論の現代拓展」、『経済研究』2002年第2期参照。

的には生産関係の中に含まれ、全体としての生産手段所有制（固有の意味の特殊生産要素…括弧内筆者）の範囲に含めて取り扱うことができるからである。これは同一所有制内の職務分担という意味での、所有権と経営権の分離による二つの所有制の混合所有制というものではない。これでは本来の意味での独立した経済主体間の混合所有制ということにならず、混合所有制の所期目的である固有の生産要素の動員による経営の効率化、生産力の動的発展が望めない。

⑤ 公有制と個人所有制の高度に統一された混合所有制

個人所有制の第三形態である連合した社会的個人の共同所有制としての混合所有制…ここにおける個人所有制は、他人の所有を排除しない、歴史上の発展段階としては最高の段階の個人所有制で、公有制と個人所有制の再建されたマルクスのいう高次の混合所有制形態³⁵⁾

（3）混合所有制経済の優越性

所有制の改革の深化にともなって、財産権の流動化と重層的組織化が進み、さまざまな所有権が相互浸透し、資産を混合所有する単位が増加してきた。株式会社企業形態の経済主体の中においては、政府の所有株あり、外資所有株あり、企業内部労働者・職員の所有株あり、また一般人民の株式所有ありである。混合所有制経済は各方面の経済要素を総動員して社会的資源の有効な配置を実現する。その優越性は以下のような点にある。

① 多様なパイプを通じて大量の資金が経済活動に動員され、生産の発

35) マルクスの関連文言はこうである。「協業と土地の共同所有と労働そのものによって生産される生産手段の共同占有を基礎とする個人的所有をつくりだすのである」（カール・マルクス、大内兵衛・細川嘉六監訳『資本論』、ドイツ社会主義統一党中央委員会付属マルクス＝レーニン主義研究所編集、大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集』第23巻第2分冊、大月書店、1991年、995頁）。

マルクスのこの件の解釈を巡っては、やはり見解は分かれるようである。一つはここでいう個人所有制の再建とは具体的に株式持分などの形で個人所有に実体化するということだと解釈する立場で、今一つは具体的に個人所有に分量化するということではないという解釈をとる立場である（晁亮『所有制理論』、張卓元主編『論争と発展：中国経済理論50年』、雲南人民出版社、1999年、167頁）。

展や技術進歩が促進され、経済発展に強力な活力を注入する。

- ② 各方面の積極性が十分に発揮される。多くの所有者の積極性が発揮され、協調が進む。共同の利益が存在するため、各方面はいずれも経済効率とその成果に関心をもつようになる。経営者の利益と企業利益が密接につながり、企業の労働者・職員は労働者としてと同時に株主の立場で企業の主人となるから、彼等の利益と企業の関係は直結し企業の経済効果に関心を払うようになり、自覚的積極性に目覚め、企業の民主的管理に熱心に参加するようになる。
- ③ 企業自身の積極的自己管理メカニズムが強化される。企業活動の推進メカニズムが変化し、公有資産の有効使用と価値増殖が保証される。一方で政府は企業の監督とマクロコントロールを強化し、一方で企業は自身の株主によって監督、統制をうける。この両面の力が作用し、企業内部管理がきちんといわれるようになる。この結果企業の経済効率が高まり、社会的資源配置の合理性と有効配置が達成される。
- ④ 混合所有制は実力ある企業の力量をさらに強め、困難に陥っている企業も救う。実力ある企業はさらに資本金を拡大したり、合併するなどして発展のための資金をえ、先進技術を導入するなどして、その経済的実力をさらに強めることができる。一方で困難に陥っている企業は、さまざまな経済構成を吸収して活力を注入でき、また合併などによって混合型企業を組織し、資源の有効配置を実現して、困難から脱け出すこともできる。
- ⑤ 混合所有制は公有経済の構造調整、再編に有利に作用する。このことによって製品構造、産業構造の改善が推し進められ、資源配置の改善がもたらされる。困難に陥っている企業を売却して資金を回収し、新たなプロジェクトに投資したり、発展部門の規模の拡大をはかるなどして経営業績の向上をはかることができる。
- ⑥ 企業集団を形成し規模の経済の利益を獲得するのに大きな力を発揮できるため、市場競争の環境への対応が容易となり、市場経済の発展に役立つ。各種の経済構成体が異なったレベルにおいて連合組織され

る混合型企業は、労働力、財、資金など各方面の強みを發揮して、ハイテク、高収益の新プロジェクトを組織し、競争力のある経済単位となり、新たな経済成長点として育つ。競争力をもつ企業を中心として連合、合弁、合併などによる企業集団化がすすみ、市場経済の要求に沿った歩みが迅速に進む。

- ⑦ 混合所有制経済単位は、経営上のありうるリスクを多数の様々な投資者に分散し、そのことから生ずる制約を抑えることができる。特に、国有銀行の間接融資を通じて建設融資を受けてきたような場合に集中的に出てくる可能性のある大きなリスク回避から生ずる制約を、出資源の多様化によって低めることができる³⁶⁾。

中国社会主义市場経済論の内容についていささか冗長な解説を行ってきたのは、中国社会主义市場経済論の中における対外経済関係の位置づけを明確化するためである。資本主義経済の成熟した発展を経ないで、仮初めにも指令性計画経済方式によって社会主义経済建設に取り組んできた中国は、世界経済の内容変化を踏まえ、共産主義社会にいたる過程で、資本主義の発展の中で準備・達成されてきた高度な経済発展の課題を成し遂げるために、上述してきたような社会主义市場経済の理論構築の作業を行ってきたわけである。

社会主义市場経済論は、生産力の発展を支える主軸としての分業が本来的に社会的分業であることを基礎に据えた上で、本源的生産要素としての労働力、その成果としてのその他の生産要素の固有の所有権、財産権を設定し、各々の固有の生産力発展に対する貢献に応じた分配をこれらと結びつけ、国民的生産力発動への総動員体制を構築していくためのフレームワークである。分業が本来的に社会的分業であることからして、社会的分業による生産力動員の成果はまた社会的な性格をもつがゆえに、経済的成果はすべて私的個人に分配帰属するものではない。各種生産要素の動員体制

36) 朱光華・段文斌等著『過渡經濟中的混合所有制—公有制与其它經濟成分關係研究』、天津人民出版社、1999年、103～105頁。

は、それら要素の質の向上と効率的資源配置の目的から市場的競争を通じて行われざるをえない。社会主義市場経済論の概念が固有に設定される所以である。

対外経済関係も上に述べてきた中国社会主義市場経済論の枠組の中に位置づけられる。社会主義市場経済論が効率的分業論を基礎に据えるからには、国民経済の効率的社会的分業は、自己に取り込める限り積極的に国際分業による効率的経済成果を取り入れるという枠組の中に組み込まれることになる。ここで自己に取り込める限りと述べるのは、一国国民経済として国内的には少なくとも有機的に構築可能な社会的分業は、国際的には、同質の生産要素を前提としつつも、それを基礎とする絶対的な同次元競争を起点として競争的に組織された社会的分業としては構築されないという意味においてである。貿易において然り、直接投資において然りである。貿易も直接投資もその方向に向かつての動態ではあるが、国際的分業といわれるものは社会的分業としては完成度が低い。この分業が固有に“国際”分業と呼ばれる所以である。“国際”分業は同質の生産要素を前提としつつも、それらは国際的に（国内と区別されるという意味で）は一旦分断され、然る後に別の構築原理に基づく関係として構築される。この意味において、国際貿易や国際直接投資は断絶とそれを受けての連続（接続）の過程として実現される。中国社会主義市場経済論の枠組では、こうした性格をもつものとしての対外経済関係を、世界経済の客観的構造条件から自己の経済発展の中に戦略的に組み込み、自己の経済発展に向けて組織化していくようにする。

第4節 対外経済論

1 中国の対外貿易の地位と役割

対外貿易の地位と役割については、①有無相通ずること、過不足

の調整に重点があるとする従来の立場を継承する見解、②国際分業を通じた労働の節約と資本蓄積の積極的推進にあるとする見解、③主要な機能としての財貨過不足の調整、付加価値の増殖、技術進歩のうち、現下の主要機能は付加価値の増殖と技術進歩にあるとする見解、④社会主义制度の必然的産物としての全方位的対外貿易（②過不足の調整、有無相通ずる貿易の必然性、⑤社会主义の基本的経済法則の支配下における生産の発展に伴う交換の拡大という長期的趨勢、⑥世界の科学技術の発展の不均等性からくる物的交流の客観的必然性、⑦社会主义市場経済体制にもとづく国民経済的利益に関する客観的法則の必然的広がり与世界市場との関係の拡大〈社会経済の発展と進歩への対応〉）の役割を積極的に位置づける見解、⑧対外貿易を通じた社会的資源の効率的配置による経済発展の推進を主張する見解等々があるが、これらの議論を通じて、中国の貿易の地位と役割については中国の学界では以下のような共通認識が形成されたようである³⁷⁾。

「中国の経済発展における対外貿易の地位は、改革・開放前の〈社会的生産に必要とされる物資の調節器の役割としての対外貿易〉という認識から、改革・開放後の〈重要な戦略的地位に立つ対外貿易〉という認識に変化してきたこと。国民経済における輸出の役割としては、大量の外貨を獲得できること、農工業生産の発展を促進し、企業及び国民経済全体の技術改造の推進、産業構造と経済構造を優れたものにしていくのに役立つこと、郷鎮企業の発展の推進、国家財政収入の増強、就業機会の拡大、中国にとってすぐれた外部環境を作るのに有利に作用することなどである。国民経済における輸入貿易の役割としては、科学技術水準の向上による生産力の発展、原材料や不足製品の輸入による国民経済の総合バランス調整、国家の大量の資金の蓄積のための輸出商品競争力向上による輸出外貨獲得の増強、またこれによる国内市場の調整と繁栄、人民生活の改善などである³⁸⁾」。

37) 薛荣久『对建国以来中国外经贸理論的回顧、帰結与發展的思考（綱要）』、中国国際貿易学会重点研究課題「对建国以来中国外经贸理論的回顧、帰結与發展的思考」総括報告、中国国際貿易学会、1999年、13頁、拙訳「新たな中国対外経済貿易理論發展の道（Ⅱ）—建国50年中国対外経済貿易理論的回顧と総括を踏まえて—」、『広島経済大学経済研究論集』第24巻第1号、2001年、134～135頁。

2 併存する二つの世界市場論

50年代末から60年代初めにかけて、二つの対立する陣営という局面は解体していった。80年代初め、併存する二つの世界市場の存在に関する問題を巡って、中国対外経済貿易学界では幅広い論争が行われた。薛榮久教授によれば、見解は大きく四つに分けられるという。

- ① 併存する二つの世界市場の出現は、当時の歴史的事実に合致した、二つの陣営の存在のもたらした必然的結果であり、冷戦期にも二つの世界市場は存在したが、60年代以降併存する二つの世界市場といった状況はなくなったとする見解
- ② 戦後から80年代までは、根本的に対立する資本主義と社会主義という二つの世界市場体系が存在し、統一的世界市場は崩壊し、併存する二つの世界市場は存在したとする見解
- ③ 世界市場は国際分業の現れであり、国際分業が世界市場存在の条件であり、世界市場を統一するのであるから、統一世界市場なるものは崩壊していないし、併存する二つの世界市場など存在しないとす立場で、戦後世界市場には様々な異なった性格の経済貿易関係が存在しているが、市場の経済関係の性質とか、タイプのちがいということを根拠として、世界市場の崩壊を結論づけることはできないという見解
- ④ 併存する二つの世界市場というのは名実がともなっておらず、併存する二つの世界市場は真に実現したことがないとする見解で、社会主義国間の貿易は国内計画経済を基礎的前提としており、各国相互間で真の意味の商品交換関係を形成できないような仕組になっており、実際に出現したのは一応資本主義世界市場から離脱した段階にすぎないとす立場

38) 同上総括報告、12頁、同上拙訳（Ⅱ）、同上誌同上巻同上号、135頁。

併存する二つの世界市場論は、理論的には統一世界市場崩壊論、資本主義の全般的危機論との関連で打ち出されたものである。対立する二つの陣営の存在によって、資本主義統一世界市場は崩壊し、資本主義は全般的危機に瀕している（社会主義が速やかに世界を席捲する）との動態的判断にもとづくスターリンの総括である。しかし、筆者の考えるところ、資本主義が統一的に世界市場を支配下に治めていたという状況がなくなったということは、そのこと自体が即経済的に今一つの世界市場を構築する（あるいは構築した）ということの意味するものではない。④の見解にみられるように、社会主義国間の貿易は、経済的な意味の市場としては真の意味の市場になっておらず、確固とした独自の構築原理を内にもつ社会主義（民主）世界市場として真に出現したというには程遠く、そこに見られたのは、単に社会主義国が一応資本主義世界市場から離脱した段階というにすぎなかった。

したがって、①、②の見解は、政治的な意味において、またそれによってある程度そのように仕向けられたとはいえ、社会主義という外面の一体性を過度に強く意識しすぎた論と考えられる。

③の見解は³⁹⁾、資本主義統一世界市場の崩壊が併存する二つの世界市場論の主張の根拠とならないとする見解としては、今日的意味からすれば説得力をもつ。しかし、上述のように、世界市場は国際分業の現れであり、国際分業が世界市場存在の条件であり、世界市場を統一するのであるから、統一世界市場は崩壊していないとするのには、理念的にも、事実関係としてもいささか無理がある。

先ず、一応社会主義陣営経済と一括して呼ぶこととするが、この部分は経済関係はあったにせよ、国際分業に組み込まれていない。したがって、国際分業を基礎とするという意味の統一的国際市場なるものは実体的存在

39) 代表的論者としては陳徳照氏があげられる。陳徳照「対統一世界市場瓦解論的幾点看法」、中国社会科学院世界経済与政治研究所編『世界経済』1982年第6期、拙訳「統一世界市場崩壊論の検討」、拙編訳『世界経済への挑戦—中国対外経済開放政策の理論的基礎—』所収、東京出版、1986年、第二章参照。

としてはなかった。

第二に理念的に考えれば、それまでの資本主義統一世界市場から離脱した社会主義陣営経済部分は、統一資本主義世界市場と対立する部分として離脱していったわけであるから、その部分は少なくとも資本主義統一世界市場部分ではない。さりとて、両者間に従来とは別の意味でありうるかもしれない国際分業というほどのものもなかった以上、③の見解の主張するような統一世界市場なる概念をここで設定することは難しい。③の立場の主張として「国際分業が世界市場存在の条件」という以上、国際分業が基本的に行われていない両者の関係を世界市場として設定するのは論理自己矛盾である。

③の立場からすると、「統一的な資本主義世界経済体系の崩壊と、全体としての世界経済の崩壊を混同し、統一世界市場内部の変化と、統一世界市場自体の崩壊を混同してしまった⁴⁰⁾」ということになるが、この主張は中国が社会主義市場経済論を打ち出してから（その方向での指向が明確な場合）の立論としては、理念的にも現実的にも極めて重要な意味をもつが、遑ってこの意味の統一世界市場概念を現実適用することはできまい。すでに述べた社会主義経済における分業の考え方からすれば、③の見解に立つ論者の、強いていうならば体制と必ずしも直接裏腹の対立関係に立つという設定になるわけでもない統一世界市場論は、今日的意味の概念設定としては新たな時代的含意をもっており、80年代初期にこの見解を打ち出した先駆者達の慧眼は評価すべきものであろう。

3 中国対外経済貿易発展理論の基礎構造

中国の対外経済貿易の発展問題を考えていく場合、中国の学者、研究者、政策立案に携わる人達は、主として以下の三つの理論をどのように解釈し、基礎的枠組の中に位置づけていき、どのようにそれらを組み込んでいくか

40) 同上論文、8頁、同上拙訳、同上拙編訳書、35～36頁。

を念頭において考えているようである。以下三つに分け、論争を踏まえながら纏めてみたい。

(1) 比較生産費理論の理論的位置

(A) 比較生産費説の科学性を何ととらえるかの問題

「80年代初期論争が始まった当初の時期には、意見ははっきり真っ二つに分かれる形となった。一つの見解は、比較生産費説は科学的理論であり、合理的真髓を具えたものといえるから、それは吸収、応用すべきであるとの見解である。この流れの中には、リカード比較生産費説を基礎として、商品競争力と国際貿易の経済効果を全面的にうまく反映できるような〈国際比較経済効果〉といった概念を打ち立てることを提唱する人もある。今一つの見解は、〈比較生産費説は現実から遊離した抽象的思惟であり〉、現実と全く合致していないとの立場である。

議論が深まるにつれ、大多数の学者はいずれも比較生産費の合理性を認め、比較生産費説に対して基本的には肯定的な態度をとるようになり、一定の前提の下では、この学説は利用可能だと考えるようになった⁴¹⁾。

しかし、比較生産費説の「合理的真髓」を何とみるかについては、見解が分かれるようである。①「真髓」は労働価値説にあるとする見解、②比較生産費説は労働価値説と合致していないが、「合理的真髓」は「相対的優

41) 薛荣久『対建国以来中国外経貿理論の回顧、帰結与発展的思考(綱要)』、中国国際貿易学会重点研究課題「対建国以来中国外経貿理論の回顧、帰結与発展的思考」総括報告、中国国際貿易学会、1999年、14頁、拙訳「新たな中国対外経済貿易理論発展の道(Ⅱ)―建国50年中国対外経済貿易理論の回顧と総括を踏まえて―」、『広島経済大学経済研究論集』第24巻第1号、2001年、138頁。同様の状況は、楊叔進教授によっても指摘されている。「80年代初期中国の経済学者達はこの問題(比較生産費説或いは比較利益説、比較優位説を受け容れることができるか否かの問題…括弧内筆者)について激しく論争を戦わせた。しかし、近年一つの流れが出てきたようである。それは、比較利益と経済発展を結合して、これを動態化すれば、多くの人に受け容れられるようになるという方向である」(楊叔進「国際貿易趨向、体系与中国」、楊叔進・William J. Davey・Richard H. Snape合著『国際貿易体系与発展中国』所収、南開大学出版社、1992年、12～13頁)。

劣思想」にあるとする見解、③「真髓」は労働価値説と比較生産費説原則の結合にあるとする見解の、大別三つに分かれるようである⁴²⁾。

(B) 比較生産費説は中国対外貿易発展の指導理論となりうるか否かの問題
薛栄久教授の整理によれば、この問題を巡っては以下のような見解がある。

- ① 比較生産費説は世界の各国が対外貿易を行う際の指導理論であり、中国の対外貿易の発展の理論ともなりうるとする見解
- ② 比較生産費説は生まれながらにして、帝国主義国の対外侵略に有利な国際分業を形成するための理論である以上、中国はこの理論を受け容れることはできないとする立場
- ③ マルクスの国際貿易理論の中にはすでに比較生産費説の合理的真髓が吸収されており、リカードが解決しなかった問題はすでに解決されているから、マルクスの国際貿易理論こそを中国の対外貿易理論の基礎とすべきであるという立場
- ④ 必ずしも比較生産費説を中国の対外貿易理論の基礎とするということではなく、この理論の相対的優劣思想という合理的真髓を利用して、中国の対外貿易を指導していけばよいとする見解⁴³⁾

(2) 国際分業論

既に述べたように、改革・開放前の中国ではソ連の考え方の全面的影響をうけ、また修正主義と一線を画するということの立場から、国際分業の問題を正面から検討することができない状況にあった⁴⁴⁾。しかし、80年代

42) 薛栄久同上総括報告、14頁、同上拙訳(Ⅱ)、同上誌同上巻同上号、138～139頁。これらの点の詳細については袁文祺・戴倫彰・王林生「国際分業と我国対外経済関係」、『中国社会科学』1980年第1期、小川雄平訳「国際分業とわが国の対外経済関係」、中国研究センター編集委員会編集『中国—苦難創業の三十年—』所収、1980年、中国研究センター、陳琦偉「比較利益論の科学的内核」、『世界経済』1981年第3期、拙訳「比較優位説の科学的真髓」、拙編訳『世界経済への挑戦—中国対外経済開放政策の理論的基礎—』所収、東京出版、1986年、拙小著『中国における対外貿易論の新展開』(広島経済大学モノグラフⅠ)、広島経済大学地域経済研究所、昭和59年、第四章「対外貿易論と比較生産費説」などを参照されたい。

43) 薛栄久同上総括報告、14頁、同上拙訳(Ⅱ)、同上誌同上巻同上号、139頁。

44) 次頁へ

に入り、国際分業の問題を正面から議論し、研究するようになってきた。

(A) 国際分業と国際貿易との関係

国際分業と国際貿易との関係については、①社会的分業は交換発生の前提であり、国際分業は国際貿易形成及び発展の基礎であるとみる立場と、②国際分業は資本主義大規模工業生産という条件のもとではじめて形成されたのであり、国際貿易自体は国際分業に先行するから、国際貿易の展開にとって国際分業は必ずしも基本的条件ではないとする立場があるようである。

中国の学界ではこの間の議論を通じて、次のような共通認識にいたったと薛栄久教授はまとめておられる。「国際分業は国際貿易の基礎でもあり、その産物でもある。資本主義の下での国際貿易は資本主義的国際分業を前提とし、国際貿易の発展は、国際分業の方式と分業の進展を深めた⁴⁵⁾」。

(B) 国際分業の性格についての認識

国際分業の性格については、中国の学界には大別二つの見方がある。

① 国際分業に対する二面性認識

国際分業は、形成過程からみれば自然発生性と社会構造的性という二面性があり、経済発展ということからみれば相互補完性と従属性という二面性があり、経済的利益という面からみると互惠と搾取という二面性が含まれるという認識である。

② 国際分業に対する歴史進歩性認識論

国際分業を生産力発展のレベルとその結果の現れ、それゆえにまた進歩的な歴史の発展過程としてとらえる認識である。しかし、国際分業の形成と発展の中には、国際的な生産関係が存在するとみる⁴⁶⁾。

①の見解は、これまでに歴史的に登場してきた本格的国際分業としての

44) 同上総括報告、14頁、同上拙訳(Ⅲ)、『広島経済大学経済研究論集』第24巻第2号、2001年、98頁、薛栄久学術報告、片岡幸雄・林家凡要約「中国国際貿易理論の史的展開—変遷と新たな模索—」、『広島経済大学経済研究論集』第13巻第4号、1990年、102～106頁参照。

45) 同上総括報告、15頁、同上拙訳(Ⅲ)、同上誌同上巻同上号、100頁。

46) 同上総括報告、15頁、同上拙訳(Ⅲ)、同上誌同上巻同上号、99～100頁。

資本主義的国際分業に対する分析に基づく認識で、自由貿易主義的国際分業あるいは帝国主義的国際分業に対して否定的、あるいは慎重な評価ということになる。これに対して②の見解は、あるべき国際分業それ自体の概念設定からすれば、またそのような条件が満たされるならば、それは進歩的性格をもつものとして設定できるとの立場であろう。それゆえに、この立場も国際分業の形成と発展の中における国際的な生産関係を注視するのである。

(C) 中国と国際分業

① 中国の国際分業への参加の利益と必然性

中国が国際分業に参加するのは、それが社会的労働の節約の一つの源泉であり⁴⁷⁾、すでにみた社会的分業の発展を基礎にすえた社会主義市場経済論の理論的枠組に組み込まれた、国際分業を通じてより多くの経済的効果を獲得するため、これが中国が国際分業に参加する利益である。

上段でみたように新たな歴史発展段階にあるとみる現世界経済に対する認識構造に立てば、今日生産の国際化が進み、ビジネス情報も国際化している基本状況の下では、これによって体制を異にする国家間の関係も規定されるようになり、両者は必然的にともに国際分業プロセスに組み込まれるようにならざるをえなくなる⁴⁸⁾。

② 中国の国際分業参加の道筋と方式

中国の国際分業への参加は、従来の伝統的商品の輸出入パターンも重視しつつ、新しい貿易パターンに力を注いでいくということになる。加工・組立貿易、バーター貿易、あるいはその他のカウンタートレード、さらに

47) 王林生教授、陳琦偉教授等の見解が代表的なものといえるが、これらの見解については王林生「关于李嘉图「比較成本説」的評価問題」、復印報刊資料F5・貿易経済、1982年第3期、陳琦偉「比較利益論的科学内核」、『世界経済』1981年第3期、拙訳「比較優位説の科学的真髓」、拙編訳『世界経済への挑戦—中国対外経済開放政策の理論的基礎—』所収、東京出版、1986年、第七章を参照されたい。なお、両者については拙小著『中国における対外貿易の新展開』（広島経済大学モノグラフI）、第四章「対外貿易論と比較生産費説」の中でも取り上げている。

48) 薛荣久教授の総括（前掲総括報告、15～16頁、前掲拙訳（Ⅲ）、前掲誌前掲巻前掲号、100頁）を筆者なりの判断で解釈した纏めである。

は新製品の貿易なども含まれる。技術貿易、サービス貿易及び国際協力経営と生産も発展させていく。改革・開放前の時期には、中国自体目的意識的に国際分業に参加することはなかったが、改革・開放以来目的意識的に国際分業に参加し、改革・開放以前の時期の垂直型国際分業を積極的に水平型国際分業に改めていく⁴⁹⁾。

(3) 国際価値論

80年代以来、国際貿易の内面の問題としての国際価値の問題について、激しい議論が展開された。主要な議論は以下のようなものである。

(A) 国際価値の客観的存在性

国際価値なるものが客観的に存在するか否かについては、意見は二つに分かれる。

① 国際価値を一つの客観的な経済カテゴリーとして肯定する立場

- a コスモポリタンな人間労働をそれ自体として即国際価値ととらえる立場⁵⁰⁾
- b 国際価値を各国国内価値の統合されたものとしてとらえる立場

(1) 国際価値を貿易に関連する各国の社会的価値の加重平均としてとらえる見解⁵¹⁾

(2) 同一商品でも複数の国際価値が存在し、世界市場価格は需要などの要因によって影響をうけ、いくつかの国際価値の中のあるひとつの国際

49) 同上総括報告、16頁、同上拙訳(Ⅲ)、同上誌同上巻同上号、100～101頁。

50) 陳隆深「関于国際価値的若干問題」、『国際貿易』1983年第6期、拙訳「国際価値をめぐる論争点」、拙編訳『世界経済への挑戦—中国対外経済開放政策の理論的基礎—』所収、東京出版、1986年、第十一章参照。

51) 袁文祺「再評現代国際貿易中不等価交換和価値移転論」、『国際貿易』1983年第9期、拙訳「現代の国際貿易に対する評価と不等価交換論および価値移転論批判」、同上拙編訳書所収、第十二章、陳琦偉「論国際価値—比較利益論科学内核の再探討」、『世界経済』1982年第6期、拙訳「国際価値論—比較優位論における科学的真髓の再検討—」、同上拙編訳書所収、第八章、戴倫彰「壟断是造成国際不等価交換的主要原因」、『世界経済』1983年第6期等を参照されたい。なお、拙小著『中国における対外貿易論の新展開』(広島経済大学モノグラフⅠ)、1984年、第五章「国際価値論」の中で諸説を検討している。

52) 次頁へ

価値を中心軸として変動するとの考え方をとる立場⁵²⁾

- (3)ある商品の国際価値は、当該商品の圧倒的多数を生産する国の国内価値によって決定されると考える見解で、これらの国の社会的必要労働が国際価値の決定に重要な作用を及ぼすと見る立場⁵³⁾

② 国際価値否定論

「国際価値なるものの存在を否定する立場の人々は、国際価値は経済的カテゴリーとしては客観的に存在しない、フィクショナルな概念であるにとらえる。各国の労働生産性は大きく隔絶し、しかも資本と労働力は国際間で自由に移動していないから、国際価値は形成されないと認識する⁵⁴⁾」。

今日の中国の対外経済貿易学界の国際価値の客観的存在性に対する全体的認識として、薛荣久教授は次のように総括されている。「論争を通じて、多くの人は、国際価値は一つの客観的存在であり、一商品一国際価値との認識をもつようになった⁵⁵⁾」。

(B) 不等価交換論

国際価値にもとづく交換が不等価交換であるか否かに関しては、見解は概ね三つに分かれる。

① 国際価値にもとづく交換は等価交換であるとする立場⁵⁶⁾

- 52) 王賽惠「在世界市場没有统一的国际价值」、『世界経済』1983年第6期、拙訳「統一国際価値否定論」、同上拙編訳書所収、第十章参照。
- 53) 胡淑珍「馬克思國際貿易理論學術討論會側記」、『経済学動態』1983年第7期、6頁。
- 54) 薛荣久「対建国以来中国外経貿理論的回顧、帰結与発展的思考(綱要)」、中国国際貿易学会重点研究課題「対建国以来中国外経貿理論的回顧、帰結与発展的思考」総括報告、中国国際貿易学会、1999年、16頁、拙訳「新たな中国対外経済貿易理論発展の道(Ⅲ) —建国50年中国対外経済貿易理論的回顧と総括を踏まえて—」、『広島経済大学経済研究論集』第24巻2号、2001年、101頁。
- 55) 同上総括報告、16頁、同上拙訳(Ⅲ)、同上誌同上巻同上号、101頁。
- 56) 代表的な見解としては国際市場価値論である。袁文祺「再評現代国際貿易中不等価交換和価値移転論」、『国際貿易』1983年第9期、拙訳「現代の国際貿易に対する評価と不等価交換論および価値移転論批判」、同上拙編訳書所収、第十二章、陳琦偉「論国際価値—比較利益論科学内核的再探討」、『世界経済』1982年第6期、拙訳「国際価値論—比較優位理論における科学的真髓の再検討」、同上拙編訳書所収、第八章、戴倫彰「壟断是造成国际不等価交換的主要原因」、『世界経済』1983年第6期等を参照されたい。なお、拙小著『中国における対外貿易論の新展開』(広島経済大学モノグラフI)、1984年、第五章「国際価値論」の中で諸説を検討している。

② 国際価値にもとづく交換といえども、なお価値移転と国際的搾取が構成され不等価交換になると主張する立場⁵⁷⁾

③ 国際価値にもとづく交換は等価交換ではあるが、不等労働量交換であり、この交換は不等価交換を構成するとする立場⁵⁸⁾

不等価交換が形成される原因については、①の立場にたつ論者は、国際市場の競争条件が完全である、または特に政治的な支配というような状況の下にないような場合には、一般的には不等価交換は形成されない（すなわち、貿易を通ずる搾取なり、価値移転は存在しない）と考えるから、国際間において不等価交換を構成する主要な要因は経済上の独占的要因と政治的支配にあるととらえる。これに対して、②の立場にたつ論者は、不等価交換を構成する主要な要因は、各国の労働生産性の格差と各国の資本の有機的構成の差異にある（このことにもとづいて、貿易を通ずる搾取なり、価値移転が存在する）と考える。③の立場にたつ凌星光教授の見解は、国際市場において国際生産価格が成立するとの立場からの見解であるが、筆者は国際市場においては国際市場価値も国際生産価格も成立しないと考えるから、このとらえ方には賛成し難い。したがって、また①の立場に立つ見解にも賛成し難い。

②の立場にたつ論者の見解は、一国国民経済の国内市場において妥当性をもつ価値規定を、そのまま国際間に適用しようとするという意味で賛成できない。国際市場では国内における同じように資本、労働力の競争に

57) 代表的な見解としては陳隆深教授の見解が挙げられる。陳隆深「関于国際価値的若干問題」、『国際貿易』1983年第6期、拙訳「国際価値をめぐる論争点」、拙編訳『世界経済への挑戦—中国対外経済開放政策の理論的基礎—』所収、東京出版、1986年、第十一章参照。

58) 凌星光「目前按国際価値交換就是平等的交換」、『世界経済』1983年第6期参照。凌星光教授は次のように述べておられる。「世界市場における価値には、国際価値と国民的価値の二重性がある。国民的価値の角度からみると、国際価値に応じた交換は不等労働量交換であり、“不等価交換”である。しかし、国際価値の角度からみると等価交換である」（同論文15頁）。参考までにつけ加えれば、凌星光教授は「国際生産価格」論者である。なお、諸説の国際価値概念それ自体に対する認識と不等価交換との内的理論関係については、拙小著『中国における対外貿易論の新展開』（広島経済大学モノグラフI）、1984年、第五章「国際価値論」を参照されたい。

よる競争的市場統合のメカニズムが機能する前提条件がそなわっていないため、国際市場価値も国際生産価格も成立しない。価値は一国市場内では成立するが、しかし、生産に費消された投下労働量がいつでも、どこでも無条件的に価値となって実現するわけではない。一国内においてのみ、標準的生産力概念を背景とした社会的平均的必要労働時間概念が設定される所以である。生産力格差が大きく開いている先進国と発展途上国の間では、先進国の価値と発展途上国の価値の間を架橋する絶対的な競争的市場統合の社会的機構が存在しないから、価値は各々の国民経済の価値として存在し、計算されるにすぎない。それぞれにおいて貿易の利益が享受される所以である。したがって、そこでは発展途上国から先進国への価値の移転はない。確かに、投下労働量が即価値を形成するとの観点からみれば、不等労働量交換であり、不等価交換である。国際市場価値論の立場にたてば、国際市場価値からみて発展途上国の労働は価値を作りだしていないということになり、価値移転も搾取も存在しないということになるが、国際市場価値の成立に否定的な筆者の観点からすれば、貿易による特別利潤は、それぞれの国における価値創出という積極的価値実体としての労働に直接由来するものではない。それは国際間における労働および価値の換算から生ずるものであって、国際間における価値の一方的移転ではない。それは不等労働量交換ではあるが、不等価交換ではない。②の立場の論者のいう「国際的搾取」は、木原行雄教授のいわれるように、それは「価値形成の社会関係を通じての間接的な搾取の関係であると見るべきであろう⁵⁹⁾」。

さて、以下中国対外経済貿易発展理論の基礎構造について、筆者なりに小括してみよう。

比較生産費説（主としてリカード理論が問題とされている）については、

59) 木原行雄「国際貿易における不等価交換について（下1）」、『東京経済学会誌』第126号、1982年、121頁。全体的に、木原教授の見解に多くを負っている。中国におけるこの問題に関する論争については、前掲拙編訳書、上掲拙小著を参照されたい。筆者の見解については、片岡幸雄、李文光・張岩貴訳「国際価値論与発展中国貿易政策」、《世界経済与中国》編輯組編『世界経済与中国』所収、経済科学出版社、1996年参照。

80年代に賛否両論のあった論争の過程を経て、比較生産費説は肯定的に受け容れられるようになってきており、一定の前提の下で利用可能だと考えられるようになってきている。主流的には、比較生産費説は労働価値説との整合性において科学的であり、そこから引き出される合理性の限りにおいて容認されるということから、労働価値説によるいわゆる比較生産費説のほぼ全面的解釈が進められ、労働価値説的比較生産費説の合理化解釈がほぼ形を整えている。

比較生産費説が中国の対外貿易発展の基礎理論となりうるか否かについては、いわゆる比較生産費説の真髄を何と見るかということと関連するが、中国の学者達の主流的とらえ方は、いわゆる比較生産費説の労働価値論的展開の中で、比較生産費説の積極的意義を評価するということになっているから、いわゆる比較生産費説そのものに対してそれほど固有の積極的な位置づけを与えていない。比較生産費説の労働価値論的展開をマルクスの国際貿易理論の中の一構成部分として組み込むというのが主流的立場と考えられる。したがって、中国対外貿易の発展の多くの部分を、いわゆる比較生産費説の基本的枠組の中で考えるという構造にはなっていないように思われる。中国にとって対外貿易は経済発展の一部分であり、特に資本蓄積論的側面を重視しなければならない発展途上国の観点からすれば、中国がこの観点に拘泥するのは理解される場所である（リカードの貿易論は元々資本蓄積論的観点から展開されているという面からも、中国はリカード貿易論の労働価値論的観点を重視するのではあるまいか）。しかし、今日純理論認識上の問題とは相対的に独立して、いわゆる比較生産費説そのものと直接正面的に対決するという構造は少なくなっている。直接政策立案に携わる人々の間では、いわゆる比較生産費説をそのままの形で受け容れる傾向が強いように見うけられる。

今日国際分業それ自体については、全体的に中国は肯定的に受け止めている。問題はそれが展開される条件ということになろう。中国が今日の世界政治経済を「平和と発展」時代として歴史的に位置づけるとはいえ、この背景には協調と対立を基礎にしてという二面的構造が置かれている。こ

の認識を背景とした国際分業の積極的評価である。この構造認識に立った上で、中国は国際分業に積極的に参加することから利益を得ることができ、国際分業に参加する必要性もあると考える。

国際価値論は比較生産費説の労働価値説による貿易理論の積極的展開ともいえるが、改革・開放前の主流的展開は、先進国と発展途上国の間の貿易関係の中に労働生産性の格差にもとづく搾取関係が存在するということを主張するものであった。今日における国際価値論の主流的展開は国際市場価値論にもとづく搾取否定論にあるように見うけられる。国際生産価格論にもとづく国際価値論の展開もあるが、少数派と見られる。国際市場価値論にもとづく搾取否定論は、対外開放政策が推進される中で、貿易を積極的に推し進めていくのに恰好の理論的根拠を提供することになった嫌いもあるが、一部の急進的論者を除けば、搾取論の立場にたつ論者も必ずしも対外開放政策に反対するわけではない。

搾取論の立場にたつ陳隆深教授は、労働生産性の差異にもとづく搾取を維持、強化するような旧い国際経済秩序を打ち倒す闘争の中で、国際分業の利益を積極的に活用し、労働生産性の格差を縮小していくべきであると主張する⁶⁰⁾。新しい国際経済秩序構築の闘いの中で、この事業は推進されようから、対立と協調の構図の中に位置づけられよう。国際生産価格論にもとづき先進国と発展途上国の間の貿易関係を、等価交換ではあるが不等労働量交換であるとみなす見解では、新しい国際経済秩序を構築していく闘いの中で、国際分業の利益を取り込み、労働生産性の差異にもとづく不等労働量交換の縮小と消滅の努力に向けた取り組みに努めることが必要との主張がなされる⁶¹⁾。

60) 陳隆深「關於國際價值的若干問題」、『國際貿易』1983年第6期、17～19頁、拙訳「國際價值をめぐる論争点」、拙編訳『世界經濟への挑戦—中国對外經濟開放政策的理論的基礎—』所収、東京出版、1986年、219～224頁。

61) 凌星光「目前按國際價值交換就是平等的交換」、『世界經濟』1983年第6期、15～17頁。

4 対外経済貿易発展戦略

(1) 輸入代替戦略

80年代中頃から、対外経済開放政策の戦略的中心基軸をいかなるものとするかが重要な問題となってきた。対外経済開放政策が長期的な基本路線として確立されてきたからである。これに合わせて、先ず発展途上国としての中国がとるべき長期戦略として輸入代替戦略が提唱された。劉昌黎氏は、発展途上国としての中国が世界の工業大国に追いつき追い越す長期戦略として輸入代替開発戦略を提唱した。主張の根拠は概要以下の通りである。

- ① これまで世界の大国の経済発展は内向型経済発展であったこと（大国の市場規模が長期的に輸入代替政策を実行していく基本条件となるということ）
- ② 後発大国が先進国に追いつき追い越していく過程では、単に外貨獲得か、単に輸出の量的拡大をはかるといった産業しかなく、開発途上国の工業化をリードしていく国際競争力をもつ産業が乏しいこと
- ③ a 輸入代替政策を採用すべき中国固有の要因
 - a 中国の商品経済の発展を安定的かつ予測可能な国内市場の基礎の上に構築できること（国際市場の変動の影響を小さくできる）
 - b 外国の工業品に対する需要が大きく、この状況を逆転しなければ、外貨蓄積上の問題が解消できないこと
 - c 輸出指向型貿易発展戦略を実行していくということになれば、比較生産費説に沿った軽工業、紡績・紡織業を主として発展させていくということになるが、これでは中国の工業化の方向に反することになること
 - d 先進工業国が伝統的工業を漸次新興産業に移しつつある状況の中で、中国は輸入代替発展戦略を実行し、重化学工業化に向けて外資の導入をはかっていく戦略をとっていくべきこと⁶²⁾

62) 劉昌黎「進口替代是我国赶超世界工業大国的長期戰略」、『經濟研究』1987年第8期。

筆者の考えでは、発展途上国が先進国に追いつき追い越していくという
ことを目指す限り、その過程で重点の置きどころに相対的なちがいは出る
であろうが、長期的戦略としてみれば輸入代替発展戦略を基本に据えざる
をえまい。特に、中国のような大国においてはこの戦略のもつ意味がより
大きくなってこよう。問題は、輸入代替戦略を段階的に相対化していかざ
るをえない側面が出てくるということである。輸入代替発展戦略と輸出指
向発展戦略は、超段階的に対峙させて二者択一的にとらえるべきではない
ということである。この意味からして、次に取り上げる黄方毅氏の輸出指
向型発展戦略論は意味をもってくる。

(2) 輸出指向型戦略論

黄方毅氏は中国は輸入代替戦略から輸出指向型戦略に転換すべきだと主
張する。黄方毅氏は輸入代替戦略の問題点を次のようにいう。輸入代替戦
略は、先ずは機械・機器といくらかの原材料の輸入によって消費財をつく
り、外国からの消費財の輸入代替をはかる。この過程は段階を逐って推し
進められる。問題はこの輸入代替の裏面で、輸出の代替（即ちこの場合第
一次産品の輸出がそのまま維持されている）が考慮されていないことであ
る。いうならば、輸出の「不代替」である。輸入代替戦略は輸入代替と
輸出「不代替」の両面からなるといえる。輸入代替は国内資源と外国資源
を使うということであり、上述の輸出の「不代替」は国内市場と国際市場
の片面（半分）を使うということである。輸入代替戦略とは二つの資源と
一個半の市場を使うという構造である。したがって、輸入代替戦略をとり
続けると、必然的に外貨蓄積上の制約に遭遇することとなる。

輸出代替戦略とは先ずは輸入消費財の代替をはかり、同時に輸出によっ
て伝統的第一次産品輸出の代替をはかるというものである。すなわち、消
費財の輸入代替と上述の輸出の「不代替」を輸出代替に発展させていくこ
とと結合することである。二つの資源と一個半の市場に立つということか
ら二つの資源と二つの市場に立つということへ発展させていくという戦略
であり、輸入代替戦略の改造と補充ということである。このことによって、

比較優位を利用したより付加価値が高く、需要弾力性の高い製品の輸出による外貨供給のチャンネルを拓き、輸入代替戦略からくる外貨蓄積上の制約を解決し、一国経済を良性循環の軌道に乗せるという戦略である。輸入代替戦略が局部的な国際交換を利用するのに対して、輸出代替は一段高い、全面的な国際交換を推進するという戦略である。輸出代替戦略は対外経済戦略としては、具体的には各国の基礎条件によって様々ありうる。小国では外国市場依存度が高くなるが、中国のような大国では外国市場に大きく依存する道はありえず、中国式の輸出代替の道を選ばざるをえない。輸出代替戦略は過度な産業保護を防ぎ、全体としての経済の効率化を推進しよう⁶³⁾。

〔補論〕

黄方毅氏の論も必ずしも輸入代替論と真っ向から対立し、これを否定するものではないが、この系に属する論として80年代後半から輸入代替と輸出代替を併用していくべきだとする論がでてきた。

1 許新礼氏の主張

許新礼氏によれば、輸入代替戦略と輸出代替戦略には優れた面とマイナスの両面がある。両者を交叉させながら、織り交ぜて用いるべきだという。輸入代替戦略は生産力の発展とその水準を高めるための基礎をつくり出すと同時に、輸出代替戦略へ移行していくための条件も作り出す。輸出代替型産業の水準を高めることによって、輸入代替戦略の改善にも有利に作用する。中国の輸入代替戦略の水準は引き続き向上させていかなければならない。中国の経済発展は国内に立脚し、国内市場を基礎としたものでなければならない。輸出指向戦略だけでは中国国民経済を発展させることはできない。しかし、全面的な輸出指向戦略ではない形での輸出の振興は必要である。比較優位をもつ労働集約的製品の輸出を発展させ、資源集約的製品の輸出も考え、資本集約的製品や技術集約的製品の輸出を積極的に開拓すべきである。

2 任紀軍氏の論

氏は、中国は輸入代替戦略と輸出指向戦略をバランスをとって織り交ぜて併用的に運用すべきだと提案する。①国の規模と対外貿易係数は反比例関係にある一大国中国には輸出指向型発展戦略は適さない。②一国の一人当たり平均所得と対外貿易係数は反比例関係にある一低所得大国中国はまだ一人当たりの所

63) 黄方毅「再論中国対外経済戦略的選択」、『経済研究』1986年第12期。

得が低いことから、輸出に力を注ぐべきである。③中国は輸入代替の基礎の上に輸出代替産業を打ち立てていく必要がある。輸入代替と全要素生産性の成長の間には負の相関関係があり、輸入代替戦略は中国の非効率的な生産体制と粗放型経営方式の改善に役立たない。

3 何煉成氏の論

戦略の基本出発点を輸入と輸出を含む国民経済全体の良性循環を保持することにおき、対外経済活動を世界経済の需要のために運営するのではなく、国内経済の均衡を発展の中心にすえ、多種の開放形式をとる。対外経済との関係で異なる地域、異なる産業部門は各々の優位性を発揮し、国際分業に参加する。

4 薛家驥氏の論

氏の見解は、発展段階の位相に応じて政策運営の重点をあるいは輸出代替におき、あるいは輸入代替に移しかえるという形で運用していくべきであると主張する。輸入代替は国内市場を主要目標として、全面的に国外の先進技術の吸収に力を尽くし、産業構造のステップアップを推し進めるというものである。この戦略は輸出による発展を排斥しないが、この戦略の下では支柱産業と輸出産業はしばしば背離する。したがって、発展の重点は技術の導入を通じて、本国の支柱産業を改造し、国民経済全体の発展を推し進めるといふことにあるといふ。

輸出代替は国際市場を主要目標とし、自国の比較優位商品をもって、国際市場で競争を行うのを促進するということである。この戦略の中では、輸出産業は同時に支柱産業であり、同様にその他の産業の発展を引っ張っていく役割を果たしている。

二つの戦略ともに必要であって、二つの戦略の併進戦略を実行すべきである⁶⁴⁾。

(3) 国際競争力指向戦略

1986年陳琦偉氏は『国際競争論—中国対外経済関係の理論思考』なる著作の中で、国際市場価値論をベースにした国際競争力指向戦略を打ち出

64) [補論] 部分は主として薛榮久教授の要約総括によっている。薛榮久『対建国以来中国外経貿理論的回顧、帰結と発展的思考(綱要)』、中国国際貿易学会重点研究課題「対建国以来中国外経貿理論的回顧、帰結と発展的思考」総括報告、中国国際貿易学会、1999年、22～23頁、拙訳「新たなる中国対外経済貿易理論発展の道(Ⅳ)—建国50年中国対外経済貿易理論的回顧と総括を踏まえて—」、『広島経済大学経済研究論集』第24巻3号、2001年、158～160頁。

した。国際市場の競争的収斂として形成される客観的存在たる国際価値からみて、発展途上国中国は貿易においては、自国の国民的労働の創り出す国民的価値が低いものたらざるをえない。すなわち、国民的価値は生産力水準の低さのゆえに、またそのことによる国際競争力の弱さのために、少ない国際的価値しか創り出していない。国際市場においては、各国の国際剰余価値の分配は競争を通じて行われるからである⁶⁵⁾。

今日の世界経済は国際競争力を主要手段として運営されるという特徴をもつ。

今日国際競争力は三つの基本的要因によってその本領が発揮される条件がある。先ず第一に、国際経済関係が極めて不平等であった自由競争時代の資本主義、帝国主義時代と異なって、各種国際組織による調整機能が以前に較べて強くなったこと、発展途上国の経済組織集団が形成されるようになったこと、原料生産及び輸出国の組織化がはかられたこと、貿易上の特惠関税制度などが創設されたこと等々によって、国際経済関係の相対的平等化が進んだ。第二に、国際化の進展は国際的にみた生産力と生産関係の矛盾の反映であり、この裏面は今日における主権をもつ国家の国際競争力創出、発揮の機会をつくる。第三は、新技術革命が国際競争力の物質的基礎となるという点である⁶⁶⁾。

国際競争は基底的には比較生産費原理にもとづくという意味で、絶対生産費にもとづく自由競争の破壊的作用がそのまま作用しない。また、それは国家が介在するということから、国家の運用のあり方によって企業間独占競争とも異なる独占的競争を内に含む競争力強化の側面をもつ。それは一種の保護条件下の競争力の強化を背景にもちうる競争である。上述のように、今日の国際条件はこの作用を発揮できる環境にある⁶⁷⁾。

国際価値の認識を基礎にすえて比較優位の原理と結合すると、中国が国

65) 陳琦偉著『国際競争論—中国対外経済関係的理論思考』、学林出版社、1986年、第二篇参照。

66) 同上書、193～213頁。

67) 同上書、190～192頁。

際経済関係の中での利益をえるためには、国際競争を基本とした関係の中で国際競争力を強めることが最も重要となる。ここにいう国際競争力とは労働生産性を引き上げ、国民的価値と国際価値の間の差を縮小し、国際剰余価値のより多くの配分に与るよう努めることである。

輸入代替戦略とか輸出指向戦略とかは比較生産費原理上の認識に止まっており、国際価値の観点からみた国民的価値を高めていくことこそが、国民経済的課題であるとの視点が抜け落ちる⁶⁸⁾。上述のように、国家はある種の保護を含む主体的な国際競争力の創出のための競争的環境の整備、調整に努めなければならない。

(4) 対外貿易「強化価値創出」発展戦略

1994年庄凌氏は「対外貿易自乗発展戦略初探」論文の中で、貿易における強化された価値の創出による中国経済の発展戦略を打ち出した。この論は、マルクスの「例外的に生産力の高い労働は、何乗かされた労働として作用する」という理論的根拠にもとづいた発展戦略である。「何乗かされる」ということの意味は、ある種の社会的生産が、労働生産性の引き上げによって、単位時間内に創造される価値が何乗かになり、労働の質が向上するといった作用と現象を指す。「何乗かされる」のは科学技術労働商品に独自の使用価値である。対外貿易の倍化価値利益とは、対外貿易に吸収された各種形態の科学技術（知的所有権、情報など）を通じ、当該国の労働生産性が倍化され、国民的生産能力と総合国力が向上させられるということである。

この戦略からすると技術商品の貿易が最も有利ということになり、外国からの先進科学技術の導入と吸収が戦略の中心軸となる。これと合わせ、中国自体の科学技術の自主開発を結合して、中国の対外貿易の比較優位の基礎条件を構築していくべきであるという。輸入では単に技術を輸入することから、技術導入によって輸出の拡大をはかるということにもつ

68) 同上書、168～169頁。

ていかなければならない。「技術の導入—消化・吸収—開発・創造—輸出拡大—技術導入の増加」という良性循環を実現すべきである⁶⁹⁾。

この戦略の深化、発展として、王一夫氏の技術指向発展戦略論がある。ここでは、技術導入と技術開発が戦略の中心軸にすえられ、企業の技術転換（伝統的技術→ハイテク化への転換、労働集約型→資本集約型→知識技術集約型への転換）を踏まえ、貿易における動態的比較優位の獲得を通じて、中国の総合的国力の強化が主張される⁷⁰⁾。

（5）国際大循環経済貿易発展戦略—労働集約型製品輸出を基礎とした現代的高度発展段階到達戦略のグランドデザイン

中国経済には比較的発達した重工業ときわめて未発達な農業という二元的産業構造がある。この二元的産業構造による発展への相互制約的關係を断ち切るには、農村の人口が多いという有利な条件を生かして、大いに労働集約型製品の輸出を発展させ、国際市場から外貨を獲得し、重工業発展のために必要な技術と物財を輸入し、重工業を改造しなければならない。重工業が改造されて、資本集約型と技術集約型の製品が輸出できるようになってはじめて、これらが元の労働集約型製品の輸出に代替する。かくして、労働集約型製品と国際市場と重工業との三者の間に大きなサイクルが形成されるはずである。この大きなサイクルを通じて、大量の農村労働力の移転ばかりでなく、重工業の高度化への発展の問題がともに解決できる。これは中国経済発展が、“国際大循環”の道を歩む内因である。……差し当たり、国際条件も中国のこの方向での発展に有利である。

69) 庄凌「対外貿易自乗発展戦略初探」、『国際貿易』1994年第8期。薛荣久教授によれば、同氏の著書として『外貿自乗効益論』がある由であるが、筆者はこの著作を入手していないので、氏の上掲論文と薛荣久教授の要約（薛荣久『対建国以来中国外経貿理論的回顧、帰結与発展的思考（綱要）』、中国国際貿易学会重点研究課題「対建国以来中国外経貿理論的回顧、帰結与発展的思考」総括報告、中国国際貿易学会、1999年、24頁、拙訳「新たな中国対外経済貿易理論発展の道（Ⅳ）—建国50年中国対外経済貿易理論的回顧と総括を踏まえて—」、『広島経済大学経済研究論集』第24巻3号、2001年、162～163頁）によっている。

70) 王一夫「試論技術指向発展戦略」、『国際貿易問題』1995年第10期。

この戦略の実施プロセスは、先ず第一段階としては沿海地域の労働集約型製品の集中的輸出拡大である。第二段階として、労働集約型製品の重層的構造の構築の過程の展開の中で内陸産品が沿海地域に進出し、さらにこれも国際市場に向かわせる。第三段階として、重工業の現代化による資本・技術集約型製品の輸出を進める。

国際大循環戦略構想は、①農村労働力の工業への移転と重工業の高度化が結合され、②産業発展と地域発展が結合される、③輸入指向型発展と輸出指向型発展が結合される、④改革と発展が結合されるという、優れた特徴をもつという⁷¹⁾。

筆者の理解するところでは、この国際大循環経済貿易発展戦略は中国の基本的状況から、中国の経済発展を全面的に国際循環の中に位置づけたという認識上の意義は大きい。従来議論の関心の中心が、発展途上国中国は全体として輸入代替戦略を採用すべきか、輸出指向戦略を採用すべきかということに置かれていたのに対し、この国際大循環経済貿易発展戦略は途上国中国の具体的内部構造の問題意識にもとづき、輸入代替と輸出指向あるいは輸出代替を結合するというよりも、当初から両者をワンセットとして問題提起しているという意味で、発想そのものとして優れた点もっているといえる。しかし、すでに上述したように、輸入代替の基本戦略の上に輸出指向戦略を結合して戦略を打ち出すとすれば、結果的には国際大循環経済貿易発展戦略とはほぼ同一の方向となるということもできる。国際大循環という概念は必ずしも科学的でない。要するに、それは積極的に国

71) 薛荣久「中国における“国際大循環”戦略の構想と評論」、『東京経済学会誌』第165号、1990年、75～76頁。

すでにお気付きの方もあろうが、いくつかの論を薛荣久教授等の要約に依存するのは、中国の学界の論文は一部は直接入手できるが、一部学会誌などに発表されたものは入手できない。例えば、中国国際貿易学会は外国人研究者を現在のところ会員として受け入れていない（筆者は多年にわたり中国国際貿易学会に入会の申し入れをし、数代にわたる当該学会会長とも直接お目にかかる程度親密な関係にあるが）。多くの重要な文献は会員のみが入手できる学会誌に発表されることが多いからである。このため、筆者による限られた入手文献にもとづく部分的な偏りに陥る可能性のある解釈を避けるために、学会の理論問題に通じ、全体的取り纏めなどの活動に実績のある方々の全体的要約に依存する事情をご了解願いたい。

際分業に参加する外向型経済発展戦略ということだという批判もできる⁷²⁾。

そもそも国際大循環は、一方では長期的な観点からみた、一応自己運営掌中にある国内の資本蓄積循環を問題にしつつ、他方で自己の掌中にない、他国の掌中にある国際市場に全面的に依存するという構造になっている。「平和と発展」の時代とはいえ、一億人余の農民によって作り出される労働集約的製品が、国際市場ですんなりと受け入れられるか否か、構想の基礎前提に対する疑問が提起される⁷³⁾。

この外にこの発展戦略では農業の発展問題が無視されるなど、国際大循環経済貿易発展戦略に対して出された批判はかなりあるが、筆者からみて重要な批判的意見として徐華氏の意見と氏の中国の発展戦略へ向けての積極論がある。氏の見解はこうである。

国際大循環の流れは閉じられていて、重工業にまでは到達しない。もしも、循環の起点と終点である農業を全体の国民経済に含めて考えるならば、サイクルが長すぎ、農業生産を安定化させるメカニズムを欠くことになり、また二元経済発展の歩調が取れないなどの問題が引き起こされることになる。そこで、同氏は“複式インターナショナル・サイクル”戦略を提案する。これは二つの国際小循環と一つの国際大循環によって構成される。国際小循環Ⅰとは農業→農村工業→国際市場→農業、国際小循環Ⅱとは、重工業→国際市場→重工業、国際大循環とは農業→農村工業→国際市場→重工業→農業ということになる⁷⁴⁾。

(6) 「大経貿」体系構築戦略

1994年5月当時の対外経済貿易部部長呉儀女史は、「90年代中国外経貿

72) 同上論文、同上誌同上号、82頁。

73) 薛荣久『対建国以来中国外経貿理論的回顧、帰結与発展的思考(綱要)』、中国国際貿易学会重点研究課題「対建国以来中国外経貿理論的回顧、帰結与発展的思考」総括報告、中国国際貿易学会、1999年、23頁、拙訳「新たな中国対外経済貿易理論発展の道(Ⅳ)―建国50年中国対外経済貿易理論的回顧と総括を踏まえて―」、『広島経済大学経済研究論集』第24巻3号、2001年、161頁。

74) 前掲論文、前掲誌前掲号、85頁。

戦略国際研討会」において対外貿易に関する「大経貿」戦略を打ち上げた。これは上に述べてきた諸議論とは異なった観点からの問題提起であった。当然ながら、女史の立場からの問題提起であれば、対外経済貿易部が現時点、また今後政策遂行者として対外経済全般を運営していく場合の重点的視点を打ち出したものといえよう。したがって、上述の戦略的諸議論が対外経済貿易発展のための戦略主軸の選択に関する問題提起であったのに対して、それらの議論も十分に生かすために、またあるいは上述の議論の内容をより十全に生かすためにも、対外経済貿易発展の基礎前提の評価と総括の上に立って、対外経済貿易発展のための総合力の結集戦略を打ち出したものであった。

「我国は技術、労務といった領域の対外交流も長足の発展を遂げ、対外経済貿易は従来の、内容的にみて単独型で、パイプが狭く、低次段階の状況から、商品、資金、技術、労務等が緊密に結びついた、相互促進的〈大経貿〉という新局面に入っている。……90年代には、我国の対外経済貿易は輸出入を基礎とし、商品、資金、技術、労務合作と交流の相互浸透、協調発展、外経貿、生産、科学技術、金融等の部門の共同参加による〈大経貿戦略〉を実行し、対外経貿事業を一つ上の段階に押し上げ、さらにその経済成長の促進、構造調整、技術進歩、経済利益の向上等に対する戦略的役割を発揮しなければならない⁷⁵⁾」というのである。

この戦略が打ち出された背景は、中国の対外経済貿易体制改革と対外経済貿易の発展という一連の実践を受け継ぎ、さらに発展させるということである。その現実的基礎は、①社会主義市場経済体制への転換、②財貨貿易、サービス貿易、技術貿易の相互融合した発展、③対外経済貿易体制改革と対外貿易の成長方式の転換、といった全体的要求に対応したものであった⁷⁶⁾。

対外経済貿易学界では、「大経貿」戦略を実施していく中で、大中小対外貿易企業のそれぞれの重要性、スピードと利益の有機的結合、質と構成

75) 呉儀「機遇与前景：90年代中国対外経貿発展的基本構想」、『国際商報』1994年5月14日号。

76) 次頁へ

の関係への考慮、経営の多角化と相互補完を十分に押さえ、経営主体の多元化、営業業務の多元化、経営方式の機動化・活性化、業種管理の統一性、個別活動の協調性などを実現していくべきであるとの内容の具体化の議論が進んだ。自由化と健全な競争関係の確立を底流とした、政府の調整機能の十全の発揮と法的対処による調整的な健全な全体的発展の指向である⁷⁷⁾。

(7) 自主型輸出戦略

薛栄久氏によれば、90年代半ばから中国対外経済貿易学界の一部の人々は、中国は強国主導秩序の下にあるWTOに加盟すべきではなく、国内産業保護の強化によって、先進資本主義強国秩序に順応する経済貿易発展戦略に反対し、自らが自己推進する自主型輸出戦略を選択すべきだとの見解を主張するようになった⁷⁸⁾。薛氏は、「対建国以来中国外経貿理論的回顧、帰結与発展的思考（綱要）」、中国国際貿易学会重点研究課題総括報告の中で、狄蔭清と鄭綱氏の見解の触りの部分を直接語らせている。

「この戦略は、“三道防線、一面出撃”（三重防衛、一路出撃）に具体化される。

第一の防衛線というのは、十全の貿易保護措置をとり、関税障壁、非関税障壁を強化するということである。多国籍企業の時代においては、我国における直接投資の数量と領域を制限しなければならない。

第二の防衛線というのは、国内工業の協調的発展のために、周到な政策を立て、重要産業に対する政策的支援と重点傾斜政策を強化し、後発の利益を利用して、いくつかの産業の高度化の時間を短縮、場合によっては、段階を飛び越えていくようにすることである。このことによって、重要産

76) 薛栄久『対建国以来中国外経貿理論的回顧、帰結与発展的思考（綱要）」、中国国際貿易学会重点研究課題「対建国以来中国外経貿理論的回顧、帰結与発展的思考」総括報告、中国国際貿易学会、1999年、25頁、拙訳「新たな中国対外経済貿易理論発展の道（Ⅳ）—建国50年中国対外経済貿易理論的回顧と総括を踏まえて—」、『広島経済大学経済研究論集』第24巻3号、2001年、164～165頁。

77) 同上総括報告、25頁、同上拙訳（Ⅳ）、同上誌同上巻同上号、165頁。

78) 同上総括報告、26頁、同上拙訳（Ⅳ）、同上誌同上巻同上号、166頁。

業が外資によって直接に押さえられるか、或いは市場競争を通じておしつぶされるのを防ぐ。

第三の防衛線というのは、自主技術開発と創造能力を強化し、国としての科学技術開発体系を建設することである。

一面出撃とは、国内市場をしっかりと打ち立てるという前提の下で、国内市場によって海外市場への足がかりをつかみ、国際市場へ進出するということである」。

「このような戦略をとれば、多くの矛盾はいずれも一連のものとして解決できる。例えば、国有企業の苦境脱出、内需の拡大、労働者の就業、産業高度化と転換、強大な国防力の建設などは一連のものとして解決される、そして、最終的には強い中国が実現される⁷⁹⁾」。

この見解は、外資系企業の大幅増大によって、内外市場における外資系企業と国内資本企業の相剋が深まり、劣勢にたつ国有企業が苦境に立たされていること、失業問題、外資直接投資の導入による産業の高度化が必ずしも中国が期待した通りに進まないことなどを背景としており、WTO加盟後の中国の政策運営上看過すべからざる一面を蔵している。

5 外資直接投資の導入と貿易及び経済発展

(1) 外資直接投資と貿易の発展

中国の外資利用は、既に述べた中国が社会主義初級段階にあることとマルクス主義国際分業論にもとづく。

外資利用と貿易の発展の相互関係は生産と流通の統合といえる。今日の国際経済協力の中では、貿易と投資は緊密に繋がっている。中国の外資利用と対外貿易の相互作用は以下の点に現れる。

- ① 外資利用は、外貨不足を補うという補充手段である。
- ② 対外貿易によって、外資利用量が増えるとともに、利用外資の質も

79) 同上総括報告、26頁、同上拙訳(Ⅳ)、同上誌同上巻同上号、166頁。

向上する。

- ③ 外資利用によって、対外貿易の迅速な発展を促進できる。
- ④ 外資利用は、輸出商品構造改善の有効な方法である⁸⁰⁾。

(2) 外資直接投資と中国の経済発展（第五章で別に論ずるのでここでは省略する）

6 APECと中国

多くの人が考えるように、APECは厳格な意味の地域経済貿易集団ではなく、拘束性のない協調的な組織であるとの観点に立てば、APECの発展の前提、原則、挑戦の課題は以下のようなものとなるという。

- ① APECは政治、経済、イデオロギー等が複雑であることから、柔軟性が前提となる。
- ② 上記の点を踏まえ、「求同存異」(異を認めつつ同一の方向を探す)を重視しなければならないから、協議一致の原則を堅持すべきである。
- ③ APEC内部に含まれる他の地域組織に対してどのように対応するかが重要な課題となる。

この基礎認識の上に立って、中国国際貿易学界では次のような認識が出されている。

- ① 世界的な多角的自由貿易体制を擁護、維持し、アジア太平洋地域の経済協力に順応する態度で臨む。
- ② アジア太平洋地域に含まれる他の地域貿易集団に対し慎重な態度を保つ。
- ③ 独立自主の開放型輸入を主とする戦略を堅持する。
- ④ 原則を堅持し、柔軟に先進国との関係を処理していく⁸¹⁾。

80) 同上総括報告、26頁、同上拙訳(Ⅳ)、同上誌同上巻同上号、167～168頁。

81) 同上総括報告、36～37頁、同上拙訳(完)、同上誌第25巻第2号、2002年、119～121頁。

7 WTOと中国

中国は1986年GATTの地位回復を申請したが、この交渉の過程で95年WTOが世界的な多角的貿易体制の組織および法的基礎となり、暫定的で法的基礎づけの弱かったGATTにとってかわった。中国はWTO設立メンバー国としての地位が得られず、GATT締約国の地位回復交渉は、WTO加盟交渉に変わった。中国の対外経済貿易学界では、中国のWTO加盟の可否、WTO加盟の意義について激しい議論が行われてきた。議論の詳細な論点については、後段で当該問題につき専門的に研究され、かつご当人も論争に参加されている当事者である鄭海東教授に委ねなければならないが、薛栄久教授によれば、この問題をめぐっては基本的に賛成派と反対派の二つの論が真っ向から相対立した。

(1) 中国のWTO加盟賛成派あるいは支持派の見解

GATTにとってかわったWTOは多角的貿易体制を統括する法的に完全な国際的法人格をもち、調整・管理の領域も広がり、拘束力も強化された。その機能と調整範囲からみると、WTOは「経済の国連」ともいえる。WTOの発足及び発効は世界の経済貿易の主潮流、すなわち①要素の自由な流動の推進によってグローバルな資源の最適配置を実現すること、②各国の経済貿易政策の調整をはかること、③増加する諸国間の経済貿易紛争を解決すること、この三大潮流を反映している。この背景の下で、多くの発展途上国は真の民族独立及び経済的繁栄を求めて、戸惑うことなく積極的に、実務ベースで、機動的に経済のグローバル化に参加すべきであり、WTOをベースとした世界の経済発展の主流に全面的に入り込むべきである。

中国のWTO加盟は便宜上の措置ではなく、長期的な観点から打ち出されたものであり、改革・開放政策の一つの重要な構成部分である。中国のWTO加盟問題は、対内的には、社会主義市場経済体制の確立を加速させ、完全なものにすることができ、対外的には、中国の対外開放の水準を高め

ることができる。具体的にいえば、WTO加盟によって、中国の発展を促進し、近代的企業制度を打ち立てていくのを速め、中国の市場体系の確立を加速化し、完全なものにする。政府の効率の向上も促し、中国の開放型貿易体制の確立とその完成を加速化し、近代的金融体系の確立と完成を加速化する。また、社会主義市場経済の法整備も促進される。現代的社会保障制度の整備が促進され、中国の経済成長方式の転換が加速化され、産業構造の高度化と競争力の向上に有利に作用し、科学・教育強国戦略の実施の加速化にも有利となる。中国の統一大業の達成にも有利に作用しよう。

(2) 中国のWTO加盟反対派の見解

反対派は総括的にいえば、WTOは資本主義のグローバル化の下で、多国籍企業の発展の要求に応じて形成された機構であるとの基本認識に立つ。WTOは新経済秩序の中でIMFが金融、IBRDが経済発展の面における役割を分担するのに対応して、貿易面での役割を分担する。多国籍企業は共同の経済的要求に基づき、WTOを通じて、グローバルな経済ルールを制定し、欲しいままに国をまたがって侵入する。中国が依然やはり社会主義の道を行くというのであれば、最もよい戦略はWTOの外に身を置くことである。中国はWTOに加盟すれば、実際に国際資本の制定したゲームのルールに従わざるをえなくなり、民族経済を他人の手に委ねることになる。

WTOに加盟した百余の発展途上国で強国になった国は見当たらない。加盟したことによって、国内の民族工業は大きな打撃を受け、甚だしい場合には民族企業は潰れ、多国籍企業の生産工場の地位に甘んじざるをえないような状態になった国も多い。ここでは失業率も高まり、社会的矛盾が激化する。中国がWTOに加盟して、さらに国内市場を開放し、西側の主宰する国際経済体系に過度に巻き込まれると、世界経済危機のもたらす衝撃の度合いは大幅に増す。GATT或いはWTO加盟によって、その潜在的なリスクは、従来のいかなるリスクをもはるかに超える。これはあらゆる経済領域、各種企業にかかわり、また多くの人民の就業と社会的安定にかかわる。もし、ミスが出たら、自己修正のきかない可能性もある。中国が

ひとたびWTOに加盟すると、アメリカはいつでも口実を設けて、我国の内政に干渉し、制裁を加えることができる。我国の国情に合わない所謂「国際ルール」の受け入れを恫喝し、場合によっては我国の基本的政治経済制度の転覆を企てるだろう⁸²⁾。

この状況の中で、後に鄭海東教授が述べるように、2001年中国は自己の立場をいささか十分に盛り込めないままに、WTO加盟をすることになったが、今後内在する問題が顕現化する可能性を抱えている。この点に関連して、後段でみるように、薛榮久教授がWTO加盟後の貿易政策内容を「協調管理型貿易政策」と提示している点は注意を要しよう。

8 中国対外経済貿易の総体政策

(1) 改革・開放後の対外経済貿易総体政策の不明確性と問題点

改革・開放前の時期における中国の対外貿易の総体政策は「対外貿易の国家統制」（いわゆる貿易の国家独占制）であった。この意味では、この時期の中国の対外経済貿易の総体政策は明確であった。しかし、改革・開放後の対外経済貿易の総体政策は不明確なままですときている。唯一あるのは全体経済の「改革・開放」という総体政策のみであった。90年代に入り、中国の対外経済貿易学界では、総体政策を明確にし、任務と任務に対する適確な政策を打ち出さなければ、十分に任務を完成し難い。政策とは、重大な事柄の中で、ある任務の執行或いは存在している問題の処理のために、主体的、客観的条件の必要性と可能性にもとづき打ち出された、指導的で方向性のある目的性をもった政治的態度と主張、あるいはそれにもとづいて策定したプランや措置であるから、前提としてしっかりとした総体政策が据えられなければならないという問題提起がでてきた。

改革・開放後明確な総体政策が存在しなかったことによってもたらされた弊害は、以下のような点にあると指摘がなされている。

82) 同上総括報告、37～38頁、同上拙訳、同上誌同上巻同上号、121～123頁。

- ① 対外開放と改革後国内企業は直接、間接に国際競争と向き合うことが要求されるようになったが、明確なマクロ貿易政策にもとづく指導と保障がなかったため、科学的で、国際的規範に対応したマクロ管理措置がとられなく、規制政策はあるとはいえ、それも統一的に守られなかったし、奨励政策を健全にし、敷衍していくこともできなかった。
- ② 「権利の下放と政策の傾斜」という形で、対外経済貿易の積極性は引き出されたが、不平等条件の下での競争が助長された。このことによって、対外経済貿易の経営秩序に混乱が生じた。国内価格を引き上げて買い付け、対外的に価格を引き下げて販売競争をするといった事態が生じ、貿易の利益と国民資産の流出が生じた。当時の指導思想は貿易をしさえすれば価値が増えるといった認識であったので、利益配分の前提とか損失の可能性について無頓着な貿易の推進が行われた。
- ③ 総体政策の欠如によって、具体的な貿易政策上の直接的な指導を行ったり、規範を設けることができなかった。
- ④ このような状況下で、改革の進展にともない、いくつかの具体的な対外経済貿易政策は目まぐるしく変えられつつ推し進められたから、対外経済貿易政策とは対外経済貿易体制の改革であるとの誤解と、政策はよく変わるものだという印象を与え、企業を短期的経営行動に走らせるようになった。

中国の対外経済貿易学界の一般的認識としては、改革・開放後の中国の対外貿易の総体政策は、従来の内向型貿易政策から開放型で適度の保護貿易政策に転換した、あるいは「開放型貿易政策」と「調節型貿易政策」の結合ととらえられているようである⁸³⁾。

(2) 中国のWTO加盟後の対外経済貿易の総体政策—薛荣久氏の見解

薛荣久教授は、上に述べた中国対外経済貿易学界のこの問題提起を重く受け止められ、中国国際貿易学会が氏に託した、建国50周年を迎えての学

83) 同上総括報告、33～34頁、同上拙訳（V）、同上誌第25巻第1号、2002年、124～125頁。

薛荣久氏による建国後中国对外経済貿易総体政策の総括とWTO加盟後の総体政策

W T O 加 盟 以 前	<p>1 内向型保護政策の確立と特徴——建国～1978年</p> <p>①内向型保護政策の確立の基礎 計画経済と国家の集中的独占</p> <p>②内向型保護政策の特徴 对外経済貿易管理体制の高度集中、輸出入をコントロールする主要な手段としての計画、貿易に対する国家の独占経営、厳格な外国為替管理、内外価格の遮断、国（地域）毎に区別された双務貿易、内債・外債ともになし、国際経済貿易組織との無接触</p> <p>2 開放型保護政策の確立と特徴——1979～2001年</p> <p>①開放型保護政策の確立の基礎 計画的商品経済と初歩的市場経済および統一対外</p> <p>②開放型保護政策の特徴 貿易管理体制上における権限の漸次的下放（但し統一対外の堅持）、指令性計画から指導性計画と市場調節への転換、経営権の下放、外国為替管理の緩和、人民元レートの実体を反映したレートへの切り下げ、経済特区に対する特殊優遇政策、輸出入貿易における関税の役割の強化、平等な立場に立つ双務貿易、主体的国際経済貿易組織への参加と交流、統制的外資利用、サービス業の適度の開放</p>
W T O 加 盟 後	<p>3 協調管理型政策の確立と特徴</p> <p>①協調管理型政策の確立の基礎 社会主義市場経済と世界的多角貿易体制への融合</p> <p>②協調管理型貿易政策の理論的基礎 協調管理型貿易理論（自由貿易理論、知的所有権保護理論、貿易相互利益論、比較優位理論の弾力化、財貨貿易と投資の融合理論）</p> <p>③協調管理型政策の内容 国内市場保護の重要手段としての関税の位置づけ（但しWTO発展途上国メンバー水準までの切り下げ）、非関税障壁の漸次的削減、外国為替管理の漸次的自由化と多角貿易の主軸化、貿易の審査許可制から登録制への切り換え、法に基づく貿易管理、外資の利用の漸次的自由化、サービス業のさらなる開放、WTOの政策決定に対する積極的参与</p>

出所：薛荣久『対建国以来中国外経貿理論的回顧、帰結と発展的思考（綱要）』、中国国際貿易学会重点研究課題「対建国以来中国外経貿理論的回顧、帰結と思考」総括報告、中国国際貿易学会、1999年、41頁、拙訳「新たな中国对外経済貿易理論発展の道（完）——建国50年中国对外経済貿易理論的回顧と総括を踏まえて」、『広島経済大学経済研究論集』第25巻第2号、2002年、130頁より作成。

界としての特別重点研究課題「対建国以来中国外経貿理論的回顧、帰結と思考」(「建国50年中国対外経済貿易理論的回顧と総括」)と題する総括報告の中で、これまでの中国対外経済貿易の総体政策を史的に総括され、さらに進んで中国のWTO加盟後の対外経済貿易の総体政策を次のように提示しておられる。

「建国以来今日まで、中国が実施してきた対外経済貿易の総体政策は保護貿易政策に属する。改革・開放前の保護貿易は内向型保護貿易政策であり、改革・開放から今日にいたる保護政策は開放型保護政策である。中国のWTO加盟後の全体的対外経済貿易政策は、保護貿易政策から協調管理型(組織された自由貿易)政策へ転換する⁸⁴⁾」。

氏がここで、中国のWTO加盟後の対外貿易の総体政策を協調管理型貿易政策として提示されていることは、誠に興味深いことである。1999年11月アモイで開かれた中国国際貿易学会建国50周年記念大会で報告された上述の総括報告は、その内容が学会会員および国家指導者達の賛同と支持をえて、同報告書が関係部門と指導者達の参考に供されたこと、さらに、同氏の学界及び旧対外貿易経済合作部(現商務部)、対外経済貿易実業界における指導的地位を考慮すると⁸⁵⁾、氏のこの言及は、中国の今後の対外経済貿易政策全体の底流におかれるベイシクトーンの響きをもつがゆえである。

84) 同上総括報告、41頁、同上拙訳(完)、同上誌第25巻第2号、2002年、129頁。

85) 中国のWTO加盟に当たって政策立案・研究を担当した対外経済貿易大学WTO研究所所長で、中国WTO研究協会会長の任にあり、WTO加盟交渉の第一秘書も教授の門下生である。

※本章は「中国の世界経済に対する歴史認識構造と対外経済論(Ⅲ)」、『広島経済大学経済研究論集』第25巻第2号、2002年、「同上(完)」、『同上論集』第25巻第3号、2002年に掲載したものを一部加筆、修正したものである。

第五章 中国における外資系企業と民族経済論

1978年12月の党第11期3中全会において、それまでの経済建設の戦略方針が大きく転換—所謂一般的に改革・開放への転換といわれる大転換—されて以来、中国は積極的かつ大胆に外資直接投資の導入をはかってきた。外資直接投資導入規模の拡大と全面化、中国国民経済における外資系企業の地位が高まっていく状況の中で、外資系企業と民族企業との関係、民族経済概念、民族企業の保護と保護のあり方、外資系企業導入の前提条件と民族的利益、WTOへの加盟と国内市場開放の枠組などの問題を巡って、中国では多方面から多くの議論が展開されてきた。本章ではこれらの議論の中心軸となっているいくつかの問題について初歩的な整理を試みる。

第1節 旧中国—半植民地半封建経済下における外資系企業に対する評価

解放前旧中国における外資系企業についての最近の信頼すべき研究によれば、外資直接投資額は1902年には約5億ドル、1914年には約11億ドル、1920年には約14億ドル、1930年には約28億ドル、1936年には約31億ドルといわれている。対外借款については、1914年には約6億ドル、1930年には約9億ドル、1936年には約8億ドルといわれている¹⁾。内藤昭教授の指摘されるように、直接投資と借款の構成からみて、直接投資の比重が特に大きい²⁾。

1) 許涤新・呉承明主編『新民主主義革命時期的中国資本主義』、人民出版社、1993年、39頁。

2) 内藤昭著『現代中国貿易論』、所書店、昭和54年、22頁。

中国の研究者が屢々侵略的外資投資と呼ぶ（“侵略的”と彼等が呼ぶ意味については後述する）ものの主要部分は直接投資としての外資独資企業投資で、外資直接投資のほとんどを占める。中国側が主体的に導入した外資独資企業投資はほとんど存在しない³⁾。この間の事情について、内藤昭教授は、次のように説明しておられる。「半植民地の中国で帝国主義諸国が相互に激烈な競争を展開していたため、各帝国主義国が強固な、信頼しうる中国の代理人を探すことはけっして容易でなかったこと、直接企業を設立することによって、帝国主義諸国が獲得している一連の特権にもとづく、中国の労働力と原料の廉価な利用が容易であること、および中国の経済が極度に立おかれていたことなどが考えられる⁴⁾」。

外資投資の侵略性は、前提として不平等条約にもとづき、通常外資独資企業を中心として事業独占がしやすいように通商港に企業を設立し、しかる後に合弁の形で通商港外の内陸に入って行って事業を起こし、資金あるいは技術等の優位によって支配的地位を固め、最後に貸し付けによって食い込み、搾取を強めていくという形で進む⁵⁾。

合弁形態や合作形態の外資直接投資も、当然副次的ながら存在している。合弁企業は、大部分は中国が主権をもつ地域において発生した。経営権は外国人に握られていた場合が多いが、一部の合弁企業では中国側が主導的地位を保持していた場合もある。したがって、合弁企業は一応当事者の明示的意思表示による共同出資、共同経営の企業ということはできよう。しかし、注意すべきは、これには通常の一般的合弁企業 성격（国際経済協力とか、直接投資とか、外資利用とかいった意味の特性）と性格を異にした内容のものが前提的に入り込んでいることである。半植民地旧中国にあっては、外資との合弁企業は不平等な国際経済関係をそれ自体の体内にもった存在だということである。外国投資者は強権的な政治と経済上の優位を利用して、中国人でなければ営業できないようなところ、そういった企

3) 曹均偉・方小芬著『中国近代利用外資活動』、上海财经大学出版社、1997年、19頁。

4) 前掲書、22頁。

5) 前掲書、16頁。

業を合併形態で設立した。中国側は外資導入によって国内の資本不足を補い企業の発展をはかろうとしたのであったが、結果的には外国資本の侵略の手段になってしまった⁶⁾。

限られた量の中国側が主体的に外資導入をしたものの中では、外資借入れが主要な形態で、合併形態と合作形態のものがこれに次ぎ、外資独資形態のものは極く稀にしか存在しなかった⁷⁾。

さて、旧中国における外資系企業については、中国の研究者は一般的に否定的に評価するのが通例である⁸⁾。日本の中国経済研究者の多くも、旧中国における外資系企業に対して否定的な評価を下している⁹⁾。理由は明確である。半植民地不平等条約の下で自国の意思に反して進められる外資導入、外資系企業の進出が自国の自立的国民経済の建設に役立つばかりか、自国経済の従属、破壊を推し進め、延いては中国人民を蹂躪することとなったからである。中国人民全体の意識からしても、1949年の中華人民共和国建国は先ず半植民地の軛から逃れ、自立的な中国国民経済を建設するということにあったから、帝国主義列強に貶められた半植民地の下での帝国主義列強（資本主義発展の必然的産物としての）の外資系企業に対し否定的な評価となるのは、至極当然のことといえよう。この意味からすれば、特に外資系企業に対して否定的というよりも、帝国主義国からの外資進出全般に対して否定的であるといった方が当たっているのかも知れない。

しかし、この限りでいえば、蓄積資本の不足する発展途上国としての中国が、半植民地的条件を強制されない、自己の意思による外資、外資系企業の導入を行っていくことは、少なくとも理論的には否定されてはいないともいえる。実際に、新中国建国後ソ連からの外資は導入されたし、社会

6) 同上書、257頁。

7) 同上書、19頁。

8) 毛沢東「中国革命と中国共産党」、『毛沢東選集』第2巻、外文出版社、1968年、416～419頁。蔣家俊・憂憲迅・周振漢『中華人民共和国経済史』、陝西人民出版社、1989年、1～4頁、9～12頁。柳隨年・呉群敢主編『中国社会主义經濟簡史』、黒龍江人民出版社、1985年、4～5頁。

9) 上妻隆栄著『中国市場の構造的変革』、法律文化社、1963年、31～35頁。内藤昭著『現代中国貿易論』、所書店、昭和54年、17～24頁。

主義的改造が行われるまでは、一部外資の利用も行われていた。したがって、建国後自立的国民経済の建設、体制間の対立、帝国主義の凶暴性、死滅しつつある帝国主義の歴史的地位、社会主義体制の優位性などなどをめぐる自己の立場から、中国は改革・開放政策への転換にいたるまでの期間、外資、外資系企業の導入をしてこなかったが、強固な自国主権が確立した段階で、自己の意思にもとづく外資、外資系企業の導入ということは、理念的には潜在的に体内に用意されていたともいえる。

第2節 史的認識構造からみた民族経済概念のコントラスト

上に見てきたように、解放前旧中国における外資系企業のほとんどが侵略的外資系企業であったということからして、当然ながらこれに対して民族資本企業概念が成立する。外資に対して私的民族資本とよばれる存在のものは、社会主義的改造の過程を経て姿を消していくことになるが、自立的中国社会主义国民経済建設の中で、各部門産業、部門企業は具体的な中国国民経済という民族経済を支える存在のものとして、経済的一体性をもった“民族”の概念を体化する。建国以来GATTの地位回復申請を行う1986年まで、中華人民共和国は対外的には強い保護貿易政策を採用して民族産業の保護と発展をはかってきた¹⁰⁾。

改革・開放以来強力に对外貿易の発展が推し進められて、外資が積極的に導入され、それに合わせた政策がとられる動きは、従来の方角とは反対の方角であり、その方角での量が一定の範囲にいたると、国民経済統合との関連で、民族経済といったものの認識に関して本格的に議論が行われるようになってくるのは首肯できるところである。ここ数年の関連議論は、これまで行われてきたいくつかの議論、例えば、強固な自国主権が確立した段階で即座に開放政策に転換し、外資導入に踏み切るべきであったとか、

10) 具体的には、拙稿「中国对外贸易機構の変遷（I）」、『広島経済大学経済研究論集』第15巻4号、1993年以来の同シリーズ、前章第4節参照。

またそれは何時の時点だったのかとか、自力更生の正しい解釈とは何かとか、世界経済の現発展段階と旧来の帝国主義との関係如何とかいったような議論を、総体としてひっくりめた形で展開されてきている。そこでここでは、こういった形で展開される総体としての基本認識論理構造を先ず明確化し、問題点を整理してみることにしよう。

1 民族経済概念捨象論

国際経済合作研究所の馬宇氏は次のようにいう。伝統的な民族経済の概念というのは、民族経済が全て完全に民族資本、民族企業によって構成される経済と考える。外資経済はこれとは異なった性格の企業、異なったソースからの資金によって構成される経済形態で、自ずと民族経済のカテゴリーには入らないととらえている。もともと民族経済概念自体一定の植民地的観点からの色合をもっており、資本主義国の植民地、半植民地国に対する政治的奴隷化、軍事的侵略、経済的略奪に焦点を当てていった言葉である。発展途上国が政治的独立闘争を行う時には、経済的独立も重要な側面で、民族経済を発展させることが植民地統治から抜け出す重要な手段だったのである。

第二次世界大戦後大部分の植民地、半植民地は独立したが、過去に侵略され、略奪された痛ましい歴史的経験から、彼等は民族経済の発展を特段高い地位に置いて認識せざるをえなかった。このため、民族経済概念が格別重視されるようになった。

しかし、今日事情は大きく変わった。国際分業に積極的に参加し、国際経済の融合の中で民族経済を発展させていくことが、多くの発展途上国の共通認識となっている。今日世界各国で民族経済の発展に対して大きな推進的役割を果たしている大企業の多くは、合弁あるいは合作企業で、100%民族資本企業という純粋の民族企業は少なくなってきた。大型多国籍企業で純粋民族資本というのは全く存在していない。

具体的に中国の外資系企業についてみると、外資系企業は中国で登録し

て作られたもので、中国の法律の統制下にあり、またその保護を受ける。それらは中国政府の監督、管理を受け、中国政府に納税し、主として中国の労働力を雇用する。したがって、これら企業は中国の企業であることに何らの疑問もない。屢々問題視される外資投資と民族経済との間の衝突は、中国の改革・開放前の旧体制の要素の部分との問題であって、本質的には民族経済と外資投資との間の矛盾、対立ではない。特に中国の外資系企業の70%前後は香港・台湾・マカオの資本であり、外資系企業の中にも中国の資本がかなり入っている。このことを考えると、外資系企業が外来経済という構成体だというのは適切でなく、それらは中国民族経済の対立物とみなすことはできない。中国は社会主義市場経済体制としての発展方向を構築しつつあり、外資系企業と国内資本企業に同一の活動条件を与え、民族経済と外資経済を同一のものとして認識させるようにしている。現に相当の外資構成となっている上海大衆、青島海爾、惠州TCLなどは、すでに民族企業だと認めている。

このコンテクストから馬宇氏は、その製品が外国企業の専有技術、処方・調合法、ノウハウ等によって生産され、商標も外国側に握られているような外国ブランド製品、特許権の譲渡によって生産されているような製品は外国製品とみなされるが、合弁企業あるいは合作企業の製品（ブランド）は外国製品（ブランド）とみなされるべきではなく、中国の民族製品（ブランド）とみなされるべきであるという。

外資系企業と民族企業との競争によって一方で従来の民族製品（ブランド）は消えていくが、他方で活力ある民族製品（ブランド）が外資系企業の中で生まれてきている。外資の導入は先進的市場概念、競争意識、ブランド意識などをもたらし、民族経済の発展をもたらした。したがって、特別な場合を除き、外資系企業と民族企業を固有に区別する必要はなくなるという¹¹⁾。

外資系企業導入にともなう得失からみて、外資系企業の導入が基本的に民族経済の発展に役立つ部分が大きいという判断に立てば、外資系企業と

11) 馬宇「外資経済是否是民族経済的一部分?」、『中国经济信息』1996年第14期、4～5頁。

民族企業を固有に区別する必要性はなくなり、両者の間の関係は通常の単なる企業間関係に過ぎなくなる。この観点からすると、最早民族企業とか民族産業概念を設けることの必要性はなくなるのであり、伝統的な民族企業あるいは民族産業概念を国内企業あるいは国内産業概念に置き換えた方が現実の状況によくあっているし、理論的認識上からしても合理的であるということになる。この場合には、外資導入と民族産業の間の衝突の問題は、自ずから強いて取り上げる程の問題とはなりえない¹²⁾。

2 伝統的民族経済擁護論

ここで伝統的民族経済擁護論と総称する立場の個々の論者による個別的中身はかなり多岐にわたるが、それらの論に共通する基本的な立場はアンチ民族経済概念捨象論の立場である。この立場にたつ論者は、国家による各種手段を用いた民族経済保護と外資投資に対する諸制限政策（導入外資数量制限、外資投資分野の限定、外資投資比率制限、中国側の指導的立場堅持の規定等）を主張する。劉力氏によれば、この立場にたつ学者が中国では最も多いという。

一部の論者は中国の外資利用の意義を否定するという。中国は既に世界第二位の外貨準備をもつ国であり、国内の蓄積も相当にあるので、最早これ以上の外資を導入する必要はなくなっており、外資導入を制限すべきであるという意見といわれる。

また、一部の論者は極端な場合は、外資系企業は既に中国の経済的基礎—公有制—を忽せにする著しい脅威となっているとの認識から、国家権力によって公有制を守らなければならないと主張するという¹³⁾。

ここでは不十分ながら、以下劉力氏の整理と筆者の入手した若干の資料

12) 劉力著『経済全球化・中国的出路何在』、中国社会科学出版社、1999年、116頁。「保護民族工業の口号是国内企業家打的一張政治牌」（『中華工商時報』1996年10月15日）、張問敏・宋光茂・鄭紅亮・王利民・詹小洪編『中国経済大論戦（第三輯）』所収、经济管理出版社、1998年、273～274頁。

13) 劉力著『経済全球化・中国的出路何在』、中国社会科学出版社、1999年、118頁。

によって、これらの意見の主要な主張を見てみよう。

一つの主張として、幼稚産業保護の立場からする民族産業保護論が出される。中国は発展途上国であり、強大な外資系企業が中国に自由な形で進出してきて、中国市場で所謂公平な競争に参加するならば、弱小な中国民族企業は一たまりもなく押し潰されてしまう。この観点から、強力に民族経済保護論が打ち出される¹⁴⁾。

この中には、とりわけ貿易財となり難い財¹⁵⁾ 部門への外資系企業の参入に制限を課すべきである事が、特に強調されるものもある。その理由は、こういった財部門が外資によって押さえられるならば、市場コストが高くなり、市場をもって技術と交換するという原則が生かされないことになるからだというのである¹⁶⁾。

一部の意見としては、外資投資の狙いについての危惧から、外資投資に対して厳しい制限的政策を主張するものもあるという¹⁷⁾。

さらに、社会主義体制擁護論の立場から、外資の流入が国家の経済的基礎を突き崩していくことを危惧した社会主義民族経済擁護論が提起されるという¹⁸⁾。

有力な民族経済擁護論の一つとして、国家経済安全上の観点からする外資系企業導入制限論がある。この観点からすれば、外資系企業の一定以上の導入は、①国家のマクロ調整能力を弱化させ、必要な政策的監督からの漏れ、逃避が出てくる、②独占価格による物価吊り上げが生ずる、③企業利潤の国外移送によって国の財産が流出する、④完全な国民経済体系が崩

14) 楊永華「利用外資と維護国家経済安全」、陳清泰主編「利用外資と維護国家経済安全」所収、中国發展出版社、1999年、235頁。

15) ここでは①資源立地型産業製品……冶金産業製品など、②市場立地型産業製品……飲料産業製品とか一部建築材料産業など、③低価格要素立地型産業製品という三つの分類で議論されている。ここで貿易財になり難い財とされているのは②市場立地型産業製品である（隆国强「対不貿易品的外資進入応加以限制」、『經濟工作者学習資料』1996年第84期、15頁）。

16) 同上論文、同上誌、16～19頁。

17) 劉力著『經濟全球化・中国的出路何在』、中国社会出版社、1999年、120～122頁。

18) 同上書、122頁。

壊することによって、経済的主権と独立性が損なわれる、⑤民族の自負心が低下し、排外主義を蔓延らせる等々の事態が発生し、国家の経済的安全を脅かす。問題は単に経済上の範囲に止まらず、さらに政治、軍事の範囲にまで及ぶ。例えば、通信部門が過度に外資依存の状態に陥るならば、政治、軍事、経済の全般的安全が危機に曝される。「外商投資産業指導目録」の内容を改め、奨励項目を取り消し、投資禁止及び制限項目業種領域を拡大すべきであるという¹⁹⁾。

関連議論として、より具体的に以下のように主張するものもある。

先ずは国有大中型主軸企業と国家計画、人民の生活に密接に関係する重要製品の生産と販売については、外資との合弁を禁止すべきであり、合弁する場合も慎重な国民的検討の後なら認めてもよいが、必ず中国側が株式支配権を握らなければならない。既に合弁している場合には、途中いくつかの制限を設けるなどして、最終的には国有の独資企業にもっていくべきであるとの主張がある²⁰⁾。

外資系企業の経営支配権に焦点を当て、外資側の持ち株比率を制限すべきだと主張するものもある。この立場の論者は株式支配権を重視し、この点こそが外資を利用するのか、利用されるのかの分かれ道であるとみる。規模が小さく、通常の技術水準の企業の支配権についてはさほど重要ではないが、規模の大きい、業界で主導的地位にある企業については、特に国家計画、人民の生活に密接に関係する業種にあっては、外資の株式支配を軽々に許してはならない。大規模企業の支配ということになれば、それは単に合弁した双方の利益という範囲を超えて、国家の経済上の安全といった問題にも影響すると見る²¹⁾。

ここで民族経済擁護論と総称する立場の根底には、なんらかの意味で外資系企業が国家の経済的安全を脅かす存在であるとの認識が共有されてい

19) 同上書、119頁。

20) 同上書、118～119頁。

21) 張世賢「利用外資發展民族工業的対策」、『中国工業経済』1996年第9期、17頁。鄭通漢氏も同様の趣旨の主張をしている（鄭通漢著『経済全球化中的国家経済安全问题』、国防大学出版社、1999年、270～271頁）。

る点を見て取ることができる。その内容が直接国家の経済的安全の脅威として提起される場合もあるし、幼稚産業保護論として提起される場合もある。また、資本主義国の外資系企業による社会主義経済体制の侵蝕、崩壊への危機を透視、あるいは目の当たりに見るといった立場からの国家の経済的安全を保障するために、一定以上の外資系企業の導入に異を唱え、制限を設けることを主張する場合もある。いずれにしても、外資に対する政策が打ち出される背後には、国家の経済的安全に対する危惧がある。国民経済の自立性、経済的主権の問題も、突き詰めれば国家の経済的安全の問題である。

中国が発展途上国の段階にあるという状況からすれば、当然ながら幼稚産業保護論の立場から民族経済擁護論が打ち出され、外資系企業導入に対する制限が強く主張されるのは十分に理解されることである。幼稚産業保護論は言うまでもなく直接には体制問題とは別の問題である。それは先進国経済と発展途上国経済との間の問題である。しかし、具体的に中国にとっては、自国は正しく開発途上国であり、また社会主義国でもある。社会主義経済体制はそれ自体としての理想的理念を内にもってはいるが（その極端な発動形態の一つがプロレタリア文化大革命ともいえよう）、現在の中国の社会主義経済体制を必然化させた大きな柱の一つは、世界経済の客観的与件の中で経済開発を強力に推進していくために必要な体制として、それが選択されたという背景があるということである。しかも、資本主義経済体制に内包される弊害を止揚するという理念を内に含めてのことである。したがって、外資の導入が体制を突き崩す恐れがあるという観点からの問題提起も、体制的な観点からのみする資本主義対社会主義という意味の対峙の構想からだけではない。

国民経済の中で外資系企業が一定以上の比重を占めるようになると、完全な国民経済体系が崩れ、経済的主権と独立性が損なわれるという議論は、今日中国はれっきとした主権国家ではあるが、経済力（資本、技術、経営）が全般的に集中した先進強国からの外資系企業が中国国民経済の中で一定以上の地位を占めるようになると、中国国民経済が先進強国の全体的政策

の枠の中にはめ込まれてしまうようになるという観点からの問題提起である。貿易財となり難い財部門に対する外資系企業参入制限論は、端的に言えば、現時点における中国の国際競争力からすれば、当該部門の外資系企業に対する全般的市場開放は、市場開放の成果を専ら外資系企業側に与え、国内市場と交換にえる技術獲得も少なく割に合わないというものである（現段階では中国企業が相手国市場に進出して大きな市場的成果をえることもないとの内容も暗に含まれるかも知れない）。

第3節 新民族経済論

上に見てきた民族経済論の対照的構造の議論を踏まえて、世界経済の新しい段階的現状認識から、目下新たな形の民族経済論が打ち出されてきている。ここでは上に見てきた対照的な二つの論を検討する形で、新しい民族経済論を見てみることにしよう。

1 新しい民族経済概念

对外経済貿易大学中国经济发展研究所副所長の桑百川氏は、起点的の基本認識としては、民族経済概念捨象論と同一の認識に立つ。

第二次世界大戦後民族独立を勝ち取った植民地、半植民地国は、元の宗主国の経済的な従属的地位から抜け出し、独立自主の経済体系を打ち立てていくことに重点を置いたため、当時は100%民族資本によって構成された企業のみを民族経済構成、民族企業と見なしてきた。しかし、国際分業と世界経済の一体化の進展につれて、最早今日外資を排除した、世界経済の枠外に孤立した民族経済は存在できない状況になってきており、民族経済は純粹の民族資本による企業とともに、外資との合弁企業や合作企業をも包摂するところのものとなっているとの起点的認識に立つ。

しかし氏は、外資との合弁企業や合作企業を国内資本企業と同一視し、

民族資本、民族企業、民族産業概念を投資受入国領土内国内企業、国内産業概念に置き換え、両者を同一のものと見なす考え方に反対する。

確かに先進国が主導的地位を占めるWTOの関連議論においても、概念として使われ、また用語として使用されているのは当該国（投資先現地国あるいは本国）という言葉である。先進国の立場からするならば、自身の民族経済が追い詰められることを気にかける必要もないし、外資導入でも主要な利益は先進国自身にある。したがって、大胆に自国の市場を開放してもよいし、当該国という概念で包括するだけで自国資本企業が他国市場に進出していくためには十分であり、むしろその方が無難なのである。

発展途上国の立場からすれば、これには同意できない。発展途上国は経済技術が劣っており、多くの新興産業は幼稚産業であるから、国際競争力をもたない。一旦適当な保護政策を放棄したら、その受ける衝撃は大きく、大きな経済的損害を被る。また、外資系企業は多くが労働集約型産業で賃金が安く、利潤率が高いので利益が大きい。もしも、外資系企業が独資企業であったり、合弁企業であっても経営が支配されてしまえば、投資受入国の主要利益は保証されない。だから、生産される現地という区分のみによってそれら企業をすべてその民族経済とし、進出した投資先国で生産活動を行っている企業をすべて民族経済と見なすとか、それを当該国経済と見なすといったとらえ方は、発展途上国には適用できない。当該国経済と民族経済は異なるものであって、途上国の立場からするならば“民族経済”というこの概念は捨て去ることはできないとする。

ある企業が民族企業に属するか否かの判断は、その企業の中で民族資本が株式支配しているか、あるいは主導的地位にあるかということである。このことによって主要な経済的利益の配分に与えるからである。だから、合弁企業形態のもので、中国側が株式支配しているか、主導的地位をもっているような合弁企業や合作企業は民族経済に属するが、外国側が株式支配しているとか、経営の主導権を握っているような合弁企業や合作企業は民族経済ということではできない。

現実の中ではこの純経済学的結論は必ずしも絶対的なものではなく、現

実の中で実際の経営の決定がどうなっているかによるし、外資系企業のうちで約60%の比重を占める香港資本系やマカオ資本系、台湾資本系の外資系企業は独資企業であれ、株式支配されているものにせよ、それらは民族資本の構成部分といえる。現在の状況からみれば、外資系企業の大部分はやはり民族経済に属するといえるという²²⁾。

中国国際貿易学会副会長・対外経済貿易大学副学長の王林生教授は、桑百川氏のいう経営支配にかかわる上記の指標を含めた四つの指標から、総合的に民族企業と非民族企業の判断を下すべきだと主張される。

- ① 当該企業と国民経済との関係および依存度がどの程度であるかの指標……当該企業の国内における付加価値がかなり大きく、関係が大きい場合は、この企業は民族企業といえる。単に材料、部品を持ち込み、軽度の加工、組み立てをするだけでは、これを民族企業ということはできない。
- ② 経営支配に関する指標……桑百川氏が上に提起した経営支配の指標である。
- ③ 当該企業製品のブランドが現地国の社会的文化内容を消化醸成した積極的ブランドであるか否かの指標……縦しんば株式支配の面からして中国側が支配権をもっていたとしても、そっくりそのまま外国の親会社の製品そのもので、ブランドもそのままというのでは、その企業を民族企業ということはできない（例えば、コカコーラ、ケンタッキー・ファーストフード、マクドナルド・ファーストフード等）。
- ④ 法的にそれが投資本国で登録されたものでないこと²³⁾。

基本的視角では王林生教授とほぼ同一の立場にたつ中国社会科学院財貿経済研究所の裴長洪氏は、②の事項に関してさらに突っ込んだ指標を打ち出される。氏によれば、外資系企業の民族性は単に中国側の株式所有比率

22) 桑百川「評“保護民族経済論”」、張上塘・夏友富主編『中国吸収外商直接投資熱点問題探討』所収、中国対外経済貿易出版社、1997年、139～146頁。

23) 王林生等「在拡大開放中如何有效地保護民族工業」、『光明日報』1996年6月27日号。

からのみ見るのでは十分でなく、実際の経営管理上の決定権がどちらに握られているかを見なければならぬ。特に、投資受入国で経営管理の人材が不足しているような状況の下では、合弁企業の株式所有比率とは別に外国人が経営管理上の決定権を押さえてしまう可能性があるため、この点から目をそらせてはならないといわれる。また、①の事項に関しては、やはり貿易商品の国際的な原産地規定である付加価値率10～15%を上回るものを国産品とするのが妥当であり、付加価値率でみてそれ以下のものしか生産していない企業は民族企業と見なすのは妥当でないと指摘される²⁴⁾。

2 民族経済保護論

桑百川氏は、先に述べてきたような観点から、民族経済に対する適度の保護が必要であると主張する。

今日の民族経済保護の起点的前提条件を踏まえ、以下のように問題を提起する。

今日全体として世界経済が一つの統一的な国際大市場となっている状況の下で、これから孤立していくことはできないし、それは不利でもある。積極的にこれに参加し国際分業と交換の国際競争の中で、それ相応の経済的利益をえていかなければならない。要は世界経済のグローバル化と地域経済協力によって貿易・投資の自由化が推し進められる中で、賢明な選択を行い、これに対応していくことである。これは国全体の経済発展政策の総目標から離れてはありえない。開放と保護を結びつけて、開放の中で必要な保護を実行し、幾つかの産業保護を行っていくということである。

保護の目的からすれば、先ず民族経済発展の基礎的前提条件として、国家主権と安全を守り、国が経済上の命脈を押さえなければならないということからする関連領域産業の保護がある。さらに、幼稚産業を守り育成発展させていくための保護がある。この観点からする民族経済の保護は、民

24) 裴長洪「応從理論上闡明当代民族工業的標準和涵義」、『中国工業經濟』1996年第9期、7頁。

族経済がより順調に発展していくのを促し、自力更生の能力を高めて発展をはかるためのものであって、遅れたものを保護するためのものではない²⁵⁾。外資系企業の導入によって受ける個別企業の衝撃といった観点から保護するといったことは問題にならない。この点では、外資系企業の導入はむしろ不良企業の長期存在による資源配置の不合理を改めるのを加速するのに役立つ。

対外開放には国内市場の開放と国際市場への進出という両面がある。逆にいうと、民族経済の保護は国内市場の範囲の利益からのみ見るのでは十分でなく、国際市場との関係を視野に入れなくてはならない。したがって、保護は国際的慣行に沿ったものでなければならない²⁶⁾。対外開放と保護は権利と義務のバランスがなければならない。すべての産業の保護を実行すれば中国自体自縄自縛となるだけでなく、それはまた効率政策の観点が全くないということでもある。ある産業は中国国内に存在しないような空白産業や業種であって、その部門での外資投資を禁止、あるいは制限すれば、自己の発展もありえない。このような部門への外資投資は、むしろ空白をうめるものであって、中国の産業構造を優れたものにしていくのに役立つし、消費者の選択も増す。輸入するよりもはるかに利があろう²⁷⁾。

国際的慣行にしたがって民族経済を保護していくということからすれば、中国の投資自由化が国際的慣行に沿った形で推し進められるよう条件を整え、自由化の最終目標と自由化の段階的段取りを結合した、国際的に受け入れられる外資系企業導入の条件を明確にしていかなければならない。

民族経済の保護は具体的業種で行うべきであろう。①外資投資許可・奨

25) 陳重氏（中国企業管理協会副理事長）も同様のことを指摘している。「保護するばかりで発展しないなんて問題にならない。最後まで保護するなんてできっこない。保護して発展させなければならぬのは競争力を具えた先進的な民族工業であって、盲目的な保護ではない。況してや保護のための保護など問題にならない」（前掲『光明日報』1996年6月27日号）。

26) 王林生教授も同様のことを指摘されている。「民族工業の保護は国際経済で一般的に通用するルールに合致したものでなければならない」（同上『光明日報』1996年6月27日号）。

27) 次頁へ

励業種では保護は基本的には問題とならない。②外資投資制限業種は政府との交渉によって投資資格を与え、投資方式（独資方式とするか、持株比率をどうするか）をはっきりとする。③外資投資禁止業種については交渉の余地はない。保護はこれのみによってなされ、その外のことはすべて中国国内企業間の競争関係とする。民族経済に対する保護も一定かつ適度の保護に限られ、期限付きとすべきである。保護の内容は調整的なもので、「外商投資産業指導目録」も経済発展の必要に応じて修正される²⁸⁾。

保護の原則は“三つの有利”を基準とすべきである。即ち、保護すべきか否か、どのようなやり方で保護するか、どの程度の保護にするか、期間はどのくらいにするかは、①社会主義生産力の発展に有利か否か、②社会主義の総合的国力の増強に有利か否か、③人民の生活向上に有利か否かの三項を判断の基準とするということである。

“三つの有利”の具体化として以下の諸側面を挙げられる。

- ① 国家主権と安全、国家の経済的命脈の掌握を損傷しないこと
- ② 基軸産業に持続的に先端技術を導入するのに有利であること
- ③ 建設のための必要資金問題の解決に有利であること
- ④ 中国（国有企业、集団企業）資産の価値保全・増殖に有利であること

27) 続けて桑百川氏は概要以下のように述べている。ビール、洗剤、化粧品といったものの市場における外資系企業製品のマーケットシェアが極めて高いことを根拠とした過度の脅威論と保護論は実態に対する認識を欠いたもので、これらの生産領域の合弁企業では中国側が株式支配しているか、企業支配権をもっており、元来民族企業の構成部分である。だから、この問題は民族企業間の競争の問題である。また、これらの業種は、国家主権や安全上からみても、国家計画や人民の生活上からみても、国家の経済的命脈にかかわる業種という観点からしても、問題となる業種ではなく、むしろ消費者にとっては利益があり、経済全体としての資源配置と効率もあがる（桑百川「評“保護民族経済論”」、張上塘・夏友富主編『中国吸収外商直接投資熱点問題探討』所収、中国对外經濟貿易出版社、1997年、149頁）。外資系企業製品の市場占有率の具体的状況と問題、その対策については、同氏の論文「正確對待外資企業產品市場占有率提高問題」、『國際貿易問題』1998年第3期、拙訳「外資系企業製品のマーケットシェア上昇への対応」、『広島経済大学経済研究論集』第21巻第3号、1998年を参照されたい。

28) 桑百川「評“保護民族経済論”」、張上塘・夏友富主編『中国吸収外商直接投資熱点問題探討』所収、中国对外經濟貿易出版社、1997年、146～153頁。

- ⑤ 中国が手にできる経済的成果と利点が多いこと（国家の税・利益収入の増加に有利であること、中国の消費者利益の増大に有利であること、市場規模の拡大に有利であること等）
- ⑥ 就業機会の増加に貢献すること
- ⑦ 近代的企業制度を打ち立てていくのに有利であること²⁹⁾

裴長洪氏は、民族工業の保護が、①社会主義市場経済の完成と発展の要求に沿ったものであること、②国際経済の一般的ルールに合致したものであることの二つの原則的基礎にもとづいてなされるべきであるとした上で、保護は以下の主要四部面の内容になると総括される。

- ① 国家の経済的独立の保護
- ② 生産者の公平・平等な権利の保護

民族企業と外国投資者の公平・平等な競争的市場環境と法的条件の整備、従来特定の条件の下で与えてきた外資系企業に対する過度の優遇条件の漸次的縮小と撤廃、外資系企業に対する国民的待遇条件の賦与

- ③ 消費者の権利の保護³⁰⁾

29) 桑百川「対民族工業概念的再認識」、同上書所収、154～159頁。

30) 桑百川氏は②と③の件に関して、概要つぎのように主張している。

外資系企業の導入との関連で民族経済を保護するといっても、その場合生産者が保護されるべきなのか、それとも消費者が保護されるべきなのか。消費者は先ず生産者として生産経営単位から所得をえて、消費者として立ち現れるから、両者の関係は真っ向から対立するというものではなく内的関係をもつ。外資系企業の進出によってある産業の効率の低い企業が倒産に追い込まれたとしても、他産業の発展によってその失業が吸収されるのであれば、消費者の利益は増加するから、こういった場合は消費者の利益を守るべきであろう。外資系企業の進出によって国内産業が衝撃をうけ、生産者の利益が損なわれ、そのために消費者の所得が下がり、消費者全体の利益が損なわれるような場合、こういったことの回避のための政策をとる必要がある。外資系企業の進出によってある産業に大量の失業が生じ、他部門の発展によってその失業が吸収されないような場合、生産者の受ける損害が消費者にも及ぶが、他の消費者は競争の結果良質安価な商品を得ることができるといふ利益もある。この場合、失業問題と競争の効率問題の両面をにらんだ政策を立てなければならない（前掲論文、同上書所収、149～152頁）。また、外資系企業に対する国民的待遇についても、同様の趣旨の意見を提出している（同上論文、同上書所収、152～153頁）。

④ 合法的かつ公平な国民的権利の保護

中心的課題……中国の国民的権利が中国側担当者によって侵されるような事態の防止、例えば、中外取引において何らかの意味の中国側の不適任者が国民的権利を侵犯し、平等互惠の原則に違反して契約するなどして国民的利益を損なうことを防止するための保護措置³¹⁾。

いささか冗長ながら、新民族経済論の立場の基本認識とその民族経済保護論について述べてきたのは、伝統的民族経済擁護論との対比で両者の差異をはっきりさせたかったためである。筆者の粗略な理解からすると、伝統的民族経済擁護論の立場の論者の見解は多岐に分かれるとはいえ、中国社会主義経済建設というのは、社会主義の理念を内にもつと同時に、具体的中国という発展途上国の経済開発の優れた一つの開発方式でなければならないとの基礎認識を奥に秘めているように思われる。しかも、それは限定的に市場経済を一部容認するも、それをかなり制限していかなければならないとの基本認識に立つように思われる。したがって、外資に対してかなりの制限を課し、国家の直接的干与によって民族産業の保護を主張する傾きをもつ。

これに対して、新民族経済論の立場は当然ながら中国の経済建設は社会主義の理念を内に秘めたものでなければならないが、今日の中国社会主义建設は世界経済の新しいグローバル化の段階における、新しい経済システムを内に取り込んだ社会主義理念に基づく経済建設でなければならないとの認識に立つ。即ち、現代的な社会主義市場経済理念を基礎とした社会主義経済建設でなければならないとする。この場合の国際経済関係は、基本的には国際的な一般的ルールに準拠して展開される経済関係を基礎とし、その上で自国経済の積極性と世界経済のダイナミックスを結合する形で打ち立てられなければならないとする。

31) 王林生等「在拡大開放中如何有效地保護民族工業」、『光明日報』1996年6月27日号。

第4節 協調と対立—協調的管理政策を求めて

本稿で先ず明らかになったことは、解放前旧半植民地半封建中国における外資直接投資と改革・開放後の外資直接投資の本質的な体質のちがいである。すでに見たように、中国が主権国家となり、その基礎を強固にかためた時点で、外的条件をおけば、少なくとも外資直接投資導入の一つの条件は得ていたのである。しかし、外的条件の評価に関して中国国内では教条的な理解が強かったし、資本主義に対する社会主義の絶対的優位性の過信などがあった³²⁾。また、過去の経験から外資導入に対して過度のアレルギーが存在したことも理解される。極端な民族主義的社会主义経済建設路線への傾斜である。

改革・開放政策への転換後、この論調と対極的に出てくるのが民族経済概念捨象論である。本稿では馬宇氏の論を取り上げたが、筆者が直にご高説を承った北京大学中国经济研究中心の売れっ子若手学者海聞教授や对外经济贸易大学国際経済貿易学院院长林桂軍教授などのご意見もこの立場に属する。しかし、この意見は発展途上国としての中国が、そのままの形で受け容れることはできまい。だとすると、発展途上国の中国としては伝統的民族経済擁護論に最も傾きやすくなる。また、この論の中にはそれなりにかなり正鵠を得た指摘がある。

問題は今日の世界経済の新しい基本動向をどう取り込むか、あるいは取り込めるか、またそのためにどのように中国が自己対応するか、あるいはできるかである。ここで伝統的民族経済擁護論と新民族経済論の分かれ目が出る。現下の世界政治経済の基本構造に対する両論の基礎認識のちがいについてはすでに前章でみてきた。

本章をまとめるに当たり、改めて再認識したのは民族経済という概念にこめられた強烈な政治性と政策性である。民族経済概念はこの意味におい

32) この点については、第一章、第四章を確認されたい。

て民族の主体的経済発展に向けての動態性概念であって、単なる国民経済という名の存在の平面的併存という意味の前提としての一つのまとまりといった体ものではない。それゆえにこそ、新民族経済論は主体的にどう体制を整え、どう臨むかを強烈に認識しようとする。伝統的民族経済擁護論の方は原基的母体としての民族経済に主として熱い眼差を注ぎ続けるが、新民族経済論の方は原基的母体としての民族経済に対すると同様に、外から（後から）きても原基的母体と協力、合体して一定の条件で役立つ限り民族経済として取り扱う。しかし、それはその限りにおいてということでもある。民族経済概念とは元来そういった政治性、政策性を内に含む概念なのである。

中国のWTO加盟との関連でいえば、WTO自体が政治性、政策性に充ち満ちたものではあるが、それとは相対的に独立して、この意味ではWTOルールと民族経済概念は本質的に相容れない要素をもつ。一定の条件においては両者は両立しうる。新民族経済論の立場にたつ論者は、現下の状況は中国がWTOルールを受け入れ、その線に沿って外資直接投資を導入し、ビッグプッシュ型市場拡大が原基的母体としての民族経済にとっても利益をもたらすとよむわけである。新民族経済論の論理には、一応与件としての世界経済にどう対処するかという受動的な次元と、さらに自己が場合によっては与件も変革、あるいは無実体化し（自己の利益に引き寄せて実体化し）、自己の発展に引き込むという能動的次元の二重構造論理が用意されているように思われる。伝統的民族経済擁護論はこの意味において積極論としては迫力に欠ける。新民族経済論の立場からすれば、原基的母体としての民族経済の生産性の向上、技術革新などを急速に推し進め、できる限り合弁、合作形態での外資との協力をはかり、高度経済成長路線を邁進しながら、原基的母体としての民族経済と新たに加わった民族経済を含めた新民族経済の蓄積を行っていかなければなるまい。この路線が大きく崩れれば、新民族経済論はその概念の再構築を迫られよう。この論理には自明のことながら、それ自体の中に外資に依存した経済発展の内容が含まれており、運用を誤れば中国経済の買弁化の要素が内蔵されている。

それゆえにこそ、この立場にたつ論者達はその面に対する防止策を強調するとも見られる。中国が社会主義市場経済論を唱えるのは、必ずしも単に表現上の問題だけともいえない余地もあり、いくつかの重層的意味がこめられている可能性もある。

中国が民族経済の概念をどう打ち出すかは、中国が大国であり、発展途上国を代表する大国であるという意味からすると、あるいは一定の重要性をもつかもされない。場合によっては、WTO自体の変革や地域経済協力の進展に影響が出ることがあるかもしれない。それに、民族経済概念自体が政治性、政策性をもった概念であれば、その内容如何によっては大国間同士の交渉の成り行きが、他の国にも関係なしというわけにもいかない場合が生じよう。この点に関連して、中国の対外経済貿易学界の重鎮で中国WTO研究協会会長もつとめられ、中国の対外経済貿易政策形成にも強い影響力をもたれる薛栄久対外経済貿易大学教授が最近の論文の中で、中国のこれからの対外経済貿易政策の指向は協調管理型（あるいは組織的自由貿易型）に転換していくことになろう³³⁾と指摘されていることは、あるいは注目すべきことかも知れない。

最後に、一般に日本人が概括的に中国の外資系企業の範疇に入れて理解している可能性が強い、香港資本やマカオ資本、台湾資本を資本ソースとして中国本土内に設立された企業に関して、中国ではどのように考えられているかについて一瞥しておこう。

中国自体は、香港資本やマカオ資本、台湾資本を資本ソースとして中国本土内に設立された企業を、統計上外資系企業として取り扱っているが、外資系企業の範疇に入れて考えていない³⁴⁾。馬宇氏や桑百川氏も同様の立場を取っており、桑百川氏はすでに見たように、統計上からみた外資系企業の「約60%を占める外資投資は香港資本系や台湾資本系のものであって、

33) 薛栄久「50年の探索—対建国以来中国外経貿理論的回顧与思考（続）」、『国際貿易』1999年11月号、15頁。

34) 王岳平「我国外商直接投資的兩種市場導向類型分析」、『国際貿易問題』1999年第2期、7頁、拙訳「中国における外資系企業の市場指向」、JETRO『中国経済』1999年11月号、111頁。

香港資本系や台湾資本系の場合独資企業形態であれ、合弁企業形態や合作企業形態で株式支配をしているのであれ、それらはいずれも民族経済構成部分をなすというべきであろう³⁵⁾」と述べている。これは中国政府の支配領土認識を根底に置いてのことと思われるが、この点からすれば香港資本やマカオ資本、台湾資本をソースとして中国本土内に設立された企業を含めた外資系企業のうちで、非民族企業の占める比率は低くなる³⁶⁾ことを付け加えておこう。

35) 桑百川「評“保護民族経済論”」、張上塘・夏友富主編『中国吸収外商直接投資熱点問題探討』所収、中国对外経済貿易出版社、1997年、145～146頁。

36) 詳しくは王岳平「我国三資企業工業結構特徴」、『国際貿易問題』1998年第5期、拙訳「中国三資企業工業構造の特徴」、JETRO『中国経済』1999年2月号を参照されたい。

※本章は「中国における外資企業と民族経済論」、『経済学論纂』（中央大学）第41巻第6号、2001年に掲載したものを一部加筆、修正したものである。

第六章 改革・開放と外資直接投資導入の動態 —成果と問題—

前章までに述べてきた基本認識を踏まえて、本章では外資直接投資の動態について具体的に見てみることにしよう。

中国の対外経済貿易の動向をみる場合、改革・開放前の動向との関係での発展を先ずみるという意味では、貿易の発展をみるというのが通常のやり方であろうが、改革・開放後、しかもごく最近の状況に焦点を当ててみる場合には、中国の貿易の発展における外資系企業の役割が極めて大きいことから、外資直接投資の発展状況を先に押さえておいた方がよいように思われる。この点を考慮にいれ、対外貿易の発展をみる後続の第七章に先んじて、本章で外資直接投資についての整理をおこなうことにしたわけである。

「まえがき」でも述べたように、対中直接投資は空前の規模に達しており、経済関連各種情報筋では華々しく報じられている。特にWTO加盟一年目の動きがにぎわしく伝えられているが、一方で中国国務院直属シンクタンクである発展研究中心の《利用外資与産業結構調整》課題組は、今後の外資直接投資の基本的な見通しについて、①世界経済情勢が芳しくない状況にあること、②経済の地域集団化の傾向が対中投資拡大を制約する要因を構成する可能性があること、③世界各国の外資導入争奪戦の激化、④中国の国内市場競争の激化と外資優遇政策の整理、取り消しが進むにつれ、外資直接投資収益が低下していくこと、⑤中国経済に占める外資直接投資が既に相当な規模に達し、これに応じて成長速度が漸次下がっていくと予測されること等の五つの基本要因からみて、中国の外資直接投資の導入がこれまでのように急速に拡大していく時期は既に終わり、今後安定的な成

長段階に入るとみている（国務院発展研究中心《利用外資与産業結構調整》課題組「偏向労働密集型産業—外商在華投資産業趨勢分析与展望」、『国際貿易』2002年7月号、43～44頁）。

ある意味で中国の外資直接投資導入の一歴史的転換期ともとれるこの時期に当たり、本章ではこれまでの中国の外資直接投資導入の成果と問題にささやかな総括を試みてみたい。

第1節 対外開放の歩み

「戦争と革命」の時代認識の下「戦争に備えて」と超越的な理想主義的
社会主義経済の建設から、「平和と発展」の時代認識を基礎におく改革・
開放に転じたと一口に総括されるのが今日では一般的ではあるが、新しい
転換点とされる1978年12月の党第11期3中全会の中で“改革”と“開放”
はペアで唱えられたわけではない。“改革”の一環として“開放”は位
置づけられているのであり、主体的“改革”の中身がまた“開放”の中身
を規定するという点を見落としてはならない¹⁾。対外開放が公式な形で姿
を現すのは1981年12月の第5期全国人民代表大会第4回会議の政府活動報
告においてである。

翌1982年12月の第5期全国人民代表大会第5回会議で成立した「中華
人民共和国憲法」にもこのことが謳われた。対外開放の進展は、概要以下
の四段階で推し進められた。

第一段階（1979～83年）—試験的段階

外債の発行の開始、国家外匯管理総局の創設、「開展対外加工装配和中小
型補償貿易弁法」、「輸出許可証制度的暫行弁法」、「中華人民共和國中外合
資経営企業法」（契約型の合作企業、独資企業の場合も含む包括法……後に

1) 文献を丹念にたどればすぐにわかることだが、一般に必ずしも明確に認識されてい
ない嫌いがあるので、一応確認しておきたい。中国の研究者もこのことを指摘して
いる（董輔弼主編『中華人民共和國經濟史（下巻）』、経済科学出版社、1999年、
77頁）。

各々分離独立法となる)、関連税法等の制定、四つの経済特区の創設

第二段階（1984～87年）—重点拡張段階

「進出口商品検査条例」、「輸入貨物許可制度暫行条例」、「辺境小額貿易暫行弁法」等の制定、沿海開放都市（天津、上海、大連、秦皇島、煙台、青島、連雲港、南通、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海の14沿海通商都市、後に威海市も開放）、経済技術開発区の創設、沿海経済開放地帯の創設（長江三角洲、珠江三角洲、閩南厦漳泉三角洲の61市県）

第三段階（1988～91年）—沿海地域全面開放段階

沿海経済開放区の拡大（山島半島、遼東半島、河北、広西等沿海地域の293の市、県、鎮に拡大）、「沿海地区発展外向型経済的若干補充規定」の下達、沿海開放地区における「両頭在外、大進大出」（輸入と輸出という二つの太いパイプを外国市場と繋ぎ、輸出入の大突進をすすめる）、外向型経済発展戦略（加工貿易の発展、外貨市場の活性化、外資引き込みによる企業改造等）の推進（国際大循環参入戦略）、海南島経済特区の創設、90年代入りとともに上海浦東新区の開発と開放の決定、上海浦東新区に外高橋保税區を設けたのにつづき深圳福田・沙頭角、天津港、大連、広州等12保税區の設置（保税、輸出入許可証手続きの免除、外貨保留などによる倉庫、加工、中継貿易、金融・不動産業務に対する優遇措置）、土地使用権の有償転売、外資による土地開発、外資の国有企業・集団企業への株式参加・債券購入・リース経営・請負経営の許可、外貨建て株式発行、外資の国有企業・集団企業への経営参加による技術改造の推進、従来の対外貿易專業総公司傘下の地方支店の独立（これら公司の財務の地方財政への組み込み）と対外貿易公司の請負経営責任制の実施による地方の主体的対外貿易活動の活性化と発展へ向けての貿易体制転換

第四段階（1992～2001年）—全面的対外開放の展開

地理的にみた全国的開放、開放領域の拡大による全方位、重層的対外開放の展開、従来の経済特区、沿海開放都市、沿海開放区の外に長江中下流の蕪湖、九江、黄石、武漢、岳陽、重慶の6沿江通商都市の開放、13内陸国境都市—吉林省琿春、黒龍江省綏芬河、黒河、内蒙古滿州里、二連浩特、

新疆伊寧、塔城、博樂、雲南瑞麗、畹町、河口、広西憑祥、東興の開放とこれら都市に対する国境貿易と対外経済合作権限の賦与、上記13都市に丹東を加えた14都市へ外資投資を引き込むために国境経済合作区を創設（建設用基礎設備等の輸入機器などに対する輸入関税、産品税の免除、「八・五」計画期における特別貸付措置等）、省都、南昌、合肥、南寧、長沙、鄭州、石家荘、太原、呼和浩特、長春、哈爾濱、西安、蘭州、銀川、西寧、烏魯木齊、成都、昆明、貴陽等を開放都市に決定、経済特区、上海、天津、大連、広州、寧波、青島、南京などにおける外資系銀行あるいは金融機関の外貨業務経営の認可、外資の投資領域を小売商業、交通運輸、不動産、旅行業などに拡大

第五段階（2002年後～）

一WTO型対外経済貿易体制の整備・深化と対外開放への前進

WTO加盟条件に合わせた対外開放の実行、WTO基準に沿った形での対外経済貿易体制の整備と更なる対外開放

さて、上述の全方位的な対外開放は、二つの意味で展開されてきたことを確認しておく必要がある。一つは既に述べてきた国内の地理的な意味からする全方位的な開放という意味である。今一つは、対外開放の対象が全方位的という意味である。中国は建国以来「独立自主と平和外交」を標榜してきたことは周知のところである。しかし、真の意味でこの政策が実行されてこなかったことについては、既に上段でみてきたところである。真の意味でのこの対外政策が実行されるようになったのは80年代に入ってからである。80年代に入ってからの世界経済の状況が、全方位的な開放の政策展開を可能にしたともいえる。中国は既に述べたように、世界経済に対する前提基礎認識を改めた上で、その基礎認識の評価の上に立って平和共存の五原則を実行性のある基準とし、国家利益にもとづいて、あらゆる国家との経済関係を発展させてきたと言えるであろう²⁾。

従来中国は外交に奉仕（従属）する対外経済関係という立場をとってき

2) 李広民著『世界経済与政治和当代中国外交』、中国書籍出版社、2001年、304頁。

ていたが、新しい情況の下では、この方針は批判され、対外経済関係と外交政策は対等という位置づけになった。従来外交関係が悪くなると経済関係もストップするという情況であったが、80年代に入り、外交関係が相対的に悪化しても、経済関係が直接にこれを反映して悪化するという情況はなくなり、基本的には全方位的対外開放は安定的に維持されるという構造となっている³⁾。

第2節 外資導入の概況

対中直接投資の発展は、全体としては全般的外資導入の一構成部分であり、直接投資の本格化に先立って、対外借款や加工・組立貿易形態などの外資利用が進んだ経緯から、先ず最初に中国の外資導入の全体的な発展情況を概観して見る必要があると思われる。

表6-1に見られるように、中国の外資導入は大きく分けて三つのタイプの外資導入から構成される。対外借款、直接投資、その他の形態による外資導入である、前二者については特段に説明を要しまい。その他の形態による外資導入について、ここで若干の説明をしておこう。表6-3は2001年における形態別外資利用状況を示すものであるが、この表の下段に掲げられている「その他の形態による外資投資」という項目の中身がそれに当たる。

改革・開放の時点から2001年までの23年間における上述の三つの形態の外資導入の契約累計金額でみると、直接投資形態における外資導入が最も多く7,450億6千万ドル、対外借款の形態の外資導入1,385億4千万ドル、その他の形態による外資導入287億4千万ドルとなっており、契約累計額9,123億ドルのうち直接投資が圧倒的シェアを占め81.7%、対外借款15.2%、その他の形態による外資導入3.2%となっている。同期間中に実際に投資された外資累計額は5,684億1千万ドルで、直接投資3,935億1千万ドル、

3) 薛荣久学術報告、片岡幸雄・林家凡要約「中国国際貿易理論の史的展開—変遷と新たな模索—」、『広島経済大学経済研究論集』第13巻第4号、1990年、109頁。

表6-1 外資導入契約件数及び契約金額

年	合計		対外借款		直接投資		その他の形態による外資投資 (億ドル)
	件数	金額 (億ドル)	件数	金額 (億ドル)	件数	金額 (億ドル)	
1979-2001	391,232	9,123.0	1,683	1,385.4	389,549	7,450.6	287.4
1979-1982	949	205.5	27	135.5	992	60.1	9.9
1983	522	34.3	52	15.1	470	17.3	1.9
1984	1,894	47.9	38	19.2	1,856	26.5	2.2
1985	3,145	97.8	72	35.3	3,073	59.4	4.0
1986	1,551	117.4	53	84.1	1,498	28.3	5.0
1987	2,289	121.4	56	78.2	2,233	37.1	6.1
1988	6,063	160	118	98.1	5,945	53.0	8.9
1989	5,909	114.8	130	51.9	5,779	56.0	6.9
1990	7,371	120.9	98	51.0	7,273	66.0	3.9
1991	13,086	195.8	108	71.6	12,978	119.8	4.5
1992	48,858	694.4	94	107.0	48,764	581.2	6.1
1993	83,595	1,232.7	158	113.1	83,437	1,114.4	5.3
1994	47,646	937.6	97	106.7	47,549	826.8	4.1
1995	37,184	1,032.1	173	112.9	37,011	912.8	6.4
1996	24,673	816.1	117	79.6	24,556	732.8	3.7
1997	21,138	610.6	137	58.7	21,001	510.1	41.8
1998	19,850	632.0	51	83.9	19,799	521.0	27.1
1999	17,022	520.1	104	83.6	16,918	412.2	24.3
2000	22,347	711.3	-	-	22,347	623.8	87.5
2001	26,140	719.8	-	-	26,140	692.0	27.8
年平均成長率(%) 1990-2001	13.2	16.5	-	-	13.4	23.3	12.3

注①1997年からは対外証券発行額は対外借款から外され、その他の形態による外資投資に入れられている。

②2000年と2001年の合計数値には対外借款は含まれていない。

③第五章で述べたように、中国当局は直接投資を香港・マカオ・台湾資本による直接投資と香港・マカオ・台湾以外の外国資本による直接投資とに区別しているが、ここでは両者を一括して外資直接投資として取り扱っている。以下においても、特別に断る場合を除いては同様に扱うこととする（中華人民共和国統計局編『中国統計年鑑・2002』、中国統計出版社、2002年、643頁、国家統計局工業交通統計司編『中国工業経済統計年鑑・2002』、中国統計出版社、2002年、58～67頁）。

出所：中華人民共和国国家統計局編『新時代新跨越—从十三届四中全会到十六大』、中国統計出版社、2002年、229頁。

表6-2 実行外資投資額

年	金額 (億ドル)	対外借款 (億ドル)	直接投資 (億ドル)	その他の形態による 外資投資(億ドル)	実行投資額のGDP に占める比率(%)	外資固定資産投資 の総固定資産投資 額に占める比率(%)
1979-2001	5,684.1	1,471.5	3,935.1	277.4	-	-
1979-1982	124.6	106.9	11.7	6.0	-	-
1983	19.8	10.7	6.4	2.8	0.7	4.7
1984	27.1	12.9	12.6	1.6	0.9	3.9
1985	44.6	25.1	16.6	3.0	1.5	3.6
1986	72.6	50.1	18.7	3.7	2.5	4.4
1987	84.5	58.1	23.1	3.3	2.6	4.8
1988	102.2	64.8	31.9	5.5	2.6	5.9
1989	100.6	62.9	33.9	3.8	2.2	6.6
1990	102.9	65.3	34.9	2.7	2.7	6.3
1991	115.6	68.9	43.7	3.0	2.8	5.7
1992	192.0	79.1	110.1	2.8	4.0	5.8
1993	389.6	111.9	275.1	2.6	6.5	7.3
1994	432.1	92.6	337.7	1.8	8.0	9.9
1995	481.3	103.3	375.2	2.9	7.0	11.2
1996	548.0	126.7	417.3	4.1	6.8	11.8
1997	644.1	120.2	452.6	71.3	7.3	10.6
1998	585.6	110.0	454.6	20.9	6.3	9.1
1999	526.6	102.1	403.2	21.3	5.4	6.7
2000	593.6	100.0	407.2	86.4	5.5	5.1
2001	496.7	-	468.8	27.9	4.3	4.6
年平均成長率(%) 1990-2001	14.2	-	24.5	18.0	-	-

注①1997年からは対外証券発行額は対外借款から外され、その他の形態による外資投資に入れられている。

②2001年の合計数値には対外借款は含まれていない。

出所：表6-1同書、230頁、中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑・2002』、中国統計出版社、2002年、177頁より作成。

69.2%、対外借款1,471億5千万ドル、25.9%、その他の形態による外資投資277億4千万ドル、4.9%となっており、やはり直接投資形態の外資導入が約7割を占める。

しかし、実際に利用された形態別の外資導入の発展の状況からみると、

1991年までは対外借款の形での外資導入が直接投資形態の外資導入よりも多く過半分を占める。対外借款の構成では、1983年は外国政府借款が67.2%を占め、これに国際金融機関からの借り入れを加えるとその割合は72.16%になる。1991年の状況では外国政府借款が26.3%、国際金融機関からの借り入れ19.8%で合わせて46.1%、輸出信用と外国銀行の貸し付けの合計が過半分を占めている。1995年には外国政府借款は26.9%、国際金融機関からの借り入れ26.2%で合わせて53.1%を占める。1999年には外国政府借款は32.5%、国際金融機関からの借り入れ25.5%で合わせて58%である。対外借款金額は1993年に100億ドルの大台に乗せてからは、それまでに較べ

表6-3 形態別外資利用状況—2001年

外資利用形態		契約件数	契約金額 (万ドル)	実行投資金額 (万ドル)
合計	Total	26,140	7,197,597	4,967,212
対外借款	Foreign Loans			
直接投資	Foreign Direct Investments	26,140	6,919,455	4,687,759
合弁企業	Joint Ventures Enterprises	8,893	1,753,648	1,573,890
合作企業	Cooperative Operation Enterprises	1,589	830,012	612,218
外資独資企業(100%外資)	Foreign Investment Enterprises	15,643	4,299,908	2,387,338
株式投資企業	Foreign Investment Share Enterprises	11	32,681	52,764
合作開発	Cooperative Development	3	1,900	51,059
その他	Others	1	1,306	1,490
その他の形態による外資投資	Other Foreign Investment		278,142	279,453
証券	Sale Share		84,800	84,800
リース	International Lease		10,200	10,428
補償貿易	Compensation Trade			283
加工・組立貿易	Processing and Assembly		183,142	183,942

注①証券投資とは国内外証券市場における外貨建ての証券発行総額である（主に香港証券市場におけるH株と国内証券市場におけるB株）。

②リースにかかわる投資とは設備輸入のための経費である。

③補償貿易にかかわる投資とは中国側経営主体が外国側経営主体によって提供される輸入設備、技術、材料の代金である。

④加工・組立貿易にかかわる投資とは外国側の経営主体が提供する設備、材料の代金である。

出所：中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑・2002』、中国統計出版社、2002年、629頁。

それほど増加という趨勢になく、内訳も年を経るにしたがって漸次外国銀行の貸し付けと輸出信用の占める比率が逡増の傾向にあるが、外国政府借款と国際金融機関からの借り入れの比重はやはり基底構造としては大きいものがある。現段階の資本主義をどうとらえるかという、すでにみた国家独占資本主義論あるいはそれを越えた段階としての資本主義論という議論との関連で、国家資本輸出をどう評価するかについて意見は分かれるとはいえ、先進資本主義諸国の対中経済関係の積極的展開に果たした先導的な戦略的役割は大きい。

1992年以降実際に利用された外資直接投資額は対外借款額を上回り、対外借款形態による外資導入額と直接投資形態の外資導入額の関係は構造的に転換する。以後直接投資形態の外資導入が急速に進み、2000年には直接投資は407億2千万ドルで、同年の対外借款100億ドルの約4倍の規模にまで達する。先進資本主義諸国による対外借款供与という形での経済協力も一つの大きな基礎となり、中国経済の国際化に向けての国内体制の改革と整備が進み、直接投資形態による外資系企業による経済活動が急速に進展した事情が明確に読み取れる。中国が1979～2001年までの期間において実際に利用した外資直接投資は年平均増加率24.5%の急拡大を遂げており、1992～2001年の10年間に限ってみれば年平均増加率26.8%にも及ぶ。その他の形態による外資の利用は1979～2001年までの期間において年平均増加率18%の拡大を示しており、1997～2001年の5年間に限ってみれば、その年平均増加率は46.7%にも達する。加工・組立貿易形態や補償貿易形態の外資利用については、後に第七章の貿易の発展に関する分析のところで詳しくみる。

第3節 外資直接投資の発展と外資直接投資導入政策内容の変化

対外経済の開放が行われ、外資直接投資の導入がおこなわれるようにな

ったということは、中国国内において外資系企業が存在するようになったということであり、その時点から中国にとっては新しい経済主体が登場してきたということの意味することになる。上述のような全般的状況を踏まえて、ここでは外資直接投資の発展の状況を段階的に簡単に跡づけつつ、中国当局の外資直接投資導入政策内容の変化をみよう。

1 第一段階（1979～83年）—対外開放の試験的準備期

この段階は理論的かつ実践上の試験的準備期である。1980年からは中国は未だ社会主義の初級段階にあるとの認識の下で、公有制が主導権を握りながら、多くの経済構成体を併存させるべきであるとの考え方に立ち、外国資本の投資に対してその存在の位置づけが確定した。この段階に批准された直接投資項目件数は1,462件、契約外資金額は77億4千万ドル、実行投資外資金額18億1千万ドルであった。

2 第二段階（1984～91年）—発展段階期

上述試験段階の経験の総括の上に立って、既に述べた対外開放重点拡張段階と沿海地域全面開放段階の動きに呼応して、外資直接投資の利用がかなりのスピードで発展した時期である。1986年10月「關於鼓勵外商投資的規定」及び若干の弁法を制定し、製品輸出外資系企業と先進技術外資系企業に対してさらに優遇措置を講じた。これと同時に一方で1987年12月「指導外商投資方向暫行規定」と、奨励項目、制限項目、禁止項目に分けた外資投資産業目録を定め、産業政策に合わせた外資導入の方向づけを指向することを開始した模様である。このことによって、その後数年間工業部門への外資直接投資が80%以上を保持したといわれる⁴⁾。この時期に批准された直接投資項目は4万635件、契約外資金額は446億1千万ドル、実行外資投資金額215億4千万ドルに上る。

この時期直接営業活動に関連する外資投資は中小企業の労働集約的項目

4) 徐景和・劉淑強・張桂龍・趙雷主編『中国利用外資—法律理論と実務 上・総論編』、人民法院出版社、1999年、59頁。李嵐清主編『中国利用外資基礎知識』、中共中央党校出版社・中国对外経済出版社、1995年、75頁。これら両文献は公布された模様であるが、筆者は未だ探してあてられない。したがって、具体的内容は定かでない。

に集中し、この内上述分類のその他の形態による外資投資である「三来一補」（来料加工、来樣加工、来件装配と補償貿易、いわゆる委託加工・組立と補償貿易）項目がかなりの比重を占めたことを付記しておくことは、あるいは必ずしも不必要なことではないかもしれない。この段階においては外資直接投資が集中した産業分野は労働集約型工業で、製品輸出企業も増加した。初期段階の投資がサービス分野に多かったのに対して質的变化がみられる。1990年末の情況では工業への投資が80%以上を占めるようになってきている⁵⁾。

3 第三段階（1992～93年）—高度発展段階期

1992年年頭の鄧小平の「南巡講話」による対中直接投資に対する外資側の不安感・躊躇感の払拭、同年党第14回全国代表大会における「社会主義市場経済」建設方針の確立を承けて、一気に外資直接投資が急拡大した。因みに、1992年の契約直接投資件数は4万8,764件、前年の約3.8倍、契約金額581億2千万ドル、前年の約4.9倍、実行投資額も110億1千万ドル、それまでの最高投資額43億7千万ドルの約2.5倍に達した。翌1993年には契約直接投資件数は8万3,437件、前年の約1.7倍、契約金額1,114億4千万ドル、前年の約1.9倍、実行投資額も275億1千万ドル、前年の約2.5倍となり、この兩年いずれの合計額も79年以來の累計を超過し、格段にぐっと高い新しい段階の高地を創り出した。

注目すべきは、1992年外資直接投資導入を「市場をもって技術と交換する」と位置づける戦略認識と方針が打ち出されたことである。この方針は今日まで堅持されている重要方針である⁶⁾。外資系企業に対する市場開放によって、先進技術の移転を推し進めることが外資導入戦略方針の一つにすえられ、外資直接投資導入に新たな積極的意義づけが加わった。

5) 1989～91年の期間を調整段階としてとらえる見解もあるが、もし調整段階としてとらえるとしても小調整段階としての位置づけになろう（段階区分の詳細は長谷川貴弘「中国の外国直接投資政策に関する一考察」、『経済研究年誌』第25号、平成14年を参照されたい）。

6) 次頁へ

4 第四段階（1994～99年）—調整・安定的発展期

(1) 新段階の外資直接投資の動向と新たな面貌

上述のように、これまで中国への直接投資に関心をもちながらも、いささかの躊躇のあった外国投資家も1992～3年にかけて一気に対中直接投資を急拡大させた。1994年にはこのことから落ち着きを見せてきた投資動向も、以前と較べて内容的に質的変化が窺われるようになってきた。

1994年には契約件数、契約金額ともに前年を大きく下回ったものの、実行投資金額は前年を22.8%も上回っている。以後1999年を除き、量的にはともかく基本的にはこの構造が定着する。また、契約項目一件平均当たりの契約投資金額の規模の上昇がみられる。1988～91年の各年の年平均一件当たり契約外資投資額は100万ドルに達しなかったが、92年からは100万ドルを超え、96年には298万ドルに上昇している。

また、1992年以来外資直接投資は相対的には沿海部地域に集中しているとはいえ、内陸部への投資項目の急成長がみられ、外資直接投資の地理的広がりが進む。さらに、投資分野もインフラ、交通、エネルギー、原材料工業等の大規模のものに及ぶようになった上、第三次産業（商業、航空、銀行、保険等）への投資もおこなわれるようになり、投資産業分野も全方位的になってきた。いわゆる世界的な多国籍企業（例えば、フィリップス、シーメンス、フォード、バイエル、IBM、モトローラ、松下等）の対中投資も増大するようになり、従来に較べ漸次事業内容も資本集約的、知識集約的度合が高まってきた。1999年の外資直接投資契約金額の産業別構成では、第一次産業3.6%、第二次産業66.2%、第三次産業30.2%、実際に利用された外資金額の産業別構成では、第一次産業1.8%、第二次産業66.6%、

6) 李嵐清「關於對外經濟貿易工作落實十四大精神的幾個問題」(1992年12月14日在全國對外經濟貿易工作會議上的講話〈摘要〉)、中國對外經濟貿易年鑑編輯委員會編輯『中國對外經濟貿易年鑑・1993/94』、中國廣告有限公司、1993年、29頁。石広生「努力提高我國吸收外資的質量和水平」(2001年7月3日在全國外資工作會議上講話的主要部分)、石広生著『世紀之交的中國對外經濟貿易』、人民出版社、2003年、191頁。王允貴主編『中國加入WTO后的外經資發展戰略』、中國計画出版社、2002年、114頁。

第三次産業31.6%となっている。

1992年における契約投資件数の投資経営形態別構成からみると、合併形態の企業の件数が70.4%、合作形態の企業11.7%、外資独資企業（100%外資経営形態）17.8%となっているが、その後外資独資企業の比率が高まり、97年には投資契約件数では45.7%を占めるにいたり、トップの座に立つようになった。翌年の1998年からは契約投資金額でも首座を占めるようになり、99年には実行投資金額でも外資独資企業が合併企業に僅差で迫るようになり、2000年にはいずれにおいても外資独資企業がトップの座を占めるようになっている。

これは様々な経営問題を内蔵する国有企業、あるいは類似した体質を内に孕む中国の企業との合併を敬遠するという外資側の潜在的姿勢を陰に陽に反映したものかと思われる。

(2) 外資直接投資導入政策の整備と変化

一方中国側も、外資直接投資の量的増大、中国の経済発展を睨んだ主要多国籍企業の対中投資に向けた積極的意欲を踏まえて、これまでの外資導入一点張りに流れる風潮から、量的増大趨勢にある外資直接投資の導入を自国の産業構造の転換、高度化により積極的に組み込んでいくという重点的外資導入誘導の方向を目指すようになってきた。また、従来外資系企業に対して与えてきた優遇措置は国内資本企業にとっては競争の不平等といった問題、あるいはそのこととも関連するが、場合によっては偽装外資系企業の発生なども出てくるといった状況の中で、外資導入に対する管理を強化する必要もあった。

1995年6月国家計画委員会、国家経済貿易委員会、対外貿易経済合作部は共同で「指導外商投資方向暫行規定」及び「外商投資産業指導目録」を定めた。これによると、外資直接投資項目は①奨励項目、②許可項目、③制限項目、④禁止項目に分類され、①③④に属さないものは許可項目とされる。奨励項目は、以下のように規定されている。

- i 「農業の新技術、農業の総合開発とエネルギー、交通、重要原材料工業の建設項目」

- ii 「ハイテク技術、先進技術で製品性能を改善、エネルギーと原材料を節約、企業の技術経済効率の向上ができる、または市場の需要に適合し、国内の生産能力が不足している新設備、新材料項目」
- iii 「国際市場の需要に適合、製品ランクの向上、新市場の開拓、製品の国外販売の拡大、輸出増のできる項目」
- vi 「資源の総合利用と資源の再利用及び環境汚染を防止する新技術、新設備項目」
- v 「中西部地区の労働力と資源の優位を發揮でき、国の産業政策に適合する項目」
- vi 「国の法律、行政法規で奨励を規定するその他の項目」

制限項目は（甲）種と（乙）種に分けられ、前者は「国内ですでに開発、またはすでに技術導入し、生産能力がすでに国内市場の需要を満たしている項目」、後者は「国が外国企業の投資導入を試行、または専売を実施する産業項目、希少、貴重な鉱産資源の探査、採掘に従事する項目、国の統一計画が必要な産業項目⁷⁾」などである。

②に属するものについては「外商投資産業指導目録」には入れられない。「外商投資産業指導目録」項目は外資投資項目の審査、批准を指導していく拠り所とされる。国は産業政策にもとづき、インフラ整備、基礎産業、国有企業の技術改造、資本・技術集約型産業への外資の導入を奨励し、金融、商業、観光などの領域も適度に開放するということである。

1998年1月1日からは、国家計画委員会が97年下半年に44関係部門から出された276条の改正意見をまとめて、新たに修正を加えた「指導目録」にもとづいて外資直接投資の導入が行われるようになった。この「指導目録」も基本的な枠組は従来のものとほぼ同様であるが、修正「目録」では改正は小範囲に留められており、奨励項目の186項目（14項目増）、制限乙類項目86項目（10項目増）、制限甲類項目26項目（12項目減）、禁止項

7) 括弧内引用はいずれも日本国際貿易促進協会「国際貿易」1995年7月4日号掲載の翻訳によっているが、論文稿としての体裁上項目番号のつけ方、句読点などの部分で改めている部分がある。

目31項目（増減なし）といった形になっている⁸⁾。奨励項目と制限乙類項目272項目（全項目の83%にあたる）については、関税及び増値税が免除される⁹⁾。

ここで各々の項目について若干の解説をしておこう。

「外商投資産業指導目録」の中でも、同じ分類項目が制限項目と禁止項目の両面にまたがっているものもあるが、この場合は中国の生産レベル、市場ニーズ、労働力の生産能力等を考慮してのことである。奨励項目では、特に製品の質を高めるといったことに重点を置いて選別されている。例えば、中国の皮革製品は大量に輸出されていることもあって、場合によってはアンチダンピング問題を引き起こすこともあり、量よりも質の向上が重要となることから、皮革後処理加工及び新技術設備の製造が奨励項目に入れられた。ほぼ同様の理由から、繊維関連でも染染め及び後処理加工が奨励項目に入れられた。禁止項目は主要な工程や重要な技術の習得がほぼ峠を越えており、もう新しい技術の導入は必要がないというものである。

対外開放の初期には60～70%の外資直接投資が第三次産業（不動産、ホテル、観光、娯楽施設等）に集中したが、90年代に入って以後第二次産業への投資が増えて、1997年末の状況では63%ぐらいが第二次産業へ向かった。第三次産業への投資は36%ぐらい（この内20%ぐらいは不動産部門）である。サービス部門への外資直接投資導入をある程度重視して実行していく姿勢が、「指導目録」制定後機会あるごとに確認され進行した。

中西部地区への外資直接投資の積極的導入に限定した奨励項目（4,000トン/日以上セメント・クリンカー新型乾式法セメント生産ライン）、

8) 筆者が原資料に当たって調べたところでは、一般に解説されているものではリスト上の総項目数は一致しているが、各々の項目数に若干のまちがいが認められるようである（例えば、『国際商報』1998年元旦号、『北京週報』1998年No.10、1998年3月10日号、25頁など）。なお、制限項目甲類については、中国側パートナーは国有資産、国家予算でなく、必ず自己所有資産、資金を投入しなければならない。また、制限項目乙類については、地方政府権限で審査・認可できる小規模プロジェクトであっても、項目建議書は國務院、事業計画書は計画委員会での別途審査を必要とする。

9) これに合わせて、外国投資案件非免税輸入商品リストが発表された。

制限乙類項目（単機容量30万キロワット以下の通常石炭燃焼火力発電所の建設、経営一但し小規模電力網、辺地及び低品位炭、小石混合炭使用の発電所を除く）が組み込まれている¹⁰⁾。

5 第五段階（2000年～）—WTO加盟と新段階

(1) WTO加盟を目指した外資直接投資の新たな胎動

2000年の外資直接投資契約件数は2万2,347件、契約外資金額は623億8千万ドル、実行投資額は407億2千万ドルであった。契約件数では対前年比32.1%増、契約外資金額同51.3%増、実行投資額同1.0%増である。契約ベース前二者の大幅増加の要因として、「中国の投資環境の改善、WTO加盟への期待及びアジア地域の経済回復等」が挙げられる¹¹⁾。

先に触れたが、2000年には契約外資投資件数、契約外資投資金額、実行外資投資額いずれにおいても、外資独資企業がトップの座を占めるにいたった事態は全く見過ごしてよいということでもあるまいから、一応具体的に内容をみてみよう。契約投資総件数2万2,347件のうち外資独資企業1万2,196件、54.6%、合弁企業8,378件、37.5%、合作企業1,757件、7.9%、契約投資総額623億8千万ドルのうち外資独資企業が343億1千万ドル、55%、合弁企業196億5千万ドル、31.5%、合作企業81億2千万ドル、13%、実行外資投資総額407億2千万ドルのうち外資独資企業192億6千万ドル、47.3%、合弁企業143億4千万ドル、35.2%、合作企業67億ドル、16.5%、合作開発3億8千万ドル、1%となっている。外資独資企業のこれら指標における比重の上昇は、全体として経済活動における外国資本の支配する企業主体の相対的地位の上昇を意味することになるから、このことが即直接的にある特定の業種、産業分野、あるいは全体経済の支配ということに直結することでもないが、この観点は視野に入れておく必要はあろう。況してや、合弁形態の企業などにあつて、通常先進国型企業において支配権を握るに十分と考えられる持株比率を中国側が掌握している場合でも、技術の占有とか、経営戦略上の主導権が握られるとか、あるいは経営計画や管理

10) 『北京週報』1998年No.10、1998年3月10日号、26頁。

11) 日本国際貿易促進協会『国際貿易』2001年1月23日号。

面などで劣位にある人的能力等の事情から、当該合弁企業が外資側に支配される可能性があるような状況の下にあっては尚更のことである。

2001年の契約投資件数は2万6,140件、契約外資金額692億ドル、実行投資額468億8千万ドルであった。投資件数では対前年比17.0%増、契約金額では対前年比10.9%増、実行投資額では対前年比15.1%増である。2001年末時点での外資系企業の累計認可件数は38万9,549件、契約累計金額は7,450億6千万ドル、実行投資累計額は3,935億1千万ドルに達する。外資独資企業の地位は一層高まり、投資件数で総数の59.8%、契約金総額の62.1%、実行投資総額の50.9%を占め、いずれにおいても過半分を押えた状態となっている。このように外資直接投資が2001年も大幅な増加をみせているが、やはり中国の経済発展が好調なこと、中国の工業化が新たな段階に入り製品や部品の世界の供給基地としての役割が益々上昇してきていること、WTO加盟を目前にひかえてさらなる市場開放と投資環境が整備され、中国国内の潜在市場に対する期待が大きいこと等が背景となっているものと思われる。

WTO加盟後一年目の2002年の情況をみると、2002年には認可件数、契約外資金額、実行投資額のいずれにおいても前年を上回り、許可件数は3万4,171件、対前年比30.7%増、契約外資金額827億68百万ドル、対前年比19.6%増、実行外資投資額527億43百万ドル、対前年比12.5%増で、2002年末現在の累計認可件数は42万4,196件、契約外資累計額は8,280億6千万ドル、実行外資投資累計額は4,479億66百万ドルに達した。中国は2002年世界最大の外資直接導入国となった¹²⁾。

(2) 新たな直接投資導入政策

2000年6月22日国家経済貿易委員会、国家発展計画委員会、対外貿易経済合作部は共同で「中西部地区外商投資優勢産業目録」を発表した。このリストでは、255項目の産業が中西部地区の20の省、自治区、直轄市における重点開発産業項目として列挙されており、これらの産業項目につい

12) 対外貿易経済合作部『中国外資』2003年第2期、5頁。

ては、「指導外商投資方向暫行規定」中の奨励項目に対して与えられる各種優遇政策、総投資額内の輸入設備、すでに規定によって免税とされない商品を除いては、関税及び増値税が免除される。

2002年2月11日國務院は従来の「指導外商投資方向暫行規定」を廃止し、新たに「指導外商投資方向規定」を公布、4月1日から実施すると発表した。さらに、同3月11日国家發展計畫委員會、国家經濟貿易委員會、對外貿易經濟合作部は共同で新たな「外商投資產業指導目錄」及び「附件」を公布、4月1日から実施すると発表した。新たな「指導外商投資方向規定」の主要内容は、以下のようなものである。

- i 「指導外商投資方向規定」によれば、追って出される「〈外商投資產業指導目錄〉及び〈中西部地区外商投資優勢產業目錄〉（現段階では発表された〈目錄〉を筆者は入手していない）は、外国企業投資案件及び外国投資企業の審査、認可を指導し、かつ関係政策を適用する根拠である」。
- ii 外国企業投資案件は①奨励、②許可、③制限、④禁止の四項目に区分する。①②④の項目に該当する外国企業投資案件は「外商投資產業指導目錄」に列記する。その他の外国企業投資案件は許可項目案件とする。許可項目案件は「外商投資產業指導目錄」には列記されない。
- iii 奨励項目案件に属するものは以下の通りである。

「① 農業新技術、農業総合開発及びエネルギー、交通、重要原材料工業に属する案件

② ハイテク、先進技術に属し、製品の性能を改善し、企業の技術的経済的収益を向上させることができ、または国内の生産能力が不足している新設備、新材料の生産に属する案件

③ 市場の需要に適合するもので、製品の品質を向上させ、市場を開拓し、または製品の国際競争力を増加させることのできる案件

④ 新技術、新設備、エネルギー及び原材料を節約できる案件、資源の综合利用及び資源の再生並びに環境汚染防止に属する案件

⑤ 中西部地区の労働力及び資源の優位を発揮でき、かつ国の産業政策に合致する案件

⑥ 法律、行政法規で規定するその他の案件」

なお、「奨励項目の外国企業投資案件は、関連法律、行政法規の定めに従い優遇を受けるほか、投資額が大きく、回収期間の長いエネルギー、交通、都市インフラ施設（石炭、石油、天然ガス、電力、鉄道、道路、港湾、空港、都市道路、汚水処理、ごみ処理など）の建設、経営に従事する案件は、認可を得て、それと関連する経営範囲を拡大することができる」。

また、製品のすべてを直接輸出する許可項目の外国企業投資案件は、奨励項目の外国企業投資案件として取り扱われる。

iv 制限項目に属するものは以下の通りである。

「① 技術水準が遅れている案件

② 資源の節約及び生態環境の改善に不利な案件

③ 国が保護採掘の実行を規定する特定鉱産物の探査、採掘に従事する案件

④ 国が段階的に開放する産業に属する案件

⑤ 法律、行政法規で規定するその他の案件」

なお、製品の輸出販売額がその製品販売総額の70%以上を占める制限項目の外国企業投資案件は、省、自治区、直轄市及び計画単列都市の人民政府または国务院主管部門の認可を得た場合は、許可項目の外国企業投資案件として取り扱われる。

v 禁止項目に属するものは以下の通りである。

「① 国の安全を脅かす、または社会公共の利益を損なう案件

② 環境汚染をもたらす、天然資源を破壊し、または人体の健康を損なう案件

③ 大量の耕地を占用し、土地資源の保護、開発に不利な案件

④ 軍事施設の安全及び使用効果を脅かす案件

⑤ わが国固有の製法または技術で生産する案件

⑥ 法律、行政法規で規定するその他の案件」

- vi 「外商投資産業指導目録」には、「外国企業投資案件に対し、〈合弁、合作に限る〉、〈中国側がマジョリティーを持つ〉、または〈中国側が相対的にマジョリティーを持つ〉ことを規定することができる¹³⁾」。
- vii 中西部地区の優位を確実に発揮できる許可項目及び制限項目の外国企業投資案件については、適度に条件を緩めることができる。

このうち「中西部地区外商投資優勢産業目録」に挙げられる案件は、奨励項目の外国投資案件の優遇政策を受けることができる¹⁴⁾。

2002年3月11日国家發展計画委員会、国家經濟貿易委員会、對外貿易

13) 「合弁、合作に限る」、「中国側がマジョリティーを持つ」、「中国側が相対的にマジョリティーを持つ」とは以下のような意味である。

「〈合弁、合作に限る〉とは、中外合弁経営、中外合作経営のみ許可することを指す。〈中国側がマジョリティーを持つ〉とは、外国企業投資案件における中国側投資者の投資比率の和が、51%及びそれ以上であることを指す。〈中国側が相対的にマジョリティーを持つ〉とは、外国企業投資案件における中国側投資者の投資比率の和が、いかなる一方の外国側投資者の投資比率よりも大きいことを指す」（「指導外商投資方向規定第8条」、『國際商報』2002年3月5日号）。

14) なお、外国企業投資案件の届出、審査、認可の手続きについては、以下のように規定している。

「現行の審査及び認可権限に基づき、外国企業投資案件は、案件の性質により、それぞれ發展計画部門、經濟貿易部門が審査、認可及び届け出の受理を行う。外国投資企業の契約、定款は、對外經濟貿易部門が審査、認可及び届け出の受理を行う。そのうち制限項目の限度以下の外国企業投資案件は、省、自治区、直轄市及び計画獨立都市人民政府の相応する部門が審査、認可を行い、同時に上級の主管部門及び業種主管部門に届け出をする。この項目の案件の審査及び認可権は、下部に委譲してはならない。サービス貿易分野の段階的に開放するものに属する外国企業投資案件は、国の關係規定に基づき審査、認可を行う。

割当または許可証にかかわる外国企業投資案件は、必ず事前に対外經濟貿易部門に割当または許可証を申請しなければならない。

法律、行政法規で外国企業投資案件の審査、認可の手続き及び方法について別段の定めがあるときは、その定めによる」（日本國際貿易促進協會『國際貿易』2002年3月12日号掲載翻訳）。

「指導外商投資方向規定」の説明部分の多くを日本國際貿易促進協會『國際貿易』2002年3月12日号掲載翻訳に負っており、本文中括弧で囲んだ部分は同翻訳文をそのまま使用しており、その他の部分も同翻訳文を多く利用しているが、論文稿としての体裁上項目番号のつけ方、句読点などを改めている部分がある。

経済合作部は三者共同で「外商投資産業指導目録」を示し、4月1日から実施すると発表した。この「目録」では上述したように、奨励項目、許可項目、制限項目、禁止項目に分けて各々の産業が挙げられている。今回の「目録」の主要な特徴点は以下のような点である

- i より一層の対外開放と積極的な外資直接投資の導入を推し進めるといふ姿勢の下で、外資導入奨励産業項目が従来の186項目から262項目に増加され、制限項目は従来の112項目から75項目に減らされた。禁止項目は33項目（2項目増）で、総項目数は371項目（付属文書項目を含む）となっている。
- ii 外資系企業における資本構成上外資側の所有比率に対する制限が緩和された。例えば、港湾業務活動において中国側が経営支配権をもつといった規制が撤廃された。また、従来外資投資が禁止されていた電気通信部門、都市における上下水道、ガス、供熱網の建設及び経営等の部門における外資投資が対外開放された。
- iii WTO加盟時の約束事項である地域、数量、経営範囲、出資比率と銀行、保険、商業、対外貿易、観光、通信、運輸、会計・監査、法律等サービス貿易の対外開放の予定計画が付属文書に明記されている。
- iv 西部地区向けの外資直接投資の奨励、西部地域向け外資直接投資における外資出資比率および業種制限の緩和が盛り込まれている。
- v 市場競争メカニズム機能を十全に生かして、産業構造の高度化と生産の複合化の推進をはかるために、一般工業品は許可項目に入れられている。

奨励項目案件の設備輸入の輸入関税と増徴税は免除される。

今回の「外商投資産業指導目録」からみると、今後中国は、①従来の農業改造、近代的農業の開発、農業の産業化、②通信、エネルギー、素材産業およびその他の基礎産業、③電子情報、バイオエンジニアリング、新素材、航空・宇宙、その他のハイテク産業、R&Dセンターの創設、④機械、軽工業、紡織業など伝統的産業の先進応用技術装備産業への転換、⑤資源および資源再生プロジェクト、環境保護、都市建設、⑥西部地区における

優位産業、⑦全額輸出推進型プロジェクト等への外資直接投資導入に力点を
おいた運営を行うことになろう。

第4節 外資系企業の地位と基本的特徴

1 中国国民経済における地位概況

すでに表6-1、表6-2でみてきたように、対中外資直接投資は急速に
伸びてきたが、この急速なスピードでの外資直接投資の増大が、現時点で
中国経済全体の中でどのような地位にあるかみてみよう。表6-4は1991
～2001年までの期間の各年における外資直接投資の国内総生産（GDP）
及び固定資産総額に占める地位を見たものであるが、これによると、
1991年には外資直接投資は国内総生産の1.1%の比重であったが、2001年
には4.0%にまで地位が上昇してきている。年平均上昇率では13.8%という急
上昇率である。固定資産投資総額に占める外資直接投資の比重は1991年
には4.2%であったが、2001年には10.4%にまで急上昇している。年平均上
昇率では9.5%の上昇率である。

2001年における中国工業に占める外資直接投資の地位をみると、外資
系企業の資産総額の中国全体の工業資産総額に占める割合は20.94%、外資
系企業の工業総生産額が中国全体の工業総生産額に占める割合は28.52%で
ある。また、その付加価値額の全体に占める割合は25.16%、販売額の全工
業販売額に占める割合は27.76%、その利潤額の全工業利潤総額に占める割
合は30.48%、その付加価値税（増値税）の全工業付加価値税総額に占める
割合は21.58%、外資系企業の所得税の全工業企業所得税総額に占める割合
は17.86%を占める。このことから、外資系企業はすでに中国工業において
大きな地歩を占め、発展途上国としての中国国民経済における工業の位置
という意味を考えれば、相当に重要な地歩を占めていることがわかる。

表6-4 外資直接投資の国内総生産および固定資産投資総額に占める地位

年	人民元表示によるGDP (億元)	ドル表示によるGDP (A) (億ドル)	人民元表示による固定資産投資総額 (億元)	ドル表示による固定資産投資総額 (B) (億ドル)	外資直接投資実行額 (C) (億ドル)	C/A×100	C/B×100
1991	21,617.8	4,060.9	5,594.5	1,050.9	43.7	1.1	4.2
1992	26,638.1	4,830.6	8,080.1	1,465.2	110.1	2.3	7.5
1993	34,634.4	6,010.8	13,072.3	2,268.7	275.2	4.6	12.1
1994	46,759.4	5,425.5	17,042.1	1,977.4	337.7	6.2	17.1
1995	58,478.1	7,002.8	20,019.3	2,397.2	375.2	5.3	15.7
1996	67,884.6	8,165.2	22,974.0	2,763.3	417.3	5.1	15.1
1997	74,462.6	8,982.4	24,941.1	3,008.6	452.8	5.0	15.1
1998	78,345.2	9,463.3	28,406.2	3,431.2	454.6	4.8	13.2
1999	82,067.5	9,913.8	29,854.7	3,606.4	403.2	4.1	11.2
2000	89,442.2	10,804.6	32,917.7	3,976.5	407.2	3.8	10.2
2001	95,933.3	11,590.7	37,213.5	4,496.1	468.8	4.0	10.4

注：1997年から、不動産投資、農村集団投資、個人投資を除き、基本建設投資、更新改造投資及びその他固定資産投資統計は、それまでの5万元以上のものから50万元以上のものに変更された。本表の96年までは旧来統計方式による数値である。

出所：中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑・2002』、中国統計出版社、2002年、51頁、176頁、612頁、表6-1同書、230頁より作成。

表6-5 外資系工業企業主要経済指標—2001年

主要経済項目	全業種 (億元)	外資系企業 (億元)	外資系企業の占める比率(%)
資産総額	135,402.49	28,354.46	20.94
総生産額	95,448.98	27,220.91	28.52
所得税	1,382.17	246.82	17.86
付加価値額	28,329.37	7,128.11	25.16
販売額	93,733.34	26,022.08	27.76
利潤総額	4,733.43	1,442.95	30.48
支払義務増値税	4,018.09	867.13	21.58

出所：中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑・2002』、中国統計出版社、2002年、432～435頁、452～455頁、《中国稅務年鑑》編輯委員會編『2002年中国稅務年鑑』、中国稅務出版社、2002年、593頁、614頁より計算。

2 製造業部門における外資系企業の地位と特質

(1) 製造業における外資系企業の部門特化度

製造業部門における外資系企業の地位と特質に関する分析としては、1985年と1995年の工業センサスに基づいた国家発展計画委員会産業発展研究所の王岳平氏の研究¹⁵⁾がある。ここでは王岳平氏の研究と関連させる形で、1999年と2001年の状況を試みることにしよう。王岳平氏による研究の統計データと1999年、2001年の統計データは統計上直接的に接合できないが、両者を突き合わせてみると傾向的特質は浮かび上がらせることができる。

表6-6は『中国統計年鑑』の統計を用いて、王岳平氏と同様の算式によって算定した¹⁶⁾ 製造業部門における外資系企業の部門分布の構造的特質を示すものである。この表での統計対象工業企業は、すべての国有企業と売上高500万元以上の非国有企業である。また、構造的特徴をより明確にするため、さらに王岳平氏の分析との比較対照上の都合から、2001年の工業生産総額の合わせて1%ぐらいしか占めない採掘業部門とガス・水道部門を外してある。

15) 王岳平「我国三資企業工業結構特徴」、『国際貿易問題』1998年第5期、拙訳「中国三資企業工業構造の特徴」、JETRO『中国経済』1999年2月号。ここでいわれている三資企業とは香港・マカオ・台湾資本系の企業と香港・マカオ・台湾系企業を除く外資系企業を総称した略称である（中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑・2002』、中国統計出版社、2002年、481頁）。この点については第五章参照。

16) 生産特化指数 $SDI = \frac{GIP_i / GIP_j}{GIP_i / GIP}$ 、 j は外資系企業、 i は業種、 GIP_i は外資系企業 i 業種の産出額、 GIP_j は外資系企業製造業総産出額、 GIP_i は i 業種工業部門の産出額、 GIP は製造業全体の総産出額を表す。 $SDI > 1$ の場合は、当該業種の外資系企業が製造業に占める比重が全国平均水準よりも大きいことを表し、当該業種の外資系企業が同一業種の中で少なくとも生産上の特化の特徴をもつことを示す。 $SDI \geq 2$ の場合は分業担当している部分が極めて著しいことを示し、 $1 \leq SDI < 2$ の場合は普通程度に分業を担っていることを示す。付加価値特化指数、売上高特化指数についても同様の方式で算定する。

表6-6 外資系工業企業主要部門の特化指数

業 種	2001年外資系企業特化指数			業 種	1999年外資系企業特化指数		
	総生産額	付加価値額	売上高		総生産額	付加価値額	売上高
食 品 加 工	0.79	0.82	0.84	食 品 加 工	0.83	0.93	0.88
食 品 製 造	1.34	1.49	1.43	食 品 製 造	1.32	1.46	1.38
飲 料	1.00	1.01	1.04	飲 料	1.00	1.04	1.01
タ バ コ	0.02	0.02	0.02	タ バ コ	0.03	0.02	0.03
紡 織	0.73	0.80	0.74	紡 織	0.77	0.83	0.78
ア パ レ ル	1.53	1.67	1.60	ア パ レ ル	1.74	1.92	1.80
皮革・毛皮・羽毛製品	1.82	1.92	1.86	皮革・毛皮・羽毛製品	2.06	2.14	2.13
木 材 加 工	0.96	0.97	1.01	木 材 加 工	1.15	1.16	1.20
家 具	1.52	1.65	1.59	家 具	1.51	1.63	1.57
製紙及び紙製品	1.05	1.12	1.13	製紙及び紙製品	1.00	1.05	1.04
印 刷	1.12	1.18	1.18	印 刷	1.10	1.16	1.14
文化・教育・体育用品	2.00	2.22	2.06	文化・教育・体育用品	2.18	2.37	2.22
石油加工・コークス	0.30	0.38	0.31	石油加工・コークス	0.20	0.19	0.20
化 学	0.73	0.84	0.74	化 学	0.66	0.74	0.69
医 薬 品	0.74	0.86	0.75	医 薬 品	0.82	0.94	0.80
化 学 織 維	0.74	0.95	0.72	化 学 織 維	1.21	1.56	1.22
ゴ ム	1.16	1.33	1.24	ゴ ム	1.19	1.27	1.22
プラスチック	1.46	1.63	1.50	プラスチック	1.50	1.70	1.54
非 金 属 鉱 物	0.64	0.70	0.66	非 金 属 鉱 物	0.57	0.60	0.59
鉄及び関連金属	0.27	0.23	0.27	鉄及び関連金属	0.25	0.17	0.24
非 鉄 金 属	0.40	0.33	0.40	非 鉄 金 属	0.48	0.41	0.48
金 属 製 品	1.19	1.26	1.26	金 属 製 品	1.23	1.24	1.30
一 般 機 械	0.73	0.86	0.77	一 般 機 械	0.70	0.83	0.76
専 門 設 備	0.59	0.63	0.64	専 門 設 備	0.49	0.53	0.53
交通・運輸設備	1.03	1.18	1.08	交通・運輸設備	1.06	1.20	1.08
電気機械及び機材	1.11	1.19	1.15	電気機械及び機材	1.14	1.16	1.18
電子及び通信設備	2.46	2.48	2.52	電子及び通信設備	2.49	2.69	2.55
科学機器・計器、事務用機械	1.94	1.81	2.04	科学機器・計器、事務用機械	2.03	1.99	2.10
電 力	0.59	0.61	0.35	電 力	0.57	0.59	0.41

出所：中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑・2000』、中国統計出版社、2000年、414、417、434、437頁、同上編『同上年鑑・2002』、同上出版社、2002年、432、435、452、454頁より作成。

これによると、2001年の総生産額、付加価値額、売上高の三指標のいずれにおいても特化率が2を上回り、外資系企業の最も特化率の高い部門は「電子及び通信設備」部門である。「文化・教育・体育用品」部門もいずれの指標でも特化率が2を超えている。「科学機器・計器、事務用機械」部門は一つの指標で2を凌駕しており、かなり高い特化の状況を示す。 $1 \leq \text{SDI} < 2$ の特化率の中で比較的高いのが「皮革・毛皮・羽毛製品」、「アパレル」、「家具」、「プラスチック」部門で、「金属製品」、「ゴム」、「印刷」、「電気機械及び機材」、「製紙及び紙製品」、「交通・運輸設備」等の部門は普通程度の分業を担っていることがわかる。

2001年の状況を1999年の状況と較べると、「電子及び通信設備」部門は特化率が依然として極めて高いが、特化度は下がってきている。「文化・教育・体育用品」、「皮革・毛皮・羽毛製品」、「科学機器・計器、事務用機械」部門は、1999年には特化率はいずれの指標でもほとんど2以上であったが、2001年にはいずれも特化度が下がってきている状況が確認され、「文化・教育・体育用品」部門を除けば、他の二部門は全体的には特化率が2を割り込んでいる。2001年において $1 \leq \text{SDI} < 2$ の特化率の部門で、上述の「科学機器・計器、事務用機械」と「皮革・毛皮・羽毛製品」以外で特化率の比較的高い「アパレル」、「プラスチック」等の部門でも特化度が下がってきており、「家具」部門のみに特化度の上昇がみられるにすぎない。 $1 \leq \text{SDI} < 2$ の特化率の範囲で特化率の比較的低位にある部門のうち、「食品製造」、「製紙及び紙製品」、「印刷」、「ゴム」部門は特化度が高まり、「電気機械及び機材」、「交通・運輸設備」、「金属製品」等の部門は特化度が下がっているものの、普通程度の特化の地位を維持しているが、「木材加工」、「化学繊維」の二部門は2001年にはその地位を失っている。

2001年に外資系企業の特化率が1未満、即ち $\text{SDI} < 1$ の部門で1999年に較べて特化度の上昇がみられる部門は「石油加工・コークス」、「化学」、「鉄及び関連金属」、「一般機械」、「専門設備」、「非金属鉱物」等の部門で、「タバコ」、「紡織」、「医薬品」、「非鉄金属」等の部門では特化度が下が

り、1999年に較べて普通程度の特化をもっていた地位から落ちた部門は、「木材加工」及び「化学繊維」部門である。

王岳平氏の分析は、1985年と1995年の工業センサスにもとづいて算定された特化指数を、比較対照しながら動態を抽出するという作業をしたもので、包括される部門総生産額が、販売額100万元以上の工業企業をベースにした場合と、独立経済計算単位工業企業をベースにした場合の二つの特化指数を算定しているが、対象工業企業の範囲が異なること、またこのこととも関連して対象外資系企業もことなるので、いずれも上述の統計と直接には接合できない。しかし、次のような傾向的特徴は引き出せるように思える¹⁷⁾。

- ① 従来特化度の極めて高かったか、相対的に特化度の高かった部門である「電子及び通信設備」、「皮革・毛皮・羽毛製品」、「アパレル」、「文化・教育・体育用品」、「科学機器・計器、事務用機械」等の部門が依然として高い特化度をもつ地位にはあること
- ② これまで特化度の極めて高かった部門、あるいは相対的に特化度の高かった部門の特化度が下降してきていること、1985年当時「電子及び通信設備」部門は他の業種とは隔絶した極めて突出した特化の状況にあったが、95年頃にはほぼ現在に近い特化の状況に近づいたが、その後特化度が下がってきていること、95年頃まで特化度の高かった「皮革・毛皮・羽毛製品」、「アパレル」、「文化・教育・体育用品」等の特化度が急速に下がってきていることに代表される事態の進行
- ③ 外資系企業の特化率が1未満のもので「化学」、「一般機械」、「専門設備」、「非金属鉱物」等の部門は普通程度の特化度に向かったの上昇が見られること、これらはいずれも重化学工業部門であること
- ④ 同様の特化率の状況にある重化学工業部門の中でも、「石油加工・コークス」、「鉄及び関連金属」では特化度は上昇しているものの、特化率1に向かったの上昇とはみられないこと
- ⑤ $1 \leq \text{SDI} < 2$ の特化率の範囲で特化度の比較的lowだった一部軽工業部門

17) 前掲論文、前掲誌、25～26頁、前掲拙訳、前掲誌、71～74頁と照合。

の特化度が高まる動きがみられること

- ⑥ 「電気機械及び機材」や「交通・運輸設備」などの業種では特化度が下がる傾向にあること（包括される内容が広範であるため、さらに細分化した業種に応じた統計分析が必要であるが、適切な関連統計が入手できない）
- ⑦ 全体的動向からみると、一部の動きを除けば特化率が平準化している傾向がみられること
- ⑧ 外資直接投資の全体的指向からみると、まだ普通程度の特化率までに達していないものも含めて、特化度の上昇が確認される業種は、従来特化度の高かった、あるいは比較的高かった軽工業、紡織などの部門から、一部を除く重化学工業や機械等の資本集約型や知識集約型部門に移ってきていること

（２）特化度とマーケットシェア

特化指数は全体の業種別構造と外資系企業の業種別構造の乖離度を示すもので、外資系企業を内に含む包括する工業業種部門総体の数値に占める各業種部門の数値の比率と、包括する外資系企業工業業種総体の数値に占める各業種部門外資系企業の数値として計算されたものであるから、それら特化率に包括する部門総体に占める外資系企業の占める比重（2001年のこの場合の総生産では30%、付加価値額では27.85%、売上高では29.26%）を乗ずると、それによって各業種に占める外資系企業の地位がほぼわかる。総生産額、付加価値額、売上高の三指標でみて、「タバコ」、「鉄及び関連金属」、「石油加工・コークス」の三部門を除く他のどの部門でも、外資系企業の比重は少なくとも二指標以上で10%を超え、部門によっては70%を超えるものもあり、外資系企業は国民経済にとって重要な、場合によっては単に重要な以上に中国国内資本企業にとって競争上の脅威となるまでの地位にあるものもある。

すでに上に見てきたように、一部の部門では外資系企業の特化度は下がってきているが、「化学繊維」部門のように外資系企業の絶対額が下がっ

表6-7 外資系工業企業の市場占有率

業 種	2001年			業 種	1999年		
	全国 売上高 (億元)	外資系企 業売上高 (億元)	外資系企業 のマーケット シェア (%)		全国 売上高 (億元)	外資系企 業売上高 (億元)	外資系企業 のマーケット シェア (%)
全 国 総 額	86,780.04	25,390.69	29.26	全 国 総 額	64,406.92	17,566.18	27.27
食 品 加 工	3,823.51	940.49	24.60	食 品 加 工	3,211.99	770.08	23.98
食 品 製 造	1,519.02	635.48	41.83	食 品 製 造	1,183.68	446.65	37.73
飲 料	1,727.21	527.79	30.56	飲 料	1,563.20	432.30	27.65
タ バ コ	1,756.97	12.19	0.69	タ バ コ	1,369.81	11.29	0.82
紡 織	5,209.10	1,135.40	21.80	紡 織	4,148.17	882.96	21.29
ア パ レ ル	2,415.97	1,129.98	46.77	ア パ レ ル	1,847.43	909.12	49.21
皮革・毛皮・羽毛製品	1,427.91	777.08	54.42	皮革・毛皮・羽毛製品	1,096.12	638.11	58.22
木 材 加 工	676.72	200.28	29.60	木 材 加 工	511.17	166.90	32.65
家 具	409.62	190.82	46.58	家 具	292.63	125.39	42.85
製紙及び紙製品	1,685.40	555.87	32.98	製紙及び紙製品	1,225.69	346.45	28.27
印 刷	679.25	234.77	34.56	印 刷	542.32	168.58	31.09
文化・教育・体育用品	644.25	388.63	60.32	文化・教育・体育用品	519.11	314.75	60.63
石油加工・コークス	4,629.34	417.95	9.03	石油加工・コークス	2,741.21	147.07	5.37
化 学	6,033.80	1,308.95	21.69	化 学	4,546.34	856.73	18.84
医 薬 品	1,924.39	422.55	21.96	医 薬 品	1,378.96	300.21	21.77
化 学 繊 維	957.29	201.20	21.02	化 学 繊 維	942.80	313.91	33.30
ゴ ム	806.02	291.83	36.21	ゴ ム	690.67	229.19	33.18
プラスチック	2,040.59	897.57	43.99	プラスチック	1,519.84	639.04	42.05
非金属鉱物	3,671.10	709.39	19.32	非金属鉱物	3,045.14	489.43	16.07
鉄及び関連金属	5,600.65	444.67	7.94	鉄及び関連金属	4,019.79	260.36	6.48
非鉄金属	2,260.62	267.05	11.81	非鉄金属	1,737.44	228.75	13.17
金属製品	2,635.49	971.16	36.85	金属製品	2,025.63	719.75	35.53
一般機械	3,222.11	727.56	22.58	一般機械	2,468.03	512.04	20.75
専門設備	2,158.28	407.25	18.87	専門設備	1,795.59	257.78	14.36
交通・運輸設備	6,220.46	1,961.61	31.53	交通・運輸設備	4,499.42	1,330.50	29.57
電気機械及び機材	5,099.90	1,723.44	33.79	電気機械及び機材	3,687.08	1,188.45	32.23
電子及び通信設備	8,899.51	6,565.10	73.77	電子及び通信設備	5,572.72	3,872.22	69.49
科学機器・計器・事務用機械	933.23	556.54	59.64	科学機器・計器・事務用機械	689.07	395.06	57.33
電 力	7,712.33	788.09	10.22	電 力	5,535.88	613.10	11.07

出所：表6-6と同じ。

たことによって特化度が下がってきているという例は他になく、他のいずれの部門も外資系企業の絶対額の増大の中での特化度の低下である¹⁸⁾。この場合には、外資系企業総体における当該部門外資系企業の拡大が特化度を押し上げるまでの集中的拡大をみなかったものの、当該部門の外資系企業の絶対額の拡大によって当該部門における外資系企業の地位が上昇し、外資系企業の地位があがるケース（ケースA）と、外資系企業の絶対額の上昇はあったものの、当該部門国内資本企業の相対的地位が上昇し、外資系企業の地位が下がるケース（ケースB）、ほぼ地位が変わらないケース（ケースC）がある。以下この状況をみてみよう。

表6-7は各業種における外資系企業のマーケットシェアをみたものであるが、これによると、ケースA、すなわち1999年に較べて2001年に特化度が下がったにもかかわらず、マーケットシェアの上昇したのは「食品加工」、「紡織」、「医薬品」、「プラスチック」、「金属製品」、「交通・運輸設備」、「電気機械及び機材」、「電子及び通信設備」、「科学機器・計器、事務用機械」等の部門である。ケースB、特化度が下がりさらにマーケットシェアの下がったのは「タバコ」、「アパレル」、「皮革・毛皮・羽毛製品」、「木材加工」、「文化・教育・体育用品」、「非鉄金属」等の部門である。これに対して「電力」は売上高特化度との関係でみるかぎりではケースBになるが、生産面での特化度との関係では両者に乖離がみられる。前者のうち「交通・運輸設備」「電気機械及び機材」、「電子及び通信設備」、「金属製品」などの業種では、外資直接投資部門構造上の固有の特化は現状維持、あるいは弱まりながらも（全体構造に平準化の傾向）、なお外資直接投資の全体的厚みが増す中で外資系企業の地位は上昇しているといえる。後者については、国内資本企業の地位が向上しているとみなすことができよう。

特化度とマーケットシェアの同時上昇がみられる業種、すなわち「食品製造」、「家具」、「印刷」、「製紙及び紙製品」、「石油加工・コークス」、

18) 国家統計局工業交通統計司編『中国工業経済統計年鑑・2001』、中国統計出版社、2001年、72～77頁、同上編『同上年鑑・2002』、同上出版社、2002年、98頁、103頁。

表6-8 全国工業企業と外資系工業企業の労働生産性の比較—2001年

単位：元／人・年

業 種	全国(A)	国有系*(B)	集団(C)	外資系(D)	D/A	D/B	D/C
食 品 加 工	56,598	41,123	71,485	72,769	1.29	1.77	1.02
食 品 製 造	50,180	40,407	42,735	85,179	1.70	2.11	1.99
飲 料	67,651	64,834	53,873	111,328	1.65	1.72	2.07
タ バ コ	441,913	463,677	67,561	229,286	0.52	0.49	3.39
紡 織	29,058	20,908	32,904	44,785	1.54	2.14	1.36
ア パ レ ル	29,026	21,524	28,397	28,704	0.99	1.33	1.01
皮革・毛皮・羽毛製品	30,838	29,207	34,043	26,943	0.87	0.92	0.79
木 材 加 工	37,612	31,740	32,875	44,527	1.18	1.40	1.35
家 具	39,420	24,814	38,009	44,173	1.12	1.78	1.16
製紙及び紙製品	41,724	35,235	35,371	83,717	2.01	2.38	2.37
印 刷	44,631	36,435	42,181	77,652	1.74	2.13	1.84
文化・教育・体育用品	26,882	29,540	20,038	26,930	1.00	0.91	1.34
石油加工・コークス	149,217	176,520	47,116	564,012	3.78	3.20	11.97
化 学	50,264	38,663	48,766	145,751	2.90	3.77	2.99
医 薬 品	70,144	58,457	65,351	138,790	1.98	2.37	2.12
化 学 繊 維	55,159	43,626	51,328	99,813	1.81	2.29	1.94
ゴ ム	40,304	36,431	34,126	59,271	1.47	1.63	1.74
プ ラ ス チ ッ ク	46,526	42,542	40,781	55,895	1.20	1.31	1.37
非 金 属 鉱 物	30,867	23,818	30,155	61,319	1.99	2.57	2.03
鉄及び関連金属	61,367	62,910	42,779	115,690	1.89	1.84	2.70
非 鉄 金 属	54,092	47,837	56,912	88,746	1.64	1.86	1.56
金 属 製 品	43,189	31,272	37,743	61,365	1.42	1.96	1.63
一 般 機 械	35,723	27,281	37,077	82,163	2.30	3.01	2.22
専 門 設 備	34,313	23,498	38,477	79,257	2.31	3.37	2.06
交 通 ・ 運 輸 設 備	55,152	56,661	38,833	160,777	2.92	2.84	4.14
電 気 機 械 及 び 機 材	61,114	38,854	70,193	72,446	1.19	1.86	1.03
電 子 及 び 通 信 設 備	99,271	99,743	29,566	125,141	1.26	1.25	4.23
科学機器・計器・事務用機械	29,528	25,162	33,640	71,866	2.43	2.86	2.14
電 力	117,481	113,079	56,760	431,222	3.67	3.81	7.60

注：※は国有企業及び国家資本支配株式会社（外資投資を含む）、以下の表も同様。

出所：国家統計局工業交通統計司編『中国工業経済統計年鑑・2002』、中国統計出版社、2002年、77頁、87頁、97頁、107頁。

表6-9 工業企業要素集約度の比較—2001年

業種	全国			国有系			集団			外資系		
	就業者数 (人)	固定資産原価 (百万円)	要素 集約度	就業者数 (人)	固定資産原価 (百万円)	要素 集約度	就業者数 (人)	固定資産原価 (百万円)	要素 集約度	就業者数 (人)	固定資産原価 (百万円)	要素 集約度
食品加工	1,669,100	170,367	9.80	659,100	81,693	8.07	226,300	16,164	14.00	298,300	40,863	7.30
食品製造	900,500	99,838	9.02	304,600	34,410	8.85	119,200	7,828	15.23	220,900	43,708	5.05
飲料	949,800	152,657	6.22	525,600	79,684	6.60	64,800	5,746	11.28	162,600	54,732	2.97
タバコ	247,400	97,276	2.54	234,400	96,001	2.44	12,300	2,006	6.13	2,800	1,310	2.14
紡織	4,775,100	363,204	13.15	1,931,800	150,391	12.85	698,000	45,497	15.34	688,200	83,926	8.20
アパレル	2,370,700	78,805	30.08	197,500	8,652	22.83	324,300	8,942	36.27	1,112,900	37,540	29.65
皮革・毛皮・羽毛製品	1,270,400	41,815	30.38	80,700	5,145	15.69	111,300	3,311	33.62	779,100	23,321	33.41
木材加工	512,900	45,014	11.39	106,300	18,882	5.63	77,900	3,359	23.19	117,300	16,317	7.19
家具	298,300	18,103	16.48	29,500	2,359	12.51	42,200	1,892	22.30	122,200	8,549	14.29
製紙及び紙製品	1,138,100	161,779	7.03	371,900	66,055	5.63	254,900	15,776	16.16	176,200	63,628	2.77
印刷	546,700	71,631	7.63	281,600	34,981	8.05	58,700	4,335	13.54	103,500	25,874	4.00
文化・教育・体育用品	669,100	24,059	27.81	43,500	2,919	14.90	78,000	1,736	44.93	413,000	15,686	26.33
石油加工・コークス	592,000	360,528	1.64	437,100	338,929	1.29	64,500	4,827	13.36	16,700	33,224	0.50
化学	3,185,700	602,742	5.29	1,900,400	448,655	4.24	342,700	22,105	15.50	257,700	90,189	2.86
医薬品	1,029,900	121,884	8.45	558,700	67,823	8.24	78,900	7,070	11.16	124,000	24,917	4.98
化学繊維	402,700	115,207	3.50	220,600	73,263	3.01	36,900	6,398	5.77	58,800	26,449	2.22
ゴム	616,000	62,378	9.88	232,000	28,667	8.09	87,000	4,337	20.06	155,100	26,264	5.91
プラスチック	1,171,400	124,718	9.39	154,200	28,107	5.49	194,500	13,141	14.80	443,900	62,246	7.13
非金属鉱物	3,926,100	402,093	9.76	1,403,200	178,156	7.88	858,800	53,950	15.92	382,800	87,726	4.36
鉄及び関連金属	2,493,400	699,308	3.57	1,875,600	639,046	2.93	267,000	18,535	14.41	83,300	34,275	2.43
非鉄金属	1,092,900	194,240	5.63	694,900	148,252	4.69	149,600	14,038	10.66	60,600	17,515	3.46
金属製品	1,651,600	133,107	12.41	288,500	30,470	9.47	367,300	17,015	21.59	409,400	609,130	0.67
一般機械	2,719,900	230,571	11.80	1,325,100	133,097	9.96	367,100	17,313	21.20	282,900	50,498	5.60
専門設備	1,856,100	152,363	12.18	1,028,600	97,016	10.60	200,300	9,186	21.80	139,900	18,739	7.47
交通・運輸設備	2,962,200	390,815	7.58	1,958,700	306,271	6.40	283,600	16,775	16.91	333,500	110,457	3.02
電気機械及び機材	2,255,500	227,927	9.90	646,500	77,315	8.36	311,100	23,425	13.28	631,200	86,329	7.31
電子及び通信設備	2,050,000	308,424	6.65	673,900	125,539	5.37	112,800	4,629	24.37	1,121,200	199,333	5.62
科学機器・計器・事務用機械	554,500	43,513	12.74	246,200	22,256	11.06	45,600	26,70	17.08	166,700	15,392	10.83
	2,295,100	1,818,936	1.26	2,115,900	1,630,625	1.30	35,800	8,265	4.33	106,400	281,489	0.38

出所：国家統計局工業交通統計司編『中国工業経済統計年鑑・2002』、中国統計出版社、2002年、71頁、75頁、81頁、85頁、91頁、95頁、101頁、105頁。

「化学」、「ゴム」、「非金属鉱物」、「鉄及び関連金属」、「一般機械」、「専門設備」等の業種部門では外資系企業の参入が急速に進んでいることが知られる。「飲料」については、売上高特化率との関連上からみれば、特化度とマーケットシェアは同時上昇の動きにあるが、生産面での特化度との関係では両者の関係に乖離がみられる。

2001年に外資系企業のマーケットシェアが30%を超えるのは、「電子及び通信設備」(73.77%)、「文化・教育・体育用品」(60.32%)、「科学機器・計器、事務用機械」(59.64%)、「皮革・毛皮・羽毛製品」(54.42%)、「アパレル」(46.77%)、「家具」(46.58%)、「プラスチック」(43.99%)、「食品製造」(41.83%)、「金属製品」(36.85%)、「ゴム」(36.21%)、「印刷」(34.56%)、「電気機械及び機材」(33.79%)、「製紙及び紙製品」(32.98%)、「交通・運輸設備」(31.53%)、「飲料」(30.56%)等であるが、このうち1999年に較べて2001年にマーケットシェアの下がっているのは「アパレル」、「皮革・毛皮・羽毛製品」、「文化・教育・体育用品」で、これらの分野では外資導入政策の影響もあって国内資本企業の地位の向上がみられる¹⁹⁾。

表6-10 国内資本企業と外資系企業の要素集約度及び労働生産性の比較—2001年

項目	企業 国内 資本企業	香港・マカオ・ 台湾資本系企業	香港・マカオ・台湾資本系 企業を除く外資系企業
就業者数(千人)	45,024.40	5,379.30	4,010.50
固定資産原価(億元)	69,592.80	7,661.99	9,038.31
要素集約度	0.65	0.70	0.44
労働生産性(元/人・年)	47,088	59,139	98,413
労働生産性比率	1	1.26	2.09

出所：国家統計局工業交通統計司編『中国工業経済統計年鑑・2002』、中国統計出版社、2002年、61頁、65頁、67頁。

19) マーケット参入度をみる場合の基準として、マーケットシェアが30%を超えるか否かが高いか否かをみる場合のほぼ目安とされているようであるので、ここでもその基準に拠っている(王岳平「我国外商直接投資的兩種市場導向類型分析」、『国際貿易問題』1999年第2期、4～6頁、拙訳「中国における外資系企業の市場指向」、JETRO『中国経済』1999年11月号、107～109頁)。

外資導入政策の影響が最も顕著と思われる業種は「化学繊維」部門である。「化学繊維」の生産自体は一貫して増加しており、1999年には600万トン、総生産額9億75百万元、総売上高9億42百万元であったが、2001年には828万トンに生産増加がみられ（99年に較べ38.11%の増産）、総生産額10億22百万元、総売上高9億57百万元となっている²⁰⁾。上にみたように、外資直接投資導入の指導の重点は産業高度化に置かれており、1998年の「指導目録」では「ノーマルチップスピニング化繊紡糸」と「単ライン能力年産2万トン未満のレーヨンステーブルの生産」は制限項目（甲）に入れている。さらに化繊市況の低迷が重く作用しているものとみられる²¹⁾。

外資直接投資導入と「国の重点奨励発展産業、製品、技術リスト」での積極的政策の影響が強く反映したと思われる業種は、「製紙及び紙製品」、「石油加工・コークス」、「化学」、「機械」、「専門設備」などの業種である。

（3）外資系企業の市場指向・マーケットシェアと外資直接投資導入戦略

製造業各業種における外資系企業の地位は、中国の外資直接投資導入戦略、業種ごとの外資系企業の特質とこれにもとづく進出戦略、それを踏まえた市場指向と密接に関係している。

〔1〕外国市場指向型（輸出指向型）進出業種

外国市場指向型業種は基本的には国際的にみた比較優位構造にもとづく進出で、比較優位構造と輸出指向が直結した業種である。この形での外資系企業の進出が推し進められた業種は「アパレル」、「皮革・毛皮・羽毛製品」、「文化・教育・体育用品」、「科学機器・計器、事務用機械」、「電子及び通信設備」、「紡織」といった業種である。

20) 国家統計局編『中国統計摘要・2002』、中国統計出版社、2002年、115頁、中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑・2000』、中国統計出版社、2000年、414頁、417頁、同上編『同上年鑑・2002』、同上出版社、2002年、432頁、435頁。

21) 当年価格表示及び1990年不変価格表示のいずれでも、2001年の外資系企業の総生産額は99年の数値より小さいが、1990年不変価格表示では当年価格表示額より大きくでる（国家統計局工業交通統計司編『中国工業経済統計年鑑・2001』、中国統計出版社、2001年、73頁、同上編『同上年鑑・2002』、同上出版社、2002年、98頁）。

表6-11 全国工業企業及び外資系工業企業の輸出関連指標—2001年

業 種	全 国				外資系				特化指数 C'/C
	工業出荷額 (億元)	輸出出荷額 (億元)	輸出構成比率 (%) (C)	輸出比率 (%)	工業出荷額 (億元)	輸出出荷額 (億元)	輸出構成比率 (%) (C')	輸出比率 (%)	
食 品 加 工	3,975.52	449.99	3	11	940.09	228.53	2	24	0.79
食 品 製 造	1,579.35	143.26	1	9	636.51	76.47	1	12	0.83
飲 料	1,778.11	54.13	-	3	533.59	22.36	-	4	0.64
タバコ	1,684.65	14.55	-	1	11.84	0.53	-	4	0.61
紡 織	5,400.99	1,588.88	10	29	1,174.65	622.43	6	53	0.61
アパレル	2,515.50	1,355.36	9	54	1,160.48	792.06	8	68	0.90
皮革・毛皮・羽毛製品	1,526.29	889.60	6	58	835.58	640.98	6	77	1.11
木材加工	717.24	110.24	1	15	208.86	63.43	1	30	0.89
家具	421.95	159.36	1	38	193.91	126.02	1	65	1.22
製紙及び紙製品	1,760.13	126.50	1	7	565.57	91.13	1	16	1.11
印刷	696.50	59.14	-	8	235.74	55.41	1	24	1.45
文化・教育・体育用品	661.24	433.01	3	65	398.23	313.84	3	79	1.12
石油加工・コークス	4,549.59	174.06	1	4	416.05	42.87	-	10	0.38
化学	6,130.17	594.54	4	10	1,311.28	258.41	3	20	0.67
医薬品	1,922.87	183.38	1	10	424.94	38.24	-	9	0.32
化学繊維	985.40	70.29	-	7	209.90	29.62	-	14	0.65
ゴム	866.68	189.45	1	22	303.02	120.62	1	40	0.99
プラスチック	2,055.46	501.49	3	24	897.69	389.92	4	43	1.20
非金属鉱物	3,872.48	375.80	2	10	738.27	221.71	2	30	0.91
鉄及び関連金属	5,650.71	226.75	1	4	460.75	32.92	-	7	0.22
非鉄金属	2,305.54	235.43	2	10	277.01	52.32	1	19	0.34
金属製品	2,761.58	691.47	4	25	997.71	450.25	5	45	1.01
一般機械	3,386.30	520.57	3	15	757.84	234.58	2	31	0.70
専門設備	2,253.07	225.17	1	10	402.81	119.33	1	30	0.82
交通・運輸設備	6,371.06	583.43	4	9	1,982.13	260.02	3	13	0.69
電気機械及び機材	5,314.18	1,102.80	7	21	1,777.74	746.78	8	42	1.05
電子及び通信設備	8,903.77	3,792.93	25	43	6,540.27	3,445.98	35	53	1.41
科学機器・計器、事務用機械	924.66	459.07	3	50	546.06	401.23	4	73	1.35
電力	5,061.02	56.17	-	1	894.77	54.15	1	6	1.49

出所：国家統計局工業交通統計司編『中国工業経済統計年鑑・2002』、中国統計出版社、2002年、69頁、99頁。

① 「皮革・毛皮・羽毛製品」、「アパレル」、「文化・教育・体育用品」

「皮革・毛皮・羽毛製品」分野では国有系企業及び集団企業国内資本企業の労働生産性がいずれも外資系企業の労働生産性を上回っており、外資系企業の労働生産性が国有系企業及び集団企業を超える範囲が50%以内にあるのが「アパレル」、「文化・教育・体育用品」で、「文化・教育・体育用品」では国有系企業の労働生産性は外資系企業のそれよりも高いのが特徴的に表れる。「アパレル」では外資系企業の生産性と集団企業のそれは極めて接近している状況になっているが、国有系企業の生産性は外資系企業よりもほぼ30%あまり劣っている。これらの分野における外資系企業の市場指向をみると、「文化・教育・体育用品」は輸出比率が79%、「皮革・毛皮・羽毛製品」、同77%、「アパレル」、同68%と輸出比率が高く、輸出指向型進出であることが分かる。外資系企業の労働生産性は国内資本企業とほぼ同じ、あるいはそれ以下であるにもかかわらず、外資系企業のマーケットシェアが極めて高いのは、これらの業種における外資系企業の輸出比率が極めて高いことと関連している。

表6-11にみられるように、これら三業種では外資系企業出荷額の輸出比率はほぼ70～80%近くに達する。これら三業種では外資系企業の出荷額を含めた中国全体の出荷額の54～65%が輸出され、業種全体として国際的比較優位構造に沿った輸出指向である。業種全体の国内向け出荷額は46～35%ということになるが、このうちの30～40%を外資系企業が押さえている。これら三業種は中国にとっては典型的な労働集約的比較優位産業で、表6-9にみられるように極めて労働集約度が高い。これらの業種の労働集約度はここに包括する業種別全国工業企業労働集約度平均のほぼ2.5～3.2倍、同外資系企業平均のほぼ3.4～4.3倍である。外資系企業はこの条件を利用すべく進出したとみられ、中国当局もこの点を生かすべく積極的外資導入優遇政策（一般的な外資系企業に対する税制上の優遇等のほかに、例えば輸出奨励のための進料加工等に対する関税免除とか増値税の払い戻しなど）を取ったのである。労働生産性との関連での外資系企業の競争的優位性考えると、外資系企業が当該業種でデザインとかマーケティング、金

融力などで優位に立ったと判断される。これら三業種は典型的な輸出指向型外資導入であるといえる。

これら外資系企業の労働生産性が国内資本企業よりも低い事情の一端は、王岳平氏が1995年の工業センサスによる分析で指摘している点が示唆的である。「香港・マカオ・台湾資本は要素集約度からみて労働集約型部門に投資がより多く行われている。投資部門選択上からみた特化部門は〈文化・教育・体育用品〉、〈皮革・毛皮製品〉、〈アパレル〉、〈製紙及び紙製品〉、〈プラスチック〉…といったところである。……香港・マカオ・台湾投資の構造がこれら以外の外国資本の構造に比べ、より国内資本企業に近いことを物語っている。これは香港・マカオ・台湾企業の技術水準が国内資本企業と接近していることを反映している（場合によっては国内資本企業より低いこともある²²⁾」。

先にみたように、これら三業種の外資系企業の特化指数は高いが、漸次特化指数は下がってきており、外資系企業のマーケットシェアも下がってきている点が注目される。これらの業種では輸出指向型外資導入政策は維持されるが、国内資本企業の学習過程が進み競争力もかなりついてきているとみられる。

⑥「科学機器・計器、事務用機械」

外資系企業の労働生産性と国内資本企業の労働生産性の格差が大きく、マーケットシェアも高い「科学機器・計器、事務用機械」については、上述の三業種と同様の状況が観察され、輸出指向型の外資系企業の進出であることが知られる。代表的な製品はカメラ、複写機、光学機器、電子工学機器、各種分析機器などである。この業種における外資系企業の労働生産性は国内資本企業の労働生産性に比べて相当高いが、国有系企業の労働集約度とはそれほど差があるというわけではない（集団企業—生産額は6%程度—の労働集約度とは大きな差がある）。要素集約度そのものの水準からみると、外資系企業の要素集約度はむしろ労働集約的である。この

22) 王岳平「我国三資企業工業結構特徴」、『国際貿易問題』1998年第5期、29頁、拙訳「中国三資企業工業構造の特徴」、JETRO『中国経済』1999年2月号、78頁。

業種では生産工程の移転、深化が進んでいる。

㉔「電子及び通信設備」

「電子及び通信設備」では外資系企業の輸出比率は高いが、国内市場との関係でいささか異なった事情となっている。ここでは外資系企業の労働生産性は国有系企業のそれを25%程度上回るに過ぎない（集団企業の労働生産性は外資系企業のそれと極めて大きな落差があるが、量的には極めて少ない）し、いずれも比較的資本集約的で両者の格差は少ない。外資系企業は輸出市場の91%、国内市場の61%を押さえているから、全面的な市場制覇型の進出といえる。

丸川知雄氏の研究によると、「中国の……IT機器産業には少なくともサムソン電子のような意味で技術力を持った企業はほとんど存在しないことがわかった」、「中国のパソコン市場で将来ノートパソコンが消費の主流になるとき、多くのパソコンメーカーは自社では生産できず、台湾企業からOEM調達することになるだろう²³⁾」。

㉕「紡織」

「紡織品」（ここでいう「紡織品」とは繊維関連全体をいう広義の範囲から「化学繊維」、「アパレル」などを除いた狭義の範囲のものを指す）については、外資系企業のマーケットシェアは30%未満であるが、輸出比率は53%で輸出指向型進出といえる。業種全体としてはやや労働集約的部門である。外資系企業の労働生産性は国有系企業に比べると極めて高いが、集団企業との間では36%程度勝っているにすぎない。しかし、要素集約度では大きな差がある。売上高総額の内訳では国有系企業27%、集団企業17%、外資系企業22%、株式会社を主とするその他34%となっており、国内資本企業の売上高の過半分を非国有系が占めていることから、外資系企業の労働生産性と国内資本企業の労働生産性にそれほど大きな差がない。業種全体としての輸出比率は29%で、この39%を外資系企業が分担している。全体として比較優位構造の中での販売戦略、製品差別化などを背景とした住

23) 丸川知雄「家電・IT産業にみる中国企業と日本企業の競争力」、『現代中国』第77号、日本現代中国学会、2003年、13頁。

み分けと競合の状況にあるものと判断される。

④「家具」

「家具」部門は全体的に労働集約型産業で、外資系企業においても労働集約的である。外資系企業の輸出比率は65%で輸出指向型進出といえるが、国内資本企業で比較的多くの生産を行っている集団企業の労働生産性との比較では、外資系企業は16%程度優れているというに過ぎない。

〔2〕国内市場指向型進出業種

国内市場指向型進出業種は大きく二つに分かれる。国際的な比較優位構造の中で国内市場指向型進出している場合と、比較劣位構造にありながらも進出している場合との二通りである。前者は「ゴム」、「プラスチック」、「食品製造」、「電気機械及び機材—家電機械」、「木材加工」、「印刷」、「食品加工」、「非金属鉱物」、「金属製品」、後者は「交通・運輸設備」、「製紙及び紙製品」、「石油加工・コークス」、「化学」、「医薬品」、「電力」、「専門設備」、「一般機械」、「非金属鉱物」、「電気機械及び機材—資本設備用電気機械」、「化学繊維」、「鉄及び関連金属」、「非鉄金属」等である。

① 比較優位構造の中における国内市場指向型進出

④「プラスチック」

「プラスチック」分野では、外資系企業の輸出比率は43%で、国内市場指向型進出といえる。国内市場でのシェアは30%程度である。業界全体の輸出比率は24%で、全体構造からみた比較優位構造の中にあるが、国内・国外両市場にらみということになり、かなりの輸出比率を占めているから、輸出特化指数からはやや特化的となる。要素集約度でみると国有系企業の労働集約度は外資系企業よりも低くなっている。この業種では集団企業の生産額がほぼ半分を占めており²⁴⁾、表6-9の対象となっている集団企業の労働集約度は外資系企業の2倍以上となっているが、多くの集団企業の労働集約度はさらに高くなっていると推測される。外資系企業の労働生産性は集団企業の労働生産性より37%程度高いにすぎない。外資系企業の労働

24) 国家軽工業局主編「中国軽工業年鑑・2000」、中国軽工業年鑑出版社、2000年、257頁。

集約度と集団企業の労働集約度の格差ほどに労働生産性格差が開いていないのは、主として賃金水準の格差が影響しているものとみられる。当該業種の外資系企業の労働集約度が外資系企業の平均値に近いことが、内外市場構造に反映されている一面がある。

⑤「食品製造」

「食品製造」業種では、外資系企業のマーケットシェアは41.83%と比較的高いが、外資系企業輸出比率は12%と低いという特徴が見出せる。調味料、インスタント食品、高級菓子、乳製品、高級食用油などの分野でこの動向がみられる。外資系企業の労働生産性は国内資本企業の労働生産性のほぼ2倍で格差がかなり大きい。特に外資系企業の要素集約度と集団企業の労働集約度には大きな差がみられるが、労働生産性の格差がそれよりもずっと小さいのはおそらく賃金格差によるものであろう。この分野の進出は原料調達を含めた比較優位構造に基礎を置き、中国に対する新市場開拓、製品差別化による国内市場指向型進出である。この分野は比較優位構造にありながら、外資系企業と国内資本企業の労働生産性の開きにかなり大きな差があることから、比較優位構造と製品輸出が直結するという形をとらず、比較優位構造活用の重点を、先ず潜在需要が大きく急成長過程にある国内市場におく。例えば、ある日系企業が調味料グルタミン酸ソーダの生産、販売で合併企業を設立しようとした場合の状況は、当時の『日本経済新聞』によれば、以下のような事情を踏まえてのことであった。当時中国のグルタミン酸ソーダ市場は20～30万トンで、日本市場の8万トンを大幅に上回っていた。当該地企業約百社が生産・販売している状況にあった。このうちこの日系企業の合併相手である中国側企業は複数の工場で年間5～6万トン生産していた。同社にとってはグルタミン酸ソーダの老舗である世界最大のメーカーであるこの日系企業と組むことで、中国国内で確固たる地位を築くねらいがあるものとみられ、新たに合併で年産2～5万トン規模の工場が設立されると報じられてる²⁵⁾。同じような調味料でも、必ずしも

25) 『日本経済新聞』1993年12月9日号、1995年8月29日号。

市場制覇型でない場合は輸出指向型進出となる²⁶⁾。即席めんなどの進出も同様の事情と判断される²⁷⁾。この業種における外資系企業の進出は新市場開拓をめざす国内市場指向型が多いといえる。

㉓ 「ゴム」

業種全体として輸出比率は22%で、主要製品はタイヤ、ゴムバンド・ベルト、生理用品、手袋、カーボンブラック等である。外資系企業の輸出比率は40%で、国内市場指向型進出である。国内市場のシェアは27%程度、この部門では、外資系企業の労働生産性が国内資本企業のいずれにおいても50%以上勝っているが、国有系企業と集団企業のいずれにおいても2倍未満となっている。上述「プラスチック」と似た性格の進出といえる。

㉔ 「電気機械及び機材一家電機械」

「電気機械及び機材」については、ここで全体的な基礎的統計として使用している『中国工業経済統計年鑑』の統計分類には家電機械についての資料がないので、統計分類の範囲が『中国工業経済統計年鑑』の統計分類と必ずしも一致していない『中国経済年鑑』によって内容をみる方法をとらざるをえない。これでは「電気機械」は生産手段としての電気機械関連と家電機械を中心とする日用電気機械関連に大別されているが、2001年の「日用電気機械」の輸出比率は23.43%である²⁸⁾。『中国軽工業年鑑・2000』によると、1999年における電気冷蔵庫、エアコン、電気洗濯機などでは国内資本企業が50～70%の生産を押さえていることから、全体的に外資系企業の家電市場のマーケットシェアは30～40%位とみられ、同年の外資系企業の輸出は輸出額全体の56%を占めるとされていることから計算すると、外資系企業の輸出全体に占める割合はほぼ13%程度ということになる²⁹⁾。

『同年鑑・2001』、『同年鑑・2002』からは、国内資本企業と外資系企業のマーケットシェアの状況変化は明確には把握できないが、後に述べる業

26) 同上紙1994年11月7日号、1995年2月8日号。

27) 同上紙1993年5月23日号、1999年6月16日号、2003年5月15日号。

28) 中国経済年鑑編輯委員会編輯『中国経済年鑑・2002』、中国経済年鑑社、2002年、219頁。

29) 国家軽工業局主編『中国軽工業年鑑・2000』、中国軽工業年鑑出版社、2000年、274頁。

界の事情から察すると、新たな発展段階を迎えた家電業界の新しい合弁、合作が進行していることを踏まえると、また輸出の大幅拡大がみられることから、外資系企業のマーケットシェアは上昇している可能性が高いとみられる。

90年代中期から国有資本の比率は漸次下がり、2001年には国有資本は一部の家電企業から退出して民間資本の実力が強化された³⁰⁾。完成組立品そのものの労働生産性からは、外資系企業と国内資本企業の間にはさほどの差があるとは思えないが、主要部品の生産では大きな差があり、外資系企業はこの点で圧倒的優位に立ってきた。元来この分野は生産そのものからみれば、比較優位構造に基づく外資系企業の進出が全面的に進むべきところであったかと判断されるが、外資系企業のブランド戦略や販売戦略から、生産工程の固有の部分段階的比較優位的進出が行われた。こういったプロセスをたどって、こここのところ家電製品分野では、中国国内の市場状況の変化（全体的に従来の水準をこえる比較的高級な家電製品需要へ照準を合わせた戦略が必要になってきたこと）、これと関連して中国を世界的規模での家電製品生産基地として位置づけた体制を構築する（例えば、従来日本国内で生産していた生産の一部、あるいはかなりの先端的技術を移転して中国で生産する）という指向となってきたこと等の事情を踏まえて、外資系企業の戦略的合弁の新たな編成への動きが強まっている。中国側企業も新たなステップアップをめざしての新たな形での合弁を求めている³¹⁾。外資系企業は主として国内市場に重点を置いているが、上述のような指向から、今後従来輸入あるいは現地外資系企業から専ら調達していたエアコンや冷蔵庫のコンプレッサー、主要部品に関して新たな提携、合弁が進行するという新たな段階に入っている。

この間の事情について少しばかり触れておく必要がある。丸川知雄氏

30) 同上『年鑑』、215頁。

31) 『日本経済新聞』2001年3月19日、同8月6日、同10月25日、同11月7日、2002年1月9日、同2月20日、同4月5日、同4月18日、同4月22日、同5月8日、同6月5日、同7月4日、同8月26日、同8月28日、同9月11日、同12月26日、2003年2月22日、同2月28日各号参照。

によると、「中国の家電産業……には少なくとも……技術力を持った企業はほとんど存在しないことがわかった。むしろ、海爾のように、各産業の核心技術を持たないし、持とうともしない企業が、上位を占めている。核心技術のない中国企業はどこで差をつけるのかと言えば、安価な生産要素へのアクセス、販売ネットワークとサービス、商品の外観である。こうした経営戦略は成熟商品には有効だろうが、製品技術の大きな転換が起きたときには対応できない³²⁾」。「家電産業の各分野で1990年代半ばから中国の地場企業が急成長し、中国市場では上位を占めるようになった。だが、一方で中国企業は各製品のキー・コンポーネントを自社では開発・生産していない。……中国のテレビ産業では、ブラウン管を自社で開発・生産しているテレビメーカーは皆無であり、すべての地場メーカーがブラウン管を外から買ってきている。中国のブラウン管業界をみると、国策的に設立された彩虹を除けばすべて外資系企業である。……エアコンについても全く同様の構図であり、地場メーカーはみなコンプレッサを外から買っている。そして、中国のエアコンメーカーが買い入れるコンプレッサの9割は日系企業6社が供給している。……洗濯機、冷蔵庫、エアコンで第1位の海爾集団といえども、それぞれの製品のキー・コンポーネントの生産にはいっさい手を出していない³³⁾」。「テレビ市場で、ブラウン管からLCDやPDPへの転換が進めば、これらのディスプレイ・デバイスを全く生産も開発もしていない中国のテレビメーカーは日本や韓国のライバル企業からディスプレイ装置を買って対応せざるを得ない³⁴⁾」。

㉔ 「木材加工」

「木材加工」部門における外資系企業のマーケットシェアは30%をやや切るが、外資系企業の労働生産性は国有系企業と集団企業の労働生産性に比べて勝ること40%以内にある。業種全体としては労働集約的であるが、

32) 丸川知雄「家電・IT産業にみる中国企業と日本企業の競争力」、『現代中国』第77号、日本現代中国学会、2003年、13頁。

33) 同上論文、同上誌、7～9頁。

34) 同上論文、同上誌、13頁。

国有系企業は外資系企業よりも資本集約的であるが、集団企業の労働集約度は外資系企業の3倍以上で大きな格差がある。外資系企業の輸出比率は30%で国内市場指向型進出といえる。

㊦「印刷」

「印刷」では外資系企業と国内資本企業の労働生産性にはかなりの格差がある。目下日系企業などが商業用印刷で進出しているが、労働生産性においても相当の差がある。外資系企業の輸出比率は24%とある程度の輸出も行われている。「印刷」では版組工程は労働集約的の工程であるが、情報技術の発展による当該業務の国際的統合化の進展、中国市場における商業印刷需要（各種容器・包装材料類の直接印刷等も含まれる）の増大にともない、外資系企業の本格的進出が進行しつつあり、労働集約的業種の比較優位構造に向けてのシフトと市場指向型という両面の要素を結合した形での外資系企業進出の展開が進んでいる。

㊧「食品加工」

「食品加工」売上高に占める外資系企業のマーケットシェアは24%であるが、外資系企業の労働生産性と集団企業の労働生産性にほとんど差はない。売上高の内訳では国有系企業29%、集団企業15%、外資系企業24%、その他32%となっているが、国有系企業の比率が比較的高いのは製糖部門と缶詰部門に比較的国有系企業が多いためではないかと思われる。外資系企業自体の輸出比率は24%で、この面からみると国内市場指向型である。しかし、加工食品輸出総額に占める外資系企業の輸出比率は51%を占め、国内資本企業も輸出のはほぼ半分を担っており、この業種全体としては比較優位構造の中にあることが分かる。魚類・肉類などの加工冷凍食品、野菜などの加工パック食品などがある。外資系企業はこの構造の中で市場戦略として国内市場指向をしていることになる。業種全体でみると労働集約型ではあるが、外資系企業についていえばかなり資本集約的で、加工食品用原材料価格が廉価であるという資源指向要素と結合した形での進出である。

㊨「金属製品」

「金属製品」における外資系企業の国内市場のシェアは26%程度、この

部門では、外資系企業の労働生産性が国内資本企業のいずれにおいても50%以上勝っているが、国有系企業と集団企業のいずれにおいても2倍未満となっている。上述「プラスチック」と似た性格の進出といえる。

② 比較劣位構造の中における国内市場指向型進出

① 「交通・運輸設備」

「交通・運輸設備」部門では外資系企業の労働生産性は全国平均のそれに対して2.9倍と極めて高く、労働集約度でも全国平均は外資系企業の2.5倍である。この部門は国家重点戦略開発部門である。外資系企業の輸出比率は13%で、一部の比較優位構造にある部品、あるいはモーターバイク（主としてベトナム、インドネシアを中心にして輸出が急拡大しており、2001年の輸出は生産台数の約14%、6億36百万ドルである³⁵⁾）、完成自動車の輸出が行われているが、基本的には国内市場指向型進出といえる。

「交通・運輸設備」部門には自動車、造船、鉄道車両等の完成車製造・組立、部品製造等が含まれるが、今ここでは自動車にかかわるものだけ一瞥すると、2001年の乗用車生産企業はすべて合弁企業形態で世界の主要メーカーがほとんど進出し、関連部品製造外資系企業も多く進出している。2001年における自動車生産台数は233万44百台で、内訳では貨物自動車約80万台、旅客用自動車83万台、乗用車70万台である。同年の自動車製品輸出額は約26億ドル、完成車輸出2万6千台、輸出額約2億ドル、自動車製品輸入額約47億ドル、完成車輸入約7万台、輸入額約17億ドルで³⁶⁾、中国が最も力点をおく戦略的国策工業部門である。したがって、国内市場指向型外資導入が推進されている。

② 「製紙及び紙製品」

「製紙及び紙製品」では労働集約度において、国有系企業は外資系企業の2倍、集団企業では6倍となっている。労働生産性では外資系企業はいずれの国内資本企業よりも2倍以上となっている。2001年におけるマー

35) 中国経済年鑑編輯委員会編輯『中国経済年鑑・2002』、中国経済年鑑社、2002年、207頁。

36) 同上『年鑑』、228～229頁、234～235頁。

ケットシェアでは国有企業34.3%、集団企業及びその他35.4%である。中国の紙関連商品の輸入による外貨使用は石油や鋼材に次ぎ第三位にあり³⁷⁾、戦略的に外資系企業の導入も含めてこの部門の発展をはかっていかなければならないという大きな課題があるいわば国策的開発部門である。この業種における外資系企業の進出は国内市場指向型といえよう。

◎「石油加工・コークス」、「化学」、「医薬品」、「電力」

これらの部門では外資系企業のマーケットシェアが30%未満、外資系企業の輸出比率は22%以下で国内市場指向型進出といえる。いずれの業種も資本集約型産業で、外資系企業と国内資本企業との労働生産性の差が極めて大きい。

④「専門設備」、「一般機械」、「非金属鉱物」

「専門設備」、「一般機械」、「非金属鉱物」についても外資系企業のマーケットシェアは30%未満、基本的には国内市場指向型進出といえるが、外資系企業生産額のほぼ3割程度が輸出されており、一部の労働集約的設備などの製造・組立品が輸出されている。「専門設備」でみれば、「専門設備」の主要なものは「電子工業設備」、「軽工業及び紡績・紡織設備」、「農業設備」などであるが、これらは重機械設備と軽機械設備に分けられ、2001年でみると、前者の輸出比率6.39%、後者の輸出比率は35.97%となっている。例えば、後者では木工用加工機械設備、各種用途用グラインダー、歯科用設備付椅子、眼科用各種機械器具、血圧測定用機械器具等といった類の軽機械設備である。

◎「電気機械及び機材—資本設備用電気機械」

「電気機械」で日用電気機械以外の資本設備用電気機械（ボイラー、発電機、変圧器、電気開閉制御器、電気設備部品、蓄電池、マイクロエレクトロニクス機械などが主要製品）の2001年における輸出の比率は14.84%であるが、多くは国際競争力をもつといわれる電動工具のほかは完成品ではなく部品輸出と思われる。中心メーカーは国有企業である。外資系企業の

37) 同上『年鑑』、180頁。

進出の実態が資料によってはよくつかめない。2001年における機械工業全体の労働生産性から推測する限りでは、国有企業及び国有系企業の労働生産性を1とした場合、民营企业1.75、三資企業3.5といわれている³⁸⁾。

①「化学繊維」、「鉄及び関連金属」、「非鉄金属」

外資系企業のマーケットシェアが30%未満で、外資系企業の労働生産性が国内資本企業のいずれにおいても50%以上勝っており、いずれかで2倍以上であるのは「化学繊維」、「鉄及び関連金属」部門である。2001年における化学繊維の輸入量は約147万トン、輸出は約12万トンである³⁹⁾。「鉄及び関連金属」では、2001年における鋼材輸入1,722万トン、ピレットの輸入は818万トン、合計2,540万トン、鋼材輸出474万トン、ピレット輸出271万トンといった状況である⁴⁰⁾。

外資系企業のマーケットシェアが30%未満で、外資系企業の労働生産性が国内資本企業のいずれにおいても50%以上勝っているが、いずれにおいても2倍未満であるのは「非鉄金属」である。2001年における輸入額は約98億ドル、輸出額は約40億ドル⁴¹⁾、業種全体としての輸出比率は1割程度、外資系企業の輸出比率は20%足らずで、国内市場指向型である。

〔3〕現地立地型業種

「飲料」

「飲料」部門における外資系企業と国内資本企業の労働生産性には相当の差がある。ここでいう「飲料」にはノンアルコール系飲料とアルコール系飲料の両方が含まれるとみられるが、主要な部分でみると、ノンアルコール系飲料の2001年の販売高総額は約488億元、ビールの販売高総額は約427億元、蒸留酒の販売高総額は約499億元である。外資系企業との関係でみると、2001年におけるノンアルコール系飲料（飲料水、炭酸飲料、果汁等）の内炭酸飲料の生産量537万トン（ノンアルコール系飲料生産量

38) 同上『年鑑』、224頁。

39) 同上『年鑑』、178～179頁。

40) 同上『年鑑』、201頁。

41) 同上『年鑑』、204頁。

の32.17%を占める)の内コーラ系炭酸飲料が410万トン、76.37%を占める。このうちコカコーラとペプシコーラの合弁、合作企業生産の外国ブランドのものが350万トンを占める⁴²⁾。

アルコール系飲料のうち外資系企業との関係が深いのはビールである。2001年における国有企業のビール生産量は生産総量の20%、株式会社形態の企業が生産量は27.7% (青島ビール、燕京ビールの二国有系集団会社が18%)、私営及び民営企業生産量は14.9%、外資系企業のビール生産量が生産総量の3分の1を占める。2001年に5万トン以上を生産した企業102社の内訳では、外資系企業が37%、株式会社形態の企業34.1%、国有企業18%である⁴³⁾。外資系企業生産のビールは一部が台湾などに輸出されているが⁴⁴⁾、ほとんどが国内市場販売とみられる。

この外、2001年における葡萄酒の販売高は50億76百万元である⁴⁵⁾。

第5節 外資系企業の進出戦略と中国のディレンマ

さて、本稿の分析を通じて気付いたいくつかの点を簡単にまとめておこう。筆者は第五章において、中国が全面的な外資直接投資導入戦略を展開するようになったことに対し、この戦略は中国が現段階の世界経済を客観的な新たな段階と見做し、新たな歴史認識にもとづき主体的にとった戦略であるとの基本認識を踏まえて、この戦略は二つの基本的内容——一つは開発論的な意味からはビッグプッシュ論と、今一つはこのビッグプッシュ論の中に全面的かつ急速な労働生産性の向上を組み込むこと——から構成されることを述べた。外資直接投資導入戦略はこの新民族経済論の枠組の半分を支える重要な柱である。当然この内容には経済の近代化が含まれる。中国

42) 同上『年鑑』、167頁。

43) 同上『年鑑』、163頁。

44) 『日本経済新聞』2003年1月7日。

45) 前掲『年鑑』、163～165頁、167頁。

という潜在的に巨大な市場を担保としたビッグプッシュの戦略の中に、全面的な外資直接投資導入戦略がある。現段階の世界経済が従来の帝国主義段階と質的に異なった段階にあるとの認識を踏まえて⁴⁶⁾、敢えて危うさもともなうことも計算の上で、懐深く外資直接投資を引き込む戦略を立てたということになる。したがって、世界経済との全面的かかわり合いを視野に入れたGATT/WTOの地位回復、加盟が重要問題となったのである。

しかし、この戦略が改革・開放の当初から完成した形で打ち出されたわけではない。中国は自己の主体的事情と状況の学習の必要、当然ながら慎重さもあって、当初外資直接投資導入は自己の経済と直接衝突の生じない、国際的にみた比較優位構造と直結した形で展開される部門、方式から出発した。上にみたようにこういった方式、部門は外国市場指向型（輸出指向型）であるがゆえに、国内資本企業に直接の打撃を与える部分が少ないからである。この段階では中国側も国民経済全体の発展戦略に外資直接投資をどう組み込んでいくかの全体的枠組を確立していたわけではない。外資系企業側も本格的に中国経済の発展戦略に懐深く入り込もうという姿勢があったわけではない。この意味では両者ともに深く傷つく可能性を秘めた部分を避け、「淡交」に終始していたのである。外資直接投資部門も上述の関連分野に集中、これら分野に特化傾向が顕著にあらわれることになる。中国の低賃金労働力利用に焦点合わせた労働集約的生産部門への投資が進む一方で、観光・旅遊等の部門に多くの投資が向かった。本稿では紙幅の都合上、投資国（地域）別直接投資の特質についての分析に触れることができなかったが、このことは主要直接投資が香港、マカオなどの資本を中心として進展したことも深い関係をもつ。上に見てきたように、今日もなおこの要因にもとづく外資系企業の地位の占める位置は大きい。

本章では、外資直接投資の概況や中国当局の外資導入政策の確立過程についても整理しているが、主要部分は現段階における工業部面の外資直接投資に分析の焦点を当てている。工業部面における外資直接投資の構造的

46) 第三章参照。

特徴を把握する手始めとして、どういった業種に直接投資が集中した構造になっているかをみるために業種別特化率をみた。この部分にかんする特徴を上述八項目にまとめたが、このことから綺麗な形で構造と動向はつかみきれない部分がある。これは特化率自体が相対数値であるからである。しかし、これによって相対的動向の全体像はつかめる。全体的動向からみれば、全面外資導入政策が確立されてくるにともない、特定業種の特化度が弱まってきていることが分かる。全面的な外資導入政策がとられるようになると、特定業種投資集中性が後退するというのは当然であるからである。今一つの理由は、外資直接投資の展開が全面的になると、外資直接投資の量的拡大が進み、中国全体の産業構造自体が外資直接投資構造によって規定される部分が大きくなるからである。いわば、中国の産業構造自体の外資直接投資産業構造化である。特定業種の特化度の突出性が後退するのである。注意を要する点は、全体的に外資系企業の地位が高まっている中で特定業種の特化度の低下であって、外資の全般的支配力は強まっているという点であり、今後この点は注視していかなければならない。

特化度の動態と個別業種内における外資系企業の地位の変化の関係は、国内資本企業と外資系企業のマーケットシェアの変化の状況でみることができる。外資系企業の業種特化度が下がったにもかかわらず、外資系企業のマーケットシェアが上昇している場合は、当該業種への外資直接投資が全体としての外資直接投資の拡大よりも緩慢、それ以前他の業種よりも突出して急速に拡大したほどに集中的に投資が行われなくなっていることを意味する。当該業種への投資絶対額は増加している可能性が高い。これに対し、特化度が下がりかつマーケットシェアが下がっているような場合は、特殊な事情の場合を除いては外資直接投資は増加してはいるのだが、その増加スピードが落ち、なお競争力のついた国内資本企業の投資、生産が拡大し、国内資本企業のマーケットシェアが拡大しているとみることができる。

1999年と2001年の動態では、前者の業種は「食品加工」、「紡織」、「医薬品」、「プラスチック」、「金属製品」、「交通・運輸設備」、「電気機械及び機材」、「電子及び通信機械」等の部門、後者の業種は「タバコ」、「ア

パレル」、「皮革・毛皮・羽毛製品」、「木材加工」、「文化・教育・体育用品」、「非鉄金属」等の業種である。特化度とマーケットシェアの同時上昇がみられる業種は、外資系企業の参入あるいは現地外資系企業の規模拡大が進んでいるとみられる業種である。

中国当局の外資直接投資導入政策からみれば、一つとして輸出主導による外国市場指向型外資直接投資の導入がある。今一つとして国民経済戦略構築策としての外資直接投資導入がある。大きくみれば、両者は国民経済構築戦略の両輪であり、いずれもビッグプッシュ論を支えるものである。前者は静態的条件の利用による外貨蓄積を目指すものであり、後者は前者の条件利用の上にさらに上乘せする積極策である。後者は基本的には比較劣位部に外資直接投資を導入して輸入代替して、国民経済の積極的構築をはかるための策である。筆者が国内市場指向型外資直接導入のうちの、比較劣位構造の中における国内市場指向型外資直接投資導入として分類した部分の業種である。

問題部分は国内市場指向型外資系企業進出のうちの、比較優位構造の中における国内市場指向型外資系企業の進出をどう位置づけるかである。

一般的にいえば、外資系企業にとって他国に進出する場合、当該市場が進出相手国に皆無である場合を除けば、進出相手国企業に対して何らかの面で競争上の優位がなければならない。国際的にみた比較優位構造にある、あるいは潜在的に比較優位にあると考えられる業種においても然りである。外資系企業が中国に進出する場合も、中国以外の国で生産し中国へ輸出するよりも、中国で生産しその製品を中国で販売するとか、中国以外の国へ輸出する方が経済的であるといった条件が前提となる。しかも、この場合のいずれにおいても、外資系企業は中国国内資本企業に比して何らかの競争上の優位をもたなければならない。

中国に進出した外資系企業のうち外国市場指向型（輸出指向型）として分類した業種は、国際的にみた比較優位構造の中にあるが、「科学機器・計器、事務用機械」部門を除く外資系企業と国内資本企業の労働生産性が近接しており、全般的には国内市場競争上の優位が比較的少なく、輸出奨励

優遇政策とも相俟って競争優位が少ないものほど直接外国市場指向＝輸出指向する傾向がでる。「電子及び通信設備」で競争上優位にあるものについては独占的な部分もあり、この部分を含めると内外全面市場制覇型の色彩が強い。「科学機器・計器、事務用機械」については、国内資本企業と外資系企業の生産性が国内資本企業の倍以上もの大きな差が存在するから、事情が異なる。この分野で中国進出している外資系企業の多くは世界市場戦略をにらんだグローバルな性格をもつ企業で、中国市場はその一部にしかすぎない。中国は世界市場へ向けての生産拠点の一つではあるが、照準を当てた主要販売市場ではない。この部門における外国市場指向型の性格は、この企業戦略から規定される面が強い⁴⁷⁾。以下にみる輸出指向型進出の概念との区別の都合上、強いてこれを輸出特化型進出と呼ぶことにしよう。

国内市場指向型外資系企業進出のうちの比較優位構造の中における国内市場指向型外資系企業の進出は、二つに分けることができる。一つは輸入代替型から輸出指向型への転換をみた、あるいはみつあある外資系企業の進出である。今一つは市場制覇型進出と呼ぶべき進出である。前者は「ゴム」、「プラスチック」、「電気機械及び機材一家電機械」、「木材加工」、「印刷」、「食品加工」、「金属製品」等の業種である⁴⁸⁾。後者は「食品製造」業種である。前者は当該部門生産総額に占める輸出額の比率が内需の占める輸入比率を凌駕することからみる視点で、比較優位の実現が輸入代替過程を経て輸出指向に転換していくというプロダクト・サイクル論に基礎を置くが、上述の筆者の観点からみて注視すべき点は、外資系企業と国内資

47) 2001年における日本の複写機の生産台数は140万台余で、キャノン、リコー、富士ゼロックスなどが分けているが、中国の複写機市場規模は20万台にすぎない（『日本経済新聞』2001年12月29日号）。カメラ、プリンターなどの同様のビヘイビアについては同上紙2002年9月15日号、同12月5日号の記事参照。富士ゼロックスが中国で生産する複写機は全量輸出されているが、2004年を目途に生産台数を現在の2.5倍にし、生産拡大分は中国国内市場向けとし、中国市場で需要が見込まれる低中速機を中心に量産する（同上紙2002年7月26日号）。キャノンも同様の動きにある（同上紙2001年12月29日号）。

48) 黄曉玲著『外資、外資と工業化—理論分析与中国実証研究』、対外経済貿易出版社、2002年、261～263頁。女史の根拠としている数値は基本的には1995年工業センサスによっているようで、今日状況と若干異なるように思われる。

本企業の労働生産性の差がほぼ倍以内にあることである。したがって、これらの業種では輸出指向と国内市場指向の両面が併存、混在する。同一類の製品であっても、何らかの意味で差別化がある場合もあるし、明確にランクが異なる場合もあろうし、販売ルートも含めた市場開拓状況も関係しよう。同一業種内であっても、企業によっては100%輸出する場合もあろうし、国内市場販売に重点を置く場合もある。

後者「食品製造」業種の場合は、外資系企業の労働生産性は国内資本企業のその倍あるいは倍以上であり、両者の間の格差が大きい。全体的にみれば、外資系企業は国内資本企業に比べ相当の競争上の優位にあるとみられる。輸入代替が推し進められる一つの場合として、それまで輸入されていたものが、外資系企業の進出によって輸入代替されていくという過程が進行する場合があるが、潜在的背景を考慮に入れると、その一形態ともとれなくもないが、「食品製造」の分野において主として進行している過程は外資系企業が競争上の優位性によって当該国内市場を制覇していく過程にあるようである。輸入代替過程ともいえるが、市場制覇型国内市場指向の進出と呼ぶ方がより内容的確な表現であろう。黄曉玲女史が外資直接投資の進展を、プロダクト・サイクル論の観点から輸入代替から輸出指向への過程として把握しているのは過度の単純化の一面性を免れまい⁴⁹⁾。

中国に進出した外資系企業の業種別主要進出動機と指向からみた筆者の分類は、①輸出指向型、②輸出特化型、③潜在的比較優位構造を背景とした国内市場指向と輸出指向結合型、④同上の背景下の国内市場制覇型、⑤国民経済戦略構築型、⑥現地立地型ということになる。この分類によると、業種別外資系企業の進出の動機、戦略、指向と、その反映としての動向がより明確に把握される。

国務院発展研究中心《利用外資与産業結構調整》課題組の展望によれば、今後全体的に外資直接投資の増加が予期されるのは、中国のWTO加盟もあって新拡大が予測され、すでに急速な動きのでているサービス部門—金

49) 同上書、262～265頁。

融・保険、卸売・小売商業、貿易、通信、運輸、技術サービス等の分野—ということになるが、工業部門では先ず「アパレル」、「家具」「文化・教育・体育用品」、「皮革・毛皮・羽毛製品」、その他製造業の典型的な労働集約型業種において、今後もかなり集中的に外資直接投資が見込まれるという。第二に、「電子及び通信設備」、「科学機器・計器、事務用機械」、「電気機械及び機材」といった部門が外資直接投資が相対的に多く流入する領域とみられている。実際には、これら部門の労働集約型加工工程が外資直接投資を引きつけることになると予測されている⁵⁰⁾。

同課題組は、外資直接投資の産業構造高度化に対する役割を検討した評価の中で、「外資直接投資は経済全体の労働生産性と資本装備率を引き上げた。しかし、これは主として外資資本自体の資本装備の優勢に依存して実現されたものである。産業構造という面の要素に対する外資直接投資の役割は却って下がった⁵¹⁾」と指摘している。外資直接投資導入の政策的有効性からすれば、外資直接投資導入の一半は所期の目的の成果（助走の起点としての外貨の獲得）をおさめたともいえるが、資本蓄積と技術導入を結合した全体的発展をはかるという一半の目的は十分な成果をおさめたとはいえない。

桑百川氏は「収益与代価：利用外商直接投資成效評価」と題する論文において、これまでの中国の外資直接投資利用を総括している。氏は外資直接投資には二面性があるとし、外資直接投資導入の利益を二つに分けて、直接的経済利益として、①経済成長効果、②就業効果、③国際収支上の効果、④税収効果、⑤技術進歩効果、⑥産業連関効果、⑦経済構造転換効果等の諸効果、経済外利益として、①制度新構築効果、②改革推進作用、③

50) 《利用外資与産業結構調整》課題組「偏向労働密集型産業—外商在華投資産業趨向分析与展望」、『国際貿易』2002年7月号、46頁。今後外資直接投資が相対的に減る業種としては、①「電力供給」、「スチーム・熱湯供給」、「ガス生産・供給」、「水道」等の業種、②「非金属採選業」、「鉄関連鉱石採選業」、「石炭採選業」等の業種、③「鉄関連金属製錬・圧延」、「飲料」等の業種が挙げられている。なお、こういった予測は労働集約度、投資効率、税負担水準など諸側面を考慮した判断を基礎にしている（同上論文、46頁）。

51) 同上論文、同上誌、44頁。

開放拡大効果、④観念刷新作用等の諸効果を挙げ、反面直接投資導入の代価として、①譲歩的優遇政策による利益の喪失、②国有資産の流出、③高値輸入・安値輸出から生ずる損失、④“四偽”（㉑偽装合併、㉒偽装欠損、㉓偽装輸出、㉔偽装破産）による損失、⑤税収の流失、⑥環境汚染等を挙げる。総括的評価として、「中国側は外資投資を導入する中で、一定の代価を支払ってきたが、この代価と手にした利益の比較では、やはりメリットがデメリットよりも大きい⁵²⁾」という。

桑百川氏の総括は、当然のことといえば当然のことである。特殊に赤裸々な侵略的帝国主義下におけるような場合を除き、外資直接投資を導入しないよりした方がメリットがあるのは自明のことである。外資直接投資導入のメリットとデメリットの差引勘定からすれば、そうでなければならない。中心的問題はそこにあるのではない。発展途上国中国の外資直接投資導入の利益問題の議論は、一般的な外資直接投資導入のメリットの次元に終始してはならない。途上国中国の外資直接投資導入の利益は、一般的な外資直接投資導入以上の利益でなければならないはずである。桑百川氏自身別稿で、中国経済にとって“民族経済”概念を捨て去ることはできないと主張する⁵³⁾。“民族経済”概念には民族資本概念の措定が必要となる。民族資本概念は、一定の領域において壊滅的でない資本間競争（具体的な発動形態としては企業間競争）を通じて要素統合的経済発展促進作用の中心的役割を担う総資本をいう。一般的にいうと、この一定領域は国民経済領域といえる。壊滅的でない資本間競争という意味の限りにおいては、外資直接投資導入とは直接対立、矛盾するものではなく、相互共存的でありうる。しかし、その範囲を超えれば対立、矛盾が出てくる。一定の壊滅的でない資本間競争領域の内部競争力を超越した競争力をもつ外資系企業は、その

52) 桑百川「収益と代価：利用外商直接投資成效評価」、桑百川著『外商直接投資下的経済制度変遷』所収、対外経済貿易出版社、2000年、225～237頁、拙訳「利益と代価—外資直接投資利用成果の評価—」、『広島経済大学経済研究論集』第23巻第3号、2000年、83～97頁。

53) 桑百川「評“保護民族経済論”」、張上塘・夏友富主編『中国吸収外商直接投資熱点問題探討』所収、中国対外経済貿易出版社、1997年、139～146頁。

導入のあり方によっては壊滅的競争の結果を生み出す。外資直接投資導入政策が固有に必要となってくる所以である。

中国の外資直接投資導入は初期の頃はすでに述べたように、香港、マカオなどの資本を中心とした輸出指向部面や観光・旅遊関連部門が多かった。主要先進国からの外資直接投資の本格化にともない、外資直接導入政策を整備していった。政策の中身としては、①輸出促進部門への外資系企業導入の奨励策（関税及び税制上の優遇、輸出促進型経済特別区の設置、資源・エネルギーの優先供給等）、②各種経済開発区設置による技術導入と実効化、③国民経済戦略構築型重点産業への外資直接投資導入の奨励と優遇供与、④外資直接投資導入による所期の目的既達成業種に対する直接、間接の導入制限と奨励策の解除、⑤外資系企業経営権に対する制限、⑥外資系企業の市場支配を考慮した導入策、⑦外資独資企業（100%外資出資経営企業）に対する制限等盛り込みつつ、国内商業、金融・保険、貿易、インフラ、交通・運輸、サービス部門にまで全面的に外資直接投資導入を広げていくというものであった。

特に1986年GATTの地位回復を申請して以後、中国が当初考えていたよりも大幅な譲歩を迫られたことは周知の通りである。2001年12月中国は正式のWTOメンバー国となった。中国は輸出指向による経済成長を推し進めていくため、WTO加盟によって外国市場、特にWTO条件による先進国市場を確実に手にいれることを至上命令とした。一方先進国側はこれと引き換えに、貿易と投資に対する中国国内市場開放を要求し、基本的にこの要求をのませることに成功したといえよう。中国はWTO加盟によって外資直接投資導入政策の主体性自由度に足枷をはめられたともいえる。WTO加盟一年目の昨年の外資直接投資実績はすでにみた通りである。既に上段でも述べたが、このところ外資独資企業が対中進出の主流になってきつつある。いかなる形にせよ、外資直接投資の拡大は中国の経済成長に貢献すること自体否定できない。しかし、独資企業の形態での外資の進出は、外資そのものの中国市場からの利益の独り占めでもある。中国民族資本との関係でいえば、外資と民族資本の資本蓄積の格差は拡大する仕組

となる。しかも、中国は「市場をもって技術と交換する」ことを一つの大きな拠り所として、外資直接投資導入をはかっているが、上にみた國務院発展研究中心《利用外資と産業結構調整》課題組の見解によれば、この過程は期待通りには進んでおらず、外資は工業では労働集約的加工工程に照準を当てているようだ。だとすると、中国は「市場でもって技術と交換」しておらず、専ら「市場」を提供する部分が多いということになる。この点に関して、中国が技術導入に独自に新たな指向を始めたことは注目される。中国は3,000億ドルに上る外貨準備を背景に、日米欧で企業のM&Aに乗り出す戦略にでている。中国は日米欧企業に対するM&Aを通じて、技術力やブランド力を高めることを狙っているようだ⁵⁴⁾。

上に述べたように、中国は上述輸出特化型あるいは輸出指向型外資直接投資の導入による輸出拡大については、ほぼ成功をおさめたとはいえるが、その成功は必ずしも産業の高度化によってえたものではない。輸出の急速な拡大がどのような方法によって推進されたかについては、第七章で検討することとして、中国の輸出特化型あるいは輸出指向型外資直接投資導入は、その政策によるところが大きい、少なくともプロダクト・サイクル論で描かれるように必ずしも輸入代替を経て輸出に向かったわけではない。この部面での外資系企業は、当初から輸出特化あるいは輸出指向を目指して進出した部分が多いのである。これら外資系企業は全く国内市場に関心をもちなかつたわけではないが、市場戦略としては局地的国内市場あるいは限定的国内市場に焦点をあてるのみで、全体的には中国を主軸から外した世界市場向けの生産拠点として（生産の工程の深度は様々であるとしても生産現場工場として）位置づけていた。それゆえにまた、中国のこの部分にかかわる政策は成功をおさめたともいえる。この部面の少なからざる部分については、中国国内資本企業もかなりの競争力をもってきている。

外資系企業の国内市場指向型進出部分については、既に見たように独資企業であればなおさら、合弁形態の外資系企業の場合でも、市場支配とい

54) 『日本経済新聞』2003年3月28日号。「中国政府は昨年末、改革開放のモデル地区である上海市のほか、浙江省、広東省の三地域を海外投資認可都市に指定した」(同上紙)。

った点からみて国内資本企業との関係で問題を蔵している部分がある⁵⁵⁾。国民経済戦略構築型外資直接投資導入については、産業政策主導による外資と国有主軸企業との協力を中心とする国内市場開発型直接投資導入ということになるが、外資側企業と関連国内資本企業との統合の困難性の問題が付随する。

注目すべきは、この段階で既進出外資系企業あるいは新たに中国進出を計画する外国企業に、新たな戦略上の変化が出てきていることである。それは既進出外資系企業あるいは新たに中国進出を計画する外国企業が、展開しつつある動き、潜在的巨大市場としての中国市場を市場戦略の主軸にすえてきていることである。従来輸出特化型進出あるいは輸出指向型進出を目指していた外資系企業も、国内市場を掌握すべく協力という形を通じて、あるいは自己で販売体制構築、強化をしてきている。中国の国内資本企業は国内市場で新たな局面に立たされている。

競争力の弱い中国国内資本企業は最低限協力の形で自己の主体の維持をはからざるをえないであろうが、外資側にとって当該企業が協力相手としての何らかの競争力をもっているか否かが問題となる。協力のメリットがあれば協力が進むが、メリットのない協力相手など不要なはずである。個別的なケースは種々あろうが、中心の問題は中国の民族資本全体が民族資本として、上向競争的な国民経済統合の中に外資系企業を統合していけるかどうかである。王林生教授が指摘されるように、外資系企業の民族企業としての性格を論ずる場合、外資系企業の支配構造の問題とともに、他の実態の問題も含めて、少なくともそれが合弁形態の企業であるか否かが問題となる⁵⁶⁾。外資独資企業では中国側の資本蓄積上の利益はない。外

55) 現在のところ「独占禁止法」は制定されていないが、早晚制定せざるをえまい。漆多俊著「市場経済企業立法観—企業、市場、国家と法律—」、武漢大学出版社、2000年、435～438頁参照。目下「独占禁止法」の制定作業が進行中である（日本国際貿易促進協会『国際貿易』2003年2月25日号）。

56) 王林生等「在拡大開放中如何有效地保護民族工業」、『光明日報』1996年6月27日号。
※本章は「中国改革・開放と外資直接投資導入の実態分析—成果と問題（上・下）」、『広島経済大学経済研究論集』第26巻第1号、2003年に掲載したものを一部加筆、修正したものである。

資との合併形態の企業を中心にすえた外資直接投資導入を進めるに当たって最も困難な問題は、外資側が多くの問題を抱え非効率的な経営状況にある国内資本企業との合併を嫌うことである。外資による合併・買収を進めるにしても、同様の問題が付きまとう。中国の外資直接投資導入と国民経済統合の間のディレンマである。この点では、中国側の固有の自己努力が必要となる。

中国における個別外国企業と個別国内資本企業との間の競争関係は、紛れもなく個別資本間の競争関係である。しかし、それは与件としての競争力の隔絶した格差のあるゾーン内競争資本群生集団間における競争関係でもある。両者の間に競争力に隔絶した差があれば、両者の間で行われる直接的競争の到達点は、一般的な企業間競争論理が想定する予定調和均衡とは別のものとなる。一般的競争論の中に内在する競争力の構造的位相を見落とすと、一般的競争論は競争力構造によってもたらされる支配構造の帰結を論理的に美化してしまう虞なしとしない。

第七章 貿易体制改革、外資系企業の貿易参入と対外貿易の発展—成果と問題

改革・開放前の中国の貿易体制は、国家が貿易の統一計画を立て、これを対外貿易部を通じて下達し実行するという方式で遂行されるというものであった。中央から計画指標が下され、地方政府と対外貿易部傘下の対外貿易輸出入総公司系統の機構を通じて調整を行い、然る後に上部に上げられ、最後に確定された指標が下達されるという仕組みである（両下一上）。中央の統一計画にしたがって貿易が遂行される限りにおいて、対外貿易遂行機関は複数である必要はなく、基本的に大まとめにされた一業種一社でよかったわけである。旧来の完全な形の社会主義全人民所有制、貿易の完全な形の国家管理、国家の完全な独占経営—所謂貿易の国家独占制が貫徹されていた¹⁾。経済建設の目的から、人民元為替レートは経済建設用輸入に有利なように高く設定され、輸出には不利、場合によっては赤字となることもある水準となっていた。これは全体の経済建設計画上から考えられたことである。したがって、全体の輸出赤字を全体の輸入黒字で埋め合わせるという方策がとられた。個別貿易経営主体は、この意味で個別経営主体としての個別経営責任からは免責とされたわけである。社会主義全体計画経済の利点と内に含まれる問題点の両面が内蔵される²⁾。

改革・開放政策に転じて以後、理念的にも骨子としてはこの貿易の国家

- 1) 改革・開放前の貿易体制の詳細は拙稿シリーズ「中国対外貿易機構の変遷（I）」、『広島経済大学経済研究論集』第15巻第4号、1993年～「同（V-4）」、『同論集』第23巻第1号、2000年を参照されたい。
- 2) このシステムの全体体系、内在的問題と改革指向については、拙稿「中国外貿部門の赤字経営問題—自立的外貿経営主体確立への道—」、『中央大学経済研究所年報』第22号（I）、1992年参照。

独占制が維持されるが、計画の中で地方や対外貿易公司（分公司）の経営自由度が認められるようになってくる。貿易の国家独占制をめぐって激しい論争が展開され、1988年から貿易の国家独占制体制が放棄され、中国の貿易体制は新しい段階に入る。先にみたように1986年中国はGATTの地位回復の申請を行い、2001年12月WTO加盟を果たし、中国は対外貿易で新たな段階に入っている。

本章ではまずは改革・開放政策が推し進められる中での貿易体制改革、外資系企業の貿易への参入、WTOへの加盟を簡単に追跡しつつ、貿易発展の構造的特質を抽出し、現段階における中国の輸出競争力の実態の分析を踏まえて、成果と問題を検討してみたい。

第1節 貿易体制改革と外資系企業の貿易における地位の躍進

1978年12月の党第11期3中全会で打ち出されたとされる改革・開放政策への転換以前は、上述したように中央の統一貿易計画にもとづく貿易が全面実行されていた。この体制の下で対外貿易を分野別に一手に担当していた対外貿易部傘下の直属対外貿易輸出入総公司是合わせて11社、このうち中国対外貿易運輸総公司是輸送の手配を担当するものである。次頁図に示すような構成となっていた。

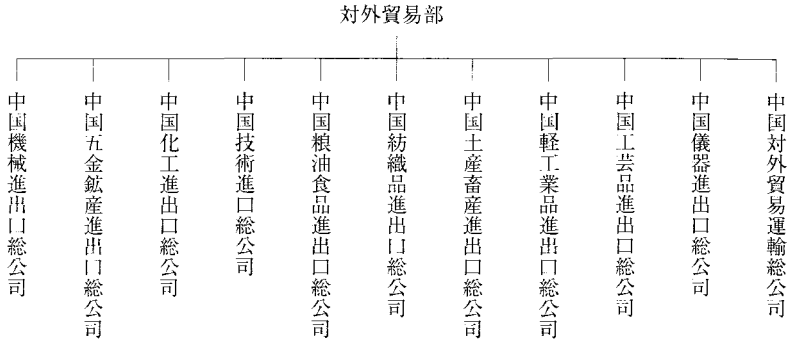
1 第一段階（1979～83年）—貿易体制改革開始期

改革・開放政策に合わせて、先ず差し当たり業務遂行上必要な「関于出口許可証制度的暫行弁法」、「対外貿易進口管理試行弁法」、「対外貿易地方進口管理試行弁法」、「外匯管理暫行条例」、「進出口商品檢驗条例」等の法が制定され、対外開放の試点的実行主体、機構、枠組の整備が行われた。

(1) 対外貿易機構の調整

1979年7月國務院は新業務に備えて外国投資管理委員会と輸出入管理委員会を新設したが、82年3月これら特設委員会を従来の対外貿易部、対外

図 対外貿易部直屬外貿專業總公司（1978年末）



出所：《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国對外貿易（上）』、当代中国出版社、1992年、94頁。

經濟連絡部と合併、對外經濟貿易部（以下外經貿部と略称することがある）として発足させ統一管理に当たらせることとした。同年7月国务院の批准を経て、上海、天津、大連、広州の四通商港に特派員事務所を設けた。

（2）對外貿易に対する二級管理体制

統一対外的前提の下で、中央級と地方級（省、自治区、直轄市〈計画単列都市を含む〉）の經濟貿易委員会（庁、局）との二級管理を実施し、輸出入商品の種類により区分して、輸出入許可証の発給、数量割当及び関連業務を遂行することを開始した^{31）}。

3) 貿易の国家独占制に入ってから、いかなる個別経営単位も自己裁量的貿易を行うことはなかったから、法制度としては残っていたが、実質的には輸出入許可証管理は行われず、1959年以降国家の承認した積荷明細書があれば自動的に輸出入許可が与えられたものとみなされていた。厳格な貿易の国家独占制が緩められるということになり、これに応じて1980年10月復活された。詳細は拙稿「中国對外貿易機構の変遷（Ⅲ-1-②）」、『広島経済大学経済研究論集』第18巻第1号、1995年、33～34頁、拙稿「中国の貿易システムの変革」、金子敬生・安元泰共編『東アジアの経済発展』、溪水社、1990年、215～216頁、史曉麗著『WTO与中国外貿管理制度』、中国政法大学出版社、2002年、381頁参照。

(3) 貿易経営権の下放

従来の貿易の国家独占制（貿易は対外貿易專業総公司のみが担当し、その他のいかなる単位も対外貿易に携わらない）が漸次緩められ、工業生産部面や地方に輸出入業務を許すようになった。中央の主管生産部門は國務院の批准を経て公司を設立し、貿易を行うことができるようになった。対外貿易経営権は以後各部門（委員会）や地方各省にも拡大されていく。これと同時に、それまで輸出入專業総公司に専ら握られていた業務も地方外貿公司に下放されていった⁴⁾。

- 4) 1979年下半年から81年にかけて、広東省、福建省に対して特殊政策と貿易活性化の措置がとられ、両省に対しては対外貿易企業の批准権が拡大され、両省は産銷結合（生産と販売の結合）、工貿結合、内貿外貿結合の原則にのっとり、省所属の対外貿易公司の設立を批准し、地方商品の輸出入業務を自主的に經營することが認められるようになり、両省では固有の地方貿易の進展がみられた（《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易（上）』、当代中国出版社、1992年、95頁）。

1981年からは両省内の対外貿易部系統の対外貿易分支公司の貿易は、財政請負、外貨の定額請負、地方の損益自己負担となったので、両省のこれら分支公司の取り扱う輸出入は、各々両省の地方貿易ということになった（中華人民共和国海関総署編印『中華人民共和国海関統計年報—1981年（上冊）』、1983年、1頁）。

広東省、福建省以外の各地方あるいは中央政府各部門に対しても、貿易經營が条件的にみとめられるようになった。各地方は国の批准をえて地方政府經營の対外貿易公司を設立し、当該地域の輸出入業務を經營できるようになった。また、いくつかの特殊商品について、条件のあるところでは、工業部門と貿易部門が連携して生産、供給、販売を一本化して管理する形をとった工貿結合の貿易公司を設立してもよいことになった。中央政府の各部門も、従来対外貿易專業総公司が専ら取り扱っていた一部の商品の輸出入を自ら工貿結合あるいは農貿結合の輸出入公司を設立したりなどして行うことができるようになった。この2年余の間に批准、設立された対外貿易公司の数は400社以上にのぼった（広東省、福建省の両省が自ら批准した対外貿易公司を除く）。

この時期、各地方は地方の輸出入業務を經營する專業貿易公司を設立した。例えば、北京市対外貿易總公司、天津市対外貿易總公司、上海市対外貿易總公司などがそれらである。中央政府の各工業部門も、当該部門の系統関連製品の輸出入公司を設立した。中国冶金進出口總公司、中国機械設備進出口總公司、中国原子能技術進出口公司、中国長城工業公司、中国電子技術進出口公司、中国航空技術進出口公司、中国北方工業公司、中国船舶工業公司、中国絲綢公司（生産、供給、販売を一本化して經營管理する形をとっている）などがそれらである。1982～83年のこの兩年の間には、対外貿易に携わる企業の数は50社余りが増加したのみである（前掲書、95～96頁）。

(4) 輸出入專業總公司の貿易業務の拡大

従来の国家の輸出入業務を担当する外に、輸出入代理業務、輸出組織業務、国外に代表処あるいは事務所を置き、マーケティングや輸入発注を展開し、外国の顧客と国内公司との関係の強化をはかった。

(5) 産銷結合、工貿結合、内外貿易結合等による試験的貿易主体の登場と多様な貿易形態の増加

産銷結合、工貿結合、内外貿易結合などの試験的貿易主体が創り出されるとともに、委託加工・組立（来料加工、来様加工、来件装配…後述）、補償貿易等の貿易方式による貿易の発展がみられた⁵⁾。

2 第二段階（1984～87年）—本格的体制改革突入期

1984年9月対外經濟貿易部が提起して國務院の承認を受けて打ち出された「關於外貿体制改革意見的報告」の中では、外貿体制改革に対する三原則が謳われている。すなわち、①政治と企業（經濟・經營活動）の職務を分離し、対外經濟貿易部の専門セクションが管理に当たること、②貿易經營に貿易代理制を実行すること、③工貿結合、技貿結合、輸出入結合の三項目である。

(1) 政企職能分離

従来經濟活動は政治に従属する体制となっていたから、中央及び地方政府の企業に対する行政干与をできるだけ少なくし、企業が經濟活動を行うに十分な自主権を与えるようにする。

(2) 企業に対する権限の下放と外貿企業の經濟活動の積極性の発動

対外經濟貿易部直屬對外貿易專業總公司、その他部門の外貿公司、地方外貿公司を漸次元の行政部門から離脱させ、損益自己負担の独立採算とする。この時期對外貿易公司の数は著しく増加し、1987年までに全国の対

5) 1979年深圳、珠海、汕頭で經濟特區を設立することが決定されたが、紙面の都合上本稿では經濟特區については触れない。設立期の状況については、拙稿「中国の經濟開發における經濟特區の意義と開發の現状（上）」、『広島經濟大学經濟研究論集』第7巻第4号、1984年、「同上（下）」、『同上論集』第8巻第1号、1985年を参照されたい。

表7-1 輸出入経営部門別構成—1980年

経営部門	輸出入		輸出総額		輸入総額	
	100万ドル	%	100万ドル	%	100万ドル	%
総 額	38,136	100	18,119	100	20,017	100
対外貿易部系統経営	36,745	96.4	17,501	96.6	19,244	96.1
中央各部門経営	706	1.9	472	2.6	234	1.2
各省、自治区、直轄市経営	492	1.3	74	0.4	418	2.1
中外共同経営企業経営	42	0.1	8	-	34	0.2
外資独資企業経営	(0.3)	-	-	-	-	-
そ の 他	150	0.4	64	0.4	86	0.4

出所：中華人民共和国海関総署編印『中華人民共和国海関統計年報—1980年』、1984年、2～3頁。

外貿易公司是2,200余りが批准され、1984年から多くの省に対して、外貨留成制度の下に輸出による貿易外貨に応じての一定の比率での外貨留成が許されるようになった。1985年1月からは企業に対して輸出による外貨の50%外貨留成が認められるようになった⁶⁾。

(3) 輸出入代理制の実行を通ずる貿易経営の改革

輸入の経営は原則上すべて輸入代理制とし、発注者の損益自己負担で行う。輸出も基本的には輸出代理制によって行うこととするが、商品ごとに別々に定める。農副産品と一部の手工業工芸品等は従来通り対外貿易会社の買付制による。

(4) 貿易計画体制の改革と計画の簡略化

輸入計画は従来の完全な指令性計画⁷⁾から指令性計画、指導性計画と市

6) 外貨留成制度自体は1979年から導入されている。詳細は拙稿「中国の貿易システムの変革」、金子敬生・安元泰共編『東アジアの経済発展』、溪水社、1990年、221～223頁、拙稿「中国対外貿易体制改革の方向（上）」、『広島経済大学経済研究論集』第11巻第3号、1988年、43～45頁、拙稿「海関統計にみる中国貿易体制改革の歩み（下）」、『広島経済大学経済研究論集』第19巻第2号、1996年、15～17頁参照。ここで述べている1984年、1985年の状況は史曉麗著『WTO与中国外貿管理制度』、2002年、中国政法大学出版社、382頁による。本章の対外貿易改革の歴史的展開に関する叙述は女史の整理労作を骨子としつつ、筆者の整理を付け加える形で展開している。

7) 次頁へ

表7-2 輸出入経営部門別構成—1985年

経営部門	輸出入		輸出総額		輸入総額	
	100万ドル	%	100万ドル	%	100万ドル	%
総 額	69,602	100	27,350	100	42,253	100
全国的経営範囲の対外貿易 総公司(対外経済貿易部系 統経営、中央各部門・委員会 経営の全国的経営範囲の専 業公司、全国的経営範囲の 請負・信託諮詢服务公司)	28,699	41.2	3,537	12.9	25,162	59.6
各省、自治区、直轄市経営な ど(全国的経営範囲の対外貿 易総公司の分支公司も含む)	38,272	55.0	23,499	85.9	14,773	34.8
中外共同経営企業経営	2,104	3.0	218	0.8	1,886	4.5
外資独資企業経営	257	0.4	78	0.3	178	0.4
そ の 他	271	0.4	17	0.1	253	0.6

出所：中華人民共和国海関総署編印『中華人民共和国海関統計年報—1985年』、1986年、2頁。

場調節を結合したものとす。1985年から対外経済貿易部は貿易のための買付計画と配分計画の編成、下達を取り止めた。輸出計画商品の貨源の確保は各地区、各対外貿易公司が取り行うことと成った⁸⁾。根幹となる重要な面はきちんと管理し、自由にやってもよい部門では自由化し、活性化をはかる。指令性計画の範囲を適度に縮小し、指導性計画と市場調節の範囲を拡大する。

(5) 対外貿易の財務体制の改革

経済調節手段を強化するため、外資企業に利改税を実行し、外資企業の独立経営と損益自己負担を進め、財務的に企業主管部門と切り離す。対外経済貿易部は関連部門と税収、価格、貸付、赤字補填等の経済調節措置を

- 7) 1984年以前に実際にポジティブな項目として計画に組み込まれていた輸出商品は3,500にのぼっていた。これらの商品は集中管理下に置かれ、專業輸出入公司がほとんどを取り扱い、計画管理権限に応じて管理されていた(拙稿「中国の貿易システムの変革」、金子敬生・安元泰共編『東アジアの経済発展』、溪水社、1990年、203頁)。
- 8) 《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易(上)』、当代中国出版社、1992年、189頁。

定めて運用し、併せて内外市場と為替レートの変化等の事情にもとづき調整、公布する。

この時期までの対外貿易は国内経済計画にとっての過不足の調節手段としての地位から免れえなかった。改革は進められたものの、依然としてこれまでの貿易経営権の高度集中、財務上国全体としての収支の統一計算（「統収統支」）体制、したがって「大釜の飯を食う」体質は変わらなかった。このため、企業の積極性の発揚に不十分で、企業生産と国際市場はうまく結合されなかった。

3 第三段階（1988～90年）一旧体制脱皮への試走期

国務院は1988年から新しい貿易体制改革案を決定し、「関于外貿体制改革若干問題的規定」を下達した。この段階においては、主として以下のような改革が行われた。

(1) 対外貿易における全面的請負経営責任制の導入

輸出品に対する全面的戻し税と一定の比率による外貨留成の下で、省、自治区、直轄市、計画単列都市人民政府と全国性の対外貿易專業総公司（工貿総公司も含む）の国家に対する三基準（輸出外貨収入基数、上納外貨基数、財務指標〈輸出コストと結合された一定のところまでの赤字については補填を行うという損益指標〉）のみ（貿易方式等の如何を問わない）にもとづく、期間三年の請負経営責任制の実施である。地方では省級外貿公司是省政府に対して請負、系列公司に下ろしていく。行政系統では最終輸出品生産を請負する市、県政府が省政府に対して請負する。外貿公司是市、県政府に対して請負する（双軌制請負）⁹⁾。

(2) 指令性計画の縮小とマクロ指導、バランスの強化

21種類の輸出商品が外貿・工貿輸出入総公司以統一経営、統一管理されるか、総公司与分公司で連合経営、統一成約される以外、大多数の輸出商品は地方政府と傘下外貿公司（地方政府に外貿企業の批准権があたえられ、1988年から従来の輸出入総公司傘下の分公司は地方政府傘下の独立輸出

9) 詳細は拙稿「貿易計画システムの改革と地方政府の貿易計画」、日中経済協会『中国：地域開発と地方政府の役割』、1991年、181～190頁参照。

入公司となった¹⁰⁾の中央に対する請負、工貿輸出入公司与経営能力のあるメーカーは貿易の損益自己負担の自主経営を行えるようになった。

(3) 外貨留成制度の改革

従来の外貨使用上の統制指標を取り消し、留成外貨の自由な使用を認めるとともに、地方と企業の外貨留成比率を拡大した。また、外貨調整センターを通じて外貨の調整交換が行えるようになった¹¹⁾。

(4) アパレル、軽工業、工芸品の三業種の輸出入における損益自己負担の試験的モデルの実施

上記三業種輸出入に対する赤字補填を取り止め、外貨留成比率を拡大し、

表7-3 輸出入経営部門別構成—1989年

経営部門	輸出入		輸出総額		輸入総額	
	100万ドル	%	100万ドル	%	100万ドル	%
総 額	111,678	100	52,538	100	59,140	100
中央各部・委員会対外貿易 総公司	26,404	23.6	1,986	3.8	24,418	41.3
各省、自治区、直轄市、計 画単列都市、沿海開放都市、 経済特区経営単位	70,847	63.4	45,528	86.7	25,322	42.8
三 資 企 業	13,709	12.3	4,913	9.4	8,796	14.9
中 外 合 作 企 業	2,219	2.0	794	1.5	1,425	2.4
中 外 合 弁 企 業	9,969	8.9	3,436	6.5	6,533	11.0
外 資 独 資 企 業	1,522	1.4	683	1.3	839	1.4
そ の 他	719	0.6	115	0.2	604	1.0

出所：中華人民共和国海関総署編印『中華人民共和国海関統計年報—1989年』、1990年、2～9頁より作成。

10) 1988年末には対外貿易企業の数は急膨張し5,000社余りに達し、混乱を招いた。このため、1990年7月ごろまでに約1,300社の解散、取り消しを行った（拙稿「海関統計にみる中国貿易体制改革の歩み（中）」、『広島経済大学経済研究論集』第18巻第3号、1995年、36～37頁）。

11) 前掲拙稿、前掲書、183～184頁、拙稿「海関統計にみる中国貿易体制改革の歩み（下）」、『広島経済大学経済研究論集』第19巻第2号、1996年、17～18頁参照。

損益自己負担の試験的モデルとした¹²⁾。

対外貿易の請負経営責任制の導入は貿易体制改革の大きな前進ではあったが、これにともなって生じた問題も多かった。①請負指標設定に含まれる不公正性、②請負指標の固定性と外部経営条件の変化の齟齬、③短期的指向に流れる外貿会社の経営行動、④外貿会社間の競争上の不平等、⑤貿易体系と請負任務分業体系の不整合性、⑥地域エゴ（地方が自己の貿易拡大のため貨源を囲い込むなどの諸侯経済の形成）、企業エゴの噴出、⑦請負指標の企業内細分化と企業組織の非統合性、⑧外貿会社の自立経営のための基盤の脆弱性の露呈などの問題である¹³⁾。

貿易体制改革と外資系企業の進出によって、表7-3にみるように1989年の状況では、中国の対外貿易の中心的主体は地方対外貿易企業に移り、中央各部・委員会系の対外貿易総会社はまだかなりのウエイトを保持しているものの、その地位は既に主流から外れてきている。注意すべきは、この段階で三資企業が中国貿易のほぼ12%にまで地位を高めてきている点である。

4 第四段階（1991～93年）—旧体制脱皮期

1991年12月9日国務院は「關於進一步改革和完善對外貿易體制若干問題的決定」を發し、貿易における損益自己負担システムと全国统一輸出体制を構築していくことを提起した。これをうけて、1991年1月1日より国家の輸出赤字に対する補填を取り止め、輸出商品計画、数量割当と許可証管理を改善し、輸入政策を適度に調整し、輸入管理のやり方を改善していく

12) 1984年頃から貿易の国家独占制の本質と改革について激しい論争が展開された。論争の主要内容については、拙訳「中国における貿易の国家独占制をめぐる論争（I）」、『広島経済大学経済研究論集』第16巻第2号、1993年～「同（V）」、『同論集』第17巻第3号を参照されたい。要約的にいえば、対外貿易に関する事業の所有、管理、経営の三権の国家独占というこの体制を、経営を主体とした各層の管理体制に切り換え、その上での外に対して統一をはかっていくという統一対外をおこなうべきで、統一対外の完璧化のために三権を国家独占にすることは本末転倒であるということに決着した。

13) 詳しい内容については、拙稿「中国の貿易システムの変革」、金子敬生・安元泰共編『東アジアの経済発展』、溪水社、1990年、246～251頁、拙稿「中国の輸出体制改革は成功したか」、『経済評論』1990年7月号参照。

こととなった。

(1) 個別企業輸出赤字に対する財政補填の取り消しと外資企業の損益自己負担（独立採算制）の実行

対外貿易請負経営責任制の内容の深化をはかる。地方政府、外資公司、工貿專業総公司是①輸出額、②輸出外貨獲得額、③中央に対する上納外貨額度の請負と請負指標の下部基層単位への浸透の徹底化、この基礎にもとづく地方と企業の完全な損益自己負担請負経営責任制への脱皮をはかる。

(2) 地域によって差異のあった従来の外貨留成比率の全国統一化

商品大分類にもとづく全国統一外貨留成比率を実施し、平等な企業間競争の基礎条件を整えた。一般商品については、為替レートにもとづき国家上納比率20%、地方政府10%、輸出商品メーカー10%、残りの部分は貿易企業の留成とする。国の必要外貨を保証するために、国は外貨調整市場の平均レートで外資企業から20%、輸出商品供給企業から10%を買い上げる選択権をもつ。企業にのこされる残余の外貨は企業が自由に使用、運用できるようになった（主として外貨調整市場での運用と自営輸入用）¹⁴⁾。

(3) 乱立した外資会社の整理整頓と大型外資企業集団の構築

先に述べた外資会社の整理整頓作業が続けられ（1991年6月時点で49中央国家机关の対外貿易公司826社が711社に統廃合、36地方政府所属対外貿易企業2,140社のうち932社の対外貿易経営権の取り消し、1,208社の存続の認可、経済特別区対外貿易企業約1,000社の整理の推進）、貿易のダイナミックな発展をはかるため目的に合わせて総合的に統合された試験的57大型外資企業集団の形成がはかられた。

(4) 外貨調整の活性化

上述の任務を達成したのちの留成外貨は地域の枠を越えて自由に運用してよい。

(5) 経済発展の要求に応じて、適度の輸入規模を維持し、輸出入商品の経営

14) 拙稿「海関統計にみる中国貿易体制改革の歩み（下）」、『広島経済大学経済研究論集』第19巻第2号、1996年、18～20頁参照。

管理を改善すること

輸出商品計画、数量割当と許可証管理をきちんとすると同時に、計画性をもつ一類商品（国家計画と民生にとって重要な大宗商品、重要資源商品、その他の特殊輸出商品）と二類商品（国際市場上の制約性、数量割当制限のあるもの、競争が激しく過敏な価格変動性のある輸出商品）に対しては地方と專業総会社との双軌計画を明確に規定し、一類と二類を除く三類商品については企業の自主性に任せ、商品別商会（同業組合組織）による経済合理性のある協調管理を進める。この時期機械・電気製品に対する輸入管理体制を改め輸入制限を緩和した。

(6) より一層の貿易経営権の開放

1993年2月時点では対外貿易企業総数は約4,000社余と公表されており、この中には国の規定条件をそなえ新しく認可された地方（市）、県クラスの会社100社、対外貿易権が与えられた100の研究機関、生産企業925社（このうち半数余りは92年以降認可された）、国有大中百貨店23社（一部国家とのパートナー貿易経営権のみ）などが含まれている¹⁵⁾。

(7) 対外貿易における指令性計画の指導性計画への転換、社会主義市場経済に向けての体制再編

1992年から対外貿易の指令性計画は指導性計画に切り換えられ、行政の干与を極力減らし、少数の数量制限が実行される輸出入商品の管理も、効率と利益、公正と公開を原則とし、企業に数量割当部分の営業取り扱い

15) 日本国際貿易促進協会『国際貿易』1993年3月30日号。対外経済貿易部呉儀副部長が新聞のインタビューに答えたものとして報道されている。言うまでもなく、この時点で9万余社に達する外国投資企業はほとんどすべて対外貿易権をもつし、国際経済技術合作会社70社も対外貿易権をもつ（同上紙）。

生産企業に対する輸出入権は1983年から与えられるようになったが、90年末までに404社の地方生産企業に輸出入権が認められ、91年9月末の時点で輸出入権をもつ生産企業は431社になっていた。全国41の省、市、自治区、計画単列都市のうち、輸出入権をもつ生産企業は広州市43社、広東省42社、上海市36社、20～30社未満のところは江蘇省、遼寧省、大連市、北京市、瀋陽市である。機械・電気関連の工業企業が多く、一部冶金、石油化学、軽工業、紡織工業も含まれている（同上紙1991年10月15日号）。

表7-4 輸出入経営部門別構成—1993年

経営部門	輸出入総額		輸出総額		輸入総額	
	100万ドル	%	100万ドル	%	100万ドル	%
総額	195,703	100.0	91,744	100.0	103,959	100.0
中央各部・委員会対外貿易 総公司	24,582	12.6	5,580	6.1	19,002	18.3
各省、自治区、直轄市、計 画単列都市、沿海開放都 市、経済特区経営単位	104,051	53.2	60,927	66.4	43,124	41.5
三資企業	67,070	34.2	25,237	27.5	41,833	40.2
中外合作企業	10,916	5.6	3,878	4.2	7,037	6.8
中外合弁企業	40,021	20.4	14,117	15.4	25,904	24.9
外資独資企業	16,134	8.2	7,242	8.0	8,891	8.6

出所：中華人民共和国海関総署編印『中華人民共和国海関統計年鑑—1993年（上冊）』、1994年、150～151頁、同上『中国海関統計』（月刊）1993年第12期、17頁。

を与えるために入札競争とか競売とか、あるいは規則化して運用していくということになった。

第2節 新たな貿易体制の構築過程と現行貿易体制

これまでの貿易体制改革が、新たな方向を目指した従来の体制の残滓を漸次払拭していく改革過程であったとすれば、1994年からは新しい貿易体制の構築・整備の段階に入る第五段階（1994～2001年）といえよう。

損益自己負担を原則とした対外貿易の請負経営責任制の過程を経て、指令性計画を取り止め、マクロコントロールと間接的な調整の手段によって貿易を遂行していくということになると、輸出入総額、輸出外貨、輸入外貨に対して経済的梃子や全体的に公平な法律等の手段によって、外資企業に指導性計画指標の達成を誘導していくという体系となるから、当然ながら請負経営責任制と請負指標は取り止められることになる。個別外資企業は独立採算に向けての経済合理性行動を目指すようになるから、それに向

けての外貨使用上の自由化をはからなければならなくなる。1994年から外国為替管理の新たな枠組が打ち出される。

1 外国為替管理の刷新

(1) 外貨買取制

輸出あるいは中継貿易、その他の取引によって取得した外貨は、外資系企業を除きすべて銀行の公定レートで全額外国為替指定銀行に売却しなければならない（外貨買取制）。留成外貨額度残高については過渡的措置を実施する。

(2) 外貨売却制

經常取引項目の正常な対外支払のための外貨使用に対する計画・審査・批准制度を廃止し、經常取引項目の正常な支払に要する外貨については、有効な信憑に基づき、外国為替指定銀行が人民元と交換に供給する（外貨売却制）。

(3) 外資系企業に対する外貨管理

外資系企業の外貨収入は、外国為替指定銀行あるいは国内の外資系銀行に外貨預金口座を開設することができる。外国投資企業は国の規定の許す範囲内で、対外支払を外貨預金口座残高から直接することができる。外貨預金口座残高を超える輸入支払に要する外貨については、国家外国為替管理部門が国の授権部門が批准した文書および契約書を審査、批准してから、外国為替指定銀行から外貨を購入するという手続を経ることになる¹⁶⁾。

(4) 1996年以後の外国為替管理の枠組

1994年の改革によって条件のある人民元經常項目の自由な兌換を実行し、これら一連の改革は1996年1月公布、4月1日より施行された「中華人民共

16) 「中国人民銀行關於進一步改革外匯管理体制的公告」、『國際商報』1993年12月30日。1994年3月26日中国人民銀行は「結匯、售匯及付匯管理暫行規定」を發布、4月1日から実施した。内容的にはかなり細部にわたっており、詳細は前掲拙稿、前掲『論集』、20～23頁参照されたい。

和国外匯管理条例」の形にまとめられた。1996年7月1日からは外資系企業の外貨も銀行の外貨買取制と外貨売却制に組み込まれた¹⁷⁾。また、1996年7月1日から国際展覧会とか、外商を招請するとかといった経済活動ではあるが、必ずしも営業成果に直結しない可能性のあるような経常的な外貨使用の制限も撤廃された¹⁸⁾。かくて、1996年12月1日以後IMF 8 条国に移行し、経常項目における人民元の交換制限を撤廃するところとなった。

2 新しい枠組の貿易体制の構築

(1) 対外貿易関連法の整備

「対外貿易法」(1994年7月1日施行)、「外匯管理条例」(1996年4月1日施行)、「〈中華人民共和国海関法〉の改訂に関する決定」(2001年1月1日施行)、「アンチ・ダンピング条例」と「補助金禁止条例」(いずれも2002年1月1日施行)、2001年12月11日のWTO加盟以後「セーフガード措置条例」、「貨物輸出入管理条例」(2002年1月実施)、「技術輸出入管理条例」(2002年1月1日施行)等¹⁹⁾を整備した。

(2) 貿易経営権の開放

貿易経営権を各種個別企業に与えて貿易の発展をはるという方向は、改革・開放以来の基本的な指向であったが、特に1998年から急速に進められた。対外貿易経営権は国有企業、私営企業いずれにも与えられるようになり、商業性企業のみならずメーカー、各種研究機関にも与えられるよう

17) 経常項目口座と資本項目口座に分け、前者では外貨管理局が査定した最高金額の範囲までは外貨収入自己口座に残せるが、この限度を超えたものについてはすべて銀行に売り渡さなければならない。支払については規定の文書、証憑によって銀行で処理する。1996年の改革段階では外貨調整センターでの外貨売買は残されたが、1998年10月25日の中人民銀行、外貨管理局の発した「關於停弁外匯調劑業務的通知」によって、同年12月1日より外資系企業の外貨調整業務は停止されることとなった(史曉麗著『WTO与中国外貿管理制度』、中国政法大学出版社、2002年、387～388頁)。

18) 1996年7月1日から一般個人の外貨交換範囲も拡大された(同上書、388頁)。

19) 次頁へ

られており²⁶⁾、中国機械・電気製品輸出入商会及び中国対外承包工程商会のこれら輸出項目に対する協調原則及び手順、紀律が明確にされている。

(B) 輸入商品管理体制改革

輸入商品もいくつかの項目に分けて管理される。

① 輸入禁止貨物

国家の安全や社会の公共利益を害するもの、人民の生命、健康を害するもの、生態環境を破壊するもの、中国が締結あるいは参加している国際条約、協定等で輸入の禁じられているものなどで、商務部がリストを発表する²⁷⁾。

② 輸入制限貨物

国家の安全や社会の公共利益を守るためのもの、国内の特定産業を打ち立てる、あるいは速やかに打ち立てるため、形態の如何を問わず農牧漁業産品に対して制限の必要なもの、国家の国際金融上の地位、国際収支バランス上から制限の必要なもの、中国が締結あるいは参加している国際条約、協定等にもとづき輸入制限するものなどで、商務部がリストを発表する。輸入制限貨物に対しては数量割当、あるいは許可証管理を含む措置を採用する。国家規定によって数量制限を行う制限輸入貨物に対しては、数量割当管理を実施する。その他の制限輸入貨物に対しては許可証管理を実施する。輸入許可証には法律や行政規定に規定される各種輸入許可にかかわる証明書、文書が含まれる。輸入業者は輸入許可証にもとづいて税関で事務手続きを行う²⁸⁾。

25) 2003年の輸出許可証管理商品リストでは52種の商品が対象とされており、数量割当許可証、割当入札、割当有償使用、割当無償入札、許可証管理される。具体的には同上書、754～765頁参照。2003年の輸出割当管理品目は次の通りである。農産品：米、とうもろこし、小麦、製材、茶葉、生きた大型豚、同中型豚、生きた牛、生きた鶏、重要工業品：稀土、石炭、コークス、原油、石油製品、その他の工業品：タンクステン及び同製品、アンチモン及び同製品、すず及び同製品、亜鉛及び同製品、銀、螢石、タルク、炭化ケイ素、炭酸マグネシウム、パラフィン蠟、紡織品：生糸、絹織物（国際貿易促進協会『国際貿易』2002年11月19日、『国際商報』2003年2月7日各号）。

26) 「大型単機和成套設備輸出項目協調管理弁法」(2001年12月21日公布)。

27) 2001年12月発表。

28) 次頁へ

③ 自由輸入貨物及び自動輸入許可管理

〈1〉自由輸入貨物

自由輸入貨物は輸入上の制限を受けない。ただし、貨物の輸入状況の監督測定上の必要から、商務部および国务院の関連管理部門が自由輸入貨物の一部に対して自動輸入許可管理を行うことができる。自動輸入許可管理については「貨物自動輸入許可管理弁法」の規定による。保税区と加工輸出区の自動輸入許可管理貨物に対しては当該法は適用されない。

〈2〉自動輸入許可貨物

次頁に概要をまとめている。

④ 関税数量割当貨物

輸入関税数量割当内輸入貨物については、数量割当内関税率に応じて関税を徴収する。関税数量割当外輸入貨物については、数量割当外関税率によって関税を徴収する。関税数量割当管理対象品目は商務部と国务院関連経済管理部門が協議して定め公布する²⁸⁾。

⑤ 機械・電気製品の輸入管理

「機電産品進口管理弁法」では、機械・電気製品とは機械設備、電気

- 28) 2003年の輸入許可証管理品目は8種の商品で、輸入割当許可証管理対象品目は4品目（石油製品、天然ゴム、自動車タイヤ、自動車及び基幹部品）、輸入許可証管理商品は4品目（レーザーディスク製造設備、監視化学品、易制毒化学品、オゾン層破壊物質）、対外貿易経済合作部世界貿易組織司編『中華人民共和国進出口貿易管理措施・進出口関税及其他管理措施一覧表（2003年）』、中国工商出版社、2003年、683～689頁。2002年10月11日国家経済貿易委員会・対外貿易経済合作部・税関総署は共同で「重要工業品輸入割当管理実施細則を公布（11月10日実施）した（日本国際貿易促進協会『国際貿易』2002年11月5日号）。これにもとづいて2003年の重要工業品数量割当管理品目は石油製品、自動車タイヤと発表されている（『国際商報』2003年2月7日号、同上書737頁）。なお、輸入制限するもので原料を作ることができる廃物などについては別リストになっている。
- 29) 2003年の農産物関税割当輸入品は通常貿易分と加工貿易分に分かれるが、品目としては小麦、とうもろこし、長粒米、短粒米、大豆油、パーム油、菜種油、砂糖、綿花、羊毛、ウールトップである（日本国際貿易促進協会『国際貿易』2003年1月21日号）。同年の重要工業品の該当品目としては化学肥料が関税割当輸入品目として発表されている（『国際商報』2003年2月7日号）。対外貿易経済合作部世界貿易組織司編『中華人民共和国進出口貿易管理措施・進出口関税及其他管理措施一覧表（2003年）』、中国工商出版社、2003年、635～636頁参照。

表 7 - 5 自動輸入許可貨物管理概要

<p>該当貨物の範囲</p>	<p>自動輸入許可管理をおこなう貨物のリストは商務部が関連部門と協議の上確定し、実施に先立つこと21日前に公布する³⁰⁾。自動輸入許可管理とした事由に変化が生じた場合、商務部は予告しこれを取り消す。</p>
<p>自動輸入許可証の申告</p>	<p>自動輸入許可管理品目に属するものについては、輸入業者は税関の申告に先立って商務部から授権されている自動輸入許可証発給機関に自動輸入許可証の申請を提出しなければならない。税関並びに銀行は「自動輸入許可証専用印」の捺印のある「自動輸入許可証」にもとづき通関手続なり、外為処理を行う。輸入業者は均しく申請して「許可証」をえる資格を有する。国が経営と管理を指定しているものに属する貨物については、指定を受けている企業のみが申請し自動輸入許可証をえる資格をもつ。指定を受けていない企業がもし指定経営貨物の輸入をしようとする場合には、指定企業に委託して代理輸入をしなければならない。この場合指定企業は申請して自動輸入許可証を取得しなければならない。指定経営管理貨物のうち例外規定にかかわる方式で輸入する場合は、輸入業者が直接自動輸入許可証を申請することができる。国营貿易管理貨物については、国营貿易企業と非国营貿易企業は国营貿易管理規定に応じた自動輸入許可証を申請、取得しなければならない。輸入貨物用途及びユーザーに対して特別の規定のある場合は、その関連規定に応じた自動輸入許可証を申請しなければならない。</p>
<p>自動輸入許可証発給機関</p>	<p>自動輸入許可証は商務部によって授権された輸入数量割当許可証事務局、各省、自治区、直轄市、計画単列都市の商務部外経貿主管部門と国家関連部門のいずれの機関でも発給する。</p>
<p>自動輸入許可証申請免除項目</p>	<p>加工貿易、サンプル・広告品、その他規定によって自動輸入許可証が免除されるものについては自動輸入許可証の申請、取得が免除される。</p>
<p>臨時措置対象貨物の自動輸入許可証</p>	<p>国が臨時的に輸入禁止、あるいは数量制限している自動輸入許可証貨物については、当該措置の発効の日から自動輸入許可証の発給が停止される。</p>
<p>外資系企業の自動輸入許可証</p>	<p>外資系企業は商務部で外資系企業自動輸入許可証に関する手続をおこない、許可証に対する取扱税関は対外経済貿易部門の「外資系企業自動輸入許可証専用印」の捺印のある許可証にもとづいて検査、通関処理する。</p>
<p>機械・電気製品自動輸入許可証</p>	<p>「機械電気製品自動輸入許可管理実施細則」（2001年12月20日公布）による。</p>

30) 次頁へ

設備、交通運輸工具、電子製品、電器製品、科学機器・計器等及びそれら主部、部品とされている。これら製品の輸入については、国際的並びに国内の安全、環境、規格、基準などの諸規定にしたがうことになるが、国が強制的認証制度を実行している機械・電気製品については、まずもって関連許可証を得る必要がある。全国の機械・電気製品の輸入管理については商務部が取り仕切る。各省、自治区、直轄市、計画単列都市、沿海開放都市、経済特区の対外経済貿易主管機構と國務院の関連部門機械・電気製品輸入弁公室は当該地区、当該部門の機械・電気製品の輸入管理を担当する。管理は㉔輸入禁止品目、㉕輸入制限品目、㉖自動輸入許可品目に分けて行われる。

〈1〉輸入禁止品目

一般的な輸入禁止貨物の性格を有する機械・電気製品の輸入が禁止される外に、法律あるいは規定に特段の定めのある機械・電気製品は輸入禁止される。商務部と税関総署は共同で輸入禁止機械・電気製品目録を作成、調整し、公布する。

〈2〉輸入制限品目

次のようなもの、場合は輸入制限される。(a) 国家の安全あるいは社会の公共利益を維持するために輸入制限を要するもの、(b) 国内の特定産業を打ち立てる、あるいは速やかに打ち立てるため輸入制限するもの、(c) 国家の国際金融上の地位、国際収支のバランス上から制限の必要なもの、(d) 中国が締結あるいは参加している国際条約、協定に基づき輸入制限するもの、(e) 法律あるいは行政法規の特段の定めによって輸入制限するもの等である。商務部と税関総署は共同で輸入制限機械・電気製品目録を作成、調整し、実施21日前までに公布する。緊急時にあつて

30) 2003年の自動輸入許可管理品目リストは対外貿易経済合作部世界貿易組織司編『中華人民共和国進出口貿易管理措施・進出口関税及其他管理措施一覽表(2003年)』、中国工商出版社、2003年、695～728頁に掲載されている。2003年の重要工業品自動輸入許可管理品目は次の通りである。原油、化学肥料、農薬、ポリエステル繊維、アクリル繊維、ポリエステル切片、自動車タイヤ、鋼材、ビレット、酸化アルミニウム(『國際商報』2003年2月7日号、同上書739～745頁)。

も実施日より前に公布する³¹⁾。

輸入制限機械・電気製品品目で輸入数量制限の定めのあるものに対しては、数量割当管理を実施する。数量制限のないもの、すなわち特定機械・電気製品と呼ばれるものに対しては許可証管理が行われる。

前者については、商務部は毎年7月31日以前に年度輸入数量割当総量を定め公布する。輸入単位は割当製品を輸入する場合は、商務部に申請して「機械・電気製品輸入割当証明書」を取得し、この「証明書」にもとづいて許可証管理機関に申請して「輸入割当許可証」を取得し、これによって税関手続きをおこなう。

後者については、商務部は税関総署と「特定機械・電気製品目録」を作成、調整して公布する。特定機械・電気製品の輸入については、主として国際入札方式によって輸入する。特定機械・電気製品の輸入については、以下のような原則にもとづいて審査、批准される。(a)科学・研究、教育、文化、衛生その他社会的な公益事業用に自己使用するもの、(b)生産、販売、サービス能力の強い輸入単位の申請を優先する、(c)輸入単位がここ3年間に輸入した特定製品の効果実績を考慮する、(d)新申請輸入単位を適度に配慮する、(e)その他の考慮すべき要素³²⁾。

〈3〉自動輸入許可

輸入禁止および輸入制限機械・電気製品以外の機械・電気製品に対しては、自動輸入許可管理をおこなう。商務部は税関総署と協議の上、自動輸入許可管理対象の機械・電気製品の目録を作成、調整し、実施21日前までに公布する。各省、自治区、直轄市、計画単列都市、沿海開放都市、経済特区の対外経済貿易主管機構と國務院関連部門機械・電気製品

31) 2003年のものについては2002年12月9日「制限進口機電產品目録」を公布、両者ともに発表されている。従来に比べ両者合わせて50品目の取り消しがおこなわれている(同上書、868～869頁)。

32) 「特定機電產品進口管理實施細則」では、輸入申請単位の資格、条件を定めている。①ここ3年内に不正行為のないこと、②特定製品の経営権を有すること、③特定製品を輸入申請するにふさわしい活動能力を具えていること、④財務状況の健全なこと、⑤②、③、④の条件を具えていない場合で、自己用たる合理的かつ適量という条件のもの。

輸出入弁公室が当該地域、当該部門の自動輸入許可機械・電気製品輸入に関する管理を担当する。自動輸入許可管理に属する機械・電気製品を輸入する場合には、申請輸入単位は税関手続をする前に関連地方対外経済貿易主管機構、国务院当該部門機械・電気製品弁公室に行き自動輸入許可手続をしなければならない。該当部門が設立されていない場合には、申請単位の工商登録地あるいは法人登記地地方対外経済貿易主管機構で自動輸入許可手続をおこなう。審査批准部門は規定通りの「機械・電気製品輸入申請表」を受領の後、管理上可及的速やかに「自動輸入許可証」を発給する。最長10日を超えてはならない。輸入単位は「許可証」にもとづいて銀行で支払外貨手続、税関事務処理を行う。「自動輸入許可証」の有効期間、変更、差し替え、延期は1年、製造期間の設備については1年の延長が可能である。「許可証」が使用できなくなった場合には、速やかに元の発給機関に戻さなければならない。

自動輸入許可管理の対象となっている機械・電気製品は、計量器、タバコ用専門機械、無線送信設備、衛星テレビ受信設備、可聴可視周波複製生産設備、綿紡設備、カラー複写設備、暗号設備等があげられるが、関連法および行政法規の規定に合致していなければならない³³⁾。

〈4〉中古機械・電気製品

中古機械・電気製品とはすでに使用された（再生処理されたものも含む）機械・電気製品のことをいう。中古機械・電気製品の輸入者は契約、あるいは拘束性のある合意書を作成する場合、国家の安全、衛生、環境保護等の諸規定に照らして、当該製品の検査の証拠なり、技術内容指標に関する検査条項なりを取り決めに明確に記さなければならない。国家の安全、衛生、環境保護等に関係するような中古機械・電気製品やプラントについては、貿易契約の中に輸出国の積み出し前の検査、積み込み監督条項を盛り込まなければならない。輸入単位は国の品質監督・検査・検疫総局及びその授権機構で輸入検査を申請し、輸入許可手続をお

33) 2003年のリストは前掲書、877～889頁に掲載されている。

こない、「中古機械・電気製品輸入許可証」と検査機関の出した「入境貨物通関書」にもとづいて通関手続をおこなう³⁴⁾。

〈5〉 国際機関の無償援助項目による機械・電気製品の数量割当輸入

これらの輸入については、「国際機関無償援助項目数量割当機械・電気製品輸入関連規定」(2001年12月21日公布)による。これらの管理は中身に応じて、各部、委員会、中国人民銀行などの担当専門機構がおこなう。

〈6〉 船舶輸入管理

船舶の輸入については、2001年12月21日に公布された「船舶の輸入に対する関連規定」による。船舶の輸入申請者は十分な技術の経済的検討をおこない、上級主管部門の批准を経なければならない。輸入申請者は申請資料をそろえて所在地の対外経済貿易主管機構を通じて商務部に申請、輸入批准手続を経なければならない。商務部は30日以内に「機械・電気製品輸入許可証」の発給の可否を決めるか、10日以内に「自動輸入許可証」の発給の可否を決定する。税関はいずれかの「許可証」もとづいて通関処理する。中古船舶を輸入する場合には、申請単位は輸入計画船舶の技術性能検査を受け、さらに海事局、漁業船舶検驗局の検査を受けなければならない。必要な場合交通主管部門の発給した水路運輸許可証あるいは農業部遠洋漁業企業資格証を提出しなければならない。

(C) 国営貿易管理制度

一部の貨物の輸出入に対しては、国営による貿易管理が実施される。国営貿易管理輸出入貨物は、非国営貿易企業も一部を取り扱うことができる。国営貿易管理対象品目リストは商務部と國務院関連経済管理部門が作成、調整のうえ公布する。2001年12月11日公布実施された「国営輸出貿易管理貨物リスト」では、該当品目類は16類、専売品としてのタバコである。国営輸入貿易管理対象品目類は8種類である。商務部と國務院関連経済管理部門は國務院の規定による職責に応じて、国営貿易企業リストを定め予

34) 1998年から中古機械・電気製品の輸入は特別に認可されたものを除いては禁止されている。関連通知、「重点中古機電製品輸入目録」は同上書、889～892頁に掲載されている。

め公布する³⁵⁾。国営貿易企業リストに列挙されていない企業あるいはその他の組織は、国営貿易管理対象品目、指定経営管理対象品目の輸出を行うことはできない。国営貿易企業は商業ベースによらない理由で取引相手を選択してはならず、正常な商業的条件で輸出入を行わなければならない。また、国営貿易企業は半年毎に商務部に対して、国営貿易管理対象品目の買付価格、販売価格等に関する情報を提出しなければならない。

(D) 指定経営管理制度

商務部は輸出入経営の秩序を維持するために、一定の期間一部の貨物に対して指定貿易経営管理を実施することができる。商務部は指定経営管理対象品リストと指定経営企業リストを作成、調整し公布する。

2001年12月11日「輸出指定経営管理貨物リスト」及び「輸入指定経営管理貨物リスト」、「輸出指定経営企業リスト」及び「輸入指定経営企業リスト」が発表された³⁶⁾。この他に、輸入対象に「貨物輸入指定経営管理弁法」(2001年12月20日公布、2002年1月1日施行)が制定された。これによると、輸入指定経営管理が実施される対象貨物は商務部の指定した企業のみが輸

35) 2003年の貨物リスト、国営貿易企業リストともに2001年12月11日実施のものの変更がないが、原油、石油製品、化学肥料輸入の非国営貿易企業については変更がある(同上書、809～816頁、845頁)。

輸出国家貿易管理商品 (2001年12月11日施行)

①原油(4)、②石油製品(4)、③石炭(4)、④コメ(2)、⑤とうもろこし(2)、⑥棉花(3)、⑦タングステン鉱、⑧アンチモン鉱、⑨酸化アンチモン、⑩パラタングステン酸アンモニウム、⑪三酸化タングステン及び藍色酸化タングステン、⑫タングステン酸及びその塩類、⑬タングステン粉及びその製品、⑭アンチモン鉱(アンチモン合金を含む)及びアンチモン製品、⑮蚕糸類、⑯銀

輸入国家貿易管理商品 (2001年12月11日施行)

①食料(1)、②植物油(6)、③砂糖(5)、④タバコ(1)、⑤原油(4)、⑥石油製品：ガソリン、ディーゼル油、灯油、ナフサ(4)、パラフィン油、燃料油(65)、⑦化学肥料(2)、⑧棉花(4)

() 内数値は認可された国有企業数(日本国際貿易促進協会編『日中貿易必携・2003』、日本国際貿易促進協会、2002年、56頁、60頁)。

36) 2003年の輸出指定経営品目は緑茶、烏龍茶、炭素鋼板、輸入指定経営品目は天然ゴム、合板、羊毛、ポリエステル繊維、鋼材である。各々につき指定経営企業リストが発表されている(前掲書、818～841頁)。

表7-6 指定経営企業申請の条件と申請手続

<p>申請条件</p>	<p>①法人格を有し、登録資本金が1,000万元を下回らないこと（経済特区、上海浦東新区、中西部地区の企業は500万元を下回らないこと）</p> <p>②買付、販売のルートをもち、国内外の市場状況に通じていること</p> <p>③満2年の輸出入経営という資格を有し、2年以内に違法的経営のないこと</p> <p>④商務部規定のその他の条件</p> <p>輸入指定経営管理貨物のうち以下の貿易方式による輸入は指定経営企業の資格制限を受けない—加工貿易方式による輸入、外資系企業の投資用輸入あるいは生産のための自己用輸入、政府間協定貿易項目の輸入、寄付・贈与による輸入、外国政府貸付・世銀およびアジア開銀の貸付による輸入、請負工事および労務合作の場合の送り戻し物資の輸入、輸出加工区・保税区の輸入</p>
<p>申請手続</p>	<p>①指定経営企業の決定は年一回、商務部は毎年9月各省、自治区、直轄市、計画単列都市における新追加指定経営企業の数を確定</p> <p>②企業は毎年10月15日以前に各省、自治区、直轄市、計画単列都市の対外経済貿易委員会（庁、局）に申請、中央の企業及びその所属企業の場合は中央企業が商務部に申請（地方省級対外経済貿易主管部門は年度内新追加企業数内で企業を推薦できる。この場合毎年11月15日より前に推薦企業名と申請にかかわる資料を商務部に届け報告する。中央企業の場合同様書類を直接商務部に届け報告する。商務部は毎年12月15日までに新追加指定経営企業を定め、リストを作成して公布する。指定経営企業資格を取得した企業は規定にしたがって、「輸出入企業経営資格証書」あるいは「外商投資企業批准証書」の経営範囲の変更事項を事務手続する）</p> <p>③辺境貿易企業が指定経営管理対象品の辺境貿易を行おうとする場合、商務部は規定された総量の範囲内で指定経営企業の決定を辺境省区の対外経済貿易主管部門に授権</p> <p>④国营貿易企業は商業ベースによらない理由で取引相手を選択してはならず、正常な商業的条件で輸出入を行わなければならない。商務部は指定経営企業に対して年度毎の検査を実行する。年度検査に合格しなかったものについては、その指定経営資格を取り消す。</p>

入ることができ、指定を受けていない企業はこれを輸入することができない。指定を受けていない企業がもし輸入指定経営管理対象品を輸入しようとする場合には、指定経営企業に委託して代理輸入の形で輸入しなければ

ばならない。指定経営企業は商業ベースによらない理由により輸入委託を拒否してはならない。商務部は公正、公開、公平の原則に照らして、指定経営企業を決め、指定経営企業の数を増やしていく。

(4) 関税の大幅引き下げと非関税貿易障壁措置の漸次的取り消し

1986年以来数度にわたる関税率の引き下げをおこなってきたが、WTO加盟最終交渉の過程で、2010年までに全輸入品目の関税率は9.8%にまで引き下げる計画になっている。WTO加盟一年目の2002年には15.3%から12%に引き下げ、今年より11%に引き下げている（工業品10.3%、農産品16.8%）。また、すでに上に述べてきたように、改革・開放の過程を通じて非関税貿易障壁は漸次除去あるいは低くされていったが、特にGATT/WTOの地位回復、加盟交渉の過程を通じてそれは大幅に進められた。

(5) 輸出戻し税制度の適正化

1985年から輸出戻し税制度を実行するようになり、94年税制改革が行われてから国際ルールに沿って増徴税（付加価値税）制度が設けられた。1994年2月国务院税務局は「輸出貨物退（免）税管理弁法」を制定し、輸出奨励のため徴収した増徴税を輸出品分類によって17%と13%還付することとした。1995年7月1日と96年1月1日還付率を引き下げたが、98年と99年に一部の輸出品に対して還付率を引き上げた。現在増徴税全額還付輸出品と全額還付されていない輸出品がある³⁷⁾。

37) 基本税率17%、13%で輸出品に応じて還付率が異なるが、外資系企業に対してはさらに優遇還付率が適用される（外資系企業が総投資額の中で中国国内に存在する企業の生産した設備を購入した場合増徴税は全額還付される）。具体的内容については日本国際促進協会編「日中貿易必携・2003」、日本国際貿易促進協会、2002年、137～138頁参照。

第3節 貿易形態と構造的特質

1 貿易形態

貿易形態分類はその目的によっていくつかの分類がありうるし、同じ中国でも主眼とする分析目的、管理目的によって異なった分類があり、異なった分類によって統計のとり方も異なり、時期によって分類の仕方も異なっている。ここでは1990年から対外的に公開されるようになった『海関統計年鑑』による貿易形態分類を一瞥してみることにしよう³⁸⁾。

(1) 通常貿易

通常貿易とは中国において輸出入経営権をもつ各種公司（企業）単位がおこなう以下のような輸出入をいう。①正常な方式で取引される輸出入、②保税倉庫から国内に販売された貨物、③輸出価格、輸入価格が人民元500元以上のサンプル、広告品、④借款援助による輸出入³⁹⁾、⑤再輸出入されないで国内外で販売される一過性の輸出入（展覧品等）、⑥外資系企業が国産原料を使って加工した製品を輸出するもの、あるいは製品を購入して輸出するもの、観光用・ホテル用に輸入した食品等

(2) 国家間、国際機関無償援助および贈与物資

38) 1990年以前には『海関統計年報』として80年から出されているが、対外的には公開されていない。筆者は1994年当時の対外経済貿易大学副校長・全国政治協商会議委員・中国国際貿易学会副会長王林生教授、同大学国際貿易系主任薛榮久教授の格別のご高配をえて、上掲『年報』各年版を利用する機会に恵まれた。この資料にもとづく貿易形態の展開過程については拙稿「中国の貿易形態—形態と構造分析—」、『中央大学経済研究所年報』第25号(Ⅱ)、1994年、拙稿「海関統計による中国貿易体制改革の歩み(上)」、『広島経済大学経済研究論集』第18巻第2号、1995年を参照されたい。

39) 外国政府借款と国際金融機関の借款による輸入で「外商投資項目不予免税的輸入商品目録」に挙げられた商品を除く自用輸入設備、契約で設備輸入するのにもなる技術、数量的に妥当な付属物、スペア、加工貿易で外国の企業が無料提供した輸入設備については、関税と増値税が免除される（《報関実用手冊》編写組編『2002-2003報関実用手冊(上)』、企業管理出版社、2002年、366頁、378～422頁）。

(3) 華僑、香港・マカオ・台湾同胞、外国籍華人の寄贈物資

華僑、香港・マカオ・台湾同胞、外国籍華人の寄贈物資、設備で、農工業生産、科学技術、教育文化、衛生医薬及び各種公益福祉事業の振興に直接用いられるもの

(4) その他の対価を要しない貨物

国家間、国際機関無償援助および贈与物資、華僑、香港・マカオ・台湾同胞、外国籍華人の寄贈物資、委託加工・組立貿易輸入設備以外の貿易で、税関が輸出入統計に入れるべきもので、かつ外貨支払を要しない輸入品、例えば、外国企業や外国商人がビジネスの過程で贈った物品とか外国人の贈与品

(5) 補償貿易

外国側によって提供された、あるいは外国の輸出信用によって輸入された技術、設備を用いて中国側が生産をおこない、その製品を外国側に売り渡し技術、設備の対価、輸出信用の元利を分割償還する、あるいは了解をえてその他の商品で対価を償還する貿易である。了解がえられれば、当該企業（企業連合体を含む）は新生産したその他の製品で間接的に償還することができる。国内製品と外国側が設備、原材料、部品、製品を直接に交換する方式、即ち直接の対物交換の場合はバーター貿易として区別される。

1996年4月1日からは長期にわたる補償貿易項目を除いては、補償貿易項目で輸入された加工設備に対する関税及び増値税、消費税の免除は取り消された。

(6) 委託加工・組立貿易（来料加工装配貿易）

①外国側が原材料、部品を提供し、必要な場合には設備を提供し、中国国内にある企業が外国側要求に合わせて加工あるいは組立をおこなった後製品を外国側に引き渡し加工賃を受け取る。②中国側は外国側と輸入契約と輸出契約を同時に締結する。外国側は全部あるいは一部の原材料（中国側が一部の原材料を付け加える場合もある）を提供し、中国の国内企業は外国側の要求に合わせて加工し、輸入原材料、部品と製品につき各々価格付けしてから、製品を外国側に売り渡した後、製品輸出価額と輸入原材料、

部品の輸入価額の差額分を受け取る。

なお、来料加工は①禁止項目、②制限項目、③許可品目に分けられている。

委託加工・組立貿易用に輸入された原材料、部品については保税とされ、特別な場合を除いては一般的に輸出入許可証の取得、輸入関税及び増値税、消費税が免除される。

(7) 委託加工・組立貿易輸入設備

委託加工・組立貿易の中で外国側が提供した設備（付属物も含む）で、委託加工・組立貿易項目の中で加工賃（上述差額分）によって輸入設備対価を償還するもの、外国側が無料で提供したものも含まれる。外国側が有償で提供した委託加工・組立用に輸入した設備については、1996年4月より輸入関税及び増値税、消費税の免除が取り消されている。

(8) 輸入加工貿易（進料加工貿易）

中国国内にある企業が外国から原材料、セット部品、部品、包装材料などを輸入して製品あるいは半製品に加工して輸出する形の貿易で、以下のようなやり方がある。

- ① 中国の外貿会社が“以進養出（輸入によって輸出をのばす）項目外貨”を用いて原料、部品を輸入し、工業製品を生産して輸出する。ただし、すべての“以進養出項目外貨”による輸入が輸入加工貿易ではない。
- ② 輸入原料、部品をすべて保税工場にもちこみ、保税工場で工業製品を生産し輸出する。
- ③ 原材料、部品の輸入者と製品の買取側が相対輸出入契約を別々におこない、国内企業は輸入にあたって原材料、部品対価を支払い、製品を輸出するとき買取側から代金を受け取る。③の場合L/Cを開設するものが輸入加工貿易である。

輸入加工貿易輸出製品に用いる原材料、部品の価値は輸出製品総価値の20%を下回ってはならない。20%未満の場合は通常貿易として取り扱われる。通常貿易として輸出生産用に外国側から有償で提供された補助原料、包装物品は輸入加工貿易項目に入れられる。輸入加工契約項目の中の機械

設備は通常貿易の項目として取り扱われる。輸入原料、部品などは輸入関税及び増値税、消費税が免除される。

(9) 委託・代理貿易

委託販売者は予め約定した代理販売者に貨物を送り、代理人は約定の条件にしたがって、当地市場において代理販売をおこなう。代理人は販売代金から代理販売コミッション、その他の費用を差し引き委託販売者に販売代金を支払う。両者の関係は売買関係ではなく委託関係で、代理人は貨物に対する所有権をもたない。主として外国人の需要に応えるためのもので、指定経営単位がおこなう。

(10) 国境小額貿易（国境地区住民相互交換市場取引を除く）

中国国境都市のうち省、自治区人民政府の指定する部門、企業が隣接する外国国境都市との間でおこなう小額貿易である。1996年4月1日以前は84年末に出された「弁法」によって住民相互市場取引が一括して取り扱われていたが、96年4月1日以降は上記のように改められた。

(11) 外国工事請負にともなう貨物

中国の対外工事請負企業が外国の工事請負をおこなう場合に輸出するセットとなった設備である。工事請負期間中に外国で購入した機械、設備を中国に送り返した場合は通常貿易項目に入れられる。対外援助用のセットとなった設備は、貸付援助あるいは無償援助に応じて通常貿易、国家間、国際機関無償援助および贈与物資に分類される。

(12) リース貿易

リース貿易は商品を媒介とし貸付の形で貸し手が商品をリース代を取って借り手に貸し付ける形での商品の輸出入貿易である。リース期間一年あるいは一年以上のリース輸出入、リース輸入設備が委託加工・組立貿易と中小型補償貿易項目に用いられた場合は、関税及び増値税、消費税は免除、老朽企業の技術改造項目に用いられた場合税の減免優遇が適用される。

(13) 外資系企業の投資としての輸入設備・資材

外資系企業が投資（中国側の投資も含む）用に輸入する建造物（敷設物、ホテル等を含む）設備、材料、生産・営業用機械・機器・設備・部品など

を含む固定資産である。公共用物品は含まれない。

既に述べたように、「外商投資産業指導目録」の奨励項目、許可項目の100%輸出する外国企業投資案件、技術移転投資項目、「中西部地区外商投資優勢産業目録」に列挙されている産業項目に対する投資総額内の輸入設備については、「外商投資項目不予免稅的進口商品目録」に挙げられた商品を除いて、関税及び増値税が免除される⁴⁰⁾。

(14) 輸出加工貿易

中国の税関上の関内の原材料、部品あるいは半製品を関外の業者に渡し、中国側の要求に合わせて加工、組立を委託し、加工賃を支払って製品をもちかえる方式の貿易である。この方式の貿易は中国国内の生産技術で製品の要求に達しないような場合に利用されるもので、優遇税措置はない。この方式で引き取ったものが輸入加工に用いられる場合は、輸入加工貿易の規定で処理する。

(15) パーター貿易

貨幣の媒介を経ることなく直接に同価値の輸出貨物と輸入貨物を交換する貿易

(16) 免稅外貨商品

指定された地点で関連規定にもとづいて、免稅の待遇を受ける者用に販売するために輸入する免稅外貨商品である。出国者が余った外貨を用いて国内で限られた買物をするのに提供するために関連商社が輸入する免稅外貨商品、入関旅客の貨物・物品で関外支払・関内渡しといった業務をおこなう商社が輸入する免稅外貨商品、批准をうけ特区内に設けられた国有外貨免稅マーケット内で批准をうけた枠内で自己調達する輸入商品等である。

40) 国内資本企業の設備輸入に対しても同様な優遇がある。「当面国家産業政策鼓勵發展産業、產品和技術目録」(日本國際貿易促進協會『國際貿易』1998年2月17日、24日、3月17日号翻譯掲載)に挙げられた項目に合致した投資案件の「国内投資項目不予免稅的進口商品目録」に挙げられた商品を除く自用輸入設備、契約で設備輸入するのにともなう技術、数量的に妥当な付属物、スペア、加工貿易で外国の企業が無料提供した輸入設備については、関税と増値税が免除される(《報関実用手冊》編写組編『2002-2003報関実用手冊(上)』、企業管理出版社、2002年、366頁、378~422頁)。

(17) 保税倉庫移出入貨物

関税境界外から直接保税区外に設けられた保税倉庫に搬入された貨物と保税倉庫から関外に搬出された貨物である。加工・組立貿易用の輸入原材料、部品⁴¹⁾、保税区にストックされている、また中継貿易にまわされる貨物はこの中に含まれない。

(18) 保税区保蔵貨物・中継貿易貨物

関外から保税区に搬入、保税区から関外に搬出された保蔵貨物及び中継貿易貨物である。保税貨物管理される。保税区内で生産用に輸入される設備などは免税、加工輸出するための原材料、部品、包装材料等は保税処理される。保税区内企業が加工し輸出する場合は、特別の定めある場合を除き輸出関税が免除される⁴²⁾。

(19) 輸出加工区輸入設備・原材料

輸出加工区での加工あるいはインフラ整備用に輸出加工区に輸入される輸入設備、原材料である。関税及び増値税は免除される。区内の工業製品に対する増値税は徴収されない⁴³⁾。

(20) その他

輸出入経営権をもつ中国国内の各種公司（企業）以外の単位が輸出入する貨物である。例えば、中国人が国外で外貨で購入した公用物品、機関・団体・学校などが臨時的に批准を得て輸出入する貨物とか物品、在中外国公館が中国内で購入、持ち出す貨物、在中外国企業・事務機関が輸出入する公用物品、過積貨物、外資系企業の輸入する公用物品、関外において合弁企業を行う場合に中国側が実物投資部分として持ち出す設備・物資、関外において労務合作を行う場合相手国の製品で中国側の受け取るべき賃金が弁済されるに際して輸入する貨物などである⁴⁴⁾。

41) 保税工場取り扱いの対象となる。

42) 2002年3月段階で筆者の確認の限りでは保税区は15ある（《報関実用手冊》編写組編『2002-2003報関実用手冊（上）』、企業管理出版社、2002年、348頁）。

43) 日本国際貿易促進協会訳「税関の輸出加工区監督管理暫定規定（上）」（税関総署2000年5月24日公布・施行）、同協会『国際貿易』2000年7月11日号。現在輸出加工区は全国で39ヵ所まで認可されている（同上紙2003年5月13日号、同5月27日号）。

44) 次頁へ

2 貿易形態の構造的特質

対外開放とともに多様な貿易形態が動員されることになるが、当初の時期で統計的につかめる1980年の形態別貿易で見ると、輸出入総額の94.3%が通常貿易形態の貿易で、委託加工・組立形態の貿易が輸出入総額の3.5%、輸入加工貿易形態の貿易はまだ1%に達しない。1983年には通常貿易が90%を割り込み、所謂加工貿易（委託加工・組立貿易と輸入加工貿易を引括めて加工貿易と総称される）が10%を占めるようになる。

1987年の貿易形態の内訳では、通常貿易は70.7%、委託加工・組立貿易（㉠と㉡両形態を合わせて）14.1%、輸入加工貿易9.1%、外資系企業3.1%となっている。1987年にはすでに通常貿易でない形態の貿易が3割を占めているという意味からすると、中国貿易にとって機動的変則貿易（通常貿易外の貿易を中国はオーソドックスな貿易と区別してこう呼んでいる）が重要な位置を占め、この積極的展開が当面の貿易発展の動向を大きく左右する要因になってきているといえよう。しかもこの段階では、バーター貿易形態のものが通常貿易項目に含まれていることを考えれば、このことのもつ意味はさらに大きなものとなっているとみななければなるまい。

1988年からの中国の貿易経営は全面的に請負経営責任制の段階に入る。

-
- 44) 貿易形態にかんする説明は、以下の諸文献にもとづき筆者が最新の状況に合わせてとりまとめた。

General Administration of Customs of the People's Republic of China., China's Customs Statistics (Monthly), January 2003 (Series No.161), Economic Information & Agency, Hong Kong、中華人民共和国海関総署編『中華人民共和国海関統計年鑑・2000（下巻）』、中華人民共和国海関総署、2001年、同上編『同上年鑑・2002（下巻）』、同上、2003年、対外貿易経済合作部世界貿易組織司編『中華人民共和国進出口貿易管理措施・進出口関税及其他管理措施一覽表（2003年）』、中国工商出版社、2003年、《報関実用手冊》編写組編『2002-2003報関実用手冊（上）』、企業管理出版社、2002年、日本国際促進協会編『日中貿易必携・2003』、日本国際貿易促進協会、2002年、張英編著『外貿統計』、上海科学普及出版社、1999年、寥力平・寥慶新編著『進出口業務与報関』、中山大学出版社、2000年、于国華主編『海関統計』、上海三聯書店、1998年、謝国娥編著『海関報関実務』、華東理工大学出版社、1997年等。

また、地方に対外貿易権の審査、批准権が下放される。この制度は、中央と対外貿易権をもつ対外貿易公司（対外経済貿易部所属の対外貿易專業総公司と地方対外貿易公司が中心となる）の間でいくつかの経営指標に基づいて請負契約を行い、その成果に基づいて利益配分を考えるという制度である。いかなる形態の貿易方式によって貿易を行うかは、特定の指令性計画による貿易部分を除いては、中央は内容に立ち入らない。

この制度の下で、対外貿易公司は自己の裁量の下、もてる力量を最大限に生かして貿易機会に挑戦することになる。1988年の形態別貿易の内容構成にはいささか特殊な情況がみられ、構造的な趨勢をみるのは、翌年の89年の内容をみるのがより適当であろう。1990年と91年の『年鑑』には形態別貿易統計が存在しないので、89年の状況をみておくことはさらに一つの意味をもつことになろう。

1989年はいわゆる“天安門事件”の起こった年で、輸出入総額の対前年成長率は9%と中国の輸出入対前年成長率としては低く、輸出入総額は1,116億8千万ドルである。

表7-7 貿易形態別輸出入構造—1980年

貿易形態	輸出入総額		輸出額		輸入額	
	ドル	%	ドル	%	ドル	%
総額	38,135,831,563	100	18,119,119,307	100	20,016,712,256	100
通常貿易	35,965,733,301	94.3	17,196,593,508	92.92	18,769,139,793	93.75
中継貿易	6,334,326	0.02	546,154	-	5,788,172	0.03
国家間援助物資 及び大口贈与	97,440,245	0.26	46,881,226	0.26	50,559,019	0.25
補償貿易	170,743,461	0.45	43,691,589	0.24	127,051,872	0.64
委託加工・ 組立貿易	1,330,862,423	3.49	605,881,060	3.33	724,981,363	3.63
輸入加工貿易	336,659,902	0.88	51,401,442	0.29	285,258,460	1.42
委託・代理貿易	25,446,580	0.07	4,037,922	0.02	21,408,658	0.11
国境小額貿易	12,276,182	0.03	8,561,675	0.05	3,714,507	0.02
その他	190,335,143	0.50	161,524,731	0.89	28,810,412	0.15

出所：中華人民共和國海関総署編印『中華人民共和國海関統計年報—1980年』、1984年、4頁。

表7-8 貿易形態別輸出入構造—1987年

貿易形態	輸出入総額		輸出額		輸入額	
	万ドル	%	万ドル	%	万ドル	%
総額	8,265,266	100	3,943,704	100	4,321,562	100
通常貿易	5,841,491	70.71	2,965,309	75.18	2,877,182	66.63
国家間、国際機関無償援助 及び贈与物資	20,471	0.24	364	-	20,108	0.46
華僑、香港・マカオの同胞 外国籍華人の寄贈物資	9,329	0.11	0	-	9,329	0.21
補償貿易	57,135	0.69	16,615	0.42	40,521	0.94
委託加工・組立貿易（原材 料、部品の輸出入手続をし ない形のもの） [Ⓐ]	1,012,553	12.23	474,206	12.01	538,347	12.42
輸入加工貿易	751,409	9.07	339,590	8.60	411,818	9.50
委託・代理貿易	18,522	0.22	566	0.01	17,956	0.41
委託加工・組立貿易（原材料、 部品の輸出入手続をした後 差額を受け取るもの） [Ⓑ]	154,609	1.86	85,648	2.16	68,961	1.59
その他対価をとまなわない貨物	21,684	0.26	0	-	21,684	0.50
国境の地方貿易及び小額貿 易（国境住民の自由市場貿 易を除く）	27,463	0.33	13,862	0.35	13,601	0.31
外国工事請負にともなう貨物	3,612	0.04	3,612	0.09	0	-
リース貿易	33,101	0.40	0	-	33,101	0.76
外資系企業の輸出入	258,795	3.13	24,732	0.62	234,063	5.41
その他	55,091	0.66	20,200	0.51	34,891	0.80

出所：中華人民共和国海関総署編印『中華人民共和国海関統計年報—1987年』、1988年、10頁。

1989年の輸出入総額のうち、通常貿易はすでに60.2%にまでその地位が下がっており、バーター貿易や中継貿易が同年には通常貿易の中に含まれていることを考え合わせれば、通常貿易のウエイトはすでに60%を切っていることがわかる。

通常貿易に次ぐ地位を占めるのは、1987年までの状況と変わって輸入加工貿易で、輸入加工貿易は輸出入総額のうち17.2%のウエイトを占めて

いる。注目すべきは、1989年からは輸出額が輸入額を上回っている点である。中国の外貨獲得にとって、委託加工・組立貿易と並んで極めて効率のよいものになってきていることがうかがわれる。

次にくるのはやはり委託加工・組立貿易であるが、形態④と形態⑧を合わせて輸出入総額の15.1%を占めている。委託加工・組立貿易は、中国側が全く外貨を準備することなく行うことができる機動性変則貿易で、中国側からみれば外貨稼ぎの方法としては効率のよいものである。委託加工・組立貿易では一般に加工・組立賃は、輸入原材料、付属品、部品などの総価額の20～30%程度というのが信頼すべき実務担当者からえた消息であり、1989年の状況ではこの比率は20%ぐらいになっているから、対外的にみた外貨獲得という点からみると、当年は比較的順調であったと見ることができる。

1987年の統計では外資系企業の輸出入が独立した一項目としてあがっているが、本来これは各々の形態別項目に分類して統計されるべきであることから、88年以降はこの独立項目が消え、外資系企業にかかわる項目としては外資系企業の自家用輸入設備・資材と、外資系企業の国内加工販売用輸入原材料および部品項目のみが独立項目として掲げられている。前者はやはり外資系企業の内的な固有の特殊的性格の貿易であり、後者は一定の規制をうけて許される貿易であるということから、両者が別項として設けられているのであろう。

1991年からは第二次請負経営責任制に入る。ここではこの第二次請負経営責任制下では、第一次請負経営責任制下におけるよりもっと対外貿易会社の営業活動は制約が少なくなったとだけ述べておこう。先に触れた通り、1990年と91年の『年鑑』には貿易形態に関する資料が収録されていない。第二次請負経営責任制の終了翌年の1994年の状況では、輸出入総額のうち通常貿易の割合は41%、加工貿易の割合は44.2%（委託加工・組立貿易14.1%、輸入加工貿易30.1%）で、加工貿易の比率が通常貿易の比率を上回って、中国の貿易の中で首位の位置にあること注視される。さらに、外資系企業の自家用輸入設備・資材と国内加工販売用輸入原材料およ

び部品の比率が全輸入の20%を占めるようになってきている点が注目され、この点だけからみても外資系企業の貿易における地位が高いことが分かる。

外資系企業の多くは対外貿易権をもっているから、外資系企業の進出が

表7-9 貿易形態別輸出入構造—1989年

貿易形態	輸出入総額		輸出額		輸入額	
	万ドル	%	万ドル	%	万ドル	%
総額	11,167,822	100	5,253,809	100	5,914,013	100
通常貿易	6,720,218	60.17	3,158,787	60.13	3,561,431	60.2
国家間、国際機関無償援助及び贈与物資	19,840	0.17	821	0.01	19,019	0.31
華僑、香港・マカオの同胞 外国籍華人の寄贈物資	16,566	0.14	0	-	16,566	0.28
補償貿易	71,914	0.64	25,669	0.48	46,244	0.78
委託加工・組立貿易（原材料、部品の輸出入手続をしない形のもの） ^①	1,523,283	13.63	823,049	15.65	700,233	11.84
輸入加工貿易	1,924,952	17.24	1,057,396	20.12	867,556	14.67
委託・代理貿易	13,261	0.11	534	0.01	12,727	0.21
委託加工・組立貿易（原材料、部品の輸出入手続をした後差額を受け取るもの） ^②	167,970	1.50	99,575	1.89	68,395	1.15
その他対価をとみなわない貨物	51,983	0.46	0	-	51,983	0.87
国境の地方貿易及び小額貿易（国境住民の自由市場貿易を除く）	105,426	0.94	65,583	1.24	39,843	0.67
加工賃によって支払う設備輸入	40,714	0.36	0	-	40,714	0.68
外国工事請負にともなう貨物	6,562	0.05	6,562	0.12	0	-
リース貿易	19,944	0.17	11	-	19,932	0.33
外資系企業の自家用輸入設備・資材	391,545	3.50	0	-	391,545	6.62
外資系企業の国内加工販売用輸入原材料および部品	40,507	0.36	0	-	40,507	0.69
輸出加工貿易	8,465	0.07	3,985	0.07	4,481	0.07
その他	44,675	0.40	11,838	0.22	32,837	0.55

出所：中華人民共和国海関総署編印『中華人民共和国海関統計年報—1989年』、1990年、12頁。

表7-10 貿易形態別輸出入構造—1994年

貿易形態	輸出入総額		輸出額		輸入額	
	千ドル	%	千ドル	%	千ドル	%
総額	236,731,280	100	121,038,479	100	115,692,801	100
通常貿易	97,076,347	41.01	61,556,643	50.86	35,519,704	30.70
国家間、国際機関無償援助及び贈与物資	168,700	0.07	23,825	-	144,848	0.13
華僑、香港・マカオの同胞 外国籍華人の寄贈物資	530,008	0.22	-	-	530,008	0.46
補償貿易	633,376	0.27	315,791	0.26	317,585	0.27
委託加工・組立貿易	33,274,113	14.06	18,153,270	15	15,120,843	13.07
輸入加工貿易	71,272,741	30.11	38,826,757	32.08	32,445,984	28.04
委託・代理貿易	15,356	-	3,505	-	11,851	0.01
国境の地方貿易及び 小額貿易(国境住民の 自由市場貿易を除く)	429,275	0.18	230,519	0.19	198,756	0.17
委託加工・組立用輸入設備	1,226,931	0.52	-	-	1,226,931	1.06
外国工事請負にとも なう貨物	112,495	0.05	112,495	0.09	-	-
リース貿易	3,063,342	1.29	-	-	3,063,342	2.65
外資系企業の自家用 輸入設備・資材	20,282,479	8.57	-	-	20,282,479	17.53
外資系企業の国内加工販売 用輸入原材料および部品	2,823,929	1.19	-	-	2,823,929	2.44
輸出加工貿易	34,050	0.01	18,069	0.01	15,981	0.01
パートナー貿易	3,997,590	1.68	1,601,711	1.32	2,395,879	2.07
免税外貨商品	1,121,571	0.47	-	-	1,121,571	0.97
その他	668,978	0.28	195,867	0.16	473,111	0.41

出所：General Administration of Customs of the People's Republic of China, China's Customs Statistics (Monthly), December 1994 (Series No.64), Economic Information & Agency, Hong Kong, p.13 より作成。

表 7-11 貿易形態別輸出入構造—2002年

貿易形態	輸出入総額		輸出額		輸入額	
	億ドル	%	億ドル	%	億ドル	%
総 額	6,207.681	100	3,255.650	100	2,952.031	100
通 常 貿 易	2,653.258	42.74	1,362.041	41.84	1,291.217	43.74
国家間、国際機関無償援助及び贈与物資	2.466	0.04	1.601	0.05	0.865	0.03
華僑、香港・マカオの同胞 外国籍華人の寄贈物資	0.129	-	-	-	0.129	-
補 償 貿 易	0.687	0.01	0.686	0.02	0.001	-
委託加工・組立貿易	816.597	13.15	474.758	14.58	341.839	11.58
輸 入 加 工 貿 易	2,204.936	35.52	1,324.612	40.69	880.324	29.82
委託・代理貿易	0.080	-	0.005	-	0.075	-
国 境 小 額 貿 易	56.967	0.92	18.264	0.56	38.703	1.31
委託加工・組立用輸入設備	17.267	0.28	-	-	17.267	0.58
外国工事請負にともなう貨物	5.514	0.09	5.514	0.17	-	-
リ ー ス 貿 易	14.131	0.23	0.057	-	14.074	0.48
外資系企業の自家用輸入設備・資材	171.437	2.76	-	-	171.437	5.81
輸 出 加 工 貿 易	0.459	0.01	0.216	0.01	0.243	0.01
バ ー タ ー 貿 易	0.816	0.01	0.734	0.02	0.082	-
免 税 外 貨 商 品	0.183	-	-	-	0.183	0.01
保税倉庫移出入貨物	83.124	1.34	31.342	0.96	51.782	1.75
保税区保蔵貨物・中継貿易	166.822	2.69	32.526	1	134.296	4.55
輸出加工区輸入設備・原材料	3.734	0.06	-	-	3.734	0.13
そ の 他	9.072	0.15	3.292	0.10	5.78	0.2

出所：General Administration of Customs of the People's Republic of China., China's Customs Statistics (Monthly), December 2002 (Series No.160). Economic Information & Agency, Hong Kong. p.13 より作成。

進むにつれて中国貿易における外資系企業の地位が高まってくるのは当然のことであるが、2002年の輸出入総額6,207億68百万ドルのうち外資系企業の輸出入総額は3,302億8百万ドルで、53.2%を占める。国内資本企業は46.8%ということになる。概括的にいえば、中国貿易の過半分は外資系企業によって支えられているというわけである。表7-11に見られるように、2002年の輸出入総額に占める加工貿易形態の貿易の割合は48.7%（委託加工・組立貿易13.2%、輸入加工貿易35.5%）を占め首位にあり、第二位に通常貿易形態の貿易（42.7%）がくるというのが構造的特徴となっている。この二形態の貿易額が全体の90%を占め、この外の主たるものは保税區保蔵貨物・中継貿易、外資系企業の自家用輸入設備・資材、保税倉庫移出入貨物などである。

次に、二大主要貿易形態の加工貿易と通常貿易を中心に、主要な担い手についてみてみよう。

表7-12と表7-13にみられるように、2002年の通常貿易形態の輸出では58%、輸入では63.1%を国有企業が担い、外資系企業は輸出では23.4%、輸入では26.8%を担当しているにすぎない。加工貿易形態の輸出では国有企業は21.6%、輸入では20.8%を担っているにすぎないのに対して、外資系企業は輸出では74.8%、輸入では76.3%という大部を担っている。委託加工・組立貿易形態の輸出では国有企業が59.6%、輸入では58.7%を担い、外資系企業は輸出では35%、輸入では36.1%を担当している。輸入加工貿易形態の輸出では国有企業は8%、輸入では5.3%を担当しているにすぎないが、外資系企業は輸出では89.1%、輸入では92.6%を担っている状況にある。国有企業が各々の形態別貿易で50%以上輸出を担当しているのは保税倉庫移出入貨物、バーター貿易、リース貿易、外国工事請負にともなう貨物、国境小額貿易、委託・代理貿易、国際無償援助であるが、保税倉庫移出入貨物以外は総輸出の1%に満たない。輸入では補償貿易、委託・代理貿易、国境小額貿易、委託加工・組立貿易用輸入設備、リース貿易、輸出加工貿易、バーター貿易、免税外貨商品、保税倉庫移出入貨物などで、国有企業が総輸入額の50%以上の輸入を担当しているが、これらとて総輸入額の

表7-12-1 輸出貿易形態別貿易企業性格別輸出構成—2002年

単位：億ドル

貿易形態	企業の性格区分	合計	SOE	FIE			CE	その他	
				CJV	EJV	FOE			
総 額	金額	3,255.650	1,228.581	1,699.356	116.953	620.795	961.608	188.560	139.153
	構成比 (%)	100	37.7	52.2	3.6	19.1	29.5	5.8	4.3
通 常 貿 易	金額	1,362.041	790.061	318.193	29.110	175.637	113.446	132.33	121.456
	構成比 (%)	100	58.0	23.4	2.1	12.9	8.3	9.7	8.9
国家間、国際機関無償援助 及び贈与物資	金額	1.601	1.265	-	-	-	-	0.004	0.333
	構成比 (%)	100	79.0	-	-	-	-	0.2	20.8
補 償 貿 易	金額	0.686	0.151	0.535	0.031	-	0.504	-	-
	構成比 (%)	100	22.0	77.9	4.5	-	72.9	-	-
委託加工・組立貿易	金額	474.758	282.998	166.36	19.002	46.184	101.174	21.810	3.59
	構成比 (%)	100	59.6	35.0	4.0	9.7	21.3	4.6	0.8
輸 入 加 工 貿 易	金額	1,324.612	105.957	1,179.627	68.370	384.671	726.587	30.710	8.317
	構成比 (%)	100	8	89.1	5.2	29.0	54.9	2.3	0.6
委 託 ・ 代 理 貿 易	金額	0.005	0.005	-	-	-	-	-	-
	構成比 (%)	100	100	-	-	-	-	-	-
国 境 小 額 貿 易	金額	18.264	13.486	-	-	-	-	1.888	2.890
	構成比 (%)	100	73.8	-	-	-	-	10.3	15.8
外国工事請負にともなう貨物	金額	5.514	5.485	0.005	-	0.005	-	0.015	0.009
	構成比 (%)	100	99.5	0.1	-	0.1	-	0.3	0.2
リ ー ス 貿 易	金額	0.057	0.039	0.012	-	0.012	-	-	0.006
	構成比 (%)	100	68.4	21.1	-	21.1	-	-	10.5
輸 出 加 工 貿 易	金額	0.216	0.089	0.123	0.053	0.057	0.013	0.002	0.002
	構成比 (%)	100	41.2	56.9	24.5	26.4	6.0	0.9	0.9
パ ー タ ー 貿 易	金額	0.734	0.73	-	-	-	-	0.001	0.003
	構成比 (%)	100	99.5	-	-	-	-	0.1	0.4
保税倉庫移出入貨物	金額	31.342	20.024	9.974	0.361	8.134	1.478	0.228	1.116
	構成比 (%)	100	63.9	31.8	1.2	26	4.7	0.7	3.6
保税区保蔵貨物・中継貿易	金額	32.526	6.029	24.52	0.025	6.091	18.404	1.472	0.505
	構成比 (%)	100	18.5	75.4	0.1	18.7	56.6	4.5	1.6
そ の 他	金額	3.292	2.262	0.007	-	0.005	0.002	0.099	0.924
	構成比 (%)	100	68.7	0.2	-	0.2	0.1	3.0	28.1

注：SOE＝国有企業 FIE＝外資系企業 CJV＝中外合作企業 EJV＝中外合弁企業 FOE＝外資独資企業 CE＝集団企業

出所：General Administration of Customs of the People's Republic of China, China's Customs Statistics (Monthly), December 2002 (Series No.160), Economic Information & Agency, Hong kong. p.14より作成。

表7-12-2 貿易企業の性格別輸出貿易形態構成—2002年

単位：億ドル

貿易形態	企業の性格区分		合計		SOE		FIE						CE		その他	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	CJV		EJV		FOE		金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
							金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)				
総 額	3,255.650	100	1,228.581	100	1,699.356	100	116.953	100	620.795	100	961.608	100	188.560	100	139.153	100
通 常 貿 易	1,362.041	41.8	790.061	64.3	318.193	18.7	29.110	24.9	175.637	28.3	113.446	11.8	132.33	70.2	121.456	87.3
国家間、国際機関無償援助及び贈与物資	1.601	-	1.265	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.333	0.2
補 償 貿 易	0.686	-	0.151	-	0.535	-	0.031	-	-	-	0.504	0.1	-	-	-	-
委託加工・組立貿易	474.758	14.6	282.998	23.0	166.36	9.8	19.002	16.2	46.184	7.4	101.174	10.5	21.810	11.6	3.59	2.6
輸 入 加 工 貿 易	1,324.612	40.7	105.957	8.6	1,179.627	69.4	68.37	58.5	384.671	62	726.587	75.6	30.710	16.3	8.317	6
委託・代理貿易	0.005	-	0.005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国 境 小 額 貿 易	18.264	0.6	13.486	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	1.888	1	2.890	2.1
外国工事請負にともなう貨物	5.514	0.2	5.485	0.4	0.005	-	-	-	0.005	-	-	-	0.015	-	0.009	-
リ ー ス 貿 易	0.057	-	0.039	-	0.012	-	-	-	0.012	-	-	-	-	-	0.006	-
輸 出 加 工 貿 易	0.216	-	0.089	-	0.123	-	0.053	-	0.057	-	0.013	-	0.002	-	0.002	-
パ ー タ ー 貿 易	0.734	-	0.73	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	-	0.003	-
保税倉庫移出入貨物	31.342	1	20.024	1.6	9.974	0.6	0.361	0.3	8.134	1.3	1.478	0.2	0.228	0.1	1.116	0.8
保税區保蔵貨物・中継貿易	32.526	1	6.029	0.5	24.52	1.4	0.025	-	6.091	1	18.404	1.9	1.472	0.8	0.505	0.4
そ の 他	3.292	0.1	2.262	0.2	0.007	-	-	-	0.005	-	0.002	-	0.099	0.1	0.924	0.7

注：SOE = 国有企業 FIE = 外資系企業 CJV = 中外合作企業 EJV = 中外合弁企業 FOE = 外資独資企業 CE = 集団企業

出所：General Administration of Customs of the People's Republic of China, China's Customs Statistics (Monthly), December 2002 (Series No.160), Economic Information & Agency, Hong kong, p.14より作成。

表7-13-1 輸入貿易形態別貿易企業性格別輸入構成—2002年

単位：億ドル

貿易形態	企業の性格区分	合計	SOE	FIE			CE	その他	
				CJV	EJV	FOE			
総 額	金額	2952031	1,144.88	1,602.72	84.042	608.01	910.668	94.764	109.668
	構成比 (%)	100	38.8	54.3	2.8	20.6	30.8	3.2	3.7
通 常 貿 易	金額	1,291,217	814,577	346,127	13,755	234,371	98,001	57,163	73,350
	構成比 (%)	100	63.1	26.8	1.1	18.2	7.6	4.4	5.7
補 償 貿 易	金額	0.865	0.533	-	-	-	-	0.007	0.326
	構成比 (%)	100	61.6	-	-	-	-	0.8	37.7
国家間、国際機関無償援助及び贈与物資	金額	0.129	0.024	-	-	-	-	-	0.105
	構成比 (%)	100	18.6	-	-	-	-	-	81.4
韓 国、香 港、マカオ、台湾、中国、外国籍華人の寄贈物資、贈与品	金額	0.001	0.001	-	-	-	-	-	-
	構成比 (%)	100	100	-	-	-	-	-	-
委 託 加 工 ・ 組 立 貿 易	金額	341,839	198,193	126,187	14,398	33,184	78,605	14,530	2,93
	構成比 (%)	100	58	36.9	4.2	9.7	23	4.3	0.9
輸 入 加 工 貿 易	金額	880,324	46,884	815,23	47.72	233.31	534.2	13,232	4,978
	構成比 (%)	100	5.3	92.6	5.4	26.5	60.7	1.5	0.6
委 託 ・ 代 理 貿 易	金額	0.075	0.075	-	-	-	-	-	-
	構成比 (%)	100	100	-	-	-	-	-	-
国 境 小 額 貿 易	金額	38,703	24,438	-	-	-	-	3,330	10,935
	構成比 (%)	100	63.1	-	-	-	-	8.6	28.3
委 託 加 工 ・ 組 立 輸 入 設 備	金額	12,267	12,736	3,619	0.153	0.807	2,659	0.806	0.106
	構成比 (%)	100	73.8	21	0.9	4.7	15.4	4.7	0.6
リ ー ス 貿 易	金額	14,074	9,098	4,903	-	4,887	0.015	-	0.074
	構成比 (%)	100	64.6	34.8	-	34.7	0.1	-	0.5
外資系企業の自家用輸入設備・資材	金額	171,437	-	171,437	7,758	62,702	100,976	-	-
	構成比 (%)	100	-	100	4.5	36.6	58.9	-	-
輸 出 加 工 貿 易	金額	0.243	0.187	0.054	0.005	0.034	0.016	-	0.002
	構成比 (%)	100	77	22.2	2.1	14	6.6	-	0.8
パ ー タ ー 貿 易	金額	0.082	0.073	-	-	-	-	0.002	0.007
	構成比 (%)	100	89.0	-	-	-	-	2.4	8.5
免 税 外 貨 商 品	金額	0.183	0.183	-	-	-	-	-	-
	構成比 (%)	100	100	-	-	-	-	-	-
保 税 倉 庫 移 出 入 貨 物	金額	51,782	22,070	22,179	0.120	20,844	1,215	3,306	4,227
	構成比 (%)	100	42.6	42.8	0.2	40.3	2.3	6.4	8.2
保 税 区 保 蔵 貨 物 ・ 中 継 貿 易	金額	134,296	14.81	108,493	0.082	17.4	91,011	2,311	8,682
	構成比 (%)	100	11.0	80.8	0.1	13	67.8	1.7	6.5
輸 出 加 工 区 輸 入 設 備 ・ 原 材 料	金額	3,734	0.001	3,687	0.008	0.019	3.66	0.04	0.006
	構成比 (%)	100	0	98.7	0.2	0.5	98.0	1.1	0.2
そ の 他	金額	5.78	0.997	0.804	0.043	0.451	0.31	0.037	3.942
	構成比 (%)	100	17.2	13.9	0.7	7.8	5.4	0.6	68.2

注：SOE＝国有企業 FIE＝外資系企業 CJV＝中外合作企業 EJV＝中外合弁企業 FOE＝外資独資企業 CE＝集団企業

出所：General Administration of Customs of the People's Republic of China, China's Customs Statistics (Monthly), December 2002 (Series No.160), Economic Information & Agency, Hong Kong, p.15より作成。

表7-13-2 貿易企業の性格別輸入貿易形態構成—2002年

単位：億ドル

貿易形態	企業の性格区分		合計		SOE		FIE						CE		その他	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	CJV		EJV		FOE		金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
							金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)				
総 額	2,952.031	100	1,144.88	100	1,602.72	100	84.042	100	608.01	100	910.668	100	94.764	100	109.668	100
通 常 貿 易	1,291.217	43.7	814.577	71.1	346.127	21.6	13.755	16.4	234.371	38.5	98.001	10.8	57.163	60.3	73.350	66.9
国家間、国際機関無償援助および贈与物資	0.865	-	0.533	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.007	-	0.326	0.3
華僑、香港・マカオ・台湾の同胞、外国籍華人の寄贈物資、贈与品	0.129	-	0.024	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.105	0.1
補 償 貿 易	0.001	-	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託加工・組立貿易	341.839	11.6	198.193	17.3	126.187	7.9	14.398	17.1	33.184	5.5	78.605	8.6	14.530	15.3	2.93	2.7
輸入加工貿易	880.324	29.8	46.884	4.1	815.23	50.9	47.72	56.8	233.31	38.4	534.2	58.7	13.232	14	4.978	4.5
委託・代理貿易	0.075	-	0.075	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国境小額貿易	38.703	1.3	24.438	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-	3.330	3.5	10.935	10
委託加工・組立用輸入設備	17.267	0.6	12.736	1.1	3.619	0.2	0.153	0.2	0.807	0.1	2.659	0.3	0.806	0.9	0.106	0.1
リ ー ス 貿 易	14.074	0.5	9.098	0.8	4.903	0.3	-	-	4.887	0.8	0.015	-	-	-	0.074	0.1
外資系企業の自家用輸設備・資材	171.437	5.8	-	-	171.437	10.7	7.758	9.2	62.702	10.3	100.976	11.1	-	-	-	-
輸 出 加 工 貿 易	0.243	-	0.187	-	0.054	-	0.005	-	0.034	-	0.016	-	-	-	0.002	-
パ ー タ ー 貿 易	0.082	-	0.073	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002	-	0.007	-
免 税 外 貨 商 品	0.183	-	0.183	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保税倉庫移出入貨物	51.782	1.8	22.070	1.9	22.179	1.4	0.120	0.1	20.844	3.4	1.215	0.1	3.306	3.5	4.227	3.9
保税区保蔵貨物・中継貿易	134.296	4.5	14.81	1.3	108.493	6.8	0.082	0.1	17.4	2.9	91.011	10	2.311	2.4	8.682	7.9
輸出加工区輸入設備・原材料	3.734	0.1	0.001	-	3.687	0.2	0.008	-	0.019	-	3.66	0.4	0.04	-	0.006	-
そ の 他	5.78	0.2	0.997	0.1	0.804	0.1	0.043	0.1	0.451	0.1	0.31	-	0.037	-	3.942	3.6

注：SOE＝国有企業 FIE＝外資系企業 CJV＝中外合作企業 EJV＝中外合弁企業 FOE＝外資独資企業 CE＝集団企業

出所：General Administration of Customs of the People's Republic of China, China's Customs Statistics (Monthly), December 2002 (Series No.160), Economic Information & Agency, Hong kong, p.15より作成。

2%未満である。

貿易形態上の輸出入構造と中心的担い手について、主要以下のような特徴と問題が見出される。

- (1) 加工貿易を中心とする機動性変則貿易形態の貿易が主軸となる展開となっていること

通常貿易形態とこれと区別されるものとしての機動性変則貿易形態（中国語では靈活貿易と呼ばれるが、靈活とは機動的とか、融通性のあるとか、よく回転するとかの意味である）という区別の仕方では、今日の中国の貿易の中心は機動性変則形態の貿易を主とする。この場合の機動性変則ということの中身は、何らかの意味で中国よりも経済的に発展した国あるいは地域の経済諸力と中国の経済的条件とを結合する形で機動的に展開するということである。

- (2) 加工貿易のうち今日輸入加工貿易が大きな地位を占めていること

加工貿易は委託加工・組立貿易形態のものと輸入加工貿易形態のものに分かれるが、対外開放の当初の段階では、中国国内資本企業が固有の設備投資を必要とせず、マーケティング努力も必要がなく、流動資金も必要としない（専ら外国側資本主体活動の一環であり、その主導による）委託加工・組立形態の貿易が急速に伸び、80年代の最後の段階で輸入加工貿易と地位が交代する。

- (3) 加工貿易の中心的担い手は外資系企業、通常貿易の中心的担い手は中国国内資本企業という明確なコントラストがみられること

通常貿易と加工貿易の二形態における国有企業の地位と外資系企業の地位を比較してみると、通常貿易においては輸出入いずれにおいても国有企業が主要な担い手になっており、国有企業の輸出入形態別構成にもそのことが現れる。2002年における国有企業の総輸出額の内訳では通常貿易が64.3%を占め、加工貿易は31.6%、総輸入額の内訳では通常貿易は71.1%、加工貿易は22.5%である。中国国内資本を主とする企業である集団企業およびその他の企業の総輸出入額の貿易形態別構成も、国有企業の構成と類似の構成となっている（表7-12-2、表7-13-2）。一方加工貿易にお

いては、輸出入いずれにおいても外資系企業が主要な担い手になっており、外資系企業の輸出入形態別構成にもそのことが現れる。外資系企業の総輸出額の内訳では加工貿易が79.2%、通常貿易は18.7%、総輸入額の内訳では加工貿易59%、通常貿易21.6%である（同上表）。

- (4) 加工貿易については、外資系企業が輸入加工貿易を中心としているのに対して、国有企業は委託加工・組立貿易の方に比重をおいている段階にあること

90年代に入ってから輸入加工貿易の地位が高まり、委託加工・組立貿易規模の2.7倍にまでも発展をみた主要な原因は、外資系企業の急速な進出と外資系企業による輸入加工貿易の推進である。上に見たように、輸入加工貿易における外資系企業の占める地位は極めて高いが、委託加工・組立貿易における外資系企業の地位はそれほど高くない。

外資系企業の委託加工・組立貿易における地位と輸入加工貿易に占める地位とは、国有企業の場合と逆の構造的関係になっている。

外資系企業の貿易活動の中心は輸入加工貿易にあるといえる。外資系企業が中国に進出する場合、当該独立企業の活動が委託加工・組立の範囲にとどまっているというのでは固有の経営活動の積極性に乏しいわけであるから、この間の事情は十分に理解されよう。外資系企業が委託加工・組立貿易を目的として進出することも考えられるが、その場合は、当該企業の独立企業としての活動の色彩は弱いと見ることができよう。輸入加工貿易では、外国（必ずしも親会社のみからとは限らない）からより優れた原材料、部品を輸入し、中国国内で調達される一部原材料、部品をこれに組み込み、多くの資金を基礎として、より優れた資本設備、より合理的な経営管理、品質保証とブランド確立、マーケティングによって、国際競争力の高い商品を生産し輸出することが目指される。中国側もこの利点を利用して輸出振興をはかるため、優遇措置を与えているのである。注目すべきは、輸入加工貿易の中で最も多くを担当しているのは外資独資企業で、合弁企業の担当分と合わせると輸出で83.9%、輸入で87.2%を占める点である。

- (5) 中国国内資本企業と外資系企業の間における国際競争力の大きな

格差

以上のことからして、国有企業を中心とする中国国内資本企業の主要貿易形態は通常貿易と機動性変則貿易としての委託加工・組立貿易ということになるが、前者はすでに上段でみた国営貿易や指定貿易品目、国内資本企業が生産を押さえているような資源性の強い品目や比較的国際競争力をもつ品目（次節で検討）、郷鎮企業や生産の分散しているような一般的な商品が中心的と思われるが、国有企業を中心とする国内資本企業の機動性変則貿易形態の貿易の主流が、なぜ輸入加工貿易形態のものにならず、委託加工・組立貿易形態のものになっているのかの理由は、上にみた外資系企業の貿易形態の主流が、なぜ輸入加工貿易形態のものとなっているのかの丁度裏側の事情を考えれば明白となろう。国有企業を中心とした国内資本企業と外資系企業の競争力には、やはり大きな落差があると判断される。

今日中国貿易の主流となっている加工貿易の問題点について、若干の整理をしておきたい。

(1) 密輸の横行の助長

加工貿易の最大の問題点は、何といたっても密輸の横行を助長させることである。加工貿易には特殊な優遇政策が与えられていることから、輸入原材料、部品を自己の他の生産に使うとか、国内の他企業に転売するとか、また輸入原材料、部品で生産した輸出すべき製品を国内販売するとかいったことが横行する。偽った品目名、規格、数量によって、輸入を多くし輸出を少なく報告するとか、使用原材料量を減らすとか、下級原材料と差し換えるとか、偽の文書で報告するとかによる密輸が跋扈する⁴⁵⁾。

(2) 加工貿易の主要な担い手の変化と製品構造、市場構造、産業構造の変化

既にみたように、加工貿易を行う中心主体に大きな変化がみられ、今や

45) 《中国加工貿易問題研究》課題組『中国加工貿易問題研究』、経済科学出版社、1999年、107～110頁。税関統計によれば、1997年全国の税関で30万元以上の加工貿易に関係した密輸は401件（全件数のほぼ36%）、これらの総額は33億3千万円で、全金額のほぼ54%）に上るといふ（同書110頁）。

加工貿易の中心主体は外資系企業となっている。さらに重要なことは、80年代に加工貿易を担った外資の主体は香港資本が中心であったが、90年代に入ってから台湾資本の大規模な進出がみられ、今日では世界の巨大500多国籍企業のうち400社が中国に進出し加工貿易に携わっている。加工貿易の主体の変化は、加工貿易の形態、市場構造、製品構造、産業連関構造等に大きな影響をもつようになってきている。

(3) 外資系企業の市場戦略の変化に対する政策と監督・管理の不十分さ
上段で確認済みであるが、加工貿易形態は内容的にみて委託加工・組立貿易形態のものから輸入加工貿易形態のものに中心が移っている。しかも、主体は外資系企業が主要主体になっている。外資系企業が輸入加工貿易に傾斜していく原因は、100%輸出の委託加工・組立貿易から輸出と中国国内市場への販売の両市場を睨んで、本格的に中国国内に拠点を設ける戦略傾向を反映している。WTO加盟とともにこの動きは一層強まろう。したがって、将来的には輸入加工貿易比率はさらに高まる可能性が強い。委託加工・組立貿易に比して輸入加工貿易の監督・管理はより難しい。これに対処するため、中国は輸出加工区を特設して密輸防止をはかろうとしているが、両市場を睨んだ外資系企業の要求を十分に組み込むまでにいたっていないため、一旦輸出加工区に入った企業が退出する動きもみられるという。

(4) 加工貿易の主要製品の変化に対応した税関監督・管理体制整備のおくれ

加工貿易の主要製品の変化に対して、監督・管理体制の整備が不十分である。従来の加工貿易の主要製品はアパレル等の軽工業製品であったし、それに対応した監督・管理体制を整備していた。しかし、今日加工貿易の主軸製品は機械・電気製品になってきており、特にITに代表される機械・電気製品では、生産用在庫ゼロ、全世界から部品を調達するし、購入契約も電子化し實際上正式契約はなくなっている。中間部品も多い。このような状況下にあっては、機械・電気製品の加工・組立企業の立場からすると、現在の税関監督・管理体制では生産を急速に進められないという。

(5) 加工貿易における国内原材料、部品調達率向上と管理問題の矛盾

加工貿易の国内原材料、部品調達率は急速に高まっているが、内在する問題もある。

- (a) 90年代中期以来国外調達率は下がり、国内調達率は急速に高まっており、加工貿易の国内付加価値率は1990年には11%、1995年には13.4%であったが、1998年には52.4%、2001年には56.8%にまで高まっている。46.2%の企業が国内調達を主としている。しかし、49.7%の企業の国内調達中間財は第一次産品であり、40.9%の国内調達は労働集約的製品で、資本・知識集約型投入財は13.1%にすぎないという。国内調達がかなり多い企業といえども、その比率はそれほど高くない。48.6%の企業の国内調達原材料および部品の比率は25%未満で、約60%の企業の国内調達機械設備の比率は25%未満である。
- (b) 輸出戻し税政策と加工度深化過程に合わせた企業間調達取引管理事務処理がスピーディにおこなわれないことが、加工貿易における国内調達率向上を制約する要因となっている。75.9%の企業が増値税支払票によって国内品調達をしており、30.8%の企業が加工深化過程型企業間調達取引を行っている。委託加工・組立貿易では輸出戻し税は実行されないから、この場合は輸入加工貿易に比べて国内調達率は明らかに低い。国内調達率が50%以上の企業は輸入加工貿易企業の34.4%を占め、委託加工・組立貿易企業では20.5%を占めるにすぎない。輸出戻し税があれば国内調達する方が有利というわけである。しかし、輸出戻し税の払い戻し手続に要する時間が長く、企業によっては国内調達予定分を国外調達に回すというケースもあるという。加工深化過程型企業間調達による国内調達についても、密輸を防止するために手続を単純明白になるように設定している。先にも触れたように、最近のように調達先、品目が多数複雑化した事情を経営に積極的に取り込まなければならない企業にあっては、手続に要する時間の長さは生産計画のスムーズな遂行を困難にし、国内調達分が国外に流れる可能性がでる⁴⁶⁾。
- (6) 加工貿易に対する優遇政策と資源配置の歪み等の問題

46) 次頁へ

通常貿易では輸入原材料、部品の関税免除がなく、輸出戻し税制度の内容構造に加工貿易と通常貿易で差が存在するから、結果的に資源配置の歪みを構成することになる。ここから加工貿易によって通常貿易が圧迫を受けるとい現象が出てくるだけでなく、国内原材料、部品を生産する一部企業にも影響が出て、これら企業の健全な発展が抑制されることになり、一部業種、地域で失業問題も出る事態も発生する⁴⁷⁾。

(7) 中国経済全体に占める加工貿易の地位の向上に応じた体制整備の不備

加工貿易の発展につれて産業連関が緊密化し、加工貿易に関連する対外経済関係が中国経済全般の展開に大きな役割をもつようになってきたこの段階で、国外調達、配送、通商港の保税区の倉庫業務・コーディング等を、迅速かつ合理的に処理する体制が構築されていない。輸出戻し税の処理、中継貿易、保税倉庫の貨物処理などの規定とも絡んで、こういった事情は加工貿易発展の制約要因となっている⁴⁸⁾。

第4節 貿易の産業構造的特質と輸出競争力

1 貿易の産業構造的特質と形成要因

(1) 貿易の産業構造的特質

中国貿易の産業構造の特質をみるため、先ず産業内貿易指数⁴⁹⁾によって、貿易の水平型分業と垂直型分業の状況をみてみよう。

46) 主として 隆国強「加工貿易—全球化背景下工業化新道路」、『国際貿易』2002年12月号、8～10頁によっているが、一部邵祥林・王玉梁・任晓薇著『加工貿易』、対外経済貿易大学出版社、2001年、100～104頁、333～335頁、同上書172～173頁による。

47) 《中国加工貿易問題研究》課題組『中国加工貿易問題研究』、経済科学出版社、1999年、40～43頁、81～87頁、119～120頁、128～131頁、邵祥林・王玉梁・任晓薇著『加工貿易』、対外経済貿易大学出版社、2001年、80～81頁、82頁。

48) 隆国強「加工貿易—全球化背景下工業化新道路」、『国際貿易』2002年12月号、10～11頁。

49) 次頁へ

2002年の中国税関統計の分類にもとづく主要部門の世界全体に対する産業内貿易指数でみると、真珠・宝石・貴金属及び同製品(97)、機械・電気機器・音響設備(96)、輸送機械及び同設備(96)、木製品(92)、鉄鋼及び非鉄金属(84)、植物品及び同製品(82)、光学・医療機器(80)等の部門は、産業内貿易比率が80以上と極めて高く水平型貿易が進んでいる。また、入超型ながら化学工業品、プラスチック・ゴム及び同製品分野、さらに生きた動物及び同製品等も水平分業型がかなり進んでいる。これに対して、靴・帽子等(6)、家具・玩具等の雑製品(9)、動植物油(13)等の部門は極めて高い垂直型貿易構造を示している。

表7-14の競争力指数から逆算するとアメリカとの間の状況もすぐに分かることだが、今日本との間における主要部門の産業内貿易の状況を一瞥すると、産業内貿易比率の高い部門は真珠・宝石・貴金属及び同製品(89)、石材・セメント・陶磁器・ガラス(87)、動植物油部門(80)で、世界全体に対する産業内貿易の高い部門との差が目立つ。一方、産業内貿易比率が低く、垂直型貿易の性格が顕著にみられる部門は、木製品(3)、植物品及び同製品(3)、靴・帽子等(5)、食品・飲料・タバコ等(6)、生きた動物及

49) 産業内貿易指数は以下のように示される。

$$IIT_i = \left[1 - \frac{|X_i - M_i|}{X_i + M_i} \right] \times 100$$

X_i と M_i は各々当該国の i 産業の輸出額と輸入額、 IIT_i は i 産業の産業内貿易水準指標を表わす。 IIT_i の値が0~100の間にあり、その値が大きくなるにつれて産業内貿易が大きいことを表わす。 $X_i = 0$ あるいは $M_i = 0$ の場合には IIT_i は0となり、すべてが産業間貿易ということになる。

表7-14は産業別輸出競争力を計測した指標を一覧にしたものであるが、輸出競争力は以下のように示される。下式の C_i は i 産業の輸出競争力を表わし、上記産業内貿易指数は1から輸出競争力指数の絶対値をマイナスした数値に100を乗じた数値である。

$$C_i = \frac{X_i - M_i}{X_i + M_i}$$

$C_i > 0$ であれば当該産業は輸出競争力を具えている、あるいは比較優位にあることを示す。

$C_i < 0$ であれば当該産業は輸出競争力を欠いている、あるいは比較劣位にあることを示す。

び同製品(13)、皮革製品・毛皮・旅行用品等(16)、家具・玩具等の雑製品(20)といったところで、世界全体に対する垂直型貿易を構成する部門よりはるかに多くなっている。また、世界全体に対する産業内貿易指数の極めて高い機械・電気機器・音響設備部門では日本との間での産業内貿易比率(67)はそれほど高くなく、同じような状況が輸送機械及び同設備(59)、鉄鋼及び非鉄金属(49)、光学・医療機器(60)等の部門でも見出され、木製品(3)、植物品及び同製品(3)の両部門では水平型分業と垂直型分業の関係が逆関係になっている。総じていえば、中国と日本との間での貿易では、世界全体に対する水平型分業と垂直型分業の構造に比べて、垂直型分業の性格がずっと濃い性格をもっているといえる。

(2) 貿易産業構造の形成要因

① 貿易産業構造を支える加工貿易

既に上にみてきたように、改革・開放前の貿易構造を大きく転換させてきた主要因は初期のうちは委託加工・組立貿易であるが、1989年以降は輸入加工貿易であるといえよう。特に近年はそれが中心的役割を演じている。この点についても既にみてきたことから分かるように、中国貿易のいくつかの産業において産業内貿易の地位が高い理由の多くは、当該産業貿易そのものに占める加工貿易の比率が高いことによる。委託加工・組立貿易は外国側が主体となって推進される貿易であり、輸入加工貿易も中心的主体は外資系企業であることを考えれば、中国貿易における産業内貿易に関する事情には、水平分業といってもこういった特殊事情が背後にあることを十分に踏まえておかなければならない。

② 対米、対日貿易等にみられる垂直分業型特徴

上段でも触れたが、対米、対日等先進国との貿易では垂直型分業の特徴がかなり顕著に現われている。産業内貿易の比率が低い産業では中国は比較優位を具えており、靴・帽子等とか家具・玩具等の雑製品に顕著にみられるように、こういった部門は労働集約型産業である。さらに立ち入ってみてみると、産業内貿易の比率が比較的高いところでも、比較劣位にある

ハイテク、資本集約型製品の機械とか電気機械設備などのような製品部門では、全体的にみてハイテクの基礎の上での水平分業の程度は低い。光学・医療機器、輸送機械及び同設備等の部門では産業内貿易比率は比較的高いが、細分類による業種・製品でみると技術の程度に大きな差があり、やはり中国は多くのハイテク製品を輸入し、低次の加工製品を輸出しているという構造になっている⁵⁰⁾。

2 輸出競争力の現状

産業内貿易指数によって水平分業の度合をみることはできるが、水平分業の変化に影響をもたらす競争力や比較優位のレベルがどうなっているかについてははっきりしない。中国の国内産業の国際競争力をみるためには、競争力水準を反映した輸出競争力指数をみてもみる必要がある。

表7-14は22の分類による輸出商品グループ別競争力を纏めたものであるが、これによると、12類の商品グループで輸出競争力が0以上となっている。このうち武器、美術・骨董品、その他を除いて、競争力が極めて高く1に近いのは靴・帽子等(輸出額134億1千万ドル)と家具・玩具等の雑製品(輸出額233億4千万ドル)の二グループで強い比較優位をもち、輸出額もかなりの規模のものである。紡績・紡織品、食品・飲料・タバコ等、皮革製品・毛皮・旅行用品等もかなりの競争力をもち、輸出が輸入を大きく上回っており、特に紡績・紡織品は中国の大宗輸出商品であり、食品・飲料・タバコ等、皮革製品・毛皮・旅行用品等の輸出もかなりの規模に達する。このことから、輸出競争力の強い商品は依然として基本的には労働集約的商品であることがわかる。

指数が0未満の商品グループは、動植物油(-0.87)、パルプ・紙及び同製品(-0.52)、鉱産物(-0.43)、プラスチック・ゴム及び同製品(-0.33)、

50) 藍慶新・田海峰「我国貿易結構変化与経済増長転型的実証分析及現状研究」、中国人民大学書報中心編輯『外貿經濟、國際貿易』(複印報刊資料)2002年第7期(F52)、36頁。

化学工業品(-0.25)、光学・医療機器(-0.20)、鉄鋼及び非鉄金属製品(-0.16)、木製品(-0.08)、機械・電気機器・音響設備(-0.04)、輸送機械及び同設備(-0.04)といったところで、これらグループはいずれも輸入が輸出を上回っており比較劣位にある。前二者は特にこの構造が顕著で産業内貿易比率が低く、高い輸入依存型構造になっている。鉱産物とプラスチック・ゴム及び同製品の二グループも輸入依存度が高いが、化学工業品以下の六グループは産業内貿易比率が高い。これらのグループは業種によって内容に差はあるが、加工貿易による原材料、部品の輸入と加工品、組立製品輸出という内的循環構造が形成されている部分が多いことが特徴となっており、中国の産業内貿易に他と異なった畸型性という問題点が内蔵されていることを物語っている。

ここ10年間における中国の対日競争力については大きな変化がみられる。1992年の家具・玩具等の雑製品の対日競争力指数は1(すなわち輸入がほとんどないということ)であったが、2002年には0.80に下がってきている。また、従来圧倒的に輸出が多かった鉱産物も同期間中に0.90から0.64にまで下がってきている。これは中国に進出している電気メーカーなどが製品の品質向上をはかるため製造工程で使う潤滑油を中国製から切り替える動きに対して、日本の石油各社が販売を進めるとか、WTO加盟にともない重油関税が半減されたのを受けて重油の輸入が伸びるなどの動きを反映したものであろう⁵¹⁾。金額的にはさほど大きくはないが、動植物油も競争力が落ちている。石材・セメント・陶磁器・ガラス等については、1992年当時では輸出より輸入が多かったが、その後対日輸出競争力が急速に伸びていった。しかし、2002年の時点には関税率引き下げによって輸入が増えたものと思われる。

これに対して、同期間中に競争力の向上がみられるのは食品・飲料・タバコ等(0.94)、皮革製品・毛皮・旅行用品等(0.84)、紡績・紡織品(0.60)、靴・帽子等(0.95)等である。木製品は競争力が従来通りに維持されている。

51) 『日本経済新聞』2001年12月24日号、2002年7月10日号。

表7-14 中国の輸出競争力指数-2002年

単位:億ドル

輸出入商品	対世界全体			対アメリカ			対日本		
	輸出額	輸入額	指数	輸出額	輸入額	指数	輸出額	輸入額	指数
1. 生きた動物及び同製品	47.31	27.09	0.27	6.63	7.62	-0.07	14.81	1.02	0.87
2. 植物品及び同製品	58.62	40.63	0.18	2.27	10.97	-0.66	14.07	0.22	0.97
3. 動植物油	1.08	15.80	-0.87	0.06	0.38	-0.73	0.06	0.04	0.2
4. 食品・飲料・タバコ等	67.02	19.8	0.54	7.12	2.77	0.44	27.60	0.85	0.94
5. 鉱産物	97.77	244.79	-0.43	6.07	2.37	0.44	21.71	4.74	0.64
6. 化学工業品	146.18	243.03	-0.25	22.49	32.81	-0.19	15.86	39.62	-0.43
7. プラスチック・ゴム及び同製品	100.29	198.48	-0.33	31.8	14.04	0.39	8.99	34.20	-0.58
8. 皮革製品・毛皮・旅行用品等	93.35	35.38	0.45	24.64	5.05	0.66	9.71	0.83	0.84
9. 木製品	35.67	41.69	-0.08	8.76	2.62	0.54	11.47	0.16	0.97
10. パルプ・紙及び同製品	23.39	73.74	-0.52	4.81	12.42	-0.44	1.98	6.46	-0.53
11. 紡績・紡織品	578.56	169.94	0.55	54.28	4.37	0.85	128.5	31.68	0.6
12. 靴・帽子等	134.06	4	0.94	59.05	0.47	0.98	12.46	0.34	0.95
13. 石材・セメント・陶磁器・ガラス	54.61	20.83	0.45	11.39	1.10	0.82	8.52	6.51	0.13
14. 真珠・宝石・貴金属及び同製品	28.55	27.06	0.03	5.49	2.89	0.31	0.46	0.57	-0.11
15. 鉄鋼及び非鉄金属製品	189.06	262.82	-0.16	44.07	12.6	0.56	19.11	59.30	-0.51
16. 機械・電気機器・音響設備	1,159.35	1,254.07	-0.04	262.35	111.7	0.4	141.11	279	-0.33
17. 輸送機械及び同設備	105.41	115.25	-0.04	22.56	26.06	-0.07	12.22	29.47	-0.41
18. 光学・医療機器	95.28	144.22	-0.20	20.81	21.29	-0.01	16.1	37.51	-0.4
19. 武器	0.17	0.04	0.62	0.06	-	1	-	-	0.91
20. 家具・玩具等の雑製品	233.36	11.43	0.91	104.65	0.75	0.99	19.26	2.17	0.8
21. 美術品・骨董品	0.22	0.04	0.69	0.08	-	0.9	0.03	-	0.86
22. その他	6.32	1.89	0.54	0.07	0.02	0.56	0.34	-	0.98

出所: General Administration of Customs of the People's Republic of China., China's Customs Statistics (Monthly), December 2002 (Series No.160), Economic Information & Agency, Hong Kong, pp.10~12, pp.34~35, pp.48~49, pp.52~53, pp.66~67より作成。

競争力がなく、競争力指数でマイナスの数値が出ているのは、2002年でみるとプラスチック・ゴム及び同製品(-0.58)、パルプ・紙及び同製品(-0.53)、鉄鋼及び非鉄金属製品(-0.51)、化学工業品(-0.43)、輸送機械及び同設備(-0.41)、光学・医療機器(-0.40)、機械・電気機器・音響設備(-0.33)、真珠・宝石・貴金属及び同製品(-0.11)等であるが、これらのうち1992年以来傾向的に比較劣位度が縮小してきているのは、プラスチック・ゴム及び同製品、機械・電気機器・音響設備で、パルプ・紙及び同製品の劣位度はここ数年ほぼ変わらない。

鉄鋼及び非鉄金属製品、輸送機械及び同設備、光学・医療機器の三グループは1992年に比べると比較劣位度は大幅に縮小しており、後二者でそれが顕著に現れている。しかし、これらグループでは1999年に比べて2002年には大幅な後退がみられる。輸送機械及び同設備については大多数の品目で関税率が引き下げられ、船舶関連(もともと15%以下を10%以下に引き下げ)及び航空機関連(もともと5%以下を多くは3%に引き下げ)の品目以外の鉄道・軌道用以外の車両及び同部品、鉄道軌道用機関車等及び同部品(2002年の日本からの輸送機械及び同設備項目輸入の91%を占める)での関税率引き下げが大幅であることが大きく影響を及ぼしており、日本からの輸入がほぼ2倍になっている。光学・医療機器についても同様の事態がみられ、かなりの部分にわたる関税の引き下げが大きく影響しているとみられ、特に光学・測定・精密機材・医療機器等(2002年の日本からの光学・医療機器輸入の92%を占める)の輸入が対前年比37%と大幅に増加している。

対米輸出競争力と対日輸出競争力の状況のみてみると、靴・帽子等、家具・玩具等の雑製品、美術品・骨董品(以上三者では共通して競争力が強い)、紡績・紡織品(対米競争力は相当に強いが、対日競争力はそれほどでもない)、皮革製品・毛皮・旅行用品等(対日競争力は相当に強いが、対米競争力はそれほどではない)、木製品(対日競争力は圧倒的に強いが、対米競争力はさほどでもない)などでは、どちら向けにも競争力はかなり強いといえる。一応競争力はありながらも、強弱の差が両国間で顕著に出

るのは食品・飲料・タバコ等（対日競争力0.94、対米競争力0.44）と石材・セメント・陶磁器・ガラス（対日競争力0.13、対米競争力0.82）である。対日競争力が強い、あるいは一応競争力をもつにもかかわらず、対米競争力がないというコントラストをなすのは植物品及び同製品、生きた動物及び同製品、動植物油で、逆コントラストをなすのはプラスチック・ゴム及び同製品、鉄鋼及び非鉄金属製品、機械・電気機器・音響設備、真珠・宝石・貴金属及び同製品などである。対米・対日共通に競争力がないのは化学工業品、パルプ・紙及び同製品、輸送機械及び同設備、光学・医療機器である。

対日競争力は家具・玩具等の雑製品や鉱産物などでは下がってきているが、その他のものについては傾向的には上昇、あるいは比較劣位度が縮小してきている状況が明確に出ている。WTO 加盟後の2002年の状況にかなりの構造的段差がみられる点は、今後注意を払ってみていく必要がある。

対米競争力と対日競争力の構造でみると、労働集約型産品や資源加工型産品では対日競争力が強い。これに対して、化学工業品、プラスチック・ゴム及び同製品、パルプ・紙及び同製品、鉄鋼及び非鉄金属製品、機械・電気機器・音響設備、輸送機械及び同設備、光学・医療機器、真珠・宝石・貴金属及び同製品では、対米競争力はかなり、あるいはある程度あるか、比較劣位度が対日より小さい状況となっている。逆に言えば、これらの商品グループでは対日競争力は比較劣位にあり、その程度がかなり大きい状況にあり、上述のその他の商品グループの事情も考慮に入れると、対米比較では対日貿易の方がより垂直分業的性格が強いといえる。

第5節 内在するいくつかの問題

中国の輸出競争力指数からみると、第一次産品の競争力指数は1995年からマイナスに転じ、これに対して工業製品の輸出競争力は90年からプラスに転じた。1995年からは従来中国の輸出の中で第一位の地位にあった

紡績・紡織・アパレル製品にとって代わって、機械・電気製品がトップの座を占めるようになった⁵²⁾。因みに、2002年における機械・電気製品輸出額は1,570億8千万ドルで、輸出総額に占める比率は48.2%、紡績・紡織・アパレル製品の輸出額は411億9千万ドル、12.7%である⁵³⁾。

このような中国貿易における動態的变化はすでに前章でもみた通り、外資系企業の貢献による部分が多い。外資直接投資による設備投資と技術移転を通じて技術進歩が促進され、電子、機械、化学工業、建設、軽工業、紡績・紡織・アパレル等の領域における技術水準と製品の高度化が達成されたことはすでに指摘されているところである⁵⁴⁾。また、外資系企業のマーケティング力も強い。輸出を主とする外資系企業は親会社のマーケティングチャンネルに依存する度合いが強い。2001年におけるこれら企業の72%の企業は親会社のマーケティングチャンネルを利用しており、最終製品輸出企業はその大部分を母国の企業に輸出しており、その比率は52%に達する。中間投入財生産外資系企業のうち、輸出製品の親企業関連企業内部調達率は61%を占める⁵⁵⁾。さらに、ここ最近の外資系企業輸出商品における国内調達率の上昇によって国内価値構成率は高まってきている。加工貿易輸出商品の国内価値構成率は、1994年には20%であったが、2000年にはほぼ50%にまで上昇してきている。日系企業についてもほぼ同様の状況となっている⁵⁶⁾。1997年以前には外資系企業の貿易バランスはマイナスとなっていたが、それ以後はプラスに転じている。

上述のような状況は中国にとって華々しい半面ではあるが、半面問題がないわけではない。以下紙幅の都合上四つの問題点のみを指摘しておきたい。

(1) 非資本集約型、非知識集約型製品の国際競争力を基礎とした輸出が

52) 葉耀明・戚利靜「利用外国直接投資与提升我国外贸竞争力」、中国人民大学書報中心編輯『外貿經濟、國際貿易』（複印報刊資料）2002年第7期（F52）、61頁。

53) 日本國際貿易促進協會『國際貿易』2002年1月21日号。

54) 前掲論文、前掲誌、62頁。

55) 江小涓「中国出口増長与結構変化：外商投資企業的貢獻」、中国人民大学書報中心編輯『外貿經濟、國際貿易』（複印報刊資料）2002年第8期（F52）、18頁。

56) 同上論文、同上誌、19頁。

輸出推進の中心となっていること

2001年の輸出入のいずれにおいても中国の貿易額は世界輸出入の第6位にあり⁵⁷⁾、貿易大国といわれている。しかし、そのことは必ずしも貿易強国であることを意味しているわけではない。上に見てきたように、工業製品が今や中国の主要輸出品になっているとはいえ、その多くは第一次産品の加工品であり、ハイテク製品の占める割合はさほど大きくはない。2001年におけるハイテク製品の輸出総額に占める比率は17.5%にすぎない⁵⁸⁾。中国の貿易の中では加工貿易が大きな比重を占め、統計上の基準で輸出製品の要素集約度を計ると、一部の製品は資本集約型、あるいは技術集約型とみなされるが、輸出推進力からみると労働力要素の発揮されたものにすぎない。機械・電気製品でみると、輸出の75%以上は加工貿易によって実現されたもので、このうちの大部分は労働集約型加工で、付加価値率はきわめて低い。言うなれば、中国の輸出競争力は技術集約型のものによって立っているのではない⁵⁹⁾。

(2) 加工貿易を中心とした貿易が主軸となっていること

今日中国貿易の主流となっている加工貿易に関連する問題がある。この点についてはすでに上段で取り上げたので、ここでは繰り返さない。

(3) 国内資本企業と外資系企業の競争力の格差と拡大傾向

貿易の推進主体に関する問題である。(2)の問題とも関連するが、見てきたように、今日中国の貿易の推進主体の中心は外資系企業である。商品企画、生産、流通を含む全体としてのマーチャンダイジング能力において、国内資本企業と外資系企業の格差は大きい。このことの中味は静態的次元において存在すると同時に、動態的次元においても作用するから、効果は累積的となる可能性があり、看過するあたわざる内容を含む。前章でみた

57) 中国経済年鑑編輯委員会編輯『中国経済年鑑・2002』、中国経済年鑑社、2002年、335頁。

58) 中華人民共和国対外貿易経済合作部《中国対外経済貿易白皮書》編委会編写『中国対外経済貿易白皮書』、中国物資出版社、2002年、19頁の数字から計算。

59) 葉耀明・戚列静「利用外国直接投資与提升我国外贸競爭力」、中国人民大学書報中心編輯『外貿經濟、國際貿易』（複印報刊資料）2002年第7期（F52）、61頁。

ように、外資独資企業の地位が高くなっていることも考慮に入れれば、貿易においても外資系企業の力を国内資本企業に接合する機会は少なくなってきたのが実情であろう。

(4) WTO加盟にともなう貿易及び貿易経営の自由化による影響の顕現化
WTO加盟との関連での問題である。WTO加盟によって、中国はタイムスケジュールに沿って、関税率引き下げ、輸入制限の撤廃、外資に対する輸出入商社経営の自由化なども含む全面的対外貿易権の開放を実行していかなければならない。上にみたように、2002年の対日競争力はかなり落ちているのである。主要な要因は輸入の増加であるが、こういったことを考えると、貿易収支にも影響が出てくる可能性もある⁶⁰⁾。対外貿易権の全面的開放に向けての作業も進められつつある。本年3月2日から新しい中外合弁対外貿易会社設立に関する規定によって、外資系企業の貿易会社設立基準が緩和され⁶¹⁾、上海市では浦東地区にある保税區に子会社を設けている100%外資独資企業を含む外資系企業に全面的に対外貿易権を与える方針を打ち出した⁶²⁾。こういった措置によって、外資系企業の貿易における地位はさらに高まるとみられるが、一方において国内資本企業の経営と発展がどのようになるかは、丸で手放しで楽観視してばかりもしてられない面でもあろう。

60) 今年第1四半期の貿易収支は赤字である。輸入増加の原因としては、①3,000品目以上の関税率引き下げ、②割当商品の割当枠の拡大（鉱産物、原油、鋼材、綿花等の原材料輸入の増加）、内需拡大政策による設備投資の増加などによる輸入増加である（日本国際貿易促進協会『国際貿易』2003年5月13日号）。

61) 日本国際貿易促進協会『国際貿易』2003年2月25日号。

62) 『日本経済新聞』2003年7月1日号。

第八章 中国のGATT加盟問題の由来

1979年から中国で本格的な経済改革が始まった。もともと、「国内経済の活性化」、「対外開放」はいわゆる中国の改革・開放政策の両輪であったが、1980年代を経て、中国経済政策の重心が結果的に「対外開放」の方へ移り、中国経済も外国資本や海外市場への依存度が高まった。しかしこの中で、中国指導部が当初打ち出した「対外開放」という方針は一体どのような目標を目指すかについて、必ずしも一貫した具体像があるとは言えず、政策当局と研究者の議論もどちらかと言えば外資を如何に利用するかという政策論や現状分析に偏った感がある。

中国経済と国際経済との結びつきがますます緊密になりつつある今日、改革期（1979年～）において中国の対外開放政策が一体明確な目標をもっていたかどうかを検討することは、中国経済の現状を正確に把握するためのみならず、中国経済の将来像を見る上でも極めて重要であると考えられる。改革期の中国の対外経済政策のあり方とその戦略の分析にあたって、中国のGATT（関税および貿易に関する一般協定）およびWTO（世界貿易機関）への加盟は、極めて重要な分析対象であると筆者は思う。1986年から2001年にかけて15年以上の年月を費やした中国のGATT/WTO加盟交渉は、改革期の中国の中国経済自身の位置づけや世界認識および先進国の対中戦略を観察するのに、格好の素材を提供しているのである。この問題意識をもちつつ、第八章からは中国のGATT/WTO加盟問題の過程を詳細にたどり検討することにより、中国の対外経済政策の推移とその中国経済に及ぼす影響を考えてみたい。

この第八章では、議論の重点を中国のGATT加盟問題の由来に置く。

敢えて付言すれば、中国は、GATTへの加盟申請は新規加盟ではなく、あくまでも「GATTの地位回復」であると主張するが、本章および後の章

では、混乱を避けるため、文献の直接引用以外は、一律に「加盟」の用語を使用する。

第1節 加盟申請の経緯

1 台湾のGATT脱退と中国の加盟申請

中国は23のGATT原締約国の一つである。1945年9月、米国政府はイギリス政府の賛同下で戦後の国際貿易を司る国際機関として、ITO（国際貿易機関）構想を打ち出した。このITO構想の一環として、米国は諸国に関税の引下げ交渉を呼びかけた。これを受けて、1946年12月6日、中国国民党政府は関税引下げ交渉に参加した。1947年10月30日、中国政府がGATTの最終文書に署名した上、1948年4月21日に「GATTの暫定的適用に関する議定書」に署名した。これを以って、中国は1948年5月21日より1948年1月1日に発足したGATTの原締約国となった。

1949年10月1日、中華人民共和国が成立した。1950年3月6日、台湾当局はその“国連大使”を通して、「中華民国」の名義で国連事務総長にGATT脱退を通告した。翌日国連事務総長は、GATT書記局長（1965年から「事務局長」と変更）に対して、台湾のGATT脱退が1950年5月5日に発効する旨を台湾当局に通告したことを伝えた上、GATT締約国にも電報で中国（台湾）のGATT脱退を知らせた。それから間もなく、かつて中国と関税引き下げ交渉を行ったことのある15カ国はGATT27条の規定に従って、相次いで自国が中国に与えた関税譲許を撤回した¹⁾。

台湾のGATT脱退は、以下の背景によるものである。

1949年中華人民共和国の成立により、米国政府は人民政府の実質的な中国大陸の制圧によって、国民党当局が既にGATT義務を履行することがで

1) 馮予蜀著『国際貿易体制下の関貿総協定与中国』、中国对外経済貿易出版社、1992年、213頁。

きないとみなした。このため、米国は1950年2月23日にジュネーブで開かれる第4回GATT総会において、台湾に対する関税譲許の停止案の提出について台湾当局と意見を交した。当時中国が関税譲許の恩恵を受ける輸出品はほとんど大陸からの物産で、台湾からの輸出は極めて少ないので、米国および台湾から見れば、GATT締約国の資格は社会主義の新中国を利しかねない。この事態をどうしても回避したいと考える台湾当局と米國務省が協議した結果、台湾の自発的脱退が対策として選択されたのである²⁾。

この他に、台湾のGATT脱退について、市場保護説および戦費調達説がある。市場保護説とは、国民党政権が大陸から台湾に逃れた当時、台湾経済が極度の混乱に陥り、とうてい輸入品の衝撃に耐えうる状態ではなかったことである³⁾。また戦費調達説は内田宏・堀太郎が主張するもので、すなわち、「1950年には中国（台湾）が戦費調達のために自由に関税を引き上げる必要からGATTを脱退した」とのことである⁴⁾。

以上の三つの原因説のうち、筆者は1950年頃の台湾の経済状況—たとえば島内市場の大きさや貿易規模などからして、いわゆる市場保護説と戦費調達説よりも、政治謀略説の方が説得力をもつと思われる。米国にとって、「共産化」した中国大陸を利することがイデオロギー的に許されないことは言うまでもなく、自由経済を実施することを暗黙の前提とするGATTの「純血さ」を守るためにも、新中国によるGATTの地位の継承を警戒することは頗る合理的な解釈である。実際、チェコスロバキアは、市場経済国家であった時に、原締約国としてGATTに加盟していたが、後に社会主義国家となっても、そのままGATTに留まった。ゆえに、台湾のGATT脱退は、政治謀略説が主因であるが、脱退による市場保護と戦費調達もある程度期待できるということで、いわば「一石三鳥」が狙われたのではないかと考えられる。

2) 同上書、280頁。

3) 上海対外貿易協会編『対外経済貿易実用大全（第3版）』、復旦大学出版社、1995年、662頁。

4) 内田宏・堀太郎著『GATT—分析と展望—』、日本関税協会、1959年、18頁。

この台湾のGATT脱退の合法性に対して、一部の締約国は疑義を表明した。1950年11月にトーカーで開かれた第5回GATT総会において、チェコスロバキア政府の代表が、中国政府を代表できない台湾による“中国”のGATT脱退の合法性を認めないという声明を発表した⁵⁾。ところが、当時の新中国政府は一切態度を明らかにしなかった。

なぜ新中国政府は沈黙を守ったのか。これについて、中国対外貿易経済協力省（2003年3月から同省は新たに発足した商務省に吸収される）の王毅は、当時新中国は米国の封じ込め政策の影響でGATTとの接触ができなかったため、GATTの動きを知ることができなかったと述べ、新中国政府は当時GATTの存在や台湾のGATT脱退などを知らなかった可能性を示唆した。さらに王は、米国の中国への封じ込め政策の下で、中国はGATTについての正確な情報・知識を得られない一方、GATTとの関わりは、一連の権利と義務が絡むため、情報が少ないだけに、慎重な検討を要するものであったと分析した⁶⁾。恐らく、1950年頃は新中国が誕生した直後で中国政府は内外のより重大な問題で忙殺されていた上、米国の対中封じ込め政策のためGATTに関する情報も入らないことが、なぜ中国政府が台湾のGATT脱退に当初反応を示さなかったかの真の原因であろうと考えられる。

しかし、建国当初はともかくとして、実際その後も1980年代に入るまで中国政府はGATTに対しほとんど関心を示していなかったのである。これについて中国の研究者は次のように説明している。

第一に、政治的立場と経済体制上の問題である。中国は従来国際通貨基金（IMF）、世界銀行と並んで、GATTを不合理、不平等、不公平な旧国際経済秩序の“三本柱”の一つとして捉えていた⁷⁾。中央集権型計画経済を行う中国にとって、自由貿易という市場経済の理念を掲げるGATTは

5) 王鼎咏・任炳香・毛海著『機遇与挑战—中国入関後の前景与对策—』、北京经济学院出版社、1993年、75頁。

6) 王毅「關於我国恢復関貿総協定締約国地位的若干問題」、経済日報信息中心編『重返関貿総協定—中国的機遇、風險与对策—』、経済日報出版社、1992年、107頁。

7) 前掲書、2頁。

基本的に相容れないものであった。また現実的にも、中国の対外貿易は長い間ほとんど社会主義国に限られていた上、貿易量も比較的少なかった。

第二に、外交政策の優先順位の問題である。建国後祖国統一の問題、すなわち台湾問題は終始中国政府の最優先課題の一つである。この目標の外交面での反映として、米国の封じ込め政策の打破が中心的課題とされ、中でも台湾の代表を駆逐して国連を始めとする国際機関での地位を回復し占有することが最優先目標として掲げられていた。このため、台湾代表のいないGATTへの加盟問題の解決は、外交上の重要度が高くはなかった⁸⁾。

第三に、外交政策と貿易政策との整合性の問題である。中国政府にとって、GATTへの加盟にあたってその外交政策への影響は十分に考えなければならない問題である。中国財務省（財政部）の馮予蜀はこのように指摘している。「当時中国の対外貿易政策は外交政策と密接な関係をもっていた。GATTは最恵国待遇の供与を締約国団に求めている。すなわちGATTに加盟すれば国別の外交政策を採ることに障害を来す。そして、当時の中国の対外貿易政策としては、国交のない南アフリカ、イスラエル、南朝鮮（韓国）との貿易を認められない。しかし、これらの国はGATT締約国なのである⁹⁾」。

第四に、GATTルールを知る人材の欠乏である。イデオロギー上の原因および繰り返される国内政治運動の影響で、中国はGATTといった市場経済と深くかかわる国際機関をよく知る人材をもっていなかった。このことは、結果的に中国のGATTへの接近を遅延させたと言われている。たとえば、中国はGATT協定文に対する理解が不十分なため、GATT35条を利用して南アフリカなどに「不適用」条項を援用すれば国交を結んでいない敵対国との貿易を義務づけられるのかもしれないという上の難題を回避できることを知らなかったという指摘がある¹⁰⁾。

8) 張彦寧・佟志廣編『関貿総協定実用業務全書』、企業管理出版社、1993年、52頁。

9) 馮予蜀著『国際貿易体制下的関貿総協定与中国』、中国對外經濟貿易出版社、1992年、215頁。

10) 同上書、同上頁。

以上の諸点を総合すると、中国が長らくGATTに興味を示さなかった最大の理由は、やはり政治的考慮であったと思われる。これは、当時の中国の政治・経済体制からは言うまでもなく、その険悪な外部環境からしても頗る自然であったと言えよう。言い換えれば、台湾のGATT脱退が東西対立による冷戦の産物であったとすれば、中国のGATT無視もまた冷戦の一つの表れだったに過ぎないのである。

1971年10月、中国の国連における地位の回復が実現した。これをきっかけに、中国は国連貿易開発会議（UNCTAD）のメンバーとなり、また国際貿易センター（ITC）での活動に参加することを通じて、GATTとの接触の機会が増えた。しかし、当時GATTに対する理解が不十分なため、中国は積極的にGATTとの関係を結ぼうとする意欲はなかった。例えば、1970年代のある時期に、GATT側が中国に対して資料の提供を申し入れたのに、中国に断わられた事情がある。

最も悔やまれるのは、1971年中国の国連地位回復に関する第2758号国連決議案に従って、GATTが台湾のオブザーバー資格を剥奪した際の出来事である。当時、GATT当局は正式に中国のGATTへの加盟を中国政府に打診した。当時の周恩来首相は国内の対外貿易関係官庁に、「GATTが我々に加盟の意向を打診してきているが、加盟するか否かを考えてほしい」と自ら電話で指示した¹¹⁾。しかし、中国側は結局機会を見逃した。理由は既に触れたが、三つあった。第一、当時中国ではGATTを「金もちクラブ」視していた上、GATTは市場経済を原則としているので、中国の計画経済とは相容れないという見方が一般的であった¹²⁾。第二、馮予蜀が指摘したように、中国はGATTの「不適用ルール」の存在を知らなかったため、一旦GATTに加盟した場合、南アフリカ、韓国、イスラエルといった当時の敵対国と経済貿易関係を余儀なくされると認識していた。第三、GATTが、台湾のオブザーバー資格を剥奪してくれた以上、GATTにおける台湾代表の駆逐問題が存在しなくなり、また対外貿易の規模が小さいことから、

11) <http://210.77.146.174.readcontent.asp?WDLISH=40750>.

12) 同上サイト。

GATT加盟を急ぐ必要もなかった¹³⁾。

1980年代に入ってから、中国政府のGATTへの態度に大きな変化が起きた。1978年末に打ち出された改革・開放路線により、中国は対外貿易を徐々に重要視し、中でも労働集約型製品の代表格である繊維製品の輸出に力を入れるようになってきた。中国政府の要請で、GATTはジュネーブ駐在の中国代表団にGATTの関係資料を提供し始めた。1980年8月中国は国際貿易機関臨時委員会執行委員会の会議に出席し、執行幹事のダンケル氏（後のGATT事務局長）の選出に投票した。1980年から81年にかけて、中国は前後三回にわたりGATTが主催した商業政策講習班に参加した。1981年中国はGATT繊維委員会第三回多角的繊維貿易大会に列席した上、1984年1月第三回多角的繊維貿易取決（国際繊維貿易取決=MFA）に署名し、GATT繊維委員会のメンバーとなった。

一方、1982年9月に中国は正式にGATTに対し「オブザーバー」の資格でGATT活動への参加を申請し、承認された。同年11月、中国は初めてオブザーバーとして第38回GATT総会に参加した。その際中国代表は「中国とGATTとの関係は緊密になっている。我々はこの関係をさらに発展させる可能性についてGATTと協議する用意がある」と表明し、GATT加盟の意向を初めて表明した¹⁴⁾。1984年4月中国は「特別オブザーバー」の資格を与えられ、GATT理事会およびその付属機構の会議への参加が可能となった。同年11月GATT理事会および付属機構会議に参加した際、中国代表は「（中国の参加は）中国のGATTへの理解を深め、中国政府がその締約国の地位問題に対する決定を下すのに役立つものだ」と述べ、さらに明確な形でGATT加盟の意欲を表わした¹⁵⁾。

ここで特筆されるべきは、1980年代前半に始まった香港返還問題についての中英交渉が、中国の加盟問題に与えた影響である。中国の元外交官であった劉顕銘は、中国のGATTとの接触に最初からかかわっていた人物で

13) 『北京青年報』2001年10月28日号。

14) 『人民日報』1982年11月26日号。

15) 同上紙1984年11月10日号。

あるが、彼によれば、1983年中英双方が香港返還問題について交渉を始める前に、彼は経済貿易担当の専門家として準備作業に参加した。主な仕事は香港の本土返還後のGATTとの関係であった。香港は当時イギリスとの関係で既にイギリス代表団の一員としてGATT活動に参加していた。中国側は、香港経済が貿易に大きく依存しているため、本土返還後もそのGATTでの地位の維持が必要だと考えていた。だが、中国政府にとって厄介なのは、香港が返還された後、中国本土がGATTに加盟していなければ、政治的に問題である上、今後マカオや台湾のGATT加盟を視野に入れると、事態が一層複雑化する恐れがあることであった。劉は、この香港返還がもたらす政治的問題が、結局中国の外務省ないし指導部に、GATT加盟を急がせた大きな背景であったと指摘している¹⁶⁾。

1986年1月10日、GATT事務局長ダンケルが中国政府の招きで中国を訪れた。その際、当時の趙紫陽首相が中国政府を代表して、対外開放政策に必要なものとして、中国はGATTにおける自らの地位回復を希望することを表明した。中国が正式にGATTへの加盟を申請したのはその半年後であった。1986年7月11日（北京時間）、ジュネーブ駐在の中国国連代表団の銭嘉東大使がダンケル事務局長に中国政府のGATT加盟に関する申請書を提出した。

注意されるべきは、このGATT加盟の申請は当時、中国国内外での注目度が低かったことである。誰もが、1990年代に入ってから、この問題がこれほど国際的な関心事になるとは思っていなかった。前出の劉顕銘は、銭嘉東大使がGATTのダンケル事務局長に加盟申請書を提出した際に同席していた。彼は、中国側はこの加盟申請書の提出を「歴史的事件」と認識する雰囲気があったとなく、国内の指示に従って普通の事務的仕事をこなすだけだったと記憶している¹⁷⁾。

GATT加盟申請書を提出した後、中国は一層精力的に加盟活動を展開した。1986年9月、中国対外貿易経済相補佐官沈覚人が中国代表団を率

16) 『北京青年報』2001年10月28日号。

17) 同上紙、同上号。

いて、ウルグアイのプンタデルエステで開かれたGATT閣僚会議に参加し、ウルグアイ・ラウンドへの全面参加の資格を認められた。これにより、中国はウルグアイ・ラウンドの各分野の交渉に加わるようになった。

1987年2月13日、中国政府はGATTに対して、『中国対外貿易制度覚書』を提出した。その中では、主に中国経済体制改革、対外開放政策、対外貿易政策、対外貿易体制改革、関税制度、商品検査制度、輸出入ライセンス制度、輸出入商品の価格制度、外貨管理制度、経済特区と沿海開放都市、中国が加盟している国際経済貿易・金融組織およびそれに関する国際条約などについての説明が行われている。

GATTの加盟手続きでは、このように自国の貿易制度について説明が要求される。別図が示すように、GATT33条による加盟手続きは二つの流れに分かれて行われる。一つは、GATT理事会下の作業部会（WP）での作業である。二つは、加盟国と現締約国との二国間交渉である。

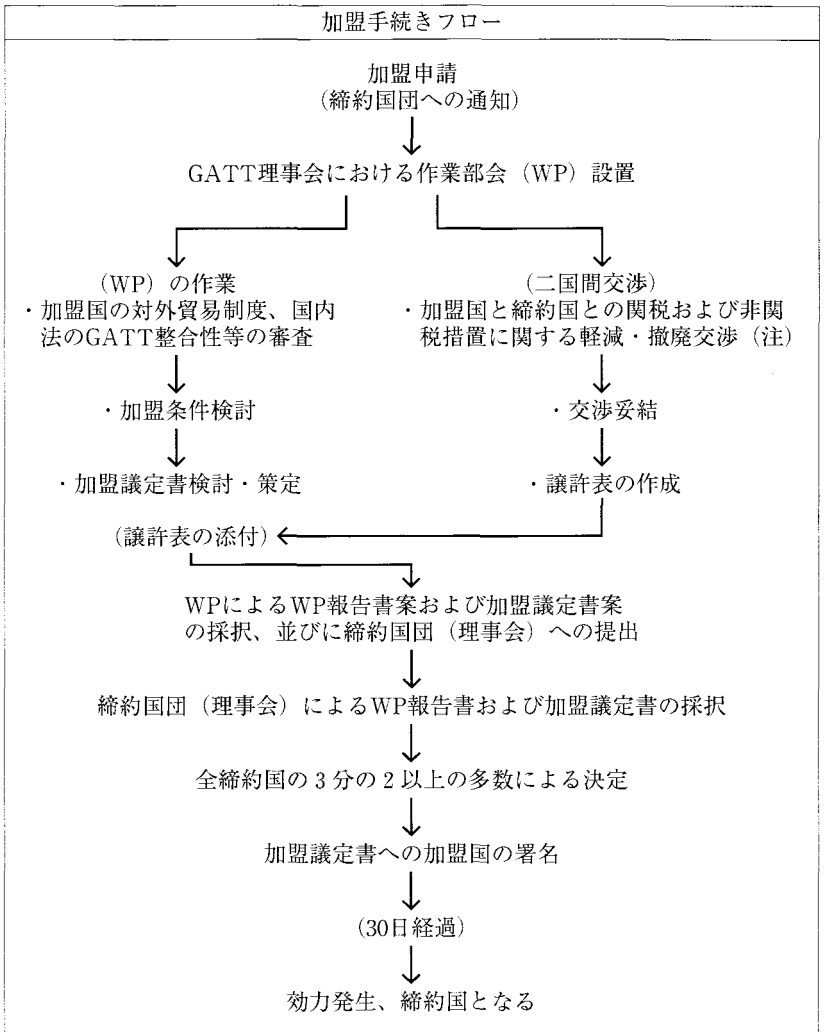
作業部会の設置は加盟交渉の第一歩である。1987年3月、GATT理事会は「中国作業部会」（正式名称は「中国の締約国地位に関する作業部会」）の設立を決定し、同年6月に正式に発足した。ジュネーブ駐在のスイス経済大使ジラル（Pierre-Louis Girard）が議長として選ばれた。

当作業部会の任務は、①中国の対外貿易制度の審査、②中国のGATTにおける権利と義務に関する議定書の起草、③中国と締約国との関税交渉の場の提供、④中国のGATT締約国の地位問題に関して理事会に提案することになっている。なお、作業部会の活動には、すべての締約国が参加できるとされている。

一方、台湾の動向も中国大陸のGATT加盟交渉に大きな影響を与えることから、GATT脱退後の台湾のGATTとの関係について簡単に触れておこう。

1965年1月、台湾はGATTのオブザーバー資格を取得した。しかし中国大陸が1971年10月に国連での地位を回復したことにより、同年11月にGATTは台湾のオブザーバー資格の取り消しを決定した。1987年11月に、台湾当局は「中華台北」の名称で「GATTの地位回復」との方針を打ち出したが、

図 GATT33条による加入手続き



注：新規加盟国とGATT関係に入りたくない国は、関税交渉を行わずに、新規加盟国が締約国となる時にその旨を通報することとなっている。

出所：津久井氏充著『ガットの全貌〈コンメンタール・ガット〉』、日本関税協会、1993年、818頁。

1990年1月に「地位回復」の方針を諦め、「台湾・澎湖・金門・馬祖」という独立関税地域として、GATT33条による新規加盟を正式に申請した。同時、台湾当局は「加盟さえできれば、如何なる条件でも受け入れる」と何度も表明して攻勢をかけた¹⁸⁾。台湾当局の戦略は明らかに1989年6月の“天安門事件”の影響を利用して中国大陸よりも先にGATTに入ることを狙ったものである。

政治的プレッシャーをかけられた中国側は、二つの対策を採った。一つは締約国側に中国の市場経済化の改革によって国内経済体制が如何に変化したかを説明することである。しかし後述するように、この点について中国側は必ずしも成功したとは言えなかった。いま一つは、台湾が中国大陸よりも早くGATTに加盟することを阻止することである。

第二の対策はてこずったものの、ある程度成功した。中国政府はまず、台湾当局の加盟申請を「不法」なものとして、GATT事務局に受理しないよう要求した。GATT事務局は従来の政治問題の処理原則に基づいて中国の要請を受け入れた。1991年10月、中国の李鵬首相がGATT事務局長および各締約国首脳に送った中国のGATT加盟の支持を訴える書簡の中で、中国大陸のGATTへの加盟が実現された後、台湾が中国の独立関税地域の一つとしてGATTに加盟できるとの新しい立場を表明した¹⁹⁾。これを受け、1992年9月29日のGATT理事会において、台湾の名称および中国大陸と台湾のGATT加盟の順番問題について協議が行われた。まず台湾のGATT法律文書における名称は、「台湾・澎湖・金門・馬祖独立関税地区」とし、法律文書以外の通常のGATTの活動（例えば理事会における国名等）では、「中華台北」と呼ばれることと了解された²⁰⁾。そして加盟の順番については、「中国が先に加盟すべきであるとする一部の国が

18) <http://stock21.myetang.com/wto.htm>.

19) 賈宝波「中国大陸・台湾のWTO加盟と海峡兩岸経済貿易関係の展望」、『貿易と関税』2001年7月号、21頁。

20) 通商産業省通商政策局編『(1994年版) 不公正貿易報告書』、通商産業調査会、1994年、51頁。

あることをテークノート（留意）するという形態で決着した²¹⁾。

2 「地位回復三原則」

中国は、1982年にGATTのオブザーバー資格を申請した時、後に「地位回復三原則」と呼ばれるGATT加盟の基本方針を既に固めていたが、86年7月にGATT加盟を正式に申請した際、これを明確に打ち出した。その内容は、第一に、地位回復方式によってGATTにおける資格を新たに取得する、第二に、関税譲許交渉で定められた義務のみを承諾する、第三に、他の発展途上国と同等の待遇を受ける、となっている。

「地位回復三原則」に加えて、中国はさらに、米国の中国への多角的無差別的最恵国待遇の供与、先進国の中国への一般特惠関税の供与、EC（93年11月からEUに変更）の中国製品への差別的制限の撤廃、という三つの具体的要求を同時に提出している。

中国が新規加盟ではなく「地位回復」にこだわるのには、政治的理由と経済的理由とがある。

政治的理由とは、言うまでもなく台湾問題の存在である。

中国にしてみれば、1949年10月1日の中華人民共和国の成立によって、国際法の見地からも、新中国は自然に旧国民党政府を継承しているものである。台湾が1950年にGATT脱退を表明した際、中国政府は態度表明を避けたとはいえ、決してそれを認めたわけではない。しかし、もし今度中国がGATT加盟にあたって、新規加盟の方式を採れば、1949年以降も、台湾当局が依然として中国を代表する政府であることを大陸側が認めてしまうことになる。これは絶対に譲ることができない問題である²²⁾。

経済的理由とは、GATT加盟にあたって、中国はどのくらいの「入会費」を支払えば済むかということである。

21) 服部健治「GATT加盟は国際化の試金石」、『週刊東洋経済』1993年6月4日号、49頁。

22) 方向東・張勇忠著『機遇・挑戦・対策—中国恢復関貿総協定席位的經濟展望—』、中国経済出版社、1993年、75頁。

多くの締約国は中国を新規加盟国が適用するGATT33条で加盟させようとしていた。GATT33条下では、これらの締約国がより有利な交渉ポジションにつくことができるからである。GATT33条によれば、申請国は、「締約国との間で合意される条件により、この協定に加盟することができる」。GATT33条で中国がGATTに加盟になる場合、締約国は交渉において中国経済の「非市場性」を取り上げることによって、有利な条件を引き出すことができる。これに対して、「地位回復」という方式を採用した場合、中国はGATTの原締約国として、交渉において比較的少ない市場開放の譲歩で済むことが期待できる²³⁾。

さらに、GATT35条の存在も中国が地位回復方式を望む理由となっている。GATT35条「特定締約国間における協定の不適用」によれば、ある国が新規加盟国としてGATTに加盟する際、現締約国が加盟国に対して「協定の不適用」を宣言する権利があるとされている。ただし、一旦現締約国が加盟国と事前に関税交渉を行った場合、当該権利の行使ができなくなることも同時に定められている。中国のGATT加盟の主要目的の一つは、後述のように、米国からの恒久的な最恵国待遇の供与を獲得することであるため、米国に「協定の不適用」条項を援用させないためには、新規加盟ではなく、既に米国と関税交渉を行ったことのある原締約国の地位を「回復」することを選択する方が有利である。このGATT35条問題は第九章でまた詳述する。

しかしながら、完全な意味での「地位回復」には難点が多いと見られる。まず、法律的には、台湾のGATT脱退は、GATTの所定手続きに基づいて行われたものだし、GATTもこれを受け入れた。もし今になって、GATTが過去の決定を自ら覆せば、GATTのこれまでの決定の法的効力に対する論争が起きかねない。なお、中国と締約国の経済状況が40年経った今では大きく変化していて、かつて中国と関税交渉を行った国の多くが既に中国

23) 馮子蜀著『国際貿易体制下の関税総協定与中国』、中国对外經濟貿易出版社、1992年、225～226頁。

への関税譲許を撤回したので²⁴⁾、新たな関税交渉をせずにこのままGATTに戻るのには現実的ではない。さらに、もし「地位回復」となれば、中国の40年余りの会費問題はどうかという問題も残る²⁵⁾。

締約国にとっては、この問題に関して、中国が外国企業の中国への市場アクセスを保証できるよう法律と慣例を十分に変えれば、中国の加盟方式などは特別に重要な問題ではないと中国関係者は分析した。馮予蜀によれば、「市場アクセスの目的さえ達成できれば、中国は33条に基づく加盟議定書で加盟しようが、あるいはある特別の加盟議定書で中国の原締約国地位を承認しようが、締約国にとっては別に何の関係もない²⁶⁾」。

馮はこの問題について、政治面での「地位回復」と経済面での「加盟」が、中国と締約国にとってはともに受け入れやすい妥協案ではないかと分析する。つまり、政治的には締約国は中国をGATTの原締約国として認め、台湾の脱退は認められないという中国の立場を尊重する一方、経済的には過去40数年間中断した中国と締約国との権利と義務を互いに追及せず、中国と締約国とはGATTにおける権利と義務について新たに交渉を行う。

実際、中国のGATT加盟交渉のプロセスを見ても、基本的には新規加盟国が適用するGATT33条の手続きに沿ったものである。結局、中国の「地位回復」にこだわる実質的意味は、最終的に、政治的意義と米国の「不適用」条項援用の封じ込めとの二点に落ち着いたようである。

そして、「三原則」の二番目、すなわち中国が関税譲許の方式でのGATT加盟を強く望んでいたのは、ポーランド、ルーマニアおよびハンガリーなどの旧計画経済国の加盟経験からの教訓である。GATT加盟にあたっては、これまで二つの方式が採用されてきた。関税譲許および非関税障壁の削減による方式と、「特別義務」を加盟条件として加盟議定書に

24) 1950年3月に台湾GATT脱退を宣告した後、中国と関税交渉を行ったことのある締約国のうちの15カ国は、GATT27条に基づき中国への関税譲許を撤回した。

25) 馮予蜀「対我国恢復関貿総協定席位的回顧与展望」、潘柏年編『恢復我国関貿総協定地位的影響和对策』、中共中央党校出版社、1992年、14頁。

26) 馮予蜀著『国際貿易体制下的関貿総協定与中国』、中国対外経済貿易出版社、1992年、226頁。

盛り込む方式である。前者は市場経済国が用いる方式で、後者は計画経済国が採用させられてきた方式である。

同じ旧計画経済国でも、ポーランド、ルーマニア、ハンガリーの間では、特別義務の内容が異なっていた。ポーランド（1967年加盟）に課せられた主な特別義務とは、「年率7%以上の割合で他の締約国からの輸入総量を増加させるよう努力する」ということである。ルーマニア（1971年加盟）の場合には、「GATT締約国全体からの輸入量をルーマニアの新五カ年計画に定められた全地域からの輸入の増加率より低くない率で増加させる」ということである。ハンガリー（1973年加盟）の場合には、例外的な理由はない限り、「対ハンガリーの差別的數量制限は1975年1月1日までに撤廃する」と定められた²⁷⁾。

三カ国の特別義務を比較してみると、明らかにポーランドに課せられたものが最も厳しいことが分かる。実際にも、ポーランドは輸入方式によって、非常に苦しい立場に立たされた。最大の問題は、年7%の輸入増加率が前期の実績を基数にすることである。基数が大きくなるほど、義務も自動的に拡大することによる貿易赤字の問題が考慮に入れられていない。このため、ポーランドの義務履行は初期には順調だったが、1977年以降、輸入義務が果たせなくなり、苦境に陥った²⁸⁾。

これに対して、ハンガリーに課した加盟条件は最も緩やかなものであった。実際、同国は選択的セーフガード（特別セーフガードとも言う）をはっきりした期限付きのものにするのに成功したのみならず、関税譲許による加盟をも勝ち取ったのである。その背景は、ハンガリーの経済改革である。1960年代からのハンガリーの経済改革の結果、国内経済における市場経済のウェイトが高まり、対外貿易体制もGATTの要求に近づいた。それがGATTに評価されて、関税の譲許のみが同国の負う義務とされ、

27) 津久井茂充著『ガットの全貌〈コンメンタル・ガット〉』、日本関税協会、1993年、819頁。

28) 馮予蜀著『国際貿易体制下的関税総協定与中国』、中国对外经济贸易出版社、1992年、194、196頁。

他の旧計画経済国のような厳しい輸入増加義務を課せられるのを免れた。恐らく、中国が目指しているのはこのハンガリー方式であったろう。

「地位回復の三原則」の三つ目、すなわち中国が発展途上国の身分を要求するのは、発展途上国として認められれば、GATT36条「非互惠主義」を始めとする途上国に有利な諸規定を享受することができるからである。この点は、後に中国と米国との最大の争点となった問題であり、後の章でまた詳しく取り上げる。

一方、GATT加盟を目指す中国に対して、初期の段階において、米国などの主要締約国が主に五項目の要求を示した。これは1988年2月23日に、中国作業部会での米国代表の発言により明らかにされたもので、その内容は、①全国範囲内でGATT義務を統一的に実施し、締約国によって差別的な政策・法規を撤廃すること、②対外貿易管理の透明度を増すように、貿易管理の政策・法規を公開し、関係統計資料を提供すること、③GATT規定を超えた非関税措置を禁止すること、④価格改革の目標とプログラムを受諾し、この目標が達成するまで中国は締約国が選択的セーフガード措置（セーフガード措置を特定の国からの輸入に対してのみ差別的に適用する）を取る権利を認めること、⑤関税譲許をすること、となっている²⁹⁾。

以上の五項目要求を見れば、四番目の選択的セーフガードが最も重要であることは明らかである。これは主要締約国が中国の現経済体制下におけるGATT義務の遂行能力への懸念をもっていることを表わしている。米国などに見れば、価格の決め方が一国の経済の市場化の度合を示す重要な目安である。中国では価格水準がまだ完全に市場メカニズムによって決まるのではなく、国家計画に大きく左右されている。この場合、中国の輸出製品は政府補助金で価格が不当に低く設定される可能性があることから、本国市場を防衛するための有効的手段を確保しなければならない³⁰⁾。

選択的セーフガード措置の導入に関しては、前述のポーランドなど旧計

29) 同上書、228頁。

30) 張健・陳宝玖著『加入関貿総協定及中国対策』、新華出版社、1993年、37頁。

画経済国がGATT加盟時に負わされた「特別義務」と相似している。しかし、中国の関税譲許によるGATT加盟の要求が受け入れられたことは、ハンガリー方式を中国のGATT加盟基準とする主要締約国の考えの表れではないかと思われる。前述のように、ハンガリーの加盟条件は比較的緩やかであったことから、少なくとも88年の時点においては、米国などが示した中国のGATT加盟条件は、その後では考えられないほど柔軟なものであったと言えよう。

第2節 GATT加盟の経済的背景

1 加盟のメリット

前節で述べたように、政治的考慮は中国政府のGATTへの態度を終始規定していた。この特徴は、後にも触れるが、WTO加盟が実現されるまで一貫して変わらなかった。しかし一方、中国のGATT加盟申請は、1979年以来の改革・開放路線下の経済理論および経済事情の変化に大きく促されたものであるという側面も見逃すことができない。

既述の通り、中国は長い間、GATTを国際通貨基金（IMF）、世界銀行と並んで、不合理、不平等、不公平な旧国際経済秩序の“三本柱”の一つとして批判し続けてきた。したがって、これまで「帝国主義が発展途上国を搾取する道具」として中国が指弾してきたGATTへの加盟は、中国の国際貿易理論およびGATTに対する認識の変化なくしては考えがたい。

実際には、このGATTに対する認識の転換は理論に裏付けられたものである。つまり、国際分業を拒否するのではなく、それを「客観的存在」として捉え、積極的に分業に加わって、国民経済の発展に利用すべきだという1980年前後に台頭した考え方である。

陳琦偉は1981年の論文「比較優位説の科学的真髓」の中でこう書いている。「比較優位説は科学的理論である。したがって、現段階が依然とし

て商品経済の時代であり、世界市場が存在しているという時代的背景の下にあっては、比較優位説は国際貿易の指導的理論となりうるし、また、実際にそうでなければならないのである。このことがまた当然に、社会主義国が資本主義世界市場の貿易活動に参入していく場合、従わなければならない原則ともいえる³¹⁾。

陳隆深は、1982年に前者よりも抑えて次のように述べた。「今日の国際分業体制において、発展途上国が搾取を受けざるをえないのは、極めてはっきりしている。しかし、国際分業は客観的存在であるから、生産力が飛躍的に発展し、科学技術が日進月歩し、社会的な大規模生産が日々発展し、国際間の経済関係がこれまでになく緊密化している状況の中では、如何なる国といえども、鎖国した形で経済発展を行っていることはできない。発展途上国が自力更生の基礎の上に立って、世界市場との関係を強化し、積極的に対外貿易を拡大・発展させていけば、民族経済の発展を速めることができ、国民の労働生産性を引き上げるのに有利となるわけである³²⁾」。

このように、1980年代に入ってから、「国際分業を利用できる。また利用せねばならない」という見解は、中国経済学界で広く受け入れられるようになった。この流れは、GATTに対する認識にも反映した。中国社会科学院世界経済政治研究所が1992年に出版した書物の中で、GATTについて次のように評価している。GATTは、「確かに一部の国の利益を代表し、また一部の国にコントロールされている。……各国の競争の実力格差が極めて大きいゆえに、GATTが主張する自由貿易およびその他の原則は、表面上は平等競争に見えるが、実際には実現できないものである。……しかし、今日に至り、GATTに取って代わるシステムが現われていないし、GATTはまだ発展している。したがって、GATTは相変わらず国際経済舞台の重要な役者である³³⁾」。

31) 陳琦偉「比較優位説の科学的真髓」、片岡幸雄編訳『世界経済への挑戦』所収、東京出版、1986年、136頁。

32) 陳隆深「国際価値をめぐる論争点」、片岡幸雄編訳『世界経済への挑戦』所収、東京出版、1986年、221頁。

33) 次頁へ

換言すれば、GATTはいろいろな問題を抱えているが、「客観的存在」として今後も国際貿易に大きな影響を与え続ける以上それを認めるしかないということである。当然ながら、以上のような国際貿易やGATTへの見方の変化は、中国のGATT加盟申請という政策転換に不可欠な理論的説明を提供するものとなった。

だが、留意すべきは、上述の理論上の変化は決して中国がGATTに魅せられた主な理由ではなかったということである。鄧小平の「白黒猫論」に象徴されるように、しゃにむに豊かさを求めようとする中国の最大の関心事は、理論的説明というよりも、GATT加盟が実際、中国にどのような経済的メリットをもたらしうるかの一言に尽きよう。理論的裏付けは、徹底的な現実主義路線に転換した改革期の中国において、ある意味において政府の方針転換をうまく説明できればという形式的な存在に過ぎなかった。

1992年から1994年まで、中国ではGATT加盟の意義についてのキャンペーンが大々的に行われた。中国全土は、あたかも一旦GATT加盟が実現されれば、多くの経済的メリットが自動的に転がり込んでくるような楽観論に包まれていた。1994年まで、中国で議論されたGATT加盟の経済的メリットは、主として以下のものがある。

第一、米国からの無条件の最恵国待遇（MFN）および一般特惠関税（GSP）の獲得である。

1979年、米国は中国と二国間貿易協定を締結することによって、対中最恵国待遇を供与し始めた。しかし、この対中最恵国待遇供与の更新は、米国の国内法により、1年ごとに米議会の批准を必要としている³⁴⁾。米国はこれを武器にして、これまで中国への内政干渉を意のままにしてきた。

33) 王鼎咏・任炳香・毛海著『機遇与挑战—中国入関後の前景与对策—』、北京经济学院出版社、1993年、4～8頁。

34) この法案は米国の上院議員Henry Jacksonと下院議員Charles Vanik共同で提出したもので、“Jackson-Vanik Amendment”と呼ばれている。この案は米1974年通商法の第402節をなしている。その本来の目的は、社会主義国からの移民、特に旧ソ連からのユダヤ系移民の出国を奨励することにあったが、その後、次第に人権問題などと絡めて対社会主義国への最恵国待遇の更新に大きな影響を与えていた。

中国にしてみれば、一旦GATTに入れば、無差別的な最恵国待遇原則の下で、この問題の抜本的解決が望める。また、発展途上国にしか与えられていない一般特惠関税についても同じである。中国がGATT加盟を申請した当時では、米国を除いて、ほとんどの先進国は既に中国に対して一般特惠関税を供与している。中国では一般特惠関税の方がむしろ最恵国待遇よりも実利が大きいという見方もあり、GATT加盟によって、米国からの供与を強く期待している。実際、1978年から89年まで、中国が一般特惠制度を利用した輸出で獲得した外貨は40億ドル余りに上っており、もし米国からの一般特惠の供与を受ければ、少なくとも毎年9億ドルの対米輸出増が見込まれていた³⁵⁾。

第二、紛争処理機構による貿易摩擦の解消が期待できる。

中国の急速な輸出拡大に伴って、貿易相手国による中国製品に対する輸入制限が頻繁に行われるようになった。その主要な手段は、アンチ・ダンピング措置（AD措置）、対中輸入割当の一方的削減、セーフガードなど挙げられるが、AD措置はその代表格である。1980年から94年半ばまで、中国製品が外国のダンピング調査を受けた件数は150件で、うち93年のみで37件にも上っている。特に中国製品に対するAD措置は中国の計画経済を理由に、かなり恣意的に米国とEC（＝EU）などで行われている³⁶⁾。さらに、かつて中国にAD措置を発動する国は、ほとんど欧米先進国であったが、近年発動国は急速に増え、日本、韓国、南アフリカ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、ナイジェリアなども、AD措置で中国製品を制限し始めた。にもかかわらず、それに有効に対抗できるような手だては中国にない。

中国はこのような貿易紛争が起きた場合に一方的に不利な立場に立たされたことの原因を、GATTに加盟していないことに帰結する向きがあった。中国にとっては、GATTの紛争処理機能が比較的「公平」に働いているため、GATTに入った方が外で戦うより遥かに有利になる。

35) 呂榮勝編『関貿総協定与中国』、天津科学技術出版社、1993年、96～99頁。

36) 張玉卿「我国出口品反傾銷現状与对策建議」、『関貿動態与研究』1994年第1期、1頁。

第三、輸出市場の分散化を図ることができる。

中国の輸出は少数の国と地域に集中する傾向がある。例えば、香港、日本、米国およびEC (=EU) への輸出は、全輸出の約9割を占めている。これは輸出の拡大に不利であるのみならず、貿易摩擦を惹起する要因にもなっている。GATTへの加盟を果たせば、直接的な関税交渉などによって、これまで中国に高い関税率を設定している他の締約国への輸出の拡大も期待できる。

第四、輸入圧力による国内経済の効率化を図る。

平たく言えば、これはいわゆる“外圧”を利用することである。1979年以來の中国の経済改革は究極的には、経済の効率を図ることに他ならない。しかしながら、驚くべき高い成長率とは裏腹に、産業構造の合理化、労働生産性の向上といった改革の最も重要かつ最も困難な分野において、ほとんど見るべき成果が上がっていない。

特に国民経済に最も重要な意味をもつ国有企業の改革について、これまでの改革案は悉く失敗に終わっているだけでなく、逆に国有企業の衰退さえもたらしめている。当局は企業改革の不調を本格的な競争がないこととするが、その本格的な競争を如何に生み出すかについては途方に暮れている。それなら、本国産業を手厚く保護するのではなく、外国の安くて良質の製品の攻勢にさらさせた方が、かえって競争の動機づけになるという当局の思惑がある。

第五、国際経済秩序の構築へ参与することができる。

1980年、中国はIMFと世界銀行への加盟により、有利な中・長期融資と技術援助を獲得してきた。しかし、国際経済政策の協調の面において、IMFと世界銀行はGATTと密接な関係をもっている上、中国が両機構から得ていた融資の多くも貿易と関わっているため、GATTを含む国際経済機関の全面参加の重要性が増してきた³⁷⁾。

一方、GATT加盟によって、各種の交渉・会議に参加する資格が与え

37) 馮予蜀著『国際貿易体制下の関貿総協定与中国』、中国对外経済貿易出版社、1992年、216～217頁。

られるので、GATT関連の条文の起草・改訂などに直接関与することができる。これによって先進国主導になりがちな国際ルール作りに有効に抵抗でき、本国および発展途上国の利益を効果的に守ることができる。

第六、通商情報の早期入手が期待できる。

GATTは、国際貿易を大きく律する国際協定として、各締約国の貿易政策・法規、二国間通商協定、貿易に関する統計資料など世界経済・貿易の全般に関する情報を有している。締約国ともなれば、これらの情報を素早く入手することができるので、中国の適宜な貿易政策を制定するのに、とりわけ先進国で高まっている保護貿易主義への対策の立案に大きく寄与できる。

上述のいわゆる「加盟メリット」から明らかなように、中国はGATT加盟が多くの経済的意義があると考えていた。中でも特に重要視されているのが輸出促進効果である。これは、GATTがもともと自由貿易促進のための存在が理由の一つだったが、改革・開放政策下の中国の経済構造に起きた変化がより重要な原因である。それはすなわち、中国経済は1980年代に入ってから対外貿易への依存がますます大きくなったからである。

2 貿易依存度の増大

経済改革が本格的に始まる1979年まで、中国の対外貿易の規模は比較的小さかった。表8-1は1950年から1978年までの中国の輸出入の状況を表すものである。それを見ると、新中国が誕生してまもない1950年代（1951～60年）には、輸出入総額の成長は年平均15.1%であったが、ぶれが大きかったことが分かる。一方、貿易依存度（国民総生産に対する対外貿易の割合）は1952年から1960年までの9年間は平均10.1%で、1978年までの間で最も高い水準となっている。貿易のぶれが大きいことも貿易依存度が比較的高いことも、朝鮮戦争と重工業化建設のため、ソ連などからの軍需品と生産設備の大量輸入の必要性と大いに関係していることが窺える。1960年代に入り、中国の輸出入は急激な落ち込みを見せ、1961年から1970年までの成長率はわ

表8-1 中国の輸出入の推移と貿易依存度—1950～1978年

単位：億ドル、%

年次	輸出入全体		輸出		輸入		貿易依存度 (人民幣ベース、%)
	金額	成長率	金額	成長率	金額	成長率	
1950	11.3	-	5.5	-	5.8	-	-
1951	19.6	73.5	7.6	38.2	12.0	106.9	-
1952	19.4	-1.0	8.2	7.9	11.2	-6.7	9.5
1953	23.7	22.2	10.2	24.4	13.5	20.5	9.8
1954	24.3	2.5	11.4	11.8	12.9	-4.4	9.9
1955	31.5	29.6	14.1	23.7	17.4	34.9	12.1
1956	32.1	1.9	16.5	17.0	15.6	-10.3	10.6
1957	31.0	-3.4	16.0	-3.0	15.0	-3.8	9.8
1958	33.7	8.7	19.8	23.8	18.9	26.0	9.8
1959	43.8	30.0	22.6	14.1	21.2	12.2	10.4
1960	38.1	-13.0	18.6	-17.7	19.5	-8.0	8.8
1961	29.4	-22.8	14.9	-19.9	14.5	-25.6	7.6
1962	26.6	-9.5	14.9	0	11.7	-19.3	7.0
1963	29.1	9.4	16.5	10.7	12.6	7.7	6.9
1964	34.6	18.9	19.1	15.8	15.5	27.0	6.7
1965	42.5	22.8	22.3	16.8	20.2	30.3	6.9
1966	46.1	8.5	23.7	6.3	22.4	10.9	6.8
1967	41.6	-9.8	21.4	-9.7	20.2	-9.8	6.3
1968	40.4	-3.6	21.0	-1.9	19.4	-4.0	6.3
1969	40.3	-0.2	22.0	4.8	18.3	-5.7	6.1
1970	45.9	13.9	22.6	27.3	23.3	27.3	5.0
1971	48.4	5.4	26.4	16.8	22.0	-5.6	5.0
1972	63.0	30.2	34.4	30.3	28.6	1.3	5.8
1973	109.8	74.2	58.2	69.2	51.6	80.4	8.1
1974	145.7	32.7	69.5	19.4	76.2	47.7	5.2
1975	147.5	1.2	72.6	4.5	74.9	-1.7	9.7
1976	134.4	-8.9	68.6	-5.5	65.8	-12.1	9.0
1977	148.0	10.1	75.9	10.6	72.1	9.6	8.5
1978	206.4	39.5	97.5	28.5	108.9	17.3	9.8

出所：中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑』各年版、中国統計出版社。

表8-2 中国の輸出入の推移と貿易依存度—1979~2002年

単位：億ドル、%

年次	輸出入全体		輸出		輸入		貿易依存度 (人民元ベース、%)
	金額	成長率	金額	成長率	金額	成長率	
1979	293.3	42.1	136.6	40.1	156.7	43.9	11.3
1980	381.4	30.0	181.2	32.7	200.2	2.4	12.5
1981	440.2	15.4	220.1	21.5	220.1	9.9	15.1
1982	416.1	-5.5	223.2	1.4	192.8	-12.4	14.5
1983	436.1	4.8	222.2	-0.4	213.9	10.9	14.4
1984	535.5	22.8	261.4	17.6	274.1	28.1	16.7
1985	696.1	30.0	273.5	4.6	422.5	54.1	23.0
1986	738.4	6.1	309.4	13.1	429.1	1.5	25.3
1987	826.5	11.9	394.4	27.5	432.1	0.7	25.8
1988	1027.9	24.4	475.2	20.5	552.8	27.9	25.6
1989	1116.8	8.6	525.4	10.6	591.4	6.9	24.6
1990	1154.4	3.4	620.9	18.2	533.5	-9.8	29.9
1991	1356.3	17.5	718.4	15.7	637.9	19.5	33.4
1992	1655.3	22.0	849.4	18.2	805.9	26.3	34.2
1993	1957.1	18.2	917.6	0.8	1039.5	28.9	32.6
1994	2366.2	20.9	1210.4	31.9	1156.9	11.2	43.7
1995	2808.8	18.7	1487.8	22.9	1320.8	14.2	40.9
1996	2898.8	3.2	1510.5	1.5	1388.3	5.1	34.1
1997	3250.6	12.1	1827.9	20.9	1423.6	2.5	36.7
1998	3239.5	-0.3	1837.1	0.5	1402.4	-1.5	34.9
1999	3606.3	11.3	1949.3	6.1	1657.0	18.2	37.1
2000	4742.9	31.5	2492.0	27.8	2250.9	35.8	44.5
2001	5097.6	7.5	2661.5	6.8	2436.1	8.2	44.7
2002	6207.9	21.8	3255.7	22.3	2952.2	21.2	-

出所：中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑』各年版、中国統計出版社。中国
 対外経済貿易年鑑編輯委員会『中国対外経済貿易年鑑』各年版、中国社会科学出版
 社。2002年のデータは、中国商務省ホームページによる。

ずか2.8%であった。これは1950年代後半からの急進的経済政策の後遺症と1960年代後半の文化大革命の影響を受けたためである。これに加え、中ソ関係の悪化も無視できない要因である。このため、同時期の中国の貿易依存度は6.6%に低下した。しかし、1970年代の状況はやや意外である。1971

年から1978年までの8年間、中国の輸出入は文化大革命の影響があったにもかかわらず、年平均23.1%の高率で成長していたし、輸出入総額も1973年に初めて3桁台に上った。これは、1970年代の前半は中国が政治運動で揺れていたとはいえ、少なくとも対外貿易の面では大きな影響を受けず、むしろ比較的順調だったと考えられる。

総じて見ると、1950年から1978年までの29年間、中国の対外貿易は起伏が大きいものの、年平均成長率が13.0%の高成長を見せている。貿易成長率が経済成長率の約2倍だったという事実は、毛沢東時代において中国は必ずしも従来思われていたほど対外貿易を軽視していたわけではないということを示している。

一方、貿易規模は1978年の中国の輸出入額が206.4億ドルで、建国以来の最高記録となるが、世界全体での順位がわずかに32であったことから依然

表8-3 中国の貿易規模の世界順位

年次	世界シェア(%)	世界順位	年次	世界シェア(%)	世界順位
1978	0.8	32	1991	2	13
1979	0.8	32	1992	2.3	11
1980	0.9	26	1993	2.5	11
1981	1.1	19	1994	2.9	11
1982	1.2	17	1995	3	11
1983	1.2	17	1996	2.9	11
1984	1.4	18	1997	3.3	10
1985	1.4	17	1998	3.4	9
1986	1.5	16	1999	6.7	9
1987	1.6	16	2000	7.9	8
1988	1.7	16	2001	8.8	6
1989	1.7	14	2002	-	5
1990	1.8	15			

出所：中国対外経済貿易年鑑編輯委員会『中国対外経済貿易年鑑』各年版、中国社会科学出版社。中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑』各年版、中国統計出版社。中国経済年鑑編輯委員会編『中国経済年鑑』各年版、中国経済年鑑出版社。総務省統計局統計研修所『世界の統計・2003』、総務省統計局、235頁。

として小さかったことも事実であった。また、貿易依存度は1952年から1978年までの27年間で平均8.1%とのことで、経済の海外市場への依存が小さかった。

1978年12月の中国共産党第11期3中全会を機に、中国は1979年からいわゆる改革・開放路線への大転換を開始した。この改革・開放路線下で、1970年代からの対外貿易の好調さが維持されている。表8-2は、表8-1の続きで、1979年以降の中国の貿易状況を表すものである。それに分かるように、1979年から2001年までの23年間、中国の輸出入は平均15.5%の高率で成長している。特に改革開始の1979年から中国がGATT加盟申請した1986年までの7年間の輸出入の平均成長率は19.9%に上っている。ドルベースで見ると、16年間の輸出と輸入は、ともに平均17%強の成長率となっていて、同時期の年平均9.3%（人民元ベース）の経済成長率を大きく上回っている。

1979年以降の中国の輸出入の成長はそれまでに比して、以下の二つの変化をもたらしたと言える。

一つには、中国の輸出入が世界に占めるシェアの増大である。表8-3に明らかなように、1978年、世界に占める中国のシェアは0.8%であったが、16年後の94年には、2.9%となり、3.9倍に拡大している。貿易の規模から見る世界順位も、同期間中、32位から11位に踊り出ている。

二つには、貿易依存度の上昇である。表8-1、表8-2が示すように、中国の貿易依存度は、1978年の9.8%から一挙に1994年の43.7%に急上昇した。1980年代以降の人民元の相次ぐ切り下げが、貿易依存度を大きく押し上げる要因として考えられるものの、貿易の成長率が経済成長率を大きく上回っていることを考慮すれば、貿易依存度はやはり着実に高まっていると言える。

貿易依存度の高まりは、文字通り、一国の経済成長がますます対外貿易すなわち輸出入に頼っていくことを意味するものである。一旦貿易依存度が高まれば、経済が構造的に外向型経済にシフトするので、国内市場だけでは経済成長を図りにくくなる。しかし注意すべきは、中国政策当局にとっては、貿易依存度の上昇は必ずしも経済成長にマイナスに働くものでは

ない。むしろ、意欲的に貿易依存度を高めるような貿易振興策を講じてきたのである。

1987年、中国国家計画委員会計画経済研究所の若手研究者、王建がその「国際大循環論」に基づく中国経済発展戦略を唱え、内外の注目を浴びた。この理論は次のような前提を置いている。農村の改革により、中国には大量の農村余剰人口が発生している。この余剰人口は20世紀末までに2億人にも達すると推定されている。一方中国では、これだけの農村余剰人口を工業に吸収する資金もないし、エネルギー・原材料の供給もボトルネックとなっている。これを一挙に解決するには、「両頭在外、大進大出」（原材料調達市場と販売市場を国外に置き、大量に輸入して大量に輸出すること）を特徴とする戦略が最も有効である³⁸⁾。

この理論は、韓国、シンガポール、台湾および香港といったアジアNIESの成功例に影響を受けていることは容易に想像できる。つまり、「国際大循環論」はかつてのアジアNIESが歩んできた輸出志向工業化を中国で再現しようとするものである。総書記趙紫陽の激賞もあって、「国際大循環論」は一時、中国全土を席卷した³⁹⁾。

この「両頭在外、大進大出」戦略を最も典型的に体現したのは加工貿易である。1980年代に入ってから、広東省の深圳などの経済特区を始めに中国沿海地域においては、「三来一補」⁴⁰⁾と称される委託加工・組立方式が急速に一般化してきた。1980年代から、この方式は沿海地域に止まらず、中国内陸部にも広がりつつあった。中国の税関統計によると、1991年に

38) 王建「選択正確的長期發展戰略—關於“國際大循環”經濟發展戰略的構想」、『經濟日報』1988年1月5日号。

39) “天安門事件”の後、趙紫陽の失脚もあって、「国際大循環論」は鳴りを潜めたが、代わりに意味の近い「外向型経済論」が表現として使われるようになった。

40) 「三来一補」とは、「来料加工」、「来樣加工」、「来件裝配」および「補償貿易」のことである。すなわち、中国側は外国の発注者から原材料、部品の供給を受け、または発注者の設計図、サンプルにしたがって、組立・加工を行う。生産された製品は発注者により引き取られ、中国側は加工賃を受け取る。なお、補償貿易の場合は、外国企業からの生産設備の提供を受け、その支払いを労働力、製品などで償還する方式である。

は、委託加工・組立方式による製品の輸出入が、中国輸出入全体の42.4%を占め、同方式製品の輸出が輸出全体に占めるシェアは45.1%に達した。さらに95年に至って、これらのシェアはそれぞれ47%と49.5%に上昇している。

要するに、新中国が成立して以来、1978年までの毛沢東時代にも対外貿易は成長率が高かったが、当時の中国の産業構造や生産技術および取引ノウハウなどからして、1979年からの政策大転換すなわち加工貿易の隆盛がなければ、恐らく今日のような貿易規模の急拡大は考え難いと思われる。中国のGATT加盟を促したのは、先行したアジアNIESの成功例に魅せられた中国が、同じ道を辿ろうとする素朴で分かりやすい心理であったと言えよう。

このアジアNIESへの追随政策は少なくともデータの的に大きな成功を収めていた。一方、海外輸出の急増により、中国は貿易摩擦というこれまで経験したことのない新たな問題に直面するようになった。先進国の低関税および引き下げられつつある発展途上国の関税の下で、中国の廉価な輸出製品の流入を阻止するのは困難である。したがって、非関税措置とりわけアンチ・ダンピング措置（AD措置）は、中国製品の流入を食い止めるのに最も効果的な手段となっている。1983年から92年まで、EC諸国の中国製品へのAD訴訟件数は35件にも上り、ECの同時期におけるAD訴訟の全体の10%を占め、非市場経済国の中で1位に数えられている⁴¹⁾。また、米国において、1985年から94年までのタンピング事実が認定されたAD訴訟のうち、対中国は23件で、対日本の39件に次いで2位を占めていた⁴²⁾。

なお、1990年代に入ってから、対中AD措置を取る国は世界各地に広がるだけでなく、そのAD税率が極めて高いことと案件の大型化は大きな特徴となっている。例えば、メキシコ政府が1993年4月、立て続けに10の決定を下し、10大種類の4,000品目余りにも及ぶ中国製品に対して高額なAD税の徴収を課した。特に、中国製の靴が課されたAD税は、1105%の

41) 張紀康「中国：應當如何對待国外的反傾銷」、『港澳經濟』1996年第3期、41頁。

42) Greg Mastel, *American Trade Laws after the Uruguay Round*, M.E.Sharpe, 1996, p.94.

高率に達した⁴³⁾。1995年、EUの中国製靴へのAD訴訟において、訴訟対象となる中国企業が1,000社を超え、対象となる輸出金額は4億ドルにも及んだ。同じ年に、米国の中国製自転車へのAD訴訟において、訴えられる中国企業は100社以上で、対象となる輸出金額も2億ドル余りに上った⁴⁴⁾。

中国の輸出を取り巻く環境のこうした変化は、逆に中国のGATT加盟の必要性を強化したのである。1980年代の前半は、対外貿易の規模が比較的小さく、中国を取り込もうとする西側諸国の思惑もあって、中国の輸出製品への風当たりがあまり強くなかった。それゆえ、当初は、中国にとってGATT加盟の主要目標は、経済の面において、米国からの恒久的最恵国待遇と一般特恵関税の供与といった単純な輸出拡大に過ぎなかった。しかし、AD措置を代表とする中国輸出製品への国際的な拒否反応が次第に顕著化してきているなか、膨張した輸出規模を如何に維持するかが、GATT加盟の主要目標になりつつあった。実際、1990年代に入ってから、中国では外国のAD措置への対策についての議論が急速に盛んになった。

換言すれば、中国のGATT加盟の誘因は、輸出拡大という「攻撃」から、輸出市場の防衛という「守備」へのシフトを余儀なくされるようになった。後の章で述べるように、この守りの姿勢は中国のGATT加盟交渉に重大な影響を与えたのである。

第3節 GATT加盟の複眼的視点

中国はなぜGATTに加盟しなければならないのか。この加盟動機の解明は、改革期における中国の対外開放政策の基本的な考え方の理解につながるものである。

1992年、中国が市場経済志向の改革路線を一層鮮明に打ち出したことを

43) 『国際商報』1997年1月18日号。

44) 舒玉敏「如何促進我国対外貿易的繼續增長」、『国際貿易問題』1996年第6期、21頁。

きっかけに、GATT加盟問題に関する研究および報道は一気に活発化した。当時の論説や報道の論調では、GATT加盟の「経済的メリット」のみが強調され、中国のGATT加盟を基本的に「経済問題」として捉えるものであった。また、加盟問題を主として「経済問題」として捉える視点は、GATT加盟交渉の過程だけでなく、その後のWTO加盟交渉の段階で主流を占めていた。

本来なら、GATT/WTO加盟問題は、確かに比較的単純な問題である。すなわち、GATTやWTOが国際機関である限り、中国のような世界との経済的結び付きが徐々に強まる国が入ることはむしろ自然的である。だが台湾問題の存在は、中国のGATT加盟問題を経済問題よりも政治問題に傾斜させたのである。この点は台湾当局のGATT脱退問題から既にはっきりしている。ある意味では、台湾のGATT脱退がもつ濃厚な政治的性格は、これに由来した中国のGATTおよびWTOの加盟問題の政治問題としての性格を決定したと言えるかもしれない。現に、中国のGATT認識や加盟問題に関する配慮において、基本的に外交戦略や香港返還といった国家統一という最も重要な政治目標が常に優先されていたことが明らかである。

中国のGATT加盟申請は実際には政治的動機が主に働いたにもかかわらず、なぜ中国の主流的見方が「経済問題」に偏っていたのだろうか。これについては、次の2点で説明できると思う。一つは脱イデオロギーという社会的文脈の影響である。1980年代に入り、中国は国を挙げて経済成長を図るという「経済主義」の時代を迎え、政治を口にすることがむしろ「時代遅れ」という雰囲気社会全体にあった。GATT加盟問題において、台湾問題は実際に中国が最も神経を尖らせる問題であっても、表向きではあまり主因として取り上げがたらない。そのため、加盟のメリットを宣伝するには、経済的メリットだけが強調されることになった。いま一つは、経済要因のウェイトの変化である。中国が加盟申請を行った1986年頃は、その貿易依存度は急速に高まる時期ではあったが、25%台という比較的低い水準にあった。しかしGATT加盟問題が国内で注目され始めた1992年頃は、中国の貿易依存度が34%に上昇し、海外との貿易摩擦も現われ始め

たことに加え、市場開放すなわち外資誘致を経済成長の新たな起爆剤にする思惑がかつてなく強まった時期でもある。

要するに、1986年のGATT加盟申請は主に政治的理由に促されたにもかかわらず、GATT研究が本格的に始まった1992年頃は、中国経済を取り巻く環境が急変した上、脱イデオロギーという社会的文脈の背景下で、加盟動機における政治的要因が意識的にまたは無意識的に見逃されたのである。しかし、後の章で述べるように、中国のGATT加盟問題における政治要因を無視しては、そこに現れる問題の本質を正しく捉えることができない。

※本章は「中国におけるガット加入問題（1950～1994）（上）」、『福井県立大学経済経営研究』第3号、1997年に掲載したものを一部加筆、修正したものである。

第九章 遠のくGATT

1986年7月、中国政府はGATT加盟の申請書を提出した。しかし、最初は比較的順調だった加盟交渉は、“天安門事件”をきっかけに、予想外の長期戦になってしまった。1994年末、GATTがその使命を終えた時にも、中国は依然としてGATTの門外に立たされたままであった。

この章では、次の問題を取り上げて考察する。

まずは、1986年から1994年末までの中国におけるGATT加盟交渉の全過程を紹介し、とりわけ“天安門事件”の発生が加盟交渉に与えた影響と、米国の対中戦略の変化とを観察する。第二は、GATT締約国が中国に対し、どういう市場開放条件を要求してきたか、また中国側はこれらの要求に対し、どう反応してきたかを整理する。第三は、主に中国が受け入れを迫られた加盟条件を中心に、いわゆる国際ルールを一体どう見るべきかを検討する。最後に、1994年末の中国のGATT加盟交渉の失敗が、何によってもたらされたかに対する分析を試みる。

第1節 交渉の難航

第八章で触れたように、GATT加盟交渉は通常、作業部会での審査作業と作業部会外の二国間交渉に分かれて進められる。しかし実際には、中国の場合は、この二つの作業は同時進行ではなかったのである。中国の場合には、作業部会での貿易体制への審査作業が終わらなければ、二国間交渉の開始が認められなかった。なぜならば、締約国にしてみれば、計画経済の下では輸出価格が国家政策の影響を大きく受けるのみならず、貿易に

関する政策・法規の透明度も低い。このような状況下では、関税譲許を主とする二国間交渉で中国からかりに満足できる譲許を得られるとしても、その成果は必ずしも保証されるとは限らない。したがって、中国の貿易制度をGATTルールに照らして審査し、中国から得た譲許を確実に本国の利益につながるような貿易制度の確立が先決条件とされた。

中国の対外貿易制度に対する本格的な審査は、1988年2月に開かれた中国作業部会第2回会議から始まった。88年2月から89年4月にかけて、中国政府は前後8回にわたって代表団を派遣し、非正式会議を含むGATT中国作業部会会議に参加した。この間の会議では、主として中国側が提出した『中国対外貿易制度覚書』を審査するもので、中国代表団はそこで締約国側が出した2千に近い各種質疑に応答した。

この審査作業が大きな前進が見られたのは、1989年4月に開かれた作業部会第7回会議であった。会議は中国の対外貿易制度への審査作業が一応終了することに合意し、次の作業部会第8回会議では第二段階すなわちGATT加盟議定書の作成作業に移ることを決定した¹⁾。

中国にとって、この決定は一つの大きなハードルを乗り越えたことを意味する。関係者の多くは、このままでは、1989年内にもGATT加盟が実現できるのではないかと思っていた。実際には、今でも「89年加盟説」を唱える研究者・政府関係者が中国に大勢いる。この点について、第2節でまた触れることにする。

ところが、1989年6月4日、北京で“天安門事件”が起きた。これまでかなり順調だった中国のGATT加盟交渉は完全に風向きが変わった。西側先進国の中国非難の嵐の中で、1989年7月11日にジュネーブで開かれる予定の中国作業部会第8回会議は無期限に延期されることとなった。この遅延決定の背後には米国の強い影響があったことは言うまでもない。1989年7月に米国議会で可決された中国制裁修正案が、米国の姿勢をよく表わしている。修正案の内容の一つとして、もし「組織的な弾圧が中国

1) 盛宝良「中国復興倒計時」、『神州学人』1994年第3期、12頁。

で強化された場合」、米国大統領がGATTの他の締約国との間で、中国のGATTにおけるオブザーバー資格およびそのGATT加盟の権利について新たに審査することを協議すべきだとしているのである²⁾。

この「新たな審査の必要性」は、中国作業部会その後の展開を方向付けるものであった。1989年12月12日、作業部会第8回会議はようやく召集された。会議中、西側の締約国は、「天安門事件」の後に中国政府が打ち出した「整理・整頓」政策に厳しい視線を浴びせた。「天安門事件」の引き金はインフレーションと党・政府幹部の腐敗である。とりわけ急進的な価格改革による悪性インフレは中国共産党の支持基盤を大きく揺るがした。事件発生後、この悪性インフレの退治は当然最優先課題となった。しかし現実問題として、中国において短期間で効果的なインフレ対策は、従来通りの行政命令に頼るしかなかった。この「行政命令」が多用される中国のインフレ対策が、これまで中国の進めてきた市場経済志向の改革への「逆行」として西側諸国の目に映り、中国の改革・開放路線の継続は疑問視された。中国対外貿易制度への審査作業は完全に白紙に戻された。

1990年9月の中国作業部会第9回会議上、第8回会議に出た懸念は具体的な質問と要求として噴出した。一部の締約国は中国の経済および貿易の状況が近年大きく変化していることを理由に、中国が1986年に提出した『中国対外貿易体制覚書』に対して補足説明を行う必要があると主張した。具体的には、中国に対外貿易体制に関する補足説明の文書を提出することを求め、重点的に『より一層の整理・整頓および改革の深化に関する中共中央の決定』と『中華人民共和国国民経済・社会発展10年企画と第八次五カ年計画綱要』との関係、およびこの2、3年来の中国対外貿易の変化状況について説明を要求した。

締約国の新しい要求に応えるため、1992年2月の作業部会第10回会議で中国は『中国対外貿易制度に関する補足説明』を提出した。この補足文書の内容は、中国で行われている整理・整頓は中国政府が国民経済のマク

2) 馮予蜀著『国際貿易体制下的関貿総協定与中国』、中国対外経済貿易出版社、1992年、221～222頁。

ロ・バランスの回復を図るための積極的な措置であることを説明し、また大量の事実とデータを用いて、中国の改革は整理・整頓によって後退したのではなく、むしろ着実に前進しつつあることを強調した。

だが、この会議において、中国側が中国の対外貿易制度の最新状況を説明し、また既に実施中または実施予定の重大改革案、例えば輸出補助金の撤廃、関税の部分的削減、対外貿易に関する内部規定の公開、輸入調節税の撤廃などを強調したにもかかわらず、米国などの先進国から積極的な反応を得ることができなかった。

ところが、米国などの先進国の露骨な遅延工作を見かねた発展途上国は中国へ支持の手を差し伸べた。発展途上国の審査作業を速めようとの呼びかけがあったため、米国はやむなく中国の対外貿易制度に対する審査段階の一応の終了に同意した。これによって、中国はGATT締約国との間で、実質的な二国間交渉（主に関税交渉）を行うことが可能になった。中国はこの時初めて、各締約国に関税交渉の開始を呼びかけた。

“天安門事件”以降、中国の加盟交渉代表を困らせたのは、中国の経済体制をどう解釈するかの問題である。米国などの先進国にとって、中国が市場経済を導入するか否か、市場経済をどこまでやるかは、政治的にも経済的にも最も重要な含意をもっていた。1992年まで、中国はまだ「市場経済」を全面的に打ち出せず、せいぜい「計画的商品経済」という表現で当時進められている経済改革の性格を表していた。1992年1月1日から中国代表団の秘書長を務めた龍永図は、「我々は市場経済に基づくGATTのルールを守ることが可能なことを交渉相手に説明しなければならなかった。これは到底無理なことで、遂行できない任務だ」と振り返った³⁾。“天安門事件”によって西側諸国が中国の改革路線への不安を高めた中、「市場経済か否か」という問題は一気に重要性を増してきた。先進国側の執拗な追及の前で、中国の加盟交渉代表は言葉に窮することがしばしばであった。

このいわば市場経済の「認証問題」に転機が訪れたのは、1992年初頭の

3) <http://stock21.myetang.com/wto.htm>.

鄧小平の南方講話（南巡講話とも言う）であった。鄧小平は、この南方講話の中で経済成長を図るためにはより大胆な改革・開放政策を採る必要があると訴えた。これを受け、同年10月に開かれた中国共産党第14回大会において、中国の改革目標が「社会主義市場経済体制」の構築にあると初めて明確に打ち出した。中国側の交渉スタッフに言わせれば、このことは中国が市場経済を行うことを堂々と宣言したものだという。実際、彼らはその後の加盟交渉で中国が「市場経済」を行っていると明確に述べた。龍永図らによれば、中国の「市場経済宣言」は経済体制を巡る解釈という難題を取り除いて加盟交渉を前進させる前提となったと指摘し、鄧小平の南方講話の後、「我々はようやく外国の交渉相手と共通な言語で話し合うことができ、真の対話ができるようになった」と述懐した⁴⁾。

しかし実際には、鄧小平の南方講話の加盟交渉への促進効果は必ずしも龍永図らが述べたように大きくなかった。張漢林は中国が市場経済を認めたら、「中国は市場経済なら、関税を十分に低く引き下げなければならないし、輸入数量制限も十分に制限しなければならない。それに政府の経済への介入は十分に減らさなければならない。最後に市場開放の程度は十分に高めなければならない」として、先進国側はかえって別の角度から中国に迫ってきたことを指摘した⁵⁾。

だが、鄧の講話は、先進国に中国の経済改革への興味を再びもたせるきっかけにはなった。この背景下で、1992年12月に中国作業部会第11回会議が開かれた。中国代表は、中国が既に「社会主義市場経済」を目指すことを明確に打ち出しているから、加盟交渉も中国の経済・貿易体制への審査に留まるのではなく、加盟議定書の起草や二国間交渉に入るべきだと主張した。これを受けて、会議では中国代表団が提供した大量の貿易制度に関する資料の継続審査を行う一方、中国の締約国地位に関する議定書内容の枠組みを起草するという同時進行の方法が採用された。これは中国貿易制度への「継続審査」は、米国を始めとする主要締約国の中国の政治・経済

4) 同上サイト。

5) 同上サイト。

体制への厳しい追及がまだ終了していないことを意味するが、加盟議定書の枠組みの起草にこぎ着けたことは加盟に向けた大きな前進であった。

だが、会期中、中国にとっては気になる問題が一つあった。中国の発展途上国資格について、米国が再び疑問を呈したことである。中国は発展途上国としてGATTに加盟することは最初は当然視されていたが、1990年1月に、米国、ECなどは突如中国は先進国並みの条件でGATT加盟すべきだと主張しだした⁶⁾。この要求は中国にとって、GATT加盟がもたらしうる経済的メリットをすべて帳消しにする以上の厳しいものである。しかし、当時中国代表団の事実に基づいた反論が多くの締約国とりわけ発展途上国の理解を得た。パキスタン、インド、メキシコなどの代表は中国が疑いもなく発展途上国であり、その譲許水準も中国の経済発展水準に相応したものでなければならないと強調した⁷⁾。

この発展途上国資格問題という不安材料があるとはいえ、1992年の第10、11回作業部会会議での進展はやはり中国に大きな希望をもたせた。中国の交渉関係者にとって、ようやく加盟交渉が“天安門事件”以後の足踏み状態から抜け出した思いであった。ちょうどその頃、中国では数多くのGATT解説書が出版され、93年でのGATT加盟は確実と見られた。中国全土は、GATT加盟は中国经济近代化戦略の決定版と目される外向型経済に大きく寄与するものとしてGATT加盟礼賛論で賑わった。

ところが、その後の展開はこうした楽観的な予測とは正反対であった。中国のGATT加盟の道程には、次から次へと新たな難関が立ちはだかった。

1993年1月の中国作業部会第12回会議で、中国の「経済特区」が問題にされた。つまり、中国の深圳を始めとする五つの経済特区で実施されている外資優遇措置は、GATT10条3項の「各締約国はすべての法令、判決および決定を一律の公平かつ合理的な方法で実施しなければならない」との規定に抵触するとして、外資の扱いなどの面で経済特区と他の地域との平準化が求められた。無論、これは最も好条件の外資優遇措置を経済特区だ

6) 張彦寧・佟志廣著『関貿総協定実用業務全書』、企業管理出版社、1993年、54頁。

7) 崔大滬・張俊著『関貿総協定与中国企業』、上海交通大学出版社、1994年、80頁。

けに止めず、全土に広げるよう中国政府に要請したものである。これに対して、中国側は「格差解消のプログラムを提示する」と応じ、経済特区の外資優遇措置を全国に拡大する意向を示した⁸⁾。

その直後の93年2月、中国の加盟議定書の起草作業において、米国やECが中国製品に限定した選択的セーフガードの創設を提案した。既に述べたように、中国はポーランドなどの経験から、選択的セーフガードの「特別義務」に対して極めて警戒的であった。当時の対外貿易経済協力相の李嵐清は1993年3月19日の記者会見で、「特別保証措置など必要ない」と退けた⁹⁾。ところが、93年の年末になると、中国政府の態度は突如軟化し、条件付きで選択的セーフガードを受け入れることを表明した。

中国側がこの重大な譲歩に意を決した理由は、他でもなく、1993年12月15日にウルグアイ・ラウンドが妥結されたことにある。93年12月22日、中国対外貿易経済協力省のスポークスマンが、「ウルグアイ・ラウンドの妥結が中国のGATT地位回復のプロセスにさらなる緊迫性をもたらしている」として、大幅な譲歩で局面打開を図る姿勢を示した¹⁰⁾。

1994年4月15日、モロッコのマラケシュでウルグアイ・ラウンドに参加した各国の閣僚が集まり、「WTOを設立するマラケシュ協定」などを含める「最終文書」に署名した。中国がウルグアイ・ラウンドの交渉に参加したため、対外経済貿易協力省次官である谷永江が中国代表団長として、他の122の参加国・地域の閣僚と共に最終文書に署名した。ただ、これによって生じる権利と義務は、中国がGATTに加盟してから初めて効力をもつのである。

1993年末に中国側が選択的セーフガードを承諾したことによって、中国の1994年内の加盟はほぼ確実になったと見られていた。だが、1994年5月11日、北京での国際シンポジウムに参加したGATTのサザランド事務局長が、中国政府が目標としている1994年内のGATT加盟の実現は、

8) 『日本経済新聞』1993年1月14日号。

9) 同上紙1993年4月5日号。

10) 『人民日報』（海外版）1993年12月23日号。

「不可能ではないが困難だ」との見解を表明した。理由は交渉に参加している「多くのメンバー国が（中国の年内加盟は）実現しそうもないという見方をもっている」からだという。さらに、サザランド事務局長は、①外資系企業に対する「内国民待遇」の適用、②特定国に対する貿易面での差別的待遇の撤廃の二項目を中国の加盟の前提として、他の条件をどこまで課すかは締約国との交渉次第であるとした上、中国がGATT締約国としての権利を制限されることに同意すれば、各国は中国に対して、加盟条件を緩めることが可能であるという見解を示した¹¹⁾。この中国の制限されるべき「締約国としての権利」の意味は明らかではないが、米国が執拗に求めている発展途上国資格の放棄ではないかと推測できよう。

1994年6月28日に開催された中国作業部会第17回会議は、中国のGATT加盟交渉の大きな山場となった。会議の席上、中国代表団長の谷永江対外貿易経済協力省次官が交渉日程を速めようと各締約国に呼びかけた。谷団長は、中国は交渉を通じて一部の非関税措置をさらに削減することと、農産物とサービス貿易の譲許表を改正する用意があると表明した。それだけでなく、5月のサザランド事務局長の発言でヒントを得たのか、中国は「決定的」な譲歩案を提示した。それは、中国が「地位回復の三原則」の一つである発展途上国資格を「一部の分野において主張しない」という信じ難い内容であった¹²⁾。

だが、中国の期待とは裏腹に、米国は中国の譲歩に歩み寄る姿勢を微塵も見せず、逆にハードルを一層引き上げた。米国は途上国資格の部分的放棄という中国の譲歩案を不十分なものとして、原則的に全分野において中国を先進国並みに扱うことを強く迫ったのである。

この発展途上国資格の全分野放棄の要求は、具体的に三項目に分かれている。第一、農業分野では、ウルグアイ・ラウンドで決まった国内補助金の削減について、途上国を例外扱いにした項目を中国には適用しない。第二、知的財産権分野において、新ラウンド発効後に新たな義務を遵守する

11) 『日本経済新聞』1994年5月12日号。

12) 『人民日報』（海外版）1994年7月1日号。

国内体制を整えるまでの猶予期間に関しては、途上国には5年間認めているのに対して、中国には先進国並みの1年間とする。第三、国際収支対策や輸入貨物の関税評価、基準認証に関する条項でも先進国と同様の対応を求める。当然ながら、これに対して、中国は「不可能な譲歩を求めている」と批判し、7月29日に作業部会に提出する予定の市場開放・制度改革案は「最終的なもので、もしGATT側が拒否すれば今後協議を続けない」と表明した¹³⁾。

中国作業部会は既に南北闘争の場となった。米国の提案は、カナダ、オーストラリアおよびニュージーランドの支持を得ている。一方、エジプト、ウルグアイ、ブラジル、パキスタン、インド、ミャンマーおよびアセアン6カ国の代表は、中国のGATT加盟条件は権利と義務が均衡の取れる合理的なものでなければならぬと指摘し、中国が1995年に発足する予定のWTO（世界貿易機関）原加盟国の資格を得、途上国としての権利を享受できることを全面的に支持すると表明した¹⁴⁾。

1994年7月20日、米商務次官ガーテンが中国を訪問した。中国対外貿易経済協力省の新任大臣呉儀がガーテンとの会談の際、米国の対応を厳しく批判した。呉は「米国は先頭に立って中国が受け入れ難い条件を示して、中国のGATTの地位回復を妨げている。米国は中国がGATTの地位回復時から、外資系企業への国産化率規定を撤廃することを強く求めている。しかし、ウルグアイ・ラウンドの最終合意文書では、この種の規定の残留に対して、先進国は2年以内、途上国は5年以内を条件に認めている。したがって、米国の要求は道理にない」と指摘した。さらに呉は「8年間の交渉で、中国は既に多くの譲許をしている。だが、中国は権利と義務との均衡を堅持し、決して国家の根本利益について取り引きすることはない。中国のGATTの地位回復は中国のみならず、米国の利益にもなるはずである。しかし、もしGATTの地位回復を果たせなかったら、中国が8年間にわたって払ってきた努力が無駄になるのは残念だが、すべての譲許も無効とす

13) 『日本経済新聞』1994年7月12日号。

14) 『人民日報』1994年7月3日号。

る」との認識を示した¹⁵⁾。

ガーテン訪中直後の7月29日、中国作業部会第18回会議が召集された。中国代表団長龍永図は発言の中で、中国の立場を次のように説明した。「中国の開放戦略は漸進的方式を採っている。中国は最近の外国為替、税制面での改革の成果を消化するための時間を必要としている。したがって、GATT地位回復の交渉期間中、すべての問題の解決が不可能なので、締約国側も中国の市場開放に対して非現実的な期待を抱くべきではない。中国の経済・貿易の秩序ある改革は中国经济および社会安定の重要条件であり、中国の安定かつ持続的な発展こそが、世界に最大の市場参与の機会を提供するものである¹⁶⁾」。

さらに中国代表団は、前回の17回会議で提示された加盟議定書の草案は各国が示した最も厳しい条件を並べたものであり、発展途上国に有利なGATT規定を中国には適用しない条項も含まれているため、断固として受け入れられないと改めて態度を表明した。また会議中、マレーシア代表がアセアン6カ国の代表として発言する中でも、中国の発展途上国待遇を受ける権利を決して剥奪してはならないと強調し、中国支持の態度を鮮明にした。

1993年11月の20日と21日、米国のシアトルでAPEC（アジア太平洋経済協力会議）の非公式首脳会議が開かれた。会議に参加した中国の江沢民国家主席は米国のクリントン大統領との会談で、中国のGATT加盟問題に触れる際に三つの原則を述べた。それは、①GATTは国際機関である以上、最大の発展途上国である中国の参加がなければ、不完全なものである。②中国は発展途上国としてしか入らない。③中国のGATTの地位回復は、権利と義務との均衡を保たなければならない、となっている。この新しい「三原則」は、従来の「地位回復三原則（すなわち、①地位回復方式による加盟、②関税譲許交渉による加盟、③発展途上国資格の保証）」に比して、発展途上国資格の保証という点で同じであるが、あとは異なっている。

15) 『人民日報』（海外版）1994年7月20日号。

16) 同上紙1994年8月1日号。

この加盟原則の変化は、中国側の加盟条件に関する考え方の修正を意味したものである。まず、「GATTの地位回復」という表現を最重要視しなくなったことである。「GATTの地位回復」という言葉をかりに締約国側が黙認したとしても、実際的に新規加盟と手続き的にも条件的にも何ら変わらないことは、中国側は理解するようになった。初期のGATT加盟交渉に参加していた劉顕銘は、「結果から見れば、“地位回復”と新規加盟とは実質的な差がなく、すべての分野について個別的に交渉をしなければならなかったのだ」と認めている¹⁷⁾。次は、「特別義務」を負わないことを原則から外した。これは、加盟交渉が進むにつれ、中国も他の旧社会主義国と同様、関税譲許交渉だけでなく、ある程度特別義務の受け入れも止むを得ないと判断したからかもしれない。そして、以上の修正を踏まえて、中国は加盟交渉の重点を発展途上国資格の保証と権利と義務との均衡という2点に絞った。恐らく、中国側は、加盟交渉はGATTの法体系の枠組みの中での戦いだと認識するようになり、それなら法理的に戦える原則を掲げないと意味がないと戦術を練り直したと思われる。その結果、GATTの法体系からは十分に支持されるものとして、「発展途上国資格」および「権利と義務との均衡」と主張し直した。

第2節 遠ざかるGATT

中国が1995年1月1日に発足する予定のWTOの原加盟国になるには、1994年内でのGATT加盟は先決であった。中国は、このタイムリミットが如何なる経済的・政治的意味をもつかは十分承知していた。政治的には、中国は自国がもともとGATTの原締約国であったこともあって、WTOの「原加盟国」になるのが大国の体面として望ましいと考えていた¹⁸⁾。経済的には、やはりいわゆる「入会費」の問題である。WTO協定が正式に発効す

17) 『北京青年報』2001年10月28日号。

18) <http://stock21.myetang.com/wto.htm>.

るまでに中国がGATTに加盟すれば、譲許を約束する分野は一応従来のGATT枠組みに留まるが、一旦GATT加盟がWTO加盟に変わった場合には、環境や労働条件など今後WTOの枠組に新しく入れられる可能性のある分野についても多大な「入会費」を払わされることになる。

このため、1994年7月29日に召集された18回目の中国作業部会で、中国は一つの作戦に出た。中国側は、この会議で締約国側に示した市場開放・制度改革案が中国の最大限の譲歩案であるため、それを「最終的なもの」とする見解を表明した。これはいくら譲歩しても加盟交渉に実質的な進展が見えないことへの苛立ちであるし、年内加盟というタイムリミットを強く意識して取った行動であると理解できよう。

一方、このタイムリミットを逆に奇貨として意識していたのが米国である。タイミングを見計らって米国は動いた。1994年8月29日、米商務長官ブラウンが多数の財界人を率いて中国を訪問した。

ブラウン長官との会談において、呉儀対外貿易経済協力相が中国のGATT加盟交渉についての基本的立場を説明し、「中国の地位回復交渉における米国の要求が天井知らずのものになってはならない」と米国の姿勢に釘を刺した。ところが、この強気な発言とは裏腹に、中国側は、7月29日に示した市場開放・制度改革案を「最終的なもの」とする発言をあっさり撤回した上、近日中に中国のGATT加盟問題に関する包括的解決案を提出すると表明した。この包括案とは、中国側の非正式の加盟議定書に、新たな譲歩を示す農産物、非農産物およびサービス貿易の三分野の譲許表を加えたものである。呉儀は、この包括案の目的は、「中国の三分野における最大限の譲許を各締約国に示すもので、また（GATTの地位回復）議定書交渉を速めようとする意向を示すものである」と説明した¹⁹⁾。

中国の歩み寄りには、上述のタイムリミットの意識の他に、いま一つ大きな理由があった。今回のブラウンの訪中は、従来の「人権重視」よりも「ビジネス優先」の姿勢に徹したため、中国側の目には、まさに局面打開の

19)『人民日報』（海外版）1994年8月30日号。

好機のように映った。そのため、李鵬首相、江沢民総書記、李嵐清副首相など要人が相次いでブラウン長官と会談し、米中関係の重要性、巨大な中国市場の魅力について熱っぽく説いた。中国は米国重視を演出するため、三つの分野における米中作業部会の設置に合意した。この三つの分野とは、①主要産業の協力の促進、②貿易、投資環境の改善、③米国による経済関連法律の整備、経済制度の改革の支援、となっている²⁰⁾。中国自身がどう認識するかはともかく、このような「米中協力」は実質上中国の経済制度を米国標準にシフトさせることを意味するものであった。

さらに、中国市場の魅力を実感させるために、中国側はブラウン一行に50億ドルに上る商談成約の「手土産」までもたせた。

だが、中国側の「土産攻勢」はまったく功を奏しなかった。1994年9月にジュネーブで行われた第10回米中交渉は、大きな進展がないままに終わってしまった。交渉において、米国側は、他国にとって「良好な商業利益の有無」が中国のGATT加盟実現の鍵であると指摘して、より一層の市場開放を中国側に強く求めた。これに対して、中国代表団長龍永図は、中国が最近提出した市場開放包括案が米国に巨大な商業利益をもたらしうると指摘した上、「米国側が中国との交渉を引き伸ばせば引き伸ばすほどより多くの商業利益を米国にもたらせると見誤ってはならない」と警告した²¹⁾。

年末が近づくにつれて、GATT加盟の年内実現を目指す中国の苛立ちがピークに達した。10月26日、対外貿易経済協力相補佐官龍永図が、中国のGATT加盟の諸条件はほぼ整っているが、唯一欠けているのは、「主要貿易大国」すなわち米国の「政治的誠意」であるという認識を示した。さらに龍は11月3日にも、米国指導者が中国のGATT加盟問題に対して米中両国の経済・貿易関係の発展という戦略的見地から「政治的決定」を下すよう呼びかけた²²⁾。

この「政治的決定」が何を指すかについて、龍は明言を避けた。1994年

20) 『日本経済新聞』1994年8月30日号。

21) 『人民日報』（海外版）1994年9月26日号。

22) 同上紙1994年10月29日号、11月4日号。

5月、対中最恵国待遇を「人権問題」から切り離すことを決定した米国大統領クリントンは、多方面から「中国に寛容すぎる」との批判を浴びた。再選を狙うクリントンにとっては、人気挽回のためにも、中国のGATT加盟問題で「中国と妥協しない」という共産主義と断固戦う姿勢をアピールする必要があった。GATT加盟交渉の終盤における米国の強硬姿勢は、交渉のタイムリミットを利用して中国から最大限の譲歩をもぎ取るという通商上の理由に加えて、この政治的理由（多くの場合は理由というよりも“天安門事件”以降度を増しつつある米国名物とも言える反共・反中ヒステリック）が大きく働いたのである。

中国は米国の遅延作戦が単なる「条件闘争」ではなく、米国の政治体質とも深く関わっていることによりやく気付き始めた。国際経済舞台ではまだ経験不足の中国は、当初GATT加盟交渉を主に貿易問題として考えていた。ところが、現実的には、米国はこの加盟交渉を中国市場をこじ開ける好機として捉えるだけでなく、同時に中国の政治体制を変える好機としても利用してきた。上述の龍永図の発言は、米国指導部が大所高所に立った「政治的」な決断をすることを期待するものであると同時に、いまだに冷戦思考から脱却できないでいる米国への困惑も強く窺わせたものである。

1994年11月、中国のGATT加盟交渉はいよいよ最終局面を迎えた。交渉の段取りは、11月28日から12月19日までに、中国が米国、EU、日本など主要締約国との二国間交渉を行った上で、12月20日の中国作業部会第19回正式会議で、年内の中国のGATT加盟の可否を決定することとなっていた。

ここで、追い詰められた中国はまたもや同じ賭けに出た。1994年11月28日、中国代表団長龍永図はジュネーブでGATTのサザランド事務局長と会談し、GATT加盟に関する「実質的交渉」を年末までに終了したいという中国側の意向を伝えた。この「実質的交渉の終了」の意味について、龍は次のように説明している。第一に、年を越せば、中国は加盟議定書と市場アクセスの交渉において、既定の立場に対する新たな実質的修正をしない。ただし、加盟議定書などの表現上の修正、譲許表のチェックについては、年を越しても応じる。第二に、締約国側から二国間交渉やWTO事務局か

らの交渉要望があれば、年が明けても応じる²³⁾。

交渉に期限を設けたことは、最終的交渉において中国が主導権を取ろうとした面は否めないが、基本的には中国からより多くの譲歩を引き出そうとする米国などの遅延戦術に対する止むを得ない対策であった。実際には、これまで米国に対して従順すぎるほど譲歩してきた中国は、最終段階を迎えた際、相手の歩み寄りを引き出しうるような切り札は既に使い果たしてしまっていた。年内でのGATT加盟を目指す中国には、残る手段はこれしかなかったかもしれない。実際、既述のように、7月29日に中国側は既に自分が提出した案を「最終的なもの」として、それ以上の譲歩がないという発言をしたことがある。その後はすぐにその発言を事実上撤回した。今回、同じ作戦を繰り返したのは、中国側の交渉術の未熟さを露呈したもので、前言撤回の裏に、米国の「甘い話」に引っかかったことも窺える。

12月5日、ジュネーブで行われた米中の二国間交渉において、中国側の交渉期限の発表を巡って双方の間で激しいやり取りが交された。米国代表は、「交渉期限は中国が一方的に決めたもので、米国は〈最後通告〉下で交渉を進めることができない。米国にとって必要なのは、良い協議であり、速い協議ではない。中国の加盟交渉は、商業利益に基づいて行われるべきもので、政治交渉ではない」と述べた。これに対して、中国の龍永図首席代表は、主権国家として、中国はGATT加盟の時期、条件などを自ら決定する権利があると強調した上、中国の「最後通告」説に対して、国際貿易交渉において、最後通告を出すのはいつも米国である。米国が二国間交渉の場でしばしば最後期限を相手に押し付けることこそが、正真正銘の最後通告である」と反論した²⁴⁾。

米国側は、中国側の交渉期限を承認しない立場から、最初は実質的交渉に入ろうとしなかったが、中国側の真剣さを察したのか、3日後の12月8日によりやく実質交渉の席についた。しかし、実質交渉に入ると、米国は一步も譲らず、市場アクセス問題で中国に一層の譲歩を執拗に迫った。米

23) 『人民日報』（海外版）1994年11月29日号。

24) 同上紙1994年12月8日号。

国の要求は、例えば、輸入割当・許可証など156種類の非関税措置の撤廃タイムテーブル、繊維・化学製品の関税の大幅削減、電気通信、保険、卸売りといったサービス分野の市場開放を含んでいた。

中国にとって意外だったのは、EU、日本などの締約国の態度である。これまで米国の強硬姿勢に対して一定の距離を置いてきたEU、日本は、今回の交渉で完全に米国と歩調を合わせ、態度を全面的に硬化させたのである。まず中国との二国間交渉で、EUは繊維製品、輸出許可証などについて多くの注文を付け、農産物についても米国の立場に追随した。日本も欧米と同様、中国の非関税措置の撤廃のタイムテーブルの提出を要求する一方、農産物の関税を日本と同じ水準にまで削減することを迫った。オーストラリアは、もともと中国への羊毛の輸出について中国とほぼ合意に達していたが、今回は突如態度を急転し、中国に輸入割当を関税に切り替えるよう要求した²⁵⁾。

ほぼ同じ時期の12月中旬に、北京で米中知的財産権保護交渉が行われていた。この交渉は、そもそも米国が効果的に中国に圧力をかけるために、GATT加盟交渉の詰めの段階に合わせて仕掛けたものである。交渉中、米側は「中国が米国の要求を受け入れなければ、中国のGATT加盟交渉を終えないし、さらに中国に制裁をも加える」と露骨に脅迫した。これに対して、12月15日に中国対外貿易経済協力相呉儀は、「米国の制裁リストの提出日は、中国の制裁対抗リストの提出日でもある」と激しく応酬した²⁶⁾。

この時点において、中国が年内にGATT加盟を実現することは事実上絶望的なものとなった。

1994年12月20日に開かれた中国作業部会第19回会議では、中国のGATT加盟について合意に至ることができなかった。1995年1月1日にWTO協定が発効する前に、GATT加盟を目指す中国の思惑は、とうとう打ち碎かれた²⁷⁾。

25) 『参考消息』1994年12月21日号。

26) 『人民日報』（海外版）1994年12月16日号。

27) ただ、GATTが1995年末までWTOと並存するため、中国は1995年末までGATT加盟によってWTOの原加盟国となる可能性は1995年末まで残っていた。

中国のGATT加盟交渉がこじれたのは、中国が米国などの主要締約国の要求を受け入れなかったためである。しかし最終段階での主要締約国の要求は一体どんなものだったであろうか。不明な点がまだ多いが、入手できる資料によれば、それは主に、①中国のGATT並びにWTOにおける発展途上国資格の放棄、②中国の国有貿易体制の全面撤廃なくしては、市場アクセス問題について中国と交渉しないこと、③中国での外資系企業に課す国産化率規定をGATT加盟に即時撤廃すること、④中国が先進国間での関税率に関する合意案に参加しなければ中国からの工業製品の輸出を認めないこと、⑤中国人民元の外貨との自由交換の即時実現、⑥156の非関税措置を撤廃するタイムテーブルの提出、となっていた²⁸⁾。

以上の諸要求を個別的に検討してみよう。①は後述のように、明らかに一般的な常識に反するものであるが、他の要求の前提になっていることが重要である。②については、中国の現経済体制の完全放棄を要求するもので、貿易問題の領域を超えた政治的要求である。ここで強調しておきたいのは、GATTの枠組みにおいて、経済体制に関する規定は一切ない。まして、米国でさえ重要な国家貿易分野を残している現状を見ると、要求の正当性が一層疑われる。③の問題点は①に通じるが、ウルグアイ・ラウンド協定文の猶予期間規定を完全に無視するものである。④も基本的には①と同じで、中国を途上国として認めないことで、中国の関税率を先進国並みの水準まで引き下げさせることを狙っている。⑤については、中国は既にこれまでの二重為替レートを一本化し、数年内で人民元の交換性の実現を約束している。ただその後のアジア通貨危機の影響で中国は金融自由化に関して慎重になった。⑥についていえば、問題は存在するが、中国のGATT加盟を阻止する理由にはならない。事実、非関税措置の定義がもとも難しい上、先進国でさえ非関税障壁が多数存在しているのが現状である。

米国に立場が近い日本でさえ、94年末の中国の態度硬化が「米国が過大な要求を突き付けた」ためであるとして、米国の強硬路線を批判した²⁹⁾。

28) 『新民晩報』1994年12月30日号。

29) 『日本経済新聞』1994年12月20日号。

オーバーホルトは中国の市場開放度に関して次のように指摘している。米中の「市場参入に関する厳しい対立にはアメリカの経済界から強い支援がなかった。業界は、中国市場への参入はアメリカと緊密な同盟関係にあるアジア諸国への市場参入に比べ、とりわけ違いがないと考えていたからだ。実際中国は、自国製品が市場における支配的地位を確立する以前から、競合関係にある西側の有力ブランドの参入を認めていた。日本や韓国ではとても考えられないほどだ³⁰⁾」。

中国政府にとって、1994年12月のGATT加盟交渉の失敗は二つの厄介な問題に直面することを意味する。第一に、前述のように、1995年1月1日にWTO協定が発効すれば中国の加盟条件は従来のGATTではなく、それよりはるかに厳しいWTOの基準が適用されることになる。第二に、台湾問題、香港問題から生じる政治的プレッシャーがますます強まる。今後もし中国のWTO加盟交渉が長期化すれば、加盟条件の成熟度と米国の政治的支持の有無という二つの側面で有利な立場にある台湾が、中国大陸に先んじて加盟する可能性は否定できない³¹⁾。一方香港は、1948年6月にイギリスの附属地としてGATTに加盟したが、1997年7月香港が中国に返還された後、「中国香港」の名義で独立関税地域としてWTOのメンバーに留まる見通しである。もし香港返還の前に中国はWTO加盟が実現できなければ、政治的問題が生じるだけでなく、中国の対米貿易黒字を巡る貿易摩擦が激化するかもしれない。今まで中国は、米国の貿易統計は、中国の対米黒字を誇張するため香港の対米輸出を中国の対米輸出にすり替えていると批判してきた。しかし香港が中国に返還された場合、中国のこれまでの説得力が薄らぎ、一層米国からの圧力を受けやすくなると予想される³²⁾。

30) William Hverholt, *The Rise of China - How Economic Reform is Creating a New Superpower*, W.W.Norton, 1993 (ウィリアム・H・オーバーホルト、浅野輔訳『中国、次の超大国』、サイマル出版会、1994年、307頁)。

31) 関税与貿易総協定上海研究中心「关于中国復関和加入世界貿易組織前景及相關問題」、『世界貿易組織動態与研究』1995第4期、5頁。

32) 関税与貿易総協定上海研究中心「中国進入世界貿易組織阻力重重」、『世界貿易組織動態与研究』1996第1期、29頁。

第3節 加盟条件の整理

1 客観基準のない加盟条件

前節でも見てきたように、通常の加盟手続きは、一つは、作業部会による加盟申請国の対外貿易制度とGATT整合性などへの審査で、二つは、加盟申請国と現締約国との二国間交渉による関税・非関税措置に関する削減・撤廃交渉である。しかし、前者の場合には、一国の貿易制度、貿易関連法律とGATTとの整合性を客観的に評価する厳密な物差しがなく、可否の結論には締約国の主観的な判断が入る余地がある。後者の場合には、関税率のような比較できる数値的指標があるものの、非関税措置のような灰色措置が多く含まれる部分への客観評価は、自ずから限界がある。

さらに、GATT加盟条件は、もともと主要締約国すなわち米国の意思に大きく左右されるため、あつてないようなものと言っても決して過言ではない。このことを示す二つの代表的な事例がある。一つ目は、1966年に西側諸国がユーゴスラビアをGATTに受け入れた例である。当時のユーゴスラビア経済はGATTのいわゆる加盟基準を満たしていない。にもかかわらず、西側は同国の旧ソ連が率いる社会主義陣営からの離脱を支持するため、あえてユーゴスラビアをGATTに加盟させた³³⁾。

二つ目は、既に触れたように、中国の「89年末GATT加盟説」の存在である。

1989年6月に“天安門事件”が起きなかったら、中国がその年末に既にGATT加盟を果たしているというのは、中国のGATT研究者および政府関係者の支配的な見方である。

馮予蜀は1992年の著書で次のように指摘している。「事実上、1989年6月までは、米国など西側諸国が中国のGATT加盟時期を1989年末に設定し

33) 馮予蜀著『国際貿易体制下の関税総協定与中国』、中国对外経済貿易出版社、1992年、223頁。

ていたのである。その時の中国の対外経済・貿易の改革は決して現在ほどGATT規定に合致するものではなかったが、政治的要因が働いた。というのは、戦略的意義からいうと、当時米国が旧ソ連への対策としてチャイナ・カードを切る必要があったからである³⁴⁾。

シンガポール東亞政治経済研究所長のジュン・ウォンも、この「89年末加盟説」を支持している。「中国は89年初めに加盟に必要なすべての技術的な必要条件を満たしていた。そしてGATTは、中国を改革中の社会主義経済として、加盟議定書の最終条項をまとめるばかりになっていた。しかし、申請の基盤になる中国の政治と経済が、天安門事件によって急変してしまった³⁵⁾」。

しかし、「89年末加盟説」をより具体的に裏付ける資料がまだ少ない³⁶⁾ため、これを疑問視する見方も一部にある。代表的な疑問の一つは、もし中国のGATT加盟が1989年末に予定されていたというならば、これほど重要な出来事がなぜ当時表沙汰にされなかったかということである。このような疑問に対して、次の説明は妥当であろう。

すなわち、前述したように、実際には、中国のGATT加盟は中国にせよ国際的にせよ、当時は決して重要な問題として見なされていなかった。この問題が国際的に注目を浴びようになったのは1992年以降のことであるし、中国国内でGATT加盟メリットが大々的に喧伝され始めたのもその頃からである。かつて中国が世界銀行、IMFに加盟した時と同じように、もし1989年に中国がGATT加盟を果たしたとしても、恐らくほとんどの人が気にもとめなかったであろうと思われる。

中国のGATT加盟交渉さらに後のWTO加盟交渉に直接参加し、長らく中国首席代表を務めた龍永図は、1990年代に入って中国のGATT/WTO加盟問題が世界の注目の的として騒がれたのは、他でもなく米国がこの問題を故意にまた大いに政治化したからだと指摘している。また龍は「89年末加盟説」について、「1989年“6・4”（＝“天安門事件”）の直前に至り、中

34) 同上書、同上頁。

35) 『日本経済新聞』1995年10月26日号。

国のGATTの地位回復交渉が既に最終段階に入っていて、その年の未までにこの問題が完全に解決できたはずである」と証言している³⁶⁾。

したがって、GATTへのいわば中国の「加盟条件」を考える場合、従来のGATT加盟基準の曖昧さに加え、少数の主要締約国の政治意向がものを言う特徴をもつため、GATT加盟基準そのものは場合によって大した意味をもたないということにまず十分に留意する必要があると思われる。

2 関税と非関税措置

無論、上述の事実が存在するからといって、中国は何もせずにGATTに加盟できるわけではない。以下では、関税と非関税措置という二つの分野から中国の加盟条件を整理してみる。関税と非関税措置に絞るのは、これらはもとよりGATT加盟にあたって譲許・削減交渉が行われなければならない基本分野だからである。知的財産権、サービス貿易、貿易関連投資といったウルグアイ・ラウンドの新しい分野にも注視する必要があるが、知的財産権分野に関しては、法制度上、中国は比較的早い段階で発展途上国として最も高い保護水準に達している他、サービス貿易や貿易関連投資分野に関しては、金融市場の開放、国産化率規定の廃止といった自由化要求が締約国側から出ていたものの、分野全般にわたる自由化要求が出たのは1995年WTOが正式に発効した後のようである。

中国において関税は主に二つの役目をもっている。一つは、輸出入の調節で、二つは、国家税収の確保である。中国の関税品目分類は、1992年までは主に従来の「関税協力理事会品目表」(CCCN)を援用したものであったが、1992年から、1988年に発足し現在では世界の主流となった「国際統一商品分類」(HS)に移行した。HS基準が世界の関税交渉の土台となっているため、中国のHSの導入は、GATT加盟上の不可欠な一步であった。

36) 龍永図(録音整理)「龍永図談我國復関談判(上)」、『世界貿易組織動態与研究』1996年第3期、3頁。

1986年の時点では、中国の名目平均関税率は42.5%前後で、加重平均関税率は22.5%前後であった。同時期のGATT締約国の平均関税率では、先進国と発展途上国はそれぞれ4.7%と13%～16%だったので、中国の名目関税率は際立って高いと言わざるを得ない³⁷⁾。

1993年1月、中国は自主的に広範囲の関税率の引き下げを行った。引き下げの範囲は3,368関税品目に及び、平均の下げ幅は7.7%であった。同年の12月に、中国は2,898品目の関税に対して、平均8.8%の引き下げを決定した。ただ、中国が引き下げを決めたのは恐らく貿易量が少ない関税品目に集中していたと思われる。なぜならば、1994年以降の加重関税率もそれまでと変わっていないからである。94年には、中国の平均関税率は35%で、加重平均関税率は22.5%となっている³⁸⁾。

最も中国に関税引き下げの圧力をかけたのはECであった。1992年にECは中国に平均関税率の上限を30%にするという要求を提示した。93年になると、EC (=EU) はさらに、平均関税率の上限を、工業製品の15%～20%と農産物の20%～25%に設けることを中国側に要求した³⁹⁾。

中国関税当局の江東虹によれば、1994年9月から11月までの間、中国は包括的関税譲許案を締約国側に提示した。その主な内容は、次の通りである。第一、全部の6,265関税品目の関税率に対して全面的に引き下げ、平均関税率を従来より55%削減し、その結果として平均関税率を1992年の42.5%から19.2%に引き下げる。第二、GATT加盟が実現された時点で、まず関税率の上限を35%にし、5年以内にこの上限をさらに30%に引き

37) 名目関税率はともかくとして、中国の実行関税率がかなり低いことは、よく指摘されている。改革期において、中国は外資進出の奨励策として、輸入品に対する各種の関税減免措置を導入した。高く見積もっても、1994年の中国の平均関税率はせいぜい12%～16%程度で、当時GATTに加盟している発展途上国の平均水準とあまり変わらないという（張彦寧・佟志廣著『関貿総協定実用業務全書』、企業管理出版社、1993年、73頁）。

38) 張彦寧・佟志廣著『関貿総協定実用業務全書』、企業管理出版社、1993年、73頁。

39) 汪東虹（録音整理）「我国復関談判中的関税減讓談判」、『世界貿易組織動態与研究』1996年第5期、11頁。

40) 同上誌、10～11頁。

下げることを約束する⁴¹⁾。ただし、中国は自国産業の保護に、以上の上限制限を受けない例外リストを同時に提出した。この例外リストに入っている品目数は、合計592で、全関税品目数の10%を超えない⁴¹⁾。

一方、1994年12月の作業部会会議で先進国は中国にいわゆる「ゼロ関税および協調関税案」の受け入れを執拗に迫った。「ゼロ関税および協調関税案」とは、ウルグアイ・ラウンドなどで、工業製品の関税の一層の削減と撤廃について達成された合意のことである。この合意は当初、あくまでも先進国間のもので、発展途上国には強制力をもたなかった。中国としてはそのような要求を受け入れられない理由が当時三つあった。第一に、関税は依然として中国の主要な国家財政収入の一つで、近年およそ国家財政収入全体の5分の1を占めている。第二に、最初の関税譲許としては、中国が約束している関税削減幅は既にかかなり大きいので、これ以上の削減は今後数年間の実際状況を見極めないといけない。第三に、先進国のゼロ関税案には、繊維製品と化学製品など中国の最も重要な産業が含まれている。もし先進国の要求に従えば、数百万人の雇用問題のみならず、中国の国内産業そのものが潰される恐れがある⁴²⁾。

非関税措置については、中国の場合、主要なものとしては輸入許可証制度、外国為替制度、貿易政策の統一性と透明度、対外貿易権などあるが、1994年頃のそれらの状況を概観しよう。

(1) 輸入許可証制度

輸入許可証制度は中国の主要な非関税措置の一つである。現行の輸入許可証制度は1984年から実施され、1993年頃までこの制度の適用対象は全関税品目の2%にしか及ばなかったが、輸入総額に占めるシェアは30%であった⁴³⁾。

輸入許可証制度が生まれた背景は中国の外貨不足である。貴重な外貨で

41) 汪堯田・周漢民編『世界貿易組織総論』、上海遠東出版社、1995年、106頁。

42) 同上書、107頁。

43) 汪堯田・于申編『関貿総協定与中国経済』、中国対外経済貿易出版社、1993年、74頁。

必要不可欠な技術や設備などを輸入するためには、何よりも不必要な輸入、特に中国で多く見られる重複輸入を避けなければならない。ただ、輸入許可証制度そのものはGATTが条件付きで認めている非関税措置の一つで、多くの国が導入している。中国の輸入許可証制度は、無差別性、透明性などの面でGATTの規定から必ずしも逸脱していないが、一部の締約国から見れば、この制度は中国の計画経済の下では強力な輸入制限措置になりうるもので、以前から撤廃の声が強かった。

GATT加盟を申請した後、中国は輸入許可証の削減に踏み出した。1992年には、輸入許可証を53種類から半年以内で16種類に減らし、さらに、3年以内に3分の2の輸入許可証を減らすことを公表した⁴⁴⁾。しかし、先進国はあくまでも全廃を要求している。

(2) 外国為替制度

中国では、1994年まで内外差別的な為替レートによる二重為替レート制度が実施されていたが、94年1月1日から法改正により為替レートが一本化された。1996年7月まで、外資系企業に問題視されていたのは、企業の外貨取得方法に見られる内外差別であった。

中国において外資系企業は操業に必要な外貨を自ら取得する必要がある、過不足が生じた場合には、他の外資系企業等と外資交換市場（スワップセンター）で融通することができる。以前は、中国企業の外貨取得がより制限されていたため、この制度は外資系企業への優遇と見られた。しかし、1994年4月に銀行間のインターバンク市場が開設され、貿易決済に関する限り中国企業が外国為替指定銀行との間で外貨を制限なく売買できるようになったため、外資系企業への差別に転じたのである⁴⁵⁾。

外資系企業の不満を払拭するため、中国は1996年7月に内外企業の外為制度を統一し、外資系企業も中国企業と同様、輸出代金として得た外貨

44) 張彦寧・佟志廣編『関貿総協定実用業務全書』、企業管理出版社、1993年、73頁。

45) 通商産業省通商政策局編『(1996年版) 不公正貿易報告書—WTOから見た主要国の貿易政策—』、通商産業調査会、1996年、360～361頁。

は外為銀行に売却し、輸入等で必要な外貨は外為銀行で取得できる体制を実現した。

さらに、中国は従来、2000年をめどに、人民元の交換性の実現を約束していたが、1996年12月1日からのIMF 8 条国への移行によって、モノとサービスの経常取引について、人民元と外貨との交換は規制が撤廃された⁴⁶⁾。後日談だが、人民元の交換性は、1979年に起きたアジア通貨危機により、中国政府が慎重な姿勢に変わったし、WTO加盟国も自由化圧力をかけにくくなったため、2003年6月現在も実現していない。

(3) 貿易政策の統一性と透明度

中国では従来、貿易制度は全国統一的なものであったが、それを律する法制度は不十分であった。改革期に入ってから経済特区などでは統一制度と異なる外資優遇政策が認められ、各地方の自主権の拡大、中央政策の厳密さの欠如などを背景に、地方政府が中央政策と相反する独自政策を採る傾向が強まった。締約国はこのような状態では外資系企業の最恵国待遇による利益が損なわれかねないとして、早急な是正を要求していた。この問題への対応策として、中国は1994年5月に『対外貿易法』を成立させ、同年7月に実施に移した。

貿易政策の透明度も締約国側が長きにわたって懸念をもつ問題の一つである。以前では計画経済の性格から、対外貿易政策は公開の法規・条例よりも内部規定・通達で貫徹される面が多かった。また、改革期という経済体制の転換期において、多くの新しい政策・法規自身が実験的な性格をもつため、予期せぬ修正が迫られる場合が多い。しかし、締約国から見れば、こうした状態は外資系企業の政策予見能力を著しく低下させるもので、中国に対して貿易政策透明度の向上を求める声が絶えなかった。

中国もこの問題の重要性を十分に意識していた。GATT加盟交渉を始めてから、締約国が提供を求める資料をほぼ全部提供しているし、相次い

46) 通商産業省通商政策局編『(1997年版) 不正貿易報告書—WTOから見た主要国の貿易政策—』、通商産業調査会、1997年、360頁。

で1979年以来の対外経済貿易に関する法規と通達を公開し、744に上る内部通達を廃止した。さらに、1994年から政府は中央政府の外貨輸入に関する指令性計画と地方政府の外貨輸入に関する指導性計画を編成しないことを決定している⁴⁷⁾。この他、貿易関係法規を周知させるため、1993年10月に対外貿易経済協力省広報が創刊された。

(4) 対外貿易権

対外貿易権とは、企業が輸出および輸入を行う権利のことである。中国の現行制度下では、中国企業には一部しかこの権利が与えられていず、外資系企業は許可の対象にはなっていない。締約国側の不満は、このままでは輸出入の段階で多数の企業が自由に競争する状態にないため、外国製品の市場アクセスが妨げられる可能性が高いという点に向けられた。また、外国企業を排除することは、GATTの内国民待遇原則に背くことにもなる。

対外貿易権が許可制となっているのは、これまでの貿易企業への自主権拡大の改革において、いろいろな予想外の混乱が生じたため、政府が慎重に改革策を見極める必要があったからである。また、外資系企業への対外貿易権の認可を渋っているのも、競争力の弱い本国企業の保護も理由の一つであるが、外資系企業の投機活動による金融混乱への危惧も大きな理由とされていた⁴⁸⁾。

以上、中国の主要な非関税措置における問題点と対応を個別的に見た。1994年末、中国はGATT加盟が実現した場合には、非関税措置の対象品目を全6,000余りの関税品目から700品目に削減し、さらにそのうちの600品目余りについても撤廃のためのタイムテーブルを示した⁴⁹⁾。中国の関係者よれば、この約束が実現された場合、非関税措置の対象となる関税品目が100

47) 汪堯田・付明「世界貿易組織的行政誕生与中国復関進程」、『世界貿易組織動態与研究』1994年第2期、14頁。

48) 中国の政策当局は、一旦外国企業に外国貿易権を認めると、これらの企業は為替の裁定取引などの為替投機に走りかねないと懸念していると1996年にある中国のGATT研究者が筆者に語った。

49) 『人民日報』（海外版）1994年12月9日号。

以下に減り、多くの先進国よりも少ない数となる。一方、主要締約国は中国にすべての非関税措置についての撤廃タイムテーブルの提示を要求していた⁵⁰⁾。

第4節 ルールの再検討

さて、GATT加盟交渉において、中国と主要現締約国すなわち米国との最大の争点は三つある。それは、①中国を発展途上国と見なすか否か、②米国が中国に恒久的最恵国待遇を供与するか否か、③中国が選択的セーフガードを受け入れるか否か、である。以下個別的に検討してみる。

1 発展途上国資格の問題

前述のように、発展途上国としてGATTに加盟することは、中国の「地位回復三原則」の一つである。当然ながら、それはGATTの発展途上国への優遇規定を受けることが狙いである。GATT関連の諸協定においては、発展途上国への優遇措置を定める条項がいくつかあるが、発展途上国に実質的なメリットをもたらしているのは、36条8項の「非互惠主義」および1971年東京ラウンドの「授権条項」によって法的に承認された一般特惠関税制度である。とりわけ「非互惠主義」は、中国にとっては、先進国の市場開放圧力に対抗するための大きな武器となる。さらに、ウルグアイ・ラウンド合意を視野に入れると、自由化措置の実施にあたって、いくつかの分野において猶予期間の設置といった発展途上国への配慮は、不十分とはいえ、中国にとってはやはり有利である。

問題は、中国が発展途上国に属しているか否かである。発展途上国の定義について、GATT18条1項では、「①経済が低生活水準を維持すること

50) 汪克田・周漢民編『世界貿易組織総論』、上海遠東出版社、1995年、415頁。

ができるにすぎず、②かつ、開発の初期段階にある」というように記述されている。この定義によって発展途上国のイメージはある程度掴めるが、より具体的な規定がないため、曖昧さが残る。しかし、実際には、GATTにおいて発展途上国の概念はもともと非常に弾力的なものであった。諸国のかつての加盟経験から見ても、加盟国が「発展途上国」と名乗った場合、現締約国の反対さえなければ、そのまま「発展途上国」として認められる。またその身分もかなり自由に変更することさえできたのである。例えば、ポルトガルは当初「先進国」として加盟したが、その後政権が交代して、新政権が本国を「発展途上国」の身分に変更したい旨をGATTに申し出て承認されたケースがある⁵¹⁾。

他方、国際的には、一国が先進国か発展途上国かを見極めるに際しては、所得水準を目安とする場合が多い。IMF（国際通貨基金）の加盟規定では、発展途上国は14条で加盟し、先進国は8条で加盟することが定められ、さらに、1人当たりのGDP（国内総生産）が8,600ドル以下の国を発展途上国と規定している。1980年に中国がIMFに加盟した時、当然ながら14条国としてであった。その後の中国は高成長を続けているとはいえ、1人当たりの所得水準は国際的に見てまだかなり低い。GATT加盟を申請した1986年から94年末現在まで、中国1人当たりの所得水準は400ドル前後で、たとえ購買力平価で計算しても1994年頃ではせいぜい2,000ドル程度ではないかと思われる⁵²⁾。1996年12月1日に、中国はIMF8条国に移行した。これはあくまでも先進国の金融自由化の要求に応えたもので、中国が発展途上国の待遇を放棄したことを意味しない。

一方、IMFと同じように、EC（＝EU）も一般特惠関税制度の適用国は1人当たりの国民所得が8,000ドル以下の国に限定しているが、中国はその適用国となっている。この他、EC（＝EU）以外の先進国でも米国を除い

51) 馮子蜀『国際貿易体制下の関貿総協定与中国』、中国對外經濟貿易出版社、1992年、93～94頁。

52) 汪明「在復関談判中解决好我国的發展中国家地位問題的思考和建議」、『世界貿易組織動態与研究』1995年第12期、5頁。

53) 同上誌、同上頁。

てほとんど中国に対して一般特惠関税を供与している⁵³⁾。

これだけでなく、1983年、中国政府が多角的繊維取決（MFA）の加盟申請書において、「中国は発展途上国であり、経済発展水準が相似の他の発展途上国と同等の待遇を受ける権利がある」と主張した。これに対して、異議を申し立てる国が一つもないため、GATT繊維委員会でも中国の申請が満場一致で承認された。よって、84年1月より中国は多角的繊維取決の加盟国となり、同取決における発展途上国へのあらゆる優遇を受けてきた⁵⁴⁾。

GATTの発展途上国に関する定義と運営上の柔軟性、中国経済の実態、国際的慣行を踏まえて考えると、中国は発展途上国であることには疑問の余地がない。問題は、にもかかわらず、なぜ中国は「発展途上国の身分での加盟」をわざわざ数度にわたって「地位回復三原則」の一つとして掲げなければならなかったのかということである。中国が早い段階で米国が中国の発展途上国資格に異議を唱える意図を察知した可能性は低い。なぜならば、前述のように、1989年6月の“天安門事件”までは中国のGATT加盟交渉がまとまる寸前まで順調に進んでいたからである。当時、発展途上国資格の問題が存在したとすれば、交渉がこれほど円滑に進むとは考えにくい。第1節で触れたように、米国などが中国のいわゆる「発展途上国資格の問題」を槍玉に挙げたのは、1990年以降のことである。

筆者は、中国がGATT加盟を申請した当初に発展途上国としての加盟を「地位回復三原則」の一つに掲げたのは、GATTの国、地域への分類に関係があるのではないかと考えている。上述のように、GATTでは発展途上国に対する概念の運用がかなり弾力的だが、一方、世界の国・地域に対して、「先進国」と「発展途上国」との分類も年度報告などの文献で行っていた。ところが、旧ソ連、中国などの社会主義諸国は、上の二つの類別に入らない「東側貿易国」というカテゴリーで分類されていた⁵⁵⁾。つまり、常識的に見ると、中国は当然発展途上国であるが、GATTに曖昧

54) 崔大滬・張俊著『関貿総協定与中国企業』、上海交通大学出版社、1994年、89～90頁。

55) 馮予蜀『国際貿易体制下的関貿総協定与中国』、中国對外經濟貿易出版社、1992年、94頁。

な分類が存在する以上、やはり中国には不安があったと考えられる。したがって、中国としてはポーランドなど旧計画経済国の苦い経験からも、加盟交渉を開始する前に「東側貿易国」としてではなく「発展途上国としての加盟」をアピールする必要があるのではないと思われる。

一方米国の狙いは単純である。「先進国並み」の条件を中国に飲ませておけば、あらゆる面で中国の市場開放を高い自由化の度合いで進めることができる。しかし、米国の要求に無理があることは明白である。第一に、GATT/WTOの発展途上国規定の無視である。もし中国のような平均的所得水準の低い国でさえ発展途上国として認められないならば、GATT/WTOのルールが大混乱に陥り、GATT/WTOのみならず、他の国際機関の発展途上国への特別配慮まで形骸化する恐れすらある。第二に、米国の公式見解と自ら相矛盾する。例えば、米商務省が中国製品に対するアンチ・ダンピング（AD）調査を発動する場合、価格の適正度を調べる際、よくインド、パキスタンなど低所得の発展途上国を中国経済の「代替国」に見立てることが知られている⁵⁶⁾。

2 GATT35条問題

第八章で触れたように、米国からの恒久的最恵国待遇の供与は中国GATT加盟の主要目標の一つであり、「地位回復」の表現にこだわっていた大きな理由でもある。中国側は、もしGATT35条下で加盟をした場合、米国が対中恒久的最恵国待遇の供与を拒否することが難しいと考えていた。だが、米国は最恵国待遇という中国に圧力をかける最も効果的手段の喪失に拱手傍観するわけがない。

1991年12月20日にGATT事務局より各国に配布されたウルグアイ・ラウンド最終合意文書案（ダンケル・テキスト）では、「一般協定第35条の解釈に関する了解事項」が盛り込まれ、従来のGATT35条に対して次のよう

56) 汪明「在復関談判中解決好我国的發展中国家地位問題的思考和建議」、『世界貿易組織動態与研究』1995年第12期、6頁。

な改正案が提示された。すなわち、「各締約国および一般協定に加盟しようとしている政府は、互いに第三十五条を援用する権利を侵害することなく、加盟しようとしている政府のGATT譲許表の作成に関する交渉を行うことができる⁵⁷⁾」。一言で言えば、この改正案は、かりに現締約国が加盟国との間で関税交渉を行ったとしても、同加盟国がGATTに加盟する際に、現締約国が同国に対してGATT35条を援用することができることを意味する。

言うまでもなく、このGATT35条の改正案は、米国が中国を狙い撃ちするものである。このことは米国がGATT35条の改正を求めた唯一の国であるという事実からも明らかである。米国は一石二鳥を狙った。米国内法の関係で、中国がGATT加盟を果たした場合、米国は実際中国への無差別原則に基づく最恵国待遇の供与が難しいのではないかとの見方が有力だった。そのため、米国は中国との関税交渉を長い間躊躇していた。一旦新規加盟国と関税交渉を行ったら、締約国はその国に対して「協定の不適用」条項を援用できなくなるというGATT35条の規定が障害になっていたからである。しかし最も大きい交渉力をもつ米国としては、関税交渉という中国に圧力をかける好機を自ら見逃してはられない。条文改正が合意されれば、米国は対中関税交渉を行ったとしても「不適用」条項が援用できる法的根拠を手に入れることができる。すなわち、関税交渉でまず中国に「不適用」条項の援用をちらつかせて最大限に中国の譲歩を引き出した上、後で中国の譲許水準や米国内の政治状況などを睨み、必要があれば、中国に対して「不適用」条項を援用するというように、変幻自在に交渉を操ることができる。

1993年12月に妥結したウルグアイ・ラウンド最終合意文書の中には、なぜか上述のGATT35条改正案が盛り込まれなかった。ところが、1994年3月23日のGATT理事会においては、GATT35条に対する新たな解釈が承認された。それはすなわち、「締約国とGATTに加盟しようとしてい

57) 津久井茂充『ガットの全貌〈コンメンタル・ガット〉』、日本関税協会、1993年、114頁。

る政府との間でのGATTにおける関税譲許交渉は、互いの相手に対する第35条の援用の権利を損なうものではない⁵⁸⁾。前出の米国の35条改正案とまったく同じ表現である。

この「新たな解釈」が成立した直後の1994年5月、それまで頑なに対中関税交渉を拒み続けた米国はさっそく中国との関税交渉を開始した。

3 選択的セーフガード

選択的セーフガードも終始、加盟交渉において中国と主要締約国との大きな対立点であった。このことについて、既に言及しているが、もう少し問題を整理しよう。

もともとGATT19条『特定の産品の輸入に対する緊急措置』では、締約国は「事情の予見されなかった発展の結果」すなわちある国からの特定の輸入品が急増した結果、自国の同種の産品または直接的競争産品の国内生産者に重大な損害を与えまたは与える恐れがある場合、損害の防止と救済について輸出国と協議する権利を有する。もし協議によって問題が解決できなければ、同締約国は輸出国の輸入品を止める緊急措置すなわちセーフガードを発動することが認められる。

ただし、無差別原則に基づいて、セーフガードが発動国に同じ製品を輸出するすべての国に適用しなければならないことは、発動条件の一つとなっている。この発動条件こそが、米国などの先進国が選択的セーフガードを別個に設けて中国に受け入れさせようとする最大の理由なのであった。「選択的」とは、特定国からの輸入品に対してのみ差別的に適用することである。無差別的なセーフガードでは、広範囲の適用は政治的リスクが大きいいため、この条件はこれまでは安易な発動の歯止めとなっていた。ところが、セーフガードが「選択的」になると、対象国を一国に絞れるため、政治的リスクが小さい。したがって、特定国からの輸入品を迅速に排

58) 張玉卿「談談関貿総協定の不適用條款」、『世界貿易組織動態与研究』1995年第12期、3頁。

除するのに有効な手段となる。

選択的セーフガードは、GATTの無差別原則に反するものである。前述のように、中国は選択的セーフガードに対して拒否の立場を採ってきた。しかし、1993年末には、中国は突然態度を変え、「条件付き」という前提で選択的セーフガードの受け入れを表明した（ただし、1994年末の加盟失敗で、中国は受け入れを撤回した）。中国の立場の変化は、まず他でもなくウルグアイ・ラウンドの妥結という新しい状況への対応であった。しかしこれより以前に、この選択的セーフガードに関して、場合によっては受け入れても仕方がないという見方が既に政府内にあった。

その背景には、中国経済は計画経済の性格をもつ以上、選択的セーフガードを受け入れずにGATT加盟を果たすことが到底できないという読みがあったからである。つまり、いくら中国が関税率の引き下げや非関税措置の撤廃など対外貿易制度の改革を進めても、経済全体としては計画経済の部分が依然多く残ることが否めない。この場合、特に先進国は、中国が依然として政府が対外貿易に介入しやすい国で、その「管理貿易」の可能性が「実害」にならないように、「保険」としての選択的セーフガードを中国に受け入れさせるべきだと考える。中国の一部の関係者は、先進国のこのような主張を中国が拒み通すことは困難だと見ていた。また彼らは、かつてポーランド、ルーマニア、ハンガリーも受け入れた以上、世界貿易への影響力のより大きい、中国も受け入れざるを得ないと分析していた⁵⁹⁾。

馮予蜀は、中国はハンガリーの経験を参考に、条件付きで選択的セーフガードを受け入れてもよいと主張していた。ハンガリーは、選択的セーフガードを受け入れる条件として、二つのことを締約国側に認めさせた。一つは、対等な条件での受け入れである。すなわち、ハンガリーも相手国の輸入を制限するための選択的セーフガードを発動する権利をもつ。二つは、この差別的な数量制限措置の撤廃期限を明確にすることである。もし他の締約国（特に最もハンガリーに圧力をかけていたEC）が以上の二条件を

59) 馮予蜀『国際貿易体制下の関貿総協定与中国』、中国対外経済貿易出版社、1992年、232頁。

守らなかつたら、ハンガリーも守る必要がない。これが、ハンガリー側の戦術であつた⁶⁰⁾。

馮は中国も似たような条件で選択的セーフガードを受け入れればよいと提言した。彼は、経済の自立度が高い中国が小国よりも報復力をもっているため、締約国は、中国への選択的セーフガードの安易な発動を躊躇するだろうと指摘する。事実、旧計画経済国は加盟議定書に書き込まれた選択的セーフガードによってその輸出品が制限を受けた実例は、1992年現在まではまだ一件もないという⁶¹⁾。

以上、中国のGATT加盟交渉の行方を大きく規定した三つの争点を見た。問題の焦点は、まさに国際ルールへの態度である。中国がGATTに加盟しようとするれば、まず「国際ルールの遵守が先決だ」というのは、もはや国際的な合言葉となつていた。これは正論である。問題は、中国はいかなるルールを守ればよいか、またどのように守ればよいか、さらに守りようがあるか、である。

従来のGATTおよび他の国際機関における発展途上国に関する規定、GATT35条、無差別的原則などは、紛れもなく重要な国際ルールである。周知のように、これらのルールは、米国がかつて自らリーダーシップを取つて定めたものである。ところが、中国のGATT加盟に際して、あいにくこれらのルールは米国の通商戦略および政治的思惑の実現の障害となつた。かつて米国がGATTにおける自国農産物へのウェーバーの取得を行つたことや、繊維貿易をGATTの枠外に放り出したことなどの数々のケースと同様に、今回も米国は臆面もなく自ら作つたルールの改正と例外を要求した。「米国がすなわち国際ルール」というもう一つの現実の前で、国際ルールのもつ意味がむしろ大きく問われているのである。

60) 同上書、231頁。

61) 同上書、232頁。

※本章は「中国におけるガット加入問題（1950～1994）（下）」、『福井県立大学経済経営研究』第4号、1997年に掲載したものを一部加筆、修正したものである。

第十章 朱鎔基首相の訪米と米中合意

1995年1月1日、WTO（世界貿易機関）は1994年4月15日にGATTのウルグアイ・ラウンド参加国の政府がWTOを設立するためのマラケシュ協定に署名したことにより、正式に発足した。従来のGATT協定は、WTOの付属文書の一つとして吸収されることになったが、諸般の都合により、WTOと1年間並存することを経て、1995年12月31日にWTOに吸収されることになっていた。そのため、GATTの中国作業部会も1995年末まで存続することになり、また規則の解釈によっては、中国は1994年末のGATT加盟が失敗したものの、1995年中に加盟を果たせば、依然としてWTOの創始国となる可能性はあった。

このような背景があって、1995年に入ってから国際的には中国のGATT加盟を「WTO加盟」に改称するようになったが、中国側は依然として「GATTの地位回復」と称していたし、交渉相手国のことをも「WTO加盟国」でなく、「GATT締約国」としていた。この状態は、およそ1995年末まで続いた。一方、中国は95年6月3日にWTOのオブザーバーとして認められた後、7月11日にWTOに加盟する申請書を提出した。このWTO加盟申請書の提出は、1995年内のGATT加盟の可能性が手続き的に残っているものの、中国は年内の加盟を事実上断念したことを意味するものと見られた。

1995年に入ってから中国のGATT/WTO加盟交渉の動きが重かった。中国は頻繁に加盟国と交渉を重ねてきたが、1997年からニュージーランドを始めに一部のWTO加盟国との二国間交渉を終えたものの、米国やEUとの交渉は進展が少なかったため、1999年に入るまで、加盟交渉の最終的決着に向けた本格的な材料がなかった。この膠着状態を大きく変えたの

が1999年4月の朱鎔基首相の訪米であった。

この第十章では、まず1995年から1998年までの中国のGATT/WTO加盟交渉の経緯を概観した後、1999年の米中交渉を重点的に取り上げることとする。これらの経緯と論述を通して、中国は如何なる条件によって米中合意を実現させたのか、またこの条件を提示した背景とは何かについて探ってみる。

第1節 1995年後の加盟交渉

1 GATT加盟からWTO加盟へ

中国は、1994年末のGATT加盟交渉失敗の挫折感で、1995年に入って進んで米国等と新たな交渉に入る雰囲気ではなかった。しかし、94年末に中国の加盟を阻止した米国は、中国を交渉の場に引き止めるため、95年3月中旬に早速カンター通商部代表を北京に派遣した。3月11日から13日までの滞在期間中、カンターが中国の呉儀対外貿易経済協力相と会談し、双方が八項目にわたる共通認識に達した。その中に、「柔軟かつ現実的な態度で中国のWTO加盟交渉に臨む」ことや、ウルグアイ・ラウンド合意を基礎に中国の発展途上国資格の問題を現実的に解決する内容が含まれている¹⁾。

これに合わせたかのように、GATT中国作業部会議長ジラルが中国に交渉代表団の派遣を提案した。これを受け、95年の3月と7月、中国代表団が二度にわたってジュネーブでGATT締約国と非公式二国間交渉を行った。この各国メディアに「探り」とも評された2回の非公式交渉は、いずれも手応えなしに終わった。主要関係国があくまでも中国側の積極的な歩み寄りを静観しているというのが、中国側が受けた印象であった²⁾。

この厳しい現実を背景に、中国対外貿易経済協力相の呉儀が7月19日に

1) 『国際商報』2001年11月11日号。

2) 同上紙、同上号。

OECD（経済協力開発機構）ペルヤ事務局長に北京で会談した際、GATT加盟問題に一切触れず、中国があくまでも発展途上国であることを強調した³⁾。10月4日に、GATT中国作業部会議長ジラルが中国を訪問し、6日に中国対外貿易経済協力相補佐の龍永図と会談した。その際、ジラルは中国側に対し、GATT加盟交渉を継続するための代表団をジュネーブに派遣するよう要請した。これに対し、龍永図は代表団の派遣を前向きに考えるとしながら、主要締約国が加盟交渉を促進する政治的誠意を見せる必要があると強調した⁴⁾。

これまでと同様、「主要締約国」とは、米国のことを指していたのである。10月17日に、呉儀は北京で米商務長官ブラウンが出席した米中商業貿易合同委員会でWTO加盟問題や米中貿易摩擦問題で米国を激しく非難した。呉は、「米国の反対が今でも最大の障害である」とした上、「米国は中国の加盟を一貫して支持すると約束したが、その行動が見られない」と批判した⁵⁾。

1995年10月21日、22日にイギリスのリプリーで米国、EU、日本、カナダが参加する四極通商閣僚会議が開かれ、中国のWTO加盟問題も協議の対象となった。日本やEUは、WTO体制の維持のため、「市場規模の大きい中国の加盟は必要」として、四極会議で「加盟交渉を促進する」合意を打ち出したい考えであったが、米国は「中国側は大幅な譲歩が必要」との立場を崩さなかった⁶⁾。カンター米国通商代表は、記者団に「中国は加盟に必要な最低限の基準すら満たしていない」と発言したように、結局、今回の四極会談では、中国のWTO加盟問題に関して、米国の「時期尚早論」が大勢を決め、「中国の円滑な加盟の環境を整えるのが先決」という論調に終わった⁷⁾。

1995年10月24日に、訪米中の江沢民中国国家主席とニューヨークで会談

3) 『人民日報』（海外版）1995年7月20日号。

4) 同上紙1995年10月7日号。

5) 『日本経済新聞』1995年10月18日号。

6) 同上紙、同上号。

7) 同上紙1995年10月22日、32日号。

した際、クリントン米大統領は、「中国のWTO加盟を支持する」という従来の米国の立場を繰り返しながらも、加盟交渉を進展させる具体策を打ち出さなかった。ただし、この首脳会談は11月7日の米通商代表部次席代表バシェフスキーの訪中につながった。11月9日、バシェフスキーが中国側に中国のWTO加盟に関する米国政府の二十八項目からなると言われる対中要望書を提出した。米国の示した新条件は、①関税の引き下げ、②不透明な商慣行の撤廃、③農業と金融を中心としたサービス市場の開放、などが主な内容となっている⁸⁾。また中国紙によれば、この対中要望書では、米国は猶予期間の設置や段階を分けるという方法で中国の一部の加盟義務を処理し、中国の発展途上国資格の問題を現実的に取り扱う用意があるという内容が含まれている⁹⁾。バシェフスキーは、今回の対中要望書は、米国側が数ヶ月をかけて周到に用意したもので、米国の利益の他、中国が置かれている経済と貿易の状況にも配慮を払ったものだと、中国のWTO加盟に積極的な役割を果たせるよう期待すると表明した。呉は、米国の要望書がいくつかの問題で柔軟な姿勢を示している点を評価した上、内容的にはやはり厳しすぎることも指摘した¹⁰⁾。

米国の新要求に柔軟な姿勢を感じたためか、中国側が態度を和らげた。11月18日に、大阪で開催されるAPEC（アジア太平洋経済協力会議）に参加している呉儀中国対外貿易経済協力相は、カンター米通商代表部代表と会談を行い、米国政府が今月9日に提出した対中要求の受入に前向きな姿勢を示した。双方は交渉妥結のため、12月にジュネーブで再協議を行うことを確認した。さらに、中国側は誠意を見せるため、大阪APEC会期中、新たな関税削減の実施を表明した。これに対し、カンター米通商部代表は一応の評価を示しながらも、これだけで加盟交渉の問題がすべて終わったわけではないと慎重な姿勢を崩さなかった。カンターが特に中国の改善課題として取り上げたのは、農産物、保険、電気通信、金融サービスなど各分野

8) 同上紙1995年11月19日号。

9) 『人民日報』（海外版）1995年11月11日号。

10) 同上紙1995年11月11日号。

の市場開放や、既に双方で合意してある知的財産権保護の実施である¹¹⁾。

1995年12月上旬に、中国はジュネーブで「GATTの地位回復」のための最後の二国間交渉を各締約国と一週間余り行って、またほぼ同時に12月7日に開かれたGATT中国作業部会が主催した非公式多角的交渉に参加した。この非公式会議では、主に中国の産業政策、対外貿易権および輸出入商品検査などについて、細かい議論が行われた。局面打開のため、中国側はこの会議においていくつかの点で新たな譲歩をする意向を示した。具体的には、中国側は農産物の関税引下げ期間をこれまでの提案の半分に短縮し、対外貿易権制度の撤廃期限も8年から5年に縮める用意があることを明らかにした¹²⁾。

しかし、これらの歩み寄りも功を奏しなかった。12月8日に会議が終了した際、ジラルド中国作業部会議長が、12月31日を以って、GATTが存在しなくなるため、GATTの中国作業部会も名称を「WTOに加盟するための中国作業部会」に変更すること、また、WTO中国作業部会の初協議は、1996年の3月下旬に行うことを発表した。

WTOの原加盟国になる最後の期限とされる1995年は、こうして中国とWTO加盟国との溝が埋まらないままに終わった。

2 強硬態度を崩さぬ米国

1996年3月20日、ジュネーブで中国のWTO加盟交渉がまず非公式中国作業部会で開催された。この会議の前に、中国側は4千品目以上に及ぶ関税引き下げ計画、170種類に及ぶ商品の輸入許可証の撤廃計画、割当品目の詳細リストを各国に配布する他、中国の産業政策、農業政策および商品検査体制に関する説明文書をWTOに提出し、WTO加盟への意欲を見せた。同時に、中国代表団はWTOに加盟してから、すべての加盟国が中国に対し、無条件の最恵国待遇を供与し、中国に対する一方的な割当規制を

11) 『毎日新聞』1995年11月25日号。

12) 『日本経済新聞』1995年12月10日号。

撤廃しなければならないという内容が盛り込まれた書面要求をもWTOに提出した¹³⁾。この非公式会議の後、22日からは、WTO中国作業部会として初の公式協議が行われた。一週間にわたった今回の協議は、中国側とWTO加盟国側との開きが依然として大きいため、1995年WTO発足以来の停滞感を変えることができなかった。これを受け、引き続きWTO中国作業部会の議長を務めるジラルは中国に対し、貿易制度の改善を約束する加盟議定書を7月末までに出し直すよう要請した。これにより、本格交渉は早くても秋まで持ち越されることになり、年内の加盟は絶望的だという見方が出た。米国要素を最重要視する中国側も、大統領選挙を控える米国内事情を理由に、年内加盟の可能性を否定していた¹⁴⁾。

1996年4月20日に、中国のWTO加盟に大きな影響力をもつ四極（米国、EU、日本、カナダ）の通商担当閣僚が出席する四極通商会議が神戸で開かれた。この会議において、中国のWTO加盟問題に関して、早期加盟の実現を促す動きがないどころか、新規加盟について「知的財産権の保護が必要」という文言を21日の議長声明に明記されたように、中国の知的財産権保護に対する憂慮をあらわにした。知的財産権の保護強化がウルグアイ・ラウンド合意でルール化されたもので、WTOに新規加盟する場合、このルールへの符合が問題にされるのは不可避のことである。とはいえ、この四極会議で知的財産権の保護強化を中国のWTO加盟条件として強調されたのは、1991年以来の米中間の知的財産権摩擦が先進国全体にとって重要な問題となったことが言える。

5月7日、通商政策担当のプリタン欧州委員会副委員長が、北京の国際シンポジウムで講演し、「中国のWTO加盟交渉は楽観できない」とし、加盟のためにWTOルールを受け入れる努力を中国がすべきだと指摘した¹⁵⁾。これに対し、李鵬首相が同日プリタン副委員長と会談した際、「中国の参加していないWTOは真の世界機関ではない」と述べ、プリタン氏の先般の

13) 『人民日報』（海外版）1996年3月23日号。

14) 『日本経済新聞』1996年3月27日号。

15) 同上紙1996年5月8日号。

発言に反発した。中国外務省の瀋国放スポークスマンも、中国は既にWTO加盟の基本的条件を満たしているとして、「加盟のために、自国の根本的利益を犠牲にすることはない」と発言して、WTO加盟問題で中国に対して過度な要求を突きつけたり、政治的に干渉したりするような「障害を排除すべきだ」と強調した¹⁶⁾。さらに、李鵬首相が6月7日に、イギリス記者のインタビューでこう述べた。「中国が並々ならぬ努力をしたにもかかわらず、依然としてWTOの門外に拒まれることについて、我々はこれが既に単純な経済問題ではなく、単純な貿易問題でもなく、ある国が自らの政治的必要により中国の加盟を妨げていることだと考える¹⁷⁾」。

6月27日から29日まで、先進七カ国首脳会議（リヨン・サミット）が開催された。会期中、日本の独自政策を出すべく、橋本龍太郎首相は中国のWTO加盟の早期実現の必要性を各国に求めた。だが、29日に採択されたサミット議長声明には、日本が求めた中国のWTO加盟支持の表現が米国の反対で盛り込まれなかった。米国政府内に、特に懸案としている中国との知的財産権交渉を先に決着させることが「WTO加盟への第一歩になる」との認識が出ているというのは、日本側の読みであったが、結局、米国政府の対中強硬姿勢は依然として崩れなかった¹⁸⁾。

1996年秋、第二期政権を視野に入れた米クリントン政権の新しい対中通商政策が固まった。それは、中国のWTO加盟条件として、関税・非関税障壁の削減や米国企業への内国民待遇の保障などの市場開放措置を加盟までの準備期間で段階的に達成することを要求することである。その見返りとして、米国は恒久的最恵国待遇を中国に与えるという¹⁹⁾。米国側の対中提案は、恒久的最恵国待遇の供与をWTO加盟の承認と抱き合わせて中国の市場開放を迫るのが特徴である。

10月末に、米通商代表部のリー・サンズ代表補が訪中した際、米国案を

16) 同上紙、同上号。

17) 『人民日報』（海外版）1996年6月25日号。

18) 『日本経済新聞』1996年6月20日、30日号。

19) 同上紙1996年11月12日号。

中国側に伝え、11月22日にマニラで開かれる第8回APEC閣僚会議までに検討するよう求めた。具体的には、米国案は、①一部の企業にしか与えない「対外貿易権」の廃止、②外資系企業への内国民待遇の付与、③関税水準の引き下げ、④基準認証などの非関税障壁の改善、⑤ローカル・コンテンツ（現地調達）規制を含む自動車分野の産業政策の見直し、を求めた。この他、WTO加盟までの準備期間に中国の不正貿易行為への対抗を目的とする「特別セーフガード」の受け入れを要求した²⁰⁾。

一方、中国は11月のAPECマニラ会議に向けて、「個別行動計画」としてかなり思い切った自由化措置を打ち出した。その中で中国は2000年までに、①単純平均関税率の現在の23%から15%への引き下げ、②外国証券会社の支店認可の拡大、③外銀・外資系保険会社の支店認可の拡大、④知的財産権保護強化・独占禁止の法整備、を行うと表明した²¹⁾。

中国の市場開放計画には二つの思惑があった。一つ目は、やはり米国の対中恒久的最恵国待遇の供与を念頭に置いたものであった。1995年のAPEC大阪会議では、APECのメンバーに無差別的な最恵国待遇を供与するよう「努力する」ことで合意された。中国は1996年のマニラ会議で前年の「努力目標」から「義務」へ格上げする必要性を強く訴えた。毎年、米国議会の対中最恵国待遇供与審議に翻弄されている中国は、APECでこの問題の解決を狙う迂回戦術と採ったのである。市場開放の促進をAPECが訴える以上、自由貿易促進ルールの範とされるWTOルールの柱である最恵国待遇原則の導入は本来なら当然のことである。中国への恒久的最恵国待遇の供与に難色を示し続けている米国への配慮として、今回の大幅な市場開放措置に踏み切ったと見られる。しかし、11月23日と25日にそれぞれ発表されたAPECの「閣僚声明」と「首脳宣言」では、中国のWTO加盟支持や無差別的な最恵国待遇供与の義務化への明言を避け、「WTOを全世界的なものとするために、議定書にかかわる事項と市場アクセスに関する実質的な交渉を加速することを奨励」するという表現に止まった。

20) 同上紙、同上号。

21) 『朝日新聞』1996年11月5日号。

中国が譲歩したもう一つの背景は、1997年7月1日からの香港返還である。中国の銭其琛副首相兼外相は、11月25日の記者会見で「来年前半にも加盟のめどをつけたい」と述べた。中国側の意向への配慮として、日本の橋本龍太郎首相は江沢民国家主席に「来年7月の香港返還までの実現が望ましい」と発言し²²⁾、中国のWTO加盟に対する日本政府の支持を強調した形となった。しかし、焦点となる米国の態度は依然として強硬であった。翌年の2月にジュネーブで開催されるWTOの中国作業部会では、中国の加盟議定書を作成するための交渉が行われる予定であったが、具体的な条件を巡って米中対立は解消されていなかった。

12月9日から12月13日まで、シンガポールでWTO発足後の初めてのWTO閣僚会議が開かれた。中国、ロシア、ベトナムおよび台湾などのWTO加盟申請国・地域がオブザーバーとして会議に参加した。中国は対外貿易経済協力相補佐官の龍永図が代表団長として出席した。12月12日、龍永図は大会で発言した際、中国政府がWTO加盟に対して一貫して前向きの姿勢を採っているのは、「WTOが我々の経済や対外貿易に何か奇跡をもたらしてくれるのではなく」、改革・開放の堅持と世界貿易戦の回避のための意思表示に過ぎないと強調した²³⁾。さらに龍永図はWTOのこれまでの問題点に対し、以下のような重要な認識を示した。第一に、先進国はWTOルールの中で自分に有利なものを積極的に実施するが、繊維協定のような発展途上国の利益にかかわる規定に対して消極的な態度を採っている。第二に、大国が多角貿易体制の意思決定を左右する現象が改善されていない。一部の大国は自分の利益のため、貿易と関係のないものをWTOに入れようとし、選択的に貿易自由化の分野を拡大しようとしている。そのため、多くの発展途上国の経済発展に不利な影響をもたらしている。第三に、ウルグアイ・ラウンド合意の実施にあたり、また貿易関連投資の自由化の推進にあたり、平等互惠主義の原則が強調される一方、最恵国待遇の原則は軽視されている。また、一部の大国は新しいルールの制定をしきりに求めている

22) 『日本経済新聞』1996年11月26日号。

23) 『人民日報』（海外版）1996年12月12日号。

るが、既存ルールの不合理性の改善には熱心ではない。第四に、新規加盟国の審議過程は、政治的思惑と経済的実利の重視によって緩慢化され、加盟交渉の内容がWTOルールの規定をはみ出す現象が見られる。一部の加盟交渉では加盟申請国の経済貿易政策に対する何でもありのような審議となり、一部の加盟国は加盟交渉をWTOルールと無関係の問題を解決する場としている。そのため、一部の加盟交渉の決着は遅延させられた²⁴⁾。

龍永図のこの発言は、中国政府のGATT/WTOルールや米国の対中戦略に対する認識として今までにない新しいものであった。1994年頃は、米国政府の再三の食言を前にして、中国側は米国の対中戦略に警戒を強め、「政治的要因」を問題視するようになった。しかし、当時のGATTルールそのものに対しては、批判的な言論は極めて稀であった。WTO発足後の現実に、また米国などの執拗な交渉態度に、中国側は遅ればせながら目が覚め始め、WTOルールそのものに対し、疑問と批判を行った。中国のこの斬新なWTO認識は、「WTOのルール」を持ち出すだけで中国に譲歩させることができる時代がもう終わったというメッセージを先進国側に送ったものと考えられる。だが、残念なことに、この姿勢を中国側は必ずしも最後まで堅持できたとは言えなかった。

1996年は、中国の関係者が年初に予測した通り、WTOへの加盟は実現できなかった。今後のWTO加盟交渉のスケジュールについて、12月11日に龍永図はシンガポールで日本の記者に次のような見通しを示した。来年の1月から3月にかけて主要先進国と詰めの協議に入り、テーマは「加盟直後の経過的措置」とし、中でも「自動車、機械、電気産業分野でのWTOルールの適用問題」が重要だという。なお、龍は「この問題は国内的にも微妙」と認め、今後如何に国内を説得するかは鍵の一つであると示唆した。一方、WTOの中国作業部会議長のジラルも、中国の加盟に対して、WTO内でも加盟促進機運が高まった上、「中国も真摯になっており、一気に進む可能性がある」という楽観論を呈しながらも、「課題が多く加盟実現

24) 同上紙1996年12月14日号。

の時期は予想できない」と慎重であった²⁵⁾。

3 二国間交渉の進展

1997年の1月22日から2月1日まで、日本、EUおよび米国は相次ぎ代表団を北京に送り、中国側と中国のWTO加盟のための二国間交渉を行った。その後、3月の4日から6日まで、中国代表団はジュネーブでの中国作業部会第3回会議に出席した。この会議で、中国側は①加盟後3年間で外資を含め、すべての国内企業に対外貿易権を付与すること、②知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の即時実施、③新たな貿易障壁を設けないことを、主な内容とする譲歩案を示した。これを評価した加盟国側が柔軟的態度を示し、流れが変わったことを受けて、呉儀対外貿易経済協力相は、さらに新しい市場開放分野を盛り込んだ日程表を提示して、5月に予定される第4回中国作業部会での大きな進展を期待すると表明した²⁶⁾。同省の龍永図大臣補佐官も、国産奨励を目的とする重要製品の輸入割当制度の撤廃時期を前倒しに実施することにより、年内にも交渉を妥結させ、遅くとも来年にWTO加盟を実現させるシナリオを明らかにした²⁷⁾。

一方、中国側は依然として慎重な姿勢を崩さなかった。人民日報の論評では、「今後の加盟交渉において、加盟議定書であろうと、二国間交渉であろうと、少なからぬ難題が存在している。議定書はいくつかの難点がまだ解決されておらず、二国間交渉はとりわけサービス貿易に関して難度がかなり高い。交渉の進展は、各当事者の政治的意思にかかっている、中国の現段階の経済発展水準に応じて権利と義務との均衡が保てる前提で決着が可能か否かにかかっている」との見解が示された²⁸⁾。ここで用いられた「各当事者の政治的意思」と「中国の現段階の経済発展水準に応じた」と

25) 『日本経済新聞』1996年12月7日号、12月12日号。

26) 『中国経済週刊』1997年5月8日、2頁。

27) 『日本経済新聞』1997年3月12日号。

28) 『人民日報』（海外版）1997年3月14日号。

いう表現は、米国の議会や政府の対中戦略という政治要因と発展途上国の資格問題では、依然として主要な争点であることを示したものである。

1997年4月下旬、WTO事務局長のルジェロが5日間にわたって中国を訪問した。彼は主要当事国が互いに歩み寄れば、「今年の秋に江沢民主席が訪米する前に、交渉がほぼ合意に達成するだろう」という見解を表明した。中国滞在中、ルジェロは中国側に次の提案をした。すなわち、年内の加盟実現のためには、5月の中国作業部会第4回会議が行われる際、中国が「思い切った条件」を再び提示する必要がある²⁹⁾。しかし、米国の高官は、「交渉の年内合意は非現実的」として楽観論を否定した。それには人事的・政治的な原因がある。第一、米国側の交渉担当者の交代である。4月に通商代表部の中国交渉担当者であったリー・サンズ代表補とデボラ・レア次席代表補がそろって辞任した。サンズ代表補は中国語が堪能で在職中に60回以上訪中経験をもつ中国通であり、対中交渉で大きく期待されていたにもかかわらず、就任9ヵ月で辞任を表明した³⁰⁾。さらに、ホワイトハウスで対中政策を指揮するクリストフ国家安全保障会議(NSC)アジア担当部長についても辞任説が流れていた。これらにより、対中通商政策チームの再編が今後2ヵ月はかかると見られた。第二は、米国議会の反中感情がいわゆる中国の米国民民主党への献金疑惑で前よりも強くなった上に、毎年6月に更新手続きを必要とする対中最恵国待遇(MFN)の供与をWTO加盟交渉における中国側の譲歩を引き出すための切り札として、温存しようという思惑が米国政府にあったということである³¹⁾。

1997年5月21日から23日まで召集された中国作業部会第4回会議は、中国のWTO加盟議定書の中の無差別原則および司法審議という重要な二項目について合意した。龍永図団長は、この二項目についての合意は、中国が対外経済活動で国際ルールを守る意思があることの現れとした³²⁾。今回の会議で、中国側は無差別原則の尊重の具体策として、長く採られてきた

29) 『中国経済週刊』1997年5月8日号、2頁。

30) 『貿易と関税』1997年6月号、74頁。

31) 『日本経済新聞』1997年4月30日号。

32) 『国際商報』1997年5月26日号。

二重価格制度の廃止に踏み切った。

7月下旬から8月1日まで行われた中国作業部会第5回会議で、中国側はさらに大きく動いた。中国側が見せた譲歩案は、大幅な関税削減を始め、農産物輸出補助金の撤廃などの内容を含むものであった。9月14日に中国政府が、10月1日に実施される関税削減措置を発表した。これは中国として1992年以來の4度目の自主的関税引き下げとなり、引き下げの範囲は現行の6,633品目のうちの4,874品目で、引き下げ幅は26%に達し、関税の平均税率は23%から17%に下がった³³⁾。第5回会議の前に、中国代表団は20近くのWTO加盟国と二国間交渉を行い、いずれも進展が見られ、特に数カ国との間に「重大な進展があった」との見解を示した。龍永図団長は、一部の加盟国が中国のサービス市場の開放への関心をもっていることに対して理解を示した上、8月末か9月初めに交渉案を提出できるよう努力すると述べた³⁴⁾。

これらの一連の譲歩は、年内で何とか交渉妥結へのはっきりした道筋をつけたいという思惑の現われであるのみならず、1997年10月に予定される江沢民国家主席の米国訪問のためのムード作りでもあった。ムード作りはWTO加盟交渉の場に止まらず、中国政府が貿易代表団を江沢民訪米直前に米国に派遣し、ボーイング旅客機を含め、総額42.6億ドルに上る米国製品を買い付けた³⁵⁾。

しかし、中国の努力は米国側の姿勢を崩すことができなかった。この点は、米中合同経済委員会が9月下旬に北京で行われた際に、既にはっきりしていた。当時、中国の劉仲藜財政相が中国の発展途上国資格での加盟が実現できなければ、WTO加盟の意味がないと述べたのに対し、米国のルービン財務長官も商業ベースで納得できなければと言い返した³⁶⁾。また、大統領直属の米国家経済会議（NEC）担当のタルーロ大統領補佐官も、米中首脳会談の前に中国のWTO加盟交渉について、「中国が市場開放の

33) 『人民日報』（海外版）1997年9月26日号。

34) 『国際経貿消息』1997年8月5日号。

35) 『解放日報』1997年10月29日号。

36) 『日本経済新聞』1997年9月27日号。

条件を十分に満たすことが先決で、米国が加盟交渉に期限を設けるつもりはない」と述べ、中国の過大な期待に水をさした³⁷⁾。10月26日から11月3日まで、江沢民国家主席が米国を訪問したが、WTO加盟問題については大きな進展が得られなかった。

ところが、中国と米国以外の加盟国との二国間交渉には8月から大きな進展が見られた。1997年8月6日、ニュージーランドは中国との二国間交渉で最初に合意したWTO加盟国となった。続いて8月26日に中国はソウルで韓国と交渉を妥結させた後、10月には、チェコ、スロバキア、パキスタン、シンガポールとも二国間交渉の合意に達し、12月にはさらに、トルコ、インドネシアとの間でも交渉の妥結を実現した³⁸⁾。

一方、先進国との交渉においては、日本との二国間交渉が大きく前進した。日中間の交渉は、7月頃から動きが活発化してきた。日本は関税について、これまで中国側に約400品目の関税引き下げを要求していた。中国側が7月24日に示した回答は、約160品目の関税引き下げに止まり、テレビなど主要な家電製品の関税引き下げもなく、繊維製品など一部の関税引き下げ品目も加盟後10年ないし15年の猶予期間を求めることなど、日本の要求を完全に満足する内容ではなかった。それでも日本側は中国の対応を評価して、中国側に回答の再検討を求めた³⁹⁾。日中双方が9月4日からの橋本龍太郎首相の訪中を前に、二国間交渉を加速させる思惑があり、8月27日から29日まで東京、9月2日から3日まで北京での二国間交渉を経て、9月4日に重大な実質的進展が得られた。9月4日に発表された日中共同声明によると、双方が関税、非関税措置および商品基準と認証制度に関する交渉を終え、モノの貿易に関する市場アクセスについて全面的な合意に達した⁴⁰⁾。これにより、日中の二国間交渉はサービス貿易分野が残るだけで、これに関しても中国側は流通など日本側が関心をもつ分野につ

37) 同上紙1997年10月23日号。

38) 「春天的十五個瞬間」、『国際商報』2001年11月11日号。

39) 『日本経済新聞』1997年7月29日号。

40) 『経済日報』1997年9月5日号。

いて、「実質的なオファーをする」と初めて確約した⁴¹⁾。

サービス貿易の自由化は、GATTのウルグアイ・ラウンド以来の先進国の主眼であり、中国のWTO加盟交渉の大きな焦点でもある。中国の相次ぐ関税引き下げにより、WTO加盟国の対中要求の重心がますますサービス市場の自由化に傾斜してきた。この点は中国側も熟知しており、アジア欧州会議に出席するため訪日した中国の呉儀対外貿易経済協力相が、日本の堀内光雄通商相と1997年9月27日に会談した際、日本とのサービス貿易自由化の交渉は、「11月の李鵬首相の訪日時までに大枠で合意したい」と表明し、日本とのサービス貿易の自由化交渉を突破口に局面の打開を期待した⁴²⁾。しかし11月の李鵬首相の訪日で、中国のWTO加盟交渉について新たな進展があったが、日中間の最終的な妥決は、ずっと後になる1999年7月を待たなければならなかった。

12月5日、第6回目の中国作業部会会議が開かれた。中国側はサービス貿易分野を中心に新たな自由化案を提出した。それは、小売、法律、会計、金融、增值電信、航空、建築業、不動産、交通運輸、教育などサービス分野を広くカバーする内容のものであった。中国の龍永図団長がこの新提案は中国のサービス市場の開放によってWTO加盟交渉を促進する誠意と決意を示したものだとして、懸命に努力ぶりをアピールした⁴³⁾。中国の提案の中で、外資100%の保険会社の設立、加盟後2年で合弁の小売業や人民元を扱う外資銀行を認める地域の増加など、加盟国に好感を与えるものが多かったが、米欧に強く求められていた電気通信分野の自由化案は提示がなかった⁴⁴⁾。電気通信分野は中国が最も自由化に慎重な姿勢を見せている分野であった。例えば、8月26日の記者会見で中国の呉基伝情報産業相が通信業務の完全開放について「まだ条件が整っていない」として、外資企業による事業運営を認めない原則に変更がないことを強調した⁴⁵⁾。

41) 『日本経済新聞』1997年9月5日号。

42) 同上紙1997年9月28日号。

43) 『国際商報』1997年12月8日号。

44) 『日本経済新聞』1997年12月7日号、1998年3月27日号。

45) 同上紙1997年8月27日号。

これが大きな原因となって、中国側の意欲と米国などの反応とには、大きな落差があり、1998年の加盟交渉に暗雲をもたらした。一方、中国紙によると、12月時点で中国は既に35ヵ国と二国間交渉を行い、20以上の加盟国との交渉が最終局面に入り、8ヵ国と合意に達した⁴⁶⁾。

1997年は、中国のWTO加盟交渉に実質的な進展が見られた年である。また、この進展が中国側の度重なる市場開放面での譲歩によるものであることは言うまでもない。加盟国側の対中要求は、中国の関税削減の努力により、サービス市場の自由化にますます傾斜することがはっきりしてきた。この傾向が、WTOの金融交渉が1997年12月13日に最終決着がなされたことでこの傾向に一層拍車がかかることになる。中国側にとっては、発展途上国としての加盟と米国からの恒久的最恵国待遇の供与の実現が、交渉の最たる焦点であった。しかし、この二点においては、相手が米国であるだけに、1997年には前進が見られなかった。特に前者については米国が通商政策を転換させたため、打開が一層困難となった。1997年8月23日号の『日本経済新聞』によると、米国は経済成長の実績を基準に、発展途上国を「先進移行国」と「最貧国」に区分し、「先進移行国」に対して先進国と同等の市場開放水準を求める。中で、中国、インド、インドネシア、ブラジル、アルゼンチンなどがこのいわゆる「先進移行国」と分類されている⁴⁷⁾。以上の国々がいずれも人口が多く国土が広い国で、米国の狙いはその国内市場であることが明白である。この背景下では、中国が米国に発展途上国としての権利を十分に認めてもらうことは、一層難しくなったと言わざるを得ない。

4 成果なしのクリントン訪中

1998年に入って、サービス市場の開放度が中国のWTO加盟交渉の焦点となる中、欧州委員会副委員長のプリタンが2月に北京を訪れ、中国対外

46) 『国際商報』1997年12月10日号。

47) 『日本経済新聞』1997年8月23日号。

貿易経済協力相の呉儀と会談した。呉は、中国のサービス市場の開放は自国の発展水準に合わせて徐々になされるべきで、中国のサービス貿易の自由化に関する交渉もWTOの「サービスの貿易に関する一般協定」の原則に則って行われるべきであると述べ、中国が発展途上国であるという事実に対する配慮を促した⁴⁸⁾。

しかし、米国の態度には依然として変化が見られなかった。2月13日に米国家安全保障会議（NSC）のアジア担当特別補佐官クリストフが、米中間の二国間交渉が「足踏み」状態に陥り、中国の指導部が政治的配慮で加盟させてもらうとの思惑に再び戻ることを憂慮すると表明した。北京から帰国した彼女はさらにこう述べた。「中国はこれまでまだ如何なる重大な市場開放案をも出しておらず、サービス市場の開放については、昨年末によく最初の市場開放案を提示しただけである。中国は年内の加盟を実現させるには、思い切った『突破的』行動を取らない限り無理である。ボールは中国側にある。米国としては、中国政府が過去数年のように、経済面の大きな調整を経ず、ただ双方の政治的配慮でWTO加盟が実現できるという考え方に戻らないよう願っている⁴⁹⁾」。クリストフの発言は、中国のWTO加盟交渉が米国の政治的思惑にかかっているとして、米国の特别的配慮に期待する考え方を封じ込めるものであると理解できる。

これに対して、中国の龍永図首席代表は3月9日の記者会見で、中国にはWTO加盟交渉の進展を左右できないため、中国側にはWTO加盟交渉についての日程に制約はないときっぱり米国の見解を否定した⁵⁰⁾。新しく首相に就任した朱鎔基も3月19日に、少数のWTO加盟国が、中国は非常にWTOを必要としているが、WTOはさほど中国を必要としないと述べていることを批判して、米国の態度を牽制した⁵¹⁾。

4月7日から8日まで、第7回中国作業部会会議が行われ、中国代表団

48) 『国際商報』1998年2月17日号。

49) 『中文導報』1998年2月19日号。

50) 『解放日報』1998年3月10日号。

51) 『人民日報』（海外版）1998年3月20日号。

は新たな関税引き下げ案を提出した。この関税削減案は、昨年11月のバンクーバーAPECの非公式首脳会議で江沢民国家主席が発表した関税引下げ計画の実施案で、2005年に中国の工業製品の平均関税率を10%に削減するものであった。しかし、今回の中国側の行動も米国の態度を変化させることはできなかった。このため、中国の新華社が5月1日の論評で、米国のWTOの主要加盟国としての責任感を示す時期が来たとして、米国の政治目的で種々の口実により中国をWTOから排除しようとしていることを厳しく批判し、中国の苛立ちをあらわにした⁵²⁾。

6月25日のクリントン大統領の訪中を控えて、米通商代表部のパシェフスキー通商代表とフィッシャー次席代表などが中国を訪れ、WTO加盟交渉での合意を目指して全力を挙げた。米中交渉は、モノの貿易において自動車、化学品の関税率引き下げ、サービス貿易においては、通信、流通、金融の開放が争点になっている。今回の首脳会議である程度の合意ができない場合、2000年の米国大統領選やWTOの作業日程から「今世紀中の加盟が絶望的になる」との観測が強まる中、両国とも緊迫感をもっていた。今回は一応部分的に合意を得て、残りの問題を11月のAPEC非公式首脳会議までの交渉で折り合うというのは、外交筋が描いたシナリオであった⁵³⁾。

しかしながら、1998年6月25日に訪中したクリントン大統領は、中国との間で「建設的な戦略的パートナーシップ」の構築の重要性を訴えたものの、中国のWTO加盟問題に関して、「進展が見られなかったのは残念」とのコメントを共同記者会見で述べた。交渉の進展が得られなかった原因は二つあると見られた。

一つ目は、米国側の対中貿易赤字への不満である。米国のデーリー商務長官が、6月28日北京の米商工会議所でのスピーチで、1980年以来、米国の対中輸出が230%増であるのに対し、中国の対米輸出が1,380%増であることを取り上げ、中国の「市場開放の欠如はビジネスだけでなく、二国間関係

52) 『解放日報』1998年5月2日号。

53) 『日本経済新聞』1998年6月26日号。

全体を悪化させるもの」と警告した⁵⁴⁾。しかし米中貿易に関して、米中双方の貿易統計数字には大きな違いがある。中国側は米国が香港経由の輸出入の計算を故意に操作するため、中国の対米輸出が過大評価されているとして、近年あらゆる機会を利用して弁明に努めている。一方、米国をなだめるため、中国側はクリントン大統領の訪中に合わせて、ボーイング製旅客機の購入を始め、計30億ドル強の米国製品の輸入契約を米国企業と結んだ。

二つ目は、中国側は米国側が満足できるような金融・通信市場の開放案を提出できなかったことである。中国側がこの問題で譲歩しにくくなった大きな原因は、アジア通貨危機の影響である。7月17日号の人民日報は論評を掲載し、拙速な開放はアジア通貨・金融危機の国内波及を招き、人民元の安定維持を揺るがしかねないとの認識を強調した。このような金融市場を始めとするサービス市場の自由化への慎重論が、1998年の後半に入って目立つようになった。7月7日、中国の国連代表である秦華孫が国連経済社会理事会(ECOSOC)会議で、中国の市場開放問題に関する立場に言及した際に、「発展途上国の発展段階と発展水準を省みず、むやみに市場アクセスの自由化を強調することは、発展途上国の発展に不利」とした上、中国のWTO加盟に関して「加盟国が過大な要求を放棄するよう願っている」と米国などを批判した⁵⁵⁾。中国対外貿易経済協力相の石広生が、11月中旬に開かれたAPEC第10回閣僚会議で、「中国政府が貿易と投資の自由化を支持するが、自由化の速度を過度に追求することには賛成しない」と言明した⁵⁶⁾。中国対外貿易経済協力省幹部の劉向東が11月下旬に開かれた中国国際貿易学会で、中国政府がWTOの基本電気通信協定、情報技術協定(ITA)への参加は極めて前向きだが、金融サービス協定の場合は、金融業が国家と経済の安定にかかわっているから、金融市場の開放は金融業の発展水準と政府の監督管理能力を基礎に、徐々に穏便に進めなければならないとの見解を述べた⁵⁷⁾。

54) 『通商弘報』1998年7月1日号、10頁。

55) 『解放日報』1998年7月9日号。

56) 『国際経貿消息』1998年11月17日号。

57) 『国際商報』1998年11月28日号。

加盟交渉の停滞を望まないが、国家の経済的安定を犠牲にしてまで加盟しなければならぬというわけではないという、この中国政府の態度が、7月24日に招集されたWTO中国作業部会第8回会議での龍永図団長の発言にもはっきり現れた。龍は、中国政府の立場を次の三点で説明した。第一、WTO加盟は中国の利益に合致することで、中国の加盟への積極的態度に変化がない。第二、市場開放は、中国の現段階の発展水準に応じて徐々に進めるべきで、過大な開放要求は中国の経済発展を損なうのみならず、中国と経済貿易関係をもつ他の国の利益をも損なうものである。第三、中国がWTOに加盟してから、加盟国としての義務を果たす用意があり、同時に相応の権利も享受すべきである。龍は、中国がアジア通貨危機と国内経済体制改革がもたらした巨大な圧力を受けているにもかかわらず、一連の積極的措置で加盟交渉を促そうとしていることを述べ、WTO加盟国に理解を強く求めた⁵⁸⁾。

第2節 朱鎔基訪米と米中合意

1 中国の動揺

1999年に入っても、サービス市場開放における中国の慎重な姿勢のためか、前年から続いているWTO加盟交渉の停滞感が依然として払拭できなかった。だが、中国の交渉担当者の心境に変化が現れた。加盟交渉担当の中国の龍永図首席代表が1月16日、北京の対外経済貿易大学での講演で、国内の慎重論を批判した。彼は、グローバリゼーションと世界の多角的貿易体制に参加することこそが、中国に比較的緩やかな国際環境を作り上げることができ、またこの緩やかな国際環境が中国の対外開放の拡大にとって必要なものであると論じた。龍は、東南アジアの金融危機の後、中国

58) 『人民日報』(海外版) 1998年7月25日号。

で対外開放のリスクを過度に強調する傾向が見られたが、この認識が間違いであるとして、対外開放の必要性を強く訴えた⁵⁹⁾。

3月4日、中国を訪れている米通商代表部のバシェフスキー代表が朱鎔基首相と会談した後、「WTO加盟問題では重要な進展があったが、溝が埋めきれしていない」とした上、「WTO加盟問題に対する朱首相の真剣さは十分に認識できた」と述べて、中国指導部の関心の高さを明らかにした。また、バシェフスキー代表は中国との合意が商業的に満足のできる内容でなければならないという米国の従来の立場を強調して、中国側が求めている「政治的解決」の可能性を明確に否定した⁶⁰⁾。

龍永図首席代表や朱鎔基首相の言動は、加盟交渉の不調に苛立っていることを表している。この苛立ちは、主に二つの理由によるものである。一つは、2000年に予定されるWTOの新しいラウンドの開始である。年内に交渉を決着させなければ、WTO加盟のハードルがさらに上がることは言うまでもない。1994年のGATT加盟を実現できなかった教訓があまりに大きいことから、天井知らずの入会費はもう真っ平だという気持ちが見え見えであった。もう一つは米国の政局である。中国の判断では、2000年の大統領選で米国の政権交代の可能性が高かった。中国は既に当時のクリントン政権とWTO問題で交渉を重ねてきたが、対中戦略が異なる共和党政権になった場合、一からやり直すことになりかねないし、米国の恒久的対中最恵国待遇供与問題に延々と巻き込まれることにもなる。したがって、中国としては1999年内での加盟をどうしても強く意識せざるを得なかった⁶¹⁾。

1999年3月25日号の米紙エイション・ウォールストリート・ジャーナルなどは、中国側は朱鎔基首相の4月の訪米を控えて、WTO加盟の実現のため、サービス市場の開放における従来の方針を変え、米国に大幅な譲歩の意向を伝えたと報道した。中国の新しい提案には、中国がこれまでかなり慎重だった外資の電気通信市場への参入や、金融、農業市場の自由化などが

59) 同上紙1999年1月1日号。

60) 『日本経済新聞』1999年3月5日号。

61) 『明報』1999年4月7日号。

含まれ、朱鎔基の訪米で一気に交渉の決着を狙う構えであると見られた。

中国の新提案を受けて、米国側の動きも急に慌しくなってきた。3月29日にデーリー米商務長官が北京で朱鎔基首相と会談を行ったのに続き、パシェフスキー米通商代表部代表も同日の夜に急遽北京入りした。パシェフスキーは、30日午前に朱鎔基首相、呉儀国務委員と中国のWTO加盟問題について5時間半にわたって協議した後、声明を発表し、今回の訪中が中国側の要請であったことを明らかにした上、「交渉妥結に人為的期限は設けない」と言明した。一方、デーリー商務長官が北京での講演で、「(WTO)加盟に向けた窓口は開いている」と述べ、朱鎔基首相訪米時の米中合意の可能性を示唆した⁶²⁾。

かつてと同様、米国側の戦術は極めて明瞭である。要するに、パシェフスキーは強硬姿勢を見せ、中国に無用な幻想を捨てさせることで最大の譲歩を引き出す一方、デーリーは柔軟姿勢で条件さえ満足できれば、中国に朱鎔基訪米時に米国との交渉合意が十分可能であると思わせることで、中国の交渉推進派に対米譲歩のための論拠を提供するということである。米国のこの手法は、中国のGATT加盟交渉の際にも繰り返して用いられたいわば常套手段であるが、朱鎔基訪米の直前にまたもや露骨に使うのは、中国側の焦りを見透かしたものに他ならない。

中国側の焦りをいま一つ端的に現した出来事があった。NATO（北大西洋条約機構）軍によるユーゴスラビアへの空爆である。1999年3月24日、コソボ問題で米国主導のNATO軍がユーゴに対し空爆作戦を開始した。中国はロシアと共に、この乱暴な軍事干渉を強く批判していた。だが、朱鎔基の訪米を直前に控えたことだけに、この事件が中国指導部を困惑させた。訪米を予定通りに行ったら、中国政府として立場の一貫性が内外に疑問視されることだけでなく、日増しに重要となるロシアとの関係をも悪化させかねない。しかし、訪米を取りやめれば、米国内の反中機運にさらに勢いをつけさせることになるため、年内のWTO加盟が絶望的となる。翌年の

62) 『日本経済新聞』1999年3月31日号。

新しいラウンドの開始を視野に入れると、中国としてはどうしても1999年内の加盟機会を見逃したくない。さらに、訪米取止めは改革・開放政策以来の中国の対米協調路線を抜本的な見直しを意味するもので、経済成長を最優先する中国にとってはあまりにもリスクの大きい選択と言える。苦渋の選択ではあるが、内外の疑問の視線を浴びながら、中国指導部は1999年4月6日から14日までの朱鎔基首相の訪米の日程を変えない決定をした。

2 波乱の朱鎔基訪米

1999年4月4日、中国対外経済貿易協力省次官の龍永図が先立って渡米した。龍は5日にワシントンでの記者会見で、今回中国側が米国側に示した提案を「中国がこれまで提示できる最も条件のよい提案で、これ以上の好条件はもうあり得ない」として、「もし、米国側がこれでも我々との合意を拒否するとしたら、一旦我々がわが方の条件を公にすれば、彼ら（米国当局）が非常に困る立場になるだろう」と述べ、中国提案の条件のよさを強調した⁶³⁾。龍の発言は、米国の議会や労働組合の反中感情を牽制する狙いがあるとはいえ、今回の提案にかなりの自信があったことも事実である。実際、朱鎔基訪米の前、ホワイトハウスが何回も中国との交渉について協議した。バシェフスキー通商部代表やオルブライト國務長官などは、中国との合意に賛成した。その理由は、中国の市場アクセスや関税引下げなどの面での譲許が多く、中国を是るかに上回っていたことである。例えば、中国は既に電気通信分野で外資出資率の上限を49%まで認めており、これは米国側が求めていた条件を上回っていた。また、朱鎔基の改革を支持するためにも、彼に交渉妥結の成果を持ち帰らせるべきだと彼らは考えた。多くの経済専門家や中国問題専門家たちも、中国案が示している内容が稀に見る好条件であると評価した⁶⁴⁾。

一方、クリントン大統領は4月7日の外交政策に関する演説で中国の

63) 『明報』1999年4月7日号。

64) 夢一編著『世貿大門開了』、中国対外翻訳出版公司、82頁。

WTO加盟問題に触れ、「中国のWTO加盟への支持は、中国への恩恵ではなく、公平なプレーのルールに到達するための最適方法である」とした上、「もし中国が世界の貿易ルールの遵守に同意した場合でも、米国がなおノーと言うなら、それは理解できない誤りだ」と述べ、米国内の理解を求めた⁶⁵⁾。クリントンの発言も米国の政界や世論へのシグナルで、対中感情の悪化や国内政争のため、真の国益を損なってはならないことを戒めたものである。

しかし、米中双方のこの不安が的中した。1999年4月6日に米国入りの朱鎔基首相が、8日にワシントンでクリントン大統領と公式首脳会談を行った。会談の結果、米中双方が中国のWTO加盟問題で多くの点について合意に達したものの、最終決着が実現できず、「双方が中国のWTO加盟の年内実現という共同目標のため、努力することに同意した」との表現に止まった。会談後に行われた共同記者会見では、朱鎔基は「現在の問題は、双方の距離の大きさではなく、目下の政治的雰囲気だ」と発言し、交渉が合意できない根本原因が米国議会の反対にあるとの認識を明らかにした⁶⁶⁾。

一方、米国側が中国側の同意を得ずに、8日に通商代表部のホームページで米中合意の内容を一方向的に掲載した。掲載された内容は、クリントン大統領と朱鎔基首相との共同声明文の他、中国の市場開放リストを記載する17頁にわたる三つの付属文書である。それによると、米中双方が合意に達成していない分野は、証券、音楽・映像など4ヵ所だけで、残りはすべて新たな合意に達している⁶⁷⁾。米国側のこの意外に思われた行動は、情報公開の名の下での老練な作戦であった。意図は二つあった。一つは、中国側からこれほどの譲歩を引き出せた成果を公表することで、政治的苦境に立たされているクリントン大統領の立場を改善することである。いま一つは、米中首脳会談でWTO加盟問題に決着できなかったことで、かつてない大幅な譲歩した中国に、内容の公表によって約束を撤回させないことで

65) 『明報』1999年4月9日号。

66) 夏華勝編著『世紀談判—中国加盟世貿組織の台前幕後—』、四川人民出版社、1999年、42頁。

67) 『日本経済新聞』1999年4月10日号。

ある。

米国側の行動に我慢できなくなった朱鎔基が、4月9日に米中関係全国委員会が主催する晩餐会で、米国側が一方的に交渉内容を公表したことに触れた際、「米国側は中国側が既にこれらの内容を認めたと言っているが、実際、わが方は認めたことがない」と発言して、出席者を驚かせた⁶⁸⁾。さらに朱鎔基は、「我々は交渉において非常に大きな譲歩をした。このことは米国でのみ言えるが、中国で言ったら私が辞任させられるかもしれない」と述べ、米国側の大局を顧みない姿勢を批判した。彼は、米国の要求の焦点が中国の農産物市場開放にであることに言及した際、農産物市場の自由化には熱心な一方で、ハイテク製品の対中輸出を阻害するという米国政府の矛盾した行動は理解できないとして、米国の要求が度を過ぎれば、かえって逆効果をもたらしかねないと警告した⁶⁹⁾。

4月10日、朱鎔基一行がワシントンからデンバーに向かう直前（米国東部時間の早朝6時）に、中国側がようやく米中交渉の最重要課題の一つである農業分野の市場開放について正式に合意し、「米中農業協力協定」の締結までこぎ着けた。協定締結後、米中双方が朱鎔基首相とクリントン大統領の共同声明を発表した。共同声明の中に、米国が中国の大幅な譲歩への見返りとして、「米国が中国の1999年内でのWTO加盟を堅く支持する」という文言が盛り込まれた（これは、かつて1992年10月の米中市場アクセス交渉で米国側が合意文書の中に入れた文言でもある…括弧内筆者）。ただ、10日に中国が発表した米中首脳共同声明文は、8日に米国が発表したものとは内容的に食い違っていた。中国側の発表は米国側のものより短く、表現も大きく違っていた。それに、中国側の発表には米国側が発表した17頁の付属文書がなかった。朱鎔基に同行した中国外務省スポークスマンの朱邦造が、食い違いについて次のように説明した。つまり、米中双方が9日にまだ共同声明文および付属文書について交渉を続けていたため、米国

68) 夏華勝編著『世紀談判—中国加盟世貿組織の台前幕後—』、四川人民出版社、1999年、45頁。

69) 『明報』1999年4月11日号。

側が8日に公表した共同声明文と付属文書は中国側の了解を得ていないものである⁷⁰⁾。中国対外貿易経済協力相の石広生も、「米中は実際には農業分野を除いて他分野の市場アクセスについてまだ合意に達しておらず、メディアに報道されたいわゆる米中全面合意は、米国側が提出した単なる交渉案に過ぎない」と明言した⁷¹⁾。

4月15日、朱鎔基首相が9日間の訪米日程を終え、カナダに向かった。言うまでもなく、思い切った譲歩でマラソン式の対米交渉を決着させようとする朱鎔基にとって、訪米期間中に目標を実現できなかったことはやりきれない心境であった。表面的には、米中首脳会談で決着ができなかったのは、中国側が米国側の要求を満足させなかったためだと言われる⁷²⁾が、実際の原因はやはり最初から双方の交渉担当者が危惧していたクリントンの置かれた政治立場にあった。米紙は、バシエフスキー通商部代表やオルブライト国務長官など多くの米国政府高官が中国との合意に傾いていて、クリントン大統領の最後の段階における合意見送りの決定に困惑し、大統領の真意を探ろうとしていたと伝えた。それによれば、当時、米国がコソボ問題でユーゴスラビアへの軍事介入をエスカレートする真直中で、中国との合意は大統領の国会との交渉力を低下させかねないとの憂慮が優先された⁷³⁾。中国のGATT/WTO加盟問題でよく見られるように、今回の米中首脳交渉もまた政治問題が経済問題に優先する結果となった。

3 米中交渉の合意

政治的要因で中国と交渉妥結を遅らせたクリントンだが、朱鎔基一行が米国を離れる前に、朱鎔基に中国の交渉スタッフを米国に残して交渉を続

70) 同上紙、1999年月11日号。

71) 『人民日報』1999年月11日号。

72) 米中交渉が物別れの直接の原因は、朱鎔基がクリントンの米国繊維製品を保護するための特別条項の受入要求を拒否したためであるという説がある（夢…編著『世貿大門開了』、中国対外翻訳出版公司、82頁）。

73) *The New York Times*, April 10, 1999.

けるよう申し入れた一幕があった。実際、4月8日の米国側の交渉内容発表が、クリントンの予想に反して米国の経済界と国会から大変な好評を博した。加盟交渉の中国の首席代表である龍永図によると、後悔したクリントンが中国側に交渉担当者が引き続き米国に残って、中国の譲歩案にいくつかの修飾を施して交渉を妥決しようと提案した。しかし、クリントンの提案は意地になった朱鎔基に断られた⁷⁴⁾。

4月13日午後、クリントンがニューヨークを訪れている朱鎔基に電話し、双方は4月下旬に北京で交渉を継続することに同意した。大統領の意欲に鼓舞された米通商代表部は、4月下旬にキャシディ通商代表部代表補を北京に送り込み、二度にわたり中国側と交渉を行った。交渉の結果、米国が中国から朱鎔基の譲歩案の確約を取ることができた。このままでは、米中の二国間交渉が9月に北京で合意に達する公算が大きいと思われた矢先に、事態が急変した。

5月8日、在ベオグラード中国大使館が米国空軍のステルスB2型爆撃機に5発のミサイルによって爆撃された事件が起きた。大使館が全壊し、中国人犠牲者を3名まで出させたこの大事件が、中国国内の激しい反米運動を巻き起こし、中国政府もそれまでの軟弱的な対米姿勢の修正を迫られた。同時に、この事件は、WTO加盟問題における中国の対米譲歩への国内批判を強めただけでなく、NATO軍のユーゴ空爆による慎重論を押し切って訪米を決行した朱鎔基首相へ不満をも高めたのである。5月14日、クリントン大統領は江沢民国家主席に電話した際、中国のWTO加盟に関する中国との交渉を続行するよう求めたが、江沢民に拒否された⁷⁵⁾。

だが、中国政府は対米強硬姿勢を見せながらも、WTO加盟における対米交渉に関しては、完全に打ち切る意思は最初からなかった。事実、5月下旬、中国國務委員（副首相級）の呉儀が上海で開かれた「国家級経済技術開発区外資工作会議」で大使館爆撃事件によって中国と米国、NATO加盟国およびEUとのWTO加盟交渉を当分中止したことを説明した。彼女は、

74) 『財経』2001年11月号、42～43頁。

75) 『聯合早報』1999年6月5日号。

WTO加盟は中央が損益勘定を十分に検討して、メリットがデメリットより大きいとの結論に基づいた意思決定であるとした上、さらに「国内でWTO加盟問題に関する種々の議論は、実態を知らず、米国の報道にミスリードされている」と述べ、政府の交渉姿勢に理解を求めた⁷⁶⁾。6月16日にクリントン大統領特使のピカリング国務次官が北京で大使館爆撃事件についての釈明を行った後、中国政府に態度の軟化が徐々に見られた。6月17日、中国対外貿易経済協力相の石広生が北京でイギリス貿易代表団と会見した際に、「中国のWTO加盟に関する立場、観点および態度は、一度も変わったことがない」と説明する一方、発展途上国の身分での加盟が保証されなければならないことを強調した⁷⁷⁾。

米国は、中国が実際、大使館爆撃事件でWTO加盟交渉の進展が悪影響を受けることを望んでいないことを正確に判断していた。米通商部代表のバシェフスキーが6月24日に上院農業委員会で、中国が依然として日本やオーストラリアなど他の貿易相手国と加盟交渉を続けていることは、「同国が未だに今年にWTOの加盟を期待していることの表れだ」と証言した⁷⁸⁾。同時に、中国の交渉再開を促すために、米国のフィッシャー通商部次席代表が6月28日にニュージーランドのオークランドで、台湾のWTO加盟の日程について言及した際、米国は中国が台湾より早く加盟できるという主観的願望に左右されることがないと発言して中国に揺さぶりをかけた⁷⁹⁾。

7月27日、かつてない反中ムードが高まっていた米国下院は対中最恵国待遇の供与に関する対中通常貿易関係(NTR)の更新を260票賛成対170票反対で可決した。中国市場をますます重要視する米国経済界の意思の反映ではあったが、中国側の目には大使館爆撃事件に対する米国側の「誠意」の表れとして映らなくもない。交渉再開の地合いが徐々にでき上がった。

9月11日、第7回APEC首脳会議に出席するため、ニュージーランドの

76) 『世界貿易組織動態与研究』1999年第7期、12頁。

77) 『人民日報』1999年6月18日号

78) 『聯合早報』1999年6月26日号。

79) 『明報』1999年6月29日号。

オークランドを訪れた江沢民国家主席とクリントン大統領が会談し、双方が直ちに中国のWTO加盟のための二国間交渉を再開することに合意した。これを受け、同行した石広生対外貿易経済協力相とバシェフスキー通商代表部代表が9月12日から15日まで交渉を行ったが、進展はなかった。米国議会が11月から休会するため、このままでは、議会による米中合意案の年内批准がほぼ不可能となった。かりに米中交渉がすぐに妥結したとしても、米国議会両院がわずかに約1ヵ月の期間で合意案を検討・議決する時間がないと見られた⁸⁰⁾。米商務次官アーロンも、10月20日にワシントンで中国が交渉を急がなければ、11月30日から米国のシアトルで開催される第3回WTO閣僚会議において、米国は中国の発言権を高めるつもりがないし、中国は何の役割も果たせないことになることになると警告した⁸¹⁾。

これらの促しに対して、中国の項懐誠財政相が10月25日に、また龍永図対外貿易経済協力省次官が10月26日にそれぞれ中国のWTO加盟に対する積極的方針に変わりがないことを表明した。ただ、項財政相は発展途上国並みの条件による加盟が前提だと従来の立場の堅持を強調した⁸²⁾。

11月3日のニューヨーク・タイムズによると、クリントン大統領が近日江沢民主席に電話し、中国のWTO加盟問題で早急に中国と交渉を妥結したい意向を伝えた。これは10月16日の江沢民・クリントン電話会談に続く二回目の電話会談である。この際、クリントンは米国議会の年内批准と関係なく、とにかく合意だけを済ませようという提案をした⁸³⁾。クリントンは続いて11月4日のホワイトハウスでの記者会見で、中国に交渉を急ぐよう圧力をかけていることに言及し、中国をWTOの枠組みの中に組み入れる必要性を強調した。さらにクリントン大統領は11月6日に再び江沢民主席に電話し、バシェフスキー通商代表とホワイトハウスの首席経済顧問であるスパーリング大統領補佐官を北京に送り、シアトルWTO閣僚会議

80) 『聯合早報』1999年9月22日号。

81) 『明報』1999年10月21日号。

82) 同上紙1999年10月27日号。

83) *The New York Times*, November 2, 1999.

84) 『明報』1999年11月9日、10日号。

の前に、中国と最後の交渉を行うことを実現させた⁸⁴⁾。スパーリングが、いざという時には、ホワイトハウスに指示を仰がずにクリントンの代わりに決断が下せる立場であるため、彼を派遣することが、クリントン大統領の交渉を何とか成功させたいという強い意思の表れであると見られた。

1999年10月9日の晩、北京入りした米国代表団は、10日午前10時30分から中国対外貿易経済協力省ビルで中国の石広生対外貿易経済協力相、龍永図首席代表らと交渉に入った。交渉は緊張した雰囲気漂っていた。米国側は4月の朱鎔基案を上回る条件を提出したが、中国側は受け入れない態度を採った。中国政府内部は「発展途上国並みの加盟条件」を譲れない一線として、「原則を取引にすることはしない」という共通認識で交渉に臨んだ。そのためか、米国側は「交渉のための交渉でなく、内容が合理的な協議のための交渉である」としたら、中国側は「交渉は片方の努力では成り立たない」と切り返し、原則論による駆け引きが目立っていた⁸⁵⁾。

今回の交渉日程では、交渉日が最初、10日、11日の2日間と決まっていた。だが、夜を徹した交渉が2日間行われたが、進展が得られなかった。中国側の要請で12日にも交渉を続行したけれども、中国の保険市場・電気通信市場の開放、米国の中国繊維製品への割当制度などの問題で、双方の折り合いがつかないままに終わった。中国国務院筋によると、具体的対立は、①米国側は中国の保険市場を加盟3年後に開放するのを求めるが、中国側は5年後を主張、②米国側は中国の電気通信分野への外資出資率の上限を51%としたいが、中国側は49%以下と主張、③米国側は米国現行の中国繊維製品に対する割当制度を2009年末まで延長させると要求するが、中国側はWTO規定通りに2004年末で撤廃すると主張、といった点にある⁸⁶⁾。

12日の交渉も行き詰まったため、米国代表のバシェフスキーが「13日の午前中に朱鎔基首相に会えなかったら、代表団を引き上げる」と迫った。13日の午前10時30分、朱鎔基首相が米国代表団一行と会見したことにより、北

85) 同上紙1999年11月11日、12日号。

86) 『聯合早報』1999年11月13日号。

京での交渉が継続されることになった。注意すべきは、朱鎔基との会見は、後にバシエフスキーが「交渉の最初の突破」と強調した点である⁸⁷⁾。しかし、13日、14日に交渉が継続されたものの、進展は依然として見られなかった。

中国首席代表の龍永図は、交渉難航の原因をこう振り返った。11月の交渉時に、米国側は高圧的態度で4月案以上の要求を中国側に飲ませようとした。しかし、中国側がそれらを退かせたため、米国側は何か新たな収穫がないと4月になぜ合意を拒んだかの説明がつかないと思ったのか、最後まで強硬な姿勢を崩さなかった⁸⁸⁾。

11月14日の夜、米国代表団は三度目の帰国支度を始めた。それに米国側は中国政府に15日に帰国する際に、便宜を図るよう要請した。事態の深刻さを感じた龍永図は、夜11時に米国の中国大使館に電話し、記者発表や今後の交渉日程について双方がもう一回会談するよう米国側に申し入れた。約1時間後に、龍はバシエフスキーから15日早朝の4時半に会う提案を受けた。飛行機の立つ時間が10時であるため、もう一回交渉する時間はある。米国側も最後までやはり交渉を成功させる望みを捨てなかった⁸⁹⁾。

事実、中国側の交渉スタッフが到着したら、米国側は既に交渉再開の用意をしてあった。双方が直ちに米国側の用意していた最終合意文書のチェック作業に入った。しかし、4月案を上回る成果がなければ、米国側はこのまま中国側とすんなり合意するわけにはいかなかった。バシエフスキー代表は、交渉妥結の条件として、残り七つの要求で中国側に譲歩を強く迫った。この七つの要求は、米国が11月10日からずっと中国に受け入れさせようとしたものである。結局、報告を受けた朱鎔基首相が自ら会談に臨み、米国側の七つの要求のうち、二つを受け入れることを承諾した。これによって、米中双方は13年間も続いてきた二国間交渉でようやく合意に達した⁹⁰⁾。

87) 『明報』1999年11月21日号。

88) 『財経』2001年11月号、43頁。

89) 同上誌、同上頁。

90) 同上誌、同上頁。

中国側が最後に受け入れた二つの要求は内容がまだ明らかにされていない。龍永図によれば、米国の二つの要求を受け入れるという最後の決断は、朱鎔基首相の個人意思ではなく、江沢民国家主席ないし共産党政治局常務委員会の意思に沿ったものであるという⁹¹⁾。

11月15日午後3時50分、北京にある中国対外貿易経済協力省ビル内で、中国対外貿易経済協力相石広生と米通商代表部代表バシェフスキーが、それぞれ中国のWTO加盟に関する米中合意文書に署名した。13年にもわたった中国のGATT/WTO加盟に関する米中交渉は、後の章で述べるようにまだ完全には終わっていないものの、とりあえず一段落した。

第3節 米中合意の評価

1 二つの譲歩案の内容と意味

1999年11月15日の米中交渉の合意内容は、実際2001年11月の中国WTO加盟の最終的合意文書の基礎をなしたもので、中国のWTO加盟の実現の決定的な一歩であった。したがって、中国がどのような対米約束でこの合意を実現したのを見ずには、WTO加盟の中国への影響も正確に分析することができない。ここで、まず米中合意の内容を紹介した上で分析してみよう。

表10-1は、米通商代表部やマスメディアなどで紹介された1999年4月と1999年11月における中国の対米コミットメントの主要部分をまとめたものである。それに沿ってまず、1999年4月8日に米通商代表部が公表した中国のコミットメント（以下、「99年4月案」と呼ぶ）を見よう。既に触れたように、1999年4月、中国の朱鎔基首相が条件のよさで「米国経済界も驚くだろう」と自信をもった「99年4月案」を携えて訪米した。表10-1で

91) 同上誌、同上頁。

紹介している「99年4月案」を見ると、中国の譲歩はやはり非常に大きいと言えよう。以下はその代表的なものを取り上げて解説する。

(1) 農業

農業は、米中交渉の焦点の一つで、4月の朱鎔基訪米の際に、中国側の

表10-1 中国の対米コミットメント—1999年4月と1999年11月の比較

1999年4月案	1999年11月15日合意案
<p>①農業 農産物の平均関税率は全体で17%に引き下げ、米国の一次産品に対する関税率を14.5%に引き下げる。これらの関税率は2004年まで実施する。</p>	<p>①農業 農産物の平均関税率は全体で17%に引き下げ、米国の一次産品に対する関税率を14.5%に引き下げる。これらの関税率は2004年まで実施する。</p>
<p>②工業 平均関税率を1997年の24.6%から9.44%へ削減し、対米の優先関税率は7.1%へ。すべての関税に対し、再び引き上げを禁ずる。関税削減の3分の2は2003年までに実施し、残りは例外を除いて2005年までに実施する。</p>	<p>②工業 平均関税率を1997年の24.6%から9.44%へ削減し、対米の優先関税率は7.1%へ。すべての関税に対し、再び引き上げを禁ずる。関税削減の3分の2は2003年までに実施し、残りは例外を除いて2005年までに実施する。</p>
<p>③ハイテク製品 半導体、コンピュータ、電子通信産業などの通信製品の関税を、現在の13.3%からゼロに引き下げる。2003年までにその大部分を段階的に実施する。</p>	<p>③ハイテク製品 半導体、コンピュータ、電子通信産業などの通信製品の関税を、現在の13.3%からゼロに引き下げる。2003年までにその大部分を段階的に実施する。</p>
<p>④自動車 関税率を現在の80~100%から2005年の25%まで削減。部品の関税率は平均10%まで削減する。自動車輸入割当制度は2005年までに段階的に撤廃する。</p>	<p>④自動車 関税率を現在の80~100%から2005年の25%まで削減。部品の関税率は平均10%まで削減する。自動車輸入割当制度は2005年までに段階的に撤廃する。すべての自動車に関して、米国の非金融機関による与信業務を承認。</p>
<p>⑤化学製品 70%の化学製品の関税率を、現在の35%から5.5~6.5%に削減する。</p>	<p>⑤化学製品 絶対多数の化学製品の関税率を、0%~6.5%に削減する。</p>

<p>⑥商業 米国企業に対して、卸業、直接販売、小売、メンテナンスおよび運輸の販売システムの樹立を認める。3～4年のうちに、米国企業に100%出資率をもつことを認可する。</p>	<p>⑥商業 米国企業に対して、卸業、直接販売、小売、メンテナンスおよび運輸の販売システムの樹立を認める。3～4年のうちに、米国企業に100%出資率をもつことを認可する。</p>
<p>⑦テレコム 基本電気通信合意（BTA、97年2月に合意、90%のWTO加盟国が参加）の内容を受け入れる。外国企業の出資率を49%まで認める。4年以内に外国企業に付加価値サービスおよびポケベル分野の出資率を51%まで認める。</p>	<p>⑦テレコム 基本電気通信合意（BTA、97年2月に合意、90%のWTO加盟国が参加）の内容を受け入れる。外国企業の出資率を49%まで認める。2年以内に50%を認める。2年以内に外国企業に付加価値サービス分野、3年以内にポケベル分野の出資率を50%まで認める。</p>
<p>⑧保険業 外資企業に50%の出資率を認め、非生命保険の場合、加盟後1年以内に投資率を51%まで認める他、2年以内に投資率100%の子会社をもつことを認める。</p>	<p>⑧保険業 外資企業に50%の出資率を認め、非生命保険の場合、加盟後1年以内に投資率を51%まで認める他、2年以内に投資率100%の子会社をもつことを認める。</p>
<p>⑨銀行業 わが方は、外国銀行が全ての権利、すなわち、地元の貨幣を取り扱う業務のみならず、外貨業務も取り扱うこと、中国の顧客にだけでなく、外国の顧客へもサービスの提供が認められる権利の獲得、資本参加の自由化に努めている。この部分はなお交渉中。</p>	<p>⑨銀行業 加盟後1年以内に米銀に中国人を対象とする為替業務を認める。2年以内に、米銀に中国企業の人民元業務、5年以内に中国居住者の人民元業務の取扱いを認可する。中国はWTO加盟後直ちに合弁銀行を認め、5年以内に合弁銀行の米独資銀行への転換を認める。</p>
<p>⑩証券 この部分はなお交渉中。</p>	<p>⑩証券 少数の外国人による合弁会社の所有を認可する。これらの外資参加の合弁証券会社は中国の会社と同等の経営条件を認める。少数の合弁会社による国内の証券発行業務および外貨証券業務（債権または株式）の取扱いを認可する。</p>

<p>⑪繊維製品 米国は繊維製品分野で中国のコミットメントの全面的実施を確保するためのメカニズムの構築に努力を続ける。</p>	<p>⑪繊維製品 1997年米中繊維協定で定められた中国繊維製品への防衛措置が、2008年12月31日まで効力をもつ。</p>
<p>⑫投資協定 中国は貿易関連投資措置協定(TRIMS)を守り、如何なる発展途上国の猶予期間も与えられない。</p>	<p>⑫投資協定 中国は貿易関連投資措置協定(TRIMS)を守り、如何なる発展途上国の過渡期も与えられない。</p>
<p>⑬特別的アンチ・ダンピング措置 (中国を非市場経済国家とみなす) 現行の米国のアンチ・ダンピング方法を維持する。その条項の期限についてはなお交渉中。</p>	<p>⑬特別的アンチ・ダンピング措置 (中国を非市場経済国家とみなす) 現行の米国のアンチ・ダンピング方法を維持する。その条項の期限についてはなお交渉中。</p>
<p>⑭差別的セーフガード WTOルールと異なるセーフガードの規則を設ける。この特別規則は期限がなお交渉中だが、中国からの有害な輸入の急増を迅速かつ有効的に防ぐことができる。</p>	<p>⑭差別的セーフガード WTOルールと異なるセーフガードの規則を設ける。この特別規則は期限がなお交渉中だが、中国からの有害な輸入の急増を迅速かつ有効的に防ぐことができる。</p>

出所：1999年4月8日に米国通商代表部が発表した「市場アクセスと議定書約束」、1999年11月15日米中合意後の報道機関の報道による。

譲歩の目玉の一つでもあった。表10-1では、農産物の平均関税率は従来の45%から200年までに17%へと大幅に削減する他、4月10日に署名された米中間の「農業協力協定」により、中国は米国産の小麦、柑橘および肉類に対して、衛生検疫等の理由でこれまで実施していた輸入制限を撤廃するという譲歩を行っている。この結果、TCK黒穂病の危険性によって中国への輸入が30年にわたって禁止されていた米国七州の小麦が輸出可能となっただけでなく、カリフォルニア州を含む四つの州の柑橘類も中国市場への進出が認められた。これらの譲歩は、米国内でも「3、5年前なら考えられない」と評された重大なものであった⁹²⁾。

92) 石禾「中美世貿談判与新“二十一条”提出的經過」、『中国与世界』1999年5月号 (<http://www.chinabulletin.com/99/zs9905b.htm>)。

(2) 工業

工業製品の関税率は、単純平均関税率しかなく、加重平均関税率は出ていない。しかし、2001年に中国が受け入れたWTO加盟条件では、単純平均関税率は10.8%、加重平均関税率は6.6%となっている。この6.6%の加重平均関税率は先進国並みで発展途上国としては十分だという指摘がある⁹²⁾。「99年4月案」とこの加盟最終合意案とは、関税率において大差がないから、「99年4月案」の加重平均関税率も6.6%前後の水準にあると考えられる。ここでもう一つ重要なのは、全ての関税率に関して、再び引き上げることが禁じられていることである。米国政府によれば、このような約束をしてくれる国は、「ほんのわずかしかない」という⁹⁴⁾。

(3) テレコム

テレコム分野の焦点は、外国企業の投資規制である。朱鎔基訪米までは、中国は25%~30%の出資率上限を認めていたが、「99年4月案」の中で、外国企業の出資率を49%まで認めることになっている。アジアの国と地域で見ると、通信市場における外国企業への投資規制はまちまちである。タイ（20%）、インドネシア（35%）、フィリピン（40%）のように、発展途上国は規制が比較的厳しいが、日本（規制なし）、シンガポール（規制なし）台湾（規制なし）、韓国（49%）のように、先進国やアジアNIESは緩やかである⁹⁵⁾。発展途上国である中国が受け入れた49%までの外国企業の出資率上限は、決して低い水準ではないと言える。さらに重要な留意点がある。外資への投資規制は形式的にはないが、日本と台湾がテレコムの中核企業であるNTTと中華電信への外国企業の投資上限は、それぞれ

92) 石禾「中美世貿談判与新“二十一条”提出的經過」『中国与世界』1999年5月号 (<http://www.chinabulletin.com/99/zs9905b.htm>)。

93) 中国のWTO加盟に関する日本交渉チーム著『中国のWTO加盟[交渉経緯と加盟文書の解説]』、蒼蒼社、2002年。

94) 『中国与世界』1999年5月号 (<http://www.chinabulletin.com/99/zs9905a.htm>)。

95) 武川恵美「アジア通信市場の現状と外資の投資状況(1)」、『Infocomニューズレター』、2001.8 (<http://www.icr.co.jp/newsletter/>)。

20%に規制されているため、政府による通信市場のコントロールの維持は、実質的にまだ可能になっている。対して、中国の場合はそのような保留がないので、ある意味において、中国のテレコム市場の自由化度は経済がより進んでいる国・地域よりも高いと言えよう。

以上は、部分的な内容とはいえ、「99年4月案」は中国にとって非常に厳しい加盟条件となっていることが明らかである。ここで、「99年4月案」の信憑性が問題になるかもしれない。既述のように、この「99年4月案」は、99年4月8日に米国政府が一方的に発表したもので、中国政府はその内容が必ずしも既に合意したとは言っていない。中国首席代表の龍永図はこの「99年4月案」について、中国政府は「85%しか認めていない」と説明したことがある⁹⁶⁾。だが、結論を先取りに言うと、後の「99年11月合意案」の内容を見れば、中国が「99年4月案」を基本的に否定しておらず、むしろそれ以上に対米譲歩を追加していることは分かる。つまり、1999年4月の時点で中国側がかりに「99年4月案」の15%の部分についてまだ正式に同意していないとしても、最終的にはそのほとんどを受け入れざるを得なかったのである。

次は、同じ表10-1から、1999年11月15日の米中合意案（以下、「99年10月合意案」と呼ぶ）を「99年4月案」と比較して、合意内容の変化を見てみる。

変化が顕著だったのは、自動車、テレコム、銀行と証券、繊維などの分野である。

(1) 自動車

「99年4月案」に比べ、自動車市場の開放は、関税率は25%までに引き下げる期限が、2005年から2006年へ引き伸ばすことになったが、代わりに米国のノンバンク金融機関による自動車への与信業務が認められた。

96) <http://washeng.com/HuaShan/BBS/shishi/gbcurrent/28675.shtml>.

(2) テレコム

投資規制に関して、外国企業の出資率を「99年4月案」の49%から50%まで引き上げられた。49%の出資率でも十分に中国企業を支配できるという米国通商部代表の発言から、50%の数字が中国にとってもつ意味は分かる。

(3) 銀行と証券

銀行業の外資規制撤廃は言うまでもなく米国の対中要求の眼目であったが、「99年4月案」で不明確な点は基本的に米国の望む通りに「99年11月案」に盛り込まれた。多少の猶予期間があるものの、外資企業への人民元業務の許可と独資企業の承認は、米国にとってこれ以上に期待できる成果がないと言える。証券業は「99年4月案」では未定であったが、「99年11月案」は明文化された。

(4) 繊維製品

「99年4月案」に比べ、中国繊維製品の対米輸出に対して具体的な制限が明文化された。すなわち、1997年の米中繊維協定で定められた中国繊維製品への防衛措置の期限は、2008年12月31日まで延長する。これにより、WTOルール上、2004年末まで完全撤廃とされる繊維製品への管理貿易措置は違う形で米中間でのみ、さらに4年も存続することになった。

2 合意内容の意味

米中合意に対する中国国内の評価は、政府関係者、専門家およびメディアが、“双赢”（共に勝つ）という表現が盛んに用いられたように、敗者のない合意であったと見る楽観的評価が支配的であった。一方、主流意見ではないが、合意条件が中国に非常に不利ではないかという懐疑的批判的な見方も少なくはなかった。しかし、表10-1の内容に対する分析が正しければ、懐疑的批判的な見解の方がより事実に近いことは明らかである。

筆者は、米中合意の内容から以下の三点を指摘したい。

第一に、中国はあまりにも多くの厳しい条件を受け入れていることである。既述のように、中国の譲許水準は、工業製品全体の関税率が先進国並みだけでなく、サービス分野とりわけ電気通信、金融業の開放度も発展途上国の一般水準を上回っている。中国は最初から「発展途上国として加盟する」ことを加盟の基本原則としていたが、対米交渉で結果的に発展途上国に認められる有利な条件を最も重要な分野で受けられないことは、合意内容の趣を如実に表すものである。

第二に、交渉の結果は米国側の一方的な勝利である。第一点で述べた発展途上国並みの待遇がほとんど認められていない他、中国が最も相手の市場開放が期待できると考えていた繊維製品の規制撤廃について、実質的な譲歩が得られなかった。1999年7月、龍永図首席代表が上海で講演し、繊維製品問題において中国は米国に譲歩するつもりがまったくないと見栄を切った。しかし、先述のように中国の繊維製品に対する米国の管理貿易的措置は、2008年末まで温存されることになっている。第一点と第二点から、米中合意は双方が共に勝利した“双赢”であることを裏付ける材料が見出せない。

第三に、中国の交渉戦術は拙劣そのものである。中国側は本来、GATT加盟交渉を通して、米国側の交渉手法を熟知していたはずである。米国の手法は、中国の焦りをいいことに、「最後の譲歩」を餌にして中国側から譲歩を引き出しては、すぐ食言して次の要求を吹っかけるというのが通常のパターンである。中国の朱鎔基首相なども、中国はGATTやWTOに入っていないくても中国経済が順調に成長しているので、条件が合わなければ加盟を急ぐことがないという発言を繰り返してきた。問題は、この頗る正しい認識を、なぜか一度たりとも実際の交渉現場で生かしたことがないということである。米国が少しでも高飛車な態度に出ると、たちまち弱気を曝け出したり、逆に懐柔策を採られたら方向感覚を失って見事にひっかかりたりすることの連続であった。交渉担当者などが中国国内でGATT/WTO加盟問題をあまりにも「政治化」したため、加盟の成否が国の威信や役所および個人の業績にかかわる問題になってしまった。これを見透かした相

手は、「待つ」という単純な戦法を採れば十分であった。

無論、対米交渉においてこのような結果になったことは、交渉術の未熟だけによるものではない。戦術問題の他にも、いくつか大きな理由があった。既に触れているものもあるが、ここで改めて中国の交渉態度を左右した要因を整理しよう。

まず、「悲願化」された加盟問題の落とし穴である。交渉担当者を含む政府関係者、学界およびメディアは、1992年からGATT加盟の意義を大々的に宣伝し、あたかもGATTにさえ入れれば、先進国への道が自ら開けてくるかのような議論が隆盛を極めた。このため、GATT加盟はいつのまにか国運を決する問題であるかのような強迫観念が形成され、その早期実現も国民の悲願となった。この加盟有利性の誇大宣伝は逆に交渉担当者ないし指導部にかかるプレッシャーとなり、代償を問わぬ交渉姿勢の下地となった。

第二は、新ラウンドの圧力である。当初、1999年11月末のシアトルWTO閣僚会議を経て、2000年にWTOの新しいラウンドが開始される予定であった。中国はまたもやWTOが発足する直前の1994年に似たような状況に置かれた。要するに、米国の言い値で交渉を妥決しなければ、新しいラウンドが開始する前にWTOへの加盟ができない。一旦新ラウンドが始まったら、交渉が少なくとも3年は続くと予測される。慣行的には、ラウンド交渉中、新規加盟国の受け入れはしないため、中国のWTO加盟は3年以上待たされる可能性がある⁹⁷⁾。なおこの場合には、新しいラウンドで決められる貿易自由化の結果も中国の加盟のための必須条件となる。すなわち、中国の加盟のためのハードルがまた高くなるのである。

第三は、米国の政局である。まず、クリントン政権が第二期目に入ってから、対中政策は人権重視から実利重視に転換し、中国と「建設的な戦略的パートナーシップ」を構築するまで米中関係が好転した。中国は、クリントン政権のうちに米国とのWTO交渉を妥結させることによって、懸案である米国の対中恒久的最恵国待遇問題を解決しようと考えていた。いま

97) 『明報』1999年11月10日号。

一つは、米国内の反中ムードであった。1997年から立て続けに起きた中国絡みのいわゆる政治献金案、コックス・レポート、李文和スパイ案など、主に共和党によって引き起こされた反中騒ぎは米国の議会と世論を支配していた。米国との関係を最重要視とする中国は、米国の経済界ないし世論を味方にするため、大幅な市場開放の約束で「善意」を示そうとした。

第四は、「外圧」の利用である。これはGATT加盟の理由の一つにもなっていたが、今回また強調されるようになった。

第五は、改革路線堅持のアピールである。これは、GATT加盟段階には存在しなかった新しい言い方だが、とりわけ中国首席代表の龍永図がよく口にする理由であった。

第六は、約束を絶対遵守事項視しないという姿勢である。GATTやWTOだけでなく、先進国を始め、各国は自分の約束を完全に守った例はむしろ稀である。中国の交渉担当者もようやくこの点を理解するようになったためか、つい龍永図首席代表などは国内からの加盟に伴う市場開放への不安をなだめるため、「約束を絶対視しなくてよい」と公に発言した。すなわち、対米譲歩などはあくまでも加盟のための戦術で、後は協定文の抜け道で衝撃を和らげることができるということである。

以上の理由のうち、真に中国の政策当局に影響を及ぼしたのは恐らく最初の三つで、後の三つは主に国内の反対意見を説得するためのものであると考えられる。例えば、第四点の外圧利用については、1990年代の大量の外国資本の進出で本来の中国の国内資本企業は未曾有の激しい競争に直面するようになっていた。この凄まじい「外圧」によって国有企業など中国の国内資本企業が次から次へと姿を消した中で、まだ「外圧」が不十分と見るのは、まったく説得力がない。第五点はなおさら論外である。改革路線の堅持は、なぜ国益を損ねかねない外国への約束で示さなければならないのかということである。第六点は正論だと言えるが、やれるか否かは、米国などの政治力に対抗する意思の有無と法律に精通する人材の有無にかかることで、中国は両方とも欠けていたと思われる。

1995年から1999年までの中国WTO加盟問題を規定したのは、GATT加

盟問題と同様、米中交渉であった。その米中交渉が米国側の全面勝利により、99年11月15日に一応の決着がついた。終わってみれば、米国の対中強硬路線下で、中国が無力な抵抗を見せながらも、終始際限のない譲歩を強いられた挙句、かつてGATT加盟交渉失敗の覆轍を免れることができなかった。

第十一章 WTO正式加盟と中国経済への影響

1999年11月15日、米中両国が中国のWTO加盟についての二国間交渉でようやく合意に達した。しかし、この米中合意は直ちに中国のWTO加盟につながるものではなかった。EU（欧州連合）との加盟交渉を控えたため、中国のWTOへの正式加盟は実際には、2001年の11月まで待たなければならなかったのである。

中国は、1999年11月の米中合意の勢いで、そのWTO加盟交渉を一気呵成に終了させ、1999年11月30日に開催されるWTOシアトル閣僚会議の会期中に加盟の実現を図ろうとした。しかし、それを可能にするためには、①米中合意に対する米国議会の批准、とりわけ米国の中国への恒久的最恵国待遇の供与問題の解決、②残りの二国間交渉相手国との加盟合意、③それぞれの二国間交渉の合意条件を一つの加盟議定書にまとめるための多国間協議という三つの作業のうち、前の二つをWTOシアトル閣僚会議までに終わらせる必要性があった。もちろん、そのような可能性は極めて小さいことは明らかであった。

本章では次の作業を行うものである。まず米中合意後の中国のWTO加盟交渉の経過を紹介し、2001年9月まで中国が新たに受け入れた加盟条件を解説するが、中でも中国とEUとの加盟交渉および米国議会の対中恒久的最恵国待遇の供与問題に焦点を当て、紹介・分析する。次は、WTO協定文の意味と中国の受諾した加盟条件から、WTO加盟が中国経済にもつ意味を検討し、WTO時代の中国経済の行方を展望する。

第1節 米中合意後の加盟交渉

1 EUの豹変

米中合意後、加盟問題の重点は残りの交渉相手と如何に速く合意に達するかに移った。

1999年11月の時点で、中国は既に米国、日本、韓国、オーストラリア、ハンガリー、チェコ、スロバキア、パキスタン、ニュージーランド、トルコ、シンガポール、インドネシア、チリとの13カ国との間で二国間交渉を済ませたが、残りの交渉相手国がまだ23あった。この23カ国とは、すなわちEU、カナダ、ノルウェー、スイス、ブラジル、モンゴル、インド、コロンビア、ベネズエラ、ポーランド、フィリピン、スリランカ、マレーシア、アルゼンチン、ギルギス、ウルグアイ、グアテマラ、ペルー、モロッコ、エクアドル、メキシコ、キューバ、タイとなっていたが、最大の難関は言うまでもなくEUであった。

EUは、中国のGATT加盟段階からWTO加盟段階まで、これまでは米国に比べ温和的態度を採っていて、ある意味では、米国の強硬姿勢の緩衝材的役割をしてきた。米中交渉が最も困難な時期に、EUの交渉担当者から中国への励ましの発言が多々あった。EU担当者は、1999年の米中交渉期に、EUは中国のWTO加盟を強く支持し、米中間の交渉がまとまれば、EUの中国との交渉も中国にさほど追加条件を付けることなく終わるだろうという含みをもつ発言を何度もした。ところが、いざ99年11月に米中合意が達成されると、EUは即座に米中合意をそのままに受け入れることはできないとして従来の立場を大きく変えた。EUのスポークスマンのグッチが11月15日に、米中合意案は、EUの80%の要求を代表しているが、残りの20%はこれから中国との協議の内容となるとの見解を示した¹⁾。

EUの態度の急転は、主に次のような原因によるものであった。第一、EUの米国への対抗意識である。EUは本音では米国の強硬姿勢がもたらした米

中合意案の内容を歓迎しているが、そのまま認めることはプライド的に許されない。第二、もともとEUは当時15カ国からなっているため、各国の対中要求がまちまちで、意見がまとまるのは容易ではない。第三、最も重要な点だが、EU自身の経済利益のため、中国からできる限りの譲歩を引き出そうとの意図があった。

EUは米中交渉が合意に達したら、すぐに北京へ交渉代表団を送ると言っていたが、その後、米国に米中合意案の内容を確かめる必要があるとして、11月18日に北京で中国と協議を行うことを取り止めた。結局、米中合意後の中・EU通商担当者の初交渉は11月30日から始まるシアトルWTO閣僚会議期間中に行うことになった。中国の龍永図首席代表はオブザーバーとしてシアトル会議に出席した。その際、中国側はEU側から「あまり長くない」要求リストを渡された²⁾。

EUの対中要求は、主に次の内容に集中していた。すなわち、①工業製品の関税引下に関して、およそ300～400税目の対象のうち、自動車の関税率を米中合意の25%からさらに18%に削減すること、②電気通信分野の自由化において、外国企業の出資率上限を51%まで認め、携帯電話市場での外国企業の投資率は加盟3年以内に45%まで認めること、③保険市場の開放について、EUの生命保険会社を含む七つの保険会社に営業ライセンスを与える（すなわち、EUの保険会社が米国のより2年早く中国市場へ進出することの承認）こと、④小売市場の開放で中国は大型百貨店やチェーンストアへの出資規制を撤廃すること、⑤投資規制については、外資系自動車メーカーへのエンジン生産の国産化率規定を撤廃すること、である³⁾。

これに対して、中国は米中合意案で既に最大限の譲歩をしていることを理由に、EUの要求は米中合意案のベースを超えてはならないことを交渉原則に掲げた。しかし通商交渉に精通しているEUは米国と同様、時間と

1) 夏華勝編著『世紀談判 中国加入世貿組織の台前幕後』、四川人民出版社、1999年、45頁。

2) 『北京青年報』2000年2月28日号。

3) <http://www.chinabulletin.com/luntan/wto/rangbu2.txt>。

いう武器を最大限に利用した。EUは、一旦譲歩を決めたら、雪だるま式に譲歩していくという中国側の特徴を正確に把握して、静かに変化を待っているだけであった。

2000年に入って、中・EUは1月から3月まで月に1回のペースで交渉を行った。その過程で、双方が少しずつ歩み寄りを見せたが、中国が米中の合意水準を大きく上回るEUの要求に強く反発したため、決着には至らなかった。しかし、米中交渉の合意を「大勝利」として宣伝したため、WTO加盟は以前よりも国の威信にかかる問題になった以上、中国には攻守を延々と継続させる時間的余裕がないことは、誰の目にも見えていたのである。特に、中国が5月下旬から始まる米国議会の対中恒久的最恵国待遇供与問題への票決の前に交渉を終えたいと考えているため、中・EUは5月に予定される2000年の第4回交渉に決着がつくのではないかとの楽観的観測が出た。

2000年5月15日、欧州委員会のラミー委員（通商政策担当）が率いる通商代表団は、北京で中国対外貿易経済協力相の石広生が率いる通商代表団とこの年の4回目の交渉に入った。交渉期間は4日間と予定されるが、2日目の16日は気楽なムードの中で協議が行われた。EU代表団の報道官グッチはこの日の雰囲気の評価し、今回の交渉で合意に達する可能性が3月に比べ大きいとの感触を示しながらも、中国は交渉を急いでいるが、「我々に必要なのはEU加盟国へ説明できる協議結果をヨーロッパに持ち帰ることである。そのため、我々は今週中に合意しなければならないとは考えていない」とも発言し、中国の弱みである時間を取り上げて揺さぶりをかけた⁴⁾。

しかし、5月18日まで交渉は表面的には大きな実質的進展がなく、膠着状態が続いていた。ただ、17日から交渉のテンポが速くなり、初めて夜にも協議が行われた。18日の昼に、朱鎔基首相がラミー委員と1時間ほど会談して、中国側の交渉を成功させる意欲を強く見せた。その日、EU代表

4) <http://finance.sina.com.cn>、2000年5月17日。

団のグッチ報道官は、双方は相手の意図をよりはっきり理解するようになったので、共に最後の距離を縮める努力していると発言し、交渉が最終的段階に近づいたことを示唆した。EUの対中要求は、電気通信分野、保険業分野などの投資規制の緩和が最大の焦点と見られている。2000年5月19日の『聯合早報』によると、中国は既に関税面での部分的譲歩に同意したが、電気通信分野での外国企業の投資率上限の引き上げについては譲歩を拒否していた。

5日目の5月19日、中国とEUとは、中国のWTO加盟に関する二国間交渉でついに合意に達した。18時18分、石広生対外貿易経済協力相とラミー委員は双方の代表としてそれぞれ合意文書に署名を行った。調印式の後、中国の江沢民国家主席は中南海でラミー委員と会見し、交渉の妥結は、“双赢”（共に勝つ）であると強調した。

中・EUは如何なる条件で合意に達したのだろうか。表11-1はいくつかの資料をまとめて作成したものである。それを以って検証しよう。

表11-1に示すように、EUが中国から約束された譲歩は、関税引き下げと自動車生産や流通分野における外資系企業への規制緩和の他に、多くが米中合意事項の猶予期間の短縮となっていることが分かる。EUが当初極力要求していた電気通信、自動車などの分野の51%の外資出資率は実現されなかった。一見、EUの成果はさほど大きくないように思われがちだが、実際には必ずしもそうではなかった。前章で述べたように、米中交渉において中国はあまりにも米国に絞られたため、その対米譲歩の多くは既にWTOルールの要求を上回っている。中国は米中合意以上に、EUへさらに新しい譲歩ができるとは恐らく考えられなかった。その意味でEUが今回中国からこれだけの新たな譲歩が取れるならば、十分に満足できるはずである。中国の猶予期間を短縮させることは、その発展途上国として受けられる待遇を認めないことを意味するものであり、WTOの規定から見ても、EUがこれ以上の成果を挙げるのは無理であろう。

EUのラミー委員は、中・EU合意案は「第一級の協定」と形容して満足の意を表したのに対し、中国の石広生貿易経済協力相は「平等、友好、互

表11-1 2000年5月19日の中・EU合意事項の概要

中・EU合意事項の主要内容	米中合意事項との比較
<p>①電気通信分野 携帯電話市場の開放を2年前倒しに実施。同分野の外資企業の出資率は、1年目は25%、2年目は35%、3年目は49%に順次引き上げる。</p>	<p>米中合意の5年より2年繰り上げる。</p>
<p>②保険市場 生命保険の市場開放を2年前倒しに実施。生保・損保でEU7社に新規参入を即時に認可。外国の保険ブローカーの参入を認め、5年後は100%出資も可能。</p>	<p>米中合意より2年繰り上げる。</p>
<p>③流通分野 外資系のデパート、チェーンストアへの制限措置の撤廃。外資系流通企業の売り場面積2万m²の制限を撤廃。</p>	<p>新規項目。</p>
<p>④関税 150種類のEU主要商品の輸入関税率を従来の20～65%から、8～10%まで引き下げる。</p>	<p>一部は米中合意よりさらに引き下げられ、一部は新規項目。</p>
<p>⑤投資協定 自動車生産についての外資企業へのモデルやカテゴリーに関するあらゆる規制を撤廃。自動車エンジン生産で外資の全額出資を認め、製造範囲や型式などへの規制は2年後に撤廃。</p>	<p>新規項目。</p>

出所：①<http://finance.sina.com.cn/g/20011130/149840.html>。

②<http://www.chinawork.co.jp/e-wto/wt2-04.htm>。

恵の原則を体現した」ものとして、抽象的な評価に止まった⁵⁾。

中・EUの合意により、中国の二国間交渉の相手国は、コスタリカ、メキシコ、スイス、コスタリカとエクアドルとなった。

5) 『聯合早報』2000年5月20日号。

2 対中PNTR供与問題の決着

1999年11月に合意した米中二国間協定が果たして無事に米国議会に批准されるかは、米中両国政府の一大懸案であった。1989年の“天安門事件”以後、反中の嵐が吹き荒れる中、ただでさえ対中関連法案が米国議会で火花を散らされがちなので、この中国のWTO加盟に関する米中二国間協定は、中国への正常貿易関係（NTR）を恒久的に供与する問題が絡んでいるゆえに、その行方が極めて不透明であった。

NTR（Normal Trade Relation）はもともと最恵国待遇（MFN）と同じ意味である。GATT/WTOルールでは、最恵国待遇の供与は無差別でなければならないことになっている。だが、第八章で述べたように、米国だけは、その1974年通商法402条を根拠に、中国への最恵国待遇の供与をGATT/WTO加盟国と区別して、自動的に更新するのではなく、1年ごとに更新を必要とすることと定めていた。米国の対中MFN供与は、1980年のカーター政権下で開始されたが、1989年の“天安門事件”を期に、米国議会は対中MFN/NTRの更新手続きを利用して、1990年から毎年のように人権問題や台湾問題などで中国政府に圧力をかけ続けてきた。一方1998年5月、米大統領の提案で、議会は74年通商法の402条を修正し、「最恵国待遇（MFN）」を「正常貿易関係（NTR）」に改名した。理由は、最恵国待遇との表現は、「特殊で最も優遇する」という誤解を招きやすいからである⁶⁾。

毎年のようにNTR更新問題に振り回された中国は、まさに疲労困憊して途方に暮れている状態であった。中国にとって、自動的に更新する恒久的NTR（Permanent Normal Trade Relation = PNTR）の供与を米国から受けることができなければ、米国との関係は経済の面だけでなく、政治の面でも抜本的な改善はあり得ない。GATT加盟を申請した時に、中国は主に対米輸出の促進を念頭に米国の対中恒久的MFNの獲得を主要な経済

6) <http://www.wtolaw.gov.cn> 2002.5.21.

的メリットとして考えていたが、“天安門事件”以後の米国議会の反中機運の台頭により、国際政治的にもその重要性が増してきた。このため中国は、米国議会が米国政府の対中PNTRの供与法案を批准することを中国が米中二国間協定を守るための必須条件に掲げた。米中二国間交渉が終了して間もない1999年11月19日、中国の駐米公使劉暁明がワシントンで、米国がもし中国へのPNTR供与を拒むならば、中国もWTO加盟交渉での約束を守るつもりがないと明言した⁷⁾。

米国の対中PNTRの供与は米中政府間の了解事項になっているとはいえ、米国内の情勢は不透明であった。1999年11月に米中交渉が合意した当時は、米国経済界の圧倒的支持を背景に、対中PNTRの供与には楽観的見通しが有力であった。しかしWTOシアトル閣僚会議時に現れた反自由貿易主義の流れは、中国との貿易関係の強化に批判的立場を採る労組を中心とした米国利益集団を勢いづかせた。また、台湾問題を内政問題とする中国の立場への反発で「民主党では、労組、環境団体、人権擁護グループなどを支持基盤とする左派（リベラル派）、共和党では対中強硬政策を主張する右派を中心とする勢力が、対中NTRの恒久化に反対するグループを形成している⁸⁾。

米中二国間協定が米国に断然有利と見ているクリントン政権は、2000年1月に入ってから、対中PNTRの供与問題の早期解決に向けて積極的に動き出した。クリントン大統領は2月16日、ホワイトハウスの記者会見で中国のWTO加盟問題は、「政治問題ではなく、重大な国家の安全にかかわる問題である」とする一方、米中間の貿易赤字削減、国連などの領域での協力関係の促進にも寄与し、「中国の外部世界との交流・関与」の機会を大いに増やすものだと力説した。さらに、クリントンはもし米中協定が批准されなかったら、「我々は20年も後悔するだろう」と強調した⁹⁾。

2000年5月に召集される米国議会の動きが、中・EU交渉と並んで中国WTO加盟問題の行方を左右する焦点となった。3月上旬、米国政府は対

7) 『明報』1999年11月20日号。

8) 『通商弘報』2000年3月14日号、2～3頁。

9) 『人民日報』2000年2月18日号。

中NTRの恒久化法案を議会に提出した。本来、米国政府はこの法案提出のタイミングを、中国のWTO加盟のための二国間交渉とりわけEUとの交渉がすべて決着し、加盟議定書の全容が明らかになった後と考えていた。中・EU交渉の難航による加盟議定書の作成が遅れているのに加え、台湾問題を巡る議会の新たな中国批判が高まることは、同法案の審議を早めさせた背景だとの指摘がある¹⁰⁾。これを受け、中国の石広生対外貿易経済協力相は3月13日に北京で、対中PNTRの供与は、米中の農業協定を含む二国間協定を実行するための基礎と前提であり、米国議会がもしそれを拒否するとすれば、中国という巨大な市場を失うことを意味するものであると発言し、経済利益の重要性で米国の反対勢力を牽制した¹¹⁾。

3月17日、米国会計検査院(GAO)が「中国の加盟とNTRの供与問題」と題する報告書を発表した。同報告書は、中国がWTOに加盟した際、米国が対中PNTRを供与できない場合の法的地位と米国企業への影響を検討したものである。その内容は次のようなものであった。①中国のWTO加盟後、現行の対中NTRの供与手続きはWTOルール違反の可能性があるが、ルール違反を避けるため、WTO設立のマラケシュ協定第13条の「非適用条項」を利用できる、②ただ、その場合には米中貿易はWTO下の義務を免れ、1979年米中通商協定など既存の二国間協定に沿って実施されることになる、③この場合、他のWTO加盟国に比べ、米国は大きく不利な立場に置かれることになる。同報告書は結論として、米国企業が他のWTO加盟国企業に比べ、不利な競争を強いられることを回避するには、対中PNTRの供与が不可欠だと強く訴えた¹²⁾。

2000年4月初め、米国下院の対中PNTR供与法案への採決は、5月22日(その後24日に延期)に行うことが決まった。クリントン大統領はより精力的に議会への根回しに奔走し、採決日までの3週間に、毎日何回も民主党下院議員と会見して協力を要請していた。中国と密接な経済関係をもつ

10) 『通商弘報』2000年3月14日号、2頁。

11) 『人民日報』2000年3月16日号。

12) 『通商弘報』2000年3月30日号、2～3頁。

米大手企業も、盛んにロビー活動を展開した。モトローラやボーイングを含む米国の代表的企業は、採決日の直前に、800万ドル余りをかけて全米の有力メディアで意見広告を掲載した。さらに、映画や音楽製品の中国市場への輸出増加を期待した映画界を含む芸能界まで、対中PNTRの供与の促進活動に加わった。中国政府もただ拱手傍観ではなかった。米国下院採決日の5月25日（米国現地時間は24日）当日、衛生免疫上の理由で11年も続いた米国産タバコへの対中輸入禁止令の撤廃を発表して、反対派議員に対する最後の取り崩しにかかった¹³⁾。

米国下院の議員定数は435人で、うち民主党議員は211人、共和党議員は224人であった。クリントンにとって、過半数の賛成票の確保は、身内の民主党議員からどれだけ賛成票を集められるかにかかっている。民主党では、労組や環境・人権団体などの影響で対中PNTRの供与に反対する議員の数が、中国市場を狙う大企業を基盤とする野党の共和党よりも多かった。しかし、クリントンの根回しは大いに功を奏した。5月24日、米国東部時間17時50分、米国下院本会議で賛成237票、反対197票で、対中PNTR供与法案（H.R.4444）は可決された。賛成の237票の内訳は、民主党は73票で、共和党は164票であった。マッカーイズムの再来を彷彿させる反中勢力は決して小さくないが、軍配は急成長する中国市場の魅力に上がったようである。

法案可決後、中国の江沢民国家主席はクリントン大統領に電話をかけて、その労をねぎらった。しかし、上述の法案には、いくつかの付帯条項が盛り込まれている。うち三つの条項、すなわち、①中国の人権保護状況監視のための委員会の設置、②中国からの輸入急増に対する米国の保護措置、③中国のWTOルール順守の監視と米通商代表部による年次報告書の議会提出が、最も実質的な意味があると見られる。付帯条件を設けるのは、反対派をなだめることも目的ではあるが、従来のNTR更新の代わりに中国を牽制する新たなカードを手に入れることがより重要な狙いであった。これに対し、中国は強く不満を表明したが、それ以上のことができなかった。

13) 『聯合早報』2000年5月26日号。

対中PNTR供与法案は、5月24日に米国下院で可決された後、最初6月にも上院で通過する見通しであった。しかし実際には、共和党議員が歳出法案の審議などを有利に進めるため、対中PNTR供与法案を政争の具にしたことで、問題が複雑化した。反対派議員たちによる採決引き延ばし作戦で、計25もの修正案が提出されたため、採決日は9月中旬まで再三にわたって延期させられた。9月19日になって、米国上院で83票賛成対15票反対によって対中PNTR供与法案がついに可決された。採決までの混迷状態から見てあっけない結果であった。25の修正案のうち18は圧倒的多数で否決され、残りも撤回と採決に付さない結果となった¹⁴⁾。

10月10日、クリントン大統領はホワイトハウスで盛大な儀式を催し、正式に対中PNTR供与法案への署名を行った。これにより、同法案は正式に米国の法律となったため、いわゆる付帯条項による不安要素を内包しながらも、米中関係の重要懸案の対中PNTRの供与問題は、とりあえず終止符を打つことになった。

第2節 加盟議定書と正式加盟

1 多国間交渉の難航

1999年11月の米中合意の後、中国ではWTO加盟交渉の残りの主要作業は、他のWTO加盟国との二国間交渉および上述の米国の対中PNTR供与問題だけだという観測が一般的であった。その後、WTO加盟国との二国間交渉が順調に進み、特に最大の難関とされるEUとの交渉も2000年5月に合意された。そして、2000年10月に米国の対中PNTRの供与問題も一応の決着がついた。この時点で、WTO加盟国のうち、まだ対中二国間交渉に合意していない国は、メキシコとスイスの2カ国のみになった。

14) 同上紙2000年9月29日号。

だが、この時、中国の加盟交渉の進展を最も大きく左右したのは、メキシコとスイスとの二国間交渉ではなく、WTO加盟文書の作成作業だったのである。中国の場合、WTOの加盟文書は三つの部分、すなわち、①WTO加盟の基本的原則・条件を定める法的文書の加盟議定書、②議定書条文の細則化や他の文書に含まれていない事項を盛り込んだりする作業部会報告書、③加盟議定書に付随して、関税譲許表やサービス約束表などからなる文書である。元来、加盟文書の作成作業はWTO中国作業部会が発足した時点から既に開始されているが、本格的な作業は実際、二国間交渉が一応のめどがついてから始まったのである。すなわち、最重要の米中交渉が終了した99年11月15日後に、加盟文書の作成作業がようやく詰めめの段階に入ったと言える。

2000年5月19日、中・EU二国間交渉の合意の勢いで、6月19日から23日まで開かれたWTO中国作業部会第10回会議で、中国の加盟に関する法律文書である加盟議定書、作業部会報告書の枠組みが出来上がった。龍永図首席代表は会期中、「中国の14年にもわたる加盟努力は、今週から最終段階に入る¹⁵⁾」との認識を示したが、すぐにその考えがまったく甘かったことを思い知らされた。7月の第11回会議、9月の第12回会議では、中国の加盟のための多角的法律文書についての起草と議論が行われたが、とくに9月会議で差別的セーフガード、対外貿易権、知的財産権保護などの問題を巡って、予想外の激論が起きたため、わずかしこ進展がなかった。年内加盟の最後のチャンスとされる11月の第13回会議も実質的進展は得られなかった。中国の龍永図首席代表は、12月上旬に開かれる第14回会議の前に、加盟文書作成の遅れが原因で、中国は年内加盟を断念したことを示唆した¹⁶⁾。

加盟文書作成の遅れの背後に、技術的問題と新規要求の問題がある。技術的問題とは、中国がそれぞれの二国間交渉で行った譲許に整合性をもたせて一つの加盟文書にまとめることは、もともと複雑な作業だということである。同時に加盟議定書などでの原則論的表現を他の文書で如何に細則

15) <http://202.99.23.23.../ReadFile?whichfile=1697871&typeid=1>.

16) 同上サイト。

化するかも大変な作業である。新規要求の問題とは、加盟国が、細則化作業を利用して、二国間交渉で満たされなかった要求や新たに思いついた要求を文書に盛り込もうとすることである。

実際、加盟文書作成の遅れは、主にこの細則化作業で派生した対中新規要求を巡る対立によるものであった。客観的に見ると、中国の経済体制は急速な市場経済化は見られたものの、計画経済的部分が依然多く残っていて、中国の譲許への加盟国の憂慮は一定の理解ができる。しかし、中国への要求がWTOの枠組みを超えてはならないのは前提である。この段階のWTO加盟国の主な対中要求をまとめると、①中国の貿易体制や法律規定などは不透明かつ予測困難であることを根拠とした、中国の義務履行を監視するメカニズムの設置、②一部の重要分野での中国の発展途上国としての地位の否定（特に農業補助金の上限について、発展途上国の基準ではなく、先進国の基準を適用すること）、③サービス分野の一層の市場開放要求（とりわけEUによる保険会社の指定についての具体的な要求）、④法律改正の要求（特に知的財産権保護の法的整備に対する強い要求）が挙げられる。

これらの新規要求に対して、龍永図首席代表は9月28日に中国側として受け入れられないと表明した。彼は、中国がWTO加盟国との二国間の市場アクセス協定の合意事項およびWTOへの約束から後退する考えはまったくくないが、さらに細則化要求を突きつけられるのはWTOの要求を超えてしまうことになるし、中国の発展途上国としての権利を剥奪するものでもあると主張した¹⁷⁾。新規要求への反発を中国の「約束からの後退」と危惧する米国はバシェフスキー通商代表部代表を北京に派遣した。バシェフスキーは朱鎔基首相を含む中国関係者との会談で中国側に約束を守ることを促した。彼女は、残りの問題として、製品の基準、農産物の補助金などがあると指摘した¹⁸⁾。

WTO中国作業部会第15回会議は2001年1月9日の晩、ジュネーブで始まった。今度の会議は、最後の中国作業部会会議になるのではなかろうか

17) <http://read.asp?Forum=575273460&ID=6191&access=2&status=>

18) 『明報』2000年10月13日号。

という楽観的見方が一般的であったため、高い関心をもたれた。順調であれば、中国は2001年の前半でWTO加盟を果たすことも可能とされた。しかし、1月15日に終了した会議では、交渉が妥結には至らなかった。今回の会議では、繊維製品（米国の中国繊維製品への割当の撤廃）、差別的セーフガード、非関税措置およびアンチ・ダンピングなどの問題で合意に達した。しかし、農産品の補助金とサービス市場の開放について依然として双方は溝を埋めることができなかった。サービス分野については、如何に中国が各国に行った自由化の約束を各方面が納得できる文言で一つの文書にまとめるかが焦点となっている。

中国の龍永図首席代表は、今回の会議は「興奮させられる成果を挙げられた」と強調した他、もう一つの成果はどの問題が政治的決定の必要なものかについて分類することができたことだと説明した。龍はまた、中国の立場が発展途上国から広く支持されていて、今回の会議で最終合意ができなかったことは残念だと述べた。彼はさらに、中国の農業の後進性を指摘して、「9億の農業人口の利益は、あくまでも我々の問題を考える時の全ての出発点である」と発言し、農業問題で中国に厳しい態度を採る米国とケアンズ・グループを強く牽制した¹⁹⁾。

農業補助金は今回の中国作業部会会議の中心議題の一つであった。中国は既に原則的にすべての農産品への輸出補助金の撤廃に同意したが、農業補助金についてはWTOルールに沿ってことを運ぶとしている。WTOの農業補助金に関する規定では、発展途上国には総生産額の10%を上限として認められているが、先進国には5%の上限しか認められていない。中国は自国が発展途上国なので、10%の上限規定を適用できると考えていたのに対して、米国、EUなどは先進国の5%しか認められないと主張していた。実際、中国の農業補助金額は、農業生産額の2%しかない水準にあった。そのため、龍永図は中国の農業への補助金規模は欧米に比べ、「ピーナツのような小さなもの」と喩え、この問題での譲歩を強く否定した²⁰⁾。

19) 『人民日報』（海外版）2001年1月19日号。

20) 『明報』2001年月19日号。

しかし、時間は中国の味方ではない。このまま交渉が遅れると、当初問題視されていなかった米国の対中PNTR供与問題の再燃が現実味を帯びてくる。実は、昨年米国議会で可決された法案では、中国へのPNTRの供与は、2001年6月3日までに中国がWTO加盟を果たすことが前提となっていた。さもなければ、場合によって、これまでと同様の更新手続きを取ることが必要となる。この問題で散々米国に苦しめられていた中国にとって、再び前の状態に戻ることをどうしても回避したいことは言うまでもない。もう一つの時間の問題は、次のWTO閣僚会議が迫っていることである。11月9日からWTO閣僚会議はカタールのドーハで始まる予定なので、中国が年内の加盟を果たすには、7月頃までにすべての二国間・多国間の交渉を終え、加盟文書の作成と採択を済ませなければならない²¹⁾。

しかし、中国は態度を変えなかった。石広生対外貿易経済協力相は、3月13日に北京で記者会見した際、一部の先進国の加盟国は中国に対して過度の要求を突きつけているが、中国は決して譲歩はしないと述べた。さらに彼は、具体的なWTO加盟の日程について、中国政府は決定権をもっていないため推測できないとした上、加盟の進捗はWTO加盟国、特に先進国の政治意思にかかっているのだと指摘して、米国が政治的思惑で中国の加盟交渉を妨げていることを批判した²²⁾。

6月6日から7日まで、APECの通商閣僚会議が中国の上海で開催された。この機会を利用して、中国の石広生対外貿易経済協力相と米国のゼーリック通商代表部代表とが交渉を行った。当初、このあまり期待されなかった交渉は、6月9日に基本的な合意に達したと発表された。合意内容は中国政府の承認を経て、14日に発表された。その主な内容は次の三点である。

第一、農業補助金の上限は、発展途上国の10%でなく、8.5%とする。第二、サービス分野の市場開放について以下のことを確認する。①米国は1999年米中合意後、中国が内容の実施において高額商業リスク保険業務や強制再保険付保険などの面で後退したとして、合意事項の確認とそれに沿うよ

21) 同上紙2001年2月16日号。

22) 同上紙2001年3月6日号。

うに実施内容を中国側に修正させた。②1999年米中合意で中国は流通業の原則的自由化を約束したが、2万m²以上のデパートおよび30店舗以上のチェーンストアに例外として、50%以上の株式取得を制限した。その後、中国はチェーンストアの規制基準を「2店舗以上」としたので、米国は中国に米中合意に沿うように再定義させた。第三、対外貿易権の具体的実施方法を定めた。中国は1996年に多国間交渉で対外貿易権問題について合意に達したが、作業部会報告書ではその具体的実施方法が明らかでない。そのため、米国は中国側に中国へ進出している企業の対外貿易権および進出していない企業の対中輸出権を確認した²³⁾。

今回の意外とも言える米中妥決について、最大の理由は言うまでもなく中国側の農業補助金問題での歩み寄りである。既述のように、当初中国は激しく抵抗を見せたため、中国の譲歩があり得ないと見られていた。農業補助金の8.5%の上限は、米国の先進国並みの5%の要求にはならなかったが、WTO規定から見て米国は不可能に近い勝利を勝ち取ったと言えよう。後の二つの分野は内容の確認が中心なので付属的なものと言える。一方、米国もWTOのドーハ閣僚会議までに中国の加盟問題を済ませたい理由があった。それは、まず米国企業の中国進出の意欲である。これについてはもはや説明が要らない。次は、中国の貿易規模の急拡大により、WTO体制は中国を欠いたままでは不自然さが目立つようになってきた。さらに、新ラウンドでは、農業問題など中国の参加が極めて重要なことも認識されていたことである。

2 正式加盟の実現

2001年6月9日の米中の新たな合意は、中国の年内加盟に現実味をもたらした。

ところが、2001年6月の時点で中国はまだすべての二国間交渉を終え

23) 『通商弘報』2001年6月21日号、2～4頁。

ていないことが不安材料であった。メキシコは中国にとって米国、EUおよび日本以外の最も難しい交渉相手であった。交渉難航の原因は、貿易構造の類似性にあると見られていた。メキシコは繊維製品を始め大量の労働集約型製品を米国市場に輸出しているため、1990年代から米国へ労働集約製品の輸出を増やし続ける中国との貿易摩擦が次第に熾烈になった。中国製品への対抗手段として、メキシコ政府は国内で中国製品へのAD（アンチ・ダンピング）措置に頼る傾向を強めている。事実、中国とのWTO加盟交渉において、AD措置問題は両国の最大の対立点であった。

2000年11月の第12回APEC（ブルネイ）の会期中、中国とメキシコとの交渉が注目されていたが、結局合意は得られなかった。中国の龍永図首席代表は、物別れの主要原因としてメキシコの対中AD措置の問題を挙げた。彼は、メキシコの現行の対中AD措置は、中国の1,000品目以上の製品にも及んでいることがWTO規定の原則を乖離したものだとして指摘し、加盟国が中国にWTOルール遵守を求めている以上、メキシコもWTOルールを守るべきだと強調した²⁴⁾。

2000年12月に誕生したメキシコのフォックス新政府が、WTO加盟問題で中国への慎重な姿勢を変えなかった。新任の経済大臣デベルスが、WTOルール遵守のための中国国内改革を見守る必要があるとして、中国との二国間交渉の進展は緩慢なものになるだろうとの感触を述べた²⁵⁾。2001年6月の米中合意後、メキシコの動向が以前よりも注目度が増した中で、7月26日と27日、デベルス経済大臣が率いるメキシコ代表団が北京で中国の石広生対外貿易経済協力相らと協議した。しかし、会談はやはり労働集約型製品の輸出問題で意見が分かれたため合意に漕ぎ付けなかった。この膠着状態は、9月17日に始まる第18回中国作業部会公式会議の直前にまで続いたが、主に中国側の歩み寄り局面が急に打開された。

2001年9月13日に、ジュネーブで中国の駐ジュネーブ大使沙祖康とメキシコのWTO大使ペレスが中国のWTO加盟に関する二国間協定に調印

24) 『明報』2000年11月19日号。

25) 『聯合早報』2000年12月22日号。

した。これを以って、中国と37のWTO加盟国との二国間交渉はすべて終了することとなった。この合意が実現できたのは、中国側がAD措置問題で大幅な妥協をしたためである。それによると、①合意前、メキシコは1,300品目以上の中国製品にAD税を課しているが、中国はWTO加盟後6年間、紛争処理手続きを取らない。6年後も、中国の不正な貿易を続けることが明らかである限り、同措置を続けることができる。また、②WTO加盟後、中国に15年の移行期間を設け、その間の新たなダンピング行為や補助金措置に対する調査・検証にあたり、中国を「非市場経済国家」として扱うことができる。一方、メキシコも中国にある程度の歩み寄りを見せた。当初、メキシコは現行AD措置の継続期間を15年間にするように求めたが、中国の強い反対で6年間に短縮された²⁶⁾。

一方、中墨合意の前に、WTOの中国作業部会第16回会議が6月28日から7月4日までジュネーブで召集された。中国対外貿易経済協力省の高燕報道官は、この会議で中国は多国間交渉で残っていた主要問題について全面的な合意に達したとして、「これは中国のWTO加盟に関する実質的協議が既に終了したことを示している」との見解を示した²⁷⁾。次に7月から9月までの間に加盟文書への最終的な調整作業を行うと見られた。その後、作業部会で加盟文書が採決されたら、11月のドーハ会議でWTO理事会による票決が行われる。可決されれば、1ヵ月後に中国は正式にWTO加盟国となる。

第17回中国作業部会は、予定通りに7月16日にジュネーブで始まり、中国のWTO加盟に向けた法律文書をまとめるための最終作業が行われた。会議は最終日の7月20日に、すべての文書の起草作業を完了したとはいえ、会議の進行は必ずしも順調ではなかった。米国とEUが中国の保険市場の開放を巡って激しく対立したことで、雰囲気は一時非常に険しくなった。それは、外国保険会社の中国での支店の設立について、米国は既に中国に進出している外国企業に100%の出資率を認めることを要求したのに対し

26) 『通商弘報』2001年9月27日号、19～20頁。

27) 『人民日報』（海外版）2001年7月5日号。

て、EUはこれではEUの保険会社に不利だとして強く反発したためであった²⁸⁾。それでも、中国作業部会は、次の第18回部会会議は9月に開き、中国のWTO加盟文書を最終的に了承した後、それらをWTOの総理事会に提出することを決定した。予定通りにいけば、中国は11月にドーハで開かれる第4回WTO閣僚会議でその正式メンバーとなる見込みである。

第18回中国作業部会の公式会議は、9月13日に開催される予定であったが、9月11日に起きた米国での多発テロ事件の影響で、9月17日に延期された。公式会議の前に、中国の加盟文書に対して、最後の協議と修正を行う非公式会議は、本来11日から12日まで開かれることになっていたが、米国のテロ事件の影響で、12日から中断された。14日午後7時から、15日の午前零時45分まで、非公式会議が再開され、緊張した雰囲気の中で各国代表は中国の加盟条件についての討論および加盟文書に対する技術上のチェックを行った。非公式会議の中で、米国およびEUとの間で双方の保険会社の中国市場への資本参加についてそれぞれ合意したため、WTO加盟の最後の障害が取り払われた²⁹⁾。9月15日午前1時に中国作業部会の非公式会議が終了した。

ジュネーブ時間9月17日午後3時30分から5時20分まで、WTO中国作業部会第18回会議はWTO本部で公式会議を開いて、中国のWTO加盟に関する法律文書への承認を行った。中国作業部長を務めるスイス貿易代表ジラルの司会によって、会議は中国のWTO加盟に関する四つの文書すなわち加盟議定書、作業部会報告書、関税譲許表、サービス約束表がそれぞれ加盟国の承認を得た。同会議は、これらの承認された文書をWTOの総理事会に提出することを決定した。これにより、1987年3月4日に発足したGATT/WTOの中国作業部会はその使命を終えた。

WTOの第4回閣僚会議は11月10日、カタールのドーハで開幕された。中国のWTO加盟への審議は形式的なものであった。10日の午後6時30分頃、午前と午後に行われる大会の一般的な弁論が一時中止された。その間、

28) 『聯合早報』2001年7月22日号。

29) 同上紙2001年9月16日号。

議長を務めるカタールの財務・経済・通商大臣カルマが中国作業部会の協議はすべて終了し、加盟文書も承認されたことを説明した上、会議が中国のWTO加盟についての審議に入ることを提案した。その後、異議の申し立てがなかったため、10日の午後6時38分（北京時間同日午後11時38分）に、カマル議長は中国のWTO加盟が承認されたことを宣言した³⁰⁾。

11月11日午前零時30分、現地のホテルでWTO加盟議定書への署名式が開かれた。署名の前に、中国政府代表の石広生対外貿易経済協力相がムーアWTO事務局長に、中国国家主席江沢民が署名した「中国WTO加盟受諾文書」を手渡した。WTO規定により、受諾文書がWTO事務局に提出（寄託）されてから30日後、すなわち2001年12月11日、中国のWTO加盟は正式に発効することになる。15年以上にわたる中国のGATT/WTO加盟交渉に、これでようやく終止符が打たれた。

3 台湾のWTO加盟

2001年11月11日、すなわち中国のWTO加盟が正式に決まってから約24時間後、台湾のWTO加盟も承認された。第八章で述べたように、中国のGATT/WTO加盟問題はそもそも台湾当局のGATT脱退に由来したものである。実際、その後も台湾問題の存在が中国のGATT/WTO加盟問題の全過程に多大な影響を及ぼしてきた。ここで台湾のWTO加盟交渉の経過と加盟条件について簡単に整理してみる。また、台湾のWTO加盟が中国の加盟交渉に与えた影響については、次章で検討することにしたい。

既述のように、台湾は1990年1月にGATT33条に基づき、「台湾・澎湖・金門・馬祖」という独立関税地域として、GATTへの新規加盟を正式に申請した。台湾のGATT加盟に関しては、1992年9月29日のGATT理事会では、①「台湾・澎湖・金門・馬祖」（略称「中国台北」）の作業部会の設置、②中国と台湾の加盟順番は、「中国は台湾に先行すること」、③中国台北の

30) 『人民日報』2001年11月11日号。

GATTにおける代表機関は、オブザーバーとしてか正式メンバーとしてかにかかわることなく、香港およびマカオと同じ扱いになるという三点が議長声明の形で発表され、了解された³¹⁾。これにより、GATTの台湾（中国台北）作業部会が設置された。しかし、中国の1994年末のGATT加盟交渉の失敗の影響で、台湾もWTOが発足する前にGATT加盟を果たせず、1995年12月にGATTがWTOに吸収されることに伴い、WTO加盟を新たに申請したのである。

台湾のGATT/WTO加盟申請は、国際的孤立の打破という政治的理由はもちろん、経済的理由は次の六点が指摘されている。すなわち、①最恵国待遇と内国民待遇の供与、②国際的な経済貿易ルールの制定への参与、③各国の通商動向の把握、④貿易摩擦の解消、⑤産業の高度化と企業体質の改善、⑥消費と投資の増進による生活水準の向上、である³²⁾。これらの経済的理由が、第八章で述べた中国のGATT加盟の経済的動機とほとんど一致していることは興味深いことである。

WTO加盟のため、台湾は併せて26の国・地域と二国間交渉を行った。台湾は1990年の1人当たりのGNP（国民総生産）は8,111ドルで、いわゆる発展途上国に供与される有利条件が適用できないため、加盟交渉が中国大陸より単純であった。加盟交渉については、日本との交渉は1997年2月、米国との交渉は98年2月、EUとの交渉は98年7月にそれぞれ合意に達した。1999年5月、WTOの台湾作業部会が開かれ、議長が台湾の「加盟文書は概ねまとまった」と総括し、台湾の王志剛経済部長も台湾のWTO加盟国との二国間交渉が「ほぼ終了した」との見解を示した³³⁾。しかし、7月に行われた作業部会非公式会合で、台湾の加盟について作業部会は加盟文書の承認を見送った。結局、「中国が先」との了解事項で、加盟条件が成熟しながら、台湾の正式加盟は中国の加盟を待たねばならなかった。

台湾は、市場開放度は以前から比較的高いことで、表11-2に示すよう

31) 『中国青年報』2001年11月13日号。

32) <http://www.roc-taiwan.or.jp/wto2.htm>。

33) 『日本経済新聞』1999年5月14日号。

にその加盟条件も現行の水準に比べあまり大きく変わるものが少ない。台湾が最も市場開放に慎重だったのは、農業と自動車の二分野である。

農業部門は、平均名目関税率が20.02%から12.86%へ引き下げられる上、18品目の製品の輸入が自由化され、さらに補助金も削減されるため、農産品の輸入増加が避けられない。特に肉類の輸入は輸入全体の50%を占める見込みで、コメや他の穀物および果物類の輸入も増大すると予想される。台湾行政院農業委員会は、WTO加盟によって10万人の農民が職を失うことになるかと予測している³⁴⁾。

自動車の場合は、これまでの輸入制限が関税割当制度に移行し、枠を毎年20%ずつ拡大し、加盟8年後までに割当制度を廃止することになっている。関税割当制度は、同一輸入品に対し、一定の数量まで無税または低税率（一次枠）、当該数量を超える数量に対しては比較的高税率（二次枠）の二種類の関税を適用する制度である。自動車関税率は、現行の30%から2008年までに17.5%に引き下げることになっているが、関税率が1%下がると、台湾製自動車の市場シェアが15%減少するとの予測もある³⁵⁾。さらに、自動車部品の国産化率要求の撤廃により、輸入外国製品の台湾市場でのシェアは、現在の30%から60%に上昇するとも見られている³⁶⁾。

ところで、台湾のWTO加盟が2001年11月11日に承認されたのだが、台湾側は受諾文書をWTO事務局に提出（寄託）する期日を、加盟を承認された直後ではなく、12月2日にする戦術を採った。既述のように、加盟手続きとして、受諾文書をWTO事務局に提出した後、30日経ってから加盟が正式に発効する。台湾の場合、11月11日の加盟承認なので、受諾文書をすぐに提出すれば、2001年内の加盟発効となる。しかし台湾側の理解では、この場合、2001年の残り日数がわずかであっても「加盟1年間」として計算されることで、関税削減等に認められる猶予期間の「無駄遣い」となる。したがって、わざと11月16日に立法院で受諾した文書を12月2

34) <http://www.roc-taiwan.or.jp/wto/wto2.htm>.

35) 『ジェットロセンサー』2000年8月号、45頁。

36) <http://www.roc-taiwan.or.jp/wto/wto2.htm>.

表11-2 台湾のWTO加盟条件

項目	内容
関税	全品目の平均名目関税率は、2001年の8.20%から2011年の5.53%へ引き下げる。うち、鉱工業品（3,470品目）の平均名目関税率は、5.78%から、4.14%へ引き下げる。農産品（1,021品目）の平均名目関税率は、20.02%から12.86%へ引き下げる。
関税割当	特定の農水産物について関税割当制度を導入。
数量制限	自動車に関して、乗用車、小型トラック、ステーションワゴン、シャーシ（一部）、二輪車に対する輸入制限を関税割当に移行。枠を毎年20%ずつ拡大し、加盟8年後までに割当制を廃止。
輸入許可	輸入制限対象物品は、「ネガティブリスト」に明記されたもののみで、加盟後、削減していく。WTOに整合しない非関税措置は実施しない。オートバイ（1500cc以上）とディーゼルエンジン乗用車の輸入禁止措置は、それぞれ加盟後6ヵ月または2年で廃止。
経済加工区	製造設備や原材料等に関する関税や物品税等が認められる地域に係る制度は、補助金協定等に整合的に実施。
補助金	補助金協定上の禁止補助金に該当する既存補助金は、加盟時に原則廃止。国産部品を用いた自動車およびオートバイの生産者への補助金は、（補助金協定28条に従い）加盟後3年以内に廃止。
投資協定	自動車およびオートバイに係るローカル・コンテンツ要求、石炭輸入者への国内炭購入要求を加盟時までに撤廃。TRIM協定に不整合の措置を実施しない。
国家貿易	砂糖、石油、タバコ、酒、印刷、米および果実の各分野に係る国家貿易企業を通報。GATT17条その他の関連規定を遵守。
農業	加盟時に数量制限を撤廃。コメについては農業協定付属書5に沿って特例措置を実施。
知的財産権	加盟時にTRIPS協定を完全に遵守。従来制度の協定整合化（例えば、著作権の保護期間を著作者の死後50年間または公表後50年間に、特許権保護期間を20年間に延長等）。省庁間のタスクフォース等により、TRIPS協定に整合する効果的権利を確保。
サービス	二国間交渉を踏まえた約束表に従って自由化。
外国為替政策	經常取引に関して、如何なる為替管理も行わない。為替相場は市場によって決定し、為替関係で差別的な慣行は存在しない。
輸出入業者の登録制度	輸出入を行う企業は台湾に所在し、登録する必要がある。当該制度は加盟後も残るが、協定整合的に実施。

出所：①http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/accesion/data/taiwan_point.html

②http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/accesion/data/taiwan_keii.html

日に引き伸ばしてから、WTO事務局に提出したのである。これにより、台湾の加盟発効は2002年1日からになったのである。

因みに、台湾では、台湾に先行して加盟することにこだわる中国大陸は、WTO加盟の時期を2001年内にしたため、100億人民元以上の代償を多く支払う可能性があるとの見方が一時有力だった³⁷⁾。だが、中国対外貿易経済協力省国際経済協力局長の易小準が、中国のWTO加盟後の関税譲許は2002年1月1日から始まると明言した。彼は、中国の加盟発効は2001年12月11日からとなっているが、中国の年度調整関税が毎年の1月1日からなので、混乱を避けるため、関税譲許の実施は2002年1月1日から開始することになったと述べた上、この対応はWTOルールには抵触しないと説明した³⁸⁾。現に、中国の関税譲許の実施は、2002年1月1日に始まったのである。

第3節 加盟条件と中国経済の将来

WTOルールは、各国政府の政策を凌駕する法体系である故に、加盟国の政策運営の裁量権を大きく制約するものである。

中国のWTO加盟が中国経済ないし世界経済に如何なる影響を及ぼすかは、中国国内は無論、国際的にも大きく関心を寄せられた問題である。本書は基本的に中国の対外経済の諸問題を論じるものなので、やはり中国経済への影響に焦点を当てて中国のWTO加盟を検討してみたい。

これまで、中国のWTO加盟による経済の促進効果や各産業に対する影響などに関して具体的数値的な予測が行われている。しかし本節では、数値的な予測ではなく、前章で行った米中の1999年11月合意案への分析を踏まえ、①中国が受諾したWTO加盟の条件、②WTOルールという二つの側

37) <http://www.wforum.com/wef/posts/36724.shtml>

38) 『中国青年報』2001年11月14日号。

面から、WTO加盟が中国経済の進路に如何なる影響を及ぼすかについて検討を加えることにする。

中国のWTO加盟条件は、基本的に1999年11月15日に合意された米中二国間協定に基づいたものである。その加盟条件は大まかには、①対中特別措置、②分野別譲許の二種類に大別できる。ここでその主な内容についてそれぞれ分析してみる。

(1) 対中特別措置

中国が課されたWTO加盟条件の大きな特徴は、加盟議定書に盛り込まれている「対中特別措置」である。表11-3に示すように、いわゆる「対中特別措置」には、①特別なアンチ・ダンピング措置、②経過的セーフガード、③経過的監視制度という三つの措置が含まれている。そのうち、特別

表11-3 WTO加盟議定書における対中特別措置

対中特別措置の名称	中・EU合意事項の主要内容
特別なアンチ・ダンピング措置 (加盟議定書第15条)	加盟後15年間、中国を「非市場経済国家」と見なし、ダンピング調査時の価格比較に第三国のデータを使用できる。
経過的セーフガード (加盟議定書第16条)	加盟後12年間、中国のみに対するセーフガードを設ける。セーフガードへの対抗措置は、セーフガードの発動理由により、2年または3年経過した後、認められる。
経過的視制度 (加盟議定書第18条)	加盟後10年間、中国のWTO上の義務の履行状況をWTOの下部組織（各理事会・委員会）および一般理事会が毎年審議する。加盟後8年間は毎年実施し、10年目に最終審議を行う。

注：括弧内は、中国のWTO加盟議定書の条項を指す。

出所：中国対外貿易経済合作部世界貿易組織司訳『中国加入世界貿易組織法律文件（中英文対照）』、法律出版社、2002年、10～14頁。

なアンチ・ダンピング措置と経過的セーフガードは、1999年の米中合意案に既に出現しているが、最後の経過的監視制度はその後の多角交渉の段階で追加されたものである。

表11-3の対中特別措置は、「経過的」というソフトな表現を使用しているが、実際は「差別的」な性格をもっているものである。

まず、「特別なアンチ・ダンピング措置」の場合、価格比較を行う時の比較基準が重要である。WTOルール上、当然中国なら中国のある製品の生産コストといった価格でダンピングがあったか否かを判定すべきであるが、中国に計画経済の影響がまだかなり残っていると理由で、場合によって中国のデータを使わずに、第三国の価格を比較基準に採ることが認められるのである。中国は確かに市場経済国に比べ、政府の介入がまだ幾分多いのではあるが、20数年の経済改革でほとんどの製品価格が市場経済的であることも事実である。中国で繰り広げられている商品の安売り合戦の実情を考えると、ある意味で中国ほど価格メカニズムに忠実な経済社会はないとも言えよう。15年間も継続する「特別なアンチ・ダンピング措置」の合理性は疑わしいと思われる。

加えて、この「特別措置」は悪用される可能性が極めて高い。第三国の選択基準は曖昧なので、中国より所得水準がはるかに高い国が比較対象にされ得るのである。これまでは、実際シンガポールが中国に代わる第三国として選ばれたこともあるほどである。既述のように、1980年代後半に入り、中国を対象とするAD措置が頻繁化され始め、近年に至って中国は世界最大のAD措置対象国となっている。中国のWTO加盟条件の中に、このような不自然で悪用の可能性が高い条項が含まれることは、中国の輸出にとって大きな不安要因となる。

次に、「経過的セーフガード」は、実際第九章で取り上げた「差別的セーフガード」のことである。言い換えれば、加盟後12年間、WTO加盟国が中国のみを標的にするセーフガード措置を発動することができることになる。言うまでもなく、これは明らかに無差別主義を掲げるWTO原則を大きく乖離したものである。さらに問題なのは、WTOルールで認められ

ているセーフガードへの対抗措置についても、中国が差別的な扱いを強いられていることである。今やWTO協定文の一部となっている「1994年GATT」の第19条において、セーフガード措置が採られたら、影響を受ける国が直ちに対抗措置を講じることができると規定されている。しかし中国の場合、どんなに速くても2年が経ってからではないと、対抗措置を講じることが認められないことになっている。対中差別をここまで認めるなら、WTOルールの公平性は何を以って言えるのだろうか。

そして、最後の「経過的監視制度」も一種の差別措置である。WTO協定の『付属書三一貿易政策検討制度』の規定では、各国の貿易政策への定期的検討は、米国、EU、日本など主要先進国は2年ごとに、次の16カ国は4年ごとに、その他の加盟国は6年ごとに検討の対象となると定められている。中国の場合の「加盟後10年間、毎年行う」という加盟条件は、主要先進国よりも厳しい内容となっている。これによって、実質的に中国との多角交渉の機会をより増やすことにより、集团的圧力で中国の約束の遵守は無論、かつて加盟議定書の作成過程に見られたように、新規内容の盛り込みも狙うことが十分にあり得ると思われる。

強調すべきは、無差別主義はWTOの大前提で、ある加盟国の規模の大きさや過去の経済体制によって、大きく曲げられることがあってはならないことである。上述のいわゆる対中特別措置は、対中差別措置で、しかも差別の度合いが非常に高いと言えよう。早稲田大学の谷口誠教授は、中国がこれほどひどい差別措置を受け入れたのはなぜなのだと強く疑問を呈した³⁹⁾。

(2) 分野別譲許

分野別譲許については、第十章で既に部分的に紹介しているが、問題を浮き彫りにするために、ここでもう一度整理してみよう。紙幅の関係で、ここでは主に関税率、農業、金融、知的財産権（TRIPS）、投資協定（TRIMS）および繊維製品を取り上げることとする。

39) この発言は、谷口誠教授が2001年10月4日に早稲田大学で開かれた早稲田大学・北京大学共同シンポジウムでなされたものである。

関税譲許

中国の関税率は、実行関税率は1980年代以降の加工貿易奨励策の影響などで非常に低率となっていたが、名目関税率は1990年代以来の数度の自主的引き下げがあったものの、WTO加盟国に比べ、高い水準にあったと言える。加盟交渉の結果、中国の関税水準は加盟後、急速に引き下げられることになっている。表11-4は、中国の関税率を所得水準が近いアジア諸国と比較するものである。比較の時期が少し違うが、全体的に加盟後数年のうちに、中国の関税率は比較対象国の水準よりもやや低くなるのが分かる。表11-4の関税率は単純平均となっているが、第十章で述べたように、加重平均で見れば、中国の関税率は発展途上国をはるかに下回っ

表11-4 中国と各国との関税率の比較

	中国 1998年-2010年	インドネシア 1999年	フィリピン 1998年	タイ 1999年	マレーシア 2000年
全品目	7,151品目	7,266品目	5,706品目	5,358品目	10,275品目
(単純平均)	17.5 → 9.8%	8.8%	16.9%	9.2%	9.2%
農産品	977品目	991品目	814品目	446品目	1,094品目
(単純平均)	22.7 → 15.0%	8.70%	14.20%	29.30%	3.10%
鉱工業品	6,174品目	6,275品目	4,892品目	4,912品目	9,181品目
(単純平均)	16.6 → 8.9%	8.8%	6.9%	15.8%	10.0%
エアコン	1998年→2004年 25.0 →15.0%	10.0%	15.0%	30.0%	30.0%
コンピュータ	1998年→2005年 25.0 →0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%
乗用車	1998年→2006年 80~100 →25.0%	105.0% or 200.0%	30.0%	80.0%	60~25.0%
トラック	1998年→2005年 50.0 →25.0%	80.0%	30.0%	60.0%	50.0%

注：中国は譲許関税率。中国以外は直近の実行関税率。従価税以外のものは計算困難で除外。

出所：http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/accesion/data/chinatariff.pdfによる。

て、先進国並みの水準になる見込みである⁴⁰⁾。

農 業

最も重要なポイントは、①関税率、②国内助成、③輸出補助、の三つである。

関税率については、加盟前の21.2%から加盟後の14.5%に引き下げることになっている。農産物関税率は、現在世界の平均水準は62%で、EUも20%の高率を維持していて、農業競争力が強いケアンズ・グループ諸国の中にも関税率の高い国があると言われている⁴¹⁾。

国内補助金については、中国に適用される上限（デミニマス値）は、総生産額の8.5%と決められている。WTO規定では、この国内補助金の上限は、先進国は5%、発展途上国は10%となっている。注意すべきは、この理解し難い加盟条件は、1999年4月に締結された米中農業協定の規定に基づいたものである⁴²⁾。

輸出補助金については、中国は如何なる輸出補助金も維持または導入しないと規定されている。しかし、多くの先進国はこの輸出補助金を多用している事実が重要である。例えば、1999年にEUは56億ドル、米国は約8千万ドルを支出している⁴³⁾。

13億の人口を持ち、農村人口が全人口の6割以上を占める中国にとって、農業の重要性は自明である。WTO加盟にあたり、中国の課された条件は大変厳しいことが明らかである。その最大の問題は、中国が発展途上国であることがまったく無視されて、場合によって先進国よりも高い自由化度を押し付けられていることである。中国の農産品は世界市場で価格競争力をあまりもっていないため、WTO加盟で大量の外国農産物の流入により、

40) 中国のWTO加盟に関する日本交渉チーム著『中国のWTO加盟[交渉経緯と加盟文書の解説]』、蒼蒼社、2002年、84～85頁。

41) 日本外務省資料、<http://www.wtojapan.org/mailmagazine/backnumber/melmaga22.html>。

42) 『北京農報』、2002年11月12日号。

43) 日本外務省資料、<http://www.wtojapan.org/mailmagazine/backnumber/melmaga22.html>。

既に膨大の過剰労働力を抱えている中国農村で、さらに大量の失業者が出るのが憂慮されている。その数は、中国國務院發展研究センターの試算で、1,284万人に達する可能性がある⁴⁴⁾。

WTO加盟交渉にあたって、中国農業省関係者は完全に排除された。農業省農業研究所の温鉄軍は、「農業省は協議の内容をほとんど知らされていなかった」として、インターネットで内容を知った際、「震驚させられ、拭き取れない憂慮に陥った」と述べている⁴⁵⁾。

金融分野

中国の金融分野に課された加盟条件は、WTO加盟国の市場開放度で見ると、先進国には及ばないが、多くの發展途上国を上回り、ほぼ韓国と同じ水準にある⁴⁶⁾。しかし、中国が發展途上国であるという視点から考えると、中国にとってやはり厳しい内容と見てよい。

この金融市場の自由化は、以下の問題を惹起する可能性が大きいと見られる。第一に、競争力の差で外資に顧客を奪われる。第二に、国内銀行の弱体化により、国内産業の育成に支障が生じる。第三に、保険市場の陥落で、外資の中国経済への影響が一層強まる。

詰まるところ、中国にとってWTO加盟後の金融市場開放によって、産業育成への金融支援の主体が誰になるかという問題は最大のポイントになる。効率がよくないが長期的な視点に立った「産業育成型」金融市場を維持するか、それとも効率を重んじて短期的業績を求める「利益追求型」金融市場に変わっていくかである。経営手法が遅れている上、産業育成の重任を背負う中国の国内銀行は、経営ノウハウや資金力で優位に立つ外国銀行にこのままでは勝ち目がない。今後、中国金融市場での外資系金融・保険業者のシェアの上昇とともに、競争に勝つため中国金融機関自身の「利益追求型」への転換が余儀なくされる。経営効率の改善と引き換えに、産

44) 『農民日報』、2000年11月21日号。

45) <http://www.bihong.com/forum/messages/78893.html>。

46) 中国のWTO加盟に関する日本交渉チーム著『中国のWTO加盟[交渉経緯と加盟文書の解説]』、蒼蒼社、2002年、129～130頁。

表11-5 金融分野の加盟条件の要点

<p>保 險</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業形態：外国企業に対し、加盟時から生命保険会社に50%の出資率を認め、合弁相手を自由に選択できる。非生命保険の場合、加盟後1年以内に出資率を51%まで認め、2年以内に出資率100%の子会社の設立を認め、企業形態への規制を撤廃。 2 地理的制限：外国の生命保険・非生命保険および保険ブローカーへの地域制限について、加盟後1年以内に上海、広州、大連、深圳および仏山を、2年以内に北京、成都、重慶、福州、蘇州、アモイ、寧波、瀋陽、武漢および天津を開放し、3年以内にすべての地理的制限を撤廃。 3 業務範囲：加盟時から外国の非生命保険会社に国外の企業へ一部の保険業務、国内の企業への保険業務を認め、2年以内に国内外の企業にすべての非生命保険業務を認可。加盟時から、外国人および中国人への個人（非団体）保険業務を認め、加盟後3年以内に、外国人・中国人への健康保険、団体保険および養老・年金保険を認可。
<p>銀 行</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域制限：外貨業務については、加盟時から制限なし。人民元業務については、加盟時から、上海、深圳、天津および大連を開放、加盟後1年以内に広州、珠海、青島、南京および武漢を、2年以内に済南、福州、成都および重慶を、3年以内に昆明、北京およびアモイを、4年以内にスワトウ、寧波、瀋陽および西安を開放し、5年以内にすべての地域制限を撤廃。 2 顧客範囲：外貨については、加盟時から国内業務に関して制限なし。人民元に関しては、加盟後2年以内に、中国企業への業務を認め、5年以内に個人を含むすべての顧客への業務を認可。 3 営業許可：5年以内に現行の所有権制限、経営および外国金融機関の法的形式への如何なる非慎重措置を撤廃。
<p>証 券</p>	<p>加盟時から、外国証券機関の中国支店がすべての中国証券取引所の特別会員になれる。加盟後3年以内に、外国金融機関に出資率が3分の1を超えない合弁企業の設立を認める。</p>

出所：中国対外貿易経済協力省世界貿易機関局訳『中国加入世界貿易組織法律文件（中英文対照）』、法律出版社、2002年、729～742頁より作成。

業育成という最重要目標が犠牲にされることが懸念される。

知的財産権（TRIPS）

中国は発展途上国としては非常に早い段階で知的財産権保護の法的整備に取り込み、法的には先進国とほぼ同じ水準の保護体制を確立した。WTO加盟前後、中国はさらに保護措置を強化し、特にコンピュータプログラムを著作権として認め、著作権の保護期間を従来の25～50年間から著作者の死後50年間に改正した。これにより、法的見地から見れば、中国の知的財産権の保護水準は、完全にWTO規定に適合したものとなった。WTO規定では、TRIPSの実施にあたり猶予期間が設けられていて、加盟国はWTO協定発効後の1年間、発展途上国は5年間、後発発展途上国は10年間となっている。しかしこれに対し、中国はWTO加盟後、直ちにTRIPS協定の完全遵守を約束させられている。

TRIPSが中国にどのような意味をもつか。まず、ウルグアイ・ラウンドを経て、WTO体制で知的財産権への保護は未曾有の高水準に達した。これはほとんど知的財産権を有していない発展途上国にとって、特にこれからは工業先進国に猛追しなければならない中国にとっては、極めて不利で不条理なことである。これにより、中国の先進国へのキャッチアップが一層困難になることは言うまでもない。次に、「技は盗め」という市場経済の原理からも、中国の現段階における順法精神の希薄さからも、TRIPSを完全に守ることはあり得ない。この場合、特に先進国との知的財産権摩擦が頻発することは十分に予測できる。

貿易関連投資措置 (TRIMS)

TRIPSと並んで、中国の「貿易に関連する投資措置に関する協定」(貿易関連投資措置=TRIMS)の順守問題も大いに注目される点である。中国はWTO加盟後、直ちにTRIMSを順守することを約束した。具体的に中国は、加盟議定書第7条3項と中国作業部会報告書第203条などの規定により、外国投資の認可にあたって、ローカル・コンテンツ要求(国産化率要求)、外貨均衡要求、輸出入均衡要求、輸出要求、技術移転要求などを付加条件として一切求めないことが定められている。そのため、中国はWTO加盟の直前、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」、「中外合資経営企業法」および自動車産業政策に関する法令など重要な法制度を

TRIMSに整合できるように改正した。

海外投資の完全な自由化は、米国を中心とする先進国が海外市場で利益を確保する上でますます重要な手段となりつつある。そのため、TRIMSの規定は先進国に一方的に有利なように出来上がっている。かつてのインドネシアの「国民車構想」が日米欧に潰されたように、本格的な工業化を目指す中国にとっても、このWTO規定の存在は、中国の工業化の軌跡を大きく左右するに違いないと思われる⁴⁷⁾。

繊維製品

繊維製品は、WTO加盟にあたり、中国にとって「有利」と見られている数少ない分野である。中国は、WTO体制下で2004年末まで従来の「多角的繊維取決」(MFA)による繊維製品への管理貿易措置が全廃されることにより、中国が比較優位をもつ繊維製品の輸出拡大とりわけ米国への輸出拡大に大きく期待している。しかし、既に中国、メキシコなど発展途上国からの繊維製品の輸入で国内繊維産業の萎縮を強いられている米国の政府と産業界は、中国からのこれ以上の輸出攻勢に非常に警戒心をもっており、何らかの対応措置の温存を図ろうとした。そこで、米中の1999年11月15日の合意案では、1997年の米中繊維協定で定められた中国繊維製品への防衛措置の期限は、2008年12月31日まで延長するとの文言が明文化された。この防衛措置とは、中国作業部会報告書第242条に定められている中国産の繊維・繊維製品に対して2008年まで特別セーフガードを設けることである。

当初、これは中国と繊維協定を結んでいる米国、EU、カナダおよびノルウェーにしか援用されないことになっていたが、後にインドやブラジルなども最恵国待遇のルールを依拠に、この特別セーフガードを発動する権利を手に入れた⁴⁸⁾。

これによって、中国の繊維製品の輸出とりわけ対米輸出は2008年末ま

47) 鄭海東「競合関係下における日中経済関係の展望」、『独協国際交流年報』第11号、1998年、432～435頁。

48) 中国のWTO加盟に関する日本交渉チーム著『中国のWTO加盟[交渉経緯と加盟文書の解説]』、蒼蒼社、2002年、218～219頁。

でWTO協定の規定よりもはるかに簡単に制限されることになっている。この当初からの危惧は早くも現実問題となった。2002年9月、米繊維品生産者協会（ATMI）が米繊維品協議執行委員会に既に割当制が撤廃された中国産のニット製品や手袋など5大種類の繊維製品に対して、改めて制限措置の設置を申請した。その法的根拠は、上述の作業部会報告書の特別セーフガードとされている。中国政府は米国政府に申請を受け入れないように働きかけたが、米商務省繊維製品協議執行委員会（CITA）は2003年5月21日に中国の繊維製品に対する特別セーフガード措置の発動手順を開始することを発表した⁴⁹⁾。

以上の分析をまとめると、中国の加盟条件には次の問題点があることが言えよう。

第一に、経過措置とはいえ、中国に三つの差別的措置を設けるのはWTOの無差別原則から見て問題になると思う。その論拠は、中国が完全な市場経済国家ではないことだとされている。いわゆる「市場経済国家」の概念は、資本主義国家でも政府の介入の度合いが千差万別のため、そもそも曖昧である。そして、EUは1998年、中国をその「非市場経済国家リスト」から外したことからも、中国の市場経済度がかなり高くなっていることが窺える⁵⁰⁾。差別措置の設置の根本的理由は、中国が人口大国であることにある。人件費の安さを生かした労働集約型工業製品の大量輸出は、場合によって相手国の産業に大きな打撃を与え得ることから、少しでもそれを和らげるための装置を備え付けようとしたのである。だがそうであれば、無差別原則に反することはともかく、WTOの比較優位に基づく自由貿易の理念からして実に皮肉なことである。

第二に、中国が課された加盟条件は、国際的比較から見ても非常に厳しいものである。多くの条件は、中国が発展途上国であるという基本的事実

49) 『中華工商時報』、2003年1月23日号。http://www.chinanews.com.cn/n/2003-06-07/26/311495.html.

50) 『中国経営報』2002年10月23日号。

を無視して、先進国並みの水準に達している。農業分野のように発展途上国の自由化水準だけでなく、一部の先進国の自由化水準を上回る条件を受け入れさせられたことは、WTOルールの厳粛性に大きな疑問を抱かせる。WTOは義務と権利との均衡を原則にしているが、中国に発展途上国の待遇を認めないことは、中国が受けるべき権利が与えられていないことを意味する。その意味でこれは、今後のWTOルールの順守に極めて悪い前例を作ったと言える。

第三に、WTO規定が先進国に有利というルール自体の問題から見ても、中国のような自力で産業構造の高度化を図る潜在力のある発展途上国にとって、大きな障害になることは言うまでもない。特に知的財産権保護協定（TRIPS）と貿易関連投資措置（TRIMS）の存在は、筆者は中国経済発展の足かせになり、今後先進国と激しい経済摩擦を引き起こす大きな原因となるだろうと思う。

筆者は、加盟条件をコストと見なせれば、中国がWTO加盟のために支払ったコストは高すぎたと考える。そのため、WTO加盟という出来事自体は、中国の主流的見方が主張するような“双赢”（共に勝つ）では決していない。これらのコストすなわち不利な条件の下で、WTO加盟の中に中国経済に何かよい影響を与える楽観的要素を見つけるのは困難であろう。一方、WTO加盟の前に、中国は外資誘致のため、実際かなりの市場開放を行っていて、WTO加盟による衝撃も、直ちに劇的な形で現れることは考えにくい。影響はむしろじわじわと出てくるもので、そして確実に中国の近代化の進路を変えていくと思われる。

筆者は、中国が中長期的に自力で経済の近代化を実現できるかどうかは、WTO加盟の効果を検証する基本的目安であると思う。これだけのハンディを負わされながら、中国は果たして中長期的に自分の努力によって劣勢を挽回できるか否かは現時点では明らかではない。次章でこの問題を取り上げて検討したい。

第十二章 努力代替型工業化の行方

1986年から2001年までの中国のGATT/WTO加盟問題は、その間の中国経済の中心問題の一つであった。それを巡る中国の当局、学界、メディアの見方は、その間の中国の対外開放政策の基本的考え方を反映したものであるのみならず、当時の社会文脈を反映したものである。本書の第八章から第十一章まで、中国のGATT/WTO加盟の経緯を見た上、加盟条件およびその中国経済の針路への影響についても検討を加えた。

既述のように、中国のGATT/WTO加盟の動機はいろいろな要因に左右され、必ずしも一貫した目標があるとは限らない。中国は、GATT/WTO加盟問題において、なぜ一貫した目標をもたないのか、そうさせられた要因と背景は一体何であったのか。この問題をはっきりさせなければ、中国がGATT/WTO加盟交渉において数々の不可解な譲歩をした理由も理解できないし、今後の中国経済の趨勢を占うこともできない。

本章では、中国政府がGATT/WTO加盟に関して、きちんとした戦略があったか否か、加盟の原則はなぜ守り抜くことができなかったかについて、これまでの議論を再整理して中国のGATT/WTO加盟問題の本質を探る。さらに、極めて厳しい加盟条件を課せられた中国にあって、中国は自らの努力で最終的に産業構造の高度化を図り、技術革新メカニズムを内包する真の工業先進国に脱皮できるか否かについて見ることにする。

第1節 中国GATT/WTO加盟問題の再整理

1 政治問題としての加盟問題

1990年代に入ってから、中国のGATT/WTO加盟交渉は、それまでと違って加盟条件についての攻防が目立つようになり、この問題を巡る種々の論評も経済面の分析が専らだった。それゆえに、中国のGATT/WTO加盟問題は基本的に経済問題であるという印象が中国国内で定着していた。中国政府も、1990年代に入ってから、米国当局の交渉引き延ばし作戦に痺れを切らして、度重ねて経済問題であるべき加盟問題を政治化しないように要請していた。だが、中国のGATT/WTO加盟の経緯を見れば、これは経済問題である前に、まず政治問題であることが容易に観察できよう。

第八章で述べたように、そもそも中国のGATT加盟問題およびその後のWTO加盟問題は、1950年に台湾当局がGATT脱退したことに端を発したものである。台湾のGATT脱退は、政治的経済的原因があったとされるが、やはり社会主義新中国の誕生という政治原因が最大の背景であった。それに、中国は長い間GATTに批判的だったことは言うまでもなく、中国の国連での地位が回復された後もGATTへの関心が低かったことも元を言えば政治的理由に起因していた。さらに、中国政府がGATT加盟申請を決意した最も重要な契機の一つは、香港返還によって生じうる政治問題への配慮であったことも既に述べた通りである。

一方、中国のGATT加盟申請に対して、米国を始め先進国側は最初非常に前向きであった。既述のように、1996年6月の“天安門事件”が起きなかったら、中国はその年末にGATTに加盟していた可能性がかなり大きかった。いわゆる加盟条件とは、その国の市場開放度のことである。“天安門事件”前の中国の市場開放の度合いは、1990年代以降に比してはるかに低かったことは言うまでもない。にもかかわらず、加盟交渉がかなり順調であったのは米国の戦略によるものである。1980年代において、米国にとっ

て、中国の市場経済志向の経済改革を支持することは対中政策の中核であった。改革・開放路線が始まってまだ日が浅い中国では、改革の針路や手法に対して戸惑いと疑問が少なくなかった。米国には、中国をGATTに加盟させることはその市場経済志向の経済改革を逆戻りさせない重要な一步であるという判断があった¹⁾。それに、当時のソ連の存在も米国の態度を大きく左右していた。米国は中国に善意を見せることで中ソの再接近を防ぐ必要があった。要するに、中国のGATT加盟に関して米国が初期において示した「善意」は、中国の経済体制を資本主義的なものへ転換させることに加え、旧ソ連を牽制するという政治的動機が優先されたのである。1989年の“天安門事件”の発生によって、米国の姿勢は百八十度変わり、中国のGATT/WTO加盟に極めて厳しい立場を採るようになった。中国指導部が米国の期待したような改革進路を歩んでいないことへの失望感とその重要な原因であるが、1991年のソ連の崩壊でチャイナカードが価値を失ったことも極めて重要である。

一方、“天安門事件”以降、中国政府はGATT/WTOへの加盟が、単純な経済問題ではなく、政治的思惑に大きく左右される問題であることを痛感するようになった。結局、中国は脱イデオロギーの社会文脈下で加盟問題を心情的に極力経済問題として扱おうとしていながら、実際には自ら問題を政治化せざるを得ないという自己矛盾に陥っていた。すなわち、相手側が政治的原因で中国の加盟を妨げようとした時には、中国側は経済問題の政治問題化が好ましくないと主張するが、相手側が経済的利益の追求で市場開放の圧力をかけてきた時には、政治的大局に立って対処してほしいと求めるのである。この傾向はとりわけ1990年代後半から顕著化した。1999年の朱鎔基首相の訪米は代表的な事例である。ユーゴへのNATO軍の空爆が始まったにもかかわらず、中国指導部はクリントン政権への政治的支持と大幅な市場開放の譲歩で米国の加盟支持と取引しようと考えていたのである。

そして政治要因として看過されてはならないのは、台湾問題の存在であ

1) <http://202.99.23.237/cgi-bbs/ReadFile?whichfile=313256&typeid=14>.

る。台湾問題は、中国のGATT加盟問題の起点だけでなく、その後の加盟交渉の進展をも大きく規定したのである。

既述のように、香港返還に関する中英交渉は中国のGATT加盟申請の直接的契機の一つであった。中国政府がこの問題にこれほど敏感であったのは、言うまでもなく根幹にある台湾問題があったからである。とりわけ台湾が1987年11月にGATT加盟を申請したことが、中国政府に政治的緊迫感を与えた。中国のGATT加盟交渉が“天安門事件”によって一時中断状態に陥ったことを見て、台湾当局は中国大陸よりも早くGATTに加盟する可能性を感じ、1990年1月に従来の「地位回復」申請を放棄して現実的な独立関税地域としての新規加盟へと方針を切り替えた。中国大陸に比べ市場経済の度合いが高い上、米国などの支持もある台湾のGATTおよびWTOの加盟は、比較的簡単と見られていた。中国政府は台湾が大陸よりも先にGATTに入ることを全力で阻止せざるを得なかった。そのため、1991年から92年の半ばまで、台湾のGATT加盟の方式に関する議論は中国作業部会の主要な議題の一つとなっていた²⁾。1992年9月に、台湾の加盟手続きに関して「中国は先、台湾は後」という「GATT了解事項」が承認されたのは、中国と米国およびEUとの間の1992年1月から8月までの長時間交渉による結果であった。

中国政府にしてみれば、台湾の加盟問題の存在は、大陸の加盟交渉を受身的に進めることを強いられることを意味した。中国は台湾問題において、譲歩する余地がまったくないとしているが、その意志の固さが同時に加盟交渉の際の弱みとして現れる。GATT/WTO加盟問題において、「前例化」を警戒するため、中国は絶対に台湾に先を越されることを認めるはずがなかった。この点を熟知している米国は、中国側に対して同問題を逆手に取って再三に圧力をかけてきたのである。例えば、中国の加盟文書作成を巡る多国間交渉が難航していた2001年の2月、米国の新しい通商代表部代表に就任したゼーリックが中国との加盟交渉を全面的に再検討すると発言し

2) 「北京青年報」2001年9月30日号。

た際、台湾のWTO加盟を中国より先に実現させる可能性が排除できないことに言及した³⁾。

1992年の「中国が先に加盟する」との「GATT了解事項」があるにしても、米国の政治力を恐れる中国はやはり米国の警告を無視するわけにはいかない。実際、1990年代に入って、GATT/WTO加盟問題のみならず、台湾問題は米国および他の先進国が中国を牽制する最も効果的な切り札となった。GATT/WTO加盟交渉の節目において幾度もあった原因不明の重大な中国側の譲歩の背後に台湾問題の影があることが容易に想像できる。事実、1997年WTO事務局の幹部は中国のWTO加盟交渉の進展が遅いことを理由に、92年の「GATT了解事項」の有効性を疑問視することをほめかした。中国が台湾に越されるという不測の事態を避けるために、何よりも有効なのは早く加盟を果たすことである⁴⁾。

以上のように、中国のGATT/WTO加盟問題は、加盟申請国の中国からしても、加盟問題に最も影響力をもつ米国からしても終始政治的思惑が最優先される問題であった。この点を理解できなければ、いわゆる加盟条件という経済的側面を云々しても意味がない。

2 米国主導の加盟交渉

政治的要因が中国の加盟交渉を左右していたからといって、それは経済的要因が重要ではないことを意味しない。むしろこれまで見てきたように、政治的思惑はつねに経済的要求を反映していたのである。中国のGATT/WTO加盟交渉は、形式的には中国との交渉の意思をもつ37の国・地域との間で行われていたものだが、実際は既述の通り、終始米国の主導の下で進められていた。米国は、政治的思惑で中国の加盟交渉を左右しただけでなく、経済的な面すなわち加盟条件の面でも交渉の全過程を牛耳っ

3) 『経済日報』(台湾) 2001年2月12日号。

4) 劉光溪「魚与熊掌一箇析我国加入“經濟聯合國”久拖不決的代価」、『國際貿易』1998年第1期、7頁。

ていた。米国の影響の典型例と言え、**“天安門事件”**前後の米国の態度の急転、1994年末のGATT加盟の阻止、1999年の朱鎔基首相の訪米失敗および同年の北京での米中合意が挙げられよう。

“天安門事件”発生後、米国の対中戦略が一変した。1992年以降は、米国の対中姿勢は硬化しただけでなく、中国のGATT/WTO加盟に関しても、厳しい加盟条件を要求するように転じた。これは、“天安門事件”を「改革の後退」と捉える失望感とその後のソ連の解体によるチャイナカードの価値の消失に加え、米中両国の経済情勢に変化が起きたためでもあった。中国は、1992年初頭の鄧小平の南方講話による外資導入の加速化で“天安門事件”直後の景気停滞から脱して、再び高成長に入った。一方、米国では、1980年代の経済成長の低迷とりわけ貿易赤字の増大など暗い経済状況下で戦略的貿易論が登場し、競争力の回復のための海外市場の重要性が強く訴えられていた。そのため、米国政府は、政治的な面に対中配慮を縮小し、経済的な面では、中国のGATT/WTO加盟を利用して、巨大化しつつある中国市場を自由化することによって自国企業の円滑な中国市場進出に拍車をかけようとした。この転換こそが、1990年代、とりわけ1994年に米国が中国のGATT加盟を全力で阻止しなければならなかったことの大きな背景である。詰まるところ、中国の市場自由化の実現により、米国産業界の中国進出を図ると同時に、この市場の自由化によって中国の政治体制の変質を促すという経済・政治両睨みは、1990年代以降の米国の対中GATT/WTO戦略の核心である。この思惑から見れば、1994年時点でのGATT加盟交渉における中国の市場開放案は中国の政治体制を大きく変えうるものでもなかったし、米国産業界の要求を満足させられるものでもなかった。

時間は米国の味方であった。米国は台湾問題と最恵国待遇問題との両カードを手にしながら、WTOの発足や新しいWTOラウンドの開始といった「時間経過の不利さ」を巧みに相手に意識させて、最大限の譲歩を搾り出そうとしていた。中国は米国の手法が分かっているながらも、やはり台湾問題への意識と後述のような経済自体に生じた大きな変化のために、さらには優秀な交渉スタッフにも恵まれていないこともあり、徐々に諦めムードに

陥り、1999年以降はどんどん譲歩するようになった⁵⁾。

既述のように、大きな政治リスクを冒しながら、これまでにない思い切った市場開放案を携えて訪米した朱鎔基首相は、クリントン大統領の政治的判断で失意のまま帰国した。その後、中国の譲歩案が米国の産業界に支持されていることを知り、クリントンが急遽交渉の再開を求めてきた。交渉の進展が如何に米国によってコントロールされていたかの好例である。

米国は加盟交渉の進展に緩急を付けるだけでなく、加盟条件の基調をも決めてきたのである。これは2001年に中国が受諾した最終的な加盟条件のベースが、1999年11月15日に合意した米中二国間協定であることから一目瞭然であろう。

第十章の表10-1と第十一章の表11-3に分かるように、いわゆる三つの対中特別措置のうち、「経過的監視措置」を除いて、「特別なアンチ・ダンピング措置」と「経過的セーフガード」は既に「99年4月案」と「99年11月合意案」にあった。分野別譲許では、関税率や金融、通信を始め、繊維製品への特別セーフガードの設置など、中国のWTOにおける権利を著しく損ねるような重要な約束内容はほとんど「99年11月合意案」に出ているのである。米中合意後、EUは金融分野などについて、いくつかの自由化程度を高める修正を追加したが、最も重要な追加条件を盛り込んだのはやはり米国であった。その代表的なものは、農業補助金の上限が発展途上国の基準の10%でなく、8.5%に決められたことである。

したがって、一言で言えば中国のGATT/WTO加盟交渉は、実質的には米国が主導権を終始握った米中交渉だったのである。

3 苛酷な加盟条件

第十一章、上述本章で見えてきたように、中国が課されたWTO加盟条件

5) 中国側の交渉スタッフの不甲斐なさは中国国内でも専門家の間で問題になっていた。この点については、韓徳強が2003年2月に書いた中国全国人民代表大会への公開書簡を参照されたい (<http://huazhen.net/HuaShan/BBS/shishi/gbcurrent/98007.shtml>)。

は中国の加盟交渉担当者が強調したように“双贏”という内容に程遠く、中国に非常に厳しいものである。加盟条件がこれほど不利になった原因は、中国が発展途上国として認められなかったことに尽きる。第九章、第十章で述べたように、中国はGATT加盟申請の当初はいわゆる「地位回復三原則」を掲げていて、さらに1993年末に新しい「地位回復三原則」を打ち出した。新旧「三原則」は内容的に大きく異なっているが、「発展途上国並みの権利を受ける」という原則は一貫していた。実際、加盟交渉の進むにつれて、中国側が想定していた加盟条件が骨抜きにされる中で、「発展途上国並みの権利」は中国側が死守する最低ラインであった。

発展途上国の定義に関するはっきりした基準はGATT/WTOにない。通常1人当りの名目的所得水準を大まかな目安としている。中国の1人当りの所得水準は、1980年代からの持続的高成長にもかかわらず、まだ低く、1人当たりの所得水準で見ると、中国は間違いなく発展途上国であると言える。だが、ルールの解釈権をもつ米国は、中国に発展途上国としての待遇を実質的に与えないようにする力があつた。結果的に中国のWTO加盟条件は、発展途上国として受けられる権利の多くが受けられないどころか、一部の分野において先進国よりも厳しい自由化条件を課せられた。

中国がGATT加盟申請時に考えていた加盟メリットや加盟原則はことごとく形骸化され、最終的には満足されずに終わった。ただ、唯一例外として実現したのは米国からの恒久的最恵国待遇（対中PNTR）の供与である。

対中PNTR供与問題は、第十一章などで述べたように米国が中国の内政干渉を意のままにする最も効果的な手段であった。“天安門事件”以後、米国が対中内政干渉を強める中、鄧小平が米国との関係を決定的に決裂させてはならないという原則を打ち出したことで、中国政府は米国の敵視政策へのまともな反撃を避ける不作為な態度を採った。米国議会が最恵国待遇供与の更新手続きを利用して、人権や台湾問題、武器売却といった理由で毎年繰り広げる中国への内政干渉に対して、中国政府は往々にして屈辱的な対応しかできなかつた。このため、米中最恵国待遇問題の解決は、1989年の“天安門事件”をきっかけに、いつの間にか中国側のWTO加盟の最

重要目標に変わってしまった。

一方、中国にとって米国のPNTR供与は極めて重要な政治的意義もっている。中国学者の周漢民は中国のWTO加盟に関して、①米中関係、②米国の対中PNTR、③台湾問題、④WTOの新ラウンドでの発言権確保、の四つの政治的意図があると指摘している⁶⁾。実際は、①と②は同じ問題である。WTO加盟はまず政治的思惑が優先される問題だと既に筆者が指摘したように、中国側から見て、米中関係の維持は最優先的な国家目標と言えよう。したがって、加盟交渉の中で、最初に打ち出した「三原則」や発展途上国資格よりも、対中PNTRの獲得は実際上最も重要な位置に置かれた。その意味で、1999年の大幅な対米譲歩を米国の対中PNTRの実現とリンクさせたことにより、2000年にこの問題を決着させたことは、米国から受けてきたプレッシャーを大幅に軽減することにつながったと言えるかもしれない。

ところが、これを中国の一大収穫と見るのは早計である。対中PNTRは、もともと米国の国内法で問題化されたもので、中国のGATT/WTOの加盟条件とは直接的な関連をもたないはずである。本来ならば、この問題は頗る単純なものである。GATTやWTOの無差別原則では、米国は、中国がWTOに加盟したならば、無条件に中国へ対中PNTRを供与しなければならない。供与を拒否する場合は、最初からWTOの不適用条項を援用すればよいのである。原則的に、政治問題を持ち込むのが好ましくないとされるGATT/WTOでは、米国のように貿易問題と政治問題とをリンクさせることはそもそも問題である。したがって、米国の対中PNTR問題の解決は結果的に中国側の成果に見えるが、よく考えれば米国側はGATT/WTOの枠外の問題で中国側のWTO加盟条件での大きな譲歩を勝ち取ったのだから、逆に米国側に軍配が上がったと見るべきではなからうか。

さらに言えば、いわゆる最恵国待遇は双方向的なもので、一方的な恵みではない。それに中国市場の大きさからして、米国が中国に最恵国待遇の

6) 「有関領導和專家学者談中国“入世”問題」、『世界貿易組織動態与研究』1999年第11期、9～10頁。

供与を打ち切ることは考えられない。にもかかわらず、1990年以降、中国政府は実際の加盟交渉あるいは対米外交の中で徹底的に低姿勢を貫いていたのである。この事実こそが、中国のWTO加盟交渉の核心問題、すなわち中国はなぜこれほど不利な加盟条件を受け入れなければならなかったのかにかかわる点である。筆者はこれまで政治的要因の影響を指摘してきた。とりわけ台湾問題の存在は中国が先進国の圧力をはね返す力を大きく弱めた最大の政治的原因だと結論付けた。しかし、これだけでは中国の屈辱的とも言える加盟条件の受け入れを全部説明することができないと思われる。政治的要因とは別に、中国にとってこのような譲歩も止むを得ないという経済的事情があったのではないかと筆者は考える。次節からは、この問題を取り上げてみる。

第2節 外資依存型経済と加盟交渉

1 米国市場依存の高まり

上述のように、1990年代に入ってから、米国の恒久的最恵国待遇(PNTR)の獲得は次第に中国のGATT/WTO加盟の最重要目標に変わりつつあった。その原因は、この最恵国問題はその政治的な側面から米中関係全般に大きく影響を及ぼすことは言うまでもなく、中国の対外貿易に極めて重大な意味をもっていたからである。

表12-1は中国の通関統計に基づいた中国の主要貿易国・地域との貿易実績である。それに示すように、改革・開放が始まってから、米中間の貿易が順調に進み、特に1990年代からは急速な成長を見せている。輸出入の全体を見ると、1993年から日本は1位の座を維持しており、米国は1993年から大方2位となっているが、1位と2位との差は1997年から縮まる傾向にあった。ただし、中国にとって輸出入全体の規模より、輸出の規模とりわけ貿易黒字の大きさの方が重要である。中国の輸出規模を輸出

先で見ると、日本が長い間香港に次ぐ2位であったが、1993年に単年度で米国は初めて日本を抜いて2位に浮上し、その後1997年は再び日本を上回って2位に上がり、さらに1999年からはつい香港を超えて1位に躍り出た。なお、中国が最も重要視する貿易黒字の規模では、米国・日本・香港のうち、中継貿易地の香港は別として、対日貿易は1990年に黒字に転じたのに対し、対米貿易は1994年から黒字に転じたのである。しかし、両者の決定的な違いは、黒字の大きさである。対日黒字の幅が小さいのに比べ、対米黒字は1994年を期に急拡大し、表12-1の通り、中国側の統計でも1997年からはおよそ200億～400億ドルの規模に達している。

表12-1 中国と米国・日本・香港との輸出入実績—1986～2002年

単位：億ドル、%

年次	米国			日本			香港		
	輸出	輸入	合計	輸出	輸入	合計	輸出	輸入	合計
1986	26	47	73	48	124	172	98	56	154
1887	30	48	79	64	101	165	138	84	222
1988	34	67	100	79	110	189	183	120	302
1989	44	79	123	84	105	189	219	125	345
1990	52	66	118	90	76	166	267	143	409
1991	62	80	142	102	100	203	321	175	496
1992	86	89	174	117	137	254	375	205	580
1993	170	107	277	158	233	390	221	105	325
1994	215	140	354	216	263	479	324	94	418
1995	247	161	408	285	290	575	360	86	446
1996	267	162	428	309	292	601	329	78	407
1997	327	163	490	318	290	608	438	70	508
1998	379	169	548	297	283	579	387	67	454
1999	419	195	614	324	338	662	369	69	438
2000	521	224	745	417	415	832	445	94	539
2001	543	262	805	450	428	878	465	94	560
2002	670	272	971	484	535	1019	585	107	692

注：輸出・輸入額と合計額との誤差は、四捨五入によるもの。

出所：中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑』各年版、中国統計出版社。

米国の通関統計で見ると、米国の対中赤字の規模は中国の統計で示されたものよりはるかに大きい。例えば、1996年の対中赤字は、表12-1では105億ドルとなっているが、米国側の発表では、395億ドルとなっている⁷⁾。因みに、この1996年の6月、米国の対中貿易赤字は「瞬間風速で」初めて対日赤字を抜き、国別では中国が首位に躍り出た⁸⁾。米商務省の2003年2月20日の発表によれば、2002年、米国は4352.2億ドルとなる過去最大の貿易赤字を記録した。そのうち、対中赤字は1,031億ドルで初めて1,000億ドル台を突破し、通年での対中赤字は1999年から3年連続で対日赤字を上回る結果となった。二国間貿易においてこれほどの貿易赤字が出たのはかつてなかったという。対米輸出額も中国は53年ぶりに日本を抜いてEU、メキシコに次ぐ米国の第三の輸入国となった⁹⁾。

以上の統計データからは、二つのことが確認できる。

まず、米国は中国の最大の輸出市場となっているということである。1993年以降、中国の対米輸出が急速に拡大した結果、米国市場での中国製品の存在感が日増しに増大しつつあった。貿易収支で見ると、サービス貿易を除くと、中国側のデータでは対米黒字は398億ドルで、米国側のデータではなんと1,031億ドルの巨額である。米国側のデータで言えば、二国間貿易でこれほどの貿易赤字が出たのは、史上初という記録的なものである。貿易赤字を巡る日米間のかつての熾烈な貿易摩擦を思い起こせば、米国の対中赤字が当時の対日赤字をも凌駕していることは如何に重大な出来事であるかが分かる。

中国にとって、二国間貿易の規模において日本は最大の貿易相手であるが、輸出と貿易黒字で言えば、米国は断然と重要性が勝っている。第八章で指摘したように、中国の対外開放政策の中核は、海外からの直接投資を利用して加工貿易を興すことである。そのためには、海外からの直接投資の流入と海外の輸出市場の確保が一つの前提であることは言うまでもない。

7) 『日本経済新聞』1997年2月20日号。

8) 同上紙1997年10月31日号。

9) 同上紙2003年2月21日号。

注意すべきは、海外市場の確保が海外直接投資の確保の前提であったことである。なぜかと言えば、中国進出を目指す外国企業は、その多くは加工貿易を行うもので、これまでの中国政府の輸出義務などの原因でその製品が海外市場を見つけることを必要としたからである。この事実こそが、政治的要因と相まって、中国がGATT/WTO加盟交渉で不公正さを感じながらも、極めて不利な加盟条件を受け入れざるを得なかったし、加盟目標を米国のPNTR供与の獲得に傾斜せざるを得なかった最も重要な理由でもあると思われる。この問題をよりよく見るため、第十章で紹介した朱鎔基首相の1999年訪米の背景をもう一度検証してみる。

表12-2 中国の外資直接投資導入の実績

単位：億ドル、%

年次	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
金額	43.7	110.1	275.2	337.7	375.2	417.3	452.6	454.6	403.2	407.2
増加率	25.2	151.9	150	22.7	11.1	11.2	8.5	0.4	-11.3	1.0

出所：中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑・2002』、中国統計出版社、629頁。

表12-2に示すように、1990年代に入って中国の直接投資の受入額は急速に増大した。しかし1995年頃からは、直接投資受入額は高い水準を維持しているが、増加率は大きく鈍化し始めた。さらに、1997年に起きたアジア通貨危機の影響もあって、直接投資受入額の増加率は1998年にわずか0.4%の微増に止まり、1999年に至ってはマイナス11.3%に転落した。これと相まって、1998年の輸出入総額は3,239.5億ドルで、1997年の3,250.6億ドルに比して、-0.34%というマイナス成長となった（表8-1を参照）。僅差とはいえ、それまでの直接投資受入と貿易規模の持続的拡大から見れば、中国政府が警戒感を強めなければならない事態であった。この楽観できない経済事情を背景に、1999年4月に、ユーゴ空爆が始まり、反中旋風が渦巻く米国へ、朱鎔基首相はあえて向かった。外資導入と輸出市場の確保が至上命令となった中国にとって、最大の海外市場である米国の機嫌は最優先されるのがそれなりに合理性をもったのかもしれない。

次に、米中間の貿易統計の違いはあまりにも大きすぎて、もはや同一事

物の数字とは思えない状態になっている。とりわけ米国側の統計での対中赤字はますます巨額になっていることが印象的で、1990年代に入ってから米国側が中国に市場開放の圧力をかける根拠としてきた問題でもある。中国側は、この数字の相違に関して、三点で以って米国側の批判に反論している。

第一は、香港経由の輸出の扱い方である。1996年末までの中国の対米輸出は、米中双方の統計では香港経由が60～80%にも達している。米中通商専門家の共同研究によると、これらの香港経由の対米輸出商品は、香港でさらに付加価値が平均40.7%上乘せされている一方、米国の香港経由の対中輸出は、米国政府の統計が香港当局の統計数字の4分の1に過ぎない。この部分の統計漏れは1993年には23億ドルに上っている¹⁰⁾。第二は、中国が米国から「買えるものが少ない」。米国政府は中国への軍事技術の移転を恐れて、ハイテク技術関連の対中輸出に関して極度に抑えていることが原因である。第三は、加工貿易関連の問題である。中国の対米輸出は約7割が加工貿易によるものであるが、組み立て・加工用の部品や素材は多くは輸入品であるにもかかわらず、米国の原産地統計では中国原産にカウントされている。実際、中国で最も加工貿易が盛んな広東省・福建省において、加工貿易の一つである「委託加工」による利益は、商品価格の7～8%に相当する加工賃に過ぎない¹¹⁾。

ただし、中国側の反論は妥当性がある一方、客観的に見て、中国側の統計が対米黒字を過小評価している可能性は完全には否定できない。中国の政府関係者の分析によれば、2000年、香港への輸出額445億ドルのうち、約120億ドルは最終的に米国へ輸出された。このため、2000年の中国の対米輸出は表12-1の521億ドルではなく、約641億ドルになり、同年の中国の全輸出額2,492億ドルの4分の1を占めることになる¹²⁾。

10) 中国国務院新聞弁公室「關於中美貿易平衡問題」、『国際経貿消息』、1997年3月25日号。

11) 孫振宇「開放中美貿易逆差問題的幾点思考」、『国際貿易問題』1994年第3期、3頁。

12) 翟志宏「我国対美出口回顧与前瞻」、『中国国情国力』2002年第3期、20頁。

2 加工貿易と経済成長

上述のように、中国が加盟原則を放棄してまで米国の苛酷な条件を受け入れざるを得なかったのは、最大の輸出市場である米国との関係を維持しなければならないためであった。注意されるべきは、このような米国市場への依存は、中国が1980年代後半から固まった加工貿易を中心とする開発戦略の当然の結果という事実である。この問題について、第八章で既に取り上げているが、ここでは、中国の加工貿易の主な発展要因を見てみたい。

1979年以來の改革・開放路線が対外貿易の急拡大をもたらした。1979年から2002年までの24年間、中国の輸出入総額（人民元ベース）の年成長率は15.8%に達し、同じ時期の国内総生産（GDP）の年成長率9.1%を大きく上回っている。2002年、中国の輸出入総額は6,208億ドルで、国際貿易額での世界順位が、1980年の26位から2002年に5位に躍進し、世界貿易の主要国の座についた。また中国の外貨準備高も、輸出の急拡大につれ、1979年末の8.4億ドルから2003年6月末の3,465億ドルという日本に次ぐ世界2位の規模を有するに至った。

中国の対外貿易規模の急速な増大に最も寄与しているのが加工貿易である。1981年から2000年までの20年間、中国の加工貿易における輸出と輸入との年成長率は、それぞれ29.2%と26.9%となって、通常貿易を含む対外貿易全体の年成長率24.7%を上回っている。この加工貿易の隆盛につれ、1980年代に「両頭在外、大進大出」と特徴付けられる加工貿易は、1990年代に入って次第に中国の主要な貿易形態として定着するようになった。1981年、加工貿易が貿易全体に占めるウェイトはわずか4%前後だったが、2002年は48.7%に達して、金額も3,021.7億ドルとなっている¹³⁾。

加工貿易の主な相手国・地域を見ると、輸出では米国、日本およびEUへの輸出が全体の56.2%を占めていて、輸入では日本、台湾、アセアン諸

13) 『解放日報』（ネット版）2003年1月26日号。

国および韓国からの輸入が全体の65%を占めている。中国の通関統計では、2002年、加工貿易方式での米国、日本およびEUへの輸出額は、それぞれ468億ドル、281.5億ドル、261.4億ドルとなっている¹⁴⁾。表12-1と対照すると、対米と対日の輸出は加工貿易率がそれぞれ71.2%と58.2%で、対米輸出の加工貿易率の高さが際立っている。

なお、中国国内の地域別の加工貿易の状況を見ると、2002年には、広東省は加工貿易方式による輸出入額全体の52.5%を占めており、加工貿易での優位は他の追随を許さない。さらに広東省の対外貿易に占める加工貿易のウェイトを見ると、2003年1月の場合は77.1%で約50%の全国平均を大きく上回っている。この他に、2002年に上海市、山東省、福建省、天津市、遼寧省も加工貿易方式の輸出額が100億ドルを超えている¹⁵⁾。これら省と市は、例外なく沿海地域に属していることが特徴である。

このように、加工貿易は中国の対外貿易の急成長を可能にした最も重要な要因といっても過言ではない。それでは、加工貿易はなぜこれほど中国で急速に成長してきたのだろうか。言うまでもなく、改革・開放政策以来の大規模な外資導入がこれに大きくかかわっているのである。とりわけ海外の直接投資に伴って現れた大量の外資系企業が、加工貿易の主役を担っている。中国の外資系企業は、「三資企業」とも呼ばれる合弁企業、合作経営企業と100%外資出資の「独資企業」を指し、通常、香港・マカオ・台湾の企業も含まれる。1999年、外資系企業が加工貿易における輸出総額と輸入総額に占めるウェイトは、それぞれ67.2%と71.5%であった¹⁶⁾。また、外資系企業による輸出入額が輸出入全体に占めるウェイトは、1992年に26.4%であったのに対して、1994年には37.0%へ上がり、2002年にはさらに53.2%に上昇した¹⁷⁾。

1979年から2002年までの24年間、中国が受け入れた外資の総額は6,234.2

14) 同上紙、同上号。

15) 同上紙、同上号。

16) 関天「規範管理—我国加工貿易進一步發展設想—」、『国際貿易』2000年第3期、19頁。

17) 中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑』各年版、中国統計出版社。

億ドルに上り、このうち外国直接投資額は4,452.6億ドルで、全体の71.4%を占めている。2002年中国の間接投資を含む外資導入総額は527.4億ドルで、米国を抜いて世界1位となった。直接投資だけを見れば、2001年に中国の受入額は468.8億ドルで、1993年から発展途上国の中で最も多く直接投資を受け入れる国となっている。また、2002年8月末まで、中国政府の認可を得て設立された外資系企業の本数は累計で41万31,495社に上っており、2002年末現在、中国で企業活動を続けている外資系企業の本数は20万8,056社になっている¹⁸⁾。

大規模な外国資本の流入下で、中国は対外貿易のみならず、経済成長そのものが外資抜きにしてはもはや語れない。中国経済の貿易依存度は、第八章の表8-2に分かるように、1980年に14.4%であったが、2001年には44.7%に上がった。中国の政府系研究者によると、1980年から1999までの20年間、GDPの平均成長率は9.7%であるが、そのうちの2.7ポイントは外資の直接的間接的貢献によるものである¹⁹⁾。ここで外資導入を行っていない改革以前の成長率との比較は、筆者が特に重要な留意点であると思う。1953年から1978年までの改革前26年間、中国のGDP平均成長率はおよそ6.7%である。換言すれば、もし外資による貢献がなければ、改革期の平均成長率は7.0%となり、改革前の成長率とは0.3ポイントの差しかないということである。

ある意味では、外資の進出の有無は、その地区の経済成長を決定的に左右する要因となっている。蘇州市に属する昆山市は人口がおよそ60万人の都市だが、1985年に経済開発区を創設してから2000年まで、既に53億ドルの外資を導入している。2000年だけで昆山市が利用した外資額は実に18.5億ドルにも上っている。昆山市の上級市である蘇州市も外資導入によって急速な経済成長を見せているところである。1999年、蘇州でのハイテク分野への外国直接投資額は337億元で、投資全体の74.8%を占める。蘇州国家

18) 同上年鑑(2003年)、653頁。

19) 趙晋平等「從制度着手—新時期我国利用外資的戰略調整」、『國際貿易』2001年第2期、10頁。

先端技術開発区管理委員会の王福康副主任がこう述懐した。「外資導入、とりわけ実力のある多国籍企業を誘致することは、蘇南（蘇州、無錫を含む江蘇省南部）経済の生命線である²⁰⁾」。福建省の場合も同じである。1996年から2000年までの「第九次五ヵ年計画」期に、福建省が毎年実際に利用した外資額は40億ドルで、同省の全社会固定資本投資の40%に相当する。2000年、福建省の輸出額は同省のGDPの27.3%を占め、対外貿易全体の同省の工業成長率への寄与率は5.2%であった。同年、外資系企業は雇用者数の面では福建省全体の4分の1に当たり、輸出の面では全省の59%を占めている。この現状を踏まえて、福建省長の習近平が、「対外開放はわが省の経済発展の生命線だ」と結論付けている²¹⁾。

3 外資依存型経済下の中国産業

以上のように、1980年代以来の開放政策下で、中国経済は急速に海外市場への依存を強めた。中国の政策当局にとって、これまで続いている高い成長率を維持していくためには、加工貿易に不可欠な輸出市場の確保のみならず、その加工貿易の主要な担い手である外資系企業の質と量とを保障するために、外国直接投資の切れ目のない流入の確保が至上命令となった。この中国経済の性格の変化こそが、中国のGATTとりわけWTO加盟交渉に臨む立場に大きく影響していたのである。

GATT/WTO加盟交渉に長年携わっていた龍永図は、米中間の最恵国待遇問題の解決と外資導入の促進をWTO加盟のメリットとして次のように率直に認めている。「WTO加盟によって、我が国は世界経済・貿易の舞台で完全な平等的権利を手に入れた。かつては世界最大の国家で中国の最大の貿易相手でもある国（米国）が対中最恵国待遇供与問題で毎年審議するという差別的手段で、中国の政治・経済・貿易政策に乱暴な干渉を行ってきた。WTO加盟によってこの最恵国待遇問題の毎年審議が撤廃され、

20) 『環球時報』2000年12月8日号。

21) 『瞭望新聞週刊』2001年9月3日号（第36期）、24頁。

両国の経済・貿易関係がさらに安定な環境で発展できるようになった。さらに、中国がWTO加盟を通じて国際ルールの遵守の意思を示し、一層の市場開放を行っているため、2002年の上半期で輸出入が二桁の成長率を実現したし、外資の流入も前年比で31.5%も増加した²²⁾。中国の代表的経済学者の一人である樊綱も、加盟メリットとして、2002年は2年間続いた貿易黒字の減少が止められたことと指摘した上、加盟条件の受け入れで中国の投資環境が改善されたため、外資の大幅な増加が見られたと述べている²³⁾。既述のように、1990年代に入って中国のGATT/WTO加盟の動機が従来の原則から乖離し始め、次第に外資誘致のための加盟へ収斂されざるを得なくなった。一国の経済が外資依存型になった場合、このような政策的シフトを回避することの方がむしろ困難であろう。

しかし、外資の大量流入で触発された加工産業、加工貿易の勃興は、果たして中国の真の利益になるのだろうか。ここで交易条件と所得水準への影響から検証しよう。

加工貿易は確かに輸出促進や雇用創出²⁴⁾の一面があるが、前述のようにわずかな加工賃を稼ぐだけで、実際の経済的メリットがさほど大きくない。まず中国製の地球儀を例に見よう。これは米国での販売価格が88ドルとなる玩具兼実用の地球儀であるが、その売上げの内訳が、発注元の米国会社32ドル、米国の小売業者16ドル、仲介役の香港会社20ドル、中国の貿易会社5ドル、中国の製造会社15ドル、となっている。コスト（賃金と原材料…括弧内筆者）12ドルを差し引くと、中国の製造会社の粗利益はたったの3ドルに過ぎない²⁵⁾。次に、腕時計の例も同じである。上海税関の

22) <http://www.lbd.com.cn/news/readnews.asp?newsid=980&bigclassname>.

23) 『人民日報』（海外版）2002年11月30日号。

24) 外資系企業の雇用機会の創出との点については、見方が分かれている。外資系企業の資本集約度が中国の在来企業より高い。したがって、企業が同規模の場合、外資系企業の方は雇用者数のはるかに少ない。1995年、中国の外資系企業では1万元当たりの固定資産で0.15人を雇用しているが、中国全体の平均水準の0.25人の55%しか相当しない（王岳平「我国三資企業工業結構特徴」、『国際貿易問題』1998年第5期、23頁）。

25) 『環球時報』2000年12月8日号。

統計によると、2000年に上海から輸出された完成品の腕時計は206万個に上るが、その輸出価格が204万ドルしかないため、平均単価は1ドルを下回っている²⁶⁾。その大きな原因は、輸出向けの中国製時計の中核部品のほとんどを海外に頼っているからである。

さらに問題となるのは、輸出入規模の急拡大につれ、中国の交易条件が次第に悪化していることである。中国研究者によれば、1993年から2000年までの間、中国の交易条件が13%も下がっている。その中でも一次産品より完成品の方が交易条件の悪化が目立つ。その主因の一つは、加工貿易であると指摘されている²⁷⁾。加工貿易の貿易全体に占める割合の上昇により、輸出製品の利益率の低下をもたらす傾向は近年注目され始めている。中国の電子製品の輸出では加工貿易の割合が非常に高く、1998年に89.6%にまで達している一方、通常貿易の割合が7.6%（残りは他の方式）しかないため、輸出商品の付加価値は低下しつつあったと指摘されている²⁸⁾。また時計の例を見よう。深圳は中国の最大の時計生産地で、多くの世界の大手メーカーから加工発注を受けており、年間の時計輸出額が10億ドルを超えていた。しかし、1995年から輸出が落ち込み始めたと共に、輸出価格も低下し続けた。1998年、メーカーの粗利益率はわずか8%で10年前の半分以下となった²⁹⁾。深圳の時計産業のような利益率の低下は、加工貿易の一般的特徴に由来している。中核部品と販売網をもっていない中国メーカーは、値下げ圧力には対抗する力をもっていない。

2002年末、経済成長が著しい長江デルタ地域の社会経済状況に関する統計データの一部が発表され、話題を呼んだ。統計の対象は、上海、南京、杭州、蘇州、無錫など14の主要都市であるが、統計結果によれば、2002年の1月から10月までの14都市の1人当たりの平均可処分所得は8,840元であった。順位を見ると、首位の上海の11,147元の後に、寧波、紹興、杭州、

26) 『解放日報』（ネット版）2001年1月12日号。

27) 趙玉敏・郭培興・王婷「総体趨于悪化—中国貿易条件变化趨勢分析」、『国際貿易』2002年第7期、18頁、23頁。

28) 謝曉霞「中国電子工業与国際水準の差距分析」、『中国工業經濟』2000年第11期、30頁。

29) 『中国貿易報』1998年9月1日号。

舟山、湖州、嘉興、蘇州、無錫、常州、南京、南通、鎮江と揚州が続いている。この結果で意外に思われたのは、浙江省6都市の1人当たりの平均可処分所得は9,768元、江蘇省7都市のより2,052元高くなっており、浙江省の嘉興市は江蘇省の蘇州市より210元高いという事実である。消費水準についても、2002年1月から9月までの統計では、浙江省6都市の1人当たりの消費水準は6,477元で、江蘇省7都市5,203元をかなり上回っている。これについて、例えば蘇州の場合は、近年周辺地を合併したことの影響が出たのではという解釈がある一方、浙江省社会科学院経済研究所長の葛立成は、この違いを生み出す根本的な原因は、経済構造上の大きな違いにあると指摘している。すなわち、江蘇省の蘇南経済は外向型経済で知られているのに対して、浙江省は民営企業の発展で注目を浴びている。民営経済は自己資金で「雪だるま」式に発展するため、現地経済へのプッシュ力が大きい。対して、蘇南経済は加工貿易の割合が高いため、住民の所得および消費への牽引力が弱い³⁰⁾。

だが、中国経済の将来を見る場合、より根本的な問題は別のところにある。加工貿易のための外資誘致は、中国の産業構造ないし経済構造そのものを根本から変えつつあるのである。

すなわち、外国資本の大規模な進出は、製造業を中心に中国での影響を急速に強めている。この重大な問題に関して、片岡幸雄教授は、本書の第六章等で大量な資料をもとに鮮やかな分析を展開している。第六章の表6-6、表6-7表に示している外資系企業の中国経済における存在の大きさには、中国経済に一定の知識をもつ人でさえ驚かされるものだと思う。

外資系企業の存在感が急速に強まる中で、誰がその経営支配権を握るかは、中国にとって大きな意味をもってくる。合弁企業、合作経営企業、独資企業の三者を含む外資系企業の登記資本金を見ると、外資側が占めるウェイトは1996年に65.6%であったが、2001年には71.1%となり、既に優位

30)『解放日報』(ネット版)2002年12月1日号。

に立っていた外資側の出資率が少しずつ上昇する傾向が確認できる³¹⁾。

実際には、中国は外資系企業への経営権を既に諦めている。旧中国国家計画委員会国際経済研究所の陳炳才がこう分析する。中国側は、技術、資金、商標、販路などの経営資源に優位をもっていないため、51%以上の出資率を確保・維持するのが極めて困難である。かりに合弁の際、外資側に経営主導権を握られたくない比較的实力のある国内資本企業でも、交渉術に長けている多国籍企業の巧みな揺さぶりによって最終的には屈服せざるを得ない。ある中国の自動車メーカー経営者は、「合弁しなければ死を待つことだが、合弁すれば死に急ぐことだ」と胸中を打ち明けた³²⁾。

技術力や資金力の欠乏で、たとえ初期に中国側が51%以上の出資率を確保できたとしても、徐々に経営権が外資側に渡るようになるケースが急増している。中国迅達電梯有限公司は、1980年7月に設立された中国最初

表12-3 100%外資（独資）企業のウェイトの推移

単位：件、%、1万ドル

年次	件数（ウェイト）	実行投資額（ウェイト）
1985	46 (1.5)	4,566 (0.5)
1990	1,860 (25.6)	244,381 (19.4)
1991	2,795 (21.5)	366,695 (27.8)
1992	8,692 (17.8)	1,569,617 (27.0)
1993	18,975 (27.7)	3,045,679 (27.3)
1994	13,007 (27.4)	2,194,866 (26.6)
1995	11,761 (31.8)	3,365,765 (36.9)
1996	9,062 (36.9)	2,681,032 (36.6)
1997	9,602 (45.7)	1,765,817 (34.6)
1998	9,673 (48.9)	1,646,963 (36.2)
1999	8,201 (48.5)	1,554,475 (38.6)
2000	12,196 (54.6)	1,926,388 (41.1)
2001	15,643 (59.8)	2,387,338 (58.6)

出所：中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑』各年版、統計出版社。

31) 中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑』各年版、中国統計出版社。

32) 陳炳才「我們是否要控股」、『管理世界』1998年第1期、104～105頁。

の合弁企業である。このエレベーターを製造する著名企業は、中国、スイス、香港の企業からの出資で設立されたもので、当初の出資率がそれぞれ75%、15%と10%であった。合弁期間は20年とされたが、期限満了まであと5年に迫る1995年12月に、外資側は増資によってその出資率を25%から65%に引き上げた。2001年1月、この会社は減資公告を発表し、中国側の当該合弁事業からの撤退を宣告した³³⁾。

外資側が増資によって合弁企業での支配権を手に入れる傾向は、外資系企業の近年の一大特徴である。2000年から、中国が受け入れた直接投資のうち、増資の形式が40%以上を占めている。一方、表12-3に明らかなように、1990年代に入って独資の形態をより選択する傾向もはっきりと見せ始めた。1985年、独資による投資件数と投資額はわずか46件と4,566万ドルで、それぞれ全体の1.5%と0.5%しかなかった。しかし、2001年にはそのウェイトは、いずれも6割近くに急上昇して、中国に進出している外資系企業がいよいよ完全な経営支配権を握る時代に入ったことを物語っている。

外国資本の中国製造業での支配権が強まるにつれ、国内資本企業は国内市場でのシェアを奪われ、ますます苦境に陥っている。1990年代の後半から、中国の昔から消費者に広く親しまれた消費財の銘柄その多くが、外資系企業による買収や外国製品の進出で続々と市場から消え始めた。楽凱集団会社は、中国唯一の写真フィルムメーカーであるが、ここ数年、外国製品と外資系企業の製品で大変な苦戦を強いられている。このままでは、これまである程度コダックや富士フィルムと渡り合えた企業は潰れるか、外国の大手企業の傘下に置かれるかしか道がないと言われていた。2003年10月、楽凱集団会社はついに株式譲渡によってコダック社と提携関係を結んだ。

外資系企業による価格操作のケースもはっきり現れた。イギリス・オランダ系企業ユニリーバ（中国名は聯合利華）は、上海のアイスクリーム市場に進出した後、中国の競争企業を吸収合併し、寡占的地位を獲得した。その後、寡占価格で吸収合併の投資を回収した。アメリカとフランスのビ

33) 『中華工商時報』2001年2月26日号。

ール会社が、武漢の中国ビールメーカーを買収した後、現地のビール卸価格は数倍に跳ね上がった³⁴⁾。近年、中国の若手音楽家はほぼ全員外資系企業と契約を結ばされた結果、2001年に300社に近い中国のレコード会社は、ほとんど自社企画のレコードが出せなくなり、経営が非常に厳しい状態に陥っている³⁵⁾。

大量の外資進出によって、中国における経済活動のかなりの部分は、中国側の意思ではなく、外資側の都合によって決められつつあるのである。

第3節 努力代替型工業化の行き詰まり

1 技術進歩の幻覚

以上のように、海外からの直接投資の大量流入は、中国経済の質の変化をもたらし、経済発展の主導権が失われかねない状況に陥っている。このような危険な経済構造になりかけた時に、中国が非常に不利な加盟条件で発展途上国に不利なWTOに加盟してしまったことである。WTO協定は、発展途上国に極めて不利な内容が盛り込まれたGATTウルグアイ・ラウンドの合意を継承している³⁶⁾。とりわけ貿易関連投資措置および知的財産権保護協定は、発展途上国の自力による産業育成の可能性を大きく削ぐものである。中国には、果たして、これらの不利な条件をはね返して、自らの力で自国の長期的発展を図る可能性が残っているのか。言い換えれば、中国にはまだ劣勢を挽回する可能性が残っているのかということである。

ここで問われる核心問題は、中国の技術革新力の有無である。加工貿易に利益が少ないことにしろ、外資系企業で中国側が主導権を取れないこと

34) <http://202.99.23.237.cgi-bbs/readFile?whichfile=2500090&typeid=14>.

35) <http://210.77.146.174/readcontent.asp?WDLSH=5914>.

36) この点に関しては、鄭海東「ウルグアイ・ラウンドの陥穽」、『福井県立大学論集』第7号、1995年を参照されたい。

にしろ、いずれも技術力が弱いところに基本的な原因がある。この問いかけに対して、中国の政府関係者や研究者の多くは、大規模な外資導入が中国の技術水準を大きく向上させ、中国製品の国際競争力を急速に高めたと主張している。近年、中国製品の輸出の急増もあって、日本など海外でも中国の外資政策や技術力を高く評価する論調が一部ある。しかし現実として、これらの肯定的な見方を裏付ける材料が少ない。

ハイテク産業は、改革期とりわけ1990年代に入って中国で目覚ましい成長を遂げた産業で、2001年末に売上高では製造業全体の13.3%を占め、中国の技術発展の象徴の一つと目されていた。しかし2001年に中国で行われた全国調査の結果では、中国のハイテク産業に次のような三つの大きな問題があることが明らかにされた。第一に、収益率が低い。2001年の中国のハイテク産業の付加価値率は25.2%で、先進国の平均水準より10ポイントも下回っているだけでなく、中国の製造業の平均水準よりも1.2ポイント低い。さらに、資本収益率も2001年には100元当たり257円で、1996年より13元低下した。すなわち、中国のいわゆるハイテク産業は、「高収益」の特徴を有せず、さらに下降の傾向にある。第二に、産業構造を高度化する効果が小さい。2002年、中国のハイテク製品の輸出の場合、加工貿易の比率は89.6%に達していて、なお上昇する傾向にある。ハイテク産業と認定されているもののうち、実際には労働集約型の加工・組立産業の性格をもつものが多い。全体的に、中国のハイテク産業は知的財産権をもてず、中核技術と中核部品を海外に依存している。このため、このいわゆるハイテク産業の発展で以って伝統産業を改造することは期待できない。第三に、海外資本への依存が高い。2001年、中国のハイテク産業での外資系企業の比率は49%を占めており、1996年に比べ11ポイント上昇している。また外資系企業が中国の同産業に占める売上高と輸出額のウェイトはそれぞれ47.7%と81.5%で、対外依存の度合いが極めて高い³⁷⁾。

スイスのローザンヌ国際管理学院（IMD）が出した『2000年世界競争

37) 『中国情報』2003年4月21日号。

力年度報告』の中で、中国の総合順位は、全47カ国の中での31位で、1999年の29位より下がった。これは、1998年の24位から1999年の29位に下がったのに続いた後退である³⁸⁾。世界経済フォーラム（WEF）が2000年9月に出した『2000年世界競争力報告書』の中で、長期的競争力を示す経済成長競争力指数において、中国が59カ国での順位は前年の32位から41位に転落した。これも1998年（28位）からの2年連続後退である。IMD報告における中国の総合順位は、2001年と2002年には33位と32位で、2002年のWEF報告書における中国の順位は33位とそれぞれ上昇に転じている。だが2002年、IMD報告における中国の技術基礎水準の順位は42位という低いレベルに留まり、WEF報告書における中国の技術水準の順位は前年の53位から63位に下がり、インドとブラジルの後塵を拝した³⁹⁾。

技術革新力のなさが、中国の順位後退をもたらした主因である。近年、IMDとWEFはより一国の技術革新力を反映すべく指標調整を行った。これによってここ数年の中国の大幅な順位後退が見られたのである。注意すべきは、一国の競争力を評価する場合、基本的にその国自身の技術革新力を見るもので、多国籍企業などの外資系企業の多寡やその技術力が進出先の技術レベルを代表できない、ということである。当然ながら、中国は自国の技術革新力が大幅に向上していると主張するなら、外資を除く部分で裏付ける必要がある。その裏付けがあるのであろうか。

一国の技術革新力を最も大きく左右するのは、研究開発への投資規模である。中国の研究開発費がGDPに占めるウェイトは、1990年から92年までは0.7%であったが、1993年から97年までは、さらに0.6%に減少した。1998年と1999年、同ウェイトはそれぞれ0.7%と0.8%であった。このウェイトは一般的に、先進国は2%以上、途上国は1%以上という水準にあると言われている。このウェイトについて、韓国は2.82%（1996年）、ブラ

38) 高世楫・陳立・許鋼「2000年中国国際競争力評価—経済創造力と国際競争力」、『戦略と管理』2001年第2期、78頁。

39) 『中華工商時報』、2003年2月23日号。<http://www.chinanews.com.cn/2002-11-13/26/243156.html>

ジルは0.84%（1995年）、インドは0.73%（1994年）となっている⁴⁰⁾。

企業レベルで言えば、研究開発費が企業の売上高に占めるウェイトの高低が、その技術開発力を示す基本的な目安である。『中国統計年鑑』によれば、1989年、大・中型国有企業の売上高に占める研究開発費の割合は、1.44%であったが、1990年と1995年はそれぞれ、1.38%と1.19%へと下がった。留意すべきは、これらの数字は実情に符合しておらず、実際の国内資本企業の研究開発費がもっと少ないとの指摘があることである。つまり、1990年代の調査によれば、中国の大企業は0.78%、中型企業は0.34%、小企業は0.37%という水準であった。研究開発費が売上高に占めるウェイトが3%を下回った場合、企業に競争力がないというのは、日本の経験である。日本の大企業は同ウェイトが5%以上であり、10%以上に達している企業も一部にある⁴¹⁾。国内資本企業も2002年の売り上げに占める研究開発費が23.6%に達している華為技術のような例はあるが、全般的には研究開発のための投資は極めて貧弱であることが事実として否めない。

研究開発投資がまともに行えない状況下では、中国の技術水準の全面的かつ大幅な向上はあり得ない。高成長を成し遂げながら、企業の将来を規定する研究開発への投資は以前よりも減少したということは、中国のこれまでの企業改革がまったく成功していないことを意味するものである。いわゆる改革期に中国で大きな技術進歩があったという主張は、一種の幻覚に過ぎない。この幻覚を現実のように見せかけてくれたのが、外国技術・設備の導入と外資系企業の生産活動に他ならない。短期的効果として、これは国内資本企業の先進国との技術ギャップを大きく縮小できるが、導入技術を自分のものとして吸収・消化しない限り、導入技術の陳腐化と共に技術格差は再び広がるものである⁴²⁾。

40) 中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑・2000』、中国統計出版社、888頁。

41) 李以学「中国産業技術進歩的問題と対策」、『管理世界』1999年第1期、140～141頁。

42) 鄭海東「中国経済 好調の死角—ここまではWTO加盟は逆風になる」、『世界』2001年12月号、239頁。

2 技術開発メカニズムの不在

技術革新ができるためには、研究開発費の保障を可能にする経営体制の確立、研究開発部門と人材の確保と効率的な技術伝播メカニズムが不可欠である。中国はこれらの技術革新メカニズムを構成する要素の面で問題をもっていないであろうか。

上述のように、研究開発費の面で国内資本企業の投入は非常に少ない。これは、完全な計画経済時代からの国内資本企業の体制的欠陥であるが、経済改革によって問題がかえって深刻化したことにまず注目されたい。1980年代から進められてきた中国の国有企業改革は、これまで多数の改革案が試されたが、いずれも国有企業の存続を犠牲にしたものになった。国有企業の減価償却率の推移から、この問題は一目瞭然になる。1981～88年の間、国有企業の平均減価償却率は、4.5%の法定減価償却率を大きく下回った3.0%である。また、減価償却率の低下が企業改革の進展につれ定着し、1988年はわずか2.8%で、4.9%の法定減価償却率を大きく下回っている⁴³⁾。旧国家計画委員会の高雲虎も、原価償却不足のため、一部の企業は単純再生産さえも維持できなくなっていると認めている⁴⁴⁾。このように弱体化されつつあった企業では、研究開発費の捻出などはむしろ論外である。

すなわち、名を轟かせた中国の経済改革は、企業が存亡を決する技術革新メカニズムの創出とは結び付かず、逆にその衰退をもたらしたのである。実際、中国の国有企業が工業総生産高に占めるウェイトは、1978年の77.6%から1990年の54.6%に下がり、2002年にはさらに15.6%にまで激減した⁴⁵⁾。中国の国有企業の状況からして、改革当初、如何に利益を企業の内

43) 郭樹清等「我国近些年的蓄積水平問題」、『経済研究』1990年第1期、23頁。

44) 高雲虎「対当前重点産業折旧制度的幾点意見」、『中国経済問題』1990年第6期、45～47頁。

45) 中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑』各年版、中国経済出版社。ただし、国有企業が経営権をもつ企業を含めると、2002年の場合、そのウェイトは40.8%を占める。

部蓄積に振り向けて、設備の更新と新技術の研究開発が可能な経営体制を築き上げるかが何よりも急務とされるべきであった。しかし、中国の政策当局者および研究者たちは、企業の改革は、既に始まっていた農村改革と同様、経済的利益によって従業員と管理者の労働意欲を刺激することで達成できると考えていた。だが、この単純な市場経済的改革手法は、国内資本企業の合理的行動を誘発できず、過剰分配によって過去の資産を食い潰させる結果に終わった。改革期において企業研究開発費がかえって減少していたことは、「食い潰し改革」下で必然的に生じた事態と言える。

中国では、かつて旧ソ連の影響もあって、新技術、新製品の研究開発を担っていたのは、主に企業ではなく、その上にある縦割りの政府系の研究・設計院および大学であった。そのため、国内資本企業の主力である大・中型企業でも研究開発部門を有する企業は、全体の約3割に過ぎなかった⁴⁶⁾。また、中国全体の研究開発費を含む「科学技術経費調達額」に占める企業のウェイトは、長い間30%前後に留まっていた。1997年、同ウェイトは44.6%、また2001年に56.3%に上昇して、先進国の60%~70%の水準⁴⁷⁾に接近してきた。これらの数字は、国内資本企業は資金力の限界や海外技術依存の高まりなどで研究開発部門を整理せざるを得なくなったことを示す一方、一部において研究開発資金の外部依存を変えようとしていることを表している。ただ、後者に関しては、1990年代の外資系企業の大量進出によって「中国企業」の定義が変化していることも考えられるから、必ずしも国内資本企業の動向を正確に表しているとはまだ言えない。

ところが、注目されるべきは1990年代からの外資系企業の大量進出によって、国内資本企業は人材確保の面でますます困難な局面に立たされたという事実である。外資系企業は、給与、職業訓練、福祉待遇などの面で国内資本企業より通常はるかによいため、国内資本企業は新しい人材の補充が極めて困難になっているのみならず、既にもっている人材でさえ引き

46) 中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑』各年版。なお、この比率は1996年の34%から、99年の32%、2002年の25.3%へと、ここ数年低下の傾向にある。

47) 史清琪・尚勇主編『中国産業技術创新能力研究』、中国輕工業出版社、2000年、37頁。

止めることができなくなっている。2000年、北京の外資系企業の月給は、ホワイトカラーの場合、国有企業のより4,000元も高かった⁴⁸⁾。中国國務院国有資産委員会主任李榮融が、「国有企業は訓練学校になっている。人材が育っては外資系企業に引き抜かれる。引き抜かれた原因は、外資系企業の給与の高さにある」として、国有企業の賃金水準を外資系企業に合わせる必要があるとの認識を示した⁴⁹⁾。

国内資本企業の技術系人材の窮状は企業が研究開発を行える常識的な範囲をはるかに超えている。2001年、名門清華大学の自動車専攻の30数名の就職を決めた卒業生のうち、国有企業の自動車メーカーに行った者は一人もいなかった。北京軽自動車公司所属の自動車研究所はかつて技術者と労働者をそれぞれ100人以上有するところであった。近年、毎年数十人ずつ流失しているため、2002年には労働者を含めてもたった50人しか残っていない⁵⁰⁾。自動車産業におけるこのような人材離れの状況が、近年中国の自動車生産量と販売台数の急速な増加に伴って深刻化したことは、「経済は成長しているが、技術進歩はない」という中国経済の逆説的現象を象徴する事例である。

海外からの技術・設備の導入には熱心だが、技術の吸収・消化に興味をもたないのは、相変わらず目下の国内資本企業の一大特徴である。国際的に見ると、1ドル当たりの技術導入に対し、消化・吸収のため、少なくとも2ドル以上の資金投入が必要になる。1997年、中国の技術導入額は236.5億元であるが、消化・吸収のための支出はわずか13.6億元であった⁵¹⁾。後者は前者の5.8%しかない。自らの研究開発が実質的にはほとんどできないため、改革期における中国のいわゆる技術革新は、海外から技術と設備を買うことだけである。導入した技術・設備が陳腐化すれば、外貨でまた買ってくるという循環である。この旧態依然の技術外部依存体質が変わらない限り、

48) 『明報』2001年3月17日号。

49) <http://www.wforum.com/shishi/posts/48348.shtml>

50) 『市場報』2001年6月17日号、2002年6月27日号。

51) <http://www.wforum.com/wif/posts/152.shtml>

技術進歩を期待するのは論外である。

一方、導入技術・設備とりわけ外国直接投資が、国内資本企業の技術力不足を大きく補ったのは事実である。しかし見逃せないのは、それが同時に中国の研究開発体制の弱体化をもたらしているというもう一つの実態である。

まず、あまりにも大量な外資導入及び外国設備の導入によって、国内資本企業の技術陣は多くの場合、実質的に導入設備のメンテナンス要員に成り果て、技術開発陣の断層と崩壊が生じた。1960年代に資本自由化を迎える際に、日本の産業界が最も恐れたのはまさに導入技術による技術開発陣の断層の出現である。さらに、ある程度競争力を持っている国内資本企業は、近年相次ぎ外国資本の傘下に置かれたため、研究開発を行う国内資本企業という母体そのものが消えつつあることである。主要企業が例外なく外資系企業となっている中国自動車メーカーでは、中国側は自分による新車の開発ができなくなっている。その原因について、中国の専門家は次のように指摘している。第一に、外資側が提供した型で十分に利益を出せる以上、骨が折れる上、開発リスクの大きい新車の開発をする必要がない。第二に、中国の自動車産業の製品は既に外資側の生産体制に組み入れられているという現状の下で、中国側は自分の製品開発を進めることが非現実的になっている⁵²⁾。

社会主義国は、技術導入すれば経済が発展するが、自ら技術革新を行う段階に入ると、経済発展が鈍化してしまう。この現象を引き起こす原因は、社会主義国の企業が技術進歩の波及と伝播のメカニズムを作り出すのに失敗したことにあると指摘する京都大学名誉教授伊東光晴は、日本の川崎製鉄が五井と水島に製鉄所を建設する際の出来事を例に取り、資本主義の下での資本の再生産に伴って技術を細胞分裂のように継承・拡散していくような技術進歩の波及と伝播のメカニズムの構築に成功したことこそ、日本企業が世界製造業のトップ水準に到達し得た大きな要因であると強く示唆

52) 『経済日報』2001年12月7日号。

した⁵³⁾。一方、社会主義国の企業の場合、資金と技術は上から与えられているため、日本の企業のように技術革新のメカニズムができにくい。旧ソ連や中国ではかつて資金は無論、技術の大半は企業を遊離した研究・設計院から提供されていた。研究と現場との分離は、提供された技術の確実性を大きく損なうだけでなく、企業の技術の蓄積にも不利に働くことになる。技術は常に与えられている上、利潤は吸い上げられ、投資決定権もないため、企業も自ら技術開発の必要性を感じないし、蓄積して細胞分裂のように新しい工場建設に生かす必要性も生まれてこない⁵⁴⁾。これらの論述は、かつての社会主義企業を問題にしたものではあるが、改革期における中国の国内資本企業にもその妥当性を失っていないと思う。

3 「捷徑主義」と市場経済主義

新技術の開発は容易なことではない。技術の蓄積がまだかなり遅れている中国にとって、独自に研究開発を進めることはなおさら困難なことである。改革・開放政策が始まった際に、中国は海外から先進技術の導入の必要性が認識され、主に技術設備の輸入によって生産設備の技術水準の向上を図った。だが、国有企業の改革が自ら技術革新ができるようメカニズムの創出に失敗したため、先進技術の吸収・消化に力を入れることができなかった。技術は導入しているが、自主開発ができないという局面を救ったのは、「市場でもって技術と交換する」との考え方である。すなわち、積極的な市場開放によって、外国企業が中国市場に先進的技術を移転することを誘う戦略である。近年、多国籍企業がソフト開発などの開発部門を中国に移転し始めたことを理由に、「市場でもって技術と交換する」戦略の正しさが実証されたと欣喜する声が多い。

しかし現実には厳しい。現地販売の促進のために成熟技術を導入する改良部門はともかく、多国籍企業の核心的研究部門の海外移転はあり得ない。

53) 伊東光晴著『現代経済の変貌 経済学を問う(2)』、岩波書店、1997年、318～322頁。

54) 同上書、321～322頁。

実際、経済成長に伴う中国市場の拡大によって、外国企業は中国市場での技術保護すなわち知的財産権の保護をますます強めている。先述の独資企業比率の増大は、技術漏れの防止に大きな意味をもつことが看過できない。1980年代からの中国の技術政策は、名目はどうあれ、基本的に海外技術への依存策であった。ところが、時間が経過しても海外技術の移転や先進技術の消化・吸収は期待されるほど進まず、逆に国内資本企業はますます厳しくなる外国政府と企業の技術・特許障壁の前で敗北を余儀なくされるようになった。この事実を前にして、中国科学技術相の徐冠華は、「経験から言えば、戦略的意味をもつ技術、核心技術は、導入によって手に入れることがあり得ない。したがって、思い切って自主開発をやるしかない」と認めた⁵⁵⁾。

徐冠華科学技術相の発言は、一時もてはやされた「市場でもって技術と交換する」のような戦略が中国でまったく功を奏していないことを宣言したものである。むしろ問題は、なぜ経験則的にも明らかに幼稚なこの論理が中国で流行できたかということである。この問いに対しては、中国はなぜこれほど大量の外国直接投資を導入する必要があるかとの問題と同時に考えれば、答えははっきりしてくる。

歴史を振り返れば、直接投資の受け入れを重点に据える今日の対外開放政策は、開放政策の主旨から大きく乖離していることが明らかである。そもそも、外資導入は対外開放政策の内容の一つに過ぎず、その目的も極めて明瞭であった。すなわち、技術水準の向上、企業経営管理の改善および資本不足の解消である。少量の直接投資の受け入れによって、国内で国内資本企業の手本を作り、その技術と経営管理ノウハウの波及効果を期待していたのである。しかし外資導入は、いつの間にか対外開放の代名詞に変わり、また直接投資の誘致は外資導入の中心内容へと変わった。とりわけ1992年の鄧小平のいわゆる「南方講話」をきっかけに、直接投資は中国の外資導入の主要形態として完全に定着した。

55) 『中国経済時報』2002年9月10日号。

この開放政策の変質をもたらした背景には、1980年代の改革の不調がある。耐乏生活への大衆の不満が中国経済改革の出発点である。その意味では、如何に短期間で海外の物的消費水準に駆り立てられた大衆の消費欲望を満たせるかは、改革の成否を握る鍵となる。だが、改革を始めたからといって、中国は先進国並みの消費欲望と後進国の生産力との格差を短期間で解消できるわけではない。さらに、1980年代の自由放任主義的改革路線は、食い潰しによる国有企業の弱体化、財政収入の急減による公務員のモラル低下、経済過熱による悪性インフレといった深刻な問題を惹起し、改革の正当性を問う圧力は次第に強まった。

外国直接投資は、まさに大衆の不満を吸収するための即効薬となった。外資系企業が生産した消費財は大衆の消費欲望の渇きを潤い、加工貿易は大量の外貨準備と雇用を創出し、外資進出による沿海都市の急速な近代化は人々に自信を呼び戻した。端的に言えば、この直接投資を始めとする中国の外資導入は、先進国との消費競争における大衆の政府への不満を和らげるための政治体制の安定化装置である。

これまでの外資導入政策及び効果に対し、中国では肯定論が主流である。肯定論者たちは、外資導入は中国の近代化目標の要請であり、国際資本移動という市場経済原理の要請でもあると主張する。彼らは、中国は外資導入による経済の自主性の喪失という危惧に対し、「時代が変わった」として、批判論者の考え方の古さを論ず。彼らは、今はグローバリゼーションの時代またはボーダレスの時代なので、「民族資本」という概念は既に過去のものとなったという認識を示し、「双赢」の時代が到来したことを力説する。

また肯定論者は、アジアNIESの外資導入による「輸出志向工業化」を成功例として好んで取り上げ、近代化目標の早急達成にはこれこそが唯一の道だと断言する。しかし、人口の規模が小さい上に、冷戦構造がもたらす成長条件の有利性が、アジアNIESのかつての高成長を成就したことは看過できない。それゆえに、その外資を起爆剤とする輸出志向工業化は、中国のような人口規模と政治体制がまったく異なる国にとって、一般化で

きるような成功例とはとても考えられにくい。奇怪なことに、NIES経験に絶大な信頼を見せた中国で、それを手本にする可能性に関する地道な研究分析を行った形跡は、1997年のアジア金融危機が発生するまで皆無であった。肯定論者たちにしてみれば、アジアNIESの成功は頗る単純な問題で、つまりテキストが示した国際分業理論に沿って自由貿易を行った結果、テキスト通りの成功を収めただけである。

一方、興味深いことに、肯定論者たちは日本の経験への言及を注意深く避けているのである。20世紀初頭の10年間を除き、日本の明治以来の資本形成において外資の役割は極めて小さなものであった。この事実に対し南亮進元一橋大学教授は、カナダ・オーストラリア・アジアNIESの外資依存的資本形成に比べ、国内の資金動員による資本形成という日本の経験はその独特さが際立っていると指摘している⁵⁶⁾。第二次大戦後、日本は資本自由化の圧力にもかかわらず、外資による経済支配への伝統的警戒から、外国直接投資を外資政策の弾力的運用によって巧みにその流入を抑えていた。1950年から1967年までの18年間、日本は59.5億ドルの外資を受け入れたが、そのほとんどが間接資本受入と技術導入で、直接投資額がわずか3.3億ドルに過ぎない⁵⁷⁾。外国直接投資に頼らず、政策当局と民間の創意と工夫でもって近代化が達成できるというのは、日本の経験が最も強く示唆することであろう。

なぜ日本の経験を敬遠しアジアNIESの経験に飛びついたのであるか。焦点は難易度である。二つの経験を比べれば、日本の経験の方が政策立案者の技量や国民への教育などの面ではるかに難度が高いことが明らかである。中国にNIESの道を選ばせたのは、改革とともに蔓延した自由放任主義のイデオロギーである。つまり市場原理という見えざる手さえ導入すれば、一切の計画や政策が不要なものとなり、何もかも自動的にうまくいくのである。同じように、直接投資が入れば、技術から資金まで、生産管理から販

56) 南亮進著『日本の経済発展(第二版)』、東洋経済新報社、1993年、140～141頁。

57) 日本関税協会『貿易年鑑1974年版』、日本関税協会、1975年、191頁。科学技術庁『外国技術導入年次報告1984年版』、51頁。

路確保まで、外資系企業が全部賄ってくれるので、自力で模索するよりはるかに楽である。中国でNIESの経験が持てはやされた理由は、この即効性のある外資導入政策をより堂々と進められることにある。これは、他力本願の心理を市場原理の大義名分で粉飾することと一脈相通するのである。

もっとも外資導入を経済開発に利用すること自身は、特別に問題のある選択ではない。問題はその利用のあり方である。外国資本と技術を導入するだけで、先進国に追いつく、追い越すという近代化目標の実現はあり得ない。そのため、何よりも急務なのは、自力での技術革新力の蓄積であり、先進技術の伝播・波及が効率的に行えるメカニズムの構築である。その基本的な努力を怠って、ただ大量の外資導入によって問題を糊塗するのは、手段と目的との本末転倒になる。中国の外資導入運動は、本質的には一種の「努力代替型工業化」であると言えよう。

第4節 結びに代えて

これまで述べてきたように、中国はGATT/WTO加盟問題において定見がなく、行き当たりばったりの交渉を重ねてきた。それについて、「朦朧とした観念論」が作り出した現実が事態を意図せぬ方向に導いていったというのが、筆者の結論である。

GATT加盟申請の当初は、政治的動機は別にして、経済的動機は不確かな知識と理解に基づいた単純なものであった。中国の近代化に先進的な技術と設備が必要である。それを獲得する外貨が不足しているため、輸出の拡大が必要となる。中国にとってアジアNIESの輸出代替工業化戦略がこの問題の解決に効果的な方法を示している。同時に中国に影響を与え始めた比較優位説も都合よくこの戦略の正しさを裏付けてくれていた。GATTが自由貿易を促進するものだとすれば、輸出代替工業化戦略を実践している中国にとって、それに加盟することはむしろ自明のことであった。しかし注意されるべきは、1980年代は中国の貿易依存度が急上昇し

始めているが、1990年代に比べてまだ低く、とりわけ外資の存在もまだ大きくなかった。言い換えれば、GATT加盟の必要性に関して、経済事情から緊迫性が小さく、接したばかりの外部世界の現実と理論に対する十分な咀嚼がないまま当然視してしまった「朦朧とした観念論」が強く働いたと思われる。だが、量の変化が質の変化をもたらすように、1990年代に入ってから事情が大きく変化した。「朦朧とした観念論」の下で隆盛を極めた加工貿易は、外資依存を含め、中国経済の対外依存度を急激に押し上げた。このため、本格的なGATT/WTO加盟交渉が開始した1990年代には、中国にとってGATTおよびWTOへの加盟はもはや是が非でも成功しなければならない国家目標となった。経済の対外依存はGATT/WTO加盟交渉での中国の立場を極度に弱め、一貫した交渉原則をもつことがもはや不可能なものにせしめた。

「朦朧とした観念論」がもたらす影響は、おそらく今後長きにわたって中国経済のあり方を決定するであろう。それは中国経済の対外依存を高めただけでなく、同じ問題のいま一つの表れとして、もともと多くの問題を抱えた国内資本企業の競争条件をさらに悪化させた。とりわけ外資系企業との競争で国内資本企業は非常に不利な立場に立たされている。技術革新ができない企業には将来を期待することはできない。その上、外資系企業がこれだけ主役的地位を得つつある現状では、従来の意味での産業育成は、中国においてもはや過去の言葉になったのかもしれない。

近年、加工貿易の勃興による中国の海外輸出の急成長で、中国を「世界の工場」と見る向きがある。このような楽観論に対し、「朦朧とした観念論」から徐々に抜け出し始めた中国研究者の目は厳しい。趙玉敏らが指摘するように、「中国の改革・開放（政策）は否応なしに、一つの重要かつ深遠なる結果をもたらしている。すなわち中国は日増しに先進国の多国籍企業を中心とする世界的生産ネットワークに組み入れられつつある⁵⁸⁾」。その結果、外資系企業が中国の輸出産業を支える技術集約型製品を生産する主

58) 趙玉敏・郭培興・王婷「総体趨于恶化—中国貿易条件变化趨勢分析」、『国際貿易』2002年第7期、18頁、23頁。

力になっている一方、国内資本企業がますます労働集約型産業へシフトさせられている⁵⁹⁾。中核技術を有せず、技術革新のメカニズムが創り出せない中国の国内資本企業は、安価な労働力を生かす生産活動に甘んじる他ない。ある中国で成功を取めている韓国の電子メーカーの代表は、「世界工場」としての中国の現状をこう正確に捉えている。「我々は研究開発と商品ブランドという両端をしっかりと押さえて、真ん中である生産工程は（コストの安い）中国にやってもらう⁶⁰⁾」。

経済成長の即効薬を求めるあまり、「朦朧とした観念論」の下での思いつきが緻密な政策に取って代わり、それによって作り出された局面で身動きが取れなくなるのが、中国のGATT/WTO加盟交渉の過程で現れていた中国の姿である。苛酷な条件でもWTOに加盟せねばならぬことは、むしろ努力代替型工業化の「予定された結果」であると言えよう。

新中国成立後、毛沢東は社会主義中国の前途は経済建設の速度にあるという認識に立ち、強蓄積による重工業化路線を推し進めた。この急進的経済路線は、中国の産業基盤の整備に大きく寄与したが、優れた経済政策ではなく、大衆の情熱に頼る手法は結局大きな挫折に見舞われた。一方、改革期での鄧小平は、経済改革の成否は物的豊かさの実現の速度にあるという認識をもち、その実現を外資の利用で図ろうとした。この形を変えた急進的経済路線は、外資任せの捷徑主義をはびこらせ、経済の自立という国の礎を大きく揺るがした。速度の問題に付きまといわれる中国経済であるが、その速度の実現を如何にして確かな政策で保証するかという問題は、依然として未解決のままである。

59) 宋泓・柴瑜「三資企業与我国産業結構調整—対外貿易的実証分析」、『管理世界』1999年第6期、75頁。

60) 『中華工商時報』2001年2月26日号。

※本章は「中国経済 好調の死角」、『世界』2001年12月号に掲載したものを一部加筆・修正したものである。

索引

あ

アーロン 381
IMF 303, 307
IMF8条国 239
ITO 288
赤字補填の取り止め 233
「アジア・アフリカ会議」 12
アジアコム版中国委員会 (Chincom) 16
アジアNIES 313
新しい生産力解放・「社会主義」体制 3
新しい世界戦争の策源地 36
新しい体制としての「社会主義計画経済」 3
アメリカの対中輸出統制 14
アメリカ対中経済包圍網 13
アメリカ帝国主義 34, 37, 39
新たな形の民族経済論 153
新たな世界戦争の危険 30, 34, 37
ある期間の平和の時期 48
UNCTAD 292
「アンチ・ダンピング条例」 239
アンチ・ダンピング措置 306

い

“以進養出”(輸入によって輸出をはかる) 46, 47
委託加工 7, 47, 175, 229, 253, 254, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 270, 271, 272, 273, 274, 277
委託加工・組立方式 314
委託・代理貿易 255, 259, 260, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269
五つの混合所有制 5
一般的な独占資本主義 60
一般特惠関税 305
一般特惠関税制度 345, 346
伊東光晴 461

う

請負経営責任制 232, 235, 237, 258, 261
内貿外貿結合 228, 229
有無相通ずる 4, 40, 42, 44, 108, 109
ウルグアイ・ラウンド 295, 325, 326, 335, 351

え

AD措置 306, 314
APEC 328, 356
NTR 401
MFA 293, 347, 427
「沿海地区…外向型経済…補充規定」 167
沿海開放区 167
沿海開放都市 167, 233, 245, 246
沿海経済開放区 167
沿海経済開放地帯 167
エンゲルス 13, 19, 27, 55, 60, 61, 68, 70, 81, 89, 97, 99, 105
袁文祺 117, 118

お

王偉光 95
王一夫 258
王懷寧 71, 72
王岳平 163, 188, 201
王建 313
王養惠 118
王林生 26, 84, 85, 86, 88, 114, 116, 155, 157, 160, 222
大型外貿企業集団 235
「大型単機和成套設備輸出…管理弁法」 242
オーバーホルト 336

か

カーテン 327
「外匯管理暫行条例」 226
「外匯管理条例」 239
外貨買取制 238, 239
改革・開放から今日にいたる保護政策 141
改革・開放後中国の対外貿易の総体政策 139
改革・開放後の対外貿易・重要な戦略的地位 109
改革・開放政策 287, 462
改革・開放前時期の垂直型国際分業 117
改革・開放前対外貿易・物資調節器の役割 109
改革・開放前中国の対外貿易の総体政策 138
改革・開放前の保護貿易 141
改革の長期目標・社会主義市場経済体制 93
外貨市場 167
外貨建株式発行 167
外貨調整市場 235

- 外貨調整センター 233, 239
- 外貨の定額請負 228
- 外貨売却制 238, 239
- 外貨留成 230, 232, 233, 235
- 外貨留成制度 230, 233
- 外貨留成比率の全国統一化 235
- 外向型経済 312
- 外向型経済発展戦略 131, 167
- 外交に奉仕(従属)する対外経済関係 168
- 外交の新規まき直し(另起炉灶) 17
- 外国為替管理の刷新 238
- 外国為替指定銀行 238
- 外国側の株式支配 154
- 外国工事請負にともなう貨物 255, 260, 262, 263, 264, 265, 266, 267
- 外国市場指向型(輸出指向型)進出業種 198
- 外国資本の支配する企業主体 180
- 外国政府借款 172, 173
- 外来経済 148
- 外債の発行の開始 166
- 外資依存型の経済成長 9
- 外資側の持ち株比率の制限 151
- 外資企業損益自己負担(独立採算制) 235
- 外資系企業・社会主義経済体制の侵蝕・崩壊 152
- 外資系企業投資案件投資比率条件 184
- 外資系企業投資案件の手続き 184
- 外資系企業と民族企業と競争 148
- 外資系企業に対する外貨管理 238
- 外資系企業に対する過度の優遇条件 159
- 外資系企業に対する国民的待遇条件 159
- 外資系企業に対する優遇措置 177
- 外資系企業の業種別主要進出動機 217
- 外資系企業の経営支配権 151
- 外資系企業の自動輸入 244
- 外資系企業の投資としての輸入設備・資材 255
- 外資系企業の特化度 6, 192
- 外資系企業の輸入加工貿易とその原因 273
- 外資系企業の輸出入 261
- 外資系銀行・金融機関外貨業務経営の認可 168
- 外資直接投資導入政策 6, 173, 177
- 外資直接投資導入の代価 219
- 外資直接導入の利益 218
- 外資投資許可・奨励業種 157, 158
- 外資投資禁止業種 158
- 外資投資産業目録 174
- 外資投資制限業種 158
- 外資投資と民族経済との間の衝突 148
- 外資投資の侵略性 144
- 外資投資比率制限 149
- 外資投資分野の限定 149
- 外資導入と技術改造 167
- 外資独資企業 144, 177, 180, 181, 222, 230, 231, 233, 271, 285
- 外資と民族資本の資本蓄積の格差の拡大 220
- 外資に対する輸出入商社経営の自由化 285
- 外資による産業支配 8
- 外資による土地開発 167
- 外資の各種経済活動への参加の許可 167
- 外資の経済支配力 9
- 外資引き込みによる企業改造 167
- 「外商投資企業批准証書」 250
- 「外商投資項目不予免税的輸入商品目録」 256
- 「外商投資産業指導目録」 151, 158, 177, 182, 184, 185, 256
- 買付計画 231
- 「開展…加工装配和…補償貿易弁法」 166
- 開放型貿易政策と調節型貿易政策の結合 139
- 開放型保護政策 140, 141
- 解放前中国における外資直接投資 6
- 解放前と今日の外資直接投資のちがひ 161
- カウンタートレード 116
- 科学技術労働商品 128
- 革命造反外交 34
- 加工貿易 7, 167, 244, 250, 254, 256, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 269, 270, 271, 272, 273, 274, 275, 277, 283, 284, 313, 445, 446, 450
- 華国鋒政府活動報告 48
- 価値移転 119, 120
- 価値の無償移転=価値収奪 25
- 各国の主権と領土保全の尊重 34
- 合作開発 172, 180
- 合作企業 147, 148, 153, 154, 166, 172, 180, 212, 233, 237
- GATT 287
- GATT加盟 334
- GATT原締約国 288
- GATT35条 299, 348, 349
- GATT33条 297, 299
- GATTの地位回復 287, 328, 329, 353
- GATTの地位回復の申請 136, 220, 226
- 「過渡的な資本主義」 68, 70
- 株式投資企業 172
- 加盟議定書 320, 324, 325, 328, 330, 395, 413
- 「貨物自動輸入許可管理弁法」 243
- 「貨物輸出入管理条例」 239, 241
- 「貨物輸入指定経営管理弁法」 240, 249

- 「関于外貿体制改革意見の報告」 229
「関于外貿体制改革若干問題的規定」 232
「関于經濟体制改革的初步意見」 92
「関于国有企業…改革和發展…問題的決定」
94
「関于…改革和完善對外貿易体制…決定」 234
「関于鼓勵外商投資的規定」 174
「関于停弁外匯調劑業務的通知」 239
「関于出口許可証制度的暫行弁法」 226
「関于進一步改革外匯管理體制的公告」 238
宦郷 52
関税及び増値税の免除 179, 182, 256
関税讓許 288, 300, 320
関税数量制当 243
関税率引き下げ 281, 285
カンター 354, 355, 356
広東省、福建省・特殊政策・貿易活性化措置
228
- き
- 機械・電気製品の輸入 244, 245, 246
技術革新メカニズム 458
技術革新力 454, 456
技術指向發展戰略論 129
技術貿易 58, 117
「技術輸出入管理条例」(2002年1月) 239
寄生的な、腐朽しつつある資本主義 61
「機・電製品自動輸入許可管理實施細則」 244
「機電產品進口管理弁法」 243
機動性変則貿易 258, 261, 270, 272
木下悦二 25
キャッシュ 379
仇啓華 65, 132, 67, 69, 142, 81
旧式の自然發生的分業 99
99年4月案 385
99年10月合意案 389
急進的經濟政策の下で生まれた捷徑主義 9
旧中国における外資系企業 143, 145, 146
強權的な政治と經濟上の優位 144
共産主義社会 89, 94, 97, 100, 101, 107
教条的社会主义理想像 46
強制的認証制度実行…機械・電気製品 245
競争的市場統合の社会的機構 120
協調管理型貿易政策 140, 141
「求同存異」(異を認めつつ同一の方向を探す)
135
許可証管理 227, 234, 236, 241, 242, 246
極端な民族主義的社会主义經濟建設路線 161
許涤新 143
金融寡頭制 59, 66
- く
- 「食い潰し改革」 459
具体的労働と抽象的労働の対立・分離 98
クリストフ 364, 369
クリントン 328, 356, 370, 376, 379, 381
- け
- 計画的商品經濟理論 92
經濟技術開發区 167
經濟建設における「左」の誤り 86, 88
經濟主体・直接的組織化・社会有機的共同体
90
「經濟体制改革…党中央委員會の決定」 93
經濟的主權と獨立性 151, 152
經濟特区 140, 168, 229, 233, 245, 246,
250, 324, 334
經濟封鎖・禁輸の包圍網 15
「結匯、售匯及付匯管理暫行規定」 238
研究開發 456, 457, 459
現行世界政治經濟秩序を徹底否定 4
現代資本主義の相対的に安定的發展の状況
73
「現代資本主義論」 58
現代修正主義 41
現代修正主義の所謂“國際分業” 41
現代世界における主要矛盾 31, 32
現代における世界戦争の抑止力 78
現地立地型業種 211
- こ
- 項懷誠 381
恒久的最惠国待遇 315, 348, 359, 368
恒久的対中最惠国待遇 373
國際市場價值論 120, 122, 126
公正で、合理的な新經濟秩序の確立の關い
75
向ソ一辺倒政策 17, 21, 31, 40
江沢民 355, 366, 379, 381
江東虹 340
合弁形態 144, 145, 177, 180, 221, 222
黄方毅 125
工資結合 228, 229
合法的かつ公平な國民的權利の保護 160
「公有制・多様な所有制・共同發展」 96
公有制を主体とした所有關係 101
吳儀 131, 132, 236, 330, 334, 354, 355,
356, 379
吳基伝 367
谷永江 325
国营貿易管理制度 248

- 国营貿易企業 248, 249
 国際価値 117, 118, 119, 127, 128
 国際価値・客観的な経済カテゴリー 117
 国際価値の客観的存在性 117, 118
 国際価値否定論 118
 国際価値論 117, 122
 国際間の不等価交換の問題 42
 国際共産主義運動の世界性 32
 国際競争力指向戦略 126
 国際市場価格を基礎とした価格設定方式 43
 国際生産価格 120
 国際大循環経済貿易発展戦略 129
 「国際大循環論」 313
 国際的搾取 36, 120
 国際的独占 66
 国際的な生産関係 115
 国際的不等価交換 25
 国際的平和民主陣営と帝国主義侵略陣営 21
 国際的…ルールに準拠した経済関係 160
 国際独占資本の闘争の主要な形式 73
 国際分業 114, 115, 122, 153, 304
 国際分業・労働節約・資本蓄積の積極的推進 109
 国際紛争の平和的解決の趨勢の発展 53
 国際貿易関係・不等価交換＝国際的搾取 84
 国際貿易における不等価交換の解消 43
 国産化率規定 327, 335
 国産化率要求 426
 国内革命戦争 64, 79
 国内加工販売用輸入原材料 261, 262, 263
 国内企業あるいは国内産業概念 149
 国内高価買付、低価格輸出競争 139
 国内市場開発型直接投資導入 222
 国内市場市場指向型進出業種 203
 国内付加価値率 274
 国民経済の効率的社会的分業 108
 国民車構想 427
 国民的価値と国際価値の間の差の縮小 128
 国民的生産力発動・総動員体制の枠組 107
 国連特別総会 15, 37
 国連復帰(1971年) 34
 コム 13, 14, 15, 16, 17, 39
 呉承明 143
 個人の生産手段に対する所有権の実現方式 102
 コスモポリタンな人間労働 117
 国家外匯管理総局の創設 166
 国家計画委員会 47, 177, 178
 国家経済安全・外資系企業導入制限論 150
 国家主権と安全 156, 158
 国家統制型保護貿易の理論と政策 40
 国家独占資本主義 5, 57, 59, 60, 132, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 78, 79, 81, 82, 173
 国家独占資本主義第三段階論 69
 国家独占資本主義の国際的側面での特徴 71
 国家独占資本主義の連合、協調、協力 73, 74
 国家による貿易の統一計画 225
 国家の経済的独立の保護 151
 国家の経済的独立の保護 159
 国境小額貿易 255, 259, 264, 265, 266, 267, 268, 269
 個別企業輸出赤字に対する財政補填の取消 235
 混合所有制 95, 102, 104, 105, 106, 107
 今後の外資直接投資の基本的な見通し 165
 今日の民族経済保護 156
- さ
- サービス貿易 117, 184, 185
 財貨・サービス・技術貿易の相互融合発展 132
 最恵国待遇 298, 299, 305, 436
 財政請負 228
 作業部会報告書 406, 413
 サザランド 325, 332
 産業内貿易 7, 275, 276, 277, 278
 産業発展と地域発展の結合 130
 産銷結合 228, 229
 “三道防線、一面出撃” 133
 「三来一補」 175, 313
- し
- 自家用輸入設備・資材 261, 262, 263, 264, 265, 268, 269
 資源集約的産品の輸出 125
 資源の独占的収奪論 3
 自己完結型・鎖国封鎖型国民経済の建設方式 22
 自国経済の積極性・世界経済の動態の結合 160
 自己収斂型対外経済関係構築 23
 自主型輸出戦略 133
 「市場をもって技術と交換」 221
 「市場をもって技術と交換する」 462
 自然経済思想 86, 89, 90, 92
 自然経済段階 95
 自然史的過程 97
 自然発生的な分業の最高の形態 99
 実際の経営管理決定権掌握状況 156
 指定経営貨物 244

- 指定経営管理制度 249
 指定経営管理対象品リスト 249
 指定経営企業 249, 250
 指定経営資格 250
 私的労働と社会的労働の対立・分離 98
 「指導外商投資方向規定」 182, 184
 「指導外商投資方向暫行規定」 174, 177, 182
 指導性計画 140, 230, 231, 236, 237
 自動輸入許可管理 243, 244, 246, 247
 「資本家の国際的独占団体」 66
 資本主義か社会主義かの闘争 33
 資本主義から社会主義への移行 70
 資本主義国のプロ…とブルジョ…の矛盾 31
 「資本主義の最高の段階としての帝国主義」
 13, 18, 19, 36, 48, 55, 60, 61, 67,
 68
 資本主義的国際分業 41, 115, 116
 「資本主義的最強国による…領土的分割」
 67
 資本主義的搾取関係の止揚 24
 資本主義的搾取・資本主義的外国貿易の本性
 25
 資本主義統一世界市場の崩壊 111
 資本主義独占段階・資本主義の最後の段階
 64
 資本主義に対する社会主義の絶対的優位性
 161
 資本主義の社会主義への過渡期 64
 資本主義の全般的危機論 111
 資本主義の長期生命性 4
 資本主義の特殊の段階としての帝国主義 59
 資本主義の腐朽化 55
 資本主義の復活したソ連 38
 資本主義発展の第三段階 67, 70
 資本の原始蓄積段階 69
 資本の社会化の新たな水準 72
 資本の有機的構成と労働生産性国際差異 119
 死滅しつつある資本主義 5, 21, 23, 54,
 59, 64, 65, 68, 70, 79, 82, 96
 死滅しつつある帝国主義 3, 21, 92, 146
 社会主義革命 29, 48, 51, 65, 73, 79, 81,
 88
 社会主義革命および民族解放革命の時代 30
 「社会主義革命の前夜」 13, 51, 128, 65,
 73, 74, 79, 82, 96
 社会主義企業の相対的独立計算単位 85
 社会主義兄弟国間の計画貿易と経済協力 41
 社会主義計画経済の優越性 21
 社会主義経済において商品が存在する根拠
 84
 社会主義建設の総路線 89
 社会主義現代化の前提条件=平和の保障 49
 「社会主義国際分業」 40, 41
 社会主義国民経済・対外貿易の必要性 42
 社会主義混合経済論 77
 社会主義再生産過程における不均衡 42
 社会主義市場経済 4, 93, 96, 98, 107,
 108, 112, 116, 132, 148, 159, 163,
 323
 社会主義市場経済体制 323
 社会主義諸国間の経済関係 40
 社会主義陣営の崩壊 40
 社会主義制度下における国家資本主義経済
 71
 〈社会主義世界体制〉の成立 33
 社会主義体制擁護論 150
 社会主義的改造 90
 社会主義的改造実施以前の一部外資の利用
 145, 146
 社会主義と共産主義の世界的な勝利の時代
 30
 社会主義と資本主義との間の矛盾 32, 33
 社会主義へ移行しつつある資本主義 68
 「社会主義への移行の始まり」の時代 74
 社会主義への直接的過渡的な…帝国主義 64
 社会主義民族経済擁護論 150
 社会主義労働の直接的な…社会的労働 99
 社会帝国主義 4, 34, 43, 48, 58
 社会的生産の専門的分業の高度の発展 95
 社会的分業による労働の社会的形式 96
 社会的分業は商品生産、市場経済の前提 95
 社会的平均的必要労働時間 120
 社会的労働 41, 87, 116
 上海浦東新区の開発と開放 167
 周恩来 13, 45, 46, 47, 91
 重化学工業化に外資の導入を…戦略 123
 周漢民 439
 就業機会の増加 159
 重工業現代化、資本・技術集約型製品の輸出
 130
 重工業発展に必要な技術と物財の輸入 129
 重工業優先発展による…開発方式 26
 「重点中古機電製品輸入目録」 248
 重点的外資導入誘導の方向 177
 自由貿易主義的国際分業 116
 自由輸入貨物 243
 重要工業品自動輸入許可管理品目 245
 14都市への外資導入・国境経済合作区を創設
 168
 授權条項 345
 “主権喪失・国威失墜” 47
 主権領土の尊重 21

主体的国際競争力創出・競争環境整備、調整
128

「出口農副産品基地和工業品専廠…弁法」 47

朱鎔基 369, 373, 376, 377, 379, 384

主要農産品に対する国家計画買付・計画販売
90

ジュン・ウォン 338

純粋民族資本 147

捷徑主義 462, 468

小私有制経営経済構成体 102

消費者の権利の保護 159

商品経済と市場経済の区別 94

商品生産、市場経済存在の根底的基礎 95

商品別商会 236

肖楓 51, 61, 62, 64, 70, 72, 74, 75, 78

庄凌 128, 129

奨励項目 151, 174, 177, 178, 179, 182,
183, 184, 185, 256

徐華 131

徐冠華 463

初級段階の社会主義の理論 93

植民地主義 13, 36, 50, 67, 73

植民地体制一掃の時代 30

植民地、半植民地国 147, 153

諸侯経済 234

ジラル 295, 355, 357, 413

自力更生 41, 49, 86, 91, 147, 157

自立的国民経済の建設 145, 146

指令性計画 92, 99, 107, 140, 230, 231,
232, 236, 259

沈覚人 294

新式分業・直接的な社会分業・自覚性、計画性
101

「進出口商品検査条例」 167, 226

新植民地主義 67

新中国建国後ソ連からの外資導入 145

人民元經常項目の自由な兌換 238

人民元の交換性 343

侵略政策と戦争政策 48

侵略的外資系企業 146

人類社会発展の決定的な要因 30, 31

す

スイス・フラン建パーター貿易記帳決済方式
43

垂直型分業 275, 277

水平型分業 275, 276, 277

数量割当 227, 234, 236, 241, 242, 243,
246, 248

スターリン 19, 20, 21, 23, 29, 55, 58,
59, 84, 111

スパーリング 382

せ

政企職能分離 229

制限項目 174, 177, 179, 183, 184, 185,
198, 254

制限輸出貨物 241

生産者の公平・平等な権利の保護 159

生産手段の共同所有 99

生産手段の公有制と指令性計画経済 99

生産手段の公有制の優位…商品経済 92

生産手段の公有制を主体…下での分業 100

「生産と資本の集積」 66

生産の国際化 116

生産要素市場と要素価格形成のメカニズム
94

生産力水準が低い段階にある中国社会主義
82, 83

生産力の高度に発展した未来社会の素描 97

政治主導突出型の国民経済構築論理 78

成熟資本主義を経ないで転換した社会主義
82

正常貿易関係 401

製品のすべてを直接輸出する許可項目 183

製品輸出外資系企業 174

政府間協定貿易項目の輸入 250

政府間貿易協定 43

「セーフガード措置条例」 239

ゼーリック 409

世界銀行 303, 307

世界経済の新しいグローバル化の段階 160

世界経済貿易の主流 136

世界戦争 29, 38, 45, 64, 73, 78

世界熱核戦争 33

世界の運命を決する要因 33

世界の主要な基本矛盾 31

「世界の分割」 59, 64, 66

世界の歴史の車輪の前進…革命的原動力 36

世界八十ヶ国共産党・労働者会議 30

世界変革の原動力 4

世界を脅かす帝国主義超大国 38

石広生 371, 378, 380, 403, 409, 414

薛榮久 19, 20, 24, 40, 41, 43, 109, 110,
113, 115, 116, 118, 126, 258, 130,
131, 133, 139, 140, 163, 169

錢嘉東 294

錢其琛 361

1958年価格を基礎とした取引価格設定方式
43

1986年のGATTの地位回復申請 7

全国際ブルジョア階級に反対する闘争 74

- 全国的収支の統一計算（「統収統支」）体制 232
 全国統一輸出体制の構築 234
 先進技術外資系企業 174
 先進資本主義国に先行した中国社会主義 97
 漸進的な平和的変革の道 34, 49
 全人民所有制内部における商品交換関係 23
 〈戦争〉でない〈革命〉 34, 49
 「戦争と革命」の時代 30, 31, 39, 40, 45, 46, 53, 166
 「戦争と革命」の時代認識との訣別 45, 47
 「戦争に備えて」 78, 79, 88, 90, 166
 戦争抑止力の有効な条件 49
 全体を包括する単一の世界市場の崩壊 19
 選択的セーフガード 301, 302, 325, 350
 センダロフ 42
 船舶輸入管理 248
 一般的な国際分業の否定 84
 全面的な輸出志向戦略 125
 全輸出赤字を全輸入黒字で埋め合わせる 225
 戦略的貿易統制 14
 戦略物資禁輸強化措置 15
- そ
- 双贏 390, 391, 399, 429, 464
 相互不可侵 21
 「相互防衛援助統制法」（通称バトル法） 15
 総体的社会経済制度としての帝国主義 54
 相対的優劣思想という合理的真髓 114
 増値税 186, 200, 251, 253, 254, 255, 256, 257, 274
 桑百川 92, 95, 153, 155, 156, 158, 159, 163, 164, 218, 219
 ソ修覇権主義 35
 「ソ同盟における社会主義の経済的諸問題」 19, 22, 23, 55
 ソ米両覇権主義国 38, 48
 ソ連共産党第20回大会 31
 ソ連社会帝国主義との関係 39
 損益自己負担 229, 233, 234, 237
 損益自己負担請負経営責任制 235
- た
- 第一次産品の競争力指数 282
 打掃干净屋子再請客 17
 対外経済関係の捨象あるいは軽視論 3
 対外経済貿易体制改革と貿易成長方式転換 132
 対外経済貿易発展戦略 123
 対外経済貿易発展の…総合力結集戦略 132
 対外借款 169, 171
 対外政治経済に関する中ソ対立根本問題 31
 「対外貿易地方進出管理試行弁法」 226
 対外貿易「強化価値創出発展戦略」 128
 対外貿易経営権 6, 228, 235
 対外貿易権 344, 357
 対外貿易・資源の効率的配置・経済発展 109
 「対外貿易進出管理試行弁法」 226
 対外貿易専業総公司 167, 228, 229, 232, 259
 対外貿易に対する二級管理体制 227
 対外貿易の財務体制の改革 231
 対外貿易の倍化価値利益 128
 対外貿易部傘下の輸出入総公司系統の機構 225
 「対外貿易法」 239
 「大経貿」戦略 132
 第5期全国人大第4回会議の政府活動報告 166
 第三次科学技術革命 55
 第三次世界大戦の発生の可能性 29
 第三世界諸国と人民の団結と連合 37
 第三世界の主力軍としての役割 38
 第三世界の帝国主義戦争抑止力 59
 大使館爆撃事件 379, 380
 体制的、制度的に組み込まれた搾取 4, 44
 対ソ同盟関係 21
 対中経済封鎖・禁輸網 15
 対中経済包圍網戦線 15
 对中国向け禁輸リスト 16
 対中特別措置 419, 420, 421, 437
 対中PNTR 402, 403, 404, 438, 439
 対中封じ込め政策 290
 対中貿易統制 14
 対帝国主義戦略と世界共産主義革命戦略 31
 第二次大戦後国際的な資本運動・条件変化 62
 第二世界 36, 38, 43, 58
 対日輸出競争力 281
 「大釜の飯を食う」 232
 対米、対日貿易等…垂直分業型特徴 277
 対米輸出競争力 281
 「大躍進」政策 83
 対立する二つの社会体制の闘争の時代 30
 戴倫彰 114, 117
 第6回国連特別総会におけるの鄧小平演説 36
 台湾のWTO加盟条件 8
 台湾のGATT脱退 288, 289, 432
 台湾問題 402, 403, 414, 433, 435, 436
 高い輸入依存型構造 279
 多国籍企業の大きな発展 72
 他国にたいする不侵犯 34
 他国の内政にたいする不干渉 34

WTO 287, 353
WTO加盟国との二国間交渉 8
ダンケル 293, 294

ち

地位回復三原則 298
地域的自給自足体制の構築 90
知的財産権 326, 334, 339, 358, 426, 455
地方外貿公司 228, 229
地方の損益自己負担 228
中央政府による指令性計画 5
「中外合弁対外貿易会社…規則」 241
「中華人民共和国外匯管理条例」 238, 239
「〈中華人民共和國海関法〉の改訂…決定」
239
「中華人民共和國憲法」 166
「中華人民共和國中外合資経営企業法」 166
中華人民共和國の外交政策の原則 12
中間地帯論 34
中継貿易 167, 257, 259, 260, 265, 266,
267, 268, 269, 275
中古機械・電気製品 247, 248
中国側が株式支配している合弁・合作企業
154
中国側の株式所有比率 155
中国側の指導的立場堅持の規定 149
中国機械・電気製品輸出入商会 242
中国共産党指導の反帝反封建民族解放闘争
18
中国経済の発展段階 95
中国（国有・集団企業）資産価値保全・増殖
158
中国作業部会 295, 357
中国式の輸出代替の道 125
中国自体の世界における地位の向上 39
中国社会主義初級段階の基本的経済制度 96
中国人民政治協商会議第一回全体会議 12
中国対外承包工程商会 242
中国対外経済貿易の総体政策 276, 140
中国対外経済貿易発展理論 112, 120
中国WTO加盟後対外経済貿易の総体政策
139
中国に対する選択的貿易統制 14
中国の外資利用と対外貿易の相互作用 134
中国の国際分業への参加 116
中国の対外経済政策 287
中国の対外経済貿易の発展問題 112
中国WTO加盟賛成派或は支持派の見解 136
中国の輸出競争力 282, 284
中国民族経済の対立物 148
「中西部地区外商投資優勢産業目録」 181,

182, 184, 256
中ソの対立 40, 43
中ソ貿易 43
中ソ論争 34
超越的な理想主義 166
趙紫陽 294, 313
張世賢 151
朝鮮戦争の勃発 12, 14
超大国に反対する主要な力 36
超大国の収奪と搾取 36
直接的社会主義革命への展望の後退 53
陳偉 114, 116, 117, 118, 127
チンコム 16, 39
陳德照 111
陳炳才 452
陳隆深 117, 119, 122

つ

通常貿易 7, 252, 254, 255, 258, 259, 260,
261, 262, 263, 264, 265, 266, 267,
268, 269, 270, 271, 272, 275

て

帝国主義一般 36
帝国主義概念 51
帝国主義が社会主義革命の前夜 13, 59, 68
帝国主義国からの外資進出全般の否定 145
帝国主義国対外侵略に有利な国際分業理論
114
帝国主義搾取論 44
帝国主義時代の特徴と異なる点 71
帝国主義諸国間の不均等発展 73
帝国主義諸国間の領土…争奪・新たな戦争
64
帝国主義戦争 5, 32, 45, 48, 54, 64, 65,
74, 77, 79, 80, 83
帝国主義戦争の抑止力の発展 52
帝国主義的国際分業 116
帝国主義的対外政策 79
帝国主義との闘争 31
帝国主義とは資本主義の独占的段階 59
帝国主義とプロレタリア革命の時代 29
帝国主義に対する直接対立物・中国革命 96,
97
『帝国主義による植民地原料の略奪』 42
帝国主義による植民地収奪 25
帝国主義の眼前の即事的対立物 80
帝国主義の「寄生性」 61, 62, 63, 65
「帝国主義」の時代 74
帝国主義の政治経済上の不均等発展 64
帝国主義の「腐朽性」 59, 65

- 帝国主義の崩壊 30
 帝国主義の歴史的地位 64
 鄭勵志 19, 54, 55, 58, 59, 60
 デーリー 374
 天安門事件 8, 259, 297, 319, 320, 337, 433, 436
 伝統的商品の輸出入パターン 116
 伝統的な民族経済の概念 147
 伝統的民族経済擁護論 149, 160, 161, 162
- と
- 統一世界市場 111
 統一貿易計画 226
 当該国経済 154
 等価交換 85, 118, 122
 等価交換・効率的社会的分業…の組織化 86
 投資受入国の主要利益 154
 投資禁止及び制限項目業種 151
 鄧小平 45, 46, 48, 49, 52, 53, 92, 175, 305, 323, 436, 468
 党第11期3中全会 49, 143, 166, 226
 導入外資数量制限 149
 董輔弼 22, 90
 「当面国家…鼓勵…産業、産品和技術目錄」 256
 当面死に瀕していない生命力…資本主義 54
 当面の世界の主な傾向 34, 37
 独資企業 151, 154, 155, 164, 166, 220, 221, 237, 446
 独占資本主義 3, 5, 18, 56, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 73, 78, 80, 82
 独占資本主義の国家独占資本主義…移行 63
 独占資本と国家政權が相結合 72
 独占資本の支配 56
 独占的要因 119
 「特定機械・電気製品目錄」 246
 「特定機電産品進口管理實施細則」 246
 特定の品種に特化した…基地…工場 47
 「特別義務」 300
 特別義務 301
 独立関税地域 297, 336
 独立自主の経済体系 153
 独立自主の…意思…「有無相通ずる貿易」 44
 独立した完全な経済体系 87
 独立した、完全な工業体系をうちたてる問題 23, 91
 独立した、比較的整った国民経済体系 87
 土地使用権の有償転売 167
 届出制（登記制） 240
 TRIMS 426, 429
 TRIPS 363
- 努力代替型工業化 466, 468
- な
- 内向型経済発展 123
 内向型貿易政策から開放型…保護貿易政策 139
 内向型保護政策の特徴 140
 内向型保護貿易政策 141
 内政不干渉 21
 内藤昭 143
 内陸産品の沿海地域への進出 130
 南方講話 323, 436
- に
- 「ニクソン主義」 39
 ニクソン訪中（1972年） 34
 二元的産業構造・発展への相互制約的關係 129
 二国間交渉 295, 332
 二国間貿易協定 305
 2001年WTOへ正式に加盟 7
 2010年…社会主義市場体制の完整 96
 「日中平和友好条約」 50
 入札競争 237
- の
- 農業における請負責任制 92
 農業補助金 408, 409
 農業を重視し商業を抑える（重農抑商思想） 89
 農産品に対する割当買付 90
 農村労働力…移転と重工業の高度化の結合 130
 農貿結合 228
- は
- バーター貿易 116, 236, 253, 256, 258, 260, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269
 拝外主義 151
 裴長洪 155, 156, 159
 ハイテク産品を輸入し低次加工産品を輸出 278
 配分計画 231
 覇権 35, 36, 48, 50, 51, 52, 53, 54, 58, 75, 79, 82
 「覇権主義」と「強権政治」に対する闘い 75
 バシェフスキー 370, 383
 橋本龍太郎 359, 361
 バターポフ等の著作『国際貿易』 24
 発展途上国資格 326, 328, 329, 347, 354,

356
発展途上国資格問題 324
樊綱 449
半植民地・帝国主義列強の外資系企業 145
半植民地的半封建的経済構造 22
反帝国際共産主義運動の積極的意味 32
反帝国主義社会主義 32, 81
反帝闘争の世界性 32
反帝・反植民地主義・反覇権主義の主力軍
38
反帝反覇権反植民地反人種差別主義の闘争
50
反帝反封建闘争の歴史的位置・前提論理構造
18
反帝民族解放闘争 32
反覇権 51, 53

ひ

PNTR 401
比較生産費説 3, 5, 40, 77, 113, 114,
116, 120, 121, 122
比較生産費説の「合理的真髓」113
比較生産費説の合理的真髓 114
比較生産費説の労働価値論的展開 121
比較生産費理論の理論的位置 113
比較的発達した重工業…未発達な農業 129
比較優位説 304, 466
比較優位の中における国内市場指向型進出
203
比較優位をもつ労働集約的製品の輸出 125
比較劣位の中における国内市場指向型進出
209
非公有制 100, 104
非国营貿易企業 248
非市場経済国家 412, 428
ビジネス情報の国際化 116
「左」の誤り 88, 92
ビッグプッシュ型市場拡大 162
一つの世界体系としての帝国主義死滅過程
81
人と人との間の有機的分業関係 99
非民族企業 155, 164
馮予蜀 291, 292, 300, 337, 351
被抑圧民族と帝国主義の矛盾 31
瀕死の資本主義 20

ふ

フィッシャー 370
フォックス 411
付加価値の増殖、技術進歩 109

付加価値率10~15%を上回るものを国産品
156
腐朽とはっきり相反するような現象 55
二つの形態の公有制 84
二つの超大国 36
物財計画経済 25
物財経済 90, 95
「不適用」条項 291, 300, 349
不等価交換 118, 119, 120
不等労働量交換 119, 120
不平等条件の下での競争の助長 139
不平等条約 144, 145
ブラウン 330, 331
プラント輸出項目 241
ブリタン 358, 368
古い国際経済秩序 58, 122
プロレタリア革命 37, 50, 81
プロレタリア国際主義 37, 41, 50, 51, 74
プロレタリア文化大革命 34, 40, 43, 45,
46, 54, 89
分業と労働の社会的形式 96
分業の固定性、自然発生性…強制性 99
紛争処理 306
分野別譲許 419, 421, 437

へ

閉鎖型経済建設路線 92
閉鎖的な自給自足の経済 90
米ソの対抗と協調の複雑な関係 39
併存する二つの世界市場 4, 19, 37, 110,
111
米中共同コミュニケ 34, 50
平和共存 33, 34, 50, 168
平和勢力が戦争遂行勢力を上回ったこと 53
「平和と発展」の時代 74, 77, 78, 121, 131,
166
平和な経済競争 33
平和の問題と南北問題 52
「辺境小額貿易暫行弁法」167
辺境貿易企業・指定経営管理品の辺境貿易
250

ほ

貿易依存度 308, 312, 316, 447
貿易外貨 230
貿易活動の活性化と発展・貿易体制転換 167
貿易経営権 232, 236, 239
貿易計画体制 230
貿易搾取論 3
貿易における強化された価値の創出 128
貿易における動態的比較優位の獲得 129

貿易の完全な形の国家管理 225
 貿易の国家独占制 6, 138, 225, 226, 228, 234
 貿易の国家独占制をめぐる論争 234
 貿易の利益と国民資産の流出 139
 貿易を通ずる搾取 119
 封建的小生産思想 90
 保護貿易政策から協調管理型政策の転換 141
 補償貿易 172, 173, 175, 229, 253, 259, 260, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269
 「補助金禁止条例」 239
 保税区 167, 250, 257, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 275
 保税倉庫移出入貨物 257, 264, 265, 266, 267, 268, 269
 香港返還問題 293

ま

馬宇 147, 148, 161, 163
 マルクス 13, 19, 48, 27, 38, 49, 50, 60, 61, 68, 70, 81, 89, 90, 95, 97, 98, 99, 105, 114, 121, 128
 マルクス、エンゲルスが描い…社会主義 97
 マルクスの国際貿易理論 114
 「マルクス派の人々の定説的世界市場観」 25, 84, 91
 「三つの世界」 36, 43
 “三つの有利” 158

み

民族企業 137, 143, 147, 148, 149, 150, 153, 154, 155, 156, 159, 222
 民族経済 6, 58, 79, 137, 143, 146, 147, 148, 149, 150, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 160, 161, 162, 164, 219
 民族経済概念捨象論 147, 149, 153, 161
 民族工業 137, 159
 民族国家 51, 82
 「民族主義国」 40
 “民族”の概念 146

む

ムーア 414
 “無原則の右傾” 47
 無政府的競争…を否定した計画経済 24

め

明示的意思表示による外資系企業 144
 免税外貨商品 256

も

毛沢東 12, 23, 30, 34, 37, 49, 91, 145, 314, 468
 「朦朧とした観念論」 466, 467, 468
 モスクワ声明 30
 元の宗主国の経済的な従属的地位 153

ゆ

輸出赤字に対する補填の取り止め 234
 輸出加工区 257, 268, 273
 輸出加工貿易 256
 「輸出貨物退(免)税管理弁法」 251
 輸出競争力 7, 226, 276, 278, 282
 「輸出許可証制度的暫行弁法」 166
 輸出禁止貨物 241
 輸出計画商品の貨源 231
 輸出指向型進出 200, 202, 203, 222
 輸出指向戦略 124, 125, 128, 130
 輸出指定経営 249
 輸出品計画 236
 輸出品生産基地 46, 47
 輸出信用と外国銀行の貸付 172
 輸出制限貨物 241
 輸出品の親企業関連企業内部調達率 283
 輸出専門工場 47
 輸出代替戦略 125
 「輸出入企業経営資格証書」 250
 輸出入損益自己負担の特定三業種模式 233
 輸出入代理制 230
 輸出戻し税制度 251, 275
 輸入加工貿易(進料加工貿易) 254
 「輸入貨物許可制度暫行条例」 167
 輸入関税数量割当内輸入貨物 243
 輸入許可証 242, 247, 248
 輸入禁止貨物 242, 245
 輸入計画 230
 輸入指向型発展と輸出指向型発展の結合 130
 輸入指定経営管理 249, 250
 輸入制限 242
 輸入代替戦略 123, 124, 125, 126, 128, 130
 輸入代替の基礎の上に輸出代替産業の打立 126
 輸入のための輸出 26, 44
 「輸入割当許可証」 246

よ

楊永華 150
 幼稚産業 150, 152, 154, 156

ら

来件装配 175, 229
来様加工 175, 229
来料加工 175, 229, 253
ラミール 398, 399

り

リー・サンズ 359, 364
リース 104, 172, 255, 260, 262, 263,
264, 265, 266, 267, 268, 269
利改税 231
李宗 67, 69, 70, 71, 72
理想主義的な社会主義経済モデル 88, 89
李鵬 297, 358, 367
龍永図 328, 331, 333, 338, 361, 372,
375, 383, 448
劉曉明 402
劉顯銘 293, 294, 329
隆国强 150, 275
劉昌黎 123
凌星光 119, 122
劉仲藜 365
劉力 149, 150
両下一上 225
「両頭在外、大進大出」 167
臨時措置対象貨物の自動輸入許可証 244

る

ルービン 365
ルール表示のバーター貿易記帳決済方式
43

ルジェロ 364

れ

レーニン 13, 18, 19, 20, 27, 29, 32, 36,
38, 48, 49, 50, 51, 52, 55, 58, 59,
60, 61, 63, 64, 65, 66, 68, 69, 70,
73, 74, 79, 89, 95, 105
レーニンの意味の「帝国主義」 36
レーニンの時代の帝国主義 72
聯美反蘇外交 35

ろ

労働価値説的比較生産費説の合理化解釈 121
労働価値説と比較生産費説 114
労働集約型加工 218, 221, 284
労働集約型産業 154, 203, 277
労働集約型産品の輸出 129
労働集約的低次加工や低技術加工輸出 7
労働主体の主観的能動性エネルギー結集論
89
労働生産性の差異・不等労働量交換の縮小
122
労働と労働条件との関係(所有制関係) 99,
101
ローカル・コンテンツ 360, 426

わ

割当入札 242
割当無償入札 242
割当有償使用 242

著者紹介

片岡 幸雄 (かたおか さちお)
1943年 中国生まれ
1972年 大阪市立大学大学院経済学研究科博士課程
単位取得退学
1972年 (財)九州経済調査協会研究員
1977年 第一経済大学助教授兼任
1981年 広島経済大学助教授
1986年 同教授
1987年 北京大学、復旦大学において一年間在外研究
1994年 日本学術振興会派遣・中国国家教育委員会
招聘による北京大学、对外経済貿易大学、南
開大学、復旦大学における半年間の在外研究
〔主要著書・論文〕
『中国における対外貿易論の新展開』(広島経済大学
モノグラフ I)、1984年
『現代世界経済論』(共編著)、税務経理協会、1985年
『世界経済への挑戦—中国対外経済開放政策の理論
的基礎—』(編訳)、1986年
『現代経済学の展開』(共著)、春秋社、1987年
『新アジア』(共著)、上海三聯書店、1989年
『東アジアの経済発展』(共著)、溪水社、1990年
『世界経済与中国』(共著)、経済科学出版社、1996年
その他論文、翻訳多数
〔専攻・担当科目〕
国際経済論、中国対外経済貿易論
住所 広島市安佐南区毘沙門台3-10-29
電話 (082) 877-7403
E-mail : sc-kata@hue.ac.jp

鄭 海東 (てい かいとう)
1958年 中国・上海生まれ
1982年 上海外国語学院日本語科卒業
1893~87年 上海財経大学財経研究所助手
1994年 京都大学大学院経済学研究科博士課程修了
1995年 経済学博士
1996年 福井県立大学経済・経営学研究科助教授
2001年 同教授
〔主要著書・論文〕
『日本最大企業100家』、復旦大学出版社、1995年
「自由放任主義は何をもたらしたか」、『世界』2001
年3月号
「中国経済 好調の死角」、『世界』2001年12月号
その他論文、翻訳多数
〔専攻・担当科目〕
国際経済学、中国経済論
住所 福井県吉田郡松岡町兼定島38-8-1 D-101
電話 (0776) 61-6939
E-mail : zheng@fpu.ac.jp

広島経済大学研究双書第25冊

中国対外経済論

平成16年3月1日 発行

著者 片岡 幸雄・鄭 海東
発行所 株式会社 溪水社
広島市中区小町1-4 (〒730-0041)
電話 (082) 246-7909
FAX (082) 246-7876
E-mail : info@keisui.co.jp
URL : http://www.keisui.co.jp

ISBN4-87440-806-0 C3033